

インデックス・ブレンド

インデックス・ブレンド(タイプⅠ)

インデックス・ブレンド(タイプⅡ)

インデックス・ブレンド(タイプⅢ)

インデックス・ブレンド(タイプⅣ)

インデックス・ブレンド(タイプⅤ)

愛称: My Funds-i

追加型投信

内外

資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2025年1月22日)

この目論見書により行なうインデックス・ブレンド(タイプⅠ)/(タイプⅡ)/(タイプⅢ)/(タイプⅣ)/(タイプⅤ)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年7月18日に関東財務局長に提出しており、2024年7月19日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	37
4【手数料等及び税金】	44
5【運用状況】	48
第2【管理及び運営】	100
1【申込（販売）手続等】	100
2【換金（解約）手続等】	101
3【資産管理等の概要】	102
4【受益者の権利等】	105
第3【ファンドの経理状況】	107
1【財務諸表】	107
【中間財務諸表】	512
2【ファンドの現況】	569
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	574
第三部【委託会社等の情報】	575
第1【委託会社等の概況】	575
1【委託会社等の概況】	575
2【事業の内容及び営業の概況】	577
3【委託会社等の経理状況】	578
4【利害関係人との取引制限】	628
5【その他】	628
約款	629

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

※これらを総称して「インデックス・ブレンド」または「各ファンド」、「各タイプ」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「My Funds-i」とします。）

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	タイプⅠ
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	タイプⅡ
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	タイプⅢ
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	タイプⅣ
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	タイプⅤ

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年7月19日から2025年7月17日まで

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ◆国内外（新興国を含む）の株式、債券、不動産投資信託証券（REIT）等を実質的な主要投資対象*とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(インデックス・ブレンド (タイプⅠ))
(インデックス・ブレンド (タイプⅡ))
(インデックス・ブレンド (タイプⅢ))
(インデックス・ブレンド (タイプⅣ))
(インデックス・ブレンド (タイプⅤ))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象

資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1) 日経 225

(2) TOPIX

(3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

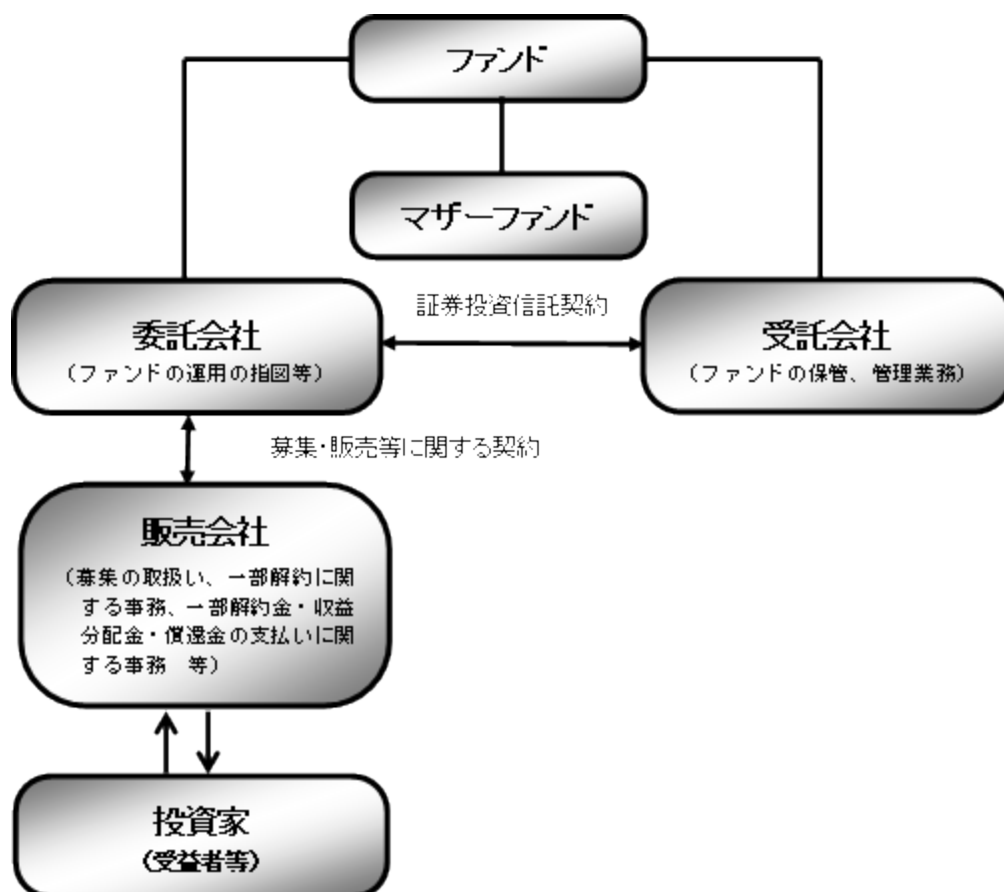
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2017 年 1 月 10 日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

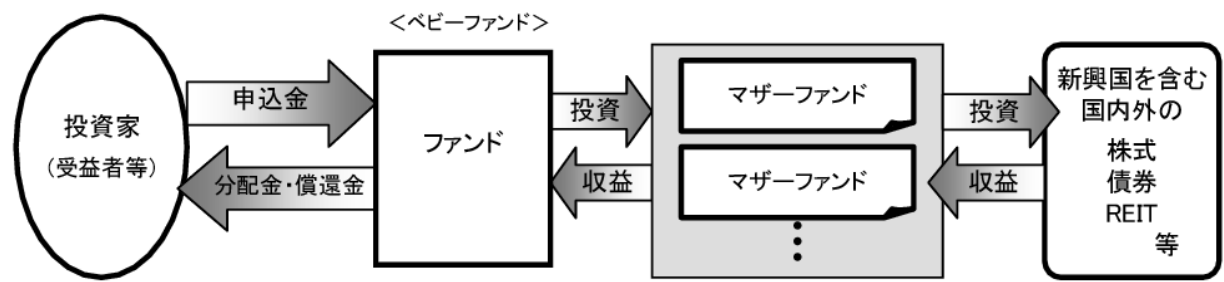


ファンド	インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	インデックス・ブレンド (タイプⅤ)
マザーファンド (親投資信託)	国内株式マザーファンド				
	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド				
	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド				

	新興国株式マザーファンド
	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
	外国債券マザーファンド
	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
	新興国債券マザーファンド
	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
	J-REIT インデックス マザーファンド
	海外 REIT インデックス マザーファンド
	海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

※上記マザーファンドは 2025 年 1 月 21 日現在のものであり、変更する場合があります。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況 (2024 年 12 月末現在) ■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17,180 百万円
- ・ 会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村証券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
- ・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- 「インデックス・ブレンド」は、リスク性資産※への投資比率が低い順に「タイプⅠ」、「タイプⅡ」、「タイプⅢ」、「タイプⅣ」、「タイプⅤ」の5つのファンドで構成されています。

※当ファンドにおいて、投資対象とするマザーファンドが連動することを目指すインデックス等（インデックス）の過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

◆投資対象とする各マザーファンドは、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数	リスク性資産
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	○
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし） ・MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）	○
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券）*1を含みます。）	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース） ・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	米国の株式	S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）（注1） ・S&P 500 配当貴族指数（配当込み・米ドル建て）をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合	
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	○
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）	
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース） ・JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）（注1） ・JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Plus (US ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。	（注2）
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	米ドル建てのハイ・イールド社債	ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）（注1） ・ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス (US ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
J-REIT インデックスマザーファンド	J-REIT*2	東証 REIT 指数（配当込み）	○
海外 REIT インデックスマザーファンド	日本を除く世界各国の REIT*3	S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース） ・S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドル	○

		ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。	
海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界の REIT*3	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円ヘッジ)	○

※上記は 2025 年 1 月 21 日現在のものであり、変更する場合があります。

- *1 Depositary Receipt (預託証券) の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- *2 わが国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。
- *3 世界の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託証券 (一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。) とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

(注 1) マザーファンドでは原則として為替ヘッジを行いませんが、ファンドにおいて為替ヘッジを行なうことで、実質的に為替ヘッジを行なった当該対象指数へ連動する投資効果を得ることを目指して運用を行なう場合があります。

(注 2) 「新興国債券マザーファンド」への投資にあたっては為替ヘッジを行なうことを原則としており、当ファンドにおいて為替ヘッジ後の当該マザーファンドへの投資についてはリスク性資産とみなしておりません。

- 各ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対してそれぞれ以下の比率を中心とすることを原則とします。

タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
30%	43%	55%	65%	80%

・上記はリスク性資産とみなしたマザーファンドへの投資比率の合計とします。

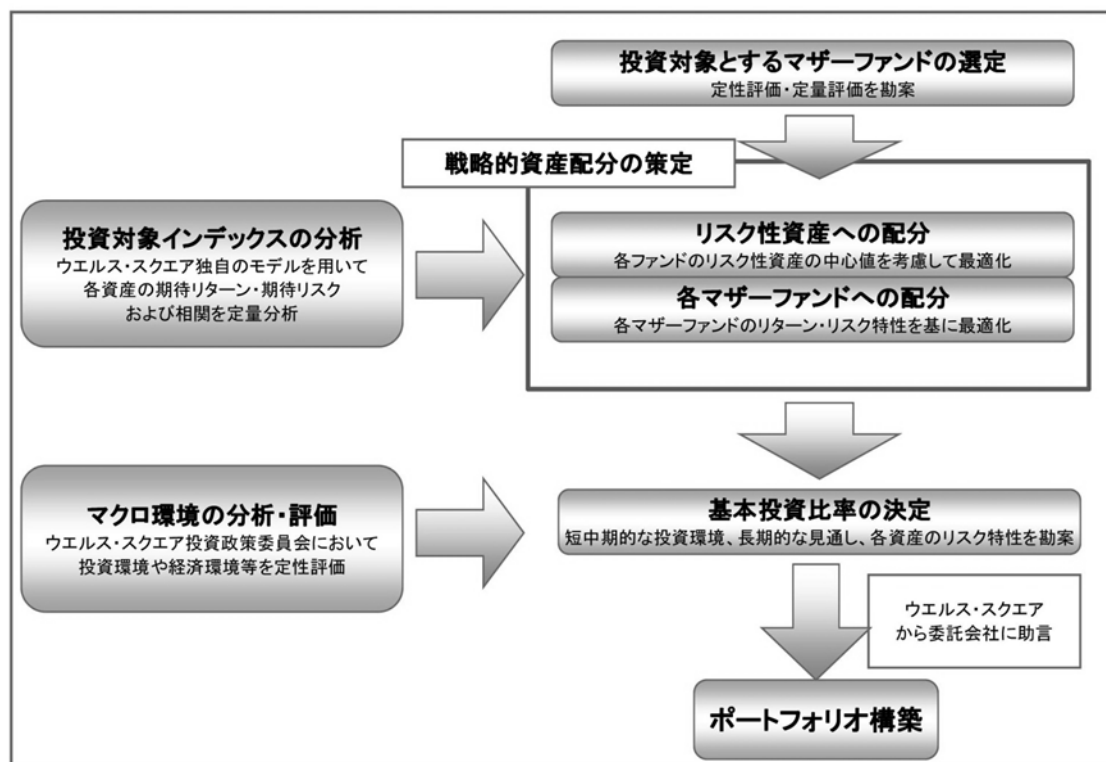
- 株式会社ウエルス・スクエア (ウエルス・スクエア) による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とするマザーファンドおよび各マザーファンドへの投資比率を決定します。

◆ウエルス・スクエア独自のモデルを用いてインデックスを定量的な手法により分析し、リスク性資産への配分および各マザーファンドへの配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

◆戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率 (基本投資比率) を決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

- ◆投資対象とするマザーファンドについては、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とするマザーファンドは各種金融指標の動きを捉えることを目的とするマザーファンドから選定することを基本とします。

■ポートフォリオ構築プロセス■



* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 組入マザーファンドとファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とするマザーファンドは適宜見直しを行ないます。
- 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、マザーファンドもしくはファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。

(参考) ウエルス・スクエアについて

■ウエルス・スクエアの概要■

- ◆株式会社ウエルス・スクエアは、野村グループの資産運用会社で、主にファンドラップの投資運用サービス等の提供を行ないます。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）■

①配当込み TOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有す

る。

- ② J P Xは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P Xは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P Xは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■「MSCI-KOKUSAI 指数」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」■

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係は一切主張することはできません。

■S&P 500 配当貴族指数■

「S&P 500 Dividend Aristocrats Index」(S&P 500 配当貴族指数) (「当インデックス」) は S&P Dow Jones Indices LLC (「SPDJ」) の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R) および S&P^(R) は Standard & Poor's Financial Services LLC (「S&P」) の登録商標で、Dow Jones^(R) は Dow Jones Trademark Holdings LLC (「Dow Jones」) の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスが SPDJ に、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P またはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones

Indices) によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する S&P 500 Dividend Aristocrats Index の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 500 Dividend Aristocrats Index に関して、S&P Dow Jones Indices と野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスと S&P Dow Jones Indices またはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 500 Dividend Aristocrats Index は野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices によって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices は、S&P 500 Dividend Aristocrats Index の決定、構成または計算において野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indices は、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 Dividend Aristocrats Index に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLC は投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indices がかかる証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICES は、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICES は、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICES は、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICES は、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICES のライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICES と野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

■NOMURA-BPI 総合■

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)、 FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)■

「FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」、「FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

■「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバースファイド」、

「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」■

本書に含まれる JP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含まれますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）

を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成された

ものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・イー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス■

「Bloomberg[®]」は、Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

■東証 REIT 指数（配当込み）■

- ①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ②J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を負わない。

■S&P 先進国 REIT 指数■

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販売されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

各マザーファンドへの投資を通じて、国内外（新興国を含む）の株式、債券、不動産投資信託証券（REIT）等を実質的な主要投資対象とします。なお、投資対象とするマザーファンドにおいて効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑥、⑨及び⑪」に定めるものに限り、）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産
 - ・ リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・ 流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・ 前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条

第1項第8号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。)
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。)
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。)
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益

を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. クレジットデリバティブ取引
4. 金利先渡取引※

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

5. 為替先渡取引※

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

6. 直物為替先渡取引※

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
 - ② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
 - ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ## (3) 投資制限
- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資は行ないません。
 - ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
 - ④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。
 - ⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。
 - ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内と

します。

- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内と

します。

- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（米国株式配当貴族インデックスマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ② S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

- ③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資は行ないません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
 - ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
 - ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
 - ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(新興国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド)

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。
- ② ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りです。）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の

動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

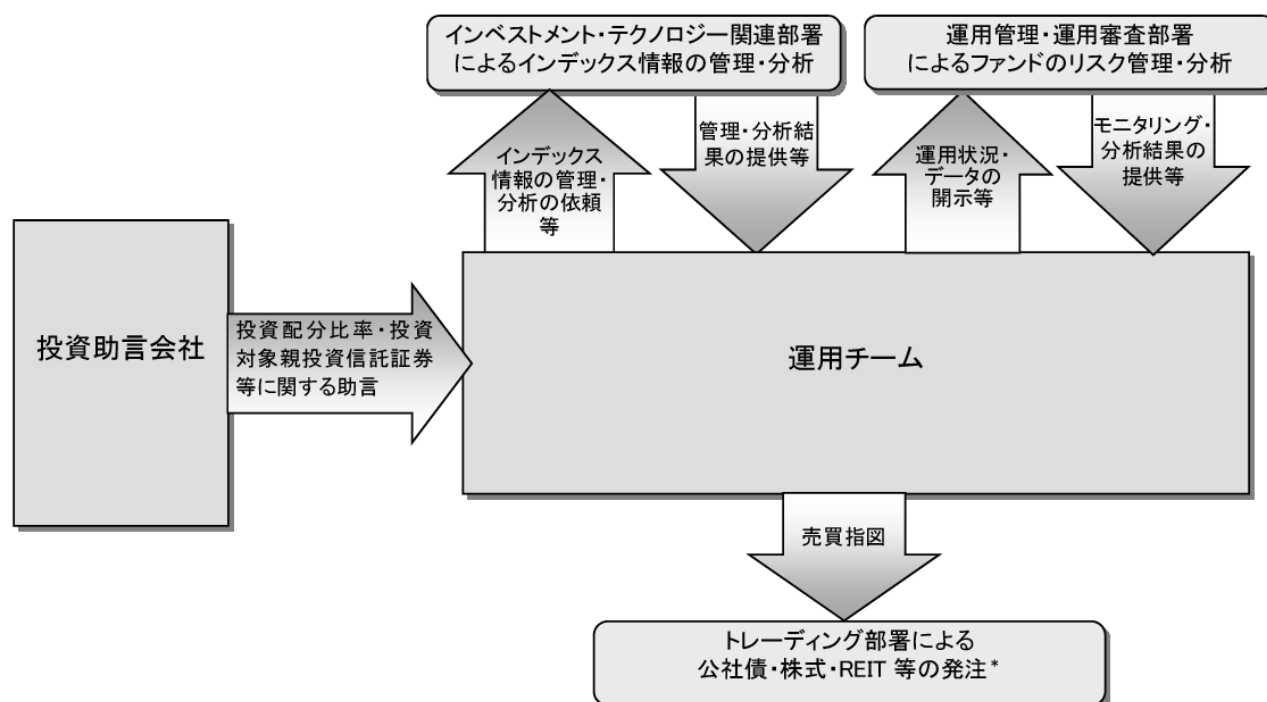
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

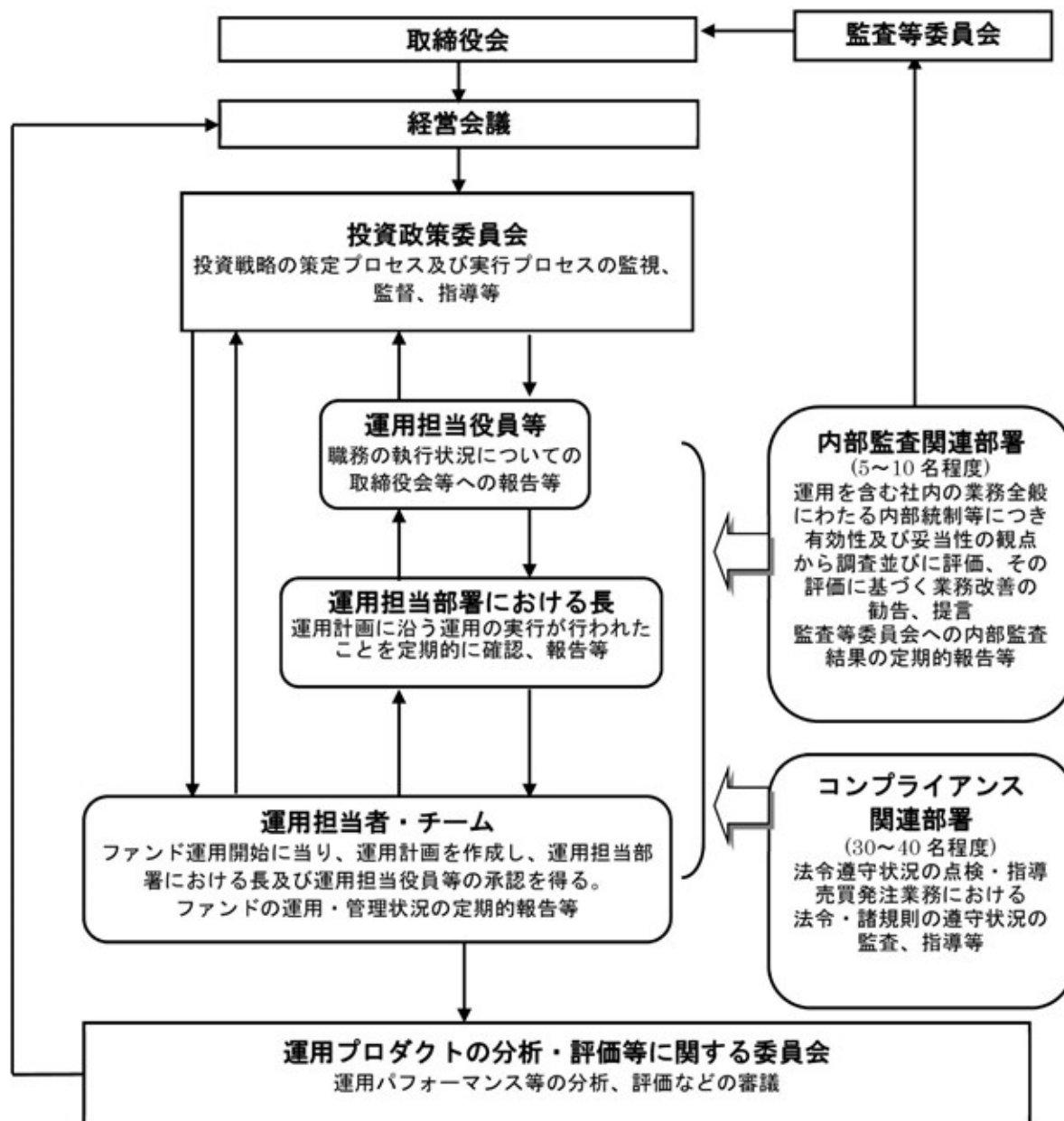


*一部のマザーファンドにおける公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドに代行させます。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ ファンドの決算日

原則として毎年4月22日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

(5) 【投資制限】

①運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限（信託約款）

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲（信託約款）

- (i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ii) 上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲（信託約款）

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ii) 上記(i)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債*の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii) 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iv) 上記(i)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (v) 委託者は、上記(i)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥クレジットデリバティブ取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑧公社債の借入れ(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- (iv) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建価値証券（外国通貨表示の価値証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪直物為替先渡取引の運用指図（信託約款）

- （i）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- （ii）直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （iii）直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- （iv）委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑫資金の借入れ（信託約款）

- （i）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって価値証券等の運用は行なわないものとします。
- （ii）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する価値証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する価値証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する価値証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該価値証券等の売却代金、価値証券等の解約代金および価値証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （iii）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （iv）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の（i）の数が（ii）の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- （i）委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- （ii）当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている価値証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REIT の価格変動リスク]

REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的に REIT に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド社債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、マザーファンドもしくはファンドにおいて為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図りますが、その他の実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合においても、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、投資対象に含まれる一部のマザーファンドにおいてはベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ◆ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ◆REIT に関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ◆ファンドが投資対象とするマザーファンドについては、適宜見直しを行ないます。マザーファンドの増減およ

び入替を行なう際には、一時的にマザーファンドへの投資比率が低下する場合があります。

- ◆ ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
- ◆ 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付を取り消す場合があります。
- ◆ ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

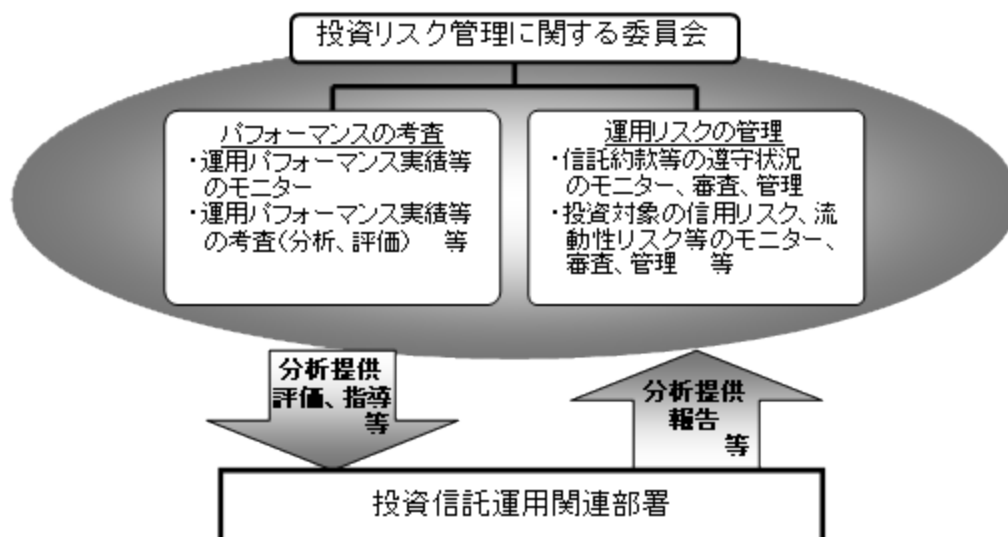
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

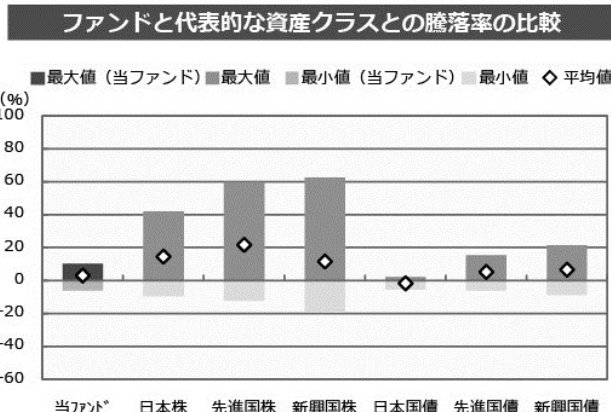
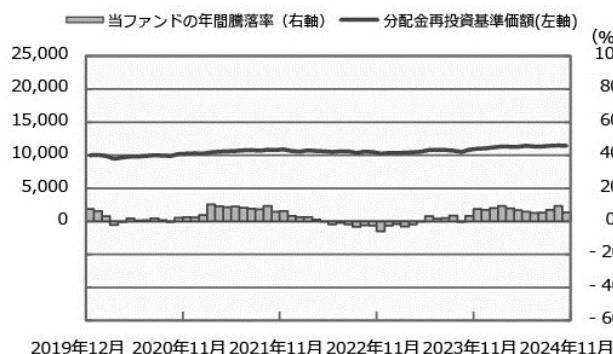
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



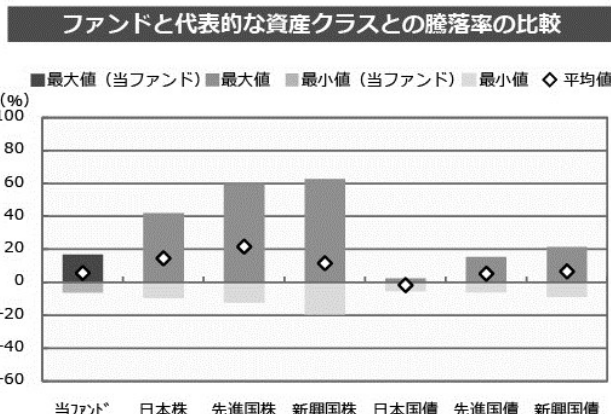
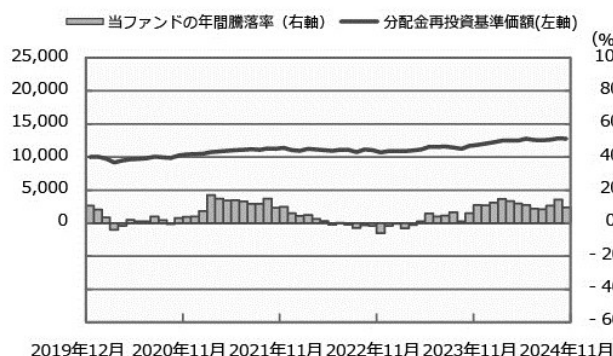
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	10.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.1	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.1	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



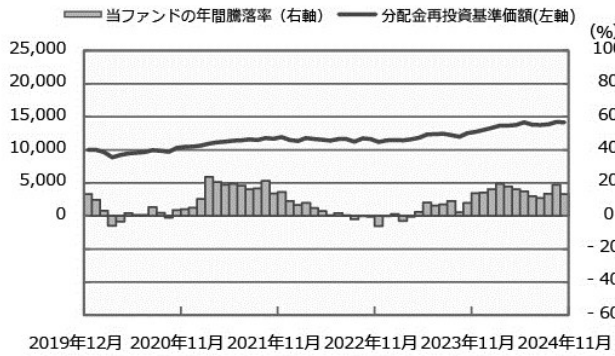
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.9	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	5.6	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

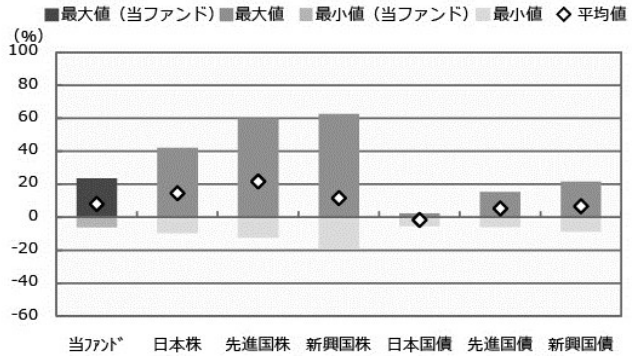
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプⅢ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



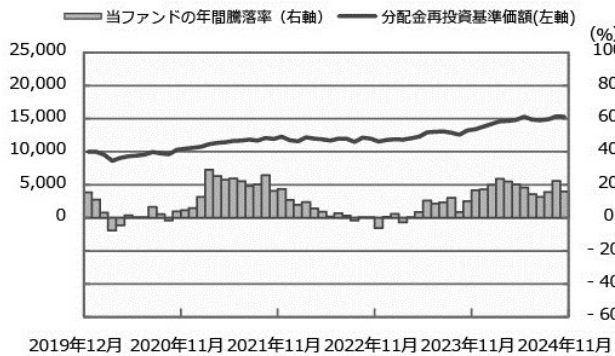
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	23.6	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 6.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	7.9	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

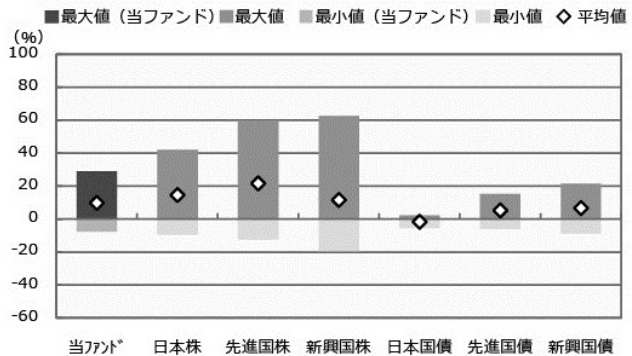
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプⅣ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



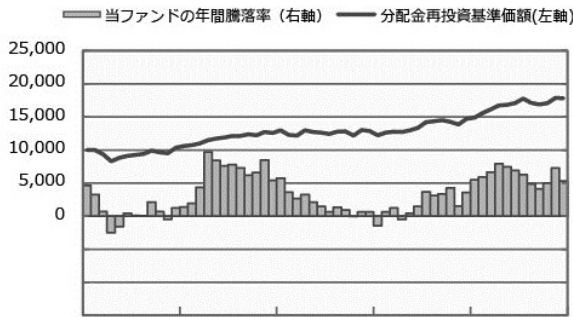
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



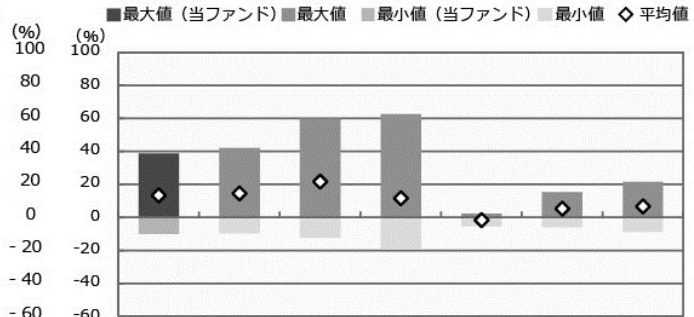
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	29.0	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 7.7	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	9.8	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



2019年12月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月 2024年11月



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国債
最大値 (%)	38.7	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 10.0	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	13.4	14.6	21.6	11.6	△ 1.6	5.3	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年12月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2019年12月から2024年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。

米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り（税抜）とします。

ファンド	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
信託報酬率	年0.528% （税抜年0.48%）	年0.539% （税抜年0.49%）	年0.55% （税抜年0.50%）	年0.561% （税抜年0.51%）	年0.572% （税抜年0.52%）
委託会社	年0.25%	年0.26%	年0.27%	年0.28%	年0.29%
販売会社	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%
受託会社	年0.03%	年0.03%	年0.03%	年0.03%	年0.03%

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担と

し、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

<タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ>

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

<タイプⅣ、タイプⅤ>

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額*をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公

社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。
 （注 2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
 ※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
 ※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

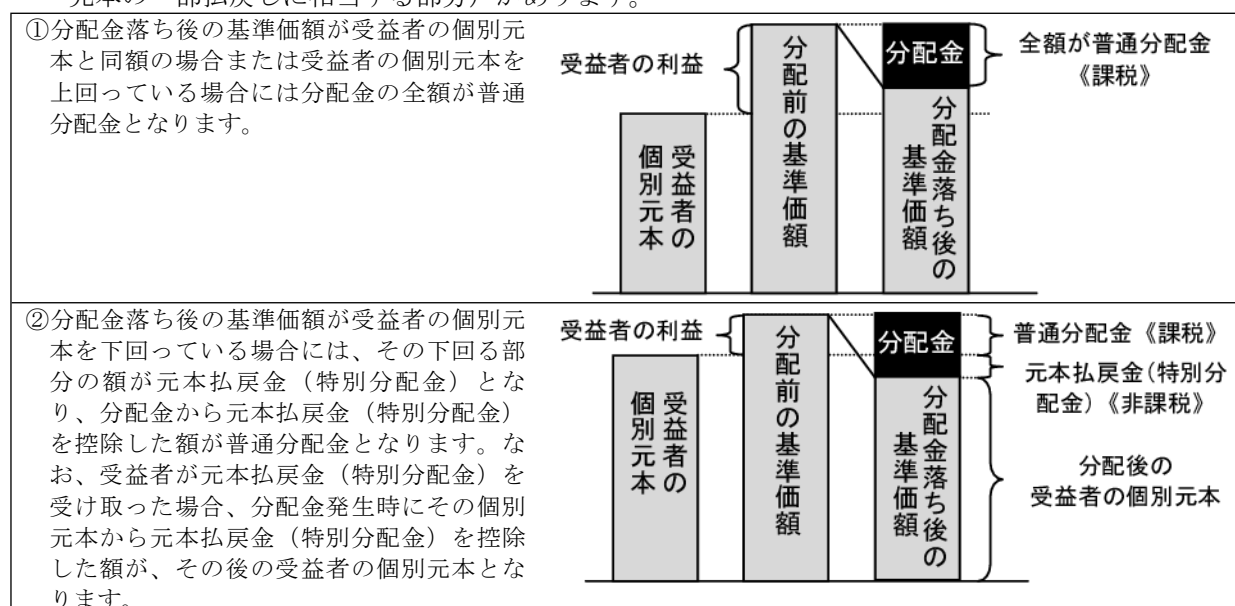
換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。
 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記は 2024 年 11 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

	総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
タイプⅠ	0.56	0.52	0.04
タイプⅡ	0.60	0.53	0.07
タイプⅢ	0.57	0.55	0.02
タイプⅣ	0.60	0.56	0.04
タイプⅤ	0.59	0.57	0.02

(2023年4月25日～2024年4月22日)

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 各比率は、年率換算した値です。

* マザーファンドが支払った費用を含みます。

* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

* その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は 2024 年 11 月 29 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	105,233,880	76.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	31,586,884	23.08
合計（純資産総額）		136,820,764	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	74,899,771	81.37
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	17,140,741	18.62
合計（純資産総額）		92,040,512	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	559,179,158	82.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	115,557,004	17.12
合計（純資産総額）		674,736,162	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	214,689,459	86.37
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,857,226	13.62
合計（純資産総額）		248,546,685	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	726,040,878	98.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,949,249	1.21
合計（純資産総額）		734,990,127	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	742,160,229,510	98.58
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,687,603,691	1.41

合計（純資産総額）	752,847,833,201	100.00
-----------	-----------------	--------

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	11,358,960,000	1.50

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,084,843,652,134	75.49
	カナダ	88,863,627,809	3.21
	ドイツ	59,911,680,439	2.16
	イタリア	17,851,251,061	0.64
	フランス	69,446,554,499	2.51
	オランダ	30,183,098,131	1.09
	スペイン	17,369,586,214	0.62
	ベルギー	5,007,742,218	0.18
	オーストリア	1,169,525,388	0.04
	ルクセンブルグ	411,570,208	0.01
	フィンランド	6,488,567,891	0.23
	アイルランド	1,816,601,748	0.06
	ポルトガル	1,136,216,922	0.04
	スイス	812,636,400	0.02
	ジャージー	208,257,480	0.00
	イギリス	98,339,753,134	3.56
	スイス	64,127,700,324	2.32
	スウェーデン	20,737,714,017	0.75
	ノルウェー	3,988,438,545	0.14
	デンマーク	21,556,759,308	0.78
	オーストラリア	48,571,506,117	1.75
	ニュージーランド	1,378,236,372	0.04
	香港	11,740,771,436	0.42
	シンガポール	8,162,027,537	0.29
	イスラエル	2,800,014,403	0.10
	小計	2,666,923,489,735	96.57
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	46,324,176,360	1.67
	カナダ	103,012,465	0.00
	フランス	965,010,063	0.03
	ベルギー	147,864,960	0.00
	イギリス	733,407,465	0.02

	オーストラリア	3, 220, 863, 021	0. 11
	香港	449, 074, 080	0. 01
	シンガポール	658, 001, 543	0. 02
	小計	52, 601, 409, 957	1. 90
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	41, 972, 584, 365	1. 51
合計（純資産総額）		2, 761, 497, 484, 057	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	32, 686, 574, 655	1. 18
	買建	カナダ	1, 353, 555, 468	0. 04
	買建	ドイツ	3, 256, 391, 424	0. 11
	買建	イギリス	1, 525, 792, 320	0. 05
	買建	スイス	980, 647, 241	0. 03
	買建	オーストラリア	789, 437, 688	0. 02

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	66, 275, 179, 682	72. 52
	カナダ	2, 825, 418, 463	3. 09
	ドイツ	1, 905, 724, 204	2. 08
	イタリア	569, 975, 657	0. 62
	フランス	2, 213, 298, 616	2. 42
	オランダ	963, 061, 677	1. 05
	スペイン	550, 888, 654	0. 60
	ベルギー	160, 508, 830	0. 17
	オーストリア	36, 932, 728	0. 04
	ルクセンブルグ	11, 537, 415	0. 01
	フィンランド	205, 950, 974	0. 22
	アイルランド	56, 367, 355	0. 06
	ポルトガル	36, 323, 022	0. 03
	スイス	28, 078, 900	0. 03
	ジャージー	4, 749, 732	0. 00
	イギリス	3, 127, 355, 800	3. 42
	スイス	2, 042, 112, 214	2. 23
	スウェーデン	661, 306, 053	0. 72
	ノルウェー	125, 709, 292	0. 13
	デンマーク	684, 307, 219	0. 74
	オーストラリア	1, 552, 232, 260	1. 69
	ニュージーランド	44, 963, 782	0. 04

	香港	374, 147, 333	0. 40
	シンガポール	261, 175, 747	0. 28
	イスラエル	92, 823, 610	0. 10
	小計	84, 810, 129, 219	92. 80
新株予約権証券	カナダ	0	0. 00
投資証券	アメリカ	1, 511, 304, 922	1. 65
	カナダ	5, 395, 891	0. 00
	フランス	27, 686, 392	0. 03
	ベルギー	4, 600, 243	0. 00
	イギリス	24, 879, 376	0. 02
	オーストラリア	97, 857, 939	0. 10
	香港	16, 010, 467	0. 01
	シンガポール	22, 479, 762	0. 02
	小計	1, 710, 214, 992	1. 87
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4, 860, 303, 128	5. 31
合計（純資産総額）		91, 380, 647, 339	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3, 128, 118, 795	3. 42
	買建	カナダ	132, 054, 192	0. 14
	買建	ドイツ	311, 216, 896	0. 34
	買建	イギリス	143, 043, 030	0. 15
	買建	スイス	100, 066, 045	0. 10
	買建	オーストラリア	83, 098, 704	0. 09

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	4, 363, 530, 170	3. 12
	メキシコ	2, 300, 970, 345	1. 64
	ブラジル	5, 145, 316, 444	3. 68
	チリ	275, 172, 968	0. 19
	コロンビア	73, 584, 186	0. 05
	ギリシャ	583, 701, 492	0. 41
	トルコ	898, 331, 865	0. 64
	チェコ	174, 151, 042	0. 12
	ハンガリー	314, 802, 457	0. 22
	ポーランド	1, 112, 124, 474	0. 79
	香港	27, 978, 416, 680	20. 05
	マレーシア	1, 998, 192, 101	1. 43

	タイ	1,982,073,919	1.42
	フィリピン	721,735,458	0.51
	インドネシア	2,115,014,442	1.51
	韓国	13,275,714,003	9.51
	台湾	25,270,152,530	18.11
	インド	26,160,498,651	18.74
	カタール	1,130,049,061	0.80
	エジプト	23,503,530	0.01
	南アフリカ	4,142,428,541	2.96
	アラブ首長国連邦	1,708,576,832	1.22
	クウェート	996,206,793	0.71
	サウジアラビア	5,391,278,837	3.86
	小計	128,135,526,821	91.83
投資信託受益証券	アメリカ	5,156,656,113	3.69
投資証券	メキシコ	109,406,918	0.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,132,317,462	4.39
合計（純資産総額）		139,533,907,314	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,628,878,665	4.03
	買建	香港	359,287,279	0.25

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	373,202,457,227	94.94
投資証券	アメリカ	17,295,369,789	4.40
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,555,263,636	0.65
合計（純資産総額）		393,053,090,652	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,357,422,860	0.59

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	1,002,401,415,100	83.79
地方債証券	日本	59,791,295,857	4.99
特殊債券	日本	72,424,433,819	6.05
社債券	日本	54,899,597,000	4.58

現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,686,384,640	0.55
合計（純資産総額）		1,196,203,126,416	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	450,154,052,541	46.54
	カナダ	18,539,700,636	1.91
	メキシコ	6,870,696,734	0.71
	ドイツ	49,420,553,095	5.10
	イタリア	83,289,339,375	8.61
	フランス	57,298,841,535	5.92
	オランダ	11,149,968,755	1.15
	スペイン	48,730,510,917	5.03
	ベルギー	15,293,572,762	1.58
	オーストリア	10,865,229,454	1.12
	フィンランド	4,088,715,236	0.42
	アイルランド	3,841,420,772	0.39
	ポルトガル	4,257,005,867	0.44
	イギリス	49,364,255,003	5.10
	スウェーデン	1,563,751,786	0.16
	ノルウェー	1,465,569,988	0.15
	デンマーク	2,538,030,838	0.26
	ポーランド	4,865,650,541	0.50
	オーストラリア	12,277,556,464	1.26
	ニュージーランド	2,643,810,850	0.27
	シンガポール	3,927,183,508	0.40
	マレーシア	4,814,973,888	0.49
	中国	107,555,448,018	11.12
	イスラエル	3,032,736,792	0.31
小計		957,848,575,355	99.03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	9,292,561,882	0.96
合計（純資産総額）		967,141,137,237	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	38,274,710,368	44.85
	カナダ	1,598,134,325	1.87
	メキシコ	587,719,326	0.68
	ドイツ	4,703,209,985	5.51
	イタリア	5,821,130,900	6.82
	フランス	5,975,742,799	7.00

	オランダ	1, 103, 430, 679	1. 29
	スペイン	3, 703, 236, 573	4. 33
	ベルギー	1, 286, 019, 032	1. 50
	オーストリア	882, 865, 270	1. 03
	フィンランド	404, 673, 629	0. 47
	アイルランド	408, 857, 506	0. 47
	ポルトガル	468, 969, 353	0. 54
	イギリス	4, 195, 750, 627	4. 91
	スウェーデン	140, 776, 071	0. 16
	ノルウェー	131, 172, 562	0. 15
	デンマーク	199, 162, 206	0. 23
	ポーランド	437, 232, 511	0. 51
	オーストラリア	1, 058, 919, 098	1. 24
	ニュージーランド	224, 508, 768	0. 26
	シンガポール	748, 064, 563	0. 87
	中国	9, 296, 974, 372	10. 89
	イスラエル	226, 638, 718	0. 26
	小計	81, 877, 899, 241	95. 94
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3, 459, 441, 968	4. 05
合計（純資産総額）		85, 337, 341, 209	100. 00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	メキシコ	1, 478, 250, 020	9. 61
	ブラジル	1, 120, 230, 765	7. 28
	チリ	282, 707, 480	1. 83
	コロンビア	591, 391, 102	3. 84
	ペルー	320, 442, 750	2. 08
	ウルグアイ	27, 960, 946	0. 18
	ドミニカ共和国	21, 705, 815	0. 14
	セルビア	43, 056, 708	0. 28
	トルコ	209, 996, 851	1. 36
	チェコ	817, 911, 163	5. 32
	ハンガリー	381, 158, 918	2. 47
	ポーランド	1, 106, 221, 222	7. 19
	ロシア	0	0. 00
	ルーマニア	547, 252, 263	3. 56
	マレーシア	1, 509, 720, 655	9. 82
	タイ	1, 451, 438, 952	9. 44
	インドネシア	1, 488, 746, 992	9. 68
	中国	1, 511, 890, 317	9. 83

	インド	761, 229, 236	4. 95
	南アフリカ	1, 274, 598, 560	8. 29
	小計	14, 945, 910, 715	97. 23
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	424, 774, 776	2. 76
合計（純資産総額）		15, 370, 685, 491	100. 00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	48, 139, 191, 489	97. 56
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 199, 636, 187	2. 43
合計（純資産総額）		49, 338, 827, 676	100. 00

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	アメリカ	18, 854, 618, 939	97. 03
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	576, 418, 106	2. 96
合計（純資産総額）		19, 431, 037, 045	100. 00

（参考）J－REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	58, 307, 601, 500	97. 20
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1, 674, 846, 904	2. 79
合計（純資産総額）		59, 982, 448, 404	100. 00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1, 669, 150, 000	2. 78

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	70, 537, 199, 009	79. 65
	カナダ	1, 104, 074, 679	1. 24
	ドイツ	27, 276, 691	0. 03
	イタリア	6, 791, 472	0. 00
	フランス	1, 487, 892, 799	1. 68
	オランダ	115, 661, 665	0. 13
	スペイン	380, 652, 693	0. 42
	ベルギー	726, 844, 157	0. 82
	アイルランド	30, 155, 664	0. 03

	シンガポール	32,753,808	0.03
	ガーンジー	73,201,752	0.08
	イギリス	3,661,524,993	4.13
	オーストラリア	6,250,019,901	7.05
	ニュージーランド	69,376,556	0.07
	香港	721,193,563	0.81
	シンガポール	2,350,622,495	2.65
	韓国	141,330,288	0.15
	イスラエル	108,137,662	0.12
	小計	87,824,709,847	99.18
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	723,461,679	0.81
合計（純資産総額）		88,548,171,526	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	658,911,662	0.74

（参考）海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	5,531,373,003	77.54
	カナダ	86,025,953	1.20
	ドイツ	2,169,737	0.03
	イタリア	641,417	0.00
	フランス	116,180,228	1.62
	オランダ	8,921,410	0.12
	スペイン	29,892,108	0.41
	ベルギー	57,088,705	0.80
	アイルランド	2,297,574	0.03
	シンガポール	2,579,040	0.03
	ガーンジー	5,881,166	0.08
	イギリス	287,633,050	4.03
	オーストラリア	490,135,254	6.87
	ニュージーランド	5,674,599	0.07
	香港	56,890,697	0.79
	シンガポール	184,442,412	2.58
	韓国	11,379,380	0.15
	イスラエル	9,038,962	0.12
	小計	6,888,244,695	96.56
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	244,920,660	3.43
合計（純資産総額）		7,133,165,355	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	178,084,233	2.49

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI 総合 マザーファンド	35,788,036	1.2420	44,448,741	1.2307	44,044,335	32.19
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAI マザーファンド	2,939,699	6.9464	20,420,481	7.5587	22,220,302	16.24
3	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	2,915,521	2.9404	8,572,798	3.0528	8,900,502	6.50
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	8,393,566	0.9883	8,295,362	0.9912	8,319,702	6.08
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	2,047,540	2.9769	6,095,322	2.9892	6,120,506	4.47
6	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	2,138,470	2.4762	5,295,364	2.5363	5,423,801	3.96
7	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	1,989,015	2.0215	4,020,861	2.0441	4,065,745	2.97
8	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザーファンド	637,317	3.7261	2,374,755	4.2748	2,724,402	1.99
9	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	614,812	3.1862	1,958,959	3.3391	2,052,918	1.50
10	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	444,452	3.0846	1,371,000	3.0637	1,361,667	0.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	76.91
合 計	76.91

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSAI マザーファンド	3,186,417	6.7757	21,590,280	7.5587	24,085,170	26.16
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－BPI 総合 マザーファンド	16,993,583	1.2417	21,100,933	1.2307	20,914,002	22.72
3	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	2,422,209	2.9417	7,125,413	3.0528	7,394,519	8.03
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	1,671,858	2.9712	4,967,425	2.9892	4,997,517	5.42
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	4,746,332	0.9879	4,688,902	0.9912	4,704,564	5.11
6	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	1,441,441	2.4765	3,569,872	2.5363	3,655,926	3.97

7	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・イールド債券インデッ クスマザーファンド	1,787,107	2.0011	3,576,262	2.0441	3,653,025	3.96
8	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	644,338	3.6970	2,382,151	4.2748	2,754,416	2.99
9	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファ ンド	276,427	3.2235	891,072	3.3391	923,017	1.00
10	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックス マザーファンド	299,543	3.0846	924,000	3.0637	917,709	0.99
11	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	445,962	1.9620	874,978	2.0179	899,906	0.97

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	81.37
合 計	81.37

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマ ザーファンド	31,352,656	6.7209	210,718,518	7.5587	236,985,320	35.12
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA-BPI総 合 マザーファンド	92,014,426	1.2413	114,217,507	1.2307	113,242,154	16.78
3	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	21,135,626	2.9686	62,743,220	3.0528	64,522,839	9.56
4	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	8,593,965	3.7677	32,380,027	4.2748	36,737,481	5.44
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファ ンド	27,464,399	0.9879	27,132,080	0.9912	27,222,712	4.03
6	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	6,754,734	2.9765	20,105,466	2.9892	20,191,250	2.99
7	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・イールド債券インデッ クスマザーファンド	9,842,809	2.0228	19,910,744	2.0441	20,119,685	2.98
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	6,614,029	2.4924	16,484,812	2.5363	16,775,161	2.48
9	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	6,565,355	1.9741	12,960,668	2.0179	13,248,229	1.96
10	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックス マザーファンド	2,199,890	3.0846	6,786,000	3.0637	6,739,802	0.99
11	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファ ンド	1,016,599	3.3375	3,393,000	3.3391	3,394,525	0.50

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	82.87
合 計	82.87

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマ ザーファンド	14,010,294	6.6861	93,674,968	7.5587	105,899,609	42.60
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	9,444,609	2.9806	28,150,602	3.0528	28,832,502	11.60

3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－B P I 総 合 マザーファンド	22,727,324	1.2400	28,181,882	1.2307	27,970,517	11.25
4	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	3,751,363	3.8050	14,274,136	4.2748	16,036,326	6.45
5	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファ ンド	7,596,928	0.9871	7,498,928	0.9912	7,530,075	3.02
6	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・イールド債券インデッ クスマザーファンド	3,630,161	2.0276	7,360,705	2.0441	7,420,412	2.98
7	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	2,439,543	2.4971	6,091,824	2.5363	6,187,412	2.48
8	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	3,028,700	1.9762	5,985,317	2.0179	6,111,613	2.45
9	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	1,660,467	2.9815	4,950,683	2.9892	4,963,467	1.99
10	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックス マザーファンド	811,425	3.0846	2,503,000	3.0637	2,485,962	1.00
11	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファ ンド	374,821	3.3375	1,251,000	3.3391	1,251,564	0.50

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	86.37
合 計	86.37

インデックス・ブレード (タイプV)

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI－KOKUSA Iマザーファンド	53,610,644	6.6834	358,304,759	7.5587	405,226,774	55.13
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式マザーファンド	37,203,211	2.9885	111,181,797	3.0528	113,573,962	15.45
3	日本	親投資信託 受益証券	海外REITインデックス マザ ーファンド	12,854,152	3.7867	48,674,818	4.2748	54,948,928	7.47
4	日本	親投資信託 受益証券	新興国株式マザーファンド	14,333,205	2.0042	28,726,610	2.0179	28,922,974	3.93
5	日本	親投資信託 受益証券	米国ハイ・イールド債券インデッ クスマザーファンド	13,232,206	2.0287	26,844,573	2.0441	27,047,952	3.68
6	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMURA－B P I 総 合 マザーファンド	21,241,606	1.2401	26,341,716	1.2307	26,142,044	3.55
7	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーファンド	8,115,197	2.9850	24,223,864	2.9892	24,257,946	3.30
8	日本	親投資信託 受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファ ンド	22,637,836	0.9885	22,379,489	0.9912	22,438,623	3.05
9	日本	親投資信託 受益証券	新興国債券マザーファンド	7,220,422	2.4796	17,903,943	2.5363	18,313,156	2.49
10	日本	親投資信託 受益証券	米国株式配当貴族インデックス マザーファンド	1,202,549	3.0846	3,709,500	3.0637	3,684,249	0.50
11	日本	親投資信託 受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファ ンド	444,512	3.3375	1,483,600	3.3391	1,484,270	0.20

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.78
合 計	98.78

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,278,900	3,362.54	34,563,282,450	2,551.50	26,226,613,350	3.48
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,489,600	1,590.75	19,867,897,830	1,792.00	22,381,363,200	2.97
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,771,400	2,372.77	16,067,029,557	3,007.00	20,361,599,800	2.70
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,028,900	2,999.24	15,082,893,055	3,751.00	18,863,403,900	2.50
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,550,900	7,229.61	11,212,415,602	10,385.00	16,106,096,500	2.13
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,972,800	3,019.21	11,994,729,622	3,686.00	14,643,740,800	1.94
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	193,400	69,760.40	13,491,662,576	64,720.00	12,516,848,000	1.66
8	日本	株式	任天堂	その他製品	1,220,800	7,866.24	9,603,110,656	8,810.00	10,755,248,000	1.42
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,859,300	5,132.22	9,542,344,587	5,564.00	10,345,145,200	1.37
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,375,200	7,255.26	9,977,439,421	7,384.00	10,154,476,800	1.34
11	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,570,500	3,067.36	7,884,672,906	3,784.00	9,726,772,000	1.29
12	日本	株式	信越化学工業	化学	1,736,900	5,812.51	10,095,764,957	5,554.00	9,646,742,600	1.28
13	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,781,000	3,337.97	12,620,891,825	2,525.50	9,548,915,500	1.26
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	409,200	34,268.30	14,022,590,744	23,310.00	9,538,452,000	1.26
15	日本	株式	三井物産	卸売業	3,005,900	3,869.24	11,630,554,250	3,136.00	9,426,502,400	1.25
16	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	57,684,900	161.15	9,296,332,505	153.40	8,848,863,660	1.17
17	日本	株式	第一三共	医薬品	1,830,200	5,357.90	9,806,033,262	4,749.00	8,691,619,800	1.15
18	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	956,600	7,944.96	7,600,155,830	8,936.00	8,548,177,600	1.13
19	日本	株式	三菱重工業	機械	3,415,200	1,327.37	4,533,240,231	2,197.50	7,504,902,000	0.99
20	日本	株式	HOYA	精密機器	377,800	18,185.06	6,870,319,182	19,260.00	7,276,428,000	0.96
21	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,426,400	4,333.49	6,181,297,170	4,950.00	7,060,680,000	0.93
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,725,600	4,129.86	7,126,496,205	4,083.00	7,045,624,800	0.93
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,032,100	194.97	6,050,463,026	193.10	5,992,298,510	0.79
24	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,581,400	1,715.92	7,861,354,367	1,291.50	5,916,878,100	0.78
25	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,260,000	2,040.15	4,610,741,315	2,604.00	5,885,040,000	0.78
26	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	115,000	40,952.54	4,709,543,224	51,110.00	5,877,650,000	0.78
27	日本	株式	富士通	電気機器	1,797,100	2,370.39	4,259,840,624	2,866.00	5,150,488,600	0.68
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,986,400	2,746.24	5,455,146,706	2,547.00	5,059,360,800	0.67
29	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	609,400	5,496.61	3,349,637,004	8,240.00	5,021,456,000	0.66
30	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,156,900	4,386.77	5,075,059,506	4,219.00	4,880,961,100	0.64

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.25
		建設業	2.13
		食料品	3.13

	繊維製品	0.40
	パルプ・紙	0.13
	化学	5.26
	医薬品	4.51
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.57
	ガラス・土石製品	0.66
	鉄鋼	0.80
	非鉄金属	0.81
	金属製品	0.49
	機械	5.46
	電気機器	17.07
	輸送用機器	6.84
	精密機器	2.39
	その他製品	2.57
	電気・ガス業	1.28
	陸運業	2.34
	海運業	0.64
	空運業	0.34
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.56
	卸売業	6.64
	小売業	4.58
	銀行業	8.65
	証券、商品先物取引業	0.87
	保険業	3.25
	その他金融業	1.21
	不動産業	1.77
	サービス業	5.07
	合　　計	

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ータ・周 辺機器	4,054,500	26,703.62	108,269,866,372	35,413.34	143,583,420,277	5.19
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	6,541,500	13,910.28	90,994,143,718	20,401.15	133,454,133,191	4.83
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,882,600	63,501.53	119,547,982,765	63,761.51	120,037,423,621	4.34
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小 売り	2,518,600	27,216.90	68,548,499,345	31,013.24	78,109,965,405	2.82
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-	インタラ	582,800	73,529.46	42,852,971,968	85,801.20	50,004,944,022	1.81

			CLASS A	クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス						
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,562,400	22,972.77	35,892,665,222	25,509.73	39,856,402,464	1.44
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	766,500	26,986.42	20,685,096,281	50,179.83	38,462,846,287	1.39
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メデ ィアおよ びサービ ス	1,340,400	23,164.21	31,049,314,859	25,749.40	34,514,504,875	1.24
9	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	758,700	30,268.59	22,964,780,750	37,653.34	28,567,592,548	1.03
10	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,183,070	20,305.24	24,022,531,028	24,068.65	28,474,904,617	1.03
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サー ビス	353,100	63,665.28	22,480,210,507	72,819.47	25,712,558,106	0.93
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	215,400	118,472.26	25,518,925,590	118,811.76	25,592,053,233	0.92
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	246,170	75,316.20	18,540,589,592	91,707.20	22,575,561,719	0.81
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	445,200	42,287.89	18,826,570,338	47,437.87	21,119,343,286	0.76
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	1,184,789	17,464.73	20,692,027,575	17,736.06	21,013,498,744	0.76
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー ビス	220,000	72,417.00	15,931,740,748	80,250.96	17,655,211,464	0.63
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需 品流通・ 小売り	118,210	111,929.75	13,231,216,215	144,944.04	17,133,835,796	0.62
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売 り	264,400	57,511.25	15,205,976,980	64,394.62	17,025,937,687	0.61
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	626,600	24,543.48	15,378,948,829	27,036.72	16,941,212,762	0.61
20	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	1,179,800	9,205.66	10,860,845,718	13,849.99	16,340,219,618	0.59
21	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	114,400	92,180.52	10,545,452,037	132,250.23	15,129,426,495	0.54
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	641,746	23,826.21	15,290,375,217	23,424.99	15,032,897,483	0.54
23	デンマー ク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	858,700	18,855.61	16,191,319,374	15,953.78	13,699,514,321	0.49
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,862,000	5,731.13	10,671,372,998	7,200.84	13,407,982,328	0.48
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテ クノロジ ー	470,800	27,428.12	12,913,162,686	27,597.47	12,992,893,207	0.47
26	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウ ェア	254,940	44,822.53	11,427,058,093	49,745.70	12,682,170,645	0.45
27	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウ ェア	443,400	19,168.98	8,499,529,545	27,540.19	12,211,323,793	0.44
28	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	463,300	23,699.34	10,979,905,520	24,436.46	11,321,412,567	0.40
29	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	106,560	141,160.77	15,042,091,670	102,349.68	10,906,381,901	0.39

30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,091,200	9,299.76	10,147,907,424	9,712.17	10,597,928,852	0.38
----	------	----	--------------	----	-----------	----------	----------------	----------	----------------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.62
		メディア	0.54
		娯楽	1.32
		不動産管理・開発	0.29
		エネルギー設備・サービス	0.20
		石油・ガス・消耗燃料	3.85
		化学	1.56
		建設資材	0.33
		容器・包装	0.21
		金属・鉱業	1.15
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.00
		建設関連製品	0.66
		建設・土木	0.32
		電気設備	1.14
		コングロマリット	0.61
		機械	1.80
		商社・流通業	0.49
		商業サービス・用品	0.64
		航空貨物・物流サービス	0.41
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.94
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	1.82
		家庭用耐久財	0.30
		繊維・アパレル・贅沢品	0.83
		ホテル・レストラン・レジャー	1.99
		販売	0.06
		大規模小売り	3.24
		専門小売り	1.67
		生活必需品流通・小売り	1.82
		飲料	1.20
		食品	1.01
		タバコ	0.59
		家庭用品	0.97
		パーソナルケア用品	0.50

		ヘルスケア機器・用品	2.08
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.79
		バイオテクノロジー	1.57
		医薬品	4.27
		銀行	5.72
		金融サービス	3.26
		保険	3.07
		情報技術サービス	1.34
		ソフトウェア	8.70
		通信機器	0.72
		コンピュータ・周辺機器	5.51
		電子装置・機器・部品	0.48
		半導体・半導体製造装置	8.61
		各種電気通信サービス	0.92
		無線通信サービス	0.24
		電力	1.61
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.70
		水道	0.08
		消費者金融	0.48
		資本市場	3.58
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.95
		専門サービス	0.94
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.90
合 計			98.48

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	128,940	28,499.14	3,674,679,421	35,413.34	4,566,197,117	4.99
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	208,020	13,634.43	2,836,234,753	20,401.15	4,243,847,556	4.64
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	59,878	61,979.76	3,711,224,416	63,761.51	3,817,911,851	4.17
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	80,080	28,158.23	2,254,911,219	31,013.24	2,483,540,868	2.71
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディア	18,520	71,958.75	1,332,676,120	85,801.20	1,589,038,372	1.73

				イアおよびサービス						
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	49,640	25,453.95	1,263,534,396	25,509.73	1,266,303,007	1.38
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	24,359	26,518.18	645,956,366	50,179.83	1,222,330,688	1.33
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	42,570	25,701.16	1,094,098,806	25,749.40	1,096,152,247	1.19
9	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	24,090	29,914.35	720,636,763	37,653.34	907,069,071	0.99
10	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	37,570	20,043.89	753,049,240	24,068.65	904,259,398	0.98
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	11,218	62,211.90	697,893,155	72,819.47	816,888,918	0.89
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	6,838	117,538.00	803,724,896	118,811.76	812,434,819	0.88
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	7,815	77,691.39	607,158,259	91,707.20	716,691,777	0.78
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	14,134	41,911.26	592,373,752	47,437.87	670,486,968	0.73
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	37,600	17,806.91	669,540,049	17,736.06	666,876,172	0.72
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	6,977	68,669.60	479,107,848	80,250.96	559,910,956	0.61
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	3,747	118,443.95	443,809,499	144,944.04	543,105,344	0.59
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	8,399	52,544.94	441,325,028	64,394.62	540,850,418	0.59
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	19,870	25,090.67	498,551,673	27,036.72	537,219,754	0.58
20	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	37,380	9,302.16	347,714,943	13,849.99	517,712,671	0.56
21	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	3,628	92,647.81	336,126,286	132,250.23	479,803,840	0.52
22	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	20,350	22,825.05	464,489,784	23,424.99	476,698,669	0.52
23	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	27,210	18,817.61	512,027,223	15,953.78	434,102,463	0.47
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	59,000	5,764.29	340,093,558	7,200.84	424,850,138	0.46
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	14,920	24,686.68	368,325,412	27,597.47	411,754,390	0.45
26	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	8,077	40,900.28	330,351,596	49,745.70	401,796,079	0.43
27	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	14,050	17,897.36	251,457,911	27,540.19	386,939,782	0.42
28	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	14,670	24,581.17	360,605,791	24,436.46	358,482,889	0.39
29	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3,373	133,379.35	449,888,555	102,349.68	345,225,471	0.37
30	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	34,560	9,603.64	331,901,985	9,712.17	335,652,879	0.36

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.44
		メディア	0.52
		娯楽	1.25
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.70
		化学	1.51
		建設資材	0.31
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.10
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	1.92
		建設関連製品	0.63
		建設・土木	0.31
		電気設備	1.10
		コングロマリット	0.60
		機械	1.74
		商社・流通業	0.48
		商業サービス・用品	0.61
		航空貨物・物流サービス	0.39
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.91
		運送インフラ	0.08
		自動車用部品	0.08
		自動車	1.76
		家庭用耐久財	0.28
		繊維・アパレル・贅沢品	0.79
		ホテル・レストラン・レジャー	1.91
		販売	0.07
		大規模小売り	3.11
		専門小売り	1.60
		生活必需品流通・小売り	1.74
		飲料	1.15
		食品	0.98
		タバコ	0.56
		家庭用品	0.93
		パーソナルケア用品	0.47
		ヘルスケア機器・用品	2.01

		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.73
		バイオテクノロジー	1.51
		医薬品	4.10
		銀行	5.50
		金融サービス	3.11
		保険	2.95
		情報技術サービス	1.28
		ソフトウェア	8.34
		通信機器	0.69
		コンピュータ・周辺機器	5.30
		電子装置・機器・部品	0.46
		半導体・半導体製造装置	8.28
		各種電気通信サービス	0.89
		無線通信サービス	0.23
		電力	1.55
		ガス	0.07
		総合公益事業	0.67
		水道	0.08
		消費者金融	0.45
		資本市場	3.43
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
		ヘルスケア・テクノロジー	0.06
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.91
		専門サービス	0.91
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.87
合 計			94.68

(参考) 新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,838,000	3,741.68	10,618,906,003	4,653.95	13,207,921,452	9.46
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	748,400	7,218.03	5,401,978,741	7,748.00	5,798,603,200	4.15
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	7,506,900	655.71	4,922,416,961	686.92	5,156,656,113	3.69
4	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	550,240	8,543.47	4,700,960,033	6,005.10	3,304,246,224	2.36
5	香港	株式	ALIBABA GROUP	大規模小	1,876,380	1,518.01	2,848,381,060	1,615.45	3,031,213,082	2.17

			HOLDING LIMITED	売り						
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	646,600	2,812.32	1,818,451,111	3,209.73	2,075,416,914	1.48
7	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	570,540	2,312.97	1,319,642,874	3,335.51	1,903,044,158	1.36
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	701,600	2,507.41	1,759,201,732	2,274.73	1,595,951,971	1.14
9	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	600,800	2,012.92	1,209,366,301	2,302.56	1,383,381,953	0.99
10	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,424,649	794.73	1,132,222,549	905.32	1,289,765,227	0.92
11	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	382,700	2,618.82	1,002,223,830	3,323.40	1,271,866,519	0.91
12	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	11,080,000	103.04	1,141,776,272	113.31	1,255,524,660	0.89
13	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	80,000	19,915.76	1,593,261,504	14,893.11	1,191,448,960	0.85
14	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	63,750	19,130.10	1,219,544,081	17,431.02	1,111,227,525	0.79
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	174,538	5,122.59	894,086,781	5,811.65	1,014,354,466	0.72
16	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	1,766,000	372.87	658,492,835	539.45	952,676,647	0.68
17	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	299,100	2,375.99	710,660,031	2,793.11	835,420,996	0.59
18	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	222,500	3,215.59	715,470,555	3,662.22	814,843,950	0.58
19	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	288,467	2,424.74	699,458,896	2,754.41	794,557,543	0.56
20	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	104,000	7,104.73	738,892,772	7,598.37	790,230,584	0.56
21	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	668,940	1,158.48	774,957,501	1,103.48	738,168,600	0.52
22	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	7,980,000	85.06	678,790,986	88.13	703,305,330	0.50
23	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	333,700	2,209.84	737,426,411	2,039.51	680,585,221	0.48
24	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	69,900	8,039.80	561,982,622	9,704.37	678,335,463	0.48
25	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	770,500	761.75	586,931,332	867.77	668,621,408	0.47
26	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	19,160	31,622.59	605,888,937	33,957.24	650,620,814	0.46
27	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA	銀行	6,490,000	89.84	583,116,786	95.00	616,550,000	0.44
28	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	120,000	4,394.26	527,311,936	4,885.11	586,213,680	0.42
29	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	222,250	2,970.38	660,168,534	2,564.58	569,979,683	0.40
30	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	391,252	1,613.96	631,465,532	1,442.02	564,197,012	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.15

	メディア	0.05
	娯楽	0.94
	不動産管理・開発	1.41
	エネルギー設備・サービス	0.10
	石油・ガス・消耗燃料	4.24
	化学	1.51
	建設資材	0.71
	容器・包装	0.03
	金属・鉱業	3.06
	紙製品・林産品	0.12
	航空宇宙・防衛	0.53
	建設関連製品	0.03
	建設・土木	0.62
	電気設備	1.27
	コングロマリット	1.08
	機械	0.59
	商社・流通業	0.09
	商業サービス・用品	0.02
	航空貨物・物流サービス	0.18
	旅客航空輸送	0.33
	海上運輸	0.29
	陸上運輸	0.15
	運送インフラ	0.65
	自動車用部品	0.57
	自動車	2.78
	家庭用耐久財	0.38
	繊維・アパレル・贅沢品	0.72
	ホテル・レストラン・レジャー	2.80
	大規模小売り	4.32
	専門小売り	0.64
	生活必需品流通・小売り	1.13
	飲料	0.86
	食品	1.24
	タバコ	0.37
	家庭用品	0.03
	パーソナルケア用品	0.60
	ヘルスケア機器・用品	0.09
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.67
	バイオテクノロジー	0.73
	医薬品	1.14
	銀行	16.66

		金融サービス	1. 16
		保険	2. 80
		情報技術サービス	2. 37
		ソフトウェア	0. 15
		通信機器	0. 18
		コンピュータ・周辺機器	4. 76
		電子装置・機器・部品	2. 27
		半導体・半導体製造装置	12. 06
		各種電気通信サービス	1. 12
		無線通信サービス	1. 52
		電力	1. 04
		ガス	0. 31
		総合公益事業	0. 09
		水道	0. 12
		消費者金融	0. 64
		資本市場	0. 66
		各種消費者サービス	0. 17
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0. 83
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0. 39
		その他の業種	0. 00
投資信託受益証券	—	—	3. 69
投資証券	—	—	0. 07
合 計			95. 60

(参考) 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EMERSON ELEC	電気設備	354, 500	16, 404. 78	5, 815, 496, 588	19, 986. 61	7, 085, 255, 585	1. 80
2	アメリカ	株式	CINCINNATI FINANCIAL CORP	保険	277, 600	18, 205. 36	5, 053, 808, 578	24, 142. 51	6, 701, 963, 108	1. 70
3	アメリカ	株式	ALBEMARLE CORP	化学	403, 300	16, 289. 51	6, 569, 562, 510	16, 276. 90	6, 564, 475, 867	1. 67
4	アメリカ	株式	GENUINE PARTS CO	販売	339, 300	22, 345. 82	7, 581, 938, 037	19, 124. 38	6, 488, 903, 423	1. 65
5	アメリカ	株式	FRANKLIN RESOURCES INC	資本市場	1, 897, 000	3, 589. 90	6, 810, 046, 615	3, 418. 78	6, 485, 431, 730	1. 65
6	アメリカ	株式	DOVER CORP	機械	207, 700	25, 899. 52	5, 379, 330, 803	31, 129. 31	6, 465, 559, 224	1. 64
7	アメリカ	株式	GRAINGER (W. W.) INC	商社・流通業	35, 460	142, 736. 93	5, 061, 451, 879	181, 772. 84	6, 445, 665, 041	1. 63
8	アメリカ	株式	T ROWE PRICE GROUP INC	資本市場	342, 600	16, 485. 68	5, 647, 994, 798	18, 715. 87	6, 412, 059, 940	1. 63
9	アメリカ	株式	FASTENAL CO	商社・流通業	507, 500	10, 211. 44	5, 182, 307, 041	12, 618. 44	6, 403, 861, 040	1. 62
10	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	462, 200	9, 163. 55	4, 235, 396, 499	13, 849. 99	6, 401, 465, 933	1. 62
11	アメリカ	株式	PENTAIR PLC	機械	386, 100	11, 956. 86	4, 616, 544, 548	16, 424. 63	6, 341, 549, 797	1. 61

12	アメリカ	株式	NUCOR CORP	金属・鉱業	271,500	26,837.92	7,286,496,616	23,330.02	6,334,103,091	1.61
13	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	342,200	16,145.89	5,525,125,979	18,485.24	6,325,651,250	1.60
14	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS	化学	106,140	46,509.64	4,936,533,250	59,385.53	6,303,180,197	1.60
15	アメリカ	株式	ILLINOIS TOOL WORKS INC	機械	150,190	37,648.35	5,654,406,795	41,610.26	6,249,446,391	1.58
16	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	255,100	23,903.18	6,097,701,504	24,436.46	6,233,741,303	1.58
17	アメリカ	株式	CHURCH & DWIGHT CO INC	家庭用品	374,000	15,657.49	5,855,904,585	16,635.66	6,221,739,234	1.58
18	アメリカ	株式	BROWN & BROWN INC	保険	364,500	12,602.71	4,593,688,294	17,063.76	6,219,743,436	1.58
19	アメリカ	株式	CINTAS CORP	商業サービス・用品	183,500	25,248.92	4,633,177,953	33,773.29	6,197,399,999	1.57
20	アメリカ	株式	ATMOS ENERGY CORP	ガス	269,000	17,790.36	4,785,606,845	22,826.55	6,140,344,156	1.56
21	アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESS	専門サービス	132,600	36,958.34	4,900,676,002	46,265.12	6,134,755,018	1.56
22	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	資本市場	77,810	63,487.53	4,939,965,447	78,815.91	6,132,666,455	1.56
23	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	226,300	24,042.61	5,440,843,470	27,036.72	6,118,411,184	1.55
24	アメリカ	株式	CLOROX CO	家庭用品	241,400	21,500.36	5,190,186,974	25,196.19	6,082,360,507	1.54
25	アメリカ	株式	KENVUE INC	パーソナルケア用品	1,671,000	2,946.03	4,922,820,190	3,637.35	6,078,022,210	1.54
26	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC DEL	機械	99,150	53,314.80	5,286,163,133	60,853.73	6,033,648,123	1.53
27	アメリカ	株式	NORDSON CORP	機械	154,200	38,757.67	5,976,434,153	39,095.92	6,028,591,851	1.53
28	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア	70,790	80,612.37	5,706,550,122	85,070.11	6,022,113,724	1.53
29	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	175,700	27,446.47	4,822,346,404	34,205.92	6,009,980,285	1.52
30	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	—	127,180	36,240.32	4,609,044,548	47,157.50	5,997,491,053	1.52

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	3.03
		化学	9.06
		容器・包装	1.39
		金属・鉱業	1.61
		航空宇宙・防衛	1.37
		建設関連製品	1.41
		電気設備	1.80
		機械	9.20
		商社・流通業	3.26
		商業サービス・用品	1.57
		航空貨物・物流サービス	2.94
		ホテル・レストラン・レジャー	1.44
		販売	1.65
		専門小売り	1.48

		生活必需品流通・小売り	4.42		
		飲料	4.05		
		食品	5.86		
		家庭用品	7.61		
		パーソナルケア用品	1.54		
		ヘルスケア機器・用品	4.26		
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.60		
		バイオテクノロジー	1.42		
		医薬品	1.39		
		保険	6.24		
		情報技術サービス	1.52		
		ソフトウェア	1.53		
		電力	1.39		
		ガス	1.56		
		総合公益事業	1.39		
		資本市場	4.84		
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.43		
		専門サービス	1.56		
		投資証券	—	—	4.40
		合 計			99.34

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 70回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	96.98	23,276,880,000	0.5	2033/3/20	1.94
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 71回	24,000,000,000	96.88	23,252,635,000	95.87	23,010,960,000	0.4	2033/6/20	1.92
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第15 7回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.62	18,739,130,000	0.2	2028/3/20	1.56
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 3回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	99.05	16,839,180,000	0.4	2028/9/20	1.40
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45 6回	15,000,000,000	99.87	14,981,150,000	99.58	14,937,000,000	0.1	2026/1/1	1.24
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第16 2回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	98.68	14,309,035,000	0.3	2028/9/20	1.19
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 60回	14,000,000,000	97.77	13,688,580,000	96.46	13,505,380,000	0.1	2030/9/20	1.12
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 43回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.29	12,908,220,000	0.1	2026/6/20	1.07
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 72回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	98.94	12,862,460,000	0.8	2033/9/20	1.07

10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第168回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	99.64	12,455,625,000	0.6	2029/3/20	1.04
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第350回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	98.30	11,452,416,000	0.1	2028/3/20	0.95
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第148回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.14	11,402,020,000	0.005	2026/6/20	0.95
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第460回	11,000,000,000	99.68	10,965,280,000	99.65	10,962,160,000	0.3	2026/5/1	0.91
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第369回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	97.25	10,697,830,000	0.5	2032/12/20	0.89
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第356回	11,000,000,000	97.97	10,777,740,000	97.12	10,683,530,000	0.1	2029/9/20	0.89
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第189回	10,500,000,000	102.05	10,716,083,000	101.22	10,628,730,000	1.9	2044/6/20	0.88
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第153回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	101.84	10,184,200,000	1.3	2035/6/20	0.85
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第458回	10,000,000,000	99.82	9,982,650,000	99.60	9,960,400,000	0.2	2026/3/1	0.83
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第154回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.60	9,860,900,000	0.1	2027/9/20	0.82
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第348回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.60	9,860,900,000	0.1	2027/9/20	0.82
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第165回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	98.54	9,854,100,000	0.3	2028/12/20	0.82
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第374回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	98.38	9,838,200,000	0.8	2034/3/20	0.82
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第373回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	96.96	9,696,200,000	0.6	2033/12/20	0.81
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第167回	11,000,000,000	90.19	9,921,620,000	88.08	9,689,790,000	0.5	2038/12/20	0.81
25	日本	国債証券	国庫債券 C T 利付 (10年) 第2回	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	99.91	9,491,925,000	1	2034/3/20	0.79
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第365回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	95.39	9,062,240,000	0.1	2031/12/20	0.75
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第174回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	99.90	8,991,630,000	0.7	2029/9/20	0.75
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第167回	9,000,000,000	99.53	8,957,715,000	98.81	8,892,900,000	0.4	2029/3/20	0.74
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第347回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.75	8,888,130,000	0.1	2027/6/20	0.74
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第153回	9,000,000,000	99.31	8,938,170,000	98.51	8,866,710,000	0.005	2027/6/20	0.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	83. 79
地方債証券	4. 99
特殊債券	6. 05
社債券	4. 58
合 計	99. 44

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	483, 800, 000	2, 088. 58	10, 104, 557, 137	2, 100. 05	10, 160, 075, 267	1. 85	2027/5/15	1. 05
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74, 500, 000	13, 299. 79	9, 908, 343, 699	13, 619. 59	10, 146, 597, 645	2. 75	2032/8/15	1. 04
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70, 300, 000	13, 465. 60	9, 466, 322, 283	13, 647. 27	9, 594, 030, 823	1. 25	2028/5/31	0. 99
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	65, 500, 000	14, 070. 07	9, 215, 896, 898	14, 514. 02	9, 506, 686, 387	0. 25	2025/10/31	0. 98
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66, 900, 000	13, 431. 69	8, 985, 801, 532	13, 455. 31	9, 001, 603, 509	1	2028/7/31	0. 93
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64, 230, 000	13, 471. 50	8, 652, 747, 124	13, 784. 46	8, 853, 762, 530	2. 875	2032/5/15	0. 91
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60, 700, 000	14, 125. 87	8, 574, 406, 247	14, 445. 72	8, 768, 552, 163	2	2026/11/15	0. 90
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59, 300, 000	14, 483. 40	8, 588, 659, 285	14, 770. 45	8, 758, 882, 415	2. 25	2025/11/15	0. 90
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63, 100, 000	13, 285. 72	8, 383, 294, 157	13, 683. 77	8, 634, 462, 802	1. 125	2028/2/29	0. 89
10	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	51, 400, 000	16, 312. 20	8, 384, 473, 941	16, 666. 64	8, 566, 657, 072	3. 5	2029/5/31	0. 88
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59, 600, 000	14, 439. 38	8, 605, 873, 222	14, 356. 21	8, 556, 306, 123	1. 625	2026/10/31	0. 88
12	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44, 050, 000	19, 235. 33	8, 473, 163, 879	19, 247. 34	8, 478, 454, 891	5. 75	2032/10/25	0. 87
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	57, 670, 000	14, 048. 96	8, 102, 039, 846	14, 484. 28	8, 353, 089, 200	0. 375	2025/11/30	0. 86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55, 400, 000	14, 372. 61	7, 962, 427, 288	14, 443. 95	8, 001, 950, 255	2. 875	2028/5/15	0. 82
15	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44, 550, 000	17, 926. 47	7, 986, 242, 528	17, 872. 45	7, 962, 177, 668	5. 5	2029/4/25	0. 82
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42, 000, 000	18, 454. 65	7, 750, 954, 241	18, 936. 84	7, 953, 472, 800	5. 75	2033/2/1	0. 82
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60, 900, 000	12, 777. 71	7, 781, 630, 314	12, 897. 69	7, 854, 693, 970	1. 875	2032/2/15	0. 81
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	50, 450, 000	15, 426. 46	7, 782, 649, 673	15, 394. 02	7, 766, 287, 406	6	2026/2/15	0. 80
19	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	41, 250, 000	18, 411. 48	7, 594, 735, 500	18, 438. 70	7, 605, 965, 070	4. 75	2035/4/25	0. 78
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50, 000, 000	14, 709. 80	7, 354, 904, 573	14, 955. 05	7, 477, 528, 548	4	2030/2/28	0. 77
21	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	37, 250, 000	18, 935. 24	7, 053, 379, 880	19, 349. 16	7, 207, 565, 080	5. 75	2032/7/30	0. 74
22	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	44, 600, 000	15, 976. 24	7, 125, 406, 736	16, 058. 50	7, 162, 092, 784	3. 2	2026/1/28	0. 74
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47, 500, 000	14, 858. 85	7, 057, 954, 993	14, 661. 82	6, 964, 365, 007	3. 875	2033/8/15	0. 72
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47, 400, 000	14, 417. 45	6, 833, 874, 358	14, 684. 78	6, 960, 587, 994	3. 625	2030/3/31	0. 71
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48, 400, 000	13, 976. 42	6, 764, 589, 397	14, 346. 79	6, 943, 849, 785	1. 375	2026/8/31	0. 71
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50, 200, 000	13, 321. 64	6, 687, 467, 045	13, 756. 79	6, 905, 909, 420	0. 5	2027/5/31	0. 71
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48, 100, 000	14, 058. 48	6, 762, 129, 268	14, 307. 34	6, 881, 833, 139	3. 5	2033/2/15	0. 71
28	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40, 700, 000	16, 847. 32	6, 856, 860, 200	16, 867. 12	6, 864, 921, 324	5. 9	2026/7/30	0. 70
29	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.	37, 550, 000	17, 661. 92	6, 632, 054, 533	17, 725. 32	6, 655, 860, 664	6. 5	2027/7/4	0. 68

			DEUTSCHLAND								
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	38,900,000	16,469.85	6,406,772,583	16,596.12	6,455,891,173	6.25	2030/5/15	0.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.03
合 計	99.03

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,704.50	735,225,456	14,443.95	722,197,676	2.875	2028/5/15	0.84
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	34,000,000	2,093.74	711,874,789	2,100.05	714,019,346	1.85	2027/5/15	0.83
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,771.78	688,589,365	13,521.26	676,063,021	1.25	2028/9/30	0.79
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,530.21	653,859,720	14,506.95	652,813,125	1.625	2026/5/15	0.76
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	14,330.30	616,203,293	14,340.02	616,621,111	0.75	2026/4/30	0.72
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	14,660.05	615,722,221	14,431.58	606,126,710	2.75	2028/2/15	0.71
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,699.50	587,980,183	14,672.12	586,884,966	2.25	2026/3/31	0.68
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,424.52	576,980,865	14,356.21	574,248,733	1.625	2026/10/31	0.67
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	14,681.54	572,580,271	14,404.50	561,775,573	2.875	2028/8/15	0.65
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,902.23	556,089,266	13,708.50	548,340,326	1.25	2028/3/31	0.64
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,668.76	546,750,440	13,455.31	538,212,466	1	2028/7/31	0.63
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	14,552.29	538,435,023	14,496.35	536,365,313	1.875	2026/7/31	0.62
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	15,453.50	540,872,785	14,985.67	524,498,639	4.125	2032/11/15	0.61
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	14,568.78	524,476,237	14,523.74	522,854,648	1.875	2026/6/30	0.61
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,150,000	16,649.70	524,465,654	16,082.07	506,585,323	5.375	2031/2/15	0.59
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	14,334.43	501,705,115	14,373.88	503,085,924	0.5	2026/2/28	0.58
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,600,000	14,120.09	508,323,421	13,619.59	490,305,390	2.75	2032/8/15	0.57
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,300,000	14,755.20	486,921,692	14,505.19	478,671,325	3.125	2028/11/15	0.56
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,877.50	485,712,544	13,676.12	478,664,258	1.25	2028/4/30	0.56
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	14,587.92	466,813,513	14,594.69	467,030,193	1.625	2026/2/15	0.54
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	12,923.27	478,161,269	12,518.48	463,184,008	1.375	2031/11/15	0.54
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,991.05	479,731,774	15,346.03	460,381,169	4.5	2033/11/15	0.53
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY	3,200,000	14,177.30	453,673,709	14,008.22	448,263,087	2.375	2029/3/31	0.52

			N/B								
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,401.10	462,033,174	14,770.16	443,104,963	4	2034/2/15	0.51
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,262.12	457,863,887	14,661.82	439,854,632	3.875	2033/8/15	0.51
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,714.51	441,435,593	14,526.97	435,809,343	2.75	2027/7/31	0.51
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,442.77	433,283,288	14,390.66	431,719,963	1.5	2026/8/15	0.50
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	14,300.86	429,026,042	14,300.28	429,008,406	0.75	2026/5/31	0.50
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,400,000	12,698.37	431,744,657	12,374.81	420,743,604	0.625	2030/8/15	0.49
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	13,738.83	412,164,930	13,633.13	408,994,144	0.375	2027/7/31	0.47

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	95.94
合 計	95.94

(参考) 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	12,400,000	2,020.88	250,590,144	1,929.95	239,314,829	—	2026/7/1	1.55
2	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	28,760,000	723.20	207,995,001	737.78	212,187,857	7	2031/2/28	1.38
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	10,000,000	2,136.37	213,637,249	2,069.42	206,942,453	—	2026/1/1	1.34
4	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,900,000	2,096.43	186,582,932	2,101.42	187,027,216	1.91	2029/7/15	1.21
5	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	18,100,000,000	0.95	172,057,160	0.93	168,799,876	6.625	2034/2/15	1.09
6	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	5,600,000	2,877.25	161,126,114	2,879.83	161,270,768	1.75	2032/4/25	1.04
7	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,150,000	701.23	155,323,738	702.34	155,570,040	7.5	2027/6/3	1.01
8	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	21,300,000	647.26	137,867,701	687.29	146,394,113	8.75	2044/1/31	0.95
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	6,900,000	2,084.30	143,816,806	2,109.61	145,563,198	2.12	2031/6/25	0.94
10	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,200,000	694.56	140,302,857	703.92	142,192,681	7	2026/9/3	0.92
11	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	20,000,000	711.24	142,249,024	703.74	140,749,420	8.5	2029/5/31	0.91
12	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000	780.56	136,598,192	800.43	140,075,707	8	2030/1/31	0.91
13	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,100,000	663.45	126,719,943	719.12	137,353,461	9	2040/1/31	0.89
14	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,000,000	3,420.54	136,821,994	3,418.16	136,726,769	3.733	2028/6/15	0.88
15	南アフリ カ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,300,000	869.59	133,048,164	868.82	132,929,766	10.5	2026/12/21	0.86
16	メキシコ	国債証券	MEX BONOS	20,200,000	649.56	131,211,222	632.35	127,735,717	7.5	2033/5/26	0.83

			DESARR FIX RT								
17	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,300,000	607.90	129,483,410	582.72	124,121,174	7.75	2042/11/13	0.80
18	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	4,019.60	124,607,652	3,990.29	123,699,156	7.5	2028/7/25	0.80
19	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,600,000	3,441.53	123,895,261	3,434.74	123,650,746	3.899	2027/11/16	0.80
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,700,000	3,293.20	121,848,685	3,311.55	122,527,700	2.75	2029/10/25	0.79
21	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,800,000	2,099.91	121,794,838	2,100.05	121,803,300	1.85	2027/5/15	0.79
22	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,300,000	679.05	124,266,778	665.15	121,723,249	7.75	2031/5/29	0.79
23	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000	602.09	107,172,447	683.50	121,663,473	8.75	2048/2/28	0.79
24	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,500,000	690.89	107,087,981	764.92	118,564,071	8.875	2035/2/28	0.77
25	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	17,200,000	665.52	114,470,213	675.80	116,239,292	5.5	2027/3/4	0.75
26	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	27,000,000	424.82	114,701,679	428.77	115,768,069	1	2027/6/17	0.75
27	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,400,000	3,368.03	114,513,124	3,394.54	115,414,479	0.25	2026/10/25	0.75
28	ブラジル	国債証券	LETRA TESOIRO NACIONAL	6,700,000	1,827.60	122,449,710	1,718.88	115,165,553	—	2027/7/1	0.74
29	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	15,800,000	702.75	111,035,424	703.32	111,125,600	8.5	2029/3/1	0.72
30	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,200,000	2,106.06	109,515,445	2,125.45	110,523,428	2.69	2026/8/12	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.23
合 計	97.23

(参考) 新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	13,337,686	6,893.70	919,460,218	9,561.43	1,275,274,603	4.125	2035/7/9	2.58
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,786,159	7,323.04	570,183,853	10,160.32	791,099,310	5	2038/1/9	1.60
3	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	5,600,000	13,013.38	728,749,515	13,186.73	738,457,171	4.4	2050/4/16	1.49
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	6,398,696.64	8,887.82	568,704,906	11,105.46	710,605,208	0.75	2030/7/9	1.44
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	8,300,000	8,286.97	687,819,083	7,913.85	656,849,550	5.5	2035/7/31	1.33
6	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4,200,000	15,126.21	635,300,966	15,027.34	631,148,531	5	2034/1/16	1.27
7	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,800,000	15,680.80	595,870,697	15,734.73	597,919,781	6.25	2031/1/25	1.21
8	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF	4,100,000	14,706.38	602,961,658	14,554.70	596,742,729	5.5	2054/3/18	1.20

			POLAND								
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3, 800, 000	14, 876. 78	565, 317, 962	14, 955. 54	568, 310, 844	5. 125	2034/9/18	1. 15
10	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3, 700, 000	14, 996. 91	554, 886, 000	14, 987. 42	554, 534, 632	4. 75	2030/1/16	1. 12
11	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3, 600, 000	14, 293. 16	514, 554, 005	14, 439. 38	519, 817, 846	3. 75	2030/4/16	1. 05
12	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3, 900, 000	12, 889. 98	502, 709, 609	13, 111. 81	511, 360, 879	2. 783	2031/1/23	1. 03
13	アメリカ	国債証券	HUNGARY	3, 300, 000	14, 418. 87	475, 822, 869	14, 469. 53	477, 494, 576	5. 5	2036/3/26	0. 96
14	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3, 500, 000	12, 800. 28	448, 010, 075	13, 510. 07	472, 852, 538	5. 875	2060/1/30	0. 95
15	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	3, 975, 113	8, 855. 97	352, 035, 012	11, 712. 04	465, 567, 053	1	2029/7/9	0. 94
16	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4, 100, 000	11, 049. 42	453, 026, 459	11, 242. 49	460, 942, 118	4. 75	2050/1/14	0. 93
17	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3, 400, 000	12, 788. 58	434, 811, 943	13, 507. 88	459, 268, 151	7. 625	2032/5/29	0. 93
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 900, 000	16, 139. 05	468, 032, 626	15, 744. 70	456, 596, 549	8. 75	2053/11/14	0. 92
19	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3, 300, 000	13, 676. 86	451, 336, 664	13, 830. 39	456, 403, 035	4. 875	2032/9/23	0. 92
20	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2, 900, 000	15, 144. 24	439, 183, 058	15, 332. 06	444, 630, 027	6. 25	2031/3/18	0. 90
21	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3, 000, 000	14, 637. 75	439, 132, 752	14, 813. 26	444, 397, 950	5. 75	2054/1/16	0. 90
22	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	3, 600, 000	12, 046. 64	433, 679, 070	12, 188. 53	438, 787, 257	3. 125	2031/4/15	0. 88
23	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3, 200, 000	13, 546. 62	433, 492, 063	13, 705. 85	438, 587, 268	3. 875	2030/6/12	0. 88
24	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3, 100, 000	14, 485. 62	449, 054, 460	14, 076. 69	436, 377, 642	6. 338	2053/5/4	0. 88
25	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3, 500, 000	12, 127. 77	424, 472, 293	12, 464. 79	436, 267, 864	8. 875	2050/5/29	0. 88
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	3, 000, 000	14, 374. 86	431, 246, 036	14, 518. 21	435, 546, 468	6. 4	2035/2/14	0. 88
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2, 800, 000	15, 191. 87	425, 372, 603	15, 291. 50	428, 162, 161	6. 375	2025/10/14	0. 86
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2, 500, 000	16, 726. 55	418, 163, 914	16, 869. 65	421, 741, 313	9. 375	2029/3/14	0. 85
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2, 500, 000	16, 665. 81	416, 645, 360	16, 864. 53	421, 613, 374	9. 875	2028/1/15	0. 85
30	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	2, 700, 000	15, 502. 10	418, 556, 743	15, 192. 10	410, 186, 748	6. 35	2035/2/9	0. 83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	97. 56
合 計	97. 56

(参考) 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	アメリカ	社債券	MOZART DEBT MERGER SUB	600, 000	13, 919. 20	83, 515, 253	14, 092. 99	84, 557, 996	3. 875	2029/4/1	0. 43
2	アメリカ	社債券	AMERICAN	550, 000	14, 728. 69	81, 007, 826	15, 029. 76	82, 663, 734	5. 75	2029/4/20	0. 42

			AIRLINES/AADVAN								
3	アメリカ	社債券	CLOUD SOFTWARE GRP INC	530,000	14,748.04	78,164,626	15,238.05	80,761,666	9	2029/9/30	0.41
4	アメリカ	社債券	PICARD MIDCO INC	530,000	14,529.15	77,004,505	14,836.19	78,631,840	6.5	2029/3/31	0.40
5	アメリカ	社債券	VENTURE GLOBAL LNG INC	430,000	16,303.51	70,105,103	16,803.24	72,253,949	9.5	2029/2/1	0.37
6	アメリカ	社債券	DISH NETWORK CORP	450,000	15,384.73	69,231,324	16,039.18	72,176,312	11.75	2027/11/15	0.37
7	アメリカ	社債券	DIRECTV HOLDINGS/FING	460,000	14,191.78	65,282,223	14,779.21	67,984,379	5.875	2027/8/15	0.34
8	アメリカ	社債券	HUB INTERNATIONAL LTD	430,000	15,429.33	66,346,145	15,608.43	67,116,265	7.25	2030/6/15	0.34
9	アメリカ	社債券	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	440,000	15,191.03	66,840,543	15,071.22	66,313,396	5.625	2031/9/30	0.34
10	アメリカ	社債券	RAKUTEN GROUP INC	400,000	16,050.11	64,200,453	16,487.37	65,949,480	11.25	2027/2/15	0.33
11	アメリカ	社債券	CARNIVAL CORP	430,000	14,840.23	63,813,018	15,117.33	65,004,551	5.75	2027/3/1	0.33
12	アメリカ	社債券	PANTHER ESCROW ISSUER	420,000	15,335.82	64,410,451	15,441.48	64,854,257	7.125	2031/6/1	0.33
13	アメリカ	社債券	GTCR W-2 MERGER SUB LLC	400,000	15,916.93	63,667,753	15,918.55	63,674,204	7.5	2031/1/15	0.32
14	アメリカ	社債券	VENTURE GLOBAL LNG INC	380,000	16,441.77	62,478,744	16,684.62	63,401,581	9.875	2032/2/1	0.32
15	アメリカ	社債券	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	400,000	15,774.86	63,099,464	15,709.42	62,837,719	10.875	2032/1/15	0.32
16	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	400,000	15,166.60	60,666,424	15,287.96	61,151,841	6.375	2029/3/1	0.31
17	アメリカ	社債券	UNITI GROUP/CSL CAPITAL	380,000	15,548.38	59,083,868	16,016.06	60,861,044	10.5	2028/2/15	0.31
18	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	400,000	14,616.56	58,466,263	14,968.09	59,872,390	11.75	2029/1/31	0.30
19	アメリカ	社債券	INTELSAT JACKSON HLDG	410,000	14,192.36	58,188,698	14,049.32	57,602,235	6.5	2030/3/15	0.29
20	アメリカ	社債券	EMERALD DEBT MERGER	370,000	15,122.97	55,955,003	15,282.77	56,546,265	6.625	2030/12/15	0.29
21	アメリカ	社債券	DAVITA INC	400,000	13,721.69	54,886,788	14,081.16	56,324,675	4.625	2030/6/1	0.28
22	アメリカ	社債券	UKG INC	350,000	15,353.02	53,735,598	15,496.58	54,238,044	6.875	2031/2/1	0.27
23	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	400,000	12,078.95	48,315,825	13,228.98	52,915,955	4.5	2032/5/1	0.27
24	アメリカ	社債券	CAESARS ENTERTAIN INC	340,000	15,411.63	52,399,561	15,537.35	52,827,023	7	2030/2/15	0.27
25	アメリカ	社債券	MAUSER PACKAGING SOLUT	340,000	15,382.40	52,300,163	15,438.69	52,491,565	7.875	2027/4/15	0.27
26	アメリカ	社債券	1011778 BC / NEW RED FIN	380,000	13,370.70	50,808,681	13,693.97	52,037,098	4	2030/10/15	0.26
27	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	380,000	12,358.03	46,960,545	13,446.46	51,096,563	4.25	2031/2/1	0.26
28	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	340,000	14,686.70	49,934,811	14,925.64	50,747,201	5.5	2027/11/15	0.26
29	アメリカ	社債券	NEPTUNE BIDCO US INC	360,000	14,375.74	51,752,689	14,068.52	50,646,689	9.29	2029/4/15	0.26
30	アメリカ	社債券	JANE STREET GRP/JSG FIN	320,000	15,607.61	49,944,352	15,707.36	50,263,565	7.125	2031/4/30	0.25

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	97.03
合 計	97.03

(参考) J-R E I Tインデックス マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	35,285	116,584	4,113,684,692	125,500	4,428,267,500	7.38
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6,214	519,495	3,228,143,710	554,000	3,442,556,000	5.73
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	31,368	91,159	2,859,500,645	91,300	2,863,898,400	4.77
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	19,364	141,126	2,732,768,764	141,700	2,743,878,800	4.57
5	日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	20,320	131,930	2,680,827,901	127,300	2,586,736,000	4.31
6	日本	投資証券	K D X 不動産投資法人 投資証券	16,924	151,306	2,560,705,750	147,300	2,492,905,200	4.15
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	10,538	247,564	2,608,830,212	236,100	2,488,021,800	4.14
8	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	33,330	67,698	2,256,394,182	63,600	2,119,788,000	3.53
9	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	9,072	246,374	2,235,105,574	233,000	2,113,776,000	3.52
10	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	12,053	158,143	1,906,097,722	166,700	2,009,235,100	3.34
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	13,532	140,647	1,903,244,704	136,500	1,847,118,000	3.07
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,945	322,323	1,916,213,261	295,000	1,753,775,000	2.92
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	22,224	78,998	1,755,657,604	68,200	1,515,676,800	2.52
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	4,137	329,122	1,361,577,882	330,500	1,367,278,500	2.27
15	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	13,186	107,276	1,414,545,181	101,200	1,334,423,200	2.22
16	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	18,178	79,374	1,442,878,618	73,100	1,328,811,800	2.21
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	11,076	124,373	1,377,564,778	114,600	1,269,309,600	2.11
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	2,089	639,410	1,335,728,444	581,000	1,213,709,000	2.02
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	7,745	149,449	1,157,490,016	143,900	1,114,505,500	1.85
20	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	4,065	269,430	1,095,234,752	263,800	1,072,347,000	1.78
21	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,940	367,575	1,080,671,727	321,000	943,740,000	1.57
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	7,421	132,613	984,125,852	126,100	935,788,100	1.56
23	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	7,114	130,013	924,916,477	124,900	888,538,600	1.48
24	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	2,245	446,466	1,002,316,579	395,000	886,775,000	1.47
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	3,063	316,936	970,775,402	288,300	883,062,900	1.47
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	8,935	102,642	917,111,783	90,900	812,191,500	1.35
27	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	2,506	285,669	715,886,574	300,000	751,800,000	1.25
28	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	2,089	381,621	797,207,197	348,000	726,972,000	1.21
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	11,660	69,173	806,567,373	60,900	710,094,000	1.18
30	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	5,345	145,316	776,715,068	132,800	709,816,000	1.18

			資証券						
--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.20
合 計	97.20

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	347,750	16,692.82	5,804,928,165	17,757.17	6,175,056,563	6.97
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	35,660	114,277.26	4,075,127,349	147,589.53	5,263,042,782	5.94
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	217,350	15,761.00	3,425,655,452	20,998.08	4,563,933,123	5.15
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	115,600	22,152.68	2,560,849,866	29,436.50	3,402,860,232	3.84
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	115,120	22,963.71	2,643,582,370	27,698.47	3,188,648,442	3.60
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	59,170	41,703.48	2,467,595,018	52,964.00	3,133,880,259	3.53
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	327,130	8,082.47	2,644,020,737	8,791.15	2,875,851,124	3.24
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	656,600	3,463.45	2,274,101,562	3,748.06	2,460,982,237	2.77
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	79,620	22,481.09	1,789,944,553	26,029.78	2,072,491,338	2.34
10	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	110,200	13,080.62	1,441,484,835	18,727.93	2,063,818,724	2.33
11	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	393,400	4,299.14	1,691,285,013	4,914.12	1,933,216,382	2.18
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	53,360	29,892.15	1,595,045,422	35,847.47	1,912,821,501	2.16
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	155,240	7,602.24	1,180,173,065	9,728.75	1,510,292,640	1.70
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	128,200	9,864.02	1,264,567,809	11,679.33	1,497,290,773	1.69
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	24,130	40,588.91	979,410,419	47,157.50	1,137,910,514	1.28
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	214,100	5,273.79	1,129,119,779	5,217.11	1,116,983,551	1.26
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	43,930	20,729.54	910,649,056	24,902.24	1,093,955,755	1.23
18	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	253,400	2,864.35	725,828,626	3,886.07	984,731,962	1.11
19	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	58,520	17,284.56	1,011,492,533	16,659.78	974,930,606	1.10
20	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	264,600	2,923.94	773,675,160	3,352.45	887,060,281	1.00
21	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	44,050	17,532.95	772,326,866	19,379.13	853,650,870	0.96
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	103,200	6,639.37	685,183,846	7,787.22	803,641,971	0.90
23	アメリカ	投資証券	UDR INC	112,800	6,006.44	677,527,460	6,983.78	787,770,858	0.88
24	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	40,090	16,157.88	647,769,440	19,148.50	767,663,453	0.86
25	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	509,000	1,725.20	878,131,554	1,494.38	760,643,472	0.85
26	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	69,870	9,434.81	659,210,636	10,866.84	759,266,572	0.85
27	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	264,100	2,680.03	707,796,354	2,778.13	733,706,299	0.82
28	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,956,000	315.95	618,000,393	364.70	713,370,413	0.80
29	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	82,280	8,491.26	698,660,967	8,669.05	713,290,043	0.80
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	61,420	9,297.49	571,052,156	11,442.67	702,809,000	0.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.18
合 計	99.18

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	27,260	19,204.27	523,508,564	17,757.17	484,060,509	6.78
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,795	123,896.22	346,289,938	147,589.53	412,512,748	5.78
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	17,070	18,691.75	319,068,343	20,998.08	358,437,260	5.02
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	9,080	22,597.43	205,184,695	29,436.50	267,283,485	3.74
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	9,040	24,748.49	223,726,379	27,698.47	250,394,214	3.51
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	4,646	51,427.96	238,934,329	52,964.00	246,070,774	3.44
7	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	25,690	9,395.62	241,373,586	8,791.15	225,844,818	3.16
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	51,520	3,255.90	167,744,401	3,748.06	193,100,525	2.70
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,250	26,162.43	163,515,215	26,029.78	162,686,145	2.28
10	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	8,650	16,442.71	142,229,521	18,727.93	161,996,660	2.27
11	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	30,870	5,063.35	156,305,818	4,914.12	151,699,008	2.12
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,186	34,145.62	142,933,586	35,847.47	150,057,549	2.10
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	12,170	9,470.99	115,261,999	9,728.75	118,399,004	1.65
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	10,050	11,365.79	114,226,250	11,679.33	117,377,319	1.64
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,890	45,524.98	86,042,226	47,157.50	89,127,678	1.24
16	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	16,770	5,619.58	94,240,477	5,217.11	87,490,958	1.22
17	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,440	24,291.75	83,563,623	24,902.24	85,663,733	1.20
18	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	19,830	3,483.60	69,079,816	3,886.07	77,060,911	1.08
19	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,580	17,693.86	81,037,884	16,659.78	76,301,814	1.06
20	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	20,700	3,329.84	68,927,824	3,352.45	69,395,872	0.97
21	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	3,450	20,719.21	71,481,285	19,379.13	66,858,014	0.93
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,070	7,763.11	62,648,298	7,787.22	62,842,933	0.88
23	アメリカ	投資証券	UDR INC	8,820	6,695.87	59,057,581	6,983.78	61,596,977	0.86
24	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,130	18,711.35	58,566,545	19,148.50	59,934,812	0.84
25	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,480	10,903.02	59,748,572	10,866.84	59,550,319	0.83
26	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	39,700	1,665.96	66,138,731	1,494.38	59,327,202	0.83
27	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	20,700	2,521.88	52,202,920	2,778.13	57,507,461	0.80
28	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	6,430	9,154.44	58,863,050	8,669.05	55,742,039	0.78
29	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	152,600	340.19	51,914,337	364.70	55,654,563	0.78
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	4,800	11,049.24	53,036,361	11,442.67	54,924,832	0.76

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.56
合 計	96.56

②【投資不動産物件】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）J－REITインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外REITインデックスマザーファンド

該当事項はありません。

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）
該当事項はありません。

(参考) 国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2024 年 12 月限)	買建	424	日本円	11,473,884,184	11,358,960,000	1.50

(参考) 外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ マ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500 株 価指数先物(2024 年 12 月限)	買建	721	米ドル	211,799,750	31,926,694,324	216,840,750	32,686,574,655	1.18
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株価指 数先物(2024 年 12 月限)	買建	41	カナダド ル	12,096,060	1,300,931,253	12,585,360	1,353,555,468	0.04
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ 50 株価指 数先物(2024 年 12 月限)	買建	429	ユーロ	21,030,270	3,348,018,984	20,454,720	3,256,391,424	0.11
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指数先 物(2024 年 12 月 限)	買建	38	豪ドル	7,895,175	774,042,957	8,052,200	789,437,688	0.02

	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	96	英ポンド	7,947,845	1,521,932,862	7,968,000	1,525,792,320	0.05
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	49	スイスフラン	5,866,440	1,003,043,926	5,735,450	980,647,241	0.03

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	69	米ドル	20,564,587.5	3,099,905,921	20,751,750	3,128,118,795	3.42
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	4	カナダドル	1,195,440	128,569,572	1,227,840	132,054,192	0.14
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	41	ユーロ	1,987,350	316,386,120	1,954,880	311,216,896	0.34
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	4	豪ドル	831,575	81,527,613	847,600	83,098,704	0.09
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	9	英ポンド	741,090	141,911,327	747,000	143,043,030	0.15
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	5	スイスフラン	595,890	101,885,273	585,250	100,066,045	0.10

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	691	米ドル	39,853,825	6,007,565,568	37,341,640	5,628,878,665	4.03
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	46	米ドル	2,558,045	385,599,711	2,383,490	359,287,279	0.25

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	52	米ドル	15,353,275	2,314,352,676	15,639,000	2,357,422,860	0.59

（参考）国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）J－REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2024 年 12 月限)	買建	1,004	日本円	1,747,088,750	1,669,150,000	2.78

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先 物(2024 年 12 月 限)	買建	111	米ドル	4,202,200	633,439,626	4,371,180	658,911,662	0.74

（参考）海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
----	----------	-----	----	-----------	----	----	------	-------------	-----	------------	-----------------

株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ 米国不動産指数先物(2024年12月限)	買建	30	米ドル	1,162,160	175,183,998	1,181,400	178,084,233	2.49
----------	------	-----------------	-------------------------------	----	----	-----	-----------	-------------	-----------	-------------	------

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

2024 年 11 月 末 日 及 び 同 日 前 1 年 以 内 に お け る 各 月 末 並 び に 下 記 決 算 期 末 の 純 資 産 の 推 移 は 次 の 通 り で す。

		純資産総額（百万円）		1 口 当 た り 純 資 産 額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計 算 期 間	(2017 年 4 月 24 日)	1	1	1.0002	1.0002
第 2 計 算 期 間	(2018 年 4 月 23 日)	67	67	1.0242	1.0242
第 3 計 算 期 間	(2019 年 4 月 22 日)	163	163	1.0487	1.0487
第 4 計 算 期 間	(2020 年 4 月 22 日)	138	138	1.0282	1.0282
第 5 計 算 期 間	(2021 年 4 月 22 日)	124	124	1.1365	1.1365
第 6 計 算 期 間	(2022 年 4 月 22 日)	172	172	1.1581	1.1581
第 7 計 算 期 間	(2023 年 4 月 24 日)	166	166	1.1255	1.1255
第 8 計 算 期 間	(2024 年 4 月 22 日)	132	132	1.2047	1.2047
2023 年 11 月 末 日		137	—	1.1719	—
12 月 末 日		136	—	1.1877	—
2024 年 1 月 末 日		132	—	1.1947	—
2 月 末 日		133	—	1.2086	—
3 月 末 日		133	—	1.2244	—
4 月 末 日		135	—	1.2192	—
5 月 末 日		135	—	1.2166	—
6 月 末 日		130	—	1.2367	—
7 月 末 日		131	—	1.2226	—
8 月 末 日		134	—	1.2252	—
9 月 末 日		136	—	1.2335	—
10 月 末 日		137	—	1.2406	—
11 月 末 日		136	—	1.2360	—

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

2024 年 11 月 末 日 及 び 同 日 前 1 年 以 内 に お け る 各 月 末 並 び に 下 記 決 算 期 末 の 純 資 産 の 推 移 は 次 の 通 り で す。

		純資産総額（百万円）		1 口 当 た り 純 資 産 額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計 算 期 間	(2017 年 4 月 24 日)	1	1	0.9998	0.9998
第 2 計 算 期 間	(2018 年 4 月 23 日)	78	78	1.0402	1.0402

第3計算期間	(2019年4月22日)	90	90	1.0690	1.0690
第4計算期間	(2020年4月22日)	87	87	1.0281	1.0281
第5計算期間	(2021年4月22日)	91	91	1.2027	1.2027
第6計算期間	(2022年4月22日)	93	93	1.2528	1.2528
第7計算期間	(2023年4月24日)	104	104	1.2191	1.2191
第8計算期間	(2024年4月22日)	100	100	1.3608	1.3608
	2023年11月末日	114	—	1.2973	—
	12月末日	110	—	1.3168	—
	2024年1月末日	108	—	1.3367	—
	2月末日	107	—	1.3610	—
	3月末日	107	—	1.3864	—
	4月末日	102	—	1.3850	—
	5月末日	96	—	1.3877	—
	6月末日	96	—	1.4206	—
	7月末日	93	—	1.3951	—
	8月末日	92	—	1.3924	—
	9月末日	91	—	1.4036	—
	10月末日	93	—	1.4261	—
	11月末日	92	—	1.4205	—

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

2024年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2017年4月24日)	2	2	0.9986	0.9986
第2計算期間	(2018年4月23日)	182	182	1.0534	1.0534
第3計算期間	(2019年4月22日)	215	215	1.0904	1.0904
第4計算期間	(2020年4月22日)	291	291	1.0231	1.0231
第5計算期間	(2021年4月22日)	328	328	1.2629	1.2629
第6計算期間	(2022年4月22日)	588	588	1.3542	1.3542
第7計算期間	(2023年4月24日)	612	612	1.3215	1.3215
第8計算期間	(2024年4月22日)	677	677	1.5262	1.5262
	2023年11月末日	746	—	1.4311	—
	12月末日	711	—	1.4545	—
	2024年1月末日	685	—	1.4877	—
	2月末日	681	—	1.5238	—
	3月末日	692	—	1.5594	—
	4月末日	691	—	1.5611	—

5 月末日	674	—	1. 5694	—
6 月末日	682	—	1. 6165	—
7 月末日	670	—	1. 5790	—
8 月末日	672	—	1. 5716	—
9 月末日	680	—	1. 5863	—
10 月末日	683	—	1. 6241	—
11 月末日	674	—	1. 6191	—

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

2024 年 11 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間	(2017 年 4 月 24 日)	3	3	0. 9989	0. 9989
第 2 計算期間	(2018 年 4 月 23 日)	31	31	1. 0646	1. 0646
第 3 計算期間	(2019 年 4 月 22 日)	51	51	1. 1052	1. 1052
第 4 計算期間	(2020 年 4 月 22 日)	76	76	1. 0179	1. 0179
第 5 計算期間	(2021 年 4 月 22 日)	95	95	1. 3104	1. 3104
第 6 計算期間	(2022 年 4 月 22 日)	131	131	1. 4273	1. 4273
第 7 計算期間	(2023 年 4 月 24 日)	164	164	1. 3981	1. 3981
第 8 計算期間	(2024 年 4 月 22 日)	247	247	1. 6637	1. 6637
2023 年 11 月末日		269	—	1. 5399	—
12 月末日		255	—	1. 5638	—
2024 年 1 月末日		239	—	1. 6115	—
2 月末日		244	—	1. 6581	—
3 月末日		253	—	1. 7037	—
4 月末日		252	—	1. 7087	—
5 月末日		247	—	1. 7228	—
6 月末日		254	—	1. 7821	—
7 月末日		248	—	1. 7326	—
8 月末日		247	—	1. 7188	—
9 月末日		250	—	1. 7362	—
10 月末日		256	—	1. 7901	—
11 月末日		248	—	1. 7850	—

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2024 年 11 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1計算期間	(2017年 4月 24日)	2	2	0.9965	0.9965
第2計算期間	(2018年 4月 23日)	114	114	1.0820	1.0820
第3計算期間	(2019年 4月 22日)	194	194	1.1290	1.1290
第4計算期間	(2020年 4月 22日)	210	210	1.0107	1.0107
第5計算期間	(2021年 4月 22日)	291	291	1.3953	1.3953
第6計算期間	(2022年 4月 22日)	450	450	1.5745	1.5745
第7計算期間	(2023年 4月 24日)	495	495	1.5541	1.5541
第8計算期間	(2024年 4月 22日)	655	655	1.9525	1.9525
	2023年 11月 末日	615	—	1.7656	—
	12月 末日	617	—	1.7918	—
	2024年 1月 末日	644	—	1.8697	—
	2月 末日	658	—	1.9400	—
	3月 末日	671	—	2.0079	—
	4月 末日	678	—	2.0207	—
	5月 末日	687	—	2.0488	—
	6月 末日	727	—	2.1371	—
	7月 末日	703	—	2.0588	—
	8月 末日	700	—	2.0299	—
	9月 末日	710	—	2.0521	—
	10月 末日	739	—	2.1455	—
	11月 末日	734	—	2.1396	—

②【分配の推移】

インデックス・ブレード (タイプⅠ)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 1月 10日～2017年 4月 24日	0.0000 円
第2計算期間	2017年 4月 25日～2018年 4月 23日	0.0000 円
第3計算期間	2018年 4月 24日～2019年 4月 22日	0.0000 円
第4計算期間	2019年 4月 23日～2020年 4月 22日	0.0000 円
第5計算期間	2020年 4月 23日～2021年 4月 22日	0.0000 円
第6計算期間	2021年 4月 23日～2022年 4月 22日	0.0000 円
第7計算期間	2022年 4月 23日～2023年 4月 24日	0.0000 円
第8計算期間	2023年 4月 25日～2024年 4月 22日	0.0000 円

インデックス・ブレード (タイプⅡ)

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 1月 10日～2017年 4月 24日	0.0000 円
第2計算期間	2017年 4月 25日～2018年 4月 23日	0.0000 円

第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	0.0000円
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	0.0000円

③【収益率の推移】

インデックス・ブレンダー（タイプⅠ）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0%
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	2.4%
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	2.4%
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△2.0%
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	10.5%
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	1.9%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.8%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	7.0%
第9期（中間期）	2024年 4月23日～2024年10月22日	2.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンダー（タイプⅡ）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.0%
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	4.0%
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	2.8%
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△3.8%
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	17.0%
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	4.2%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.7%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	11.6%
第9期（中間期）	2024年 4月23日～2024年10月22日	4.3%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンダー（タイプⅢ）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.1%
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	5.5%
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	3.5%
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△6.2%
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	23.4%
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	7.2%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.4%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	15.5%

第9期（中間期）	2024年 4月23日～2024年10月22日	5.8%
----------	-------------------------	------

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.1%
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	6.6%
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	3.8%
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△7.9%
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	28.7%
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	8.9%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.0%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	19.0%
第9期（中間期）	2024年 4月23日～2024年10月22日	6.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.4%
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	8.6%
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	4.3%
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△10.5%
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	38.1%
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	12.8%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△1.3%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	25.6%
第9期（中間期）	2024年 4月23日～2024年10月22日	8.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	1,871,229	22,136	1,849,093
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	84,588,270	20,341,137	66,096,226
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	139,749,676	50,154,666	155,691,236
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	68,957,367	89,937,465	134,711,138

第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	42,575,201	67,408,880	109,877,459
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	93,234,946	54,593,007	148,519,398
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	24,380,356	24,898,762	148,000,992
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	45,769,544	83,585,103	110,185,433
第9期（中間期）	2024年4月23日～2024年10月22日	8,423,371	8,160,646	110,448,158

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	1,140,737	—	1,140,737
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	81,863,323	7,157,724	75,846,336
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	64,162,109	55,040,537	84,967,908
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	40,391,880	40,547,332	84,812,456
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	17,569,304	26,503,725	75,878,035
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	20,564,865	22,133,898	74,309,002
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	16,158,530	4,344,778	86,122,754
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	18,805,479	31,028,386	73,899,847
第9期（中間期）	2024年4月23日～2024年10月22日	475,826	9,057,530	65,318,143

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	2,616,123	11,615	2,604,508
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	222,742,777	52,396,644	172,950,641
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	90,227,074	65,793,755	197,383,960
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	148,863,569	61,665,955	284,581,574
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	85,112,865	109,242,029	260,452,410
第6計算期間	2021年4月23日～2022年4月22日	264,299,332	90,012,863	434,738,879
第7計算期間	2022年4月23日～2023年4月24日	80,101,350	51,667,115	463,173,114
第8計算期間	2023年4月25日～2024年4月22日	131,883,227	151,047,196	444,009,145
第9期（中間期）	2024年4月23日～2024年10月22日	13,873,770	36,086,600	421,796,315

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年1月10日～2017年4月24日	3,911,186	6,532	3,904,654
第2計算期間	2017年4月25日～2018年4月23日	40,547,035	15,185,160	29,266,529
第3計算期間	2018年4月24日～2019年4月22日	19,627,025	2,057,321	46,836,233
第4計算期間	2019年4月23日～2020年4月22日	42,459,087	14,139,356	75,155,964
第5計算期間	2020年4月23日～2021年4月22日	27,057,101	29,534,780	72,678,285

第 6 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	30,084,394	10,365,196	92,397,483
第 7 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2023 年 4 月 24 日	31,413,750	6,420,341	117,390,892
第 8 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2024 年 4 月 22 日	79,837,816	48,322,770	148,905,938
第 9 期（中間期）	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	4,969,555	10,640,138	143,235,355

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレード（タイプV）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 計算期間	2017 年 1 月 10 日～2017 年 4 月 24 日	2,529,296	151,621	2,377,675
第 2 計算期間	2017 年 4 月 25 日～2018 年 4 月 23 日	107,829,976	4,387,951	105,819,700
第 3 計算期間	2018 年 4 月 24 日～2019 年 4 月 22 日	119,681,763	53,143,123	172,358,340
第 4 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 22 日	84,060,552	47,829,633	208,589,259
第 5 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	47,688,078	47,012,851	209,264,486
第 6 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	103,473,634	26,532,080	286,206,040
第 7 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2023 年 4 月 24 日	61,172,084	28,473,497	318,904,627
第 8 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2024 年 4 月 22 日	71,674,879	54,919,786	335,659,720
第 9 期（中間期）	2024 年 4 月 23 日～2024 年 10 月 22 日	21,808,965	12,808,019	344,660,666

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

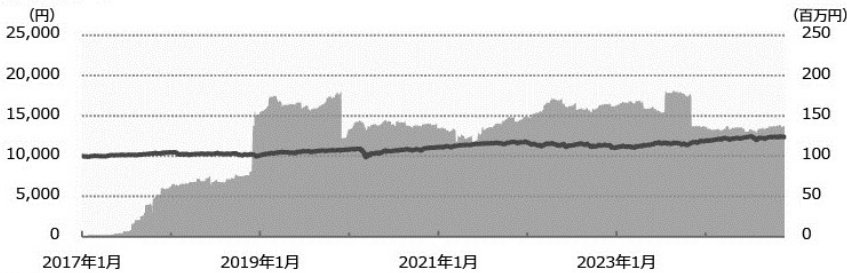


運用実績 (2024年11月29日現在)

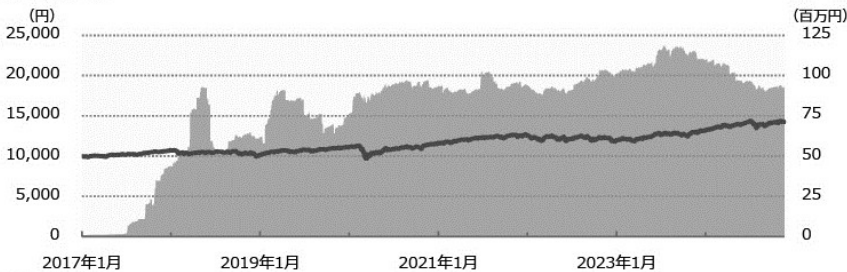
■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

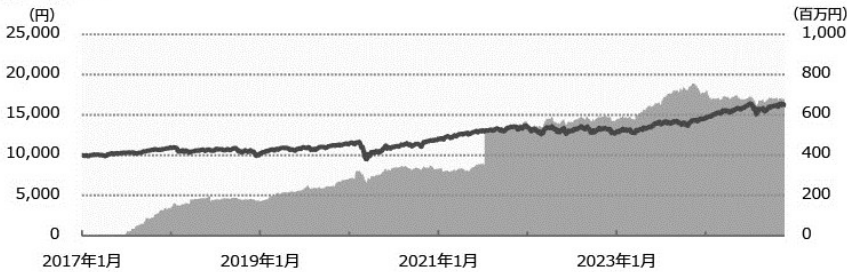
■タイプⅠ



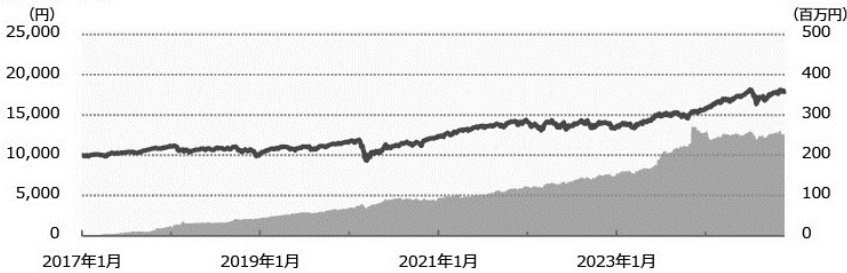
■タイプⅡ



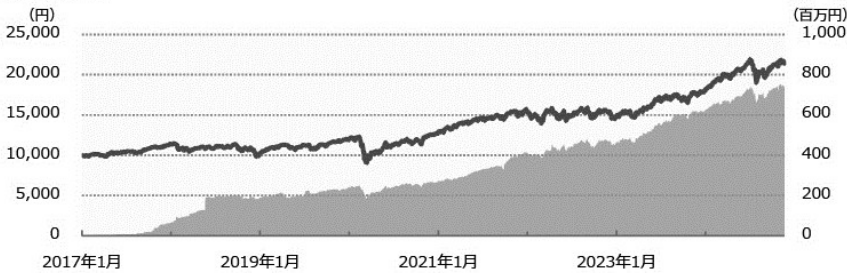
■タイプⅢ



■タイプⅣ



■タイプⅤ



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■タイプⅠ

2024年4月	0 円
2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
設定来累計	0 円

■タイプⅡ

2024年4月	0 円
2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
設定来累計	0 円

■タイプⅢ

2024年4月	0 円
2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
設定来累計	0 円

■タイプⅣ

2024年4月	0 円
2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
設定来累計	0 円

■タイプⅤ

2024年4月	0 円
2023年4月	0 円
2022年4月	0 円
2021年4月	0 円
2020年4月	0 円
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)				
	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
国内株式マザーファンド	6.5	8.0	9.6	11.6	15.5
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	16.2	26.2	35.1	42.6	55.1
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1.5	1.0	0.5	0.5	0.2
新興国株式マザーファンド	—	1.0	2.0	2.5	3.9
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	32.2	22.7	16.8	11.3	3.6
外国債券マザーファンド	4.5	5.4	3.0	2.0	3.3
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	6.1	5.1	4.0	3.0	3.1
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	—	—	—	—	—
新興国債券マザーファンド	4.0	4.0	2.5	2.5	2.5
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	3.0	4.0	3.0	3.0	3.7
J-REITインデックス マザーファンド	—	—	—	—	—
海外REITインデックス マザーファンド	2.0	3.0	5.4	6.5	7.5
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	—	—	—	—	—

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5
3	ソニーグループ	電気機器	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4
4	日立製作所	電気機器	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4
5	リクルートホールディングス	サービス業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8	1.4	1.8	2.2	2.9
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.8	1.3	1.7	2.1	2.7
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.7	1.1	1.5	1.8	2.4
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.5	0.7	1.0	1.2	1.6
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.3	0.5	0.6	0.8	1.0

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
2	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
3	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	—	0.1	0.2	0.2	0.4
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	—	0.0	0.1	0.1	0.2
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	—	0.0	0.1	0.1	0.1
4	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	—	0.0	0.0	0.1	0.1
5	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	—	0.0	0.0	0.1	0.1

・「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	EMERSON ELEC	電気設備	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	CINCINNATI FINANCIAL CORP	保険	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	ALBEMARLE CORP	化学	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	GENUINE PARTS CO	販売	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	FRANKLIN RESOURCES INC	資本市場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	国庫債券 利付（10年）第370回	国債証券	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1
2	国庫債券 利付（10年）第371回	国債証券	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1
3	国庫債券 利付（5年）第157回	国債証券	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1
4	国庫債券 利付（5年）第163回	国債証券	0.5	0.3	0.2	0.2	0.0
5	国庫債券 利付（2年）第456回	国債証券	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
2	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
3	STATE OF QATAR	国債証券	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
4	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
5	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0

・「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」を通じての投資銘柄

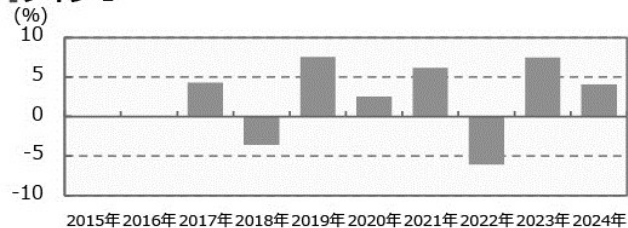
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	MOZART DEBT MERGER SUB	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	AMERICAN AIRLINES/AADVAN	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	CLOUD SOFTWARE GRP INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	PICARD MIDCO INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	VENTURE GLOBAL LNG INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

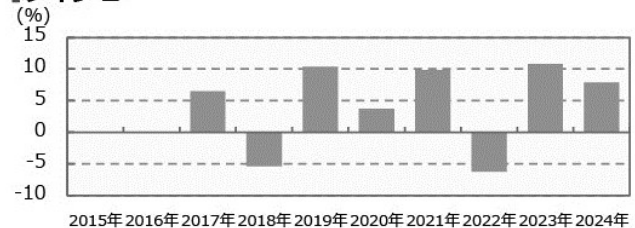
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.1	0.2	0.4	0.4	0.5
2	EQUINIX INC	投資証券	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

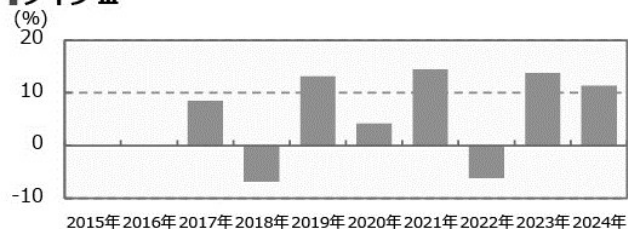
■タイプⅠ



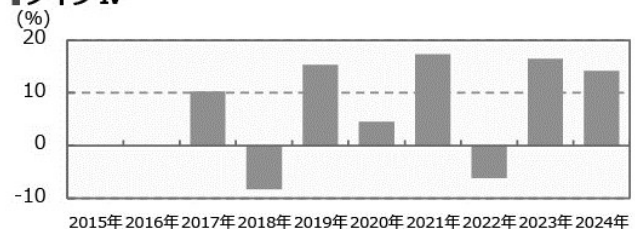
■タイプⅡ



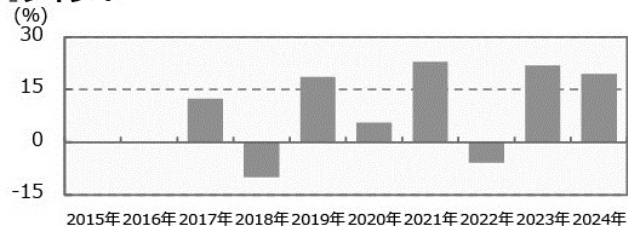
■タイプⅢ



■タイプⅣ



■タイプⅤ



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2017年は設定日（2017年1月10日）から年末までの収益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

- ・ ロンドン証券取引所 ・ ロンドンの銀行
- ・ ニューヨーク証券取引所 ・ ニューヨークの銀行

(4) 販売単位

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後 3 時 30 分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5) 換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※ ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※ ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。※ ² ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額

REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2017年1月10日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月23日から翌年4月22日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、

これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、

当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日まで支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2023年4月25日から2024年4月22日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプI）の2023年4月25日から2024年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプI）の2024年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅠ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2023 年 4 月 24 日現在)	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,802,375	33,100,060
親投資信託受益証券	122,218,860	96,871,972
未収入金	－	3,399,000
未収利息	－	70
流動資産合計	169,021,235	133,371,102
資産合計	169,021,235	133,371,102
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	58,336	81,552
未払金	－	115,157
未払解約金	1,958,334	65,593
未払受託者報酬	27,123	22,888
未払委託者報酬	406,811	343,184
未払利息	18	－
その他未払費用	2,648	2,223
流動負債合計	2,453,270	630,597
負債合計	2,453,270	630,597
純資産の部		
元本等		
元本	148,000,992	110,185,433
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,566,973	22,555,072
（分配準備積立金）	7,504,168	8,229,090
元本等合計	166,567,965	132,740,505
純資産合計	166,567,965	132,740,505
負債純資産合計	169,021,235	133,371,102

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
営業収益		
受取利息	5	1,728
有価証券売買等損益	△3,175,497	11,357,981
為替差損益	△591,825	△875,880
営業収益合計	△3,767,317	10,483,829
営業費用		

支払利息	7,823	11,594
受託者報酬	54,210	50,411
委託者報酬	813,001	755,960
その他費用	11,235	62,148
営業費用合計	886,269	880,113
営業利益又は営業損失（△）	△4,653,586	9,603,716
経常利益又は経常損失（△）	△4,653,586	9,603,716
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,653,586	9,603,716
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△477,810	2,387,227
期首剰余金又は期首欠損金（△）	23,487,916	18,566,973
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,121,889	7,704,072
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,121,889	7,704,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,867,056	10,932,462
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,867,056	10,932,462
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,566,973	22,555,072

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月25日から2024年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期 2024年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 148,000,992口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 110,185,433口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1255円 (10,000口当たり純資産額) (11,255円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2047円 (10,000口当たり純資産額) (12,047円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日			第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	1,539,484 円	費用控除後の配当等収益額	A	1,829,193 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,347,787 円
収益調整金額	C	12,176,217 円	収益調整金額	C	14,325,982 円
分配準備積立金額	D	5,964,684 円	分配準備積立金額	D	4,052,110 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,680,385 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,555,072 円
当ファンドの期末残存口数	F	148,000,992 口	当ファンドの期末残存口数	F	110,185,433 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,329 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,046 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在	第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左

派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記) の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
期首元本額 148,519,398 円	期首元本額 148,000,992 円
期中追加設定元本額 24,380,356 円	期中追加設定元本額 45,769,544 円
期中一部解約元本額 24,898,762 円	期中一部解約元本額 83,585,103 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,083,690	5,831,807
合計	1,083,690	5,831,807

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	4,699,438	—	4,757,774	△58,336	2,437,870	—	2,519,422	△81,552
米ドル	4,699,438	—	4,757,774	△58,336	2,437,870	—	2,519,422	△81,552
合計	4,699,438	—	4,757,774	△58,336	2,437,870	—	2,519,422	△81,552

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	3,748,083	11,226,633	
		外国債券マザーファンド	1,811,468	5,331,693	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	2,794,134	18,322,533	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	35,900,543	44,696,176	
		J-REITインデックス マザーファンド	252,534	667,775	
		海外REITインデックス マザーファンド	750,764	2,655,377	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	449,866	1,311,674	
		新興国株式マザーファンド	1,045,954	1,984,070	
		新興国債券マザーファンド	1,116,863	2,686,390	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	3,410,383	3,329,897	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,405,283	4,659,754	
	小計	銘柄数：11	53,685,875	96,871,972	
		組入時価比率：73.0%		100.0%	
合計				96,871,972	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2023年4月25日から2024年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2024年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅡ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2023 年 4 月 24 日現在)	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,657,968	24,149,804
親投資信託受益証券	80,679,597	78,898,532
未収入金	－	2,689,000
未収利息	－	51
流動資産合計	105,337,565	105,737,387
資産合計	105,337,565	105,737,387
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	53,611	68,380
未払金	－	86,976
未払解約金	12,285	4,724,427
未払受託者報酬	16,875	17,965
未払委託者報酬	258,747	275,422
未払利息	9	－
その他未払費用	1,641	1,727
流動負債合計	343,168	5,174,897
負債合計	343,168	5,174,897
純資産の部		
元本等		
元本	86,122,754	73,899,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,871,643	26,662,643
（分配準備積立金）	11,045,764	14,793,703
元本等合計	104,994,397	100,562,490
純資産合計	104,994,397	100,562,490
負債純資産合計	105,337,565	105,737,387

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
営業収益		
受取利息	3	1,120
有価証券売買等損益	△1,614,882	13,243,993
為替差損益	△376,764	△659,485
営業収益合計	△1,991,643	12,585,628
営業費用		

支払利息	4,668	6,545
受託者報酬	32,568	36,502
委託者報酬	499,331	559,542
その他費用	9,092	66,939
営業費用合計	545,659	669,528
営業利益又は営業損失（△）	△2,537,302	11,916,100
経常利益又は経常損失（△）	△2,537,302	11,916,100
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,537,302	11,916,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△137,414	2,316,121
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,784,312	18,871,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,565,177	5,212,901
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,565,177	5,212,901
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,077,958	7,021,880
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,077,958	7,021,880
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,871,643	26,662,643

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月25日から2024年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期 2024年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 86,122,754口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 73,899,847口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2191円 (10,000口当たり純資産額) (12,191円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3608円 (10,000口当たり純資産額) (13,608円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日			第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	1, 197, 459 円	費用控除後の配当等収益額	A	1, 658, 007 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5, 447, 383 円
収益調整金額	C	7, 825, 879 円	収益調整金額	C	11, 868, 940 円
分配準備積立金額	D	9, 848, 305 円	分配準備積立金額	D	7, 688, 313 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18, 871, 643 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26, 662, 643 円
当ファンドの期末残存口数	F	86, 122, 754 口	当ファンドの期末残存口数	F	73, 899, 847 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	2, 191 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	3, 607 円
10, 000 口当たり分配金額	H	0 円	10, 000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	0 円

(金融商品に関する注記)
(1) 金融商品の状況に関する事項

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在	第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左

派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記) の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
期首元本額	74,309,002 円
期中追加設定元本額	16,158,530 円
期中一部解約元本額	4,344,778 円
期首元本額	86,122,754 円
期中追加設定元本額	18,805,479 円
期中一部解約元本額	31,028,386 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,086,207	7,944,185
合計	1,086,207	7,944,185

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,896,093	—	3,949,704	△53,611	1,838,655	—	1,907,035	△68,380
米ドル	3,896,093	—	3,949,704	△53,611	1,838,655	—	1,907,035	△68,380
合計	3,896,093	—	3,949,704	△53,611	1,838,655	—	1,907,035	△68,380

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	3,347,770	10,027,575	
		外国債券マザーファンド	1,700,534	5,005,181	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	3,714,709	24,359,204	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	19,978,847	24,873,664	
		J-REITインデックス マザーファンド	382,855	1,012,383	
		海外REITインデックス マザーファンド	711,701	2,517,215	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	341,087	994,507	
		新興国株式マザーファンド	793,407	1,505,013	
		新興国債券マザーファンド	847,184	2,037,731	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	2,070,250	2,021,392	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	2,345,877	4,544,667	
	小計	銘柄数：11	36,234,221	78,898,532	
		組入時価比率：78.5%		100.0%	
合計				78,898,532	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2023年4月25日から2024年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2024年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅢ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2023 年 4 月 24 日現在)	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	118,613,269	100,571,392
親投資信託受益証券	498,392,161	565,435,753
未収入金	－	14,326,000
未収利息	－	213
流動資産合計	617,005,430	680,333,358
資産合計	617,005,430	680,333,358
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	386,525	364,808
未払金	－	400,002
未払解約金	2,896,441	3,897
未払受託者報酬	96,499	115,704
未払委託者報酬	1,511,732	1,812,742
未払利息	46	－
その他未払費用	9,590	11,514
流動負債合計	4,900,833	2,708,667
負債合計	4,900,833	2,708,667
純資産の部		
元本等		
元本	463,173,114	444,009,145
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	148,931,483	233,615,546
（分配準備積立金）	63,380,503	114,072,579
元本等合計	612,104,597	677,624,691
純資産合計	612,104,597	677,624,691
負債純資産合計	617,005,430	680,333,358

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
営業収益		
受取利息	14	6,089
有価証券売買等損益	△7,835,407	105,729,596
為替差損益	△2,263,033	△3,893,620
営業収益合計	△10,098,426	101,842,065
営業費用		

支払利息	22,086	31,041
受託者報酬	192,085	227,125
委託者報酬	3,009,105	3,558,185
その他費用	25,032	76,823
営業費用合計	3,248,308	3,893,174
営業利益又は営業損失（△）	△13,346,734	97,948,891
経常利益又は経常損失（△）	△13,346,734	97,948,891
当期純利益又は当期純損失（△）	△13,346,734	97,948,891
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,729,344	16,079,179
期首剰余金又は期首欠損金（△）	153,977,138	148,931,483
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,633,603	53,158,198
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,633,603	53,158,198
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,061,868	50,343,847
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,061,868	50,343,847
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	148,931,483	233,615,546

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月25日から2024年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期 2024年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 463,173,114口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 444,009,145口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3215円 (10,000口当たり純資産額) (13,215円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5262円 (10,000口当たり純資産額) (15,262円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日			第8期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	8,032,495 円	費用控除後の配当等収益額	A	11,543,431 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	55,917,476 円
収益調整金額	C	85,550,980 円	収益調整金額	C	119,542,967 円
分配準備積立金額	D	55,348,008 円	分配準備積立金額	D	46,611,672 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	148,931,483 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	233,615,546 円
当ファンドの期末残存口数	F	463,173,114 口	当ファンドの期末残存口数	F	444,009,145 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,215 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,261 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在	第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 同左

派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記) の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
期首元本額 434,738,879 円	期首元本額 463,173,114 円
期中追加設定元本額 80,101,350 円	期中追加設定元本額 131,883,227 円
期中一部解約元本額 51,667,115 円	期中一部解約元本額 151,047,196 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	8,614,622	70,360,666
合計	8,614,622	70,360,666

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	22,558,667	—	22,945,192	△386,525	9,267,355	—	9,632,163	△364,808
米ドル	22,558,667	—	22,945,192	△386,525	9,267,355	—	9,632,163	△364,808
合計	22,558,667	—	22,945,192	△386,525	9,267,355	—	9,632,163	△364,808

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	24, 859, 364	74, 461, 252	
		外国債券マザーファンド	6, 953, 780	20, 467, 060	
		外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド	36, 342, 709	238, 317, 314	
		国内債券NOMURA－BPI総合マザーファンド	109, 924, 882	136, 856, 478	
		J－REITインデックス マザーファンド	3, 876, 219	10, 249, 885	
		海外REITインデックス マザーファンド	5, 763, 944	20, 386, 493	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1, 151, 137	3, 356, 370	
		新興国株式マザーファンド	8, 924, 568	16, 929, 013	
		新興国債券マザーファンド	4, 288, 660	10, 315, 513	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1, 914, 701	3, 421, 187	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	13, 967, 657	13, 638, 020	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	8, 794, 285	17, 037, 168	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：83. 4%	226, 761, 906	565, 435, 753 100. 0%	
合計				565, 435, 753	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2023年4月25日から2024年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2024年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅣ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2023 年 4 月 24 日現在)	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,580,438	29,291,557
親投資信託受益証券	147,264,741	214,149,163
未収入金	－	5,302,000
未収利息	－	62
流動資産合計	164,845,179	248,742,782
資産合計	164,845,179	248,742,782
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	137,205	136,403
未払金	－	156,524
未払解約金	152,063	20,535
未払受託者報酬	25,440	40,817
未払委託者報酬	406,937	653,090
未払利息	6	－
その他未払費用	2,482	4,023
流動負債合計	724,133	1,011,392
負債合計	724,133	1,011,392
純資産の部		
元本等		
元本	117,390,892	148,905,938
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	46,730,154	98,825,452
（分配準備積立金）	22,016,146	44,900,597
元本等合計	164,121,046	247,731,390
純資産合計	164,121,046	247,731,390
負債純資産合計	164,845,179	248,742,782

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
営業収益		
受取利息	2	1,769
有価証券売買等損益	△673,791	40,101,497
為替差損益	△571,191	△1,217,092
営業収益合計	△1,244,980	38,886,174
営業費用		

支払利息	4,308	4,539
受託者報酬	48,291	72,828
委託者報酬	772,498	1,165,262
その他費用	10,642	68,206
営業費用合計	835,739	1,310,835
営業利益又は営業損失（△）	△2,080,719	37,575,339
経常利益又は経常損失（△）	△2,080,719	37,575,339
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,080,719	37,575,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△183,651	5,589,171
期首剰余金又は期首欠損金（△）	39,483,448	46,730,154
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,813,955	40,925,603
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,813,955	40,925,603
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,670,181	20,816,473
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,670,181	20,816,473
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	46,730,154	98,825,452

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月25日から2024年4月22日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 2023年4月24日現在	第8期 2024年4月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 117,390,892口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 148,905,938口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3981円 (10,000口当たり純資産額) (13,981円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6637円 (10,000口当たり純資産額) (16,637円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日			第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		

費用控除後の配当等収益額	A	2,327,309 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,375,141 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,559,588 円
収益調整金額	C	24,714,008 円	収益調整金額	C	53,924,855 円
分配準備積立金額	D	19,688,837 円	分配準備積立金額	D	15,965,868 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,730,154 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,825,452 円
当ファンドの期末残存口数	F	117,390,892 口	当ファンドの期末残存口数	F	148,905,938 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,980 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,636 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円
2. その他費用			2. その他費用		
その他費用のうち 5,940 円は、L E I 取得費用であります。			その他費用のうち 5,940 円は、L E I 取得費用であります。		

(金融商品に関する注記)	
(1) 金融商品の状況に関する事項	
第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項	
第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在	第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法

親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

(関連当事者との取引に関する注記)	
第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日	第8期 自 2023年 4月 25日 至 2024年 4月 22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日		第8期 自 2023年 4月 25日 至 2024年 4月 22日	
期首元本額	92,397,483 円	期首元本額	117,390,892 円
期中追加設定元本額	31,413,750 円	期中追加設定元本額	79,837,816 円
期中一部解約元本額	6,420,341 円	期中一部解約元本額	48,322,770 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第7期 自 2022年 4月 23日 至 2023年 4月 24日	第8期 自 2023年 4月 25日 至 2024年 4月 22日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,189,579	28,415,494
合計	3,189,579	28,415,494

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第7期(2023年 4月 24日現在)				第8期(2024年 4月 22日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6,776,775	—	6,913,980	△137,205	3,383,332	—	3,519,735	△136,403
米ドル	6,776,775	—	6,913,980	△137,205	3,383,332	—	3,519,735	△136,403
合計	6,776,775	—	6,913,980	△137,205	3,383,332	—	3,519,735	△136,403

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	11,173,692	33,468,559	
		外国債券マザーファンド	2,544,483	7,489,176	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	15,924,772	104,426,692	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	26,216,656	32,639,736	
		J-REITインデックス マザーファンド	1,418,530	3,751,018	
		海外REITインデックス マザーファンド	2,109,309	7,460,415	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	421,016	1,227,556	
		新興国株式マザーファンド	3,919,088	7,434,118	
		新興国債券マザーファンド	1,569,310	3,774,661	
		新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド	700,718	1,252,042	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	5,111,595	4,990,961	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	3,217,999	6,234,229	
	小計	銘柄数: 12 組入時価比率: 86.4%	74,327,168	214,149,163 100.0%	
合計				214,149,163	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプV）の2023年4月25日から2024年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプV）の2024年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプV）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2023 年 4 月 24 日現在)	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,030,913	21,101,655
親投資信託受益証券	492,133,554	629,046,005
派生商品評価勘定	8,130	-
未収入金	-	7,845,000
未収利息	-	44
流動資産合計	497,172,597	657,992,704
資産合計	497,172,597	657,992,704
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	152,978	393,422
未払金	-	239,847
未払解約金	43,067	168,492
未払受託者報酬	77,526	103,991
未払委託者報酬	1,266,221	1,698,464
未払利息	1	-
その他未払費用	7,692	10,341
流動負債合計	1,547,485	2,614,557
負債合計	1,547,485	2,614,557
純資産の部		
元本等		
元本	318,904,627	335,659,720
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	176,720,485	319,718,427
（分配準備積立金）	92,813,698	190,997,147
元本等合計	495,625,112	655,378,147
純資産合計	495,625,112	655,378,147
負債純資産合計	497,172,597	657,992,704

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
営業収益		
受取利息	-	1,080
有価証券売買等損益	△1,237,740	139,116,413
為替差損益	△632,058	△2,658,791
営業収益合計	△1,869,798	136,458,702

営業費用

支払利息	4,052	2,730
受託者報酬	152,277	195,474
委託者報酬	2,487,037	3,192,593
その他費用	21,047	70,207
営業費用合計	2,664,413	3,461,004
営業利益又は営業損失（△）	△4,534,211	132,997,698
経常利益又は経常損失（△）	△4,534,211	132,997,698
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,534,211	132,997,698
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,534,440	10,948,034
期首剰余金又は期首欠損金（△）	164,422,812	176,720,485
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,408,205	52,295,404
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,408,205	52,295,404
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,110,761	31,347,126
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,110,761	31,347,126
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	176,720,485	319,718,427

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年４月25日から2024年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 2023年４月24日現在	第8期 2024年４月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 318,904,627口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 335,659,720口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5541円 (10,000口当たり純資産額) (15,541円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9525円 (10,000口当たり純資産額) (19,525円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 自2022年４月23日 至2023年４月24日	第8期 自2023年４月25日 至2024年４月22日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,854,324 円	費用控除後の配当等収益額	A	13,588,775 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	98,380,318 円
収益調整金額	C	83,906,787 円	収益調整金額	C	128,721,280 円
分配準備積立金額	D	83,959,374 円	分配準備積立金額	D	79,028,054 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	176,720,485 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	319,718,427 円
当ファンドの期末残存口数	F	318,904,627 口	当ファンドの期末残存口数	F	335,659,720 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,541 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,525 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円	10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 7 期 2023 年 4 月 24 日現在	第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券	2. 時価の算定方法 同左

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
期首元本額 286,206,040 円	期首元本額 318,904,627 円
期中追加設定元本額 61,172,084 円	期中追加設定元本額 71,674,879 円
期中一部解約元本額 28,473,497 円	期中一部解約元本額 54,919,786 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 7 期 自 2022 年 4 月 23 日 至 2023 年 4 月 24 日	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	10,261,885	110,547,070
合計	10,261,885	110,547,070

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 7 期(2023 年 4 月 24 日現在)				第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	15,633,270	—	15,778,118	△144,848	8,925,246	—	9,318,668	△393,422
米ドル	15,633,270	—	15,778,118	△144,848	8,925,246	—	9,318,668	△393,422
合計	15,633,270	—	15,778,118	△144,848	8,925,246	—	9,318,668	△393,422

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	37,420,593	112,085,902	
		外国債券マザーファンド	6,742,425	19,844,979	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	54,668,817	358,490,767	
		国内債券NOMURA-BPI 総合マザーファンド	18,557,813	23,104,477	
		J-REITインデックス マザーファンド	3,758,278	9,938,014	
		海外REITインデックス マザーファンド	7,451,430	26,354,962	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,115,873	3,253,550	
		新興国株式マザーファンド	12,114,222	22,979,467	
		新興国債券マザーファンド	4,158,467	10,002,360	
		新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	5,569,498	9,951,579	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	10,152,886	9,913,277	
		米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	11,937,579	23,126,671	
		小計	銘柄数：12	173,647,881	629,046,005
		組入時価比率：96.0%		100.0%	
合計				629,046,005	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

「インデックス・ブレンド(タイプI)」、「インデックス・ブレンド(タイプII)」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券NO

MURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」、「インデックス・ブレンド（タイプⅢ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅣ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅤ）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	29,018,515,597
株式	663,771,575,540
派生商品評価勘定	26,370,170
未収入金	838,360,038
未収配当金	6,569,581,906
未収利息	61,622
その他未収収益	97,377,682
差入委託証拠金	1,387,389,743
流動資産合計	701,709,232,298
資産合計	701,709,232,298
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	405,589,673
未払解約金	150,352,326
未払利息	1,109,674
有価証券貸借取引受入金	21,129,365,501
流動負債合計	21,686,417,174
負債合計	21,686,417,174
純資産の部	
元本等	
元本	227,026,756,421
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	452,996,058,703
元本等合計	680,022,815,124
純資産合計	680,022,815,124
負債純資産合計	701,709,232,298

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
--------------------	-------------------------

	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	先物取引
	取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 9953 円
(10,000 口当たり純資産額)	(29,953 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	20,080,637,740 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	223,256,710,736 円
同期中における追加設定元本額	38,117,773,551 円
同期中における一部解約元本額	34,347,727,866 円
期末元本額	227,026,756,421 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	89,794,483 円
バランスセレクト５０	213,140,571 円
バランスセレクト７０	364,775,725 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,513,224,928 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,150,175,957 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	10,712,080,154 円
野村資産設計ファンド２０１５	22,674,544 円
野村資産設計ファンド２０２０	25,068,447 円
野村資産設計ファンド２０２５	39,100,246 円
野村資産設計ファンド２０３０	67,959,877 円
野村資産設計ファンド２０３５	69,056,594 円
野村資産設計ファンド２０４０	124,732,717 円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	20,234,651,456 円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,465,489,784 円
のむラップ・ファンド（普通型）	13,042,926,756 円
のむラップ・ファンド（積極型）	7,382,303,608 円
野村資産設計ファンド２０４５	29,585,230 円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,333,067,465 円
マイ・ロード	1,752,518,383 円
ネクストコア	9,437,742 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	928,672,490 円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	2,856,485,994 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	1,008,003,256 円
野村資産設計ファンド２０５０	31,850,860 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	7,202,636 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	4,778,153 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	4,171,102 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	4,172,803 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	312,338,776 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	1,336,347,889 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,748,083 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	3,347,770 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	24,859,364 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	11,173,692 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	37,420,593 円
野村６資産均等バランス	4,300,261,643 円
世界６資産分散ファンド	86,821,693 円
野村資産設計ファンド２０６０	30,383,025 円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	227,756,420 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	3,480,935,667 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	158,069,693 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	97,597,844 円

グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	208,550,503円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	100,191,594円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	1,328,119円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,357,814円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	419,193円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,312,970,931円
野村ワールド・インデックス・バランス３５ＶＡ（適格機関投資家専用）	476,263円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	8,204,963円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	22,651,136円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,088,773円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	61,783,079円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	112,740,495円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,221,294,836円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	21,853,119円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	176,960,868円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	4,005,270,815円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	24,281,781円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	94,071,766円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,430,302円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,860,998円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	24,753,178円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	33,199,945円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	93,076,945円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,835,251,781円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	21,754,817,958円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	29,667,604,710円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	41,550,427,233円
マイバランスＤＣ３０	3,016,302,443円
マイバランスＤＣ５０	5,800,438,156円
マイバランスＤＣ７０	7,225,249,448円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,070,345,173円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	499,110,455円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	35,465,058円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,059,690,497円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,839,677,750円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	1,716,706,248円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	15,075,696円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	7,593,577円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	148,361,185円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	46,992,369円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	50,906,707円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	38,397,122円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,089,915,437円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	877,117,283円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	682,734,366円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	970,017,195円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	32,671,397円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	397,046,775円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	146,587,797円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	199,767,579円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	112,340,432円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	163,065円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	10,200	3,590.00	36,618,000	
		ニッスイ	247,600	957.60	237,101,760	貸付有価証券 100株
		マルハニチロ	36,700	3,068.00	112,595,600	貸付有価証券 400株
		雪国まいたけ	21,100	972.00	20,509,200	貸付有価証券 100株
		カネコ種苗	7,000	1,405.00	9,835,000	
		サカタのタネ	28,200	3,600.00	101,520,000	
		ホクト	19,800	1,824.00	36,115,200	
		ホクリョウ	1,800	1,006.00	1,810,800	貸付有価証券 600株 (600株)
		住石ホールディングス	28,000	1,339.00	37,492,000	貸付有価証券 13,100株 (400株)
		日鉄鉱業	9,900	4,720.00	46,728,000	
		三井松島ホールディングス	14,700	3,095.00	45,496,500	貸付有価証券 1,500株
		I N P E X	831,600	2,389.50	1,987,108,200	貸付有価証券 10,700株
		石油資源開発	28,700	6,750.00	193,725,000	貸付有価証券 2,000株
		K&Oエナジーグループ	11,200	3,410.00	38,192,000	貸付有価証券 4,200株
		ショーボンドホールディングス	33,700	6,018.00	202,806,600	
		ミライト・ワン	74,800	1,913.00	143,092,400	
		タマホーム	15,600	4,215.00	65,754,000	貸付有価証券 7,300株 (2,600株)
		サンヨーホームズ	1,300	736.00	956,800	貸付有価証券 400株
		日本アクア	4,600	961.00	4,420,600	
		ファーストコーポレーション	3,200	857.00	2,742,400	
		ベステラ	2,600	927.00	2,410,200	貸付有価証券 900株 (500株)
		キャンディル	2,000	592.00	1,184,000	貸付有価証券 700株
		ダイセキ環境ソリューション	2,200	899.00	1,977,800	貸付有価証券 800株 (800株)
		第一カッター興業	7,100	1,491.00	10,586,100	
		安藤・間	143,500	1,162.00	166,747,000	

東急建設	77,600	797.00	61,847,200	
コムシスホールディングス	79,100	3,687.00	291,641,700	
ビーアールホールディングス	36,300	362.00	13,140,600	
高松コンストラクショングループ	18,400	2,564.00	47,177,600	貸付有価証券 3,000株
東建コーポレーション	6,200	10,580.00	65,596,000	貸付有価証券 2,900株
ソネック	1,200	921.00	1,105,200	
ヤマウラ	12,500	1,350.00	16,875,000	貸付有価証券 5,000株
オリエンタル白石	91,700	372.00	34,112,400	
大成建設	162,100	5,358.00	868,531,800	貸付有価証券 3,700株
大林組	619,500	1,721.50	1,066,469,250	
清水建設	491,100	925.70	454,611,270	貸付有価証券 19,600株
飛島建設	17,900	1,355.00	24,254,500	
長谷工コーポレーション	158,900	1,835.50	291,660,950	貸付有価証券 4,100株
松井建設	16,200	851.00	13,786,200	貸付有価証券 300株
銭高組	1,200	3,920.00	4,704,000	
鹿島建設	384,100	2,873.50	1,103,711,350	貸付有価証券 16,300株
不動テトラ	12,000	2,146.00	25,752,000	
大末建設	3,100	1,541.00	4,777,100	
鉄建建設	12,400	2,724.00	33,777,600	
西松建設	33,000	4,357.00	143,781,000	
三井住友建設	128,900	404.00	52,075,600	貸付有価証券 100株
大豊建設	6,000	3,190.00	19,140,000	貸付有価証券 2,800株（300株）
佐田建設	4,900	719.00	3,523,100	
ナカノフドー建設	5,500	611.00	3,360,500	
奥村組	28,100	4,790.00	134,599,000	
東鉄工業	21,500	3,020.00	64,930,000	
イチケン	1,900	2,348.00	4,461,200	
富士ピー・エス	3,400	449.00	1,526,600	
浅沼組	12,800	3,730.00	47,744,000	貸付有価証券 100株
戸田建設	234,400	988.20	231,634,080	貸付有価証券 21,200株

熊谷組	28,600	4,065.00	116,259,000	
北野建設	1,400	3,315.00	4,641,000	
植木組	2,200	1,561.00	3,434,200	
矢作建設工業	23,600	1,427.00	33,677,200	貸付有価証券 100 株
ピーエス三菱	22,000	977.00	21,494,000	
日本ハウスホールディングス	37,000	325.00	12,025,000	貸付有価証券 14,400 株
新日本建設	24,300	1,571.00	38,175,300	
東亜道路工業	34,500	1,252.00	43,194,000	
日本道路	20,300	1,813.00	36,803,900	貸付有価証券 200 株
東亜建設工業	53,500	1,071.00	57,298,500	
日本国土開発	49,300	505.00	24,896,500	貸付有価証券 13,200 株
若築建設	6,000	3,345.00	20,070,000	
東洋建設	43,600	1,245.00	54,282,000	貸付有価証券 300 株 (300 株)
五洋建設	245,600	774.60	190,241,760	貸付有価証券 500 株
世紀東急工業	22,200	1,786.00	39,649,200	貸付有価証券 4,200 株 (400 株)
福田組	6,500	5,250.00	34,125,000	
住友林業	149,700	4,508.00	674,847,600	貸付有価証券 200 株
日本基礎技術	4,700	503.00	2,364,100	
巴コーポレーション	9,700	705.00	6,838,500	貸付有価証券 1,300 株
大和ハウス工業	479,000	4,322.00	2,070,238,000	貸付有価証券 16,900 株
ライト工業	34,400	2,045.00	70,348,000	
積水ハウス	525,300	3,435.00	1,804,405,500	
日特建設	16,500	1,129.00	18,628,500	
北陸電気工事	11,900	1,183.00	14,077,700	
ユアテック	38,200	1,368.00	52,257,600	貸付有価証券 1,800 株
日本リーテック	13,500	1,269.00	17,131,500	
四電工	7,200	3,810.00	27,432,000	
中電工	26,900	3,160.00	85,004,000	貸付有価証券 200 株
関電工	108,500	1,839.00	199,531,500	貸付有価証券 10,900 株
きんでん	120,400	3,047.00	366,858,800	貸付有価証券 1,200 株

東京エネシス	16,200	1,326.00	21,481,200	
トーエネック	5,700	5,410.00	30,837,000	
住友電設	16,500	3,360.00	55,440,000	
日本電設工業	32,500	2,111.00	68,607,500	
エクシオグループ	169,300	1,681.50	284,677,950	
新日本空調	11,200	3,925.00	43,960,000	貸付有価証券 300株
九電工	37,400	6,927.00	259,069,800	貸付有価証券 600株
三機工業	37,400	2,129.00	79,624,600	
日揮ホールディングス	171,400	1,493.50	255,985,900	貸付有価証券 400株
中外炉工業	5,700	2,756.00	15,709,200	
ヤマト	6,400	993.00	6,355,200	
太平電業	10,700	4,420.00	47,294,000	
高砂熱学工業	46,400	5,320.00	246,848,000	貸付有価証券 4,700株
三晃金属工業	1,000	4,705.00	4,705,000	
朝日工業社	16,200	1,517.00	24,575,400	
明星工業	33,500	1,227.00	41,104,500	貸付有価証券 100株
大気社	20,000	4,640.00	92,800,000	
ダイダン	22,800	2,653.00	60,488,400	貸付有価証券 1,700株
日比谷総合設備	12,600	2,814.00	35,456,400	貸付有価証券 200株
フィル・カンパニー	2,700	671.00	1,811,700	
テスホールディングス	37,300	445.00	16,598,500	貸付有価証券 1,100株
インフロニア・ホールディングス	199,700	1,384.50	276,484,650	貸付有価証券 40,100株 (39,900株)
レイズネクスト	25,000	2,010.00	50,250,000	貸付有価証券 600株
ニッポン	52,100	2,385.00	124,258,500	貸付有価証券 24,800株 (24,800株)
日清製粉グループ本社	160,800	2,041.00	328,192,800	
日東富士製粉	3,100	5,210.00	16,151,000	
昭和産業	16,800	3,465.00	58,212,000	
鳥越製粉	6,900	685.00	4,726,500	貸付有価証券 1,400株
中部飼料	24,100	1,173.00	28,269,300	
フィード・ワン	25,400	996.00	25,298,400	貸付有価証券

				600 株
東洋精糖	1,400	2,219.00	3,106,600	貸付有価証券 500 株 (500 株)
日本甜菜製糖	10,100	1,973.00	19,927,300	
DM三井製糖ホールディングス	17,200	3,025.00	52,030,000	貸付有価証券 200 株
塩水港精糖	10,200	273.00	2,784,600	貸付有価証券 3,500 株
ウェルネオシュガー	8,700	2,168.00	18,861,600	
森永製菓	74,400	2,530.50	188,269,200	貸付有価証券 100 株
中村屋	4,300	3,125.00	13,437,500	貸付有価証券 300 株
江崎グリコ	49,700	4,170.00	207,249,000	
名糖産業	6,800	1,741.00	11,838,800	
井村屋グループ	10,400	2,385.00	24,804,000	
不二家	11,900	2,463.00	29,309,700	貸付有価証券 5,500 株
山崎製パン	116,400	3,715.00	432,426,000	貸付有価証券 1,700 株
第一屋製パン	1,500	720.00	1,080,000	
モロゾフ	5,600	4,010.00	22,456,000	
亀田製菓	9,900	4,070.00	40,293,000	貸付有価証券 100 株
寿スピリッツ	82,200	1,653.00	135,876,600	貸付有価証券 16,500 株
カルビー	79,600	3,397.00	270,401,200	貸付有価証券 4,100 株
森永乳業	60,700	3,059.00	185,681,300	貸付有価証券 400 株
六甲バター	12,800	1,453.00	18,598,400	貸付有価証券 100 株
ヤクルト本社	248,500	3,101.00	770,598,500	貸付有価証券 52,600 株
明治ホールディングス	213,200	3,511.00	748,545,200	貸付有価証券 4,300 株
雪印メグミルク	42,100	2,612.00	109,965,200	
プリマハム	23,400	2,273.00	53,188,200	
日本ハム	74,800	5,231.00	391,278,800	
林兼産業	2,600	595.00	1,547,000	
丸大食品	17,500	1,626.00	28,455,000	
S F o o d s	19,200	3,065.00	58,848,000	貸付有価証券 3,000 株 (800 株)
柿安本店	6,800	3,180.00	21,624,000	貸付有価証券 3,100 株

伊藤ハム米久ホールディングス	26,600	4,100.00	109,060,000	
サッポロホールディングス	57,200	5,772.00	330,158,400	貸付有価証券 2,100株
アサヒグループホールディングス	401,800	5,473.00	2,199,051,400	貸付有価証券 500株
麒麟ホールディングス	724,400	2,268.00	1,642,939,200	
宝ホールディングス	117,200	1,015.00	118,958,000	貸付有価証券 6,600株
オエノンホールディングス	52,000	347.00	18,044,000	
養命酒製造	5,700	2,205.00	12,568,500	
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	136,200	2,192.50	298,618,500	
ライフドリンクカンパニー	2,600	4,725.00	12,285,000	
サントリー食品インターナショナル	122,400	5,122.00	626,932,800	貸付有価証券 4,600株
ダイドーグループホールディングス	19,700	2,679.00	52,776,300	貸付有価証券 1,700株 (100株)
伊藤園	58,900	3,751.00	220,933,900	貸付有価証券 19,900株 (5,500株)
キーコーヒー	19,500	2,013.00	39,253,500	貸付有価証券 7,900株
ユニカフェ	2,600	912.00	2,371,200	貸付有価証券 900株 (100株)
ジャパンフーズ	1,200	1,399.00	1,678,800	貸付有価証券 400株
日清オイリオグループ	24,500	5,070.00	124,215,000	
不二製油グループ本社	40,500	2,329.50	94,344,750	貸付有価証券 400株
かどや製油	900	3,600.00	3,240,000	
J-オイルミルズ	19,900	1,966.00	39,123,400	
キッコーマン	576,200	1,920.50	1,106,592,100	貸付有価証券 900株
味の素	413,200	5,564.00	2,299,044,800	貸付有価証券 17,000株
ブルドックソース	9,200	2,020.00	18,584,000	貸付有価証券 4,300株
キューピー	93,500	3,122.00	291,907,000	
ハウス食品グループ本社	59,900	3,087.00	184,911,300	貸付有価証券 1,900株 (300株)
カゴメ	74,800	3,686.00	275,712,800	貸付有価証券 3,100株
焼津水産化学工業	3,300	1,433.00	4,728,900	貸付有価証券 100株
アリアケジャパン	17,300	5,080.00	87,884,000	貸付有価証券 300株

ピエトロ	1,100	1,793.00	1,972,300	貸付有価証券 300株 (300株)
エバラ食品工業	4,100	2,811.00	11,525,100	
やまみ	1,100	3,610.00	3,971,000	貸付有価証券 100株
ニチレイ	79,700	3,918.00	312,264,600	貸付有価証券 2,500株
東洋水産	87,900	9,242.00	812,371,800	
イトアンドホールディングス	8,200	1,971.00	16,162,200	貸付有価証券 3,200株
大冷	1,100	1,903.00	2,093,300	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	7,900	1,477.00	11,668,300	貸付有価証券 300株 (300株)
日清食品ホールディングス	183,400	4,251.00	779,633,400	貸付有価証券 600株
永谷園ホールディングス	8,500	2,264.00	19,244,000	
一正蒲鉾	3,300	758.00	2,501,400	
フジッコ	17,900	1,895.00	33,920,500	
ロック・フィールド	21,200	1,604.00	34,004,800	貸付有価証券 9,900株
日本たばこ産業	1,056,700	4,149.00	4,384,248,300	
ケンコーマヨネーズ	12,000	2,233.00	26,796,000	
わらべや日洋ホールディングス	11,600	2,414.00	28,002,400	貸付有価証券 2,700株
なとり	10,900	2,101.00	22,900,900	
イフジ産業	1,500	1,404.00	2,106,000	貸付有価証券 500株
ファーマフーズ	25,000	833.00	20,825,000	貸付有価証券 11,500株 (400株)
ユーグレナ	108,200	505.00	54,641,000	貸付有価証券 51,100株 (9,900株)
紀文食品	15,100	1,143.00	17,259,300	
ピックスホールディングス	10,200	1,172.00	11,954,400	貸付有価証券 4,800株
ミヨシ油脂	3,000	1,241.00	3,723,000	貸付有価証券 100株
理研ビタミン	15,000	2,757.00	41,355,000	
片倉工業	16,300	1,830.00	29,829,000	
グンゼ	12,600	5,230.00	65,898,000	
東洋紡	76,500	1,108.00	84,762,000	貸付有価証券 100株
ユニチカ	57,200	218.00	12,469,600	貸付有価証券 26,800株 (9,400株)
富士紡ホールディングス	7,700	4,070.00	31,339,000	

倉敷紡績	12,500	3,475.00	43,437,500	
シキボウ	9,400	1,059.00	9,954,600	貸付有価証券 4,400株 (4,300株)
日本毛織	45,300	1,311.00	59,388,300	
ダイトウボウ	12,800	91.00	1,164,800	貸付有価証券 4,700株 (1,500株)
トーア紡コーポレーショ ン	3,100	437.00	1,354,700	貸付有価証券 100株
ダイドーリミテッド	11,300	605.00	6,836,500	貸付有価証券 3,300株
帝国繊維	20,000	2,221.00	44,420,000	
帝人	170,000	1,512.50	257,125,000	貸付有価証券 1,600株
東レ	1,185,200	724.50	858,677,400	貸付有価証券 19,400株
住江織物	1,600	2,648.00	4,236,800	貸付有価証券 500株
日本フェルト	4,400	429.00	1,887,600	貸付有価証券 200株
イチカワ	1,000	1,816.00	1,816,000	
日東製網	800	1,761.00	1,408,800	貸付有価証券 100株 (100株)
アツギ	5,500	598.00	3,289,000	貸付有価証券 200株
ダイニツク	2,500	740.00	1,850,000	
セーレン	34,100	2,697.00	91,967,700	貸付有価証券 16,000株 (12,800 株)
ソトー	2,500	694.00	1,735,000	
東海染工	800	820.00	656,000	
小松マテーレ	25,600	744.00	19,046,400	
ワコールホールディング ス	36,300	3,456.00	125,452,800	貸付有価証券 200株
ホギメディカル	23,400	3,640.00	85,176,000	
クラウドシアホールディ ングス	1,800	385.00	693,000	貸付有価証券 700株 (600株)
T S I ホールディングス	57,500	868.00	49,910,000	貸付有価証券 4,600株 (500株)
マツオカコーポレーショ ン	2,400	1,432.00	3,436,800	貸付有価証券 600株
ワールド	25,000	2,095.00	52,375,000	
三陽商会	6,700	2,801.00	18,766,700	貸付有価証券 100株 (100株)
ナイガイ	2,600	256.00	665,600	貸付有価証券 900株
オンワードホールディン グス	104,300	623.00	64,978,900	

ルックホールディングス	4,900	2,966.00	14,533,400	
ゴールドウイン	31,300	9,355.00	292,811,500	貸付有価証券 2,400 株
デサント	30,500	3,350.00	102,175,000	貸付有価証券 1,100 株
キング	2,900	701.00	2,032,900	
ヤマトインターナショナル	6,200	346.00	2,145,200	
特種東海製紙	9,700	3,650.00	35,405,000	
王子ホールディングス	736,900	639.80	471,468,620	貸付有価証券 63,600 株
日本製紙	99,800	1,120.00	111,776,000	貸付有価証券 8,100 株
三菱製紙	10,600	578.00	6,126,800	貸付有価証券 3,900 株
北越コーポレーション	86,900	1,408.00	122,355,200	貸付有価証券 41,600 株 (200 株)
中越パルプ工業	3,200	1,688.00	5,401,600	貸付有価証券 1,000 株 (300 株)
大王製紙	78,100	1,130.00	88,253,000	貸付有価証券 5,700 株
阿波製紙	2,100	478.00	1,003,800	貸付有価証券 700 株
レンゴー	161,100	1,156.50	186,312,150	貸付有価証券 300 株
トモク	10,200	2,563.00	26,142,600	貸付有価証券 200 株
ザ・パック	13,100	3,625.00	47,487,500	
北の達人コーポレーション	74,500	177.00	13,186,500	貸付有価証券 35,000 株 (100 株)
クラレ	257,800	1,693.00	436,455,400	
旭化成	1,196,800	1,108.50	1,326,652,800	貸付有価証券 4,600 株
共和レザー	4,500	796.00	3,582,000	貸付有価証券 200 株
巴川コーポレーション	2,200	948.00	2,085,600	貸付有価証券 300 株
レゾナック・ホールディングス	171,000	3,735.00	638,685,000	貸付有価証券 1,400 株
住友化学	1,312,800	357.50	469,326,000	貸付有価証券 274,400 株
住友精化	8,300	4,965.00	41,209,500	
日産化学	83,100	5,551.00	461,288,100	貸付有価証券 6,200 株
ラサ工業	6,800	2,643.00	17,972,400	貸付有価証券 100 株
クレハ	38,700	2,726.00	105,496,200	貸付有価証券 100 株

多木化学	6,900	3,775.00	26,047,500	貸付有価証券 200株
テイカ	15,100	1,405.00	21,215,500	
石原産業	29,300	1,790.00	52,447,000	
片倉コープアグリ	1,900	1,099.00	2,088,100	貸付有価証券 700株 (400株)
日本曹達	20,900	5,740.00	119,966,000	
東ソー	236,200	2,134.00	504,050,800	
トクヤマ	57,100	2,829.50	161,564,450	
セントラル硝子	18,900	2,759.00	52,145,100	
東亜合成	85,100	1,602.50	136,372,750	貸付有価証券 100株
大阪ソーダ	12,400	8,830.00	109,492,000	貸付有価証券 700株
関東電化工業	34,200	988.00	33,789,600	貸付有価証券 5,900株
デンカ	64,300	2,277.50	146,443,250	貸付有価証券 600株
信越化学工業	1,586,400	6,116.00	9,702,422,400	
日本カーバイド工業	7,500	1,789.00	13,417,500	
堺化学工業	13,500	2,022.00	27,297,000	
第一稀元素化学工業	19,300	938.00	18,103,400	
エア・ウォーター	166,900	2,318.50	386,957,650	
日本酸素ホールディングス	171,600	4,332.00	743,371,200	貸付有価証券 200株
日本化学工業	6,500	2,409.00	15,658,500	
東邦アセチレン	8,300	362.00	3,004,600	
日本パーカライジング	78,800	1,194.00	94,087,200	
高压ガス工業	25,700	856.00	21,999,200	貸付有価証券 200株
チタン工業	1,000	1,050.00	1,050,000	
四国化成ホールディングス	22,600	1,719.00	38,849,400	貸付有価証券 200株
戸田工業	4,000	2,040.00	8,160,000	貸付有価証券 1,200株 (800株)
ステラ ケミファ	9,600	3,700.00	35,520,000	
保土谷化学工業	5,600	4,160.00	23,296,000	
日本触媒	103,000	1,487.50	153,212,500	貸付有価証券 11,500株
大日精化工業	12,300	2,764.00	33,997,200	貸付有価証券 100株
カネカ	44,900	3,969.00	178,208,100	
三菱瓦斯化学	129,100	2,782.00	359,156,200	貸付有価証券

				3,900株
三井化学	145,900	4,433.00	646,774,700	貸付有価証券 1,300株
東京応化工業	84,400	4,045.00	341,398,000	
大阪有機化学工業	14,800	3,140.00	46,472,000	
三菱ケミカルグループ	1,293,200	916.20	1,184,829,840	貸付有価証券 13,600株
KHネオケム	27,000	2,349.00	63,423,000	
ダイセル	227,400	1,424.50	323,931,300	
住友ベークライト	49,500	4,293.00	212,503,500	貸付有価証券 1,300株
積水化学工業	355,400	2,252.50	800,538,500	
日本ゼオン	121,300	1,405.00	170,426,500	貸付有価証券 200株
アイカ工業	44,600	3,670.00	163,682,000	
UBE	84,200	2,780.00	234,076,000	貸付有価証券 2,500株
積水樹脂	26,400	2,590.00	68,376,000	貸付有価証券 1,600株
タキロンシーアイ	45,100	641.00	28,909,100	貸付有価証券 3,400株
旭有機材	11,800	4,880.00	57,584,000	貸付有価証券 1,000株
ニチバン	9,600	1,927.00	18,499,200	
リケンテクノス	33,200	971.00	32,237,200	
大倉工業	8,200	3,125.00	25,625,000	
積水化成成品工業	24,800	474.00	11,755,200	貸付有価証券 100株
群栄化学工業	4,200	3,485.00	14,637,000	
タイガースポリマー	3,600	1,063.00	3,826,800	貸付有価証券 200株
ミライアル	2,700	1,441.00	3,890,700	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
ダイキアクシス	3,300	726.00	2,395,800	貸付有価証券 1,200株
ダイキョーニシカワ	39,000	726.00	28,314,000	貸付有価証券 100株
竹本容器	3,000	802.00	2,406,000	
森六ホールディングス	9,200	2,646.00	24,343,200	貸付有価証券 200株
恵和	12,700	1,084.00	13,766,800	貸付有価証券 5,400株（1,000株）
日本化薬	135,100	1,281.50	173,130,650	
カーリットホールディングス	19,100	1,090.00	20,819,000	貸付有価証券 100株

日本精化	11,700	2,366.00	27,682,200	貸付有価証券 500株
扶桑化学工業	18,800	4,045.00	76,046,000	貸付有価証券 400株
トリケミカル研究所	21,500	3,975.00	85,462,500	貸付有価証券 3,800株
ADEKA	61,700	3,165.00	195,280,500	
日油	160,200	2,080.50	333,296,100	
新日本理化	10,800	174.00	1,879,200	貸付有価証券 3,200株 (3,200株)
ハリマ化成グループ	11,000	907.00	9,977,000	貸付有価証券 200株
花王	400,000	6,451.00	2,580,400,000	
第一工業製薬	7,100	3,305.00	23,465,500	貸付有価証券 3,200株
石原ケミカル	7,900	1,743.00	13,769,700	
日華化学	3,200	988.00	3,161,600	貸付有価証券 100株
ニイタカ	1,600	1,913.00	3,060,800	貸付有価証券 500株 (500株)
三洋化成工業	10,900	4,140.00	45,126,000	
有機合成薬品工業	6,400	292.00	1,868,800	貸付有価証券 1,200株
大日本塗料	19,600	1,162.00	22,775,200	
日本ペイントホールディングス	939,300	975.60	916,381,080	貸付有価証券 14,100株 (14,100株)
関西ペイント	173,400	2,061.00	357,377,400	貸付有価証券 8,100株 (300株)
神東塗料	6,600	126.00	831,600	貸付有価証券 100株
中国塗料	36,300	1,993.00	72,345,900	貸付有価証券 1,300株
日本特殊塗料	5,600	1,376.00	7,705,600	
藤倉化成	20,400	458.00	9,343,200	
太陽ホールディングス	30,800	3,050.00	93,940,000	貸付有価証券 100株
D I C	69,100	2,900.00	200,390,000	貸付有価証券 19,200株
サカティンクス	39,400	1,557.00	61,345,800	
a r t i e n c e	38,500	2,915.00	112,227,500	
富士フイルムホールディングス	985,800	3,347.00	3,299,472,600	貸付有価証券 4,700株
資生堂	369,800	4,229.00	1,563,884,200	
ライオン	225,400	1,388.00	312,855,200	

高砂香料工業	13,300	3,365.00	44,754,500	貸付有価証券 100株
マンドラム	38,300	1,311.00	50,211,300	
ミルボン	24,100	3,069.00	73,962,900	貸付有価証券 2,100株
ファンケル	77,500	1,849.50	143,336,250	貸付有価証券 3,000株
コーセー	36,000	7,970.00	286,920,000	貸付有価証券 5,400株
コタ	17,900	1,424.00	25,489,600	
シーボン	1,100	1,418.00	1,559,800	貸付有価証券 500株
ポーラ・オルビスホールディングス	90,800	1,442.50	130,979,000	貸付有価証券 30,600株 (8,000株)
ノエビアホールディングス	15,800	5,220.00	82,476,000	
アジュバンホールディングス	1,900	858.00	1,630,200	貸付有価証券 600株
新日本製薬	10,100	1,684.00	17,008,400	
I - n e	3,500	1,701.00	5,953,500	貸付有価証券 1,600株 (1,000株)
アクシージア	8,700	870.00	7,569,000	貸付有価証券 700株
エスデー	13,700	1,537.00	21,056,900	
アグロ カネショウ	7,100	1,092.00	7,753,200	
コニシ	51,200	1,399.00	71,628,800	貸付有価証券 800株
長谷川香料	33,800	3,060.00	103,428,000	貸付有価証券 800株
小林製薬	51,500	5,696.00	293,344,000	貸付有価証券 1,100株
荒川化学工業	15,000	1,086.00	16,290,000	
メック	14,600	3,760.00	54,896,000	貸付有価証券 300株
日本高純度化学	4,000	3,110.00	12,440,000	
タカラバイオ	47,700	989.00	47,175,300	貸付有価証券 7,700株
J C U	19,600	3,655.00	71,638,000	
新田ゼラチン	5,300	700.00	3,710,000	貸付有価証券 700株 (200株)
O A Tアグリオ	5,800	2,011.00	11,663,800	貸付有価証券 300株
デクセリアルズ	44,500	5,619.00	250,045,500	貸付有価証券 700株
アース製薬	16,100	4,365.00	70,276,500	貸付有価証券 3,300株 (100株)
北興化学工業	17,800	1,454.00	25,881,200	

大成ラミック	5,100	2,894.00	14,759,400	
クミアイ化学工業	70,400	807.00	56,812,800	貸付有価証券 8,400 株
日本農薬	32,500	732.00	23,790,000	貸付有価証券 1,300 株
アキレス	11,200	1,525.00	17,080,000	
有沢製作所	31,000	1,504.00	46,624,000	
日東電工	113,800	13,855.00	1,576,699,000	
レック	22,700	1,098.00	24,924,600	貸付有価証券 1,400 株 (600 株)
三光合成	22,300	654.00	14,584,200	
きもと	13,000	208.00	2,704,000	貸付有価証券 700 株
藤森工業	14,000	4,240.00	59,360,000	
前澤化成工業	11,400	1,700.00	19,380,000	貸付有価証券 2,900 株
未来工業	6,300	3,835.00	24,160,500	貸付有価証券 2,900 株 (600 株)
ウェーブロックホールディングス	2,900	672.00	1,948,800	
J S P	12,400	2,316.00	28,718,400	貸付有価証券 5,900 株
エフピコ	33,500	2,647.00	88,674,500	貸付有価証券 1,000 株
天馬	12,800	2,187.00	27,993,600	
信越ポリマー	38,200	1,473.00	56,268,600	
東リ	17,500	372.00	6,510,000	
ニフコ	53,000	3,769.00	199,757,000	貸付有価証券 200 株
バルカー	14,800	4,400.00	65,120,000	貸付有価証券 300 株
ユニ・チャーム	369,000	4,653.00	1,716,957,000	
ショーエイコーポレーション	2,500	581.00	1,452,500	貸付有価証券 900 株
協和キリン	214,000	2,656.00	568,384,000	
武田薬品工業	1,567,600	4,128.00	6,471,052,800	
アステラス製薬	1,553,700	1,476.00	2,293,261,200	
住友ファーマ	131,400	415.00	54,531,000	貸付有価証券 58,300 株 (37,200 株)
塩野義製薬	223,300	7,267.00	1,622,721,100	
わかもと製薬	8,300	232.00	1,925,600	貸付有価証券 900 株
日本新薬	46,400	4,288.00	198,963,200	

中外製薬	554,400	5,150.00	2,855,160,000	
科研製薬	30,300	3,458.00	104,777,400	
エーザイ	215,400	6,092.00	1,312,216,800	貸付有価証券 3,800株
ロート製薬	171,600	2,975.00	510,510,000	
小野薬品工業	375,900	2,292.50	861,750,750	貸付有価証券 10,400株
久光製薬	39,400	3,774.00	148,695,600	貸付有価証券 9,100株
持田製薬	20,300	3,150.00	63,945,000	貸付有価証券 700株
参天製薬	322,800	1,471.00	474,838,800	
扶桑薬品工業	6,200	2,208.00	13,689,600	貸付有価証券 200株
日本ケミファ	900	1,601.00	1,440,900	
ツムラ	55,800	3,794.00	211,705,200	
キッセイ薬品工業	29,300	3,525.00	103,282,500	
生化学工業	30,000	745.00	22,350,000	
栄研化学	31,700	1,959.00	62,100,300	貸付有価証券 5,000株
鳥居薬品	9,500	3,765.00	35,767,500	
J C R ファーマ	60,000	811.00	48,660,000	貸付有価証券 1,800株
東和薬品	27,200	2,792.00	75,942,400	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	13,100	1,537.00	20,134,700	
ゼリア新薬工業	24,600	2,058.00	50,626,800	
ネクセラファーマ	58,100	1,467.00	85,232,700	貸付有価証券 27,300株 (200株)
第一三共	1,543,000	4,633.00	7,148,719,000	貸付有価証券 2,700株
杏林製薬	38,400	1,805.00	69,312,000	貸付有価証券 1,900株
大幸薬品	36,800	333.00	12,254,400	貸付有価証券 8,600株 (6,300株)
ダイト	13,500	2,498.00	33,723,000	
大塚ホールディングス	368,400	6,322.00	2,329,024,800	
ペプチドリーム	85,900	1,517.50	130,353,250	貸付有価証券 13,500株 (1,300株)
セルソース	4,900	1,518.00	7,438,200	貸付有価証券 2,300株 (2,200株)
あすか製薬ホールディングス	18,200	2,222.00	40,440,400	
サワイグループホールディングス	40,500	6,140.00	248,670,000	

日本コークス工業	179,700	133.00	23,900,100	貸付有価証券 51,500 株
ニチレキ	23,000	2,396.00	55,108,000	
ユシロ化学工業	9,200	1,929.00	17,746,800	
ビーピー・カストロール	3,000	1,000.00	3,000,000	
富士石油	51,600	467.00	24,097,200	貸付有価証券 4,400 株
MORESCO	2,800	1,292.00	3,617,600	
出光興産	983,600	1,023.00	1,006,222,800	
ENEOSホールディングス	2,804,200	719.70	2,018,182,740	貸付有価証券 168,600 株
コスモエネルギーホールディングス	52,500	7,411.00	389,077,500	
横浜ゴム	89,600	4,084.00	365,926,400	貸付有価証券 900 株
TOYO TIRE	101,800	2,893.50	294,558,300	貸付有価証券 900 株
ブリヂストン	518,500	6,817.00	3,534,614,500	
住友ゴム工業	173,700	1,903.50	330,637,950	
藤倉コンポジット	13,600	1,430.00	19,448,000	
オカモト	8,400	4,835.00	40,614,000	
フコク	9,300	1,934.00	17,986,200	
ニッタ	18,000	3,915.00	70,470,000	
住友理工	27,500	1,342.00	36,905,000	
三ツ星ベルト	20,500	4,815.00	98,707,500	貸付有価証券 9,500 株 (200 株)
バンダー化学	26,300	1,764.00	46,393,200	
日東紡績	22,400	5,050.00	113,120,000	貸付有価証券 6,400 株
AGC	158,000	5,734.00	905,972,000	貸付有価証券 300 株
日本板硝子	84,500	513.00	43,348,500	貸付有価証券 15,600 株
石塚硝子	1,300	2,663.00	3,461,900	貸付有価証券 400 株 (400 株)
日本山村硝子	2,900	1,501.00	4,352,900	貸付有価証券 900 株
日本電気硝子	72,300	3,745.00	270,763,500	
オハラ	8,400	1,282.00	10,768,800	貸付有価証券 800 株
住友大阪セメント	29,500	3,877.00	114,371,500	貸付有価証券 300 株
太平洋セメント	104,700	3,481.00	364,460,700	貸付有価証券 1,000 株

日本ヒューム	15,500	834.00	12,927,000	
日本コンクリート工業	34,300	385.00	13,205,500	貸付有価証券 4,000株
三谷セキサン	7,400	5,420.00	40,108,000	貸付有価証券 200株
アジアパイルホールディングス	25,200	835.00	21,042,000	
東海カーボン	163,400	1,037.00	169,445,800	貸付有価証券 1,200株
日本カーボン	9,400	5,470.00	51,418,000	
東洋炭素	12,500	7,410.00	92,625,000	
ノリタケカンパニーリミテド	19,600	3,920.00	76,832,000	
TOTO	116,900	4,360.00	509,684,000	貸付有価証券 800株
日本碍子	206,000	2,053.00	422,918,000	
日本特殊陶業	148,300	5,049.00	748,766,700	貸付有価証券 1,500株
ダントーホールディングス	5,200	834.00	4,336,800	貸付有価証券 1,900株
MARUWA	6,500	33,500.00	217,750,000	
品川リフクトリーズ	21,800	1,815.00	39,567,000	貸付有価証券 6,000株
黒崎播磨	14,400	3,230.00	46,512,000	貸付有価証券 200株
ヨータイ	10,900	1,440.00	15,696,000	
東京窯業	8,400	470.00	3,948,000	
ニッカトー	3,500	588.00	2,058,000	
フジミインコーポレーテッド	47,600	3,245.00	154,462,000	貸付有価証券 2,100株
クニミネ工業	2,300	1,140.00	2,622,000	
エーアンドエーマテリアル	1,600	1,278.00	2,044,800	
ニチアス	44,800	4,015.00	179,872,000	貸付有価証券 1,000株
ニチハ	22,200	3,630.00	80,586,000	貸付有価証券 1,200株
日本製鉄	815,900	3,480.00	2,839,332,000	貸付有価証券 179,200株 (146,300株)
神戸製鋼所	366,500	1,907.00	698,915,500	貸付有価証券 14,200株
中山製鋼所	41,700	918.00	38,280,600	貸付有価証券 16,300株
合同製鐵	10,200	5,420.00	55,284,000	貸付有価証券 400株
JFEホールディングス	506,800	2,380.00	1,206,184,000	貸付有価証券

				2,300株
東京製鐵	51,200	1,653.00	84,633,600	貸付有価証券 9,200株
共英製鋼	20,800	2,543.00	52,894,400	
大和工業	34,300	8,157.00	279,785,100	貸付有価証券 1,400株
東京鐵鋼	8,000	4,725.00	37,800,000	貸付有価証券 1,100株
大阪製鐵	8,400	2,299.00	19,311,600	貸付有価証券 3,900株
淀川製鋼所	20,700	4,540.00	93,978,000	貸付有価証券 1,400株
中部鋼鈑	12,000	2,377.00	28,524,000	貸付有価証券 600株
丸一鋼管	55,500	4,113.00	228,271,500	貸付有価証券 300株
モリ工業	3,700	6,740.00	24,938,000	
大同特殊鋼	114,800	1,725.50	198,087,400	貸付有価証券 7,800株
日本高周波鋼業	3,100	483.00	1,497,300	貸付有価証券 1,100株（1,000株）
日本冶金工業	13,300	4,545.00	60,448,500	貸付有価証券 3,800株
山陽特殊製鋼	18,000	2,020.00	36,360,000	
愛知製鋼	10,500	3,780.00	39,690,000	
日本金属	2,100	818.00	1,717,800	貸付有価証券 700株
大太平洋金属	15,500	1,294.00	20,057,000	貸付有価証券 4,300株（400株）
新日本電工	90,600	313.00	28,357,800	貸付有価証券 1,300株
栗本鐵工所	8,500	4,225.00	35,912,500	
虹技	1,100	1,336.00	1,469,600	
日本鑄鉄管	900	1,231.00	1,107,900	
三菱製鋼	13,500	1,401.00	18,913,500	貸付有価証券 600株
日亜鋼業	8,200	313.00	2,566,600	
日本精線	14,500	1,180.00	17,110,000	
エンビプロ・ホールディングス	14,400	510.00	7,344,000	貸付有価証券 800株（100株）
シンニッタン	10,200	261.00	2,662,200	貸付有価証券 100株
新家工業	1,800	3,720.00	6,696,000	
大紀アルミニウム工業所	23,100	1,333.00	30,792,300	貸付有価証券 6,900株
日本軽金属ホールディング	53,200	1,879.00	99,962,800	

グス				
三井金属鉱業	53,000	4,932.00	261,396,000	貸付有価証券 400株
東邦亜鉛	11,700	1,044.00	12,214,800	貸付有価証券 5,400株 (500株)
三菱マテリアル	130,300	3,063.00	399,108,900	貸付有価証券 5,700株
住友金属鉱山	211,300	5,216.00	1,102,140,800	
DOWAホールディングス	45,000	5,717.00	257,265,000	貸付有価証券 100株
古河機械金属	24,000	1,893.00	45,432,000	貸付有価証券 800株
大阪チタニウムテクノロ ジーズ	31,600	2,470.00	78,052,000	貸付有価証券 14,800株 (2,900株)
東邦チタニウム	37,700	1,391.00	52,440,700	貸付有価証券 16,800株
UACJ	25,500	4,635.00	118,192,500	
CKサンエツ	4,400	3,955.00	17,402,000	
古河電気工業	60,700	3,316.00	201,281,200	貸付有価証券 6,400株
住友電気工業	681,600	2,401.50	1,636,862,400	
フジクラ	214,900	2,562.00	550,573,800	貸付有価証券 900株
SWCC	20,400	3,995.00	81,498,000	貸付有価証券 2,900株
タツタ電線	32,400	717.00	23,230,800	貸付有価証券 2,900株
カナレ電気	1,400	1,686.00	2,360,400	
平河ヒューテック	11,600	1,314.00	15,242,400	貸付有価証券 4,900株
リョービ	19,400	2,724.00	52,845,600	貸付有価証券 100株
アーレスティ	8,800	781.00	6,872,800	貸付有価証券 3,200株 (1,000株)
AREホールディングス	68,400	1,982.00	135,568,800	
稲葉製作所	9,000	1,789.00	16,101,000	貸付有価証券 4,200株
宮地エンジニアリンググ ループ	9,100	3,960.00	36,036,000	
トーカロ	52,500	1,786.00	93,765,000	貸付有価証券 3,400株
アルファC o	3,000	1,505.00	4,515,000	
SUMCO	323,800	2,312.50	748,787,500	貸付有価証券 38,900株 (28,000 株)
川田テクノロジーズ	12,900	2,929.00	37,784,100	貸付有価証券 600株 (600株)

R S T e c h n o l o g i e s	12,200	3,005.00	36,661,000	貸付有価証券 400株（200株）
ジェイテックコーポレー ション	1,400	1,994.00	2,791,600	貸付有価証券 400株（400株）
信和	5,200	733.00	3,811,600	貸付有価証券 600株（600株）
東洋製罐グループホール ディングス	104,500	2,407.50	251,583,750	
ホッカンホールディング ス	8,900	1,806.00	16,073,400	
コロナ	10,200	959.00	9,781,800	
横河ブリッジホールディ ングス	28,500	2,788.00	79,458,000	
駒井ハルテック	1,400	1,937.00	2,711,800	
高田機工	600	3,500.00	2,100,000	
三和ホールディングス	183,100	2,455.50	449,602,050	貸付有価証券 6,000株
文化シヤッター	47,700	1,642.00	78,323,400	
三協立山	22,900	826.00	18,915,400	貸付有価証券 1,500株（700株）
アルインコ	13,900	1,126.00	15,651,400	
東洋シヤッター	1,900	663.00	1,259,700	
L I X I L	284,500	1,786.00	508,117,000	貸付有価証券 18,800株
日本フイルコン	5,300	541.00	2,867,300	
ノーリツ	28,900	1,750.00	50,575,000	
長府製作所	18,100	2,182.00	39,494,200	
リンナイ	87,200	3,328.00	290,201,600	貸付有価証券 1,900株（1,600株）
ダイニチ工業	4,000	700.00	2,800,000	
日東精工	26,400	595.00	15,708,000	貸付有価証券 300株
三洋工業	900	2,950.00	2,655,000	
岡部	32,600	798.00	26,014,800	
ジーテクト	23,200	2,125.00	49,300,000	
東ブレ	32,100	2,524.00	81,020,400	貸付有価証券 3,200株
高周波熱錬	27,000	1,047.00	28,269,000	
東京製綱	11,800	1,388.00	16,378,400	
サンコール	16,200	452.00	7,322,400	貸付有価証券 4,400株
モリテック スチール	7,200	236.00	1,699,200	貸付有価証券 2,100株
パイオラックス	22,600	2,647.00	59,822,200	貸付有価証券

				1,000株
エイチワン	18,800	681.00	12,802,800	
日本発條	161,200	1,504.00	242,444,800	貸付有価証券 13,200株
中央発條	13,500	1,014.00	13,689,000	貸付有価証券 100株
アドバネクス	1,000	1,377.00	1,377,000	
立川プラインド工業	8,200	1,407.00	11,537,400	
三益半導体工業	16,400	2,751.00	45,116,400	
日本ドライケミカル	1,900	2,597.00	4,934,300	
日本製鋼所	49,100	3,761.00	184,665,100	貸付有価証券 2,200株
三浦工業	74,500	2,477.50	184,573,750	
タクマ	60,300	1,918.00	115,655,400	
ツガミ	39,600	1,242.00	49,183,200	
オークマ	15,600	6,877.00	107,281,200	貸付有価証券 800株 (800株)
芝浦機械	17,800	3,470.00	61,766,000	貸付有価証券 900株
アマダ	284,600	1,672.50	475,993,500	貸付有価証券 7,600株
アイダエンジニアリング	41,300	887.00	36,633,100	貸付有価証券 1,300株
F U J I	84,000	2,496.00	209,664,000	
牧野フライス製作所	19,700	6,110.00	120,367,000	貸付有価証券 300株
オーエスジー	78,600	1,940.00	152,484,000	貸付有価証券 1,000株
ダイジェット工業	800	834.00	667,200	
旭ダイヤモンド工業	41,100	898.00	36,907,800	貸付有価証券 200株
DMG森精機	108,100	4,035.00	436,183,500	貸付有価証券 5,200株
ソディック	43,400	713.00	30,944,200	
ディスコ	85,900	47,620.00	4,090,558,000	貸付有価証券 1,100株
日東工器	8,600	2,190.00	18,834,000	貸付有価証券 300株
日進工具	16,500	900.00	14,850,000	貸付有価証券 200株
パンチ工業	7,800	442.00	3,447,600	貸付有価証券 2,900株 (2,000株)
富士ダイス	10,600	673.00	7,133,800	
豊和工業	4,300	791.00	3,401,300	貸付有価証券 1,600株 (200株)

リケンN P R	19,400	2,943.00	57,094,200	貸付有価証券 500株
東洋機械金属	6,600	718.00	4,738,800	貸付有価証券 100株
津田駒工業	1,400	376.00	526,400	
エンシュウ	1,800	698.00	1,256,400	貸付有価証券 600株
島精機製作所	28,400	1,253.00	35,585,200	貸付有価証券 5,200株 (100株)
オプトラン	29,300	1,884.00	55,201,200	貸付有価証券 1,100株
N C ホールディングス	1,900	1,571.00	2,984,900	
イワキポンプ	11,900	2,420.00	28,798,000	
フリュー	16,800	1,173.00	19,706,400	
ヤマシンフィルタ	42,400	403.00	17,087,200	貸付有価証券 2,800株
日阪製作所	19,500	1,035.00	20,182,500	
やまびこ	29,100	2,029.00	59,043,900	
野村マイクロ・サイエ ンス	24,100	4,700.00	113,270,000	貸付有価証券 11,300株 (500株)
平田機工	8,500	6,980.00	59,330,000	貸付有価証券 1,200株
P E G A S U S	19,700	492.00	9,692,400	貸付有価証券 8,500株 (8,500株)
マルマエ	7,800	1,801.00	14,047,800	貸付有価証券 3,600株 (100株)
タツモ	10,800	3,725.00	40,230,000	貸付有価証券 5,000株 (2,500株)
ナブテスコ	111,900	2,578.00	288,478,200	貸付有価証券 3,600株
三井海洋開発	22,600	3,090.00	69,834,000	
レオン自動機	20,600	1,463.00	30,137,800	
SMC	53,400	77,800.00	4,154,520,000	
ホソカワミクロン	11,400	4,390.00	50,046,000	
ユニオンツール	7,800	4,295.00	33,501,000	
瑞光	12,800	1,005.00	12,864,000	貸付有価証券 900株 (100株)
オイレス工業	24,200	2,334.00	56,482,800	貸付有価証券 1,000株
日精エー・エス・ビー機 械	7,100	4,795.00	34,044,500	貸付有価証券 300株
サトーホールディングス	25,400	2,171.00	55,143,400	貸付有価証券 1,000株
技研製作所	16,800	1,913.00	32,138,400	貸付有価証券 1,400株 (500株)
日本エアーテック	8,300	1,165.00	9,669,500	

カワタ	2,500	982.00	2,455,000	
日精樹脂工業	13,200	1,103.00	14,559,600	貸付有価証券 300株
オカダアイヨン	2,700	2,847.00	7,686,900	
ワイエイシイホールディングス	6,700	2,250.00	15,075,000	貸付有価証券 1,200株
小松製作所	836,100	4,457.00	3,726,497,700	貸付有価証券 19,100株
住友重機械工業	105,500	4,556.00	480,658,000	
日立建機	71,000	4,520.00	320,920,000	貸付有価証券 800株
日工	26,400	737.00	19,456,800	
巴工業	7,000	4,445.00	31,115,000	貸付有価証券 100株 (100株)
井関農機	16,700	1,030.00	17,201,000	貸付有価証券 700株
TOWA	19,800	9,250.00	183,150,000	貸付有価証券 9,300株 (200株)
丸山製作所	1,300	2,455.00	3,191,500	
北川鉄工所	7,000	1,519.00	10,633,000	
ローシェ	9,300	24,970.00	232,221,000	貸付有価証券 200株
タカキタ	2,600	565.00	1,469,000	
クボタ	932,500	2,417.50	2,254,318,750	貸付有価証券 9,100株
荏原実業	9,400	3,345.00	31,443,000	
三菱化工機	6,300	3,725.00	23,467,500	
月島ホールディングス	24,100	1,384.00	33,354,400	貸付有価証券 600株
帝国電機製作所	12,200	2,422.00	29,548,400	
東京機械製作所	2,100	437.00	917,700	貸付有価証券 100株
新東工業	36,000	1,224.00	44,064,000	
澁谷工業	16,700	3,435.00	57,364,500	
アイチ コーポレーション	24,800	1,086.00	26,932,800	
小森コーポレーション	43,900	1,155.00	50,704,500	貸付有価証券 9,300株 (1,500株)
鶴見製作所	13,600	3,415.00	46,444,000	貸付有価証券 200株
日本ギア工業	3,000	647.00	1,941,000	貸付有価証券 1,000株
酒井重工業	2,800	6,160.00	17,248,000	
荏原製作所	73,200	12,775.00	935,130,000	

石井鐵工所	900	2,790.00	2,511,000	貸付有価証券 500株
西島製作所	15,300	2,710.00	41,463,000	貸付有価証券 900株
北越工業	17,900	1,924.00	34,439,600	貸付有価証券 600株
ダイキン工業	212,900	19,680.00	4,189,872,000	貸付有価証券 1,700株
オルガノ	21,400	7,030.00	150,442,000	
トーヨーカネツ	6,000	4,250.00	25,500,000	貸付有価証券 300株 (300株)
栗田工業	99,800	5,895.00	588,321,000	
椿本チエイン	25,300	5,210.00	131,813,000	貸付有価証券 400株
大同工業	3,500	761.00	2,663,500	
木村化工機	13,600	731.00	9,941,600	
アネスト岩田	27,600	1,335.00	36,846,000	
ダイフク	301,000	3,164.00	952,364,000	貸付有価証券 500株
サムコ	4,800	4,260.00	20,448,000	貸付有価証券 800株
加藤製作所	4,000	1,381.00	5,524,000	貸付有価証券 800株 (800株)
油研工業	1,300	2,205.00	2,866,500	
タダノ	102,600	1,230.00	126,198,000	
フジテック	41,700	3,725.00	155,332,500	貸付有価証券 10,800株
C K D	49,300	2,851.00	140,554,300	
平和	52,700	1,955.00	103,028,500	
理想科学工業	14,300	2,937.00	41,999,100	貸付有価証券 1,100株
S A N K Y O	171,700	1,642.00	281,931,400	貸付有価証券 1,400株
日本金銭機械	21,600	1,315.00	28,404,000	貸付有価証券 9,200株
マースグループホールディングス	9,000	3,220.00	28,980,000	貸付有価証券 4,200株
フクシマガリレイ	11,700	6,260.00	73,242,000	
オーイズミ	3,000	393.00	1,179,000	
ダイコク電機	8,800	3,540.00	31,152,000	貸付有価証券 4,300株
竹内製作所	32,400	5,750.00	186,300,000	貸付有価証券 14,600株
アマノ	50,600	3,773.00	190,913,800	
J U K I	27,600	541.00	14,931,600	貸付有価証券 700株

ジャノメ	18,000	652.00	11,736,000	
マックス	25,100	3,200.00	80,320,000	
グローリー	42,800	2,806.00	120,096,800	貸付有価証券 500 株
新晃工業	18,000	3,790.00	68,220,000	貸付有価証券 1,200 株
大和冷機工業	27,300	1,498.00	40,895,400	
セガサミーホールディングス	159,300	2,027.00	322,901,100	
T P R	22,700	2,250.00	51,075,000	貸付有価証券 1,300 株
ツバキ・ナカシマ	35,700	842.00	30,059,400	貸付有価証券 2,400 株
ホシザキ	105,200	5,400.00	568,080,000	
大豊工業	15,400	866.00	13,336,400	
日本精工	330,200	867.90	286,580,580	
N T N	386,800	312.80	120,991,040	貸付有価証券 78,200 株 (9,400 株)
ジェイテクト	158,700	1,398.50	221,941,950	
不二越	13,200	3,305.00	43,626,000	貸付有価証券 2,600 株
日本トムソン	48,500	623.00	30,215,500	貸付有価証券 2,100 株
T H K	102,900	3,304.00	339,981,600	貸付有価証券 19,500 株
ユーシン精機	14,100	680.00	9,588,000	
前澤給装工業	12,800	1,265.00	16,192,000	
イーグル工業	19,700	1,766.00	34,790,200	貸付有価証券 1,200 株
前澤工業	5,000	1,255.00	6,275,000	
日本ピラー工業	16,500	5,960.00	98,340,000	
キッツ	59,700	1,302.00	77,729,400	
マキタ	203,400	4,219.00	858,144,600	
三井E & S	88,500	1,574.00	139,299,000	貸付有価証券 41,600 株 (5,000 株)
日立造船	157,400	1,233.00	194,074,200	
三菱重工業	3,119,300	1,357.50	4,234,449,750	貸付有価証券 106,600 株
I H I	132,800	3,833.00	509,022,400	貸付有価証券 23,500 株
サノヤスホールディングス	11,600	189.00	2,192,400	貸付有価証券 4,300 株 (100 株)
スター精密	32,800	1,789.00	58,679,200	
日清紡ホールディングス	134,100	1,160.00	155,556,000	

イビデン	93,000	5,968.00	555,024,000	貸付有価証券 7,200株 (2,500株)
コニカミノルタ	398,400	547.00	217,924,800	
ブラザー工業	238,300	2,841.50	677,129,450	貸付有価証券 2,400株
ミネベアミツミ	310,300	2,782.00	863,254,600	貸付有価証券 32,800株
日立製作所	857,300	13,295.00	11,397,803,500	
三菱電機	1,985,300	2,451.50	4,866,962,950	貸付有価証券 69,100株
富士電機	108,500	9,625.00	1,044,312,500	貸付有価証券 4,500株
東洋電機製造	2,800	1,106.00	3,096,800	
安川電機	193,700	6,149.00	1,191,061,300	貸付有価証券 45,400株 (7,300株)
シンフォニアテクノロジー	19,700	3,215.00	63,335,500	貸付有価証券 2,400株
明電舎	33,100	3,350.00	110,885,000	
オリジン	1,800	1,205.00	2,169,000	
山洋電気	7,700	7,030.00	54,131,000	
デンヨー	13,600	2,249.00	30,586,400	
PHCホールディングス	33,300	1,138.00	37,895,400	貸付有価証券 15,600株
KOKUSAI ELECTRIC	69,100	3,840.00	265,344,000	貸付有価証券 32,400株
ソシオネクスト	129,700	4,108.00	532,807,600	貸付有価証券 43,800株
東芝テック	22,800	3,120.00	71,136,000	
芝浦メカトロニクス	10,200	5,780.00	58,956,000	貸付有価証券 2,900株
マブチモーター	87,700	2,655.50	232,887,350	貸付有価証券 13,500株
ニデック	393,800	6,762.00	2,662,875,600	貸付有価証券 1,900株
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,200	351.00	3,931,200	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
トレックス・セミコンダクター	9,200	1,656.00	15,235,200	貸付有価証券 700株
東光高岳	10,700	2,529.00	27,060,300	
ダブル・スコープ	51,100	503.00	25,703,300	貸付有価証券 24,000株 (15,700株)
ダイヘン	16,900	9,240.00	156,156,000	貸付有価証券 1,100株
ヤーマン	34,700	989.00	34,318,300	貸付有価証券 16,300株 (5,700株)
JVCケンウッド	140,800	839.00	118,131,200	

ミマキエンジニアリング	16,900	1,167.00	19,722,300	
I－P E X	12,400	1,721.00	21,340,400	貸付有価証券 1,000株（400株）
大崎電気工業	39,000	668.00	26,052,000	貸付有価証券 100株
オムロン	136,200	5,252.00	715,322,400	貸付有価証券 5,100株
日東工業	24,000	4,090.00	98,160,000	貸付有価証券 2,200株（600株）
I D E C	26,300	2,648.00	69,642,400	貸付有価証券 300株
正興電機製作所	2,700	1,312.00	3,542,400	
不二電機工業	1,600	1,107.00	1,771,200	貸付有価証券 600株
ジーエス・ユアサ　コー ポレーション	69,600	2,946.00	205,041,600	
サクサホールディングス	1,800	2,833.00	5,099,400	
メルコホールディングス	5,600	3,340.00	18,704,000	
テクノメディカ	4,300	1,712.00	7,361,600	
ダイヤモンドエレクトリ ックホールディング	6,600	783.00	5,167,800	貸付有価証券 300株（300株）
日本電気	234,300	10,740.00	2,516,382,000	
富士通	1,641,400	2,463.50	4,043,588,900	
沖電気工業	80,600	1,105.00	89,063,000	貸付有価証券 200株
岩崎通信機	3,700	668.00	2,471,600	
電気興業	7,200	2,076.00	14,947,200	
サンケン電気	16,600	5,899.00	97,923,400	
ナカヨ	1,300	1,097.00	1,426,100	
アイホン	9,600	2,915.00	27,984,000	
ルネサスエレクトロニク ス	1,111,900	2,317.50	2,576,828,250	貸付有価証券 19,600株
セイコーエプソン	228,900	2,754.00	630,390,600	貸付有価証券 13,300株（6,000株）
ワコム	130,500	596.00	77,778,000	貸付有価証券 2,300株
アルバック	39,100	9,190.00	359,329,000	貸付有価証券 3,100株
アクセル	7,100	1,666.00	11,828,600	貸付有価証券 2,600株（100株）
E I Z O	13,100	5,030.00	65,893,000	
日本信号	40,600	1,010.00	41,006,000	
京三製作所	37,400	494.00	18,475,600	
能美防災	24,100	2,345.00	56,514,500	

ホーチキ	13,300	2,182.00	29,020,600	
星和電機	3,500	575.00	2,012,500	
エレコム	42,600	1,502.00	63,985,200	貸付有価証券 100株
パナソニック ホールディングス	2,107,100	1,379.00	2,905,690,900	貸付有価証券 16,300株
シャープ	300,700	817.20	245,732,040	貸付有価証券 136,800株 (19,600株)
アンリツ	125,600	1,197.50	150,406,000	
富士通ゼネラル	50,600	1,819.00	92,041,400	貸付有価証券 5,300株
ソニーグループ	1,249,300	12,530.00	15,653,729,000	
T D K	282,400	7,092.00	2,002,780,800	貸付有価証券 500株
帝国通信工業	7,800	1,795.00	14,001,000	
タムラ製作所	71,100	588.00	41,806,800	貸付有価証券 4,000株
アルプスアルパイン	159,300	1,293.50	206,054,550	貸付有価証券 39,600株
池上通信機	2,500	774.00	1,935,000	
日本電波工業	21,400	1,202.00	25,722,800	貸付有価証券 3,700株
鈴木	9,500	1,350.00	12,825,000	
メイコー	17,700	4,845.00	85,756,500	貸付有価証券 2,100株
日本トリム	4,000	3,500.00	14,000,000	
ローランド ディー. ジー.	9,800	5,420.00	53,116,000	貸付有価証券 500株 (500株)
フォスター電機	13,200	1,227.00	16,196,400	
SMK	4,800	2,412.00	11,577,600	
ヨコオ	15,800	1,560.00	24,648,000	
ティアック	13,000	97.00	1,261,000	貸付有価証券 4,800株 (4,800株)
ホシデン	40,600	1,920.00	77,952,000	貸付有価証券 600株
ヒロセ電機	26,300	16,270.00	427,901,000	貸付有価証券 1,000株
日本航空電子工業	42,700	2,309.00	98,594,300	貸付有価証券 100株
T O A	20,300	1,098.00	22,289,400	貸付有価証券 100株
マクセル	39,400	1,501.00	59,139,400	貸付有価証券 200株
古野電気	23,200	1,826.00	42,363,200	貸付有価証券 7,900株 (900株)

スミダコーポレーション	23,900	1,183.00	28,273,700	貸付有価証券 3,500株
アイコム	6,900	3,185.00	21,976,500	
リオン	7,300	2,960.00	21,608,000	
横河電機	195,100	3,428.00	668,802,800	
新電元工業	6,800	2,816.00	19,148,800	貸付有価証券 1,100株
アズビル	121,500	4,347.00	528,160,500	貸付有価証券 3,200株
東亜ディーケーケー	3,700	871.00	3,222,700	貸付有価証券 400株
日本光電工業	75,800	4,185.00	317,223,000	
チノー	7,300	2,715.00	19,819,500	貸付有価証券 2,800株
共和電業	7,300	417.00	3,044,100	
日本電子材料	10,900	2,383.00	25,974,700	貸付有価証券 900株
堀場製作所	33,700	14,335.00	483,089,500	貸付有価証券 700株
アドバンテスト	506,000	5,269.00	2,666,114,000	貸付有価証券 5,400株
小野測器	3,200	679.00	2,172,800	貸付有価証券 200株
エスベック	14,100	2,864.00	40,382,400	
キーエンス	176,700	63,720.00	11,259,324,000	
日置電機	8,300	6,380.00	52,954,000	貸付有価証券 3,900株
シスメックス	457,100	2,450.50	1,120,123,550	貸付有価証券 2,000株
日本マイクロニクス	31,700	6,500.00	206,050,000	貸付有価証券 2,000株
メガチップス	14,000	3,440.00	48,160,000	貸付有価証券 1,400株
OBARA GROUP	9,600	4,100.00	39,360,000	貸付有価証券 1,400株
澤藤電機	900	1,185.00	1,066,500	貸付有価証券 300株
原田工業	3,400	700.00	2,380,000	貸付有価証券 300株
コーセル	18,900	1,439.00	27,197,100	貸付有価証券 2,600株
イリソ電子工業	16,200	2,824.00	45,748,800	
オブテックスグループ	32,400	1,817.00	58,870,800	
千代田インテグレ	6,900	2,680.00	18,492,000	
レーザーテック	80,900	34,520.00	2,792,668,000	貸付有価証券 1,800株

スタンレー電気	113,100	2,775.50	313,909,050	
ウシオ電機	89,700	1,988.00	178,323,600	貸付有価証券 18,900株
岡谷電機産業	6,100	258.00	1,573,800	貸付有価証券 200株
ヘリオス テクノ ホー ルディング	7,800	472.00	3,681,600	貸付有価証券 2,900株
エノモト	2,200	1,570.00	3,454,000	貸付有価証券 100株
日本セラミック	14,400	2,646.00	38,102,400	貸付有価証券 3,400株
遠藤照明	3,500	1,419.00	4,966,500	
古河電池	13,000	1,007.00	13,091,000	貸付有価証券 200株
双信電機	3,200	479.00	1,532,800	貸付有価証券 200株
山一電機	15,900	2,476.00	39,368,400	貸付有価証券 2,600株
図研	15,400	4,085.00	62,909,000	
日本電子	44,200	6,387.00	282,305,400	
カシオ計算機	127,600	1,329.00	169,580,400	貸付有価証券 900株
ファナック	861,200	4,426.00	3,811,671,200	貸付有価証券 13,400株
日本シイエムケイ	41,400	579.00	23,970,600	
エンプラス	5,100	7,700.00	39,270,000	貸付有価証券 2,300株 (1,100株)
大真空	26,300	754.00	19,830,200	貸付有価証券 1,700株 (200株)
ローム	326,500	2,142.50	699,526,250	貸付有価証券 64,700株 (7,500株)
浜松ホトニクス	141,700	5,570.00	789,269,000	貸付有価証券 1,800株
三井ハイテック	15,600	6,729.00	104,972,400	貸付有価証券 900株 (200株)
新光電気工業	62,500	5,525.00	345,312,500	貸付有価証券 900株
京セラ	1,097,300	1,933.00	2,121,080,900	貸付有価証券 29,600株
太陽誘電	86,000	3,568.00	306,848,000	貸付有価証券 9,300株
村田製作所	1,606,800	2,745.50	4,411,469,400	
双葉電子工業	33,600	464.00	15,590,400	
北陸電気工業	2,900	1,323.00	3,836,700	
ニチコン	46,400	1,286.00	59,670,400	貸付有価証券 5,900株
日本ケミコン	18,800	1,448.00	27,222,400	貸付有価証券

				1,600株 (100株)
K O A	26,700	1,420.00	37,914,000	貸付有価証券 1,800株 (200株)
市光工業	31,800	515.00	16,377,000	
小糸製作所	183,000	2,253.00	412,299,000	貸付有価証券 35,900株 (4,700株)
ミツバ	33,100	1,451.00	48,028,100	貸付有価証券 3,500株
S C R E E Nホールディングス	60,400	16,025.00	967,910,000	貸付有価証券 3,900株
キヤノン電子	19,500	2,235.00	43,582,500	貸付有価証券 1,200株
キヤノン	880,900	4,432.00	3,904,148,800	
リコー	442,800	1,373.00	607,964,400	貸付有価証券 100株
象印マホービン	47,900	1,478.00	70,796,200	貸付有価証券 200株
M U T O Hホールディングス	1,100	2,198.00	2,417,800	
東京エレクトロン	373,800	32,450.00	12,129,810,000	
イノテック	11,800	1,791.00	21,133,800	
トヨタ紡織	74,400	2,438.50	181,424,400	貸付有価証券 5,800株
芦森工業	1,600	2,432.00	3,891,200	
ユニプレス	31,700	1,158.00	36,708,600	貸付有価証券 100株
豊田自動織機	150,600	14,185.00	2,136,261,000	貸付有価証券 3,700株
モリタホールディングス	31,000	1,752.00	54,312,000	
三櫻工業	27,000	1,132.00	30,564,000	貸付有価証券 500株
デンソー	1,457,100	2,850.00	4,152,735,000	貸付有価証券 52,700株
東海理化電機製作所	49,800	2,321.00	115,585,800	貸付有価証券 100株
川崎重工業	144,200	4,750.00	684,950,000	
名村造船所	44,000	1,778.00	78,232,000	貸付有価証券 20,400株
日本車輛製造	5,800	2,365.00	13,717,000	
三菱ロジスネクスト	28,200	1,492.00	42,074,400	貸付有価証券 100株
近畿車輛	1,100	2,234.00	2,457,400	
日産自動車	2,383,300	550.40	1,311,768,320	貸付有価証券 610,900株 (22,800株)
いすゞ自動車	513,400	1,953.00	1,002,670,200	貸付有価証券 13,300株

トヨタ自動車	9,697,300	3,517.00	34,105,404,100	貸付有価証券 53,700株
日野自動車	265,600	490.40	130,250,240	貸付有価証券 1,000株
三菱自動車工業	689,000	461.30	317,835,700	貸付有価証券 181,100株 (44,300株)
エフテック	5,400	736.00	3,974,400	貸付有価証券 2,000株 (1,300株)
レシップホールディングス	3,400	611.00	2,077,400	
GMB	1,500	1,091.00	1,636,500	貸付有価証券 500株 (400株)
ファルテック	1,500	565.00	847,500	
武蔵精密工業	43,200	1,642.00	70,934,400	
日産車体	17,900	954.00	17,076,600	貸付有価証券 4,700株
新明和工業	50,900	1,179.00	60,011,100	
極東開発工業	29,200	2,529.00	73,846,800	貸付有価証券 500株
トピー工業	14,300	2,650.00	37,895,000	貸付有価証券 200株
ティラド	3,900	3,820.00	14,898,000	
タチエス	32,600	1,921.00	62,624,600	貸付有価証券 5,300株
NOK	68,600	2,121.50	145,534,900	
フタバ産業	47,300	1,051.00	49,712,300	貸付有価証券 6,200株
カヤバ	16,700	5,330.00	89,011,000	貸付有価証券 500株
大同メタル工業	34,500	632.00	21,804,000	
プレス工業	70,500	762.00	53,721,000	貸付有価証券 10,300株
ミクニ	9,900	431.00	4,266,900	貸付有価証券 500株
太平洋工業	40,500	1,678.00	67,959,000	貸付有価証券 800株
アイシン	136,200	6,202.00	844,712,400	貸付有価証券 1,700株
マツダ	584,200	1,684.50	984,084,900	貸付有価証券 91,800株
今仙電機製作所	5,000	612.00	3,060,000	貸付有価証券 200株 (200株)
本田技研工業	4,184,400	1,773.50	7,421,033,400	貸付有価証券 65,700株
スズキ	1,297,500	1,762.00	2,286,195,000	貸付有価証券 148,900株
S U B A R U	547,700	3,307.00	1,811,243,900	

安永	3,400	661.00	2,247,400	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
ヤマハ発動機	763,300	1,417.00	1,081,596,100	貸付有価証券 4,400株
T B K	8,600	360.00	3,096,000	貸付有価証券 3,200株 (1,900株)
エクセディ	28,900	3,010.00	86,989,000	貸付有価証券 2,600株
豊田合成	50,600	3,217.00	162,780,200	貸付有価証券 4,200株
愛三工業	29,300	1,613.00	47,260,900	貸付有価証券 2,100株
盟和産業	1,100	995.00	1,094,500	
日本プラス	6,700	511.00	3,423,700	貸付有価証券 100株 (100株)
ヨロズ	16,500	955.00	15,757,500	
エフ・シー・シー	31,300	2,220.00	69,486,000	
シマノ	71,300	23,805.00	1,697,296,500	貸付有価証券 600株
テイ・エス テック	62,900	1,936.50	121,805,850	貸付有価証券 2,000株
ジャムコ	8,500	1,160.00	9,860,000	貸付有価証券 3,900株
テルモ	987,600	2,602.50	2,570,229,000	
クリエートメディック	2,600	1,000.00	2,600,000	
日機装	41,100	1,263.00	51,909,300	
日本エム・ディ・エム	14,000	673.00	9,422,000	
島津製作所	234,600	4,155.00	974,763,000	貸付有価証券 4,800株
J M S	16,300	520.00	8,476,000	
クボテック	2,200	220.00	484,000	貸付有価証券 100株
長野計器	12,800	2,299.00	29,427,200	貸付有価証券 1,000株
プイ・テクノロジー	9,300	2,438.00	22,673,400	
東京計器	13,500	2,533.00	34,195,500	貸付有価証券 400株 (400株)
愛知時計電機	7,600	2,314.00	17,586,400	
インターアクション	10,600	1,530.00	16,218,000	貸付有価証券 100株
オーバル	6,900	535.00	3,691,500	貸付有価証券 100株
東京精密	36,100	10,220.00	368,942,000	貸付有価証券 600株
マニー	70,700	1,862.50	131,678,750	貸付有価証券 9,200株

ニコン	255,300	1,562.00	398,778,600	貸付有価証券 30,700株
トプコン	85,800	1,766.50	151,565,700	貸付有価証券 100株
オリンパス	1,043,300	2,171.00	2,265,004,300	貸付有価証券 2,400株
理研計器	25,000	3,555.00	88,875,000	貸付有価証券 2,900株
タムロン	10,800	6,280.00	67,824,000	
HOYA	347,700	17,540.00	6,098,658,000	
シード	4,700	586.00	2,754,200	貸付有価証券 500株 (500株)
ノーリツ鋼機	16,700	3,020.00	50,434,000	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	25,700	2,610.00	67,077,000	貸付有価証券 4,800株
朝日インテック	215,300	2,231.00	480,334,300	貸付有価証券 1,900株
シチズン時計	162,500	1,027.00	166,887,500	貸付有価証券 100株
リズム	1,800	2,817.00	5,070,600	貸付有価証券 600株
大研医器	6,700	549.00	3,678,300	
メニコン	60,700	1,503.00	91,232,100	
シンシア	900	499.00	449,100	
松風	8,000	2,947.00	23,576,000	
セイコーグループ	24,600	4,060.00	99,876,000	貸付有価証券 1,100株
ニプロ	147,200	1,258.00	185,177,600	貸付有価証券 31,100株 (29,500株)
KYORITSU	11,700	170.00	1,989,000	貸付有価証券 700株 (500株)
中本パックス	2,600	1,639.00	4,261,400	
スノーピーク	25,200	1,245.00	31,374,000	貸付有価証券 2,100株 (300株)
パラマウントベッドホールディングス	36,700	2,696.00	98,943,200	
トランザクション	11,600	1,828.00	21,204,800	
粧美堂	2,100	586.00	1,230,600	
ニホンフラッシュ	16,600	900.00	14,940,000	
前田工織	15,000	3,420.00	51,300,000	貸付有価証券 200株
永大産業	9,300	275.00	2,557,500	
アートネイチャー	15,900	762.00	12,115,800	

フルヤ金属	4,200	11,240.00	47,208,000	
バンダイナムコホールディングス	483,800	2,911.00	1,408,341,800	貸付有価証券 5,600 株
アイフィスジャパン	2,200	607.00	1,335,400	
SHOEI	39,900	2,289.00	91,331,100	貸付有価証券 17,200 株
フランスベッドホールディングス	22,800	1,200.00	27,360,000	貸付有価証券 5,600 株 (4,300 株)
パイロットコーポレーション	24,900	4,169.00	103,808,100	
萩原工業	11,800	1,598.00	18,856,400	貸付有価証券 200 株
フジシールインターナショナル	35,800	2,050.00	73,390,000	
タカラトミー	80,400	2,494.50	200,557,800	
広済堂ホールディングス	45,600	692.00	31,555,200	貸付有価証券 12,500 株
エステールホールディングス	1,800	643.00	1,157,400	
タカノ	2,900	997.00	2,891,300	
プロネクサス	18,300	1,125.00	20,587,500	貸付有価証券 100 株
ホクシン	6,000	122.00	732,000	貸付有価証券 2,200 株 (300 株)
ウッドワン	2,900	1,010.00	2,929,000	貸付有価証券 1,000 株 (800 株)
TOPPANホールディングス	217,100	3,622.00	786,336,200	貸付有価証券 5,300 株
大日本印刷	193,000	4,480.00	864,640,000	貸付有価証券 12,600 株
共同印刷	5,000	3,250.00	16,250,000	
NISSHA	30,200	1,609.00	48,591,800	貸付有価証券 2,000 株
光村印刷	700	1,574.00	1,101,800	
TAKARA & COMPANY	10,400	2,548.00	26,499,200	
アシックス	150,500	6,596.00	992,698,000	貸付有価証券 12,000 株
ツツミ	4,100	2,115.00	8,671,500	
ローランド	13,000	4,360.00	56,680,000	貸付有価証券 1,800 株
小松ウオール工業	7,200	3,125.00	22,500,000	
ヤマハ	111,300	3,346.00	372,409,800	貸付有価証券 9,800 株
河合楽器製作所	5,400	3,620.00	19,548,000	
クリナップ	17,300	748.00	12,940,400	

ビジョン	112,500	1,417.50	159,468,750	貸付有価証券 400株
キングジム	15,600	879.00	13,712,400	貸付有価証券 7,300株
リンテック	35,500	3,050.00	108,275,000	
イトーキ	36,200	1,894.00	68,562,800	貸付有価証券 13,000株
任天堂	1,115,000	7,525.00	8,390,375,000	
三菱鉛筆	25,100	2,477.00	62,172,700	
タカラスタンダード	37,200	1,821.00	67,741,200	
コクヨ	72,200	2,559.00	184,759,800	
ナカバヤシ	19,000	522.00	9,918,000	
グローブライド	15,900	1,932.00	30,718,800	
オカムラ	53,200	2,301.00	122,413,200	
美津濃	17,600	7,200.00	126,720,000	
東京電力ホールディングス	1,592,000	1,032.50	1,643,740,000	貸付有価証券 33,000株
中部電力	650,800	2,023.00	1,316,568,400	貸付有価証券 200株
関西電力	682,000	2,424.00	1,653,168,000	
中国電力	306,800	1,174.00	360,183,200	貸付有価証券 4,000株
北陸電力	180,600	955.40	172,545,240	貸付有価証券 30,100株
東北電力	465,000	1,242.00	577,530,000	
四国電力	164,500	1,250.00	205,625,000	
九州電力	407,100	1,529.50	622,659,450	貸付有価証券 32,500株
北海道電力	170,600	1,270.00	216,662,000	貸付有価証券 74,200株
沖縄電力	45,100	1,253.00	56,510,300	貸付有価証券 2,500株
電源開発	145,100	2,697.00	391,334,700	貸付有価証券 8,300株 (8,300株)
エフオン	12,900	428.00	5,521,200	貸付有価証券 100株
イーレックス	31,400	823.00	25,842,200	貸付有価証券 14,700株 (5,800株)
レノバ	47,100	1,380.00	64,998,000	貸付有価証券 22,100株 (1,500株)
東京瓦斯	343,800	3,945.00	1,356,291,000	貸付有価証券 16,100株
大阪瓦斯	357,700	3,348.00	1,197,579,600	
東邦瓦斯	76,500	3,735.00	285,727,500	貸付有価証券 4,800株

北海道瓦斯	10,500	2,964.00	31,122,000	
広島ガス	37,300	383.00	14,285,900	貸付有価証券 1,100株
西部ガスホールディングス	18,400	2,006.00	36,910,400	貸付有価証券 700株
静岡ガス	35,200	971.00	34,179,200	
メタウォーター	21,200	2,300.00	48,760,000	
SBSホールディングス	15,700	2,744.00	43,080,800	貸付有価証券 1,500株
東武鉄道	194,000	3,270.00	634,380,000	貸付有価証券 200株
相鉄ホールディングス	63,200	2,647.00	167,290,400	貸付有価証券 2,200株
東急	495,200	1,907.00	944,346,400	貸付有価証券 20,400株 (1,100株)
京浜急行電鉄	218,500	1,305.00	285,142,500	貸付有価証券 6,100株
小田急電鉄	292,000	1,826.00	533,192,000	貸付有価証券 9,500株
京王電鉄	84,900	3,980.00	337,902,000	貸付有価証券 200株
京成電鉄	113,900	6,025.00	686,247,500	貸付有価証券 36,100株
富士急行	21,700	3,585.00	77,794,500	貸付有価証券 5,300株
東日本旅客鉄道	973,400	2,919.50	2,841,841,300	貸付有価証券 96,700株
西日本旅客鉄道	419,000	3,053.00	1,279,207,000	
東海旅客鉄道	680,200	3,658.00	2,488,171,600	貸付有価証券 2,700株
西武ホールディングス	213,600	2,541.50	542,864,400	貸付有価証券 12,800株
鴻池運輸	30,100	2,223.00	66,912,300	
西日本鉄道	47,200	2,510.50	118,495,600	貸付有価証券 2,400株 (200株)
ハマキョウレックス	15,100	3,825.00	57,757,500	
サカイ引越センター	19,600	2,708.00	53,076,800	
近鉄グループホールディングス	176,300	4,238.00	747,159,400	貸付有価証券 18,500株
阪急阪神ホールディングス	235,100	4,231.00	994,708,100	貸付有価証券 11,800株
南海電気鉄道	78,600	3,065.00	240,909,000	貸付有価証券 200株
京阪ホールディングス	97,200	3,393.00	329,799,600	貸付有価証券 3,000株
神戸電鉄	4,800	2,741.00	13,156,800	貸付有価証券 2,300株

名古屋鉄道	181,900	2,108.50	383,536,150	貸付有価証券 700株
山陽電気鉄道	13,300	2,054.00	27,318,200	貸付有価証券 5,800株
アルプス物流	14,100	3,150.00	44,415,000	
ヤマトホールディングス	225,800	2,056.50	464,357,700	貸付有価証券 7,900株
山九	44,900	5,402.00	242,549,800	
丸運	4,600	281.00	1,292,600	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	10,900	4,570.00	49,813,000	貸付有価証券 100株
センコーグループホール ディングス	93,400	1,157.00	108,063,800	貸付有価証券 12,100株
トナミホールディングス	3,900	4,615.00	17,998,500	
ニッコンホールディング ス	56,400	3,033.00	171,061,200	貸付有価証券 100株
日本石油輸送	800	2,800.00	2,240,000	
福山通運	20,100	3,740.00	75,174,000	貸付有価証券 100株
セイノーホールディング ス	99,200	2,119.50	210,254,400	貸付有価証券 45,600株 (1,600株)
エスライングループ本社	2,200	871.00	1,916,200	
神奈川中央交通	5,000	3,075.00	15,375,000	
A Z - C O M丸和ホール ディングス	45,100	1,221.00	55,067,100	貸付有価証券 2,500株
C & F ロジホールディン グス	17,000	3,170.00	53,890,000	貸付有価証券 1,600株
九州旅客鉄道	124,700	3,549.00	442,560,300	
S G ホールディングス	296,100	1,827.50	541,122,750	貸付有価証券 8,800株
N I P P O N E X P R E S Sホールディン	59,800	8,020.00	479,596,000	貸付有価証券 900株
日本郵船	505,400	4,237.00	2,141,379,800	貸付有価証券 60,800株 (6,400株)
商船三井	382,900	4,729.00	1,810,734,100	貸付有価証券 103,100株 (13,600 株)
川崎汽船	424,800	2,085.00	885,708,000	貸付有価証券 152,900株 (4,600 株)
N S ユナイテッド海運	9,500	4,710.00	44,745,000	貸付有価証券 2,300株 (2,200株)
明海グループ	8,600	734.00	6,312,400	貸付有価証券 2,000株 (1,600株)
飯野海運	64,700	1,248.00	80,745,600	貸付有価証券 10,000株 (2,900株)
共栄タンカー	1,400	987.00	1,381,800	貸付有価証券

				500 株 (500 株)
乾汽船	20,700	1,086.00	22,480,200	貸付有価証券 4,200 株 (1,500 株)
日本航空	433,100	2,862.50	1,239,748,750	
A N A ホールディングス	479,800	3,054.00	1,465,309,200	貸付有価証券 109,500 株
パスコ	1,500	1,900.00	2,850,000	
トランコム	5,100	5,860.00	29,886,000	
日新	13,400	2,997.00	40,159,800	
三菱倉庫	43,300	5,140.00	222,562,000	
三井倉庫ホールディングス	16,500	4,625.00	76,312,500	
住友倉庫	47,500	2,644.00	125,590,000	
澁澤倉庫	8,000	2,959.00	23,672,000	
東陽倉庫	2,100	1,516.00	3,183,600	
日本トランスシティ	35,500	721.00	25,595,500	貸付有価証券 300 株
ケイヒン	1,400	1,973.00	2,762,200	
中央倉庫	9,400	1,129.00	10,612,600	貸付有価証券 2,700 株
川西倉庫	1,500	1,122.00	1,683,000	貸付有価証券 500 株 (400 株)
安田倉庫	12,000	1,339.00	16,068,000	
ファイブホールディングス	1,100	1,144.00	1,258,400	貸付有価証券 400 株 (400 株)
東洋埠頭	2,200	1,341.00	2,950,200	
上組	81,400	3,344.00	272,201,600	貸付有価証券 400 株
サンリツ	1,900	909.00	1,727,100	
キムラユニティー	3,700	1,667.00	6,167,900	
キューソー流通システム	8,000	1,184.00	9,472,000	
東海運	4,600	286.00	1,315,600	貸付有価証券 500 株 (300 株)
エーアイテイー	11,100	1,744.00	19,358,400	
内外トランスライン	7,100	2,507.00	17,799,700	
日本コンセプト	6,400	1,779.00	11,385,600	貸付有価証券 200 株
N E C ネットズエスアイ	69,000	2,511.00	173,259,000	
クロスキャット	11,200	1,289.00	14,436,800	貸付有価証券 200 株
システナ	268,000	262.00	70,216,000	
デジタルアーツ	11,200	4,115.00	46,088,000	貸付有価証券 100 株

日鉄ソリューションズ	30,200	5,180.00	156,436,000	貸付有価証券 14,100株
キューブシステム	9,400	1,073.00	10,086,200	
コア	7,800	1,844.00	14,383,200	
手間いらず	3,000	3,265.00	9,795,000	
ラクーンホールディングス	13,200	679.00	8,962,800	貸付有価証券 500株 (400株)
ソリトンシステムズ	9,100	1,310.00	11,921,000	
ソフトクリエイトホールディングス	14,600	1,806.00	26,367,600	
T I S	193,700	3,290.00	637,273,000	
テクミラホールディングス	3,600	393.00	1,414,800	貸付有価証券 1,200株
グリー	59,400	466.00	27,680,400	
GMOペパボ	2,200	1,292.00	2,842,400	
コーエーテクモホールディングス	111,000	1,464.00	162,504,000	貸付有価証券 24,300株
三菱総合研究所	8,700	4,950.00	43,065,000	
ボルテージ	2,200	272.00	598,400	
電算	900	1,491.00	1,341,900	
A G S	3,300	1,180.00	3,894,000	貸付有価証券 1,200株
ファインデックス	14,100	1,010.00	14,241,000	
ブレインパッド	14,700	1,227.00	18,036,900	貸付有価証券 300株
K L a b	32,600	256.00	8,345,600	貸付有価証券 10,500株 (100株)
ポールトゥウィンホールディングス	30,200	475.00	14,345,000	貸付有価証券 1,200株
ネクソン	388,500	2,465.00	957,652,500	
アイスタイル	59,200	490.00	29,008,000	貸付有価証券 9,400株
エムアップホールディングス	21,700	1,036.00	22,481,200	貸付有価証券 8,200株
エイチーム	10,500	628.00	6,594,000	貸付有価証券 200株 (200株)
エニグモ	22,500	340.00	7,650,000	貸付有価証券 700株
テクノスジャパン	7,000	576.00	4,032,000	
e n i s h	8,000	212.00	1,696,000	貸付有価証券 2,900株 (100株)
コロプラ	68,700	589.00	40,464,300	貸付有価証券 8,100株
オルトプラス	7,200	129.00	928,800	貸付有価証券 2,700株

ブロードリーフ	84,000	580.00	48,720,000	貸付有価証券 1,700株 (300株)
クロス・マーケティング グループ	3,700	503.00	1,861,100	
デジタルハーツホールデ ィングス	11,000	915.00	10,065,000	貸付有価証券 500株 (100株)
メディアドゥ	8,000	1,357.00	10,856,000	
じげん	51,600	528.00	27,244,800	貸付有価証券 2,000株 (2,000株)
ブイキューブ	21,200	237.00	5,024,400	貸付有価証券 9,900株 (4,300株)
エンカレッジ・テクノロ ジ	1,800	595.00	1,071,000	
サイバーリンクス	3,000	795.00	2,385,000	
ディー・エル・イー	5,600	160.00	896,000	貸付有価証券 2,100株
フィックスターズ	20,000	1,997.00	39,940,000	貸付有価証券 8,800株
CARTA HOLD I NGS	8,300	1,705.00	14,151,500	貸付有価証券 3,900株
オブティム	18,200	888.00	16,161,600	貸付有価証券 3,300株 (3,100株)
セレス	7,100	1,633.00	11,594,300	
S H I F T	11,800	16,595.00	195,821,000	貸付有価証券 3,700株
ティーガイア	18,500	2,064.00	38,184,000	貸付有価証券 200株
セック	2,200	4,540.00	9,988,000	
テクマトリックス	32,300	1,651.00	53,327,300	
プロシップ	8,500	1,381.00	11,738,500	
ガンホー・オンライン・ エンターテイメント	46,100	2,242.50	103,379,250	貸付有価証券 400株
GMOペイメントゲート ウェイ	35,400	7,612.00	269,464,800	貸付有価証券 3,900株
ザッパラス	1,800	451.00	811,800	貸付有価証券 500株 (200株)
システムリサーチ	12,100	1,518.00	18,367,800	
インターネットイニシア ティブ	84,700	2,769.00	234,534,300	貸付有価証券 100株
さくらインターネット	19,900	5,770.00	114,823,000	貸付有価証券 9,400株 (1,900株)
GMOグローバルサイ ン・ホールディングス	5,400	2,725.00	14,715,000	
SRAホールディングス	9,100	3,905.00	35,535,500	
システムインテグレータ	2,300	378.00	869,400	
朝日ネット	19,000	638.00	12,122,000	貸付有価証券 100株

e B A S E	24,900	675.00	16,807,500	
アバントグループ	22,400	1,229.00	27,529,600	
アドソル日進	7,400	1,610.00	11,914,000	
ODKソリューションズ	1,500	633.00	949,500	
フリービット	7,700	1,384.00	10,656,800	貸付有価証券 3,600株(200株)
コムチュア	25,600	1,801.00	46,105,600	
アステリア	13,900	588.00	8,173,200	貸付有価証券 1,900株(200株)
アイル	8,300	2,762.00	22,924,600	
マークラインズ	9,600	3,040.00	29,184,000	
メディカル・データ・ビ ジョン	21,100	593.00	12,512,300	貸付有価証券 9,900株(1,400株)
g u m i	28,800	376.00	10,828,800	貸付有価証券 13,700株(1,200株)
ショーケース	1,800	312.00	561,600	貸付有価証券 600株(500株)
モバイルファクトリー	1,700	692.00	1,176,400	
テラスカイ	7,600	2,115.00	16,074,000	貸付有価証券 3,500株(2,400株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジ	9,200	1,682.00	15,474,400	
P C I ホールディングス	2,900	936.00	2,714,400	貸付有価証券 500株(400株)
アイビーシー	1,200	406.00	487,200	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	5,900	1,499.00	8,844,100	
P R T I M E S	3,600	1,788.00	6,436,800	貸付有価証券 100株
ラクス	83,800	1,634.00	136,929,200	
ランドコンピュータ	3,800	786.00	2,986,800	
ダブルスタンダード	5,400	1,726.00	9,320,400	貸付有価証券 1,200株
オープンドア	10,300	729.00	7,508,700	貸付有価証券 4,900株(700株)
マイネット	2,500	327.00	817,500	貸付有価証券 800株
アカツキ	8,400	2,276.00	19,118,400	
ベネフィットジャパン	500	1,192.00	596,000	貸付有価証券 100株
U b i c o mホールディ ングス	5,500	1,169.00	6,429,500	貸付有価証券 2,600株
カナミックネットワーク	19,100	518.00	9,893,800	
ノムラシステムコーポレ ーション	8,600	132.00	1,135,200	貸付有価証券 2,300株(1,900株)

チェンジホールディングス	38,600	1,178.00	45,470,800	貸付有価証券 18,100株 (1,300株)
シンクロ・フード	5,000	544.00	2,720,000	貸付有価証券 1,800株 (1,800株)
オークネット	6,500	2,502.00	16,263,000	
キャピタル・アセット・ プランニング	1,500	815.00	1,222,500	貸付有価証券 300株
セグエグループ	7,200	519.00	3,736,800	貸付有価証券 2,600株 (500株)
エイトレッド	1,200	1,375.00	1,650,000	貸付有価証券 200株 (200株)
マクロミル	34,800	731.00	25,438,800	
ビーグリー	1,700	1,078.00	1,832,600	
オロ	6,400	2,516.00	16,102,400	
ユーザーローカル	7,500	2,048.00	15,360,000	貸付有価証券 1,500株
テモナ	1,800	237.00	426,600	
ニーズウェル	4,300	850.00	3,655,000	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
マネーフォワード	39,500	5,613.00	221,713,500	貸付有価証券 1,200株
サインポスト	3,000	645.00	1,935,000	貸付有価証券 1,100株 (700株)
S u n A s t e r i s k	12,600	910.00	11,466,000	貸付有価証券 5,900株 (800株)
プラスアルファ・コンサル ティング	10,500	2,083.00	21,871,500	貸付有価証券 900株
電算システムホールディ ングス	7,800	2,716.00	21,184,800	
A p p i e r G r o u p	60,600	1,372.00	83,143,200	貸付有価証券 8,500株
ビジョナル	13,600	8,180.00	111,248,000	貸付有価証券 6,300株 (2,600株)
ソルクシーズ	6,400	322.00	2,060,800	貸付有価証券 800株
フェイス	2,200	440.00	968,000	貸付有価証券 100株
プロトコーポレーション	19,400	1,363.00	26,442,200	
ハイマックス	5,500	1,373.00	7,551,500	
野村総合研究所	392,400	3,973.00	1,559,005,200	貸付有価証券 20,800株
C E ホールディングス	4,100	599.00	2,455,900	貸付有価証券 100株
日本システム技術	13,100	1,727.00	22,623,700	
インテージホールディ ングス	20,000	1,449.00	28,980,000	
東邦システムサイエンス	6,600	1,265.00	8,349,000	

ソースネクスト	81,000	181.00	14,661,000	貸付有価証券 36,700株 (6,800株)
インフォコム	22,800	2,751.00	62,722,800	貸付有価証券 500株
シンプレクス・ホールディングス	26,800	2,702.00	72,413,600	
HEROZ	7,000	1,467.00	10,269,000	貸付有価証券 3,200株 (1,100株)
ラクスル	42,700	891.00	38,045,700	貸付有価証券 12,600株
メルカリ	86,200	1,777.50	153,220,500	貸付有価証券 39,900株
I P S	5,100	2,284.00	11,648,400	
F I G	9,100	394.00	3,585,400	貸付有価証券 3,000株
システムサポート	6,900	1,865.00	12,868,500	
イーソル	12,800	759.00	9,715,200	
東海ソフト	1,300	1,377.00	1,790,100	
ウイングアーク 1 s t	18,400	2,587.00	47,600,800	貸付有価証券 2,400株
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディング	4,700	1,001.00	4,704,700	貸付有価証券 300株 (100株)
サーバーワークス	3,600	2,485.00	8,946,000	
東名	600	2,071.00	1,242,600	貸付有価証券 300株
ヴィッツ	800	792.00	633,600	
トビラシステムズ	2,200	781.00	1,718,200	
S a n s a n	58,100	1,405.00	81,630,500	貸付有価証券 9,800株
L i n k - U グループ	1,900	601.00	1,141,900	貸付有価証券 200株
ギフトィ	15,500	1,252.00	19,406,000	貸付有価証券 7,200株 (2,800株)
メドレー	23,800	3,875.00	92,225,000	貸付有価証券 3,400株
ベース	6,200	3,300.00	20,460,000	貸付有価証券 500株
J M D C	30,200	3,116.00	94,103,200	貸付有価証券 11,700株 (100株)
フォーカスシステムズ	11,800	1,209.00	14,266,200	
クレスコ	14,500	1,966.00	28,507,000	
フジ・メディア・ホールディングス	170,100	1,877.50	319,362,750	
オービック	59,200	21,355.00	1,264,216,000	貸付有価証券 1,300株
ジャストシステム	25,400	2,607.00	66,217,800	

TDCソフト	33,200	1,097.00	36,420,400	
LINEヤフー	2,521,800	355.20	895,743,360	貸付有価証券 13,300株
トレンドマイクロ	83,700	7,867.00	658,467,900	
IDホールディングス	11,900	1,445.00	17,195,500	
日本オラクル	33,900	11,435.00	387,646,500	
アルファシステムズ	4,600	3,185.00	14,651,000	
フューチャー	37,800	1,777.00	67,170,600	貸付有価証券 100株
CAC Holdings	9,500	1,969.00	18,705,500	貸付有価証券 300株
SBテクノロジー	7,500	2,030.00	15,225,000	
トーセ	2,300	691.00	1,589,300	
オービックビジネスコン サルタント	24,900	6,728.00	167,527,200	貸付有価証券 200株
アイティフォー	22,700	1,371.00	31,121,700	
東計電算	4,900	3,890.00	19,061,000	
エクスネット	1,100	1,216.00	1,337,600	
大塚商会	175,700	3,152.00	553,806,400	貸付有価証券 9,500株
サイボウズ	24,400	1,577.00	38,478,800	貸付有価証券 11,400株
電通総研	21,500	5,050.00	108,575,000	貸付有価証券 4,100株（200株）
ACCESS	18,400	1,434.00	26,385,600	貸付有価証券 8,600株（300株）
デジタルガレージ	28,300	2,605.00	73,721,500	
EMシステムズ	29,500	624.00	18,408,000	
ウェザーニューズ	5,500	4,500.00	24,750,000	貸付有価証券 2,400株（100株）
C I J	44,100	488.00	21,520,800	貸付有価証券 100株
ビジネスエンジニアリン グ	3,300	3,510.00	11,583,000	
日本エンタープライズ	8,100	140.00	1,134,000	貸付有価証券 1,800株
WOWOW	13,300	1,092.00	14,523,600	
スカラ	16,400	716.00	11,742,400	貸付有価証券 500株
インテリジェント ウェ イブ	4,200	1,109.00	4,657,800	貸付有価証券 100株
ANYCOLOR	18,800	2,226.00	41,848,800	貸付有価証券 8,800株（4,200株）
IMAGICA GRO UP	17,700	614.00	10,867,800	

ネットワンシステムズ	71,500	2,674.50	191,226,750	
システムソフト	61,600	52.00	3,203,200	貸付有価証券 9,100株 (5,100株)
アルゴグラフィックス	16,200	3,990.00	64,638,000	
マーベラス	28,800	676.00	19,468,800	貸付有価証券 400株
エイベックス	30,200	1,305.00	39,411,000	貸付有価証券 1,100株
B I P R O G Y	57,900	4,628.00	267,961,200	
都築電気	9,300	2,184.00	20,311,200	
T B S ホールディングス	89,100	4,265.00	380,011,500	貸付有価証券 8,600株
日本テレビホールディングス	156,800	2,257.50	353,976,000	貸付有価証券 29,600株
朝日放送グループホールディングス	16,600	642.00	10,657,200	貸付有価証券 7,800株
テレビ朝日ホールディングス	43,000	2,053.00	88,279,000	
スカパー J S A T ホールディングス	137,600	932.00	128,243,200	貸付有価証券 10,300株
テレビ東京ホールディングス	12,700	2,940.00	37,338,000	貸付有価証券 3,600株
日本BS放送	2,800	912.00	2,553,600	
ビジョン	26,700	1,019.00	27,207,300	
スマートバリュー	2,300	386.00	887,800	貸付有価証券 500株
U-NEXT HOLDINGS	19,900	4,295.00	85,470,500	貸付有価証券 200株
ワイヤレスゲート	3,400	215.00	731,000	貸付有価証券 1,200株
日本通信	174,400	196.00	34,182,400	貸付有価証券 43,000株 (2,900株)
クロップス	1,000	1,026.00	1,026,000	
日本電信電話	52,686,600	172.00	9,062,095,200	
KDDI	1,368,700	4,359.00	5,966,163,300	
ソフトバンク	2,852,400	1,837.00	5,239,858,800	貸付有価証券 39,800株
光通信	17,900	24,630.00	440,877,000	貸付有価証券 400株
エムティーアイ	12,100	689.00	8,336,900	
GMOインターネットグループ	65,400	2,600.00	170,040,000	貸付有価証券 1,200株
ファイバーゲート	9,500	1,079.00	10,250,500	
アイドママーケティングコミュニケーション	2,100	225.00	472,500	
KADOKAWA	93,600	2,799.50	262,033,200	貸付有価証券

				11,000株
学研ホールディングス	29,500	933.00	27,523,500	貸付有価証券 100株
ゼンリン	30,300	812.00	24,603,600	貸付有価証券 900株
昭文社ホールディングス	3,400	378.00	1,285,200	貸付有価証券 1,100株
インプレスホールディングス	7,900	163.00	1,287,700	
アイネット	10,700	2,062.00	22,063,400	
松竹	9,200	9,364.00	86,148,800	貸付有価証券 3,900株
東宝	98,500	5,488.00	540,568,000	貸付有価証券 4,400株
東映	29,300	3,745.00	109,728,500	貸付有価証券 1,000株
N T Tデータグループ	463,100	2,363.50	1,094,536,850	貸付有価証券 500株
ピー・シー・エー	10,200	1,755.00	17,901,000	
ビジネスブレイン太田昭和	6,900	1,942.00	13,399,800	
D T S	37,300	4,000.00	149,200,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	80,900	5,651.00	457,165,900	
シーイーシー	22,300	1,765.00	39,359,500	
カブコン	316,800	2,509.50	795,009,600	
アイ・エス・ビー	9,000	1,269.00	11,421,000	
ジャステック	10,900	1,937.00	21,113,300	貸付有価証券 1,100株
S C S K	123,900	2,742.50	339,795,750	貸付有価証券 300株
N S W	7,900	2,894.00	22,862,600	
アイネス	13,800	1,532.00	21,141,600	
T K C	28,100	3,740.00	105,094,000	
富士ソフト	35,600	6,140.00	218,584,000	貸付有価証券 17,000株(400株)
N S D	63,200	3,015.00	190,548,000	
コナミグループ	66,300	9,374.00	621,496,200	
福井コンピュータホールディングス	10,900	2,419.00	26,367,100	
J B C Cホールディングス	11,700	3,245.00	37,966,500	
ミロク情報サービス	16,100	1,643.00	26,452,300	貸付有価証券 7,500株
ソフトバンクグループ	873,700	7,511.00	6,562,360,700	

リョーサン菱洋ホールディングス	35,100	2,771.00	97,262,100	貸付有価証券 300株
高千穂交易	5,900	3,675.00	21,682,500	貸付有価証券 2,800株
オルパヘルスケアホールディングス	1,400	1,985.00	2,779,000	貸付有価証券 500株
伊藤忠食品	4,200	6,840.00	28,728,000	貸付有価証券 200株
エレマテック	16,800	1,809.00	30,391,200	
あらた	28,600	3,205.00	91,663,000	貸付有価証券 700株
トーメンデバイス	2,700	6,180.00	16,686,000	
東京エレクトロン デバイス	18,600	5,670.00	105,462,000	貸付有価証券 8,700株
円谷フィールズホールディングス	32,100	1,675.00	53,767,500	貸付有価証券 15,300株
双日	208,000	3,887.00	808,496,000	
アルフレッサ ホールディングス	187,500	2,203.50	413,156,250	貸付有価証券 300株
横浜冷凍	50,900	1,008.00	51,307,200	貸付有価証券 1,900株
神栄	1,200	1,720.00	2,064,000	貸付有価証券 100株
ラサ商事	7,600	1,890.00	14,364,000	
アルコニックス	24,600	1,410.00	34,686,000	
神戸物産	144,600	3,352.00	484,699,200	貸付有価証券 2,800株
ハイパー	1,800	294.00	529,200	
あい ホールディングス	29,900	2,400.00	71,760,000	
ディーブイエックス	2,300	997.00	2,293,100	
ダイワボウホールディングス	82,700	2,629.00	217,418,300	
マクニカホールディングス	44,200	6,699.00	296,095,800	貸付有価証券 8,600株 (7,000株)
ラクト・ジャパン	7,300	2,555.00	18,651,500	
グリムス	7,900	1,954.00	15,436,600	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,300	1,206.00	34,129,800	
八洲電機	15,100	1,539.00	23,238,900	
メディアスホールディングス	10,900	752.00	8,196,800	貸付有価証券 5,100株
レスター	15,900	2,900.00	46,110,000	
ジオリーブグループ	1,900	1,253.00	2,380,700	
大光	4,300	637.00	2,739,100	貸付有価証券 1,600株

OCHIホールディングス	1,900	1,602.00	3,043,800	
TOKAIホールディングス	101,500	961.00	97,541,500	
黒谷	2,300	635.00	1,460,500	貸付有価証券 700株
Cominix	1,600	865.00	1,384,000	
三洋貿易	21,100	1,437.00	30,320,700	
ビューティガレージ	5,900	1,943.00	11,463,700	貸付有価証券 1,900株
ウイン・パートナーズ	12,100	1,180.00	14,278,000	貸付有価証券 4,700株
ミタチ産業	2,300	1,123.00	2,582,900	貸付有価証券 800株 (800株)
シップヘルスケアホールディングス	67,100	2,224.00	149,230,400	
明治電機工業	6,900	1,586.00	10,943,400	
デリカフーズホールディングス	3,600	585.00	2,106,000	
スターティアホールディングス	2,200	1,425.00	3,135,000	貸付有価証券 800株 (500株)
コメダホールディングス	45,800	2,576.00	117,980,800	貸付有価証券 4,900株
ピーバンドットコム	1,100	380.00	418,000	
アセンテック	7,200	526.00	3,787,200	貸付有価証券 1,300株 (500株)
富士興産	2,300	1,782.00	4,098,600	貸付有価証券 800株 (200株)
協栄産業	800	2,579.00	2,063,200	貸付有価証券 200株
フルサト・マルカホールディングス	16,600	2,149.00	35,673,400	貸付有価証券 100株
ヤマエグループホールディングス	12,300	2,700.00	33,210,000	貸付有価証券 1,500株
小野建	18,300	1,795.00	32,848,500	
南陽	3,400	1,208.00	4,107,200	
佐鳥電機	10,400	2,216.00	23,046,400	
エコートレーディング	1,600	1,193.00	1,908,800	貸付有価証券 600株 (600株)
伯東	10,700	5,380.00	57,566,000	貸付有価証券 2,800株 (100株)
コンドーテック	14,400	1,234.00	17,769,600	
中山福	4,400	359.00	1,579,600	
ナガイレーベン	23,600	2,341.00	55,247,600	貸付有価証券 100株
三菱食品	17,300	5,360.00	92,728,000	

松田産業	14,200	2,619.00	37,189,800	
第一興商	72,300	1,853.00	133,971,900	貸付有価証券 700株
メディパルホールディングス	190,000	2,432.00	462,080,000	貸付有価証券 4,900株
S P K	8,300	1,962.00	16,284,600	
萩原電気ホールディングス	8,000	4,020.00	32,160,000	
アズワン	58,500	2,556.50	149,555,250	貸付有価証券 100株
スズデン	6,500	2,081.00	13,526,500	貸付有価証券 100株
尾家産業	2,000	1,623.00	3,246,000	
シモジマ	12,500	1,246.00	15,575,000	
ドウシシャ	17,300	2,110.00	36,503,000	貸付有価証券 100株
小津産業	1,800	1,786.00	3,214,800	貸付有価証券 600株 (500株)
高速	11,100	2,117.00	23,498,700	
たけびし	7,100	2,096.00	14,881,600	
リックス	3,800	4,485.00	17,043,000	
丸文	16,700	1,402.00	23,413,400	貸付有価証券 100株
ハビネット	15,900	2,914.00	46,332,600	貸付有価証券 300株
橋本総業ホールディングス	7,400	1,290.00	9,546,000	貸付有価証券 3,400株
日本ライフライン	54,800	1,151.00	63,074,800	貸付有価証券 400株
タカショー	16,300	507.00	8,264,100	貸付有価証券 7,700株 (900株)
I D O M	49,400	1,404.00	69,357,600	貸付有価証券 3,900株 (3,200株)
進和	11,400	2,661.00	30,335,400	
エスケイジャパン	2,000	795.00	1,590,000	貸付有価証券 700株 (100株)
ダイトロン	7,400	3,280.00	24,272,000	
シークス	26,600	1,548.00	41,176,800	
田中商事	2,300	901.00	2,072,300	
オーハシテクニカ	9,800	1,540.00	15,092,000	貸付有価証券 400株
白銅	5,200	2,687.00	13,972,400	貸付有価証券 3,100株
ダイコー通産	800	1,359.00	1,087,200	
伊藤忠商事	1,256,000	6,577.00	8,260,712,000	

丸紅	1,549,900	2,645.50	4,100,260,450	
高島	5,600	1,166.00	6,529,600	貸付有価証券 200株
長瀬産業	85,700	2,607.00	223,419,900	貸付有価証券 400株
蝶理	11,700	3,240.00	37,908,000	
豊田通商	163,700	9,398.00	1,538,452,600	
三共生興	25,900	743.00	19,243,700	
兼松	78,100	2,503.00	195,484,300	
ツカモトコーポレーショ ン	1,200	1,229.00	1,474,800	
三井物産	1,399,500	7,273.00	10,178,563,500	
日本紙パルプ商事	8,900	5,340.00	47,526,000	
カメイ	19,900	2,005.00	39,899,500	
東都水産	400	6,460.00	2,584,000	
ＯＵＧホールディングス	1,200	2,685.00	3,222,000	
スターゼン	12,900	2,672.00	34,468,800	
山善	56,600	1,338.00	75,730,800	貸付有価証券 21,100株（11,900 株）
椿本興業	11,600	2,111.00	24,487,600	
住友商事	1,130,900	3,781.00	4,275,932,900	
内田洋行	7,600	6,830.00	51,908,000	
三菱商事	3,587,900	3,477.00	12,475,128,300	
第一実業	17,600	1,897.00	33,387,200	
キャノンマーケティング ジャパン	43,300	4,271.00	184,934,300	
西華産業	7,300	3,860.00	28,178,000	
佐藤商事	13,000	1,680.00	21,840,000	
東京産業	17,000	647.00	10,999,000	貸付有価証券 3,500株
ユアサ商事	14,600	5,480.00	80,008,000	
神鋼商事	4,700	6,810.00	32,007,000	
トルク	4,400	250.00	1,100,000	貸付有価証券 700株
阪和興業	33,500	5,850.00	195,975,000	
正栄食品工業	12,400	4,390.00	54,436,000	貸付有価証券 5,800株
カナデン	14,000	1,534.00	21,476,000	
RYODEN	15,100	2,620.00	39,562,000	
岩谷産業	42,500	8,914.00	378,845,000	貸付有価証券

				6,000 株
ナイス	2,600	1,738.00	4,518,800	
ニチモウ	2,600	2,204.00	5,730,400	
極東貿易	11,200	1,931.00	21,627,200	貸付有価証券 500 株 (400 株)
アステナホールディングス	35,100	486.00	17,058,600	
三愛オブリ	43,600	2,047.00	89,249,200	貸付有価証券 2,400 株
稲畑産業	36,900	3,135.00	115,681,500	貸付有価証券 300 株
G S I クレオス	10,000	2,258.00	22,580,000	
明和産業	22,100	672.00	14,851,200	
クワザワホールディングス	3,000	1,019.00	3,057,000	貸付有価証券 900 株
ワキタ	30,900	1,509.00	46,628,100	貸付有価証券 11,700 株
東邦ホールディングス	51,700	3,677.00	190,100,900	貸付有価証券 22,700 株 (13,300 株)
サンゲツ	43,000	3,340.00	143,620,000	貸付有価証券 1,100 株
ミツウロコグループホールディングス	23,800	1,339.00	31,868,200	貸付有価証券 1,400 株
シナネンホールディングス	5,200	4,720.00	24,544,000	貸付有価証券 100 株
伊藤忠エネクス	46,300	1,538.00	71,209,400	
サンリオ	151,700	2,639.50	400,412,150	貸付有価証券 2,500 株
サンワテクノス	9,500	2,185.00	20,757,500	
新光商事	25,100	964.00	24,196,400	貸付有価証券 3,500 株 (2,500 株)
トーヨー	7,300	3,085.00	22,520,500	
三信電気	7,500	2,040.00	15,300,000	貸付有価証券 400 株
東陽テクニカ	18,900	1,479.00	27,953,100	
モスフードサービス	27,500	3,430.00	94,325,000	貸付有価証券 500 株
加賀電子	17,100	5,830.00	99,693,000	貸付有価証券 200 株
ソーダニッカ	15,800	1,122.00	17,727,600	貸付有価証券 200 株
立花エレテック	12,400	2,901.00	35,972,400	貸付有価証券 500 株
フォーバル	7,300	1,159.00	8,460,700	貸付有価証券 3,400 株
P A L T A C	25,200	4,532.00	114,206,400	

三谷産業	32,600	388.00	12,648,800	貸付有価証券 6,400株
太平洋興発	3,100	808.00	2,504,800	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	4,700	5,640.00	26,508,000	貸付有価証券 200株 (200株)
ヤマシタヘルスケアホー ルディングス	700	2,540.00	1,778,000	
コーア商事ホールディン グス	13,100	819.00	10,728,900	貸付有価証券 1,700株
K P P グループホールデ ィングス	48,400	726.00	35,138,400	貸付有価証券 3,100株
ヤマタネ	8,200	2,559.00	20,983,800	
丸紅建材リース	600	2,835.00	1,701,000	
泉州電業	8,700	5,590.00	48,633,000	
トラスコ中山	39,200	2,423.00	94,981,600	
オートバックスセブン	65,000	1,585.00	103,025,000	貸付有価証券 1,000株 (300株)
モリト	13,400	1,486.00	19,912,400	
加藤産業	23,100	4,545.00	104,989,500	
北恵	2,100	864.00	1,814,400	
イエローハット	29,700	2,068.00	61,419,600	
J Kホールディングス	14,300	1,034.00	14,786,200	
日伝	12,600	2,436.00	30,693,600	貸付有価証券 2,700株
北沢産業	5,000	341.00	1,705,000	貸付有価証券 100株 (100株)
杉本商事	9,000	2,148.00	19,332,000	
因幡電機産業	48,400	3,445.00	166,738,000	
東テク	18,700	3,150.00	58,905,000	貸付有価証券 800株
ミスミグループ本社	282,200	2,283.50	644,403,700	貸付有価証券 4,300株
アルテック	4,400	288.00	1,267,200	貸付有価証券 400株
タキヒヨー	2,000	1,194.00	2,388,000	貸付有価証券 700株 (100株)
蔵王産業	1,500	2,491.00	3,736,500	
スズケン	71,100	4,537.00	322,580,700	貸付有価証券 1,100株
ジェコス	11,200	1,093.00	12,241,600	
グローセル	4,700	747.00	3,510,900	
ローソン	39,700	10,355.00	411,093,500	
サンエー	14,300	4,795.00	68,568,500	貸付有価証券 300株

カワチ薬品	14,600	2,651.00	38,704,600	
エービーシー・マート	81,800	3,125.00	255,625,000	貸付有価証券 35,700 株
ハードオフコーポレーション	6,600	1,729.00	11,411,400	
アスクル	45,100	2,367.00	106,751,700	貸付有価証券 9,100 株 (600 株)
ゲオホールディングス	21,000	2,001.00	42,021,000	
アダストリア	22,600	3,400.00	76,840,000	貸付有価証券 4,500 株
ジーフット	6,700	284.00	1,902,800	貸付有価証券 400 株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,100	577.00	634,700	貸付有価証券 400 株
くら寿司	21,900	4,725.00	103,477,500	貸付有価証券 10,200 株
キャンドウ	6,600	2,779.00	18,341,400	貸付有価証券 400 株 (100 株)
I Kホールディングス	2,900	378.00	1,096,200	
パルグループホールディングス	36,700	1,886.00	69,216,200	貸付有価証券 6,000 株
エディオン	74,000	1,600.00	118,400,000	貸付有価証券 800 株
サーラコーポレーション	39,300	794.00	31,204,200	
ワッツ	3,900	721.00	2,811,900	貸付有価証券 1,000 株
ハローズ	8,500	4,530.00	38,505,000	
フジオフードグループ本社	21,000	1,404.00	29,484,000	貸付有価証券 9,900 株
あみやき亭	4,500	6,190.00	27,855,000	貸付有価証券 2,000 株
ひらまつ	19,700	274.00	5,397,800	貸付有価証券 7,000 株
大黒天物産	5,700	8,500.00	48,450,000	貸付有価証券 2,600 株
ハニーズホールディングス	16,600	1,689.00	28,037,400	貸付有価証券 7,800 株
ファーマライズホールディングス	1,900	649.00	1,233,100	
アルペン	15,400	2,043.00	31,462,200	貸付有価証券 7,200 株
ハブ	2,700	789.00	2,130,300	貸付有価証券 400 株 (400 株)
クオールホールディングス	25,700	1,775.00	45,617,500	貸付有価証券 200 株
ジンズホールディングス	11,100	3,285.00	36,463,500	貸付有価証券 5,200 株
ビックカメラ	99,400	1,577.00	156,753,800	貸付有価証券

				800 株
D C Mホールディングス	98,700	1,407.00	138,870,900	貸付有価証券 39,300 株
M o n o t a R O	264,900	1,915.00	507,283,500	貸付有価証券 58,700 株
東京一番フーズ	1,900	509.00	967,100	貸付有価証券 800 株
D Dグループ	5,400	1,204.00	6,501,600	貸付有価証券 2,000 株
きちりホールディングス	2,400	924.00	2,217,600	貸付有価証券 800 株
J. フロント リテイ リング	214,400	1,512.50	324,280,000	貸付有価証券 62,100 株
ドトール・日レスホール ディングス	33,100	2,091.00	69,212,100	貸付有価証券 1,000 株 (100 株)
マツキヨココカラ&カン パニー	339,900	2,273.00	772,592,700	貸付有価証券 7,100 株
ブロンコビリー	11,000	3,860.00	42,460,000	貸付有価証券 5,200 株
Z O Z O	119,100	3,417.00	406,964,700	貸付有価証券 55,800 株
トレジャー・ファクトリ ー	10,300	1,654.00	17,036,200	貸付有価証券 4,800 株
物語コーポレーション	31,200	4,305.00	134,316,000	貸付有価証券 11,100 株
三越伊勢丹ホールディン グス	314,800	2,330.00	733,484,000	
H a m e e	7,500	1,188.00	8,910,000	貸付有価証券 3,500 株 (900 株)
マーケットエンタープラ イズ	700	680.00	476,000	
ウエルシアホールディン グス	96,900	2,351.50	227,860,350	貸付有価証券 17,100 株 (200 株)
クリエイト S Dホールデ ィングス	26,500	3,385.00	89,702,500	貸付有価証券 6,800 株 (100 株)
丸善 C H I ホールディン グス	9,800	335.00	3,283,000	
ミサワ	1,700	621.00	1,055,700	
ティーライフ	1,100	1,389.00	1,527,900	貸付有価証券 400 株 (100 株)
エー・ピーホールディン グス	2,000	944.00	1,888,000	貸付有価証券 700 株
チムニー	2,600	1,294.00	3,364,400	貸付有価証券 900 株
シュッピン	16,900	1,180.00	19,942,000	貸付有価証券 5,600 株 (800 株)
オイシックス・ラ・大地	25,100	1,153.00	28,940,300	貸付有価証券 11,900 株 (7,400 株)
ネクステージ	42,700	2,757.00	117,723,900	貸付有価証券 16,600 株

ジョイフル本田	54,400	2,218.00	120,659,200	貸付有価証券 2,500株
鳥貴族ホールディングス	6,900	4,060.00	28,014,000	
ホットランド	14,300	2,165.00	30,959,500	貸付有価証券 4,300株
すかいらくホールディングス	255,400	2,239.00	571,840,600	貸付有価証券 7,900株
SFPホールディングス	9,000	1,992.00	17,928,000	貸付有価証券 4,400株
綿半ホールディングス	14,500	1,521.00	22,054,500	
ヨシックスホールディングス	3,800	2,748.00	10,442,400	貸付有価証券 400株 (400株)
ユナイテッド・スーパー マーケット・ホール	52,200	884.00	46,144,800	貸付有価証券 23,400株
ゴルフダイジェスト・オン ライン	8,400	582.00	4,888,800	貸付有価証券 2,000株
BEENOS	7,700	2,168.00	16,693,600	貸付有価証券 200株
あさひ	17,300	1,434.00	24,808,200	貸付有価証券 100株
日本調剤	12,300	1,520.00	18,696,000	貸付有価証券 5,000株
コスモス薬品	15,900	14,200.00	225,780,000	貸付有価証券 300株
トーエル	3,700	808.00	2,989,600	貸付有価証券 1,300株 (100株)
セブン&アイ・ホールデ ィングス	1,913,000	2,031.00	3,885,303,000	貸付有価証券 76,100株
クリエイト・レストラン ツ・ホールディング	126,500	1,085.00	137,252,500	貸付有価証券 60,300株
ツルハホールディングス	39,200	9,961.00	390,471,200	
サンマルクホールディン グス	15,000	2,107.00	31,605,000	
フェリシモ	1,900	906.00	1,721,400	貸付有価証券 100株
トリドールホールディン グス	52,400	3,775.00	197,810,000	貸付有価証券 8,300株 (1,200株)
TOKYO BASE	21,300	276.00	5,878,800	
ウイルプラスホールディ ングス	1,600	1,010.00	1,616,000	貸付有価証券 500株 (500株)
JMホールディングス	14,100	2,635.00	37,153,500	
サツドラホールディン グス	3,400	940.00	3,196,000	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
アレンザホールディン グス	14,000	1,070.00	14,980,000	
串カツ田中ホールディン グス	5,000	1,717.00	8,585,000	
バロックジャパンリミテ	14,500	759.00	11,005,500	貸付有価証券

ッド				6,800株(800株)
クスリのアオキホールディングス	56,200	2,821.50	158,568,300	
力の源ホールディングス	9,600	1,750.00	16,800,000	貸付有価証券 4,500株
FOOD & LIFE COMPANIE	99,700	3,024.00	301,492,800	
メディカルシステムネット ワーク	20,200	637.00	12,867,400	
一家ホールディングス	2,100	688.00	1,444,800	貸付有価証券 700株
ジャパクラフトホール ディングス	6,400	160.00	1,024,000	貸付有価証券 800株(100株)
はるやまホールディング ス	3,900	604.00	2,355,600	貸付有価証券 1,400株
ノジマ	54,200	1,811.00	98,156,200	
カップ・クリエイト	29,400	1,596.00	46,922,400	貸付有価証券 14,000株
ライトオン	6,300	400.00	2,520,000	貸付有価証券 3,200株
良品計画	204,000	2,455.50	500,922,000	貸付有価証券 61,800株
パリティホールディング ス	10,400	397.00	4,128,800	貸付有価証券 3,600株(600株)
アドヴァングループ	17,400	1,035.00	18,009,000	貸付有価証券 1,200株
アルビス	6,100	2,625.00	16,012,500	
コナカ	9,100	395.00	3,594,500	貸付有価証券 3,400株
ハウスオブローゼ	1,000	1,597.00	1,597,000	貸付有価証券 300株
G-7ホールディングス	20,400	1,375.00	28,050,000	
イオン北海道	55,200	914.00	50,452,800	貸付有価証券 300株
コジマ	30,900	837.00	25,863,300	貸付有価証券 12,300株
ヒマラヤ	2,600	915.00	2,379,000	貸付有価証券 200株
コーナン商事	22,900	4,410.00	100,989,000	貸付有価証券 2,100株
エコス	6,900	2,325.00	16,042,500	
ワタミ	19,700	926.00	18,242,200	
マルシェ	2,900	235.00	681,500	貸付有価証券 1,000株(200株)
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	377,400	3,757.00	1,417,891,800	貸付有価証券 300株
西松屋チェーン	36,800	2,134.00	78,531,200	

ゼンショーホールディングス	95,200	6,034.00	574,436,800	貸付有価証券 1,200株
幸楽苑ホールディングス	13,800	1,262.00	17,415,600	貸付有価証券 6,300株 (100株)
ハークスレイ	2,500	912.00	2,280,000	
サイゼリヤ	27,600	5,390.00	148,764,000	貸付有価証券 1,600株
V Tホールディングス	71,000	519.00	36,849,000	貸付有価証券 100株
魚力	6,500	2,390.00	15,535,000	
ポプラ	2,200	232.00	510,400	貸付有価証券 800株
フジ・コーポレーション	8,900	1,705.00	15,174,500	
ユナイテッドアローズ	21,900	1,804.00	39,507,600	
ハイデイ日高	27,700	2,765.00	76,590,500	貸付有価証券 100株
Y U - W A C r e a t i o n H o l d i	4,600	152.00	699,200	貸付有価証券 1,700株 (1,600株)
コロワイド	80,400	2,152.50	173,061,000	貸付有価証券 37,900株
壺番屋	73,800	1,109.00	81,844,200	貸付有価証券 10,200株
トップカルチャー	2,700	154.00	415,800	貸付有価証券 500株
P L A N T	1,800	1,810.00	3,258,000	
スギホールディングス	112,900	2,388.00	269,605,200	貸付有価証券 900株
薬王堂ホールディングス	9,100	2,826.00	25,716,600	貸付有価証券 100株
スクロール	27,800	918.00	25,520,400	
ヨンドシーホールディングス	17,700	1,855.00	32,833,500	貸付有価証券 7,500株
木曽路	28,300	2,499.00	70,721,700	貸付有価証券 10,600株
S R Sホールディングス	30,800	1,136.00	34,988,800	貸付有価証券 14,700株
千趣会	34,400	310.00	10,664,000	貸付有価証券 16,100株
リテールパートナーズ	27,700	1,688.00	46,757,600	貸付有価証券 400株
上新電機	18,500	2,507.00	46,379,500	
日本瓦斯	99,000	2,590.00	256,410,000	貸付有価証券 100株
ロイヤルホールディングス	32,900	2,465.00	81,098,500	貸付有価証券 16,000株
東天紅	600	903.00	541,800	貸付有価証券 200株

いなげや	18,200	1,238.00	22,531,600	貸付有価証券 100株
チヨダ	17,800	869.00	15,468,200	
ライフコーポレーション	19,600	3,960.00	77,616,000	貸付有価証券 800株
リンガーハット	24,100	2,336.00	56,297,600	貸付有価証券 11,400株 (2,300株)
MrMaxHD	23,500	651.00	15,298,500	
テンアライド	11,100	292.00	3,241,200	貸付有価証券 3,900株 (1,100株)
AOKIホールディングス	40,100	1,110.00	44,511,000	
オークワ	26,900	994.00	26,738,600	貸付有価証券 200株
コメリ	28,700	3,400.00	97,580,000	貸付有価証券 2,700株 (100株)
青山商事	39,900	1,597.00	63,720,300	貸付有価証券 3,000株
しまむら	43,900	7,429.00	326,133,100	貸付有価証券 2,900株
はせがわ	3,900	348.00	1,357,200	
高島屋	129,100	2,262.00	292,024,200	貸付有価証券 23,600株 (1,000株)
松屋	31,700	923.00	29,259,100	貸付有価証券 3,500株
エイチ・ツー・オー テイリング	82,700	1,835.00	151,754,500	貸付有価証券 1,200株
近鉄百貨店	8,000	2,201.00	17,608,000	貸付有価証券 1,900株
丸井グループ	124,000	2,407.00	298,468,000	貸付有価証券 2,700株
アクシアル リテイリング	51,000	1,064.00	54,264,000	
井筒屋	3,900	434.00	1,692,600	貸付有価証券 1,400株
イオン	633,400	3,322.00	2,104,154,800	貸付有価証券 133,300株
イズミ	33,100	3,663.00	121,245,300	貸付有価証券 100株
平和堂	31,200	2,430.00	75,816,000	貸付有価証券 500株
フジ	28,700	1,939.00	55,649,300	貸付有価証券 13,400株
ヤオコー	22,100	8,398.00	185,595,800	
ゼビオホールディングス	25,300	1,009.00	25,527,700	
ケーズホールディングス	125,500	1,490.50	187,057,750	貸付有価証券 15,000株 (6,300株)
Olympicグループ	3,700	511.00	1,890,700	

日産東京販売ホールディングス	12,300	544.00	6,691,200	貸付有価証券 100株
シルバーライフ	3,600	922.00	3,319,200	貸付有価証券 1,600株
Genky Drug Stores	8,200	6,040.00	49,528,000	貸付有価証券 2,600株
ナルミヤ・インターナショナル	1,300	1,344.00	1,747,200	貸付有価証券 100株 (100株)
ブックオフグループホールディングス	10,900	1,716.00	18,704,400	貸付有価証券 5,100株 (400株)
ギフトホールディングス	7,900	3,055.00	24,134,500	貸付有価証券 3,700株
アインホールディングス	25,700	5,925.00	152,272,500	貸付有価証券 12,000株 (100株)
元気寿司	10,600	2,976.00	31,545,600	貸付有価証券 4,900株
ヤマダホールディングス	574,700	449.20	258,155,240	貸付有価証券 800株
アークランズ	55,600	1,923.00	106,918,800	貸付有価証券 25,800株
ニトリホールディングス	68,000	21,480.00	1,460,640,000	貸付有価証券 3,700株
グルメ杵屋	15,100	1,067.00	16,111,700	貸付有価証券 7,200株
愛眼	6,100	187.00	1,140,700	貸付有価証券 2,200株
ケーユーホールディングス	8,700	1,118.00	9,726,600	
吉野家ホールディングス	68,800	2,891.00	198,900,800	貸付有価証券 29,800株
松屋フーズホールディングス	8,800	5,590.00	49,192,000	
サガミホールディングス	28,000	1,471.00	41,188,000	貸付有価証券 11,100株
関西フードマーケット	12,700	1,894.00	24,053,800	
王将フードサービス	13,800	7,630.00	105,294,000	
ミニストップ	13,600	1,531.00	20,821,600	貸付有価証券 400株
アークス	34,300	3,210.00	110,103,000	貸付有価証券 15,300株
パローホールディングス	35,700	2,443.00	87,215,100	貸付有価証券 1,200株
ベルク	9,300	7,660.00	71,238,000	貸付有価証券 400株
大庄	9,000	1,231.00	11,079,000	貸付有価証券 2,700株
ファーストリテイリング	84,100	41,450.00	3,485,945,000	貸付有価証券 800株
サンドラッグ	63,000	4,414.00	278,082,000	

サックスパー ホールディングス	15,800	863.00	13,635,400	貸付有価証券 6,000株
ヤマザワ	1,700	1,233.00	2,096,100	
やまや	1,700	3,045.00	5,176,500	貸付有価証券 600株
ベルーナ	45,000	622.00	27,990,000	貸付有価証券 7,900株
いよぎんホールディングス	207,000	1,180.00	244,260,000	
しずおかフィナンシャルグループ	386,400	1,460.00	564,144,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	146,400	1,314.50	192,442,800	貸付有価証券 1,300株
楽天銀行	60,500	3,275.00	198,137,500	貸付有価証券 1,200株
京都フィナンシャルグループ	220,400	2,768.50	610,177,400	貸付有価証券 5,100株
島根銀行	2,200	570.00	1,254,000	貸付有価証券 200株
じもとホールディングス	6,800	548.00	3,726,400	
めぶきフィナンシャルグループ	806,000	545.50	439,673,000	貸付有価証券 62,600株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,300	4,645.00	103,583,500	
九州フィナンシャルグループ	336,600	1,050.00	353,430,000	貸付有価証券 4,600株
ゆうちょ銀行	1,911,300	1,562.50	2,986,406,250	貸付有価証券 17,800株
富山第一銀行	55,200	913.00	50,397,600	貸付有価証券 7,500株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	933,300	833.10	777,532,230	貸付有価証券 7,900株
西日本フィナンシャルホールディングス	98,100	1,939.00	190,215,900	貸付有価証券 2,700株
三十三フィナンシャルグループ	15,600	2,029.00	31,652,400	貸付有価証券 700株
第四北越フィナンシャルグループ	27,300	4,435.00	121,075,500	貸付有価証券 200株
ひろぎんホールディングス	247,600	1,101.00	272,607,600	貸付有価証券 23,300株
おきなわフィナンシャルグループ	14,800	2,598.00	38,450,400	
十六フィナンシャルグループ	22,500	4,625.00	104,062,500	貸付有価証券 800株
北國フィナンシャルホールディングス	18,300	5,450.00	99,735,000	貸付有価証券 600株
プロクレアホールディングス	19,900	1,831.00	36,436,900	貸付有価証券 400株
あいちフィナンシャルグループ	26,800	3,175.00	85,090,000	

ループ				
あおぞら銀行	125,000	2,463.00	307,875,000	貸付有価証券 59,500株 (3,200株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,592,600	1,546.00	16,376,159,600	貸付有価証券 298,800株
りそなホールディングス	2,011,600	996.10	2,003,754,760	貸付有価証券 69,200株
三井住友トラスト・ホールディングス	625,100	3,243.00	2,027,199,300	貸付有価証券 8,100株
三井住友フィナンシャルグループ	1,236,700	8,699.00	10,758,053,300	
千葉銀行	484,700	1,323.00	641,258,100	貸付有価証券 14,700株
群馬銀行	337,500	917.40	309,622,500	貸付有価証券 45,100株
武蔵野銀行	24,300	2,990.00	72,657,000	貸付有価証券 1,200株
千葉興業銀行	32,900	1,113.00	36,617,700	貸付有価証券 2,300株
筑波銀行	76,300	298.00	22,737,400	貸付有価証券 800株
七十七銀行	50,600	4,265.00	215,809,000	
秋田銀行	11,700	1,964.00	22,978,800	貸付有価証券 300株
山形銀行	19,300	1,147.00	22,137,100	貸付有価証券 200株
岩手銀行	11,000	2,413.00	26,543,000	
東邦銀行	137,600	336.00	46,233,600	貸付有価証券 5,800株
東北銀行	3,800	1,174.00	4,461,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	151,500	4,188.00	634,482,000	貸付有価証券 3,700株
スルガ銀行	153,300	954.00	146,248,200	貸付有価証券 27,900株
八十二銀行	373,200	1,033.50	385,702,200	
山梨中央銀行	19,500	1,753.00	34,183,500	
大垣共立銀行	33,200	2,224.00	73,836,800	貸付有価証券 1,700株
福井銀行	15,500	1,852.00	28,706,000	貸付有価証券 1,000株
清水銀行	6,900	1,574.00	10,860,600	
富山銀行	1,300	1,862.00	2,420,600	貸付有価証券 400株
滋賀銀行	28,900	4,075.00	117,767,500	貸付有価証券 1,400株
南都銀行	26,200	3,015.00	78,993,000	
百五銀行	163,600	642.00	105,031,200	貸付有価証券

				6,900株
紀陽銀行	62,200	1,780.00	110,716,000	貸付有価証券 1,700株
ほくほくフィナンシャル グループ	107,600	1,897.00	204,117,200	貸付有価証券 13,400株
山陰合同銀行	108,900	1,171.00	127,521,900	貸付有価証券 2,500株
鳥取銀行	2,700	1,381.00	3,728,700	貸付有価証券 200株
百十四銀行	17,100	2,879.00	49,230,900	貸付有価証券 200株
四国銀行	25,500	1,125.00	28,687,500	
阿波銀行	24,400	2,486.00	60,658,400	貸付有価証券 3,200株
大分銀行	10,500	2,893.00	30,376,500	貸付有価証券 100株
宮崎銀行	10,500	2,789.00	29,284,500	
佐賀銀行	10,200	2,070.00	21,114,000	
琉球銀行	37,000	1,153.00	42,661,000	
セブン銀行	545,200	279.70	152,492,440	貸付有価証券 256,000株 (3,600 株)
みずほフィナンシャルグ ループ	2,347,800	3,019.00	7,088,008,200	
高知銀行	2,600	938.00	2,438,800	
山口フィナンシャルグル ープ	170,600	1,580.50	269,633,300	貸付有価証券 11,300株
名古屋銀行	11,100	6,630.00	73,593,000	貸付有価証券 900株
北洋銀行	263,500	453.00	119,365,500	貸付有価証券 18,800株
大光銀行	2,500	1,452.00	3,630,000	
愛媛銀行	23,400	1,141.00	26,699,400	
トマト銀行	2,800	1,212.00	3,393,600	
京葉銀行	71,600	752.00	53,843,200	
栃木銀行	86,900	351.00	30,501,900	貸付有価証券 2,600株
北日本銀行	5,700	2,387.00	13,605,900	
東和銀行	31,900	659.00	21,022,100	
福島銀行	8,100	316.00	2,559,600	貸付有価証券 2,800株 (1,200株)
大東銀行	3,400	723.00	2,458,200	貸付有価証券 1,100株
トモニホールディングス	164,600	418.00	68,802,800	
フィデアホールディング ス	18,000	1,534.00	27,612,000	貸付有価証券 300株

池田泉州ホールディングス	241,300	388.00	93,624,400	貸付有価証券 13,600株 (4,600株)
F P G	58,800	2,204.00	129,595,200	
ジャパンインベストメントアドバイザー	28,200	1,053.00	29,694,600	貸付有価証券 200株
マーキュリアホールディングス	4,000	1,000.00	4,000,000	
S B I ホールディングス	256,400	3,750.00	961,500,000	貸付有価証券 4,000株
日本アジア投資	5,700	221.00	1,259,700	貸付有価証券 100株 (100株)
ジャフコ グループ	51,800	1,718.50	89,018,300	貸付有価証券 6,900株
大和証券グループ本社	1,347,400	1,110.00	1,495,614,000	
野村ホールディングス	2,925,000	897.30	2,624,602,500	貸付有価証券 100株
岡三証券グループ	152,700	753.00	114,983,100	貸付有価証券 46,700株
丸三証券	57,900	1,028.00	59,521,200	貸付有価証券 3,700株
東洋証券	46,200	364.00	16,816,800	貸付有価証券 2,800株 (1,700株)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	206,500	569.00	117,498,500	貸付有価証券 10,700株
光世証券	1,800	695.00	1,251,000	貸付有価証券 500株 (400株)
水戸証券	51,400	485.00	24,929,000	
いちよし証券	32,600	813.00	26,503,800	
松井証券	85,600	815.00	69,764,000	貸付有価証券 2,000株
マネックスグループ	170,400	826.00	140,750,400	貸付有価証券 26,200株
極東証券	23,800	1,544.00	36,747,200	貸付有価証券 9,600株
岩井コスモホールディングス	19,800	2,210.00	43,758,000	
アイザワ証券グループ	25,100	1,310.00	32,881,000	貸付有価証券 900株
マネーパートナーズグループ	8,000	281.00	2,248,000	貸付有価証券 2,100株
スパークス・グループ	19,400	1,775.00	34,435,000	
小林洋行	3,300	345.00	1,138,500	貸付有価証券 1,200株
かんぽ生命保険	177,100	2,925.50	518,106,050	貸付有価証券 400株
F P パートナー	3,500	5,430.00	19,005,000	貸付有価証券 1,600株
S O M P O ホールディング	785,000	3,039.00	2,385,615,000	貸付有価証券

グス				39,000株
アニコム ホールディングス	59,100	563.00	33,273,300	貸付有価証券 100株
MS & ADインシュアランスグループホール	1,168,300	2,730.00	3,189,459,000	貸付有価証券 24,800株
第一生命ホールディングス	849,800	3,489.00	2,964,952,200	貸付有価証券 78,300株
東京海上ホールディングス	1,719,200	4,740.00	8,149,008,000	
T & Dホールディングス	467,100	2,528.50	1,181,062,350	貸付有価証券 400株
アドバンスクリエイト	10,100	1,050.00	10,605,000	貸付有価証券 100株
N E X Y Z . G r o u p	2,500	637.00	1,592,500	
全国保証	45,500	5,500.00	250,250,000	貸付有価証券 9,500株
あんしん保証	3,300	227.00	749,100	貸付有価証券 100株
ジェイリース	10,400	1,238.00	12,875,200	
イントラスト	3,000	848.00	2,544,000	
日本モーゲージサービス	4,300	493.00	2,119,900	貸付有価証券 1,500株
C a s a	3,000	826.00	2,478,000	貸付有価証券 900株
S B I アルヒ	16,700	844.00	14,094,800	
プレミアグループ	29,400	1,958.00	57,565,200	
ネットプロテクションズ ホールディングス	57,800	204.00	11,791,200	
クレディセゾン	110,200	2,947.00	324,759,400	貸付有価証券 6,400株
芙蓉総合リース	16,000	13,525.00	216,400,000	貸付有価証券 600株
みずほリース	145,600	1,092.00	158,995,200	貸付有価証券 2,800株
東京センチュリー	130,000	1,548.00	201,240,000	貸付有価証券 6,200株
日本証券金融	63,900	1,557.00	99,492,300	
アイフル	256,000	489.00	125,184,000	貸付有価証券 12,200株 (11,300株)
リコーリース	16,500	5,170.00	85,305,000	貸付有価証券 1,700株
イオンフィナンシャルサービス	99,900	1,307.00	130,569,300	貸付有価証券 43,000株
アコム	310,400	394.20	122,359,680	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	18,500	5,530.00	102,305,000	

オリエントコーポレーション	56,800	1,036.00	58,844,800	貸付有価証券 8,700株
オリックス	1,043,100	3,183.00	3,320,187,300	
三菱HCキャピタル	775,000	1,018.00	788,950,000	貸付有価証券 1,200株
九州リースサービス	3,100	1,296.00	4,017,600	貸付有価証券 400株
日本取引所グループ	448,400	3,794.00	1,701,229,600	
イー・ギャランティ	28,300	1,730.00	48,959,000	
アサックス	3,500	749.00	2,621,500	
NECキャピタルソリューション	8,500	3,680.00	31,280,000	貸付有価証券 100株
r o b o t h o m e	48,100	154.00	7,407,400	貸付有価証券 500株
大東建託	63,700	16,995.00	1,082,581,500	貸付有価証券 4,800株
いちご	200,300	438.00	87,731,400	貸付有価証券 91,700株 (6,400株)
日本駐車場開発	184,100	201.00	37,004,100	貸付有価証券 79,900株 (300株)
スター・マイカ・ホールディングス	20,200	606.00	12,241,200	
SREホールディングス	7,500	3,585.00	26,887,500	貸付有価証券 3,500株
ADワークスグループ	19,600	236.00	4,625,600	貸付有価証券 2,900株 (2,400株)
ヒューリック	405,700	1,489.00	604,087,300	貸付有価証券 51,500株
野村不動産ホールディングス	96,800	4,168.00	403,462,400	貸付有価証券 1,600株
三重交通グループホールディングス	37,200	600.00	22,320,000	貸付有価証券 17,700株 (900株)
サムティ	27,700	2,646.00	73,294,200	
ディア・ライフ	29,700	1,017.00	30,204,900	
コーセーアールイー	2,500	776.00	1,940,000	貸付有価証券 900株 (900株)
地主	13,300	2,488.00	33,090,400	
プレサンスコーポレーション	27,600	1,755.00	48,438,000	貸付有価証券 6,100株
ハウスコム	1,200	921.00	1,105,200	
JPMC	10,100	1,290.00	13,029,000	
サンセイランディック	2,300	1,040.00	2,392,000	
エストラスト	800	754.00	603,200	
フージャースホールディングス	26,800	1,072.00	28,729,600	
オープンハウスグループ	63,700	4,592.00	292,510,400	貸付有価証券

				500 株
東急不動産ホールディングス	522,900	1,137.00	594,537,300	貸付有価証券 3,300 株
飯田グループホールディングス	166,700	2,008.00	334,733,600	貸付有価証券 63,000 株
イーランド	1,200	1,518.00	1,821,600	
ムゲンエステート	5,100	1,395.00	7,114,500	貸付有価証券 100 株
ビーロット	5,300	1,012.00	5,363,600	
ファーストブラザーズ	1,500	1,262.00	1,893,000	貸付有価証券 500 株
And Doホールディングス	10,500	1,242.00	13,041,000	貸付有価証券 4,900 株
シーアールイー	9,700	1,354.00	13,133,800	
ケイアイスター不動産	8,400	3,745.00	31,458,000	貸付有価証券 2,900 株 (1,500 株)
アグレ都市デザイン	1,400	1,470.00	2,058,000	貸付有価証券 500 株
グッドコムアセット	16,100	809.00	13,024,900	貸付有価証券 7,500 株 (900 株)
ジェイ・エス・ビー	8,600	2,636.00	22,669,600	
ロードスターキャピタル	11,300	3,025.00	34,182,500	貸付有価証券 1,400 株
テンポイノベーション	2,300	914.00	2,102,200	貸付有価証券 800 株
グローバル・リンク・マネジメント	1,500	2,660.00	3,990,000	
フェイスネットワーク	2,100	1,445.00	3,034,500	貸付有価証券 200 株
霞ヶ関キャピタル	4,700	15,960.00	75,012,000	貸付有価証券 2,200 株 (1,300 株)
パーク 2 4	113,000	1,772.50	200,292,500	貸付有価証券 16,100 株 (12,900 株)
パラカ	6,200	1,951.00	12,096,200	
ミガロホールディングス	1,200	2,516.00	3,019,200	貸付有価証券 400 株
三井不動産	2,413,100	1,585.00	3,824,763,500	貸付有価証券 100,400 株
三菱地所	1,137,000	2,793.50	3,176,209,500	貸付有価証券 800 株
平和不動産	28,200	4,120.00	116,184,000	
東京建物	152,000	2,590.50	393,756,000	貸付有価証券 3,300 株
京阪神ビルディング	32,500	1,535.00	49,887,500	貸付有価証券 500 株
住友不動産	251,500	5,467.00	1,374,950,500	貸付有価証券 6,200 株

デーオーシー	31,000	799.00	24,769,000	貸付有価証券 100株
レオパレス21	174,000	495.00	86,130,000	貸付有価証券 29,000株
スターツコーポレーション	25,000	3,530.00	88,250,000	
フジ住宅	21,900	735.00	16,096,500	
空港施設	24,500	614.00	15,043,000	
明和地所	9,900	976.00	9,662,400	貸付有価証券 4,500株（500株）
ゴールドクレスト	14,200	2,408.00	34,193,600	貸付有価証券 400株
エスリード	8,200	3,310.00	27,142,000	貸付有価証券 3,800株
日神グループホールディングス	27,900	534.00	14,898,600	貸付有価証券 100株
日本エスコン	32,600	1,002.00	32,665,200	貸付有価証券 1,600株
MIRARTHホールディングス	79,900	483.00	38,591,700	
AVANTIA	4,300	815.00	3,504,500	貸付有価証券 1,500株
イオンモール	90,200	1,792.00	161,638,400	貸付有価証券 42,300株（1,100株）
毎日コムネット	2,900	798.00	2,314,200	貸付有価証券 400株（400株）
ファースト住建	3,100	1,124.00	3,484,400	貸付有価証券 1,000株
カチタス	46,700	1,824.00	85,180,800	貸付有価証券 3,700株
トーセイ	28,900	2,396.00	69,244,400	貸付有価証券 800株
穴吹興産	1,800	2,144.00	3,859,200	貸付有価証券 500株（500株）
サンフロンティア不動産	25,800	1,914.00	49,381,200	
FJネクストホールディングス	18,300	1,329.00	24,320,700	貸付有価証券 100株
インテリックス	1,900	581.00	1,103,900	
ランドビジネス	2,800	265.00	742,000	貸付有価証券 200株（100株）
サンネクスタグループ	2,600	1,029.00	2,675,400	
グランディハウス	13,000	597.00	7,761,000	貸付有価証券 1,300株
日本空港ビルデング	61,500	5,560.00	341,940,000	貸付有価証券 2,300株
明豊ファシリティワークス	4,100	857.00	3,513,700	
LIFULL	62,100	161.00	9,998,100	貸付有価証券

				19,900株 (1,900株)
M I X I	39,000	2,494.00	97,266,000	貸付有価証券 8,400株
ジェイエイシーリクルー トメント	65,600	760.00	49,856,000	
日本M&Aセンターホー ルディングス	289,300	860.40	248,913,720	貸付有価証券 19,500株
メンバーズ	6,200	880.00	5,456,000	貸付有価証券 2,000株
中広	1,300	418.00	543,400	貸付有価証券 400株
U T グループ	23,400	3,370.00	78,858,000	
アイティメディア	6,900	1,778.00	12,268,200	貸付有価証券 2,700株
ケアネット	27,900	581.00	16,209,900	貸付有価証券 7,100株 (1,900株)
E・Jホールディングス	10,600	1,788.00	18,952,800	
オープンアップグループ	54,500	2,037.00	111,016,500	貸付有価証券 25,300株
コシダカホールディング ス	54,400	926.00	50,374,400	貸付有価証券 2,800株
アルトナー	3,400	2,100.00	7,140,000	
パソナグループ	22,000	2,141.00	47,102,000	貸付有価証券 10,300株 (9,700株)
C D S	2,000	1,777.00	3,554,000	
リンクアンドモチベーシ ョン	52,300	494.00	25,836,200	貸付有価証券 4,500株 (600株)
エス・エム・エス	63,600	2,283.50	145,230,600	貸付有価証券 2,000株
サニーサイドアップグル ープ	2,800	697.00	1,951,600	
パーソルホールディング ス	1,848,100	214.90	397,156,690	貸付有価証券 4,700株
リニカル	5,200	396.00	2,059,200	貸付有価証券 900株
クックパッド	49,700	177.00	8,796,900	貸付有価証券 23,200株 (5,300株)
エスクリ	3,300	287.00	947,100	貸付有価証券 1,200株
アイ・ケイ・ケイホール ディングス	4,000	801.00	3,204,000	貸付有価証券 1,400株
学情	9,200	1,744.00	16,044,800	貸付有価証券 4,300株
スタジオアリス	9,100	2,002.00	18,218,200	貸付有価証券 4,300株 (200株)
エプコ	2,200	819.00	1,801,800	貸付有価証券 100株 (100株)
N J S	4,000	3,070.00	12,280,000	貸付有価証券

				1,800株
総合警備保障	303,300	854.20	259,078,860	
カカクコム	117,800	1,779.00	209,566,200	
アイロムグループ	7,300	1,796.00	13,110,800	
セントケア・ホールディング	13,200	852.00	11,246,400	貸付有価証券 4,800株
サイネックス	1,400	755.00	1,057,000	貸付有価証券 400株
ルネサンス	14,100	1,002.00	14,128,200	貸付有価証券 6,600株
ディップ	27,800	2,756.00	76,616,800	貸付有価証券 11,900株
デジタルホールディングス	9,400	1,113.00	10,462,200	貸付有価証券 500株
新日本科学	16,500	1,433.00	23,644,500	貸付有価証券 7,700株（600株）
キャリアデザインセンター	1,700	1,830.00	3,111,000	
エムスリー	358,800	1,861.00	667,726,800	貸付有価証券 10,100株
ツカダ・グローバルホールディング	5,200	442.00	2,298,400	貸付有価証券 200株
プラス	900	711.00	639,900	貸付有価証券 300株
ウェルネット	7,200	549.00	3,952,800	貸付有価証券 500株
ワールドホールディングス	8,200	2,348.00	19,253,600	
ディー・エヌ・エー	64,500	1,538.00	99,201,000	貸付有価証券 6,000株
博報堂D Yホールディングス	231,500	1,445.00	334,517,500	貸付有価証券 18,500株
ぐるなび	33,800	327.00	11,052,600	貸付有価証券 10,700株（4,800株）
タカミヤ	24,600	526.00	12,939,600	
ファンコミュニケーションズ	25,400	402.00	10,210,800	貸付有価証券 4,500株
ライク	6,800	1,706.00	11,600,800	貸付有価証券 3,100株
A o b a - B B T	3,000	379.00	1,137,000	貸付有価証券 1,000株
エスプール	52,200	305.00	15,921,000	貸付有価証券 17,100株（8,500株）
W D Bホールディングス	9,300	2,154.00	20,032,200	
ティア	4,800	458.00	2,198,400	
C D G	900	1,280.00	1,152,000	
アドウェイズ	25,000	436.00	10,900,000	貸付有価証券

				200 株
バリューコマース	15,900	1,028.00	16,345,200	貸付有価証券 7,400 株 (1,000 株)
インフォマート	188,500	377.00	71,064,500	貸付有価証券 500 株
J Pホールディングス	46,400	488.00	22,643,200	
C Lホールディングス	4,300	1,341.00	5,766,300	貸付有価証券 2,000 株
プレステージ・インター ナショナル	85,000	669.00	56,865,000	貸付有価証券 9,100 株
アミューズ	11,100	1,586.00	17,604,600	貸付有価証券 1,500 株
ドリームインキュベータ	6,200	2,361.00	14,638,200	
クイック	12,600	2,379.00	29,975,400	
T A C	3,900	180.00	702,000	貸付有価証券 300 株
電通グループ	178,400	4,212.00	751,420,800	貸付有価証券 1,700 株
テイクアンドギヴ・ニーズ	7,000	1,053.00	7,371,000	
ぴあ	6,200	3,015.00	18,693,000	
イオンファンタジー	6,500	2,269.00	14,748,500	貸付有価証券 3,200 株
シーティーエス	22,900	734.00	16,808,600	
H. U. グループホール ディングス	53,100	2,389.50	126,882,450	貸付有価証券 2,200 株
アルプス技研	17,200	2,681.00	46,113,200	
日本空調サービス	19,500	889.00	17,335,500	
オリエンタルランド	960,800	4,645.00	4,462,916,000	貸付有価証券 38,200 株
ダスキン	40,400	3,258.00	131,623,200	
明光ネットワークジャ パン	22,000	707.00	15,554,000	貸付有価証券 200 株
ファルコホールディング ス	8,000	2,203.00	17,624,000	
秀英予備校	1,800	300.00	540,000	貸付有価証券 600 株
ラウンドワン	170,900	713.00	121,851,700	
リゾートトラスト	78,800	2,616.50	206,180,200	
ビー・エム・エル	22,300	2,954.00	65,874,200	
リソー教育	92,800	271.00	25,148,800	貸付有価証券 43,600 株 (5,500 株)
早稲田アカデミー	10,000	1,517.00	15,170,000	貸付有価証券 4,700 株 (200 株)
ユー・エス・エス	407,300	1,234.50	502,811,850	貸付有価証券 2,600 株

東京個別指導学院	21,500	404.00	8,686,000	貸付有価証券 600 株
サイバーエージェント	401,200	1,032.00	414,038,400	貸付有価証券 21,400 株
楽天グループ	1,557,000	760.80	1,184,565,600	貸付有価証券 110,800 株
クリーク・アンド・リバー社	9,100	1,631.00	14,842,100	貸付有価証券 2,000 株
SBI グローバルアセットマネジメント	35,500	687.00	24,388,500	貸付有価証券 100 株
テー・オー・ダブリュー	35,600	362.00	12,887,200	
山田コンサルティンググループ	7,900	1,895.00	14,970,500	
セントラルスポーツ	6,800	2,430.00	16,524,000	貸付有価証券 3,200 株
フルキャストホールディングス	17,300	1,465.00	25,344,500	
エン・ジャパン	29,600	2,740.00	81,104,000	貸付有価証券 3,200 株 (300 株)
リソルホールディングス	700	5,110.00	3,577,000	
テクノプロ・ホールディングス	106,300	2,850.00	302,955,000	
アトラグループ	2,400	164.00	393,600	貸付有価証券 900 株
アイ・アールジャパンホールディングス	9,400	1,175.00	11,045,000	貸付有価証券 1,900 株 (700 株)
KeePer 技研	11,200	4,420.00	49,504,000	貸付有価証券 2,600 株 (800 株)
ファーストロジック	1,900	505.00	959,500	
三機サービス	1,400	1,348.00	1,887,200	
Gunosy	14,400	759.00	10,929,600	貸付有価証券 3,200 株 (300 株)
デザインワン・ジャパン	2,000	132.00	264,000	貸付有価証券 800 株
イー・ガーディアン	6,900	1,363.00	9,404,700	貸付有価証券 700 株
リブセンス	3,700	222.00	821,400	
ジャパンマテリアル	55,600	2,186.00	121,541,600	
ベクトル	22,300	1,244.00	27,741,200	貸付有価証券 1,200 株
ウチヤマホールディングス	3,400	348.00	1,183,200	貸付有価証券 1,200 株
チャーム・ケア・コーポレーション	15,100	1,472.00	22,227,200	
キャリアリンク	6,700	2,422.00	16,227,400	
I B J	13,900	525.00	7,297,500	貸付有価証券 2,000 株

アサンテ	9,000	1,627.00	14,643,000	貸付有価証券 2,500株
バリューHR	15,900	1,306.00	20,765,400	貸付有価証券 5,200株
M&Aキャピタルパート ナーズ	14,700	2,088.00	30,693,600	貸付有価証券 3,100株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	7,200	1,017.00	7,322,400	
E R I ホールディングス	2,300	2,209.00	5,080,700	
アビスト	1,300	3,125.00	4,062,500	
シグマクシス・ホールデ ィングス	23,800	1,564.00	37,223,200	
ウィルグループ	15,200	1,060.00	16,112,000	貸付有価証券 500株
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	9,700	140.00	1,358,000	貸付有価証券 200株
メドピア	15,900	694.00	11,034,600	貸付有価証券 2,100株
レアジョブ	1,600	681.00	1,089,600	貸付有価証券 500株
リクルートホールディン グス	1,344,100	6,308.00	8,478,582,800	貸付有価証券 100株
エラン	24,000	903.00	21,672,000	貸付有価証券 300株
土木管理総合試験所	3,800	324.00	1,231,200	
日本郵政	2,133,400	1,454.50	3,103,030,300	
ベルシステム24ホール ディングス	19,500	1,509.00	29,425,500	貸付有価証券 800株 (800株)
鎌倉新書	15,500	516.00	7,998,000	貸付有価証券 7,700株 (200株)
SMN	1,600	358.00	572,800	貸付有価証券 500株
一蔵	1,000	560.00	560,000	貸付有価証券 300株
グローバルキッズCOM PANY	1,500	644.00	966,000	貸付有価証券 400株
エアトリ	13,300	1,460.00	19,418,000	貸付有価証券 6,200株
アトラエ	10,200	418.00	4,263,600	貸付有価証券 4,700株 (1,600株)
ストライク	7,700	4,655.00	35,843,500	貸付有価証券 300株
ソラスト	50,000	491.00	24,550,000	
セラク	5,500	1,022.00	5,621,000	貸付有価証券 100株
インソース	39,400	739.00	29,116,600	貸付有価証券 9,000株 (2,100株)
ベイカレント・コンサル	133,400	3,284.00	438,085,600	貸付有価証券

ディング				30,700 株
Orchestra Holdings	3,900	960.00	3,744,000	
アイモバイル	23,000	381.00	8,763,000	貸付有価証券 1,400 株
キャリアインデックス	2,800	174.00	487,200	貸付有価証券 1,100 株 (700 株)
MS-Japan	6,600	1,206.00	7,959,600	
船場	1,700	1,271.00	2,160,700	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	58,800	2,441.00	143,530,800	貸付有価証券 1,100 株
フルテック	1,100	1,112.00	1,223,200	
グリーンズ	2,900	2,088.00	6,055,200	
ツナググループ・ホールディングス	2,300	634.00	1,458,200	
GameWith	3,400	249.00	846,600	貸付有価証券 1,100 株 (100 株)
MS&Consulting	1,100	594.00	653,400	
ウェルビー	9,100	1,087.00	9,891,700	貸付有価証券 400 株 (400 株)
エル・ティー・エス	2,100	2,347.00	4,928,700	
ミダックホールディングス	11,000	1,427.00	15,697,000	貸付有価証券 1,900 株
キュービーネットホールディングス	10,400	1,139.00	11,845,600	貸付有価証券 200 株
RPAホールディングス	24,700	249.00	6,150,300	貸付有価証券 7,800 株 (3,100 株)
スプリックス	2,300	790.00	1,817,000	
マネジメントソリューションズ	7,800	1,650.00	12,870,000	貸付有価証券 3,600 株 (700 株)
プロレド・パートナーズ	4,400	479.00	2,107,600	
and factory	2,400	310.00	744,000	貸付有価証券 900 株
テノ.ホールディングス	1,000	439.00	439,000	
フロンティア・マネジメント	4,600	1,497.00	6,886,200	
ピアラ	1,500	290.00	435,000	貸付有価証券 200 株
コプロ・ホールディングス	2,600	1,530.00	3,978,000	
ギークス	1,100	520.00	572,000	貸付有価証券 400 株
アンビスホールディングス	19,400	2,352.00	45,628,800	貸付有価証券 4,300 株
カープスホールディングス	49,600	759.00	37,646,400	貸付有価証券 1,100 株

フォーラムエンジニアリング	24,700	922.00	22,773,400	貸付有価証券 200 株
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,200	1,066.00	6,609,200	貸付有価証券 500 株 (500 株)
ダイレクトマーケティング ミックス	18,700	250.00	4,675,000	貸付有価証券 8,700 株 (2,300 株)
ポピンズ	2,700	1,272.00	3,434,400	貸付有価証券 300 株
L I T A L I C O	14,100	1,875.00	26,437,500	貸付有価証券 2,800 株
コンフィデンス・インター ワークス	700	1,524.00	1,066,800	
アドバンテッジリスクマ ネジメント	4,100	393.00	1,611,300	貸付有価証券 400 株
リログループ	91,000	1,319.00	120,029,000	
東祥	12,700	697.00	8,851,900	貸付有価証券 5,600 株
I D & E ホールディング ス	11,000	4,380.00	48,180,000	
ビーウィズ	3,700	1,920.00	7,104,000	貸付有価証券 1,700 株 (400 株)
T R E ホールディングス	34,700	1,240.00	43,028,000	貸付有価証券 2,200 株
人・夢・技術グループ	6,800	1,665.00	11,322,000	
N I S S O ホールディング ス	15,700	816.00	12,811,200	貸付有価証券 7,500 株
大栄環境	33,000	2,630.00	86,790,000	貸付有価証券 500 株
日本管財ホールディング ス	19,000	2,547.00	48,393,000	
M & A 総研ホールディング ス	8,700	5,140.00	44,718,000	
エイチ・アイ・エス	52,700	1,767.00	93,120,900	貸付有価証券 21,400 株 (19,500 株)
ラックランド	8,200	1,844.00	15,120,800	貸付有価証券 3,900 株 (100 株)
共立メンテナンス	57,000	3,372.00	192,204,000	貸付有価証券 4,000 株 (200 株)
イチネンホールディング ス	19,200	1,660.00	31,872,000	
建設技術研究所	9,400	4,640.00	43,616,000	
スペース	11,900	1,028.00	12,233,200	
燦ホールディングス	17,000	1,068.00	18,156,000	
スバル興業	5,600	2,758.00	15,444,800	
東京テアトル	3,000	1,117.00	3,351,000	貸付有価証券 300 株 (100 株)
タナベコンサルティング	6,200	980.00	6,076,000	

グループ				
ナガワ	5,700	7,020.00	40,014,000	貸付有価証券 2,700株
東京都競馬	15,200	4,320.00	65,664,000	貸付有価証券 4,500株（1,900株）
常磐興産	3,000	1,201.00	3,603,000	貸付有価証券 1,100株
カナモト	28,100	2,676.00	75,195,600	
ニシオホールディングス	16,900	3,755.00	63,459,500	貸付有価証券 700株
トランス・コスモス	22,600	3,215.00	72,659,000	貸付有価証券 1,700株
乃村工藝社	79,200	855.00	67,716,000	貸付有価証券 100株
藤田観光	7,300	6,800.00	49,640,000	貸付有価証券 3,400株（100株）
KNT-CTホールディングス	10,800	1,244.00	13,435,200	貸付有価証券 500株
トーカイ	16,100	2,104.00	33,874,400	貸付有価証券 200株
白洋舎	1,200	2,591.00	3,109,200	貸付有価証券 400株
セコム	184,900	11,010.00	2,035,749,000	
セントラル警備保障	9,800	2,701.00	26,469,800	
丹青社	35,200	874.00	30,764,800	
メイテックグループホールディングス	65,400	2,865.50	187,403,700	
応用地質	16,900	2,364.00	39,951,600	
船井総研ホールディングス	36,300	2,352.00	85,377,600	
進学会ホールディングス	2,100	244.00	512,400	貸付有価証券 700株
オオバ	5,500	1,086.00	5,973,000	貸付有価証券 2,000株
いであ	2,200	2,247.00	4,943,400	
学究社	7,200	2,151.00	15,487,200	
ベネッセホールディングス	20,300	2,590.00	52,577,000	
イオンディライト	19,500	3,705.00	72,247,500	貸付有価証券 500株
ナック	15,400	522.00	8,038,800	貸付有価証券 7,000株
ダイセキ	37,000	2,977.00	110,149,000	貸付有価証券 16,200株
ステップ	6,600	1,940.00	12,804,000	
小計	銘柄数：2,125		663,771,575,540	

		組入時価比率：97.6%			100.0%	
合計					663,771,575,540	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	16,596,588,048	—	16,217,670,000	△379,219,503
合計	16,596,588,048	—	16,217,670,000	△379,219,503

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSCI－KOKUSAI マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024 年 4 月 22 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	2,784,126,576
コール・ローン	4,470,404,346
株式	2,167,757,103,000
投資証券	40,748,975,656
派生商品評価勘定	13,995,283
未収配当金	2,077,197,978
未収利息	9,493
差入委託証拠金	20,714,776,703
流動資産合計	2,238,566,589,035
資産合計	2,238,566,589,035
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,112,648,427
未払解約金	1,478,995,270
その他未払費用	6,413,300
流動負債合計	2,598,056,997

負債合計	2, 598, 056, 997
純資産の部	
元本等	
元本	340, 979, 695, 150
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1, 894, 988, 836, 888
元本等合計	2, 235, 968, 532, 038
純資産合計	2, 235, 968, 532, 038
負債純資産合計	2, 238, 566, 589, 035

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	6. 5575 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(65, 575 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 新株予約権証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	316,674,881,738 円
同期中における追加設定元本額	52,587,856,072 円
同期中における一部解約元本額	28,283,042,660 円
期末元本額	340,979,695,150 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト30	20,758,940 円
バランスセレクト50	65,090,350 円
バランスセレクト70	93,700,355 円
野村外国株式インデックスファンド	456,950,769 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,092,748,230 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,973,654,723 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,938,208,723 円
野村資産設計ファンド2015	6,062,285 円

野村資産設計ファンド2020	6,702,311 円
野村資産設計ファンド2025	10,514,441 円
野村資産設計ファンド2030	18,243,805 円
野村資産設計ファンド2035	18,493,324 円
野村資産設計ファンド2040	33,277,222 円
野村外国株インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	39,384,775,144 円
のむらップ・ファンド（保守型）	1,193,772,930 円
のむらップ・ファンド（普通型）	14,507,256,316 円
のむらップ・ファンド（積極型）	18,253,407,221 円
野村資産設計ファンド2045	7,930,608 円
野村インデックスファンド・外国株式	9,198,877,130 円
マイ・ロード	1,261,633,024 円
ネクストコア	5,885,817 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	157,424,876 円
野村外国株インデックスBコース（野村SMA・EW向け）	3,785,105,169 円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	334,728,386 円
野村資産設計ファンド2050	8,525,384 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,925,702 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,272,073 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,115,198 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,122,625 円
のむらップ・ファンド（やや保守型）	315,071,275 円
のむらップ・ファンド（やや積極型）	1,770,900,481 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,794,134 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	3,714,709 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	36,342,709 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	15,924,772 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	54,668,817 円
野村6資産均等バランス	1,982,396,459 円
野村つみたて外国株投信	18,271,583,668 円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	5,427,794,380 円
世界6資産分散ファンド	40,024,314 円
野村資産設計ファンド2060	8,123,715 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,000,985,464 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	1,422,028,323 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,935,005,923 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	6,564,681,538 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	72,866,171 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	44,990,163 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	288,714,744 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	231,173,346 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	612,256 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	2,455,111 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	425,137 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	87,818 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	2,521,629 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	270,718,153 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,450,669 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	18,985,875 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	51,972,021 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,697,141,557 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	10,073,161 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,150,252,929 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAIインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,243,775,570 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	659,356 円

バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	1, 114, 286 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	7, 618, 964 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8, 426, 121 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI－KOKUSAI（確定拠出年金向け）	108, 677, 027, 365 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1, 579, 440, 235 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	6, 654, 702, 068 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7, 564, 271, 075 円
マイバランスDC３０	693, 027, 885 円
マイバランスDC５０	1, 776, 966, 598 円
マイバランスDC７０	1, 842, 541, 913 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI－KOKUSAI	49, 087, 820, 915 円
野村DC運用戦略ファンド	309, 102, 042 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	18, 742, 161 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	561, 066, 078 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	463, 949, 676 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	514, 765, 572 円
野村世界６資産分散投信（DC）安定コース	20, 849, 435 円
野村世界６資産分散投信（DC）インカムコース	10, 501, 791 円
野村世界６資産分散投信（DC）成長コース	68, 393, 674 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）２０３０	12, 614, 904 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）２０４０	13, 581, 041 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）２０５０	10, 277, 917 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	316, 486, 640 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	250, 189, 924 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	178, 594, 783 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	248, 429, 161 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）２０６０	8, 735, 572 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	101, 683, 187 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	84, 470, 189 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金DC向け）	61, 394, 488 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	51, 788, 304 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	41, 758 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	245, 000	32. 60	7, 987, 000. 00	
		HALLIBURTON CO	218, 000	39. 08	8, 519, 440. 00	
		SCHLUMBERGER LTD	355, 000	49. 85	17, 696, 750. 00	
		APA CORPORATION	92, 000	32. 36	2, 977, 120. 00	
		CHENIERE ENERGY INC	58, 300	161. 97	9, 442, 851. 00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26, 100	87. 51	2, 284, 011. 00	
		CHEVRON CORP	441, 200	160. 00	70, 592, 000. 00	
		CONOCOPHILLIPS	293, 000	129. 38	37, 908, 340. 00	
		COTERRA ENERGY INC	188, 000	27. 75	5, 217, 000. 00	

DEVON ENERGY CORP	160,000	51.83	8,292,800.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	42,500	200.74	8,531,450.00
EOG RESOURCES INC	144,800	133.17	19,283,016.00
EQT CORP	94,000	36.65	3,445,100.00
EXXON MOBIL CORP	986,200	119.88	118,225,656.00
HESS CORP	69,000	154.35	10,650,150.00
HF SINCLAIR CORP	40,000	56.85	2,274,000.00
KINDER MORGAN INC	496,000	18.84	9,344,640.00
MARATHON OIL CORP	147,000	27.50	4,042,500.00
MARATHON PETROLEUM CORP	94,300	196.38	18,518,634.00
OCCIDENTAL PETE CORP	161,000	66.63	10,727,430.00
ONEOK INC	145,200	79.63	11,562,276.00
OVINTIV INC	62,000	51.98	3,222,760.00
PHILLIPS 66	109,300	154.71	16,909,803.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	58,100	270.31	15,705,011.00
TARGA RESOURCES CORP	53,300	112.92	6,018,636.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	4,440	582.60	2,586,744.00
VALERO ENERGY CORP	84,700	163.89	13,881,483.00
WILLIAMS COS	297,000	38.51	11,437,470.00
AIR PRODUCTS	54,900	231.64	12,717,036.00
ALBEMARLE CORP	29,900	112.15	3,353,285.00
CELANESE CORP-SERIES A	26,200	154.45	4,046,590.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	79.47	3,679,461.00
CORTEVA INC	175,000	54.80	9,590,000.00
DOW INC	172,000	56.66	9,745,520.00
DUPONT DE NEMOURS INC	108,900	73.89	8,046,621.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	30,200	96.42	2,911,884.00
ECOLAB INC	63,300	218.16	13,809,528.00
FMC CORP	28,400	57.82	1,642,088.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	61,800	83.97	5,189,346.00
LINDE PLC	119,600	446.30	53,377,480.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	63,800	100.74	6,427,212.00
MOSAIC CO/THE	76,000	31.00	2,356,000.00
PPG INDUSTRIES	59,000	130.90	7,723,100.00
RPM INTERNATIONAL INC	32,900	106.57	3,506,153.00
SHERWIN-WILLIAMS	59,800	305.96	18,296,408.00

WESTLAKE CORPORATION	9,400	150.76	1,417,144.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	15,300	575.89	8,811,117.00
VULCAN MATERIALS CO	32,500	252.06	8,191,950.00
AMCOR PLC	369,000	8.97	3,309,930.00
AVERY DENNISON CORP	19,200	211.57	4,062,144.00
BALL CORP	78,000	64.95	5,066,100.00
CROWN HOLDINGS INC	30,100	77.67	2,337,867.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	79,000	35.37	2,794,230.00
PACKAGING CORP OF AMERICA	22,000	179.89	3,957,580.00
WESTROCK CO	63,000	47.99	3,023,370.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	129,000	20.81	2,684,490.00
FREEPORT-MCMORAN INC	356,000	49.61	17,661,160.00
NEWMONT CORP	282,000	39.02	11,003,640.00
NUCOR CORP	60,700	191.36	11,615,552.00
RELIANCE INC	14,500	319.49	4,632,605.00
STEEL DYNAMICS	38,500	136.90	5,270,650.00
AXON ENTERPRISE INC	17,200	293.60	5,050,006.00
BOEING CO	141,200	169.82	23,978,584.00
GENERAL DYNAMICS	57,700	288.62	16,653,374.00
HEICO CORP	10,700	197.10	2,108,970.00
HEICO CORP-CLASS A	18,900	159.77	3,019,653.00
HOWMET AEROSPACE INC	98,000	63.41	6,214,180.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	271.66	2,580,770.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	47,300	205.45	9,717,785.00
LOCKHEED MARTIN	55,400	463.87	25,698,398.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	35,300	462.58	16,329,074.00
RTX CORP	354,800	101.56	36,033,488.00
TEXTRON INC	49,600	93.30	4,627,680.00
TRANSDIGM GROUP INC	13,630	1,187.70	16,188,351.00
ALLEGION PLC	21,900	125.21	2,742,099.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	177.03	5,470,227.00
CARLISLE COS INC	12,300	367.41	4,519,143.00
CARRIER GLOBAL CORP	198,000	53.53	10,598,940.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	73.51	2,278,810.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	166,000	63.66	10,567,560.00

LENNOX INTERNATIONAL INC	7,700	457.15	3,520,055.00
MASCO CORP	54,000	71.91	3,883,140.00
OWENS CORNING INC	21,100	160.11	3,378,321.00
SMITH (A.O.) CORP	31,200	86.07	2,685,384.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	56,500	288.27	16,287,255.00
AECOM	34,500	93.35	3,220,575.00
QUANTA SERVICES INC	36,000	243.26	8,757,360.00
AMETEK INC	57,100	177.70	10,146,670.00
EATON CORP PLC	98,500	303.02	29,847,470.00
EMERSON ELEC	141,700	108.58	15,385,786.00
GE VERNOVA INC	66,550	135.10	8,990,905.00
HUBBELL INC	13,000	388.03	5,044,390.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	28,400	269.96	7,666,864.00
VERTIV HOLDINGS CO	88,000	75.01	6,600,880.00
3M CORP	136,200	92.27	12,567,174.00
GENERAL ELECTRIC CO	268,600	148.06	39,768,916.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	162,700	194.26	31,606,102.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	36.79	1,398,020.00
CATERPILLAR INC DEL	125,600	354.66	44,545,296.00
CNH INDUSTRIAL NV	240,000	12.31	2,954,400.00
CUMMINS INC	34,700	287.56	9,978,332.00
DEERE & COMPANY	65,400	400.32	26,180,928.00
DOVER CORP	34,900	169.84	5,927,416.00
FORTIVE CORP	86,400	79.49	6,867,936.00
GRACO INC	42,900	88.38	3,791,502.00
IDEX CORP	18,400	227.04	4,177,536.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	74,700	250.46	18,709,362.00
INGERSOLL-RAND INC	99,500	88.40	8,795,800.00
NORDSON CORP	13,600	259.59	3,530,424.00
OTIS WORLDWIDE CORP	101,300	95.11	9,634,643.00
PACCAR	128,000	111.19	14,232,320.00
PARKER HANNIFIN CORP	31,900	534.65	17,055,335.00
PENTAIR PLC	41,000	78.53	3,219,730.00
SNAP-ON INC	13,400	268.80	3,601,920.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	38,800	89.32	3,465,616.00
TORO CO	25,200	85.11	2,144,772.00

WABTEC CORP	43,700	144.17	6,300,229.00
XYLEM INC	59,100	127.84	7,555,344.00
AERCAP HOLDINGS NV	48,600	83.21	4,044,006.00
FASTENAL CO	142,600	67.57	9,635,482.00
FERGUSON PLC	49,800	208.80	10,398,240.00
GRAINGER(W.W.) INC	10,890	942.65	10,265,458.50
UNITED RENTALS INC	16,900	628.34	10,618,946.00
WATSCO INC	8,600	396.92	3,413,512.00
CINTAS CORP	22,300	661.29	14,746,767.00
COPART INC	215,000	52.88	11,369,200.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	55,000	189.76	10,436,800.00
ROLLINS INC	74,000	42.51	3,145,740.00
VERALTO CORP	56,700	88.89	5,040,063.00
WASTE CONNECTIONS INC	62,900	165.02	10,379,758.00
WASTE MANAGEMENT INC	99,100	207.07	20,520,637.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	29,100	71.22	2,072,502.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	114.61	3,988,428.00
FEDEX CORPORATION	59,000	266.99	15,752,410.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	177,700	142.77	25,370,229.00
DELTA AIR LINES INC	42,000	47.57	1,997,940.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	29.38	998,920.00
CSX CORP	491,000	34.34	16,860,940.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	450,000	3.37	1,516,500.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	20,500	167.30	3,429,650.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	48.14	1,829,320.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	55,300	241.28	13,342,784.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	49,000	211.82	10,379,180.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	62.31	1,495,440.00
UBER TECHNOLOGIES INC	457,000	69.20	31,624,400.00
UNION PAC CORP	150,400	232.08	34,904,832.00
APTIV PLC	71,300	69.63	4,964,619.00
BORGWARNER INC	56,000	32.80	1,836,800.00
LEAR CORP	13,700	132.86	1,820,182.00
FORD MOTOR COMPANY	964,000	12.14	11,702,960.00
GENERAL MOTORS CO	341,000	42.37	14,448,170.00

RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	151,000	8.63	1,303,130.00
TESLA INC	706,000	147.05	103,817,300.00
DR HORTON INC	73,600	142.19	10,465,184.00
GARMIN LTD	37,500	139.52	5,232,000.00
LENNAR CORP-A	61,200	150.19	9,191,628.00
NVR INC	789	7,685.00	6,063,465.00
PULTEGROUP INC	53,600	105.43	5,651,048.00
HASBRO INC	31,700	55.27	1,752,059.00
DECKERS OUTDOOR CORP	6,290	800.38	5,034,390.20
LULULEMON ATHLETICA INC	28,700	352.47	10,115,889.00
NIKE INC-B	299,000	94.53	28,264,470.00
AIRBNB INC-CLASS A	108,400	155.01	16,803,084.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,610	3,414.82	29,401,600.20
CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	38.20	2,024,600.00
CARNIVAL CORP	244,000	14.12	3,445,280.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,810	2,869.11	19,538,639.10
DARDEN RESTAURANTS INC	29,600	152.50	4,514,000.00
DOMINOS PIZZA INC	8,600	473.55	4,072,530.00
DOORDASH INC-A	64,300	127.18	8,177,674.00
DRAFTKINGS INC	102,000	40.68	4,149,360.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	129.00	4,360,200.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	62,700	194.47	12,193,269.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	146.37	1,551,522.00
LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	45.46	4,136,860.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	62,100	236.00	14,655,600.00
MCDONALD'S CORP	179,000	271.99	48,686,210.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	42.42	2,757,300.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	60,400	129.21	7,804,284.00
STARBUCKS CORP	278,200	87.61	24,373,102.00
VAIL RESORTS INC	8,900	202.94	1,806,166.00
WYNN RESORTS LTD	24,500	94.99	2,327,255.00
YUM BRANDS INC	70,000	138.50	9,695,000.00
GENUINE PARTS CO	33,700	162.39	5,472,543.00
LKQ CORP	68,000	49.12	3,340,160.00
POOL CORP	9,500	361.13	3,430,735.00
AMAZON.COM INC	2,294,900	174.63	400,758,387.00

EBAY INC	126,000	50.39	6,349,140.00
ETSY INC	28,000	66.76	1,869,280.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	33.00	924,000.00
MERCADOLIBRE INC	11,210	1,356.43	15,205,580.30
AUTOZONE	4,310	2,985.54	12,867,677.40
BATH & BODY WORKS INC	50,400	43.99	2,217,096.00
BEST BUY COMPANY INC	48,400	76.15	3,685,660.00
BURLINGTON STORES INC	15,900	178.57	2,839,263.00
CARMAX INC	40,000	68.34	2,733,600.00
DICK S SPORTING GOODS INC	13,900	195.08	2,711,612.00
HOME DEPOT	245,600	335.36	82,364,416.00
LOWES COS INC	141,900	230.24	32,671,056.00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	14,710	1,090.94	16,047,727.40
ROSS STORES INC	83,200	133.34	11,093,888.00
TJX COS INC	282,400	93.36	26,364,864.00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	26,800	252.79	6,774,772.00
ULTA BEAUTY INC	12,100	413.50	5,003,350.00
WILLIAMS SONOMA INC	15,300	279.20	4,271,760.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	88,000	20.35	1,790,800.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	109,520	709.51	77,705,535.20
DOLLAR GENERAL CORP	54,500	144.82	7,892,690.00
DOLLAR TREE INC	51,600	122.03	6,296,748.00
KROGER CO	168,000	56.57	9,503,760.00
SYSCO CORP	123,200	76.73	9,453,136.00
TARGET CORP	113,600	168.30	19,118,880.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176,000	18.24	3,210,240.00
WALMART INC	1,095,800	59.53	65,232,974.00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	76,000	49.06	3,728,560.00
CELSIUS HOLDINGS INC	36,000	68.84	2,478,240.00
COCA COLA CO	1,013,200	60.17	60,964,244.00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	49,000	67.58	3,311,420.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	40,400	260.70	10,532,280.00
KEURIG DR PEPPER INC	271,000	31.50	8,536,500.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46,000	64.23	2,954,580.00
MONSTER BEVERAGE CORP	190,000	53.14	10,096,600.00
PEPSICO INC	339,200	174.13	59,064,896.00

ARCHER DANIELS MIDLAND	133,000	62.60	8,325,800.00
BUNGE GLOBAL SA	36,200	109.52	3,964,624.00
CAMPBELL SOUP CO	46,000	44.20	2,033,200.00
CONAGRA BRANDS INC	122,000	30.62	3,735,640.00
DARLING INGREDIENTS INC	37,500	42.61	1,597,875.00
GENERAL MILLS	138,600	70.42	9,760,212.00
HERSHEY CO/THE	37,600	185.02	6,956,752.00
HORMEL FOODS CORP	75,000	34.74	2,605,500.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	26,200	114.76	3,006,712.00
KELLANOVA	68,000	57.38	3,901,840.00
KRAFT HEINZ CO/THE	213,000	37.78	8,047,140.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	81.00	2,851,200.00
MCCORMICK & CO INC.	62,000	73.92	4,583,040.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	338,000	68.11	23,021,180.00
TYSON FOODS INC-CL A	72,000	59.95	4,316,400.00
ALTRIA GROUP INC	439,000	42.09	18,477,510.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	383,100	93.77	35,923,287.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	60,000	104.35	6,261,000.00
CLOROX CO	30,400	143.55	4,363,920.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	192,600	87.13	16,781,238.00
KIMBERLY-CLARK CORP	84,300	126.83	10,691,769.00
PROCTER & GAMBLE CO	581,600	158.14	91,974,224.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	56,400	144.41	8,144,724.00
KENVUE INC	427,000	19.58	8,360,660.00
ABBOTT LABORATORIES	428,400	107.28	45,958,752.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	17,800	298.98	5,321,844.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	123,000	39.47	4,854,810.00
BECTON, DICKINSON	71,300	234.12	16,692,756.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	363,000	67.33	24,440,790.00
COOPER COS INC/THE	50,100	90.42	4,530,042.00
DEXCOM INC	96,200	130.71	12,574,302.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	149,600	85.94	12,856,624.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	102,500	84.49	8,660,225.00
HOLOGIC INC	57,900	75.38	4,364,502.00
IDEXX LABORATORIES INC	20,700	476.35	9,860,445.00
INSULET CORP	17,000	166.25	2,826,250.00

INTUITIVE SURGICAL INC	86,900	366.34	31,834,946.00
MEDTRONIC PLC	326,600	79.48	25,958,168.00
RESMED INC	36,200	178.85	6,474,370.00
SOLVENTUM CORP	34,050	62.20	2,117,910.00
STERIS PLC	24,700	199.51	4,927,897.00
STRYKER CORP	84,000	325.43	27,336,120.00
TELEFLEX INC	11,400	206.56	2,354,784.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	50,800	119.43	6,067,044.00
CARDINAL HEALTH INC	60,700	108.19	6,567,133.00
CENCORA INC	41,700	239.13	9,971,721.00
CENTENE CORP	130,000	75.15	9,769,500.00
CVS HEALTH CORP	316,300	69.75	22,061,925.00
DAVITA INC	12,500	127.82	1,597,750.00
ELEVANCE HEALTH INC	57,700	531.42	30,662,934.00
HCA HEALTHCARE INC	49,200	305.11	15,011,412.00
HENRY SCHEIN INC	34,000	70.86	2,409,240.00
HUMANA INC	30,800	328.33	10,112,564.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	21,200	201.48	4,271,376.00
MCKESSON CORP	32,800	524.83	17,214,424.00
MOLINA HEALTHCARE INC	14,700	367.52	5,402,544.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	128.44	3,467,880.00
THE CIGNA GROUP	72,500	352.39	25,548,275.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	228,270	501.13	114,392,945.10
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	157.47	2,251,821.00
ABBVIE INC	435,600	166.41	72,488,196.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	30,500	144.41	4,404,505.00
AMGEN INC	132,100	268.93	35,525,653.00
BIOGEN INC	35,500	194.38	6,900,490.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	46,200	88.63	4,094,706.00
EXACT SCIENCES CORP	43,300	60.96	2,639,568.00
GILEAD SCIENCES INC	309,000	66.76	20,628,840.00
INCYTE CORP	45,000	52.35	2,355,750.00
MODERNA INC	81,000	101.41	8,214,210.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	24,900	132.00	3,286,800.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	26,320	896.82	23,604,302.40
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,000	237.93	2,617,230.00

VERTEX PHARMACEUTICALS	63,300	394.28	24,957,924.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	500,000	48.93	24,465,000.00
CATALENT INC	43,000	55.48	2,385,640.00
ELI LILLY & CO.	199,100	726.31	144,608,321.00
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	15,100	109.94	1,660,094.00
JOHNSON & JOHNSON	593,946	147.91	87,850,552.86
MERCK & CO INC	625,300	125.78	78,650,234.00
PFIZER INC	1,393,500	26.00	36,231,000.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	96,000	28.16	2,703,360.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	12.86	3,523,640.00
VIATRIS INC	292,000	11.25	3,285,000.00
ZOETIS INC	114,000	146.50	16,701,000.00
BANK OF AMERICA CORP	1,757,000	36.97	64,956,290.00
CITIGROUP	472,000	59.14	27,914,080.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	117,000	33.99	3,976,830.00
FIFTH THIRD BANCORP	169,000	36.25	6,126,250.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,567.36	3,934,073.60
HUNTINGTON BANCSHARES INC	363,000	13.28	4,820,640.00
JPMORGAN CHASE & CO	713,400	185.80	132,549,720.00
KEYCORP	239,000	14.63	3,496,570.00
M & T BANK CORP	41,800	143.38	5,993,284.00
PNC FINANCIAL	99,000	152.30	15,077,700.00
REGIONS FINANCIAL CORP	223,000	18.90	4,214,700.00
TRUIST FINANCIAL CORP	332,000	36.80	12,217,600.00
US BANCORP	387,000	40.45	15,654,150.00
WELLS FARGO CO	896,000	60.35	54,073,600.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	98,200	107.63	10,569,266.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	323,400	405.08	131,002,872.00
BLOCK INC	138,100	70.42	9,725,002.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	65,000	26.98	1,753,700.00
CORPAY INC	17,900	294.29	5,267,791.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	84,000	36.56	3,071,040.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	148,000	70.73	10,468,040.00
FISERV INC	147,600	148.62	21,936,312.00
GLOBAL PAYMENTS INC	63,100	122.10	7,704,510.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	165.60	2,898,000.00

MASTERCARD INC	206,600	455.39	94,083,574.00
PAYPAL HOLDINGS INC	251,000	62.31	15,639,810.00
TOAST INC-CLASS A	85,000	21.62	1,837,700.00
VISA INC-CLASS A SHARES	390,600	269.78	105,376,068.00
AFLAC INC	135,800	83.23	11,302,634.00
ALLSTATE CORP	64,200	172.96	11,104,032.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	127.86	2,237,550.00
AMERICAN INTL GROUP	172,000	74.23	12,767,560.00
AON PLC	49,300	310.19	15,292,367.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	91,900	92.93	8,540,267.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	53,300	236.57	12,609,181.00
ASSURANT INC	12,900	173.83	2,242,407.00
BROWN & BROWN INC	59,600	82.17	4,897,332.00
CHUBB LTD	100,300	250.21	25,096,063.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	38,500	119.95	4,618,075.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	381.56	2,365,672.00
EVEREST GROUP LTD	10,600	370.26	3,924,756.00
FNF GROUP	64,000	48.77	3,121,280.00
GLOBE LIFE INC	23,700	66.74	1,581,738.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	98.95	7,322,300.00
LOEWS CORP	45,300	75.64	3,426,492.00
MARKEL GROUP INC	3,310	1,456.69	4,821,643.90
MARSH & MCLENNAN COS	122,200	202.41	24,734,502.00
METLIFE INC	154,200	71.11	10,965,162.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	57,100	80.44	4,593,124.00
PROGRESSIVE CO	144,900	214.69	31,108,581.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	89,300	110.61	9,877,473.00
TRAVELERS COS INC/THE	56,000	214.07	11,987,920.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	25,300	264.52	6,692,356.00
WR BERKLEY CORP	51,800	82.40	4,268,320.00
ACCENTURE PLC-CL A	154,700	316.88	49,021,336.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	38,300	101.50	3,887,450.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	71,900	84.10	6,046,790.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	124,000	67.44	8,362,560.00
EPAM SYSTEMS INC	13,800	245.96	3,394,248.00
GARTNER INC	18,900	440.38	8,323,182.00

GODADDY INC - CLASS A	34,500	120.12	4,144,140.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	225,300	181.58	40,909,974.00
MONGODB INC	18,100	327.47	5,927,207.00
OKTA INC	39,700	92.03	3,653,591.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	68,200	145.45	9,919,690.00
TWILIO INC - A	41,400	57.55	2,382,570.00
VERISIGN INC	22,000	184.12	4,050,640.00
WIX.COM LTD	14,100	121.41	1,711,881.00
ADOBE INC	111,500	465.02	51,849,730.00
ANSYS INC	21,300	322.11	6,860,943.00
APPROVIN CORP-CLASS A	46,000	66.80	3,072,800.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	198.47	1,428,984.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	38,800	191.55	7,432,140.00
AUTODESK INC.	53,300	216.50	11,539,450.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	53,000	52.46	2,780,380.00
BILL HOLDINGS INC	22,400	59.61	1,335,264.00
CADENCE DESIGN SYS INC	67,500	280.25	18,916,875.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	23,400	157.95	3,696,030.00
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	26.89	1,263,830.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	56,600	282.64	15,997,424.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	10,500	233.71	2,453,955.00
DATADOG INC - CLASS A	67,200	120.09	8,070,048.00
DOCUSIGN INC	50,000	55.70	2,785,000.00
DROPBOX INC-CLASS A	66,000	22.98	1,516,680.00
DYNATRACE INC	67,000	45.40	3,041,800.00
FAIR ISAAC CORP	6,090	1,130.06	6,882,065.40
FORTINET INC	160,000	63.40	10,144,000.00
GEN DIGITAL INC	141,000	20.50	2,890,500.00
HUBSPOT INC	11,800	631.24	7,448,632.00
INTUIT INC	69,100	605.17	41,817,247.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	15,300	226.34	3,463,002.00
MICROSOFT CORP	1,742,200	399.12	695,346,864.00
MONDAY.COM LTD	6,800	178.07	1,210,876.00
ORACLE CORPORATION	407,000	114.88	46,756,160.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	465,000	20.47	9,518,550.00

PALO ALTO NETWORKS INC	78,200	277.71	21,716,922.00
PTC INC	30,100	176.37	5,308,737.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	26,600	534.38	14,214,508.00
SALESFORCE INC	238,840	270.37	64,575,170.80
SAMSARA INC-CL A	45,000	30.15	1,356,750.00
SERVICENOW INC	50,580	713.91	36,109,567.80
SYNOPSYS INC	37,700	510.71	19,253,767.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	10,400	403.35	4,194,840.00
UIPATH INC - CLASS A	96,000	18.75	1,800,000.00
UNITY SOFTWARE INC	62,000	22.89	1,419,180.00
WORKDAY INC-CLASS A	51,500	252.22	12,989,330.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	62,000	59.45	3,685,900.00
ZSCALER INC	22,600	169.21	3,824,146.00
ARISTA NETWORKS INC	65,100	246.09	16,020,459.00
CISCO SYSTEMS	1,002,900	48.32	48,460,128.00
F5 INC	15,300	177.33	2,713,149.00
JUNIPER NETWORKS INC	80,000	36.06	2,884,800.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	40,700	339.65	13,823,755.00
APPLE INC	3,624,400	165.00	598,026,000.00
DELL TECHNOLOGIES-C	58,300	114.87	6,696,921.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	318,000	16.79	5,339,220.00
HP INC	233,000	27.81	6,479,730.00
NETAPP INC	52,000	97.95	5,093,400.00
SEAGATE TECHNOLOGY	48,100	82.46	3,966,326.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	12,340	713.65	8,806,441.00
WESTERN DIGITAL CORP	79,000	66.05	5,217,950.00
AMPHENOL CORP-CL A	148,700	110.17	16,382,279.00
CDW CORPORATION	32,600	235.78	7,686,428.00
CORNING INC	198,000	31.27	6,191,460.00
JABIL INC	31,000	118.75	3,681,250.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	43,900	145.12	6,370,768.00
TE CONNECTIVITY LTD	77,100	140.55	10,836,405.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	11,400	401.36	4,575,504.00
TRIMBLE INC	63,000	57.97	3,652,110.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,600	268.07	3,377,682.00
ADVANCED MICRO DEVICES	398,648	146.64	58,457,742.72

ANALOG DEVICES INC	122,000	183.36	22,369,920.00
APPLIED MATERIALS	205,100	189.77	38,921,827.00
BROADCOM INC	109,737	1,204.71	132,201,261.27
ENPHASE ENERGY INC	32,500	106.48	3,460,600.00
ENTEGRIS INC	37,900	122.20	4,631,380.00
FIRST SOLAR INC	24,700	175.04	4,323,488.00
INTEL CORP	1,040,500	34.20	35,585,100.00
KLA CORP	33,700	628.16	21,168,992.00
LAM RESEARCH	32,520	870.25	28,300,530.00
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	35,000	66.51	2,327,850.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	215,000	62.13	13,357,950.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	133,700	81.68	10,920,616.00
MICRON TECHNOLOGY	272,400	106.77	29,084,148.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	11,640	591.52	6,885,292.80
NVIDIA CORP	609,470	762.00	464,416,140.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	64,100	215.12	13,789,192.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	104,700	60.71	6,356,337.00
QORVO INC	24,800	104.88	2,601,024.00
QUALCOMM INC	275,900	157.63	43,490,117.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	40,600	96.11	3,902,066.00
TERADYNE INC	36,500	95.97	3,502,905.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	224,100	159.68	35,784,288.00
AT & T INC	1,756,000	16.51	28,991,560.00
LIBERTY GLOBAL LTD-C	45,000	17.39	782,550.00
VERIZON COMMUNICATIONS	1,037,000	40.49	41,988,130.00
T-MOBILE US INC	129,200	162.33	20,973,036.00
ALLIANT ENERGY CORP	60,000	49.82	2,989,200.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	130,100	84.20	10,954,420.00
CONSTELLATION ENERGY	78,500	180.90	14,200,650.00
DUKE ENERGY CORP	189,800	98.24	18,645,952.00
EDISON INTERNATIONAL	93,300	69.93	6,524,469.00
ENTERGY CORP	51,200	106.77	5,466,624.00
EVERGY INC	57,000	51.76	2,950,320.00
EVERSOURCE ENERGY	87,000	59.69	5,193,030.00
EXELON CORPORATION	244,000	37.55	9,162,200.00
FIRSTENERGY CORP	133,000	38.17	5,076,610.00

NEXTERA ENERGY INC	506,000	64.30	32,535,800.00
NRG ENERGY INC	55,000	69.97	3,848,350.00
PG&E CORP	499,000	16.85	8,408,150.00
PPL CORPORATION	185,000	27.02	4,998,700.00
SOUTHERN CO.	271,000	72.15	19,552,650.00
XCEL ENERGY INC	135,000	54.72	7,387,200.00
ATMOS ENERGY CORP	36,500	117.20	4,277,800.00
AMEREN CORPORATION	63,700	73.88	4,706,156.00
CENTERPOINT ENERGY INC	151,000	28.53	4,308,030.00
CMS ENERGY CORP	73,000	59.55	4,347,150.00
CONSOLIDATED EDISON INC	85,800	91.77	7,873,866.00
DOMINION ENERGY INC	205,000	49.84	10,217,200.00
DTE ENERGY COMPANY	52,000	108.57	5,645,640.00
NISOURCE INC	114,000	27.58	3,144,120.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	122,000	65.74	8,020,280.00
SEMPRA	153,600	70.08	10,764,288.00
WEC ENERGY GROUP INC	78,600	81.56	6,410,616.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	48,000	118.52	5,688,960.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	66,000	35.44	2,339,040.00
ALLY FINANCIAL INC	66,000	39.05	2,577,300.00
AMERICAN EXPRESS CO	143,900	231.04	33,246,656.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	93,000	142.91	13,290,630.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	62,100	125.35	7,784,235.00
SYNCHRONY FINANCIAL	105,000	41.57	4,364,850.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	24,700	417.01	10,300,147.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	42,100	129.53	5,453,213.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	188,000	56.29	10,582,520.00
BLACKROCK INC	36,860	749.98	27,644,262.80
BLACKSTONE INC	174,700	118.40	20,684,480.00
CARLYLE GROUP INC/THE	52,000	44.08	2,292,160.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	25,800	180.85	4,665,930.00
CME GROUP INC	89,400	213.04	19,045,776.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	42,700	211.01	9,010,127.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,700	434.02	4,209,994.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	25.15	1,886,250.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	54.77	712,010.00

GOLDMAN SACHS GROUP	80,500	404.00	32,522,000.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	142,100	131.21	18,644,941.00
KKR & CO INC-A	141,900	92.62	13,142,778.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	262.59	4,831,656.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	9,800	204.01	1,999,298.00
MOODYS CORP	40,900	374.67	15,324,003.00
MORGAN STANLEY	302,400	90.66	27,415,584.00
MSCI INC	19,300	510.07	9,844,351.00
NASDAQ INC	84,000	60.35	5,069,400.00
NORTHERN TRUST CORP	51,700	81.45	4,210,965.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	49,300	123.60	6,093,480.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	96,000	16.63	1,596,480.00
S&P GLOBAL INC	79,995	412.56	33,002,737.20
SCHWAB (CHARLES) CORP	370,000	73.42	27,165,400.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	66.13	1,719,380.00
STATE STREET CORP	78,900	73.37	5,788,893.00
T ROWE PRICE GROUP INC	55,200	108.73	6,001,896.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	27,200	101.05	2,748,560.00
AES CORP	166,000	16.40	2,722,400.00
VISTRA CORP	85,000	65.66	5,581,100.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	37,900	198.38	7,518,602.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	71,600	132.73	9,503,468.00
AVANTOR INC	172,000	24.10	4,145,200.00
BIO TECHNE CORP	37,900	62.12	2,354,348.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	279.73	1,426,623.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	226.78	2,857,428.00
DANAHER CORP	173,200	235.51	40,790,332.00
ILLUMINA INC	39,100	117.43	4,591,513.00
IQVIA HOLDINGS INC	44,700	228.09	10,195,623.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,260	1,188.54	6,251,720.40
REPLIGEN CORP	12,500	157.14	1,964,250.00
REVVITY INC	29,700	100.86	2,995,542.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	95,340	544.78	51,939,325.20
WATERS CORP	14,800	296.10	4,382,280.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	18,400	372.04	6,845,536.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	102,000	243.31	24,817,620.00

BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	33,000	142.14	4,690,620.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	28,800	193.38	5,569,344.00
DAYFORCE INC	34,400	58.75	2,021,000.00
EQUIFAX INC	30,100	216.20	6,507,620.00
JACOBS SOLUTIONS INC	31,200	143.83	4,487,496.00
LEIDOS HOLDINGS INC	32,200	124.91	4,022,102.00
PAYCHEX INC	80,900	119.52	9,669,168.00
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	183.25	2,565,500.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	157.22	1,650,810.00
ROBERT HALF INC	24,700	70.23	1,734,681.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	60.82	3,284,280.00
TRUNSUBION	46,200	66.70	3,081,540.00
VERISK ANALYTICS INC	35,500	222.52	7,899,460.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	23,200	265.21	6,152,872.00
COMCAST CORP-CL A	991,100	40.24	39,881,864.00
FOX CORP-CLASS A	61,000	31.39	1,914,790.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	28.87	866,100.00
INTERPUBLIC GROUP	93,000	30.72	2,856,960.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	49.88	1,351,748.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	43,000	24.34	1,046,620.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	96,000	24.02	2,305,920.00
OMNICOM GROUP	48,500	92.62	4,492,070.00
PARAMOUNT GLOBAL	109,000	12.44	1,355,960.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	3.09	528,390.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	111,500	77.30	8,618,950.00
DISNEY (WALT) CO	452,400	112.61	50,944,764.00
ELECTRONIC ARTS	62,400	127.27	7,941,648.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	47,200	68.10	3,214,320.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	40,900	89.96	3,679,364.00
NETFLIX INC	108,000	555.04	59,944,320.00
ROBLOX CORP -CLASS A	103,000	35.34	3,640,020.00
ROKU INC	30,500	56.90	1,735,450.00
SEA LTD-ADR	91,000	55.06	5,010,460.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	42,400	140.60	5,961,440.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	557,000	8.40	4,678,800.00

小計	ALPHABET INC-CL A	1,460,300	154.09	225,017,627.00	
	ALPHABET INC-CL C	1,271,400	155.72	197,982,408.00	
	MATCH GROUP INC	68,000	32.18	2,188,240.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	547,700	481.07	263,482,039.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	147,000	32.40	4,762,800.00	
	SNAP INC-A	266,000	11.16	2,968,560.00	
	CBRE GROUP INC	76,400	84.90	6,486,360.00	
	COSTAR GROUP INC	101,100	84.26	8,518,686.00	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	2.83	735,800.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	38,000	41.82	1,589,160.00	
	銘柄数：591			10,534,947,895.55	
				(1,630,809,934,231)	
				)	
	組入時価比率：72.9%			75.1%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145,000	24.97	3,620,650.00	
	CAMECO CORP	106,000	66.18	7,015,080.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	265,500	105.31	27,959,805.00	
	CENOVUS ENERGY INC	350,000	28.69	10,041,500.00	
	ENBRIDGE INC	528,000	47.97	25,328,160.00	
	IMPERIAL OIL	48,000	95.63	4,590,240.00	
	KEYERA CORP	57,000	35.00	1,995,000.00	
	MEG ENERGY CORP	67,000	31.16	2,087,720.00	
	PARKLAND CORP	36,000	42.19	1,518,840.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	146,000	47.98	7,005,080.00	
	SUNCOR ENERGY INC	315,000	52.99	16,691,850.00	
	TC ENERGY CORP	255,000	49.05	12,507,750.00	
	TOURMALINE OIL CORP	83,000	65.12	5,404,960.00	
	NUTRIEN LTD	124,000	72.56	8,997,440.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	70.58	2,611,460.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	122,000	87.82	10,714,040.00	
	BARRICK GOLD	432,000	23.53	10,164,960.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	185,000	15.96	2,952,600.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	48,400	167.00	8,082,800.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	166,000	19.21	3,188,860.00	
	KINROSS GOLD CORP	300,000	9.31	2,793,000.00	
	LUNDIN MINING CORP	169,000	15.84	2,676,960.00	

PAN AMERICAN SILVER CORP	96,000	26.24	2,519,040.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	112,000	64.81	7,258,720.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	111,000	72.38	8,034,180.00
WEST FRASER TIMBER	14,200	106.42	1,511,164.00
CAE INC	76,000	25.58	1,944,080.00
STANTEC INC	29,100	108.50	3,157,350.00
WSP GLOBAL INC	31,200	209.64	6,540,768.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	129.28	2,508,032.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	21.50	2,107,000.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	45.56	2,460,240.00
RB GLOBAL INC	43,300	99.87	4,324,371.00
AIR CANADA	43,000	19.58	841,940.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	135,700	175.47	23,811,279.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	229,200	116.41	26,681,172.00
TFI INTERNATIONAL INC	18,900	196.65	3,716,685.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	69,000	66.45	4,585,050.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	95.38	705,812.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	48.42	2,130,480.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	73,600	98.20	7,227,520.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	132.26	1,520,990.00
DOLLARAMA INC	69,100	112.80	7,794,480.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	189,000	76.06	14,375,340.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	31.69	1,235,910.00
LOBLAW COMPANIES LTD	38,200	148.27	5,663,914.00
METRO INC/CN	58,000	69.70	4,042,600.00
WESTON(GEORGE) LTD	15,200	177.84	2,703,168.00
SAPUTO INC	57,000	25.68	1,463,760.00
BANK OF MONTREAL	177,600	126.75	22,510,800.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	302,000	64.28	19,412,560.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	229,000	65.43	14,983,470.00
NATIONAL BANK OF CANADA	84,900	110.12	9,349,188.00
ROYAL BANK OF CANADA	347,100	134.57	46,709,247.00
TORONTO DOMINION BANK	440,000	79.88	35,147,200.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,220	1,513.79	7,901,983.80
GREAT-WEST LIFE CO INC	64,000	40.26	2,576,640.00

		IA FINANCIAL CORP INC	24,100	82.28	1,982,948.00	
		INTACT FINANCIAL CORP	43,600	221.95	9,677,020.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	440,000	31.72	13,956,800.00	
		POWER CORPORATION OF CANADA	142,000	36.84	5,231,280.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	144,000	70.30	10,123,200.00	
		CGI INC	51,000	142.99	7,292,490.00	
		SHOPIFY INC - CLASS A	296,400	95.82	28,401,048.00	
		CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,970	3,661.67	18,198,499.90	
		DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	20,800	124.03	2,579,824.00	
		OPEN TEXT CORP	70,000	48.18	3,372,600.00	
		BCE INC	20,000	44.80	896,000.00	
		QUEBECOR INC-CL B	34,000	28.55	970,700.00	
		TELUS CORP	118,600	21.87	2,593,782.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	85,000	53.01	4,505,850.00	
		EMERA INC	68,000	46.71	3,176,280.00	
		FORTIS INC	118,000	52.89	6,241,020.00	
		HYDRO ONE LTD	78,000	37.80	2,948,400.00	
		ALTAGAS LTD	72,000	29.89	2,152,080.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	30.20	815,400.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	87,000	52.68	4,583,160.00	
		BROOKFIELD CORP	343,000	53.62	18,391,660.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	33.60	705,600.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	97.30	1,644,370.00	
		TMX GROUP LTD	66,000	36.10	2,382,600.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	30.72	890,880.00	
		NORTHLAND POWER INC	67,000	20.74	1,389,580.00	
		THOMSON REUTERS CORP	38,500	206.67	7,956,795.00	
		FIRSTSERVICE CORP	10,000	205.50	2,055,000.00	
	小計	銘柄数 : 85			652,519,755.70	
					(73,519,400,874)	
		組入時価比率 : 3.3%			3.4%	
ユーロ		TENARIS SA	115,000	17.70	2,035,500.00	
		ENI SPA	533,000	15.25	8,132,514.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	16.04	1,940,840.00	
		NESTE OYJ	102,000	25.72	2,623,440.00	
		OMV AG	38,000	43.58	1,656,040.00	

REPSOL SA	306,000	14.94	4,573,170.00
TOTALENERGIES SE	536,000	67.28	36,062,080.00
AIR LIQUIDE SA	128,900	187.76	24,202,264.00
AKZO NOBEL	43,000	66.28	2,850,040.00
ARKEMA	13,600	95.60	1,300,160.00
BASF SE	218,000	50.44	10,995,920.00
COVESTRO AG	47,000	48.50	2,279,500.00
DSM-FIRMENICH AG	46,300	104.10	4,819,830.00
EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	19.29	1,157,400.00
OCI	28,000	24.78	693,840.00
SYENSQO SA	19,300	86.67	1,672,731.00
SYMRIS AG	33,500	105.40	3,530,900.00
UMICORE	53,000	21.08	1,117,240.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	93.14	3,138,818.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	62,000	40.90	2,535,800.00
ARCELORMITTAL	128,000	23.83	3,050,240.00
VOESTALPINE AG	29,000	25.00	725,000.00
STORA ENSO OYJ-R	139,000	12.77	1,775,725.00
UPM-KYMMENE OYJ	131,000	32.00	4,192,000.00
AIRBUS SE	145,600	160.04	23,301,824.00
DASSAULT AVIATION SA	4,700	205.20	964,440.00
LEONARDO SPA	102,000	21.68	2,211,360.00
MTU AERO ENGINES AG	13,100	211.90	2,775,890.00
RHEINMETALL AG	10,900	504.00	5,493,600.00
SAFRAN SA	84,100	205.90	17,316,190.00
THALES SA	25,000	155.25	3,881,250.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	113,000	70.26	7,939,380.00
KINGSPAN GROUP PLC	36,800	81.35	2,993,680.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	53,209	38.22	2,033,647.98
BOUYGUES	49,000	36.12	1,769,880.00
EIFPAGE SA	18,100	98.82	1,788,642.00
FERROVIAL SE	126,606	33.22	4,205,851.32
VINCI	124,500	113.35	14,112,075.00
LEGRAND SA	64,500	95.48	6,158,460.00
PRYSMIAN SPA	65,000	50.40	3,276,000.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	134,300	208.40	27,988,120.00

SIEMENS ENERGY AG	134,000	17.62	2,361,080.00
SIEMENS AG	187,500	172.96	32,430,000.00
ALSTOM	71,000	15.10	1,072,100.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	134,000	43.55	5,835,700.00
GEA GROUP AG	41,000	37.12	1,521,920.00
KNORR-BREMSE AG	18,600	68.10	1,266,660.00
KONE OYJ	86,000	42.90	3,689,400.00
METSO CORPORATION	163,000	11.23	1,831,305.00
RATIONAL AG	1,360	785.50	1,068,280.00
WARTSILA OYJ	115,000	15.22	1,750,875.00
BRENNTAG SE	34,100	74.54	2,541,814.00
IMCD NV	14,600	151.25	2,208,250.00
REXEL SA	55,000	23.96	1,317,800.00
DHL GROUP	243,000	38.34	9,316,620.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	6.71	920,092.00
ADP	9,000	118.20	1,063,800.00
AENA SME SA	18,600	173.20	3,221,520.00
GETLINK	88,000	15.55	1,368,400.00
CONTINENTAL AG	26,000	62.36	1,621,360.00
MICHELIN (CGDE)	171,000	35.32	6,039,720.00
BAYER MOTOREN WERK	78,000	105.85	8,256,300.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	98.20	1,473,000.00
DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	89.92	2,490,784.00
FERRARI NV	30,900	387.20	11,964,480.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	199,400	74.14	14,783,516.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	48.97	1,723,744.00
RENAULT SA	46,000	47.73	2,195,580.00
STELLANTIS NV	551,000	24.23	13,350,730.00
VOLKSWAGEN AG	8,000	141.30	1,130,400.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	50,700	121.20	6,144,840.00
SEB SA	5,400	111.40	601,560.00
ADIDAS AG	39,700	224.60	8,916,620.00
HERMES INTERNATIONAL	7,860	2,320.00	18,235,200.00
KERING SA	18,700	339.10	6,341,170.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	68,130	796.60	54,272,358.00

MONCLER SPA	49,000	65.44	3,206,560.00
PUMA SE	24,100	42.56	1,025,696.00
ACCOR SA	46,000	39.78	1,829,880.00
AMADEUS IT GROUP SA	113,000	57.42	6,488,460.00
DELIVERY HERO SE	47,000	28.09	1,320,230.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	35.18	844,320.00
SODEXO	20,400	78.55	1,602,420.00
D' IETEREN GROUP	5,400	203.80	1,100,520.00
PROSUS NV	365,000	28.54	10,417,100.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	269,000	43.74	11,766,060.00
ZALANDO SE	60,000	26.92	1,615,200.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	15.76	2,253,680.00
JERONIMO MARTINS	64,000	17.78	1,137,920.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	16.53	1,157,450.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	239,000	27.38	6,543,820.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	216,000	54.96	11,871,360.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	9.47	1,497,208.00
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	74.60	2,267,840.00
HEINEKEN NV	71,700	89.64	6,427,188.00
PERNOD RICARD SA	51,200	145.00	7,424,000.00
REMY COINTREAU	4,900	93.80	459,620.00
DANONE	157,000	59.44	9,332,080.00
JDE PEET'S BV	31,000	19.92	617,520.00
KERRY GROUP PLC-A	39,100	79.40	3,104,540.00
LOTUS BAKERIES	92	9,040.00	831,680.00
HENKEL AG & CO KGAA	26,400	65.90	1,739,760.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	41,000	72.22	2,961,020.00
BEIERSDORF AG	24,600	135.80	3,340,680.00
LOREAL-ORD	59,100	444.95	26,296,545.00
BIOMERIEUX	11,000	99.55	1,095,050.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	10,800	97.70	1,055,160.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	91.18	547,080.00
ESSILORLUXOTTICA	72,700	203.30	14,779,910.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	185,998	18.85	3,506,062.30
SIEMENS HEALTHINEERS AG	71,000	50.80	3,606,800.00
AMPLIFON SPA	30,000	31.34	940,200.00

FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	36.62	1,867,620.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	99,000	26.90	2,663,100.00
ARGENX SE	14,800	337.30	4,992,040.00
GRIFOLS SA	63,000	8.34	525,798.00
BAYER AG-REG	238,000	26.32	6,265,350.00
IPSEN	9,000	108.40	975,600.00
MERCK KGAA	31,300	146.00	4,569,800.00
ORION OYJ	24,200	32.40	784,080.00
RECORDATI SPA	24,000	49.86	1,196,640.00
SANOFI	279,700	86.89	24,303,133.00
UCB SA	31,800	121.20	3,854,160.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	15.62	1,875,000.00
AIB GROUP PLC	410,000	5.03	2,064,350.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,440,000	10.20	14,695,200.00
BANCO BPM SPA	300,000	6.39	1,917,000.00
BANCO SANTANDER SA	3,980,000	4.51	17,955,770.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	265,000	10.05	2,664,575.00
BNP PARIBAS	256,000	65.43	16,750,080.00
CAIXABANK	910,000	4.80	4,373,460.00
COMMERZBANK AG	256,000	13.37	3,424,000.00
CREDIT AGRICOLE SA	270,000	14.03	3,789,450.00
ERSTE GROUP BANK AG	82,000	43.00	3,526,000.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	157,000	14.14	2,219,980.00
ING GROEP NV	827,000	15.23	12,595,210.00
INTESA SANPAOLO	3,640,000	3.37	12,292,280.00
KBC GROEP NV	59,600	69.60	4,148,160.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	13.49	1,673,380.00
NORDEA BANK ABP	794,000	10.89	8,646,660.00
SOCIETE GENERALE	183,000	24.75	4,529,250.00
UNICREDIT SPA	383,000	35.27	13,510,325.00
ADYEN NV	5,320	1,399.20	7,443,744.00
EDENRED	61,000	43.71	2,666,310.00
EURAZEO SE	10,700	81.00	866,700.00
EXOR NV	24,300	100.70	2,447,010.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	69.70	1,491,580.00

NEXI SPA	130,000	5.40	703,040.00
SOFINA SA	3,700	211.80	783,660.00
WORLDLINE SA	54,000	9.49	512,676.00
AEGON LTD	400,000	5.52	2,208,800.00
AGEAS	36,000	43.06	1,550,160.00
ALLIANZ SE-REG	97,100	263.20	25,556,720.00
ASR NEDERLAND NV	36,000	45.65	1,643,400.00
ASSICURAZIONI GENERALI	247,000	22.67	5,599,490.00
AXA SA	451,000	33.90	15,288,900.00
HANNOVER RUECK SE	15,100	230.00	3,473,000.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	33,600	415.00	13,944,000.00
NN GROUP NV	67,000	42.76	2,864,920.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	11.65	1,398,000.00
SAMPO OYJ-A SHS	112,000	39.87	4,465,440.00
TALANX AG	14,000	68.20	954,800.00
BECHTLE AG	20,000	45.52	910,400.00
CAPGEMINI SA	37,900	200.10	7,583,790.00
DASSAULT SYSTEMES SE	164,000	38.10	6,248,400.00
NEMETSCHEK SE	14,200	79.55	1,129,610.00
SAP SE	257,700	165.80	42,726,660.00
NOKIA OYJ	1,280,000	3.31	4,236,800.00
ASM INTERNATIONAL NV	11,400	523.00	5,962,200.00
ASML HOLDING NV	99,470	821.00	81,664,870.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	19,300	133.50	2,576,550.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	326,000	30.13	9,824,010.00
STMICROELECTRONICS NV	170,000	36.71	6,240,700.00
CELLNEX TELECOM SA	111,000	30.70	3,407,700.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	805,000	21.16	17,033,800.00
ELISA OYJ	36,000	42.74	1,538,640.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	9.94	716,040.00
KONINKLIJKE KPN NV	830,000	3.32	2,756,430.00
ORANGE SA	455,000	10.85	4,939,025.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.22	598,860.00
TELEFONICA SA	1,200,000	4.00	4,808,400.00
ACCIONA S.A.	5,800	107.20	621,760.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	92.35	611,911.10

ENDESA S. A.	75,000	17.42	1,306,500.00	
ENEL SPA	2,010,000	5.95	11,969,550.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	800,000	3.60	2,885,600.00	
FORTUM OYJ	119,000	12.24	1,457,155.00	
IBERDROLA SA	1,523,777	11.34	17,279,631.18	
REDEIA CORP SA	107,000	15.94	1,705,580.00	
TERNA SPA	332,000	7.42	2,465,432.00	
VERBUND AG	16,900	70.35	1,188,915.00	
ENAGAS SA	60,000	13.68	820,800.00	
SNAM SPA	510,000	4.28	2,184,840.00	
E.ON SE	545,000	12.38	6,747,100.00	
ENGIE	443,000	15.93	7,056,990.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	171,000	28.80	4,924,800.00	
AMUNDI SA	17,000	63.80	1,084,600.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	472,000	14.95	7,058,288.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	46,500	186.30	8,662,950.00	
EURONEXT NV	21,200	84.65	1,794,580.00	
EDP RENOVAVEIS SA	66,880	12.83	858,070.40	
RWE AG	157,000	32.45	5,094,650.00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	35,000	59.52	2,083,200.00	
QIAGEN N. V.	57,000	37.47	2,135,790.00	
SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	271.60	1,683,920.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	200.60	1,404,200.00	
BUREAU VERITAS SA	82,000	27.38	2,245,160.00	
RANDSTAD NV	25,500	48.17	1,228,335.00	
TELEPERFORMANCE	13,300	87.52	1,164,016.00	
WOLTERS KLUWER	60,400	140.55	8,489,220.00	
PUBLICIS GROUPE	55,400	99.70	5,523,380.00	
VIVENDI SE	164,000	9.89	1,622,944.00	
BOLLORE SE	162,000	6.15	996,300.00	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	196,000	26.78	5,248,880.00	
SCOUT24 SE	17,900	66.90	1,197,510.00	
LEG IMMOBILIE SE	17,000	74.28	1,262,760.00	
VONOVIA SE	179,000	25.19	4,509,010.00	
小計銘柄数：217			1,259,595,893.28	
			(207,820,726,432)	

		組入時価比率：9.3%			9.6%
英ポンド	BP PLC	4,210,000	5.14	21,677,290.00	
	SHELL PLC-NEW	1,605,000	28.51	45,758,550.00	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	48.76	1,706,600.00	
	CRH PLC	172,600	62.52	10,790,952.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	309,000	21.79	6,733,110.00	
	ANTOFAGASTA PLC	100,000	22.50	2,250,000.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	17.67	724,470.00	
	GLENORE PLC	2,550,000	4.74	12,094,650.00	
	RIO TINTO PLC-REG	280,000	53.80	15,064,000.00	
	MONDI PLC	102,727	15.04	1,545,527.71	
	BAE SYSTEMS PLC	756,000	12.96	9,797,760.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	6.22	2,117,520.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,080,000	3.95	8,226,400.00	
	DCC PLC	25,000	54.55	1,363,750.00	
	SMITHS GROUP PLC	80,000	15.86	1,268,800.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	18,900	92.15	1,741,635.00	
	ASHTED GROUP PLC	107,000	55.58	5,947,060.00	
	BUNZLE	84,000	29.94	2,514,960.00	
	RENTOKIL INITIAL PLC	630,000	4.22	2,663,010.00	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	4.41	1,103,750.00	
	PERSIMMON PLC	77,000	12.86	990,220.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.30	1,098,300.00	
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	45.42	1,103,706.00	
	BURBERRY GROUP PLC	91,000	11.32	1,030,120.00	
	COMPASS GROUP PLC	422,000	22.03	9,296,660.00	
	ENTAIN PLC	150,000	8.37	1,256,100.00	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	43,200	148.40	6,410,880.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	41,000	78.16	3,204,560.00	
	WHITBREAD PLC	46,000	30.59	1,407,140.00	
	NEXT PLC	31,000	87.74	2,719,940.00	
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.16	713,395.00	
	KINGFISHER PLC	450,000	2.45	1,105,200.00	
	OCADO GROUP PLC	148,000	3.47	513,856.00	
	SAINSBURY	400,000	2.58	1,035,200.00	
	TESCO PLC	1,770,000	2.81	4,980,780.00	

COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	24.56	1,326,240.00
DIAGEO PLC	550,000	28.36	15,600,750.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	24.47	2,153,360.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	492,000	23.10	11,365,200.00
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	17.74	3,672,180.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	178,000	41.67	7,417,260.00
HALEON PLC	1,690,000	3.25	5,506,020.00
UNILEVER PLC	619,000	38.11	23,590,090.00
SMITH & NEPHEW PLC	217,000	9.61	2,087,106.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	382,480	109.46	41,866,260.80
GSK PLC	1,021,000	15.99	16,325,790.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	17.99	665,630.00
BARCLAYS PLC	3,760,000	1.85	6,987,584.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,727,000	6.46	30,545,874.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,600,000	0.50	7,943,520.00
NATWEST GROUP PLC	1,410,000	2.76	3,901,470.00
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	6.66	3,734,080.00
M&G PLC	590,000	1.99	1,179,115.00
WISE PLC - A	159,000	8.08	1,284,720.00
ADMIRAL GROUP PLC	61,000	27.35	1,668,350.00
AVIVA PLC	700,000	4.59	3,217,900.00
LEGAL & GENERAL	1,510,000	2.44	3,693,460.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	4.81	818,040.00
PRUDENTIAL PLC	670,000	7.22	4,837,400.00
SAGE GROUP PLC (THE)	257,000	11.40	2,931,085.00
HALMA PLC	92,000	21.83	2,008,360.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.05	1,591,540.00
VODAFONE GROUP PLC	5,700,000	0.67	3,819,000.00
SSE PLC	263,000	16.60	4,367,115.00
CENTRICA PLC	1,270,000	1.31	1,672,590.00
NATIONAL GRID PLC	927,000	10.40	9,640,800.00
SEVERN TRENT PLC	66,000	24.54	1,619,640.00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	10.34	1,726,780.00
3I GROUP PLC	241,000	28.35	6,832,350.00
ABRDN PLC	440,000	1.36	599,280.00

小計	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	7.18	588,924.00	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	102,800	89.84	9,235,552.00	
	SCHRODERS PLC	189,176	3.66	693,519.21	
	ST JAMES S PLACE PLC	118,000	4.23	499,140.00	
	PEARSON	164,000	9.93	1,628,848.00	
	EXPERIAN PLC	225,000	31.98	7,195,500.00	
	INTERTEK GROUP PLC	39,000	49.06	1,913,340.00	
	RELX PLC	464,000	33.02	15,321,280.00	
	INFORMA PLC	335,000	7.83	2,625,060.00	
	WPP PLC	257,000	7.74	1,989,694.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	6.68	1,490,978.00	
	銘柄数：82			473,333,626.72	
				(90,667,056,198)	
	組入時価比率：4.1%			4.2%	
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	13.16	697,480.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	688.00	1,121,440.00	
	GIVAUDAN-REG	2,260	3,951.00	8,929,260.00	
	SIKA AG-REG	38,000	255.90	9,724,200.00	
	HOLCIM LTD	127,900	77.54	9,917,366.00	
	SIG GROUP AG	74,000	19.21	1,421,540.00	
	GEBERIT AG-REG	8,400	485.50	4,078,200.00	
	ABB LTD	397,000	44.64	17,722,080.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	219.50	1,295,050.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	10,300	225.80	2,325,740.00	
	VAT GROUP AG	6,600	459.10	3,030,060.00	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,200	248.70	3,282,840.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	132,300	127.45	16,861,635.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	191.00	1,317,900.00	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	16,000	37.85	605,600.00	
	AVOLTA AG	22,000	34.56	760,320.00	
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,411.00	1,142,910.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	248	10,420.00	2,584,160.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	26	104,200.00	2,709,200.00	
	NESTLE SA-REG	658,800	95.24	62,744,112.00	
	ALCON INC	124,700	72.48	9,038,256.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	12,400	248.00	3,075,200.00	

小計	STRAUMANN HOLDING AG-REG	27,000	133.10	3,593,700.00	
	NOVARTIS AG-REG	505,800	85.53	43,261,074.00	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	173,400	222.10	38,512,140.00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	8,300	238.00	1,975,400.00	
	SANDOZ GROUP AG	101,000	29.51	2,980,510.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	100.60	653,900.00	
	BALOISE HOLDING AG	11,300	139.20	1,572,960.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	117.90	1,167,210.00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	7,150	611.20	4,370,080.00	
	SWISS RE LTD	73,800	98.12	7,241,256.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	36,000	448.40	16,142,400.00	
	TEMENOS AG-REG	16,400	66.00	1,082,400.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	40,500	70.98	2,874,690.00	
	SWISSCOM AG-REG	6,500	518.50	3,370,250.00	
	BKW AG	4,600	141.40	650,440.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	49,900	48.44	2,417,156.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,590	1,189.00	6,646,510.00	
	UBS GROUP AG	815,000	25.70	20,945,500.00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	78.65	621,335.00	
	LONZA AG-REG	18,600	502.80	9,352,080.00	
	ADECCO GROUP AG-REG	38,000	31.26	1,187,880.00	
	SGS SA-REG	37,900	82.00	3,107,800.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	20,000	84.90	1,698,000.00	
	小計銘柄数 : 45			339,809,220.00	
				(57,730,188,385)	
	組入時価比率 : 2.6%			2.7%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	66,000	346.20	22,849,200.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	416.20	9,988,800.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	156,000	152.95	23,860,200.00	
	SAAB AB-B	21,200	896.60	19,007,920.00	
	ASSA ABLOY AB-B	246,000	305.40	75,128,400.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	48.83	18,262,420.00	
	SKANSKA AB-B SHS	77,000	189.25	14,572,250.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	275.10	9,078,300.00	
	LIFCO AB-B SHS	62,000	273.20	16,938,400.00	

ALFA LAVAL AB	69,000	420.50	29,014,500.00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	659,000	179.45	118,257,550.00	
ATLAS COPCO AB-B SHS	389,000	155.60	60,528,400.00	
EPIROC AB - A	164,000	212.40	34,833,600.00	
EPIROC AB - B	89,000	188.00	16,732,000.00	
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	81.08	7,621,520.00	
INDUTRADE AB	64,000	271.80	17,395,200.00	
SANDVIK AB	263,000	237.10	62,357,300.00	
SKF AB-B SHARES	88,000	219.50	19,316,000.00	
VOLVO AB-A SHS	50,000	288.40	14,420,000.00	
VOLVO AB-B SHS	377,000	280.20	105,635,400.00	
BEIJER REF AB	94,000	140.60	13,216,400.00	
SECURITAS AB-B SHS	110,857	109.65	12,155,470.05	
VOLVO CAR AB-B	210,000	40.86	8,580,600.00	
EVOLUTION AB	44,800	1,281.00	57,388,800.00	
HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	171.10	26,520,500.00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	152,000	254.50	38,684,000.00	
GETINGE AB-B SHS	53,000	212.80	11,278,400.00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	261.00	13,087,323.00	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	388,000	145.25	56,357,000.00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	368,000	109.00	40,112,000.00	
SWEDBANK AB	209,000	214.80	44,893,200.00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	353.40	10,955,400.00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	352.50	14,100,000.00	
INVESTOR AB-B SHS	423,000	261.05	110,424,150.00	
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	539.50	10,790,000.00	
ERICSSON LM-B	710,000	56.30	39,973,000.00	
HEXAGON AB-B SHS	523,000	120.40	62,969,200.00	
TELIA CO AB	580,000	26.52	15,381,600.00	
TELE 2 AB-B SHS	116,000	100.85	11,698,600.00	
EQT AB	90,000	288.10	25,929,000.00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	66.78	9,415,980.00	
SAGAX AB-B	50,000	265.60	13,280,000.00	
小計銘柄数：42			1,342,987,983.05	
			(19,043,569,599)	
組入時価比率：0.9%			0.9%	

	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	82,000	283.30	23,230,600.00	
		EQUINOR ASA	219,000	299.00	65,481,000.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	337.30	12,480,100.00	
		NORSK HYDRO	330,000	70.72	23,337,600.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	747.00	15,687,000.00	
		MOWI ASA	109,000	185.90	20,263,100.00	
		ORKLA ASA	180,000	71.90	12,942,000.00	
		SALMAR ASA	16,000	652.50	10,440,000.00	
		DNB BANK ASA	229,000	211.50	48,433,500.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	164.10	8,533,200.00	
		TELENOR ASA	165,000	124.10	20,476,500.00	
		ADEVINTA ASA	93,000	113.50	10,555,500.00	
	小計	銘柄数：12			271,860,100.00	
					(3,825,071,607)	
		組入時価比率：0.2%			0.2%	
	デンマーククロネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	93,016	387.00	35,997,192.00	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	2,228.00	5,792,800.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	246,000	176.75	43,480,500.00	
		DSV A/S	44,300	1,070.00	47,401,000.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	9,385.00	6,757,200.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	9,568.00	11,672,960.00	
		PANDORA A/S	20,000	1,082.00	21,640,000.00	
		CARLSBERG B	23,400	927.60	21,705,840.00	
		COLOPLAST-B	31,500	906.00	28,539,000.00	
		DEMANT A/S	25,000	315.60	7,890,000.00	
		GENMAB A/S	15,800	2,006.00	31,694,800.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	805,200	866.20	697,464,240.00	
		DANSKE BANK AS	166,000	202.90	33,681,400.00	
		TRYG A/S	83,000	135.90	11,279,700.00	
		ORSTED A/S	49,000	385.10	18,869,900.00	
	小計	銘柄数：15			1,023,866,532.00	
					(22,637,689,022)	
		組入時価比率：1.0%			1.0%	
	豪ドル	AMPOL LTD	59,000	38.81	2,289,790.00	
		SANTOS LTD.	820,000	7.83	6,420,600.00	

WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	474,000	29.40	13,935,600.00
ORICA LTD	127,000	17.96	2,280,920.00
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	108,000	53.33	5,759,640.00
BHP GROUP LIMITED	1,251,000	44.63	55,832,130.00
BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	22.96	2,387,840.00
FORTESCUE LTD	422,000	24.60	10,381,200.00
MINERAL RESOURCES LTD	42,000	68.24	2,866,080.00
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	288,000	15.50	4,464,000.00
PILBARA MINERALS LTD	740,000	3.83	2,834,200.00
RIO TINTO LTD	91,500	129.52	11,851,080.00
SOUTH32 LTD	1,110,000	3.19	3,540,900.00
REECE LTD	49,000	26.27	1,287,230.00
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	44,000	37.66	1,657,040.00
BRAMBLES LTD	344,000	15.53	5,342,320.00
QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.62	1,236,400.00
AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.88	1,823,600.00
TRANSURBAN GROUP	776,000	12.75	9,894,000.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	144,000	40.32	5,806,080.00
LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	4.94	2,717,000.00
WESFARMERS LIMITED	278,000	65.25	18,139,500.00
COLES GROUP LTD	317,000	16.05	5,087,850.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	5.32	1,755,600.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	304,000	31.40	9,545,600.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	11.84	2,391,680.00
COCHLEAR LTD	16,700	315.65	5,271,355.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	48,000	50.09	2,404,320.00
SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	26.27	2,942,240.00
CSL LIMITED	118,800	269.49	32,015,412.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	748,000	28.25	21,131,000.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	413,200	111.86	46,220,552.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	768,000	33.06	25,390,080.00
WESTPAC BANKING CORP	871,000	25.50	22,210,500.00
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	32.50	1,852,500.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	6.35	3,810,000.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.59	2,477,100.00
QBE INSURANCE	379,000	17.34	6,571,860.00

		SUNCORP GROUP LTD	318,000	15.95	5,072,100.00	
		WISETECH GLOBAL LTD	39,000	88.46	3,449,940.00	
		XERO LIMITED	34,300	116.81	4,006,583.00	
		TELSTRA GROUP LTD	1,020,000	3.65	3,723,000.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	410,000	9.76	4,001,600.00	
		APA GROUP	300,000	8.35	2,505,000.00	
		ASX LTD	47,000	62.51	2,937,970.00	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	91,200	183.33	16,719,696.00	
		IDP EDUCATION LTD	62,000	16.44	1,019,280.00	
		COMPUTERSHARE LTD	137,000	27.92	3,825,040.00	
		CAR GROUP LTD	90,000	33.25	2,992,500.00	
		REA GROUP LTD	12,500	175.97	2,199,625.00	
		SEEK LTD	87,000	23.73	2,064,510.00	
	小計	銘柄数：51			418,341,643.00	
		組入時価比率：1.9%			(41,658,460,809)	1.9%
ニュージーランドドル		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	310,000	7.85	2,433,500.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	26.60	3,830,400.00	
		EBOS GROUP LTD	35,000	34.69	1,214,150.00	
		SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	4.65	1,999,500.00	
		MERCURY NZ LTD	190,000	6.44	1,223,600.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.89	1,767,000.00	
	小計	銘柄数：6			12,468,150.00	
		組入時価比率：0.1%			(1,139,713,591)	0.1%
香港ドル		CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	670,040	35.85	24,020,934.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	345,000	101.50	35,017,500.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	15.70	4,396,000.00	
		MTR CORP	390,000	23.45	9,145,500.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	33.65	17,834,500.00	
		SANDS CHINA LTD	564,000	18.00	10,152,000.00	
		WH GROUP LIMITED	2,099,806	5.39	11,317,954.34	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	930,000	22.65	21,064,500.00	
		HANG SENG BANK	191,000	96.05	18,345,550.00	
		AIA GROUP LTD	2,820,000	47.20	133,104,000.00	

		HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	8.68	7,374,528.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	42.60	7,242,000.00	
		CLP HLDGS	394,000	59.70	23,521,800.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	43.30	15,155,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	2,630,383	5.66	14,887,967.78	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	295,000	214.60	63,307,000.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	31.10	14,929,244.00	
		ESR GROUP LTD	570,000	8.00	4,560,000.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	8.21	3,776,600.00	
		HENDERSON LAND	390,443	22.15	8,648,312.45	
		SINO LAND CO.LTD	890,000	7.83	6,968,700.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	367,000	70.00	25,690,000.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	60.80	6,323,200.00	
		SWIRE PROPERTIES LTD	350,000	14.98	5,243,000.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	24.25	6,062,500.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	22.40	8,579,200.00	
	小計	銘柄数：26			506,667,490.57	
					(10,011,749,613)	
		組入時価比率：0.4%			0.5%	
シンガポール ド ル		SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.95	1,501,000.00	
		JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	26.50	556,500.00	
		KEPPEL LTD	360,000	6.97	2,509,200.00	
		SEATRUM LTD	10,173,615	0.07	783,368.35	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.25	2,250,000.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	0.92	1,297,200.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.40	1,768,000.00	
		DBS GROUP HLDGS	444,000	36.41	16,166,040.00	
		OCBC-ORD	840,000	13.69	11,499,600.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	317,000	29.93	9,487,810.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,040,000	2.35	4,794,000.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.32	1,064,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.06	1,802,940.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	2.46	1,476,000.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	150,000	5.74	861,000.00	
	小計	銘柄数：15			57,816,658.35	

					(6,565,659,722)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	18.05	3,429,500.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	773.80	4,565,420.00	
		BANK HAPOALIM BM	320,000	33.88	10,841,600.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	364,000	29.25	10,647,000.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	19.19	5,373,200.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	136.10	5,307,900.00	
		NICE LTD	16,000	843.00	13,488,000.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	247.00	2,964,000.00	
	小計	銘柄数：8			56,616,620.00	
					(2,327,882,917)	
		組入時価比率：0.1%			0.1%	
	合計				2,167,757,103,000	
					(2,167,757,103,000)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,800	4,604,462.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	83,000	2,927,410.00	
		AMERICAN TOWER CORP	114,600	19,630,980.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	116,000	2,114,680.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	35,000	6,444,550.00	
		BOSTON PROPERTIES	38,000	2,287,600.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	27,500	2,647,975.00	
		CROWN CASTLE INC	105,800	10,072,160.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	74,000	10,125,420.00	
		EQUINIX INC	23,310	17,435,880.00	

		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	45,000	2,822,850.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	87,000	5,353,980.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	15,300	3,598,101.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	51,300	6,795,198.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	67,000	2,867,600.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	169,000	3,038,620.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,236,830.00	
		INVITATION HOMES INC	151,000	5,069,070.00	
		IRON MOUNTAIN INC	73,600	5,527,360.00	
		KIMCO REALTY CORP	164,000	2,984,800.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	28,700	3,618,496.00	
		PROLOGIS INC	226,900	23,481,881.00	
		PUBLIC STORAGE	39,500	10,285,010.00	
		REALTY INCOME CORP	206,000	10,926,240.00	
		REGENCY CENTERS CORP	44,000	2,568,280.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	26,900	5,274,014.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	80,600	11,319,464.00	
		SUN COMMUNITIES INC	31,400	3,695,466.00	
		UDR INC	80,000	2,912,000.00	
		VENTAS INC	97,000	4,183,610.00	
		VICI PROPERTIES INC	257,000	7,167,730.00	
		WELLTOWER INC	135,600	12,382,992.00	
		WEYERHAEUSER CO	184,000	5,790,480.00	
		WP CAREY INC	55,000	3,091,550.00	
	小計	銘柄数：34	3,145,810	226,282,739.00	
				(35,028,567,997)	
		組入時価比率：1.6%		86.0%	
カナダドル	小計	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	896,070.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	494,200.00	
		銘柄数：2	49,000	1,390,270.00	
				(156,641,720)	
		組入時価比率：0.0%		0.4%	
ユーロ		COVIVIO	11,300	491,098.00	
		GECINA SA	11,700	1,089,270.00	
		KLEPIERRE	49,000	1,205,400.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	30,600	2,298,060.00	

	小計	WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,159,200.00	
		銘柄数：5	147,600	6,243,028.00	
		組入時価比率：0.0%		(1,030,037,189)	2.5%
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,142,100.00	
		SEGRO PLC	321,000	2,724,006.00	
	小計	銘柄数：2	501,000	3,866,106.00	
		組入時価比率：0.0%		(740,552,604)	1.8%
	豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,779,120.00	
		GOODMAN GROUP	416,000	12,683,840.00	
		GPT GROUP	440,000	1,826,000.00	
		MIRVAC GROUP	890,000	1,886,800.00	
		SCENTRE GROUP	1,210,000	3,811,500.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	620,000	2,715,600.00	
		VICINITY CENTRES	980,000	1,866,900.00	
	小計	銘柄数：7	4,808,000	26,569,760.00	
		組入時価比率：0.1%		(2,645,816,700)	6.5%
	香港ドル	LINK REIT	630,000	19,435,500.00	
		銘柄数：1	630,000	19,435,500.00	
	小計	組入時価比率：0.0%		(384,045,480)	0.9%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,278,502.40	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,481,639.48	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	860,029	1,126,637.99	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	690,000	834,900.00	
	小計	銘柄数：4	3,760,090	6,721,679.87	
		組入時価比率：0.0%		(763,313,966)	1.9%
	合計			40,748,975,656	
				(40,748,975,656)	
	合計			40,748,975,656	
				(40,748,975,656)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	27,317,032,696	—	26,207,901,058	△1,109,131,638
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	2,748,890,596	—	2,759,369,090	10,478,494
米ドル	2,313,643,250	—	2,321,472,220	7,828,970
カナダドル	123,158,926	—	123,902,570	743,644
ユーロ	213,320,120	—	214,437,600	1,117,480
豪ドル	98,768,300	—	99,556,700	788,400
合計	—	—	—	△1,098,653,144

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引
- 外国先物取引について
- 先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 為替予約取引
- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 22 日現在)

資産の部

流動資産

預金	126,939,826
コール・ローン	707,503,910
株式	87,613,118,588

投資証券	1, 637, 719, 325
派生商品評価勘定	1, 918, 373
未収入金	14, 559
未収配当金	85, 273, 602
未収利息	1, 502
差入委託証拠金	1, 580, 749, 022
流動資産合計	91, 753, 238, 707
資産合計	91, 753, 238, 707
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2, 213, 562, 941
未払金	11, 833, 778
未払解約金	131, 255, 284
その他未払費用	448, 200
流動負債合計	2, 357, 100, 203
負債合計	2, 357, 100, 203
純資産の部	
元本等	
元本	30, 660, 773, 511
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	58, 735, 364, 993
元本等合計	89, 396, 138, 504
純資産合計	89, 396, 138, 504
負債純資産合計	91, 753, 238, 707

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の

	配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 9157 円
(10,000 口当たり純資産額)	(29, 157 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 新株予約権証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	40,949,979,963 円
同期中における追加設定元本額	3,443,251,894 円
同期中における一部解約元本額	13,732,458,346 円
期末元本額	30,660,773,511 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,760,487,530 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	940,492,507 円
野村外国株インデックス A コース (野村 SMA・EW 向け)	1,999,984,187 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	449,866 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	341,087 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	1,151,137 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	421,016 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	1,115,873 円
野村外国株インデックス A コース (野村投資一任口座向け)	14,182,605,588 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス A コース (野村投資一任口座向け)	4,210,818,373 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジあり) 連動型上場投信	927,664,526 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	209,721,937 円
野村インデックス・バランス 60VA (適格機関投資家専用)	3,989,046,667 円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA (適格機関投資家専用)	905,054,191 円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA (適格機関投資家専用)	496,328,707 円
野村国内外マルチアセット (6 資産) ファンド (適格機関投資家専用)	285,340 円
野村国内外マルチアセット (6 資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	1,087,550 円
先進 8 カ国国債入替型プラス外国株式戦略 30 オープン (為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)	33,717,429 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表
(1) 株式(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	10,630	32.60	346,538.00	
		HALLIBURTON CO	8,610	39.08	336,478.80	
		SCHLUMBERGER LTD	14,020	49.85	698,897.00	
		APA CORPORATION	2,850	32.36	92,226.00	
		CHENIERE ENERGY INC	2,460	161.97	398,446.20	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,180	87.51	103,261.80	
		CHEVRON CORP	17,830	160.00	2,852,800.00	
		CONOCOPHILLIPS	11,750	129.38	1,520,215.00	

COTERRA ENERGY INC	7, 200	27. 75	199, 800. 00
DEVON ENERGY CORP	6, 460	51. 83	334, 821. 80
DIAMONDBACK ENERGY INC	1, 630	200. 74	327, 206. 20
EOG RESOURCES INC	5, 720	133. 17	761, 732. 40
EQT CORP	4, 465	36. 65	163, 642. 25
EXXON MOBIL CORP	39, 850	119. 88	4, 777, 218. 00
HESS CORP	2, 730	154. 35	421, 375. 50
HF SINCLAIR CORP	1, 560	56. 85	88, 686. 00
KINDER MORGAN INC	20, 400	18. 84	384, 336. 00
MARATHON OIL CORP	5, 400	27. 50	148, 500. 00
MARATHON PETROLEUM CORP	3, 790	196. 38	744, 280. 20
OCCIDENTAL PETE CORP	6, 490	66. 63	432, 428. 70
ONEOK INC	5, 760	79. 63	458, 668. 80
OVINTIV INC	2, 380	51. 98	123, 712. 40
PHILLIPS 66	4, 380	154. 71	677, 629. 80
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	2, 330	270. 31	629, 822. 30
TARGA RESOURCES CORP	2, 000	112. 92	225, 840. 00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	165	582. 60	96, 129. 00
VALERO ENERGY CORP	3, 460	163. 89	567, 059. 40
WILLIAMS COS	11, 820	38. 51	455, 188. 20
AIR PRODUCTS	2, 210	231. 64	511, 924. 40
ALBEMARLE CORP	1, 130	112. 15	126, 729. 50
CELANESE CORP-SERIES A	960	154. 45	148, 272. 00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1, 870	79. 47	148, 608. 90
CORTEVA INC	6, 940	54. 80	380, 312. 00
DOW INC	6, 910	56. 66	391, 520. 60
DUPONT DE NEMOURS INC	4, 200	73. 89	310, 338. 00
EASTMAN CHEMICAL CO.	1, 100	96. 42	106, 062. 00
ECOLAB INC	2, 550	218. 16	556, 308. 00
FMC CORP	1, 050	57. 82	60, 711. 00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	2, 770	83. 97	232, 596. 90
LINDE PLC	4, 835	446. 30	2, 157, 860. 50
LYONDELLBASELL INDU-CL A	2, 750	100. 74	277, 035. 00
MOSAIC CO/THE	3, 110	31. 00	96, 410. 00
PPG INDUSTRIES	2, 270	130. 90	297, 143. 00
RPM INTERNATIONAL INC	1, 240	106. 57	132, 146. 80

SHERWIN-WILLIAMS	2, 425	305. 96	741, 953. 00
WESTLAKE CORPORATION	340	150. 76	51, 258. 40
MARTIN MARIETTA MATERIALS	627	575. 89	361, 083. 03
VULCAN MATERIALS CO	1, 350	252. 06	340, 281. 00
AMCOR PLC	14, 800	8. 97	132, 756. 00
AVERY DENNISON CORP	830	211. 57	175, 603. 10
BALL CORP	3, 280	64. 95	213, 036. 00
CROWN HOLDINGS INC	1, 300	77. 67	100, 971. 00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	3, 640	35. 37	128, 746. 80
PACKAGING CORP OP AMERICA	920	179. 89	165, 498. 80
WESTROCK CO	2, 340	47. 99	112, 296. 60
CLEVELAND-CLIFFS INC	5, 400	20. 81	112, 374. 00
FREEPORT-MCMORAN INC	14, 250	49. 61	706, 942. 50
NEWMONT CORP	11, 310	39. 02	441, 316. 20
NUCOR CORP	2, 390	191. 36	457, 350. 40
RELIANCE INC	550	319. 49	175, 719. 50
STEEL DYNAMICS	1, 560	136. 90	213, 564. 00
AXON ENTERPRISE INC	700	293. 60	205, 523. 50
BOEING CO	5, 780	169. 82	981, 559. 60
GENERAL DYNAMICS	2, 310	288. 62	666, 712. 20
HEICO CORP	380	197. 10	74, 898. 00
HEICO CORP-CLASS A	670	159. 77	107, 045. 90
HOWMET AEROSPACE INC	3, 720	63. 41	235, 885. 20
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	400	271. 66	108, 664. 00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1, 870	205. 45	384, 191. 50
LOCKHEED MARTIN	2, 241	463. 87	1, 039, 532. 67
NORTHROP GRUMMAN CORP	1, 403	462. 58	648, 999. 74
RTX CORP	14, 210	101. 56	1, 443, 167. 60
TEXTRON INC	1, 940	93. 30	181, 002. 00
TRANSDIGM GROUP INC	542	1, 187. 70	643, 733. 40
ALLEGION PLC	800	125. 21	100, 168. 00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1, 320	177. 03	233, 679. 60
CARLISLE COS INC	520	367. 41	191, 053. 20
CARRIER GLOBAL CORP	7, 990	53. 53	427, 704. 70
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1, 130	73. 51	83, 066. 30
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	6, 940	63. 66	441, 800. 40

PLC				
LENNOX INTERNATIONAL INC	350	457.15	160,002.50	
MASCO CORP	2,320	71.91	166,831.20	
OWENS CORNING INC	870	160.11	139,295.70	
SMITH (A.O.) CORP	1,100	86.07	94,677.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	2,230	288.27	642,842.10	
AECOM	1,250	93.35	116,687.50	
QUANTA SERVICES INC	1,430	243.26	347,861.80	
AMETEK INC	2,280	177.70	405,156.00	
EATON CORP PLC	4,010	303.02	1,215,110.20	
EMERSON ELEC	5,680	108.58	616,734.40	
GE VERNOVA INC	2,712	135.10	366,391.20	
HUBBELL INC	560	388.03	217,296.80	
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,120	269.96	302,355.20	
VERTIV HOLDINGS CO	3,390	75.01	254,283.90	
3M CORP	5,390	92.27	497,335.30	
GENERAL ELECTRIC CO	10,850	148.06	1,606,451.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	6,510	194.26	1,264,632.60	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,900	36.79	69,901.00	
CATERPILLAR INC DEL	5,077	354.66	1,800,608.82	
CNH INDUSTRIAL NV	9,000	12.31	110,790.00	
CUMMINS INC	1,440	287.56	414,086.40	
DEERE & COMPANY	2,702	400.32	1,081,664.64	
DOVER CORP	1,390	169.84	236,077.60	
FORTIVE CORP	3,710	79.49	294,907.90	
GRACO INC	1,640	88.38	144,943.20	
IDEX CORP	780	227.04	177,091.20	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	3,010	250.46	753,884.60	
INGERSOLL-RAND INC	4,110	88.40	363,324.00	
NORDSON CORP	570	259.59	147,966.30	
OTIS WORLDWIDE CORP	4,030	95.11	383,293.30	
PACCAR	5,120	111.19	569,292.80	
PARKER HANNIFIN CORP	1,259	534.65	673,124.35	
PENTAIR PLC	1,570	78.53	123,292.10	
SNAP-ON INC	520	268.80	139,776.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,570	89.32	140,232.40	

TORO CO	1, 089	85. 11	92, 684. 79
WABTEC CORP	1, 800	144. 17	259, 506. 00
XYLEM INC	2, 430	127. 84	310, 651. 20
AERCAP HOLDINGS NV	2, 060	83. 21	171, 412. 60
FASTENAL CO	5, 840	67. 57	394, 608. 80
FERGUSON PLC	2, 080	208. 80	434, 304. 00
GRAINGER(W.W.) INC	441	942. 65	415, 708. 65
UNITED RENTALS INC	700	628. 34	439, 838. 00
WATSCO INC	314	396. 92	124, 632. 88
CINTAS CORP	908	661. 29	600, 451. 32
COPART INC	8, 550	52. 88	452, 124. 00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	2, 260	189. 76	428, 857. 60
ROLLINS INC	3, 150	42. 51	133, 906. 50
VERALTO CORP	2, 310	88. 89	205, 335. 90
WASTE CONNECTIONS INC	2, 640	165. 02	435, 652. 80
WASTE MANAGEMENT INC	4, 030	207. 07	834, 492. 10
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1, 080	71. 22	76, 917. 60
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	1, 350	114. 61	154, 723. 50
FEDEX CORPORATION	2, 330	266. 99	622, 086. 70
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	7, 270	142. 77	1, 037, 937. 90
DELTA AIR LINES INC	1, 960	47. 57	93, 237. 20
SOUTHWEST AIRLINES	2, 100	29. 38	61, 698. 00
CSX CORP	19, 760	34. 34	678, 558. 40
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	15, 100	3. 37	50, 887. 00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	810	167. 30	135, 513. 00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	1, 630	48. 14	78, 468. 20
NORFOLK SOUTHERN CORP	2, 250	241. 28	542, 880. 00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1, 940	211. 82	410, 930. 80
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	790	62. 31	49, 224. 90
UBER TECHNOLOGIES INC	18, 660	69. 20	1, 291, 272. 00
UNION PAC CORP	6, 030	232. 08	1, 399, 442. 40
APTIV PLC	2, 830	69. 63	197, 052. 90
BORGWARNER INC	2, 520	32. 80	82, 656. 00
LEAR CORP	530	132. 86	70, 415. 80
FORD MOTOR COMPANY	40, 400	12. 14	490, 456. 00

GENERAL MOTORS CO	13,620	42.37	577,079.40
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	7,400	8.63	63,862.00
TESLA INC	28,530	147.05	4,195,336.50
DR HORTON INC	2,960	142.19	420,882.40
GARMIN LTD	1,510	139.52	210,675.20
LENNAR CORP-A	2,460	150.19	369,467.40
NVR INC	30	7,685.00	230,550.00
PULTEGROUP INC	2,320	105.43	244,597.60
HASBRO INC	1,310	55.27	72,403.70
DECKERS OUTDOOR CORP	248	800.38	198,494.24
LULULEMON ATHLETICA INC	1,143	352.47	402,873.21
NIKE INC-B	12,010	94.53	1,135,305.30
AIRBNB INC-CLASS A	4,410	155.01	683,594.10
BOOKING HOLDINGS INC	345	3,414.82	1,178,112.90
CAESARS ENTERTAINMENT INC	2,290	38.20	87,478.00
CARNIVAL CORP	10,400	14.12	146,848.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	274	2,869.11	786,136.14
DARDEN RESTAURANTS INC	1,190	152.50	181,475.00
DOMINOS PIZZA INC	359	473.55	170,004.45
DOORDASH INC-A	2,580	127.18	328,124.40
DRAFTKINGS INC	4,090	40.68	166,381.20
EXPEDIA GROUP INC	1,270	129.00	163,830.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	2,550	194.47	495,898.50
HYATT HOTELS CORP-CL A	390	146.37	57,084.30
LAS VEGAS SANDS CORP	3,600	45.46	163,656.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	2,490	236.00	587,640.00
MCDONALD'S CORP	7,230	271.99	1,966,487.70
MGM RESORTS INTERNATIONAL	2,830	42.42	120,048.60
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,470	129.21	319,148.70
STARBUCKS CORP	11,370	87.61	996,125.70
VAIL RESORTS INC	410	202.94	83,205.40
WYNN RESORTS LTD	1,060	94.99	100,689.40
YUM BRANDS INC	2,760	138.50	382,260.00
GENUINE PARTS CO	1,350	162.39	219,226.50
LKQ CORP	2,560	49.12	125,747.20
POOL CORP	379	361.13	136,868.27

AMAZON.COM INC	92,730	174.63	16,193,439.90
EBAY INC	4,940	50.39	248,926.60
ETSY INC	1,050	66.76	70,098.00
GLOBAL-E ONLINE LTD	1,120	33.00	36,960.00
MERCADOLIBRE INC	446	1,356.43	604,967.78
AUTOZONE	176	2,985.54	525,455.04
BATH & BODY WORKS INC	2,560	43.99	112,614.40
BEST BUY COMPANY INC	1,900	76.15	144,685.00
BURLINGTON STORES INC	650	178.57	116,070.50
CARMAX INC	1,500	68.34	102,510.00
DICK S SPORTING GOODS INC	520	195.08	101,441.60
HOME DEPOT	9,923	335.36	3,327,777.28
LOWES COS INC	5,690	230.24	1,310,065.60
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	590	1,090.94	643,654.60
ROSS STORES INC	3,480	133.34	464,023.20
TJX COS INC	11,460	93.36	1,069,905.60
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,090	252.79	275,541.10
ULTA BEAUTY INC	495	413.50	204,682.50
WILLIAMS SONOMA INC	620	279.20	173,104.00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	4,200	20.35	85,470.00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	4,424	709.51	3,138,872.24
DOLLAR GENERAL CORP	2,310	144.82	334,534.20
DOLLAR TREE INC	1,970	122.03	240,399.10
KROGER CO	6,940	56.57	392,595.80
SYSCO CORP	4,980	76.73	382,115.40
TARGET CORP	4,610	168.30	775,863.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	7,600	18.24	138,624.00
WALMART INC	44,290	59.53	2,636,583.70
BROWN-FORMAN CORP-CL B	3,370	49.06	165,332.20
CELSIUS HOLDINGS INC	1,350	68.84	92,934.00
COCA COLA CO	40,950	60.17	2,463,961.50
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	2,000	67.58	135,160.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,620	260.70	422,334.00
KEURIG DR PEPPER INC	11,040	31.50	347,760.00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	1,730	64.23	111,117.90
MONSTER BEVERAGE CORP	8,060	53.14	428,308.40

PEPSICO INC	13,710	174.13	2,387,322.30
ARCHER DANIELS MIDLAND	5,130	62.60	321,138.00
BUNGE GLOBAL SA	1,450	109.52	158,804.00
CAMPBELL SOUP CO	1,870	44.20	82,654.00
CONAGRA BRANDS INC	4,600	30.62	140,852.00
DARLING INGREDIENTS INC	1,730	42.61	73,715.30
GENERAL MILLS	5,580	70.42	392,943.60
HERSHEY CO/THE	1,520	185.02	281,230.40
HORMEL FOODS CORP	2,650	34.74	92,061.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	1,220	114.76	140,007.20
KELLANOVA	2,570	57.38	147,466.60
KRAFT HEINZ CO/THE	9,050	37.78	341,909.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	1,490	81.00	120,690.00
MCCORMICK & CO INC.	2,610	73.92	192,931.20
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	13,660	68.11	930,382.60
TYSON FOODS INC-CL A	2,940	59.95	176,253.00
ALTRIA GROUP INC	17,640	42.09	742,467.60
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	15,350	93.77	1,439,369.50
CHURCH & DWIGHT CO INC	2,470	104.35	257,744.50
CLOROX CO	1,180	143.55	169,389.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	7,670	87.13	668,287.10
KIMBERLY-CLARK CORP	3,460	126.83	438,831.80
PROCTER & GAMBLE CO	23,500	158.14	3,716,290.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	2,230	144.41	322,034.30
KENVUE INC	18,136	19.58	355,102.88
ABBOTT LABORATORIES	17,310	107.28	1,857,016.80
ALIGN TECHNOLOGY INC	700	298.98	209,286.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	5,350	39.47	211,164.50
BECTON, DICKINSON	2,840	234.12	664,900.80
BOSTON SCIENTIFIC CORP	14,700	67.33	989,751.00
COOPER COS INC/THE	1,956	90.42	176,861.52
DEXCOM INC	3,820	130.71	499,312.20
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	6,020	85.94	517,358.80
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	3,950	84.49	333,735.50
HOLOGIC INC	2,420	75.38	182,419.60
IDEXX LABORATORIES INC	823	476.35	392,036.05

INSULET CORP	670	166.25	111,387.50
INTUITIVE SURGICAL INC	3,545	366.34	1,298,675.30
MEDTRONIC PLC	13,360	79.48	1,061,852.80
RESMED INC	1,490	178.85	266,486.50
SOLVENTUM CORP	1,347	62.20	83,783.40
STERIS PLC	990	199.51	197,514.90
STRYKER CORP	3,440	325.43	1,119,479.20
TELEFLEX INC	490	206.56	101,214.40
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,100	119.43	250,803.00
CARDINAL HEALTH INC	2,620	108.19	283,457.80
CENCORA INC	1,680	239.13	401,738.40
CENTENE CORP	5,270	75.15	396,040.50
CVS HEALTH CORP	12,910	69.75	900,472.50
DAVITA INC	480	127.82	61,353.60
ELEVANCE HEALTH INC	2,363	531.42	1,255,745.46
HCA HEALTHCARE INC	2,000	305.11	610,220.00
HENRY SCHEIN INC	1,400	70.86	99,204.00
HUMANA INC	1,216	328.33	399,249.28
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	880	201.48	177,302.40
MCKESSON CORP	1,329	524.83	697,499.07
MOLINA HEALTHCARE INC	613	367.52	225,289.76
QUEST DIAGNOSTICS INC	1,270	128.44	163,118.80
THE CIGNA GROUP	2,937	352.39	1,034,969.43
UNITEDHEALTH GROUP INC	9,222	501.13	4,621,420.86
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	580	157.47	91,332.60
ABBVIE INC	17,600	166.41	2,928,816.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,250	144.41	180,512.50
AMGEN INC	5,290	268.93	1,422,639.70
BIOGEN INC	1,390	194.38	270,188.20
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,950	88.63	172,828.50
EXACT SCIENCES CORP	1,720	60.96	104,851.20
GILEAD SCIENCES INC	12,490	66.76	833,832.40
INCYTE CORP	2,080	52.35	108,888.00
MODERNA INC	3,120	101.41	316,399.20
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,020	132.00	134,640.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,076	896.82	964,978.32

UNITED THERAPEUTICS CORP	420	237.93	99,930.60
VERTEX PHARMACEUTICALS	2,590	394.28	1,021,185.20
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	20,670	48.93	1,011,383.10
CATALENT INC	1,820	55.48	100,973.60
ELI LILLY & CO.	8,045	726.31	5,843,163.95
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	640	109.94	70,361.60
JOHNSON & JOHNSON	24,003	147.91	3,550,283.73
MERCK & CO INC	25,270	125.78	3,178,460.60
PFIZER INC	55,900	26.00	1,453,400.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	4,120	28.16	116,019.20
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	11,600	12.86	149,176.00
VIATRIS INC	13,200	11.25	148,500.00
ZOETIS INC	4,600	146.50	673,900.00
BANK OF AMERICA CORP	71,010	36.97	2,625,239.70
CITIGROUP	19,110	59.14	1,130,165.40
CITIZENS FINANCIAL GROUP	4,900	33.99	166,551.00
FIFTH THIRD BANCORP	7,200	36.25	261,000.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	112	1,567.36	175,544.32
HUNTINGTON BANCSHARES INC	15,100	13.28	200,528.00
JPMORGAN CHASE & CO	28,820	185.80	5,354,756.00
KEYCORP	10,100	14.63	147,763.00
M & T BANK CORP	1,760	143.38	252,348.80
PNC FINANCIAL	3,900	152.30	593,970.00
REGIONS FINANCIAL CORP	9,800	18.90	185,220.00
TRUIST FINANCIAL CORP	13,700	36.80	504,160.00
US BANCORP	15,850	40.45	641,132.50
WELLS FARGO CO	36,220	60.35	2,185,877.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	4,060	107.63	436,977.80
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	13,069	405.08	5,293,990.52
BLOCK INC	5,470	70.42	385,197.40
COREBRIDGE FINANCIAL INC	2,000	26.98	53,960.00
CORPAY INC	680	294.29	200,117.20
EQUITABLE HOLDINGS INC	3,300	36.56	120,648.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	5,840	70.73	413,063.20
FISERV INC	6,020	148.62	894,692.40
GLOBAL PAYMENTS INC	2,500	122.10	305,250.00

JACK HENRY & ASSOCIATES INC	800	165.60	132,480.00
MASTERCARD INC	8,349	455.39	3,802,051.11
PAYPAL HOLDINGS INC	10,210	62.31	636,185.10
TOAST INC-CLASS A	4,100	21.62	88,642.00
VISA INC-CLASS A SHARES	15,780	269.78	4,257,128.40
AFLAC INC	5,490	83.23	456,932.70
ALLSTATE CORP	2,580	172.96	446,236.80
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	710	127.86	90,780.60
AMERICAN INTL GROUP	6,970	74.23	517,383.10
AON PLC	1,997	310.19	619,449.43
ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,590	92.93	333,618.70
ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,140	236.57	506,259.80
ASSURANT INC	470	173.83	81,700.10
BROWN & BROWN INC	2,320	82.17	190,634.40
CHUBB LTD	4,100	250.21	1,025,861.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,470	119.95	176,326.50
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	230	381.56	87,758.80
EVEREST GROUP LTD	402	370.26	148,844.52
FNF GROUP	2,750	48.77	134,117.50
GLOBE LIFE INC	860	66.74	57,396.40
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	2,880	98.95	284,976.00
LOEWS CORP	1,850	75.64	139,934.00
MARKEL GROUP INC	125	1,456.69	182,086.25
MARSH & MCLENNAN COS	4,950	202.41	1,001,929.50
METLIFE INC	6,220	71.11	442,304.20
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,570	80.44	206,730.80
PROGRESSIVE CO	5,880	214.69	1,262,377.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	3,710	110.61	410,363.10
TRAVELERS COS INC/THE	2,270	214.07	485,938.90
WILLIS TOWERS WATSON PLC	990	264.52	261,874.80
WR BERKLEY CORP	2,140	82.40	176,336.00
ACCENTURE PLC-CL A	6,253	316.88	1,981,450.64
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,690	101.50	171,535.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	3,160	84.10	265,756.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	4,940	67.44	333,153.60
EPAM SYSTEMS INC	570	245.96	140,197.20

GARTNER INC	752	440.38	331,165.76
GODADDY INC – CLASS A	1,250	120.12	150,150.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	9,110	181.58	1,654,193.80
MONGODB INC	721	327.47	236,105.87
OKTA INC	1,640	92.03	150,929.20
SNOWFLAKE INC-CLASS A	2,890	145.45	420,350.50
TWILIO INC – A	1,640	57.55	94,382.00
VERISIGN INC	970	184.12	178,596.40
WIX.COM LTD	590	121.41	71,631.90
ADOBE INC	4,507	465.02	2,095,845.14
ANSYS INC	847	322.11	272,827.17
APPLOVIN CORP-CLASS A	1,610	66.80	107,548.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	260	198.47	51,602.20
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,639	191.55	313,950.45
AUTODESK INC.	2,130	216.50	461,145.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	1,930	52.46	101,247.80
BILL HOLDINGS INC	1,220	59.61	72,724.20
CADENCE DESIGN SYS INC	2,720	280.25	762,280.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	960	157.95	151,632.00
CONFLUENT INC-CLASS A	2,020	26.89	54,317.80
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC – A	2,233	282.64	631,135.12
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	390	233.71	91,146.90
DATADOG INC – CLASS A	2,780	120.09	333,850.20
DOCUSIGN INC	2,050	55.70	114,185.00
DROPBOX INC-CLASS A	2,600	22.98	59,748.00
DYNATRACE INC	2,680	45.40	121,672.00
FAIR ISAAC CORP	252	1,130.06	284,775.12
FORTINET INC	6,460	63.40	409,564.00
GEN DIGITAL INC	5,500	20.50	112,750.00
HUBSPOT INC	481	631.24	303,626.44
INTUIT INC	2,792	605.17	1,689,634.64
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	600	226.34	135,804.00
MICROSOFT CORP	70,398	399.12	28,097,249.76
MONDAY.COM LTD	300	178.07	53,421.00
ORACLE CORPORATION	16,450	114.88	1,889,776.00

PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	18,700	20.47	382,789.00
PALO ALTO NETWORKS INC	3,100	277.71	860,901.00
PTC INC	1,150	176.37	202,825.50
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,101	534.38	588,352.38
SALESFORCE INC	9,650	270.37	2,609,070.50
SAMSARA INC-CL A	1,390	30.15	41,908.50
SERVICENOW INC	2,028	713.91	1,447,809.48
SYNOPSYS INC	1,516	510.71	774,236.36
TYLER TECHNOLOGIES INC	415	403.35	167,390.25
UIPATH INC - CLASS A	4,500	18.75	84,375.00
UNITY SOFTWARE INC	2,540	22.89	58,140.60
WORKDAY INC-CLASS A	2,140	252.22	539,750.80
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	2,700	59.45	160,515.00
ZSCALER INC	880	169.21	148,904.80
ARISTA NETWORKS INC	2,590	246.09	637,373.10
CISCO SYSTEMS	40,520	48.32	1,957,926.40
F5 INC	630	177.33	111,717.90
JUNIPER NETWORKS INC	3,300	36.06	118,998.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,650	339.65	560,422.50
APPLE INC	146,450	165.00	24,164,250.00
DELL TECHNOLOGIES-C	2,550	114.87	292,918.50
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	12,700	16.79	213,233.00
HP INC	8,900	27.81	247,509.00
NETAPP INC	2,060	97.95	201,777.00
SEAGATE TECHNOLOGY	1,940	82.46	159,972.40
SUPER MICRO COMPUTER INC	500	713.65	356,825.00
WESTERN DIGITAL CORP	3,050	66.05	201,452.50
AMPHENOL CORP-CL A	5,860	110.17	645,596.20
CDW CORPORATION	1,290	235.78	304,156.20
CORNING INC	8,200	31.27	256,414.00
JABIL INC	1,280	118.75	152,000.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,790	145.12	259,764.80
TE CONNECTIVITY LTD	3,060	140.55	430,083.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	512	401.36	205,496.32
TRIMBLE INC	2,380	57.97	137,968.60
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	490	268.07	131,354.30

ADVANCED MICRO DEVICES	16,110	146.64	2,362,370.40
ANALOG DEVICES INC	4,980	183.36	913,132.80
APPLIED MATERIALS	8,230	189.77	1,561,807.10
BROADCOM INC	4,434	1,204.71	5,341,684.14
ENPHASE ENERGY INC	1,400	106.48	149,072.00
ENTEGRIS INC	1,410	122.20	172,302.00
FIRST SOLAR INC	1,040	175.04	182,041.60
INTEL CORP	42,040	34.20	1,437,768.00
KLA CORP	1,363	628.16	856,182.08
LAM RESEARCH	1,326	870.25	1,153,951.50
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	1,240	66.51	82,472.40
MARVELL TECHNOLOGY INC	8,450	62.13	524,998.50
MICROCHIP TECHNOLOGY	5,350	81.68	436,988.00
MICRON TECHNOLOGY	11,080	106.77	1,183,011.60
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	503	591.52	297,534.56
NVIDIA CORP	24,627	762.00	18,765,774.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	2,570	215.12	552,858.40
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	4,220	60.71	256,196.20
QORVO INC	1,080	104.88	113,270.40
QUALCOMM INC	11,150	157.63	1,757,574.50
SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,510	96.11	145,126.10
TERADYNE INC	1,590	95.97	152,592.30
TEXAS INSTRUMENTS INC	8,990	159.68	1,435,523.20
AT & T INC	71,900	16.51	1,187,069.00
LIBERTY GLOBAL LTD-C	2,300	17.39	39,997.00
VERIZON COMMUNICATIONS	41,920	40.49	1,697,340.80
T-MOBILE US INC	5,210	162.33	845,739.30
ALLIANT ENERGY CORP	2,800	49.82	139,496.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	5,270	84.20	443,734.00
CONSTELLATION ENERGY	3,170	180.90	573,453.00
DUKE ENERGY CORP	7,560	98.24	742,694.40
EDISON INTERNATIONAL	3,860	69.93	269,929.80
ENTERGY CORP	2,110	106.77	225,284.70
EVERGY INC	2,370	51.76	122,671.20
EVERSOURCE ENERGY	3,450	59.69	205,930.50
EXELON CORPORATION	9,600	37.55	360,480.00

FIRSTENERGY CORP	5,410	38.17	206,499.70
NEXTERA ENERGY INC	20,620	64.30	1,325,866.00
NRG ENERGY INC	2,400	69.97	167,928.00
PG&E CORP	20,600	16.85	347,110.00
PPL CORPORATION	8,000	27.02	216,160.00
SOUTHERN CO.	10,700	72.15	772,005.00
XCEL ENERGY INC	5,610	54.72	306,979.20
ATMOS ENERGY CORP	1,460	117.20	171,112.00
AMEREN CORPORATION	2,590	73.88	191,349.20
CENTERPOINT ENERGY INC	6,000	28.53	171,180.00
CMS ENERGY CORP	2,750	59.55	163,762.50
CONSOLIDATED EDISON INC	3,310	91.77	303,758.70
DOMINION ENERGY INC	8,550	49.84	426,132.00
DTE ENERGY COMPANY	2,170	108.57	235,596.90
NISOURCE INC	4,400	27.58	121,352.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	5,050	65.74	331,987.00
SEMPRA	6,220	70.08	435,897.60
WEC ENERGY GROUP INC	3,050	81.56	248,758.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,950	118.52	231,114.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	2,260	35.44	80,094.40
ALLY FINANCIAL INC	2,600	39.05	101,530.00
AMERICAN EXPRESS CO	5,760	231.04	1,330,790.40
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3,780	142.91	540,199.80
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,400	125.35	300,840.00
SYNCHRONY FINANCIAL	4,100	41.57	170,437.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	999	417.01	416,592.99
ARES MANAGEMENT CORP - A	1,620	129.53	209,838.60
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	7,360	56.29	414,294.40
BLACKROCK INC	1,496	749.98	1,121,970.08
BLACKSTONE INC	7,120	118.40	843,008.00
CARLYLE GROUP INC/THE	2,100	44.08	92,568.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,010	180.85	182,658.50
CME GROUP INC	3,530	213.04	752,031.20
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,710	211.01	360,827.10
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	376	434.02	163,191.52
FRANKLIN RESOURCES INC	2,800	25.15	70,420.00

FUTU HOLDINGS LTD-ADR	490	54.77	26,837.30
GOLDMAN SACHS GROUP	3,223	404.00	1,302,092.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	5,620	131.21	737,400.20
KKR & CO INC-A	5,720	92.62	529,786.40
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	750	262.59	196,942.50
MARKETAXESS HOLDINGS INC	320	204.01	65,283.20
MOODYS CORP	1,611	374.67	603,593.37
MORGAN STANLEY	12,370	90.66	1,121,464.20
MSCI INC	767	510.07	391,223.69
NASDAQ INC	3,650	60.35	220,277.50
NORTHERN TRUST CORP	1,960	81.45	159,642.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,930	123.60	238,548.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	3,400	16.63	56,542.00
S&P GLOBAL INC	3,202	412.56	1,321,017.12
SCHWAB (CHARLES) CORP	15,120	73.42	1,110,110.40
SEI INVESTMENTS COMPANY	1,120	66.13	74,065.60
STATE STREET CORP	2,920	73.37	214,240.40
T ROWE PRICE GROUP INC	2,250	108.73	244,642.50
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	990	101.05	100,039.50
AES CORP	6,700	16.40	109,880.00
VISTRA CORP	3,600	65.66	236,376.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,550	198.38	307,489.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,890	132.73	383,589.70
AVANTOR INC	7,000	24.10	168,700.00
BIO TECHNE CORP	1,500	62.12	93,180.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	190	279.73	53,148.70
CHARLES RIVER LABORATORIES	470	226.78	106,586.60
DANAHER CORP	7,000	235.51	1,648,570.00
ILLUMINA INC	1,580	117.43	185,539.40
IQVIA HOLDINGS INC	1,810	228.09	412,842.90
METTLER-TOLEDO INTL	207	1,188.54	246,027.78
REPLIGEN CORP	550	157.14	86,427.00
REVVITY INC	1,270	100.86	128,092.20
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	3,852	544.78	2,098,492.56
WATERS CORP	620	296.10	183,582.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	746	372.04	277,541.84

AUTOMATIC DATA PROCESS	4, 130	243. 31	1, 004, 870. 30
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1, 240	142. 14	176, 253. 60
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	1, 190	193. 38	230, 122. 20
DAYFORCE INC	1, 340	58. 75	78, 725. 00
EQUIFAX INC	1, 180	216. 20	255, 116. 00
JACOBS SOLUTIONS INC	1, 340	143. 83	192, 732. 20
LEIDOS HOLDINGS INC	1, 270	124. 91	158, 635. 70
PAYCHEX INC	3, 330	119. 52	398, 001. 60
PAYCOM SOFTWARE INC	620	183. 25	113, 615. 00
PAYLOCITY HOLDING CORP	440	157. 22	69, 176. 80
ROBERT HALF INC	1, 090	70. 23	76, 550. 70
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2, 500	60. 82	152, 050. 00
TRUNSON	1, 860	66. 70	124, 062. 00
VERISK ANALYTICS INC	1, 390	222. 52	309, 302. 80
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	920	265. 21	243, 993. 20
COMCAST CORP-CL A	39, 760	40. 24	1, 599, 942. 40
FOX CORP-CLASS A	2, 700	31. 39	84, 753. 00
FOX CORP-CLASS B	1, 900	28. 87	54, 853. 00
INTERPUBLIC GROUP	4, 300	30. 72	132, 096. 00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	1, 290	49. 88	64, 345. 20
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	2, 328	24. 34	56, 663. 52
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	3, 700	24. 02	88, 874. 00
OMNICOM GROUP	2, 080	92. 62	192, 649. 60
PARAMOUNT GLOBAL	5, 700	12. 44	70, 908. 00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	9, 500	3. 09	29, 355. 00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	4, 310	77. 30	333, 163. 00
DISNEY (WALT) CO	18, 280	112. 61	2, 058, 510. 80
ELECTRONIC ARTS	2, 620	127. 27	333, 447. 40
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	1, 840	68. 10	125, 304. 00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	1, 690	89. 96	152, 032. 40
NETFLIX INC	4, 364	555. 04	2, 422, 194. 56
ROBLOX CORP -CLASS A	4, 800	35. 34	169, 632. 00
ROKU INC	1, 170	56. 90	66, 573. 00
SEA LTD-ADR	3, 750	55. 06	206, 475. 00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	1, 720	140. 60	241, 832. 00

小計	WARNER BROS DISCOVERY INC	24,500	8.40	205,800.00	
	ALPHABET INC-CL A	59,000	154.09	9,091,310.00	
	ALPHABET INC-CL C	51,370	155.72	7,999,336.40	
	MATCH GROUP INC	2,430	32.18	78,197.40	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	22,130	481.07	10,646,079.10	
	PINTEREST INC- CLASS A	5,500	32.40	178,200.00	
	SNAP INC-A	10,800	11.16	120,528.00	
	CBRE GROUP INC	3,120	84.90	264,888.00	
	COSTAR GROUP INC	4,160	84.26	350,521.60	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	9,400	2.83	26,602.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	1,900	41.82	79,458.00	
	銘柄数 : 591			425,802,370.86	
				(65,914,207,009)	
	組入時価比率 : 73.7%			75.1%	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	5,400	24.97	134,838.00	
	CAMECO CORP	4,780	66.18	316,340.40	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	10,690	105.31	1,125,763.90	
	CENOVUS ENERGY INC	15,000	28.69	430,350.00	
	ENBRIDGE INC	20,850	47.97	1,000,174.50	
	IMPERIAL OIL	1,690	95.63	161,614.70	
	KEYERA CORP	1,900	35.00	66,500.00	
	MEG ENERGY CORP	2,400	31.16	74,784.00	
	PARKLAND CORP	1,130	42.19	47,674.70	
	PEMBINA PIPELINE CORP	5,240	47.98	251,415.20	
	SUNCOR ENERGY INC	13,330	52.99	706,356.70	
	TC ENERGY CORP	10,230	49.05	501,781.50	
	TOURMALINE OIL CORP	3,490	65.12	227,268.80	
	NUTRIEN LTD	5,250	72.56	380,940.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,290	70.58	91,048.20	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	4,970	87.82	436,465.40	
	BARRICK GOLD	17,700	23.53	416,481.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	8,100	15.96	129,276.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	1,840	167.00	307,280.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	5,600	19.21	107,576.00	
	KINROSS GOLD CORP	11,300	9.31	105,203.00	
	LUNDIN MINING CORP	5,500	15.84	87,120.00	

PAN AMERICAN SILVER CORP	4, 100	26. 24	107, 584. 00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	4, 360	64. 81	282, 571. 60
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	4, 510	72. 38	326, 433. 80
WEST FRASER TIMBER	770	106. 42	81, 943. 40
CAE INC	4, 100	25. 58	104, 878. 00
STANTEC INC	1, 020	108. 50	110, 670. 00
WSP GLOBAL INC	1, 190	209. 64	249, 471. 60
TOROMONT INDUSTRIES LTD	770	129. 28	99, 545. 60
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	3, 500	21. 50	75, 250. 00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	2, 200	45. 56	100, 232. 00
RB GLOBAL INC	1, 980	99. 87	197, 742. 60
AIR CANADA	2, 000	19. 58	39, 160. 00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	5, 460	175. 47	958, 066. 20
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	9, 150	116. 41	1, 065, 151. 50
TFI INTERNATIONAL INC	830	196. 65	163, 219. 50
MAGNA INTERNATIONAL INC	2, 550	66. 45	169, 447. 50
BRP INC/CA- SUB VOTING	310	95. 38	29, 567. 80
GILDAN ACTIVEWEAR INC	1, 570	48. 42	76, 019. 40
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	3, 180	98. 20	312, 276. 00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	440	132. 26	58, 194. 40
DOLLARAMA INC	2, 810	112. 80	316, 968. 00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	7, 620	76. 06	579, 577. 20
EMPIRE CO LTD A	2, 100	31. 69	66, 549. 00
LOBLAW COMPANIES LTD	1, 480	148. 27	219, 439. 60
METRO INC/CN	2, 450	69. 70	170, 765. 00
WESTON(GEORGE) LTD	730	177. 84	129, 823. 20
SAPUTO INC	2, 200	25. 68	56, 496. 00
BANK OF MONTREAL	7, 060	126. 75	894, 855. 00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	12, 440	64. 28	799, 643. 20
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	9, 200	65. 43	601, 956. 00
NATIONAL BANK OF CANADA	3, 280	110. 12	361, 193. 60
ROYAL BANK OF CANADA	14, 160	134. 57	1, 905, 511. 20
TORONTO DOMINION BANK	17, 810	79. 88	1, 422, 662. 80
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	201	1, 513. 79	304, 271. 79
GREAT-WEST LIFECO INC	2, 580	40. 26	103, 870. 80

		IA FINANCIAL CORP INC	940	82.28	77,343.20	
		INTACT FINANCIAL CORP	1,740	221.95	386,193.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	17,800	31.72	564,616.00	
		POWER CORPORATION OF CANADA	5,200	36.84	191,568.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	5,950	70.30	418,285.00	
		CGI INC	1,990	142.99	284,550.10	
		SHOPIFY INC - CLASS A	12,090	95.82	1,158,463.80	
		CONSTELLATION SOFTWARE INC	196	3,661.67	717,687.32	
		DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	790	124.03	97,983.70	
		OPEN TEXT CORP	3,000	48.18	144,540.00	
		BCE INC	1,020	44.80	45,696.00	
		QUEBECOR INC-CL B	1,100	28.55	31,405.00	
		TELUS CORP	5,200	21.87	113,724.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	3,240	53.01	171,752.40	
		EMERA INC	2,930	46.71	136,860.30	
		FORTIS INC	5,090	52.89	269,210.10	
		HYDRO ONE LTD	3,300	37.80	124,740.00	
		ALTAGAS LTD	2,500	29.89	74,725.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	2,000	30.20	60,400.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	3,210	52.68	169,102.80	
		BROOKFIELD CORP	13,550	53.62	726,551.00	
		IGM FINANCIAL INC	1,400	33.60	47,040.00	
		ONEX CORPORATION	570	97.30	55,461.00	
		TMX GROUP LTD	2,880	36.10	103,968.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,800	30.72	55,296.00	
		NORTHLAND POWER INC	2,200	20.74	45,628.00	
		THOMSON REUTERS CORP	1,600	206.67	330,672.00	
		FIRSTSERVICE CORP	370	205.50	76,035.00	
	小計	銘柄数 : 85			26,326,756.01	
					(2,966,235,599)	
		組入時価比率 : 3.3%			3.4%	
ユーロ		TENARIS SA	4,600	17.70	81,420.00	
		ENI SPA	21,500	15.25	328,047.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	4,000	16.04	64,160.00	
		NESTE OYJ	4,810	25.72	123,713.20	
		OMV AG	1,280	43.58	55,782.40	

REPSOL SA	11,600	14.94	173,362.00
TOTALENERGIES SE	21,870	67.28	1,471,413.60
AIR LIQUIDE SA	5,270	187.76	989,495.20
AKZO NOBEL	1,640	66.28	108,699.20
ARKEMA	500	95.60	47,800.00
BASF SE	9,150	50.44	461,526.00
COVESTRO AG	1,700	48.50	82,450.00
DSM-FIRMENICH AG	2,030	104.10	211,323.00
EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	19.29	52,083.00
OCI	800	24.78	19,824.00
SYENSQO SA	650	86.67	56,335.50
SYMRIS AG	1,220	105.40	128,588.00
UMICORE	2,720	21.08	57,337.60
HEIDELBERG MATERIALS AG	1,200	93.14	111,768.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	2,560	40.90	104,704.00
ARCELORMITTAL	5,200	23.83	123,916.00
VOESTALPINE AG	1,680	25.00	42,000.00
STORA ENSO OYJ-R	5,700	12.77	72,817.50
UPM-KYMMENE OYJ	5,100	32.00	163,200.00
AIRBUS SE	5,950	160.04	952,238.00
DASSAULT AVIATION SA	180	205.20	36,936.00
LEONARDO SPA	3,600	21.68	78,048.00
MTU AERO ENGINES AG	530	211.90	112,307.00
RHEINMETALL AG	450	504.00	226,800.00
SAFRAN SA	3,350	205.90	689,765.00
THALES SA	880	155.25	136,620.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	4,630	70.26	325,303.80
KINGSPAN GROUP PLC	1,420	81.35	115,517.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,760	38.22	67,267.20
BOUYGUES	1,680	36.12	60,681.60
EIFFAGE SA	730	98.82	72,138.60
FERROVIAL SE	4,870	33.22	161,781.40
VINCI	4,900	113.35	555,415.00
LEGRAND SA	2,670	95.48	254,931.60
PRYSMIAN SPA	2,700	50.40	136,080.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	5,470	208.40	1,139,948.00

SIEMENS ENERGY AG	4,700	17.62	82,814.00
SIEMENS AG	7,660	172.96	1,324,873.60
ALSTOM	2,800	15.10	42,280.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	5,700	43.55	248,235.00
GEA GROUP AG	1,430	37.12	53,081.60
KNORR-BREMSE AG	560	68.10	38,136.00
KONE OYJ	3,910	42.90	167,739.00
METSO CORPORATION	5,800	11.23	65,163.00
RATIONAL AG	73	785.50	57,341.50
WARTSILA OYJ	4,200	15.22	63,945.00
BRENNTAG SE	1,330	74.54	99,138.20
IMCD NV	530	151.25	80,162.50
REXEL SA	2,300	23.96	55,108.00
DHL GROUP	10,190	38.34	390,684.60
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	5,100	6.71	34,251.60
ADP	460	118.20	54,372.00
AENA SME SA	820	173.20	142,024.00
GETLINK	3,200	15.55	49,760.00
CONTINENTAL AG	1,070	62.36	66,725.20
MICHELIN (CGDE)	6,780	35.32	239,469.60
BAYER MOTOREN WERK	3,140	105.85	332,369.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	670	98.20	65,794.00
DR ING HC F PORSCHE AG	1,180	89.92	106,105.60
FERRARI NV	1,252	387.20	484,774.40
MERCEDES-BENZ GROUP AG	7,850	74.14	581,999.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	1,370	48.97	67,088.90
RENAULT SA	1,710	47.73	81,618.30
STELLANTIS NV	21,700	24.23	525,791.00
VOLKSWAGEN AG	240	141.30	33,912.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	2,080	121.20	252,096.00
SEB SA	180	111.40	20,052.00
ADIDAS AG	1,560	224.60	350,376.00
HERMES INTERNATIONAL	311	2,320.00	721,520.00
KERING SA	755	339.10	256,020.50
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,739	796.60	2,181,887.40

MONCLER SPA	2, 260	65. 44	147, 894. 40
PUMA SE	810	42. 56	34, 473. 60
ACCOR SA	2, 250	39. 78	89, 505. 00
AMADEUS IT GROUP SA	4, 830	57. 42	277, 338. 60
DELIVERY HERO SE	1, 740	28. 09	48, 876. 60
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	870	35. 18	30, 606. 60
SODEXO	910	78. 55	71, 480. 50
D' IETEREN GROUP	220	203. 80	44, 836. 00
PROSUS NV	14, 450	28. 54	412, 403. 00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	11, 210	43. 74	490, 325. 40
ZALANDO SE	1, 800	26. 92	48, 456. 00
CARREFOUR SUPERMARCHE	6, 100	15. 76	96, 136. 00
JERONIMO MARTINS	3, 100	17. 78	55, 118. 00
KESKO OYJ-B SHS	2, 300	16. 53	38, 030. 50
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	9, 100	27. 38	249, 158. 00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	8, 460	54. 96	464, 961. 60
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	7, 800	9. 47	73, 912. 80
HEINEKEN HOLDING NV	1, 160	74. 60	86, 536. 00
HEINEKEN NV	3, 080	89. 64	276, 091. 20
PERNOD RICARD SA	2, 010	145. 00	291, 450. 00
REMY COINTREAU	280	93. 80	26, 264. 00
DANONE	6, 360	59. 44	378, 038. 40
JDE PEET' S BV	1, 700	19. 92	33, 864. 00
KERRY GROUP PLC-A	1, 660	79. 40	131, 804. 00
LOTUS BAKERIES	3	9, 040. 00	27, 120. 00
HENKEL AG & CO KGAA	970	65. 90	63, 923. 00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1, 830	72. 22	132, 162. 60
BEIERSDORF AG	1, 070	135. 80	145, 306. 00
LOREAL-ORD	2, 420	444. 95	1, 076, 779. 00
BIOMERIEUX	300	99. 55	29, 865. 00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	560	97. 70	54, 712. 00
DIASORIN ITALIA SPA	330	91. 18	30, 089. 40
ESSILORLUXOTTICA	2, 890	203. 30	587, 537. 00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	7, 800	18. 85	147, 030. 00
SIEMENS HEALTHINEERS AG	2, 660	50. 80	135, 128. 00
AMPLIFON SPA	900	31. 34	28, 206. 00

FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2, 100	36. 62	76, 902. 00
FRESENIUS SE & CO KGAA	4, 700	26. 90	126, 430. 00
ARGENX SE	571	337. 30	192, 598. 30
GRIFOLS SA	4, 200	8. 34	35, 053. 20
BAYER AG-REG	9, 960	26. 32	262, 197. 00
IPSEN	520	108. 40	56, 368. 00
MERCK KGAA	1, 290	146. 00	188, 340. 00
ORION OYJ	910	32. 40	29, 484. 00
RECORDATI SPA	930	49. 86	46, 369. 80
SANOFI	11, 440	86. 89	994, 021. 60
UCB SA	1, 340	121. 20	162, 408. 00
ABN AMRO BANK NV-CVA	4, 100	15. 62	64, 062. 50
AIB GROUP PLC	18, 000	5. 03	90, 630. 00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	58, 100	10. 20	592, 910. 50
BANCO BPM SPA	14, 200	6. 39	90, 738. 00
BANCO SANTANDER SA	158, 800	4. 51	716, 426. 20
BANK OF IRELAND GROUP PLC	9, 800	10. 05	98, 539. 00
BNP PARIBAS	10, 290	65. 43	673, 274. 70
CAIXABANK	35, 500	4. 80	170, 613. 00
COMMERZBANK AG	11, 000	13. 37	147, 125. 00
CREDIT AGRICOLE SA	10, 400	14. 03	145, 964. 00
ERSTE GROUP BANK AG	3, 150	43. 00	135, 450. 00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	6, 400	14. 14	90, 496. 00
ING GROEP NV	32, 900	15. 23	501, 067. 00
INTESA SANPAOLO	145, 000	3. 37	489, 665. 00
KBC GROEP NV	2, 590	69. 60	180, 264. 00
MEDIOBANCA S. P. A.	5, 300	13. 49	71, 523. 50
NORDEA BANK ABP	31, 300	10. 89	340, 857. 00
SOCIETE GENERALE	7, 900	24. 75	195, 525. 00
UNICREDIT SPA	15, 300	35. 27	539, 707. 50
ADYEN NV	209	1, 399. 20	292, 432. 80
EDENRED	2, 850	43. 71	124, 573. 50
EURAZEO SE	620	81. 00	50, 220. 00
EXOR NV	1, 120	100. 70	112, 784. 00
GROUPE BRUXELLES LAM	1, 010	69. 70	70, 397. 00

NEXI SPA	6,200	5.40	33,529.60
SOFINA SA	220	211.80	46,596.00
WORLDLINE SA	3,020	9.49	28,671.88
AEGON LTD	17,600	5.52	97,187.20
AGEAS	1,560	43.06	67,173.60
ALLIANZ SE-REG	3,930	263.20	1,034,376.00
ASR NEDERLAND NV	1,980	45.65	90,387.00
ASSICURAZIONI GENERALI	9,600	22.67	217,632.00
AXA SA	18,110	33.90	613,929.00
HANNOVER RUECK SE	620	230.00	142,600.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,335	415.00	554,025.00
NN GROUP NV	2,560	42.76	109,465.60
POSTE ITALIANE SPA	4,400	11.65	51,260.00
SAMPO OYJ-A SHS	4,720	39.87	188,186.40
TALANX AG	900	68.20	61,380.00
BECHTLE AG	1,200	45.52	54,624.00
CAPGEMINI SA	1,530	200.10	306,153.00
DASSAULT SYSTEMES SE	6,390	38.10	243,459.00
NEMETSCHEK SE	510	79.55	40,570.50
SAP SE	10,350	165.80	1,716,030.00
NOKIA OYJ	57,100	3.31	189,001.00
ASM INTERNATIONAL NV	473	523.00	247,379.00
ASML HOLDING NV	4,006	821.00	3,288,926.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	730	133.50	97,455.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	12,930	30.13	389,645.55
STMICROELECTRONICS NV	6,930	36.71	254,400.30
CELLNEX TELECOM SA	4,330	30.70	132,931.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	31,800	21.16	672,888.00
ELISA OYJ	1,410	42.74	60,263.40
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	2,600	9.94	25,857.00
KONINKLIJKE KPN NV	34,000	3.32	112,914.00
ORANGE SA	17,900	10.85	194,304.50
TELECOM ITALIA SPA	70,000	0.22	15,526.00
TELEFONICA SA	51,200	4.00	205,158.40
ACCIONA S.A.	210	107.20	22,512.00
ELIA GROUP SA/NV	250	92.35	23,087.50

ENDESA S. A.	2,700	17.42	47,034.00	
ENEL SPA	79,300	5.95	472,231.50	
ENERGIAS DE PORTUGAL	32,500	3.60	117,227.50	
FORTUM OYJ	4,000	12.24	48,980.00	
IBERDROLA SA	61,300	11.34	695,142.00	
REDEIA CORP SA	3,800	15.94	60,572.00	
TERNA SPA	15,400	7.42	114,360.40	
VERBUND AG	590	70.35	41,506.50	
ENAGAS SA	1,900	13.68	25,992.00	
SNAM SPA	21,700	4.28	92,962.80	
E.ON SE	22,800	12.38	282,264.00	
ENGIE	17,500	15.93	278,775.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	6,630	28.80	190,944.00	
AMUNDI SA	430	63.80	27,434.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	19,500	14.95	291,603.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	1,870	186.30	348,381.00	
EURONEXT NV	760	84.65	64,334.00	
EDP RENOVAVEIS SA	2,200	12.83	28,226.00	
RWE AG	6,060	32.45	196,647.00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,630	59.52	97,017.60	
QIAGEN N. V.	2,318	37.47	86,855.46	
SARTORIUS AG-VORZUG	256	271.60	69,529.60	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	320	200.60	64,192.00	
BUREAU VERITAS SA	2,800	27.38	76,664.00	
RANDSTAD NV	1,000	48.17	48,170.00	
TELEPERFORMANCE	610	87.52	53,387.20	
WOLTERS KLUWER	2,450	140.55	344,347.50	
PUBLICIS GROUPE	2,290	99.70	228,313.00	
VIVENDI SE	6,200	9.89	61,355.20	
BOLLORE SE	6,000	6.15	36,900.00	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	7,900	26.78	211,562.00	
SCOUT24 SE	650	66.90	43,485.00	
LEG IMMOBILIEN SE	600	74.28	44,568.00	
VONOVIA SE	7,000	25.19	176,330.00	
小計銘柄数：217			50,877,864.89	
			(8,394,338,928)	

		組入時価比率：9.4%			9.6%
英ポンド	BP PLC	171,800	5.14	884,598.20	
	SHELL PLC-NEW	64,450	28.51	1,837,469.50	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,300	48.76	63,388.00	
	CRH PLC	6,900	62.52	431,388.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	12,900	21.79	281,091.00	
	ANTOFAGASTA PLC	4,300	22.50	96,750.00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	2,700	17.67	47,709.00	
	GLENCORE PLC	102,800	4.74	487,580.40	
	RIO TINTO PLC-REG	11,030	53.80	593,414.00	
	MONDI PLC	4,181	15.04	62,903.14	
	BAE SYSTEMS PLC	30,000	12.96	388,800.00	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	12,000	6.22	74,736.00	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	85,500	3.95	338,152.50	
	DCC PLC	820	54.55	44,731.00	
	SMITHS GROUP PLC	3,400	15.86	53,924.00	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	660	92.15	60,819.00	
	ASHTAD GROUP PLC	4,190	55.58	232,880.20	
	BUNZLE	3,730	29.94	111,676.20	
	RENTOKIL INITIAL PLC	24,200	4.22	102,293.40	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	8,900	4.41	39,293.50	
	PERSIMMON PLC	2,700	12.86	34,722.00	
	TAYLOR WIMPEY PLC	32,000	1.30	41,840.00	
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	910	45.42	41,332.20	
	BURBERRY GROUP PLC	4,100	11.32	46,412.00	
	COMPASS GROUP PLC	17,600	22.03	387,728.00	
	ENTAIN PLC	5,700	8.37	47,731.80	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	1,800	148.40	267,120.00	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,570	78.16	122,711.20	
	WHITBREAD PLC	1,860	30.59	56,897.40	
	NEXT PLC	1,320	87.74	115,816.80	
	JD SPORTS FASHION PLC	38,000	1.16	44,441.00	
	KINGFISHER PLC	16,000	2.45	39,296.00	
	OCADO GROUP PLC	5,600	3.47	19,443.20	
	SAINSBURY	14,000	2.58	36,232.00	
	TESCO PLC	68,300	2.81	192,196.20	

COCA-COLA HBC AG-DI	2, 800	24. 56	68, 768. 00
DIAGEO PLC	22, 390	28. 36	635, 092. 35
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	3, 400	24. 47	83, 198. 00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	20, 000	23. 10	462, 000. 00
IMPERIAL BRANDS PLC	8, 500	17. 74	150, 790. 00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	7, 390	41. 67	307, 941. 30
HALEON PLC	59, 700	3. 25	194, 502. 60
UNILEVER PLC	25, 160	38. 11	958, 847. 60
SMITH & NEPHEW PLC	8, 800	9. 61	84, 638. 40
NMC HEALTH PLC	800	0. 00	0. 00
ASTRAZENECA PLC	15, 360	109. 46	1, 681, 305. 60
GSK PLC	40, 500	15. 99	647, 595. 00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	1, 300	17. 99	23, 387. 00
BARCLAYS PLC	146, 000	1. 85	271, 326. 40
HSBC HOLDINGS PLC	193, 100	6. 46	1, 247, 812. 20
LLOYDS BANKING GROUP PLC	647, 000	0. 50	329, 452. 40
NATWEST GROUP PLC	54, 000	2. 76	149, 418. 00
STANDARD CHARTERED PLC	22, 600	6. 66	150, 696. 80
M&G PLC	19, 000	1. 99	37, 971. 50
WISE PLC - A	5, 300	8. 08	42, 824. 00
ADMIRAL GROUP PLC	2, 850	27. 35	77, 947. 50
AVIVA PLC	29, 700	4. 59	136, 530. 90
LEGAL & GENERAL	57, 000	2. 44	139, 422. 00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	10, 400	4. 81	50, 044. 80
PRUDENTIAL PLC	29, 400	7. 22	212, 268. 00
SAGE GROUP PLC (THE)	11, 300	11. 40	128, 876. 50
HALMA PLC	3, 400	21. 83	74, 222. 00
BT GROUP PLC	66, 000	1. 05	69, 564. 00
VODAFONE GROUP PLC	220, 000	0. 67	147, 400. 00
SSE PLC	10, 500	16. 60	174, 352. 50
CENTRICA PLC	57, 000	1. 31	75, 069. 00
NATIONAL GRID PLC	36, 900	10. 40	383, 760. 00
SEVERN TRENT PLC	3, 100	24. 54	76, 074. 00
UNITED UTILITIES GROUP PLC	6, 800	10. 34	70, 312. 00
3I GROUP PLC	9, 360	28. 35	265, 356. 00
ABRDN PLC	16, 000	1. 36	21, 792. 00

	HARGREAVES LANSDOWN PLC	4,600	7.18	33,037.20	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	4,280	89.84	384,515.20	
	SCHRODERS PLC	11,705	3.66	42,910.53	
	ST JAMES S PLACE PLC	7,700	4.23	32,571.00	
	PEARSON	6,100	9.93	60,585.20	
	EXPERIAN PLC	9,400	31.98	300,612.00	
	INTERTEK GROUP PLC	1,420	49.06	69,665.20	
	RELX PLC	18,510	33.02	611,200.20	
	INFORMA PLC	14,900	7.83	116,756.40	
	WPP PLC	11,200	7.74	86,710.40	
	AUTO TRADER GROUP PLC	8,600	6.68	57,499.60	
	小計 銘柄数：82			19,154,138.12	
	組入時価比率：4.1%			(3,668,975,156)	4.2%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	3,200	13.16	42,112.00	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	91	688.00	62,608.00	
	GIVAUDAN-REG	94	3,951.00	371,394.00	
	SIKA AG-REG	1,510	255.90	386,409.00	
	HOLCIM LTD	5,150	77.54	399,331.00	
	SIG GROUP AG	3,700	19.21	71,077.00	
	GEBERIT AG-REG	331	485.50	160,700.50	
	ABB LTD	15,690	44.64	700,401.60	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	290	219.50	63,655.00	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	400	225.80	90,320.00	
	VAT GROUP AG	273	459.10	125,334.30	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	620	248.70	154,194.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	5,420	127.45	690,779.00	
	THE SWATCH GROUP AG-B	250	191.00	47,750.00	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	550	37.85	20,817.50	
	AVOLTA AG	1,440	34.56	49,766.40	
	BARRY CALLEBAUT AG	29	1,411.00	40,919.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	11	10,420.00	114,620.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	104,200.00	104,200.00	
	NESTLE SA-REG	26,500	95.24	2,523,860.00	
	ALCON INC	5,100	72.48	369,648.00	
	SONOVA HOLDING AG-REG	476	248.00	118,048.00	

	STRAUMANN HOLDING AG-REG	1, 060	133. 10	141, 086. 00	
	NOVARTIS AG-REG	20, 310	85. 53	1, 737, 114. 30	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	6, 960	222. 10	1, 545, 816. 00	
	ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	300	238. 00	71, 400. 00	
	SANDOZ GROUP AG	3, 780	29. 51	111, 547. 80	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	250	100. 60	25, 150. 00	
	BALOISE HOLDING AG	440	139. 20	61, 248. 00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	310	117. 90	36, 549. 00	
	SWISS LIFE HOLDING AG	283	611. 20	172, 969. 60	
	SWISS RE LTD	2, 910	98. 12	285, 529. 20	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1, 436	448. 40	643, 902. 40	
	TEMENOS AG-REG	590	66. 00	38, 940. 00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1, 800	70. 98	127, 764. 00	
	SWISSCOM AG-REG	282	518. 50	146, 217. 00	
	BKW AG	180	141. 40	25, 452. 00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	2, 250	48. 44	108, 990. 00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	222	1, 189. 00	263, 958. 00	
	UBS GROUP AG	32, 400	25. 70	832, 680. 00	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	495	78. 65	38, 931. 75	
	LONZA AG-REG	734	502. 80	369, 055. 20	
	ADECCO GROUP AG-REG	1, 410	31. 26	44, 076. 60	
	SGS SA-REG	1, 530	82. 00	125, 460. 00	
	SWISS PRIME SITE-REG	690	84. 90	58, 581. 00	
	小計 銘柄数 : 45			13, 720, 362. 15	
				(2, 330, 952, 325)	
	組入時価比率 : 2. 6%			2. 7%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	3, 280	346. 20	1, 135, 536. 00	
	HOLMEN AB-B SHARES	790	416. 20	328, 798. 00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	5, 200	152. 95	795, 340. 00	
	SAAB AB-B	690	896. 60	618, 654. 00	
	ASSA ABLOY AB-B	10, 100	305. 40	3, 084, 540. 00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	16, 900	48. 83	825, 227. 00	
	SKANSKA AB-B SHS	2, 900	189. 25	548, 825. 00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	1, 200	275. 10	330, 120. 00	
	LIFCO AB-B SHS	1, 900	273. 20	519, 080. 00	

ALFA LAVAL AB	2, 850	420. 50	1, 198, 425. 00	
ATLAS COPCO AB-A SHS	26, 600	179. 45	4, 773, 370. 00	
ATLAS COPCO AB-B SHS	15, 600	155. 60	2, 427, 360. 00	
EPIROC AB - A	6, 600	212. 40	1, 401, 840. 00	
EPIROC AB - B	3, 400	188. 00	639, 200. 00	
HUSQVARNA AB-B SHS	5, 700	81. 08	462, 156. 00	
INDUTRADE AB	2, 500	271. 80	679, 500. 00	
SANDVIK AB	10, 700	237. 10	2, 536, 970. 00	
SKF AB-B SHARES	3, 000	219. 50	658, 500. 00	
VOLVO AB-A SHS	1, 600	288. 40	461, 440. 00	
VOLVO AB-B SHS	14, 900	280. 20	4, 174, 980. 00	
BEIJER REF AB	4, 900	140. 60	688, 940. 00	
SECURITAS AB-B SHS	3, 900	109. 65	427, 635. 00	
VOLVO CAR AB-B	10, 640	40. 86	434, 750. 40	
EVOLUTION AB	1, 830	1, 281. 00	2, 344, 230. 00	
HENNES&MAURITZ AB-B	5, 700	171. 10	975, 270. 00	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	6, 500	254. 50	1, 654, 250. 00	
GETINGE AB-B SHS	1, 900	212. 80	404, 320. 00	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1, 700	261. 00	443, 700. 00	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	14, 900	145. 25	2, 164, 225. 00	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	16, 200	109. 00	1, 765, 800. 00	
SWEDBANK AB	8, 100	214. 80	1, 739, 880. 00	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1, 000	353. 40	353, 400. 00	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2, 000	352. 50	705, 000. 00	
INVESTOR AB-B SHS	17, 700	261. 05	4, 620, 585. 00	
LUNDBERGS AB-B SHS	1, 100	539. 50	593, 450. 00	
ERICSSON LM-B	30, 300	56. 30	1, 705, 890. 00	
HEXAGON AB-B SHS	20, 800	120. 40	2, 504, 320. 00	
TELIA CO AB	22, 000	26. 52	583, 440. 00	
TELE 2 AB-B SHS	4, 600	100. 85	463, 910. 00	
EQT AB	3, 500	288. 10	1, 008, 350. 00	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	8, 400	66. 78	560, 952. 00	
SAGAX AB-B	2, 500	265. 60	664, 000. 00	
小計 銘柄数 : 42			54, 406, 158. 40	
			(771, 479, 326)	
組入時価比率 : 0. 9%			0. 9%	

	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	3,270	283.30	926,391.00	
		EQUINOR ASA	9,070	299.00	2,711,930.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	2,250	337.30	758,925.00	
		NORSK HYDRO	12,600	70.72	891,072.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	760	747.00	567,720.00	
		MOWI ASA	4,100	185.90	762,190.00	
		ORKLA ASA	6,700	71.90	481,730.00	
		SALMAR ASA	480	652.50	313,200.00	
		DNB BANK ASA	9,100	211.50	1,924,650.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,900	164.10	475,890.00	
		TELENOR ASA	7,500	124.10	930,750.00	
		ADEVINTA ASA	3,500	113.50	397,250.00	
	小計	銘柄数：12			11,141,698.00	
		組入時価比率：0.2%			(156,763,690)	0.2%
	デンマーククロネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	3,580	387.00	1,385,460.00	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	130	2,228.00	289,640.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	9,600	176.75	1,696,800.00	
		DSV A/S	1,700	1,070.00	1,819,000.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	25	9,385.00	234,625.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	54	9,568.00	516,672.00	
		PANDORA A/S	850	1,082.00	919,700.00	
		CARLSBERG B	1,000	927.60	927,600.00	
		COLOPLAST-B	1,190	906.00	1,078,140.00	
		DEMANT A/S	1,360	315.60	429,216.00	
		GENMAB A/S	690	2,006.00	1,384,140.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	32,450	866.20	28,108,190.00	
		DANSKE BANK AS	6,800	202.90	1,379,720.00	
		TRYG A/S	4,300	135.90	584,370.00	
		ORSTED A/S	1,780	385.10	685,478.00	
	小計	銘柄数：15			41,438,751.00	
		組入時価比率：1.0%			(916,210,784)	1.0%
	豪ドル	AMPOL LTD	3,200	38.81	124,192.00	
		SANTOS LTD.	30,400	7.83	238,032.00	

WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	19,400	29.40	570,360.00
ORICA LTD	3,900	17.96	70,044.00
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	4,600	53.33	245,318.00
BHP GROUP LIMITED	51,100	44.63	2,280,593.00
BLUESCOPE STEEL LTD	4,400	22.96	101,024.00
FORTESCUE LTD	17,200	24.60	423,120.00
MINERAL RESOURCES LTD	1,510	68.24	103,042.40
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	10,200	15.50	158,100.00
PILBARA MINERALS LTD	27,000	3.83	103,410.00
RIO TINTO LTD	3,770	129.52	488,290.40
SOUTH32 LTD	54,000	3.19	172,260.00
REECE LTD	2,000	26.27	52,540.00
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	1,700	37.66	64,022.00
BRAMBLES LTD	15,500	15.53	240,715.00
QANTAS AIRWAYS LIMITED	6,600	5.62	37,092.00
AURIZON HOLDINGS LTD	14,000	3.88	54,320.00
TRANSURBAN GROUP	32,900	12.75	419,475.00
ARISTOCRAT LEISURE LTD	5,500	40.32	221,760.00
LOTTERY CORP LTD/THE	22,000	4.94	108,680.00
WESFARMERS LIMITED	11,630	65.25	758,857.50
COLES GROUP LTD	12,900	16.05	207,045.00
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	18,300	5.32	97,356.00
WOOLWORTHS GROUP LTD	13,000	31.40	408,200.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	6,300	11.84	74,592.00
COCHLEAR LTD	660	315.65	208,329.00
RAMSAY HEALTH CARE LTD	1,660	50.09	83,149.40
SONIC HEALTHCARE LTD	4,300	26.27	112,961.00
CSL LIMITED	4,750	269.49	1,280,077.50
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	29,900	28.25	844,675.00
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	16,850	111.86	1,884,841.00
NATIONAL AUSTRALIA BANK	30,600	33.06	1,011,636.00
WESTPAC BANKING CORP	34,200	25.50	872,100.00
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	1,800	32.50	58,500.00
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	23,800	6.35	151,130.00
MEDIBANK PRIVATE LTD	26,000	3.59	93,340.00
QBE INSURANCE	14,600	17.34	253,164.00

		SUNCORP GROUP LTD	13,400	15.95	213,730.00	
		WISETECH GLOBAL LTD	1,500	88.46	132,690.00	
		XERO LIMITED	1,430	116.81	167,038.30	
		TELSTRA GROUP LTD	38,000	3.65	138,700.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	18,200	9.76	177,632.00	
		APA GROUP	11,300	8.35	94,355.00	
		ASX LTD	1,860	62.51	116,268.60	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	3,620	183.33	663,654.60	
		IDP EDUCATION LTD	3,300	16.44	54,252.00	
		COMPUTERSHARE LTD	5,900	27.92	164,728.00	
		CAR GROUP LTD	3,200	33.25	106,400.00	
		REA GROUP LTD	480	175.97	84,465.60	
		SEEK LTD	4,900	23.73	116,277.00	
	小計	銘柄数：51			16,906,534.30	
		組入時価比率：1.9%			(1,683,552,685)	1.9%
ニュージーランドドル		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	14,700	7.85	115,395.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	6,000	26.60	159,600.00	
		EBOS GROUP LTD	1,978	34.69	68,616.82	
		SPARK NEW ZEALAND LTD	17,000	4.65	79,050.00	
		MERCURY NZ LTD	4,900	6.44	31,556.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	13,000	5.89	76,570.00	
	小計	銘柄数：6			530,787.82	
		組入時価比率：0.1%			(48,519,314)	0.1%
香港ドル		CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	28,916	35.85	1,036,638.60	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	14,000	101.50	1,421,000.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	15.70	141,300.00	
		MTR CORP	15,000	23.45	351,750.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	21,000	33.65	706,650.00	
		SANDS CHINA LTD	21,200	18.00	381,600.00	
		WH GROUP LIMITED	69,024	5.39	372,039.36	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	40,000	22.65	906,000.00	
		HANG SENG BANK	7,300	96.05	701,165.00	
		AIA GROUP LTD	114,000	47.20	5,380,800.00	

	HKT TRUST AND HKT LTD	27,120	8.68	235,401.60	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	8,000	42.60	340,800.00	
	CLP HLDGS	17,500	59.70	1,044,750.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,000	43.30	562,900.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	117,983	5.66	667,783.78	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	11,900	214.60	2,553,740.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	21,416	31.10	666,037.60	
	ESR GROUP LTD	12,000	8.00	96,000.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	27,000	8.21	221,670.00	
	HENDERSON LAND	10,845	22.15	240,216.75	
	SINO LAND CO.LTD	39,000	7.83	305,370.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	14,000	70.00	980,000.00	
	SWIRE PACIFIC-A	3,500	60.80	212,800.00	
	SWIRE PROPERTIES LTD	17,000	14.98	254,660.00	
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	8,000	24.25	194,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	20,200	22.40	452,480.00	
	小計 銘柄数：26			20,427,552.69	
				(403,648,441)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	13,000	3.95	51,350.00	
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	1,800	26.50	47,700.00	
	KEPPEL LTD	14,700	6.97	102,459.00	
	SEATRUM LTD	480,081	0.07	36,966.23	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	13,300	6.25	83,125.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	72,000	0.92	66,240.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	15,000	3.40	51,000.00	
	DBS GROUP HLDGS	18,600	36.41	677,226.00	
	OCBC-ORD	33,150	13.69	453,823.50	
	UNITED OVERSEAS BANK	12,700	29.93	380,111.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	77,000	2.35	180,950.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	11,000	5.32	58,520.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	7,700	9.06	69,762.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	25,000	2.46	61,500.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	5,400	5.74	30,996.00	
	小計 銘柄数：15			2,351,728.73	

					(267,062,314)	
		組入時価比率：0.3%			0.3%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	5,700	18.05	102,885.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	320	773.80	247,616.00	
		BANK HAPOALIM BM	13,800	33.88	467,544.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	14,000	29.25	409,500.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	10,600	19.19	203,414.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,270	136.10	172,847.00	
		NICE LTD	640	843.00	539,520.00	
		AZRIELI GROUP	300	247.00	74,100.00	
	小計	銘柄数：8			2,217,426.00	
					(91,173,017)	
		組入時価比率：0.1%			0.1%	
	合計				87,613,118,588	
					(87,613,118,588)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	246.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	246.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,740	201,300.60	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	3,080	108,631.60	
		AMERICAN TOWER CORP	4,670	799,971.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,100	92,973.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,510	278,036.30	
		BOSTON PROPERTIES	1,290	77,658.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,060	102,067.40	
		CROWN CASTLE INC	4,210	400,792.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,940	402,280.20	
		EQUINIX INC	921	688,908.00	

		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,690	106,013.70	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,590	220,928.60	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	620	145,805.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,020	267,569.20	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,500	107,000.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,500	116,870.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	7,300	136,583.00	
		INVITATION HOMES INC	6,080	204,105.60	
		IRON MOUNTAIN INC	2,810	211,031.00	
		KIMCO REALTY CORP	6,100	111,020.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,200	151,296.00	
		PROLOGIS INC	9,300	962,457.00	
		PUBLIC STORAGE	1,540	400,985.20	
		REALTY INCOME CORP	8,220	435,988.80	
		REGENCY CENTERS CORP	1,560	91,057.20	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,090	213,705.40	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,360	471,878.40	
		SUN COMMUNITIES INC	1,280	150,643.20	
		UDR INC	2,960	107,744.00	
		VENTAS INC	3,810	164,325.30	
		VICI PROPERTIES INC	10,900	304,001.00	
		WELLTOWER INC	5,620	513,218.40	
		WEYERHAEUSER CO	7,330	230,675.10	
		WP CAREY INC	2,060	115,792.60	
	小計	銘柄数：34	125,961	9,093,312.20	
				(1,407,644,728)	
		組入時価比率：1.6%		86.0%	
カナダドル	小計	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	1,100	46,937.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	1,986	35,052.90	
		銘柄数：2	3,086	81,989.90	
				(9,237,802)	
ユーロ		組入時価比率：0.0%		0.6%	
		COVIVIO	780	33,898.80	
		GECINA SA	560	52,136.00	
		KLEPIERRE	1,700	41,820.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,050	78,855.00	

	小計	WAREHOUSES DE PAUW SCA	1,400	36,064.00	
		銘柄数：5	5,490	242,773.80	
		組入時価比率：0.0%		(40,055,249)	2.4%
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,600	35,532.00	
		SEGRO PLC	12,300	104,377.80	
	小計	銘柄数：2	17,900	139,909.80	
		組入時価比率：0.0%		(26,799,722)	1.6%
	豪ドル	DEXUS/AU	8,300	58,598.00	
		GOODMAN GROUP	16,700	509,183.00	
		GPT GROUP	26,000	107,900.00	
		MIRVAC GROUP	35,000	74,200.00	
		SCENTRE GROUP	53,000	166,950.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	20,000	87,600.00	
		VICINITY CENTRES	32,000	60,960.00	
	小計	銘柄数：7	191,000	1,065,391.00	
		組入時価比率：0.1%		(106,091,635)	6.5%
	香港ドル	LINK REIT	24,600	758,910.00	
		銘柄数：1	24,600	758,910.00	
	小計	組入時価比率：0.0%		(14,996,061)	0.9%
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	33,006	84,495.36	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	54,004	101,527.52	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	47,710	62,500.10	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	34,000	41,140.00	
	小計	銘柄数：4	168,720	289,662.98	
		組入時価比率：0.0%		(32,894,128)	2.0%
	合計			1,637,719,325	
				(1,637,719,325)	
	合計			1,637,719,325	
				(1,637,719,325)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の () 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	2,324,455,096	—	2,234,182,681	△90,272,415
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	93,098,026,512	—	95,219,398,665	△2,121,372,153
米ドル	70,418,362,426	—	72,270,712,613	△1,852,350,187
カナダドル	3,040,397,192	—	3,073,543,662	△33,146,470
ユーロ	8,764,239,574	—	8,884,809,700	△120,570,126
英ポンド	3,791,390,767	—	3,812,484,900	△21,094,133
スイスフラン	2,417,528,338	—	2,451,594,320	△34,065,982
スウェーデンクローナ	799,173,242	—	804,780,508	△5,607,266
ノルウェークローネ	159,122,482	—	161,357,517	△2,235,035
デンマーククローネ	946,526,205	—	959,279,542	△12,753,337
豪ドル	1,865,632,990	—	1,888,472,700	△22,839,710
ニュージーランドドル	58,422,188	—	59,270,900	△848,712
香港ドル	438,024,405	—	448,812,000	△10,787,595
シンガポールドル	304,901,415	—	309,465,429	△4,564,014
新シェケル	94,305,288	—	94,814,874	△509,586
合計	—	—	—	△2,211,644,568

(注) 時価の算定方法

- 1 先物取引
- 外国先物取引について
- 先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 2 為替予約取引
- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3, 016, 989, 510
コール・ローン	454, 708, 269
株式	104, 460, 611, 984
投資信託受益証券	4, 270, 442, 119
投資証券	118, 809, 195
派生商品評価勘定	7, 686, 990
未収入金	1, 497, 698
未収配当金	141, 698, 967
未収利息	965
差入委託証拠金	3, 153, 477, 308
流動資産合計	115, 625, 923, 005
資産合計	115, 625, 923, 005
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	200, 685, 816
未払解約金	9, 542, 870
その他未払費用	4, 189, 900
流動負債合計	214, 418, 586
負債合計	214, 418, 586
純資産の部	
元本等	
元本	60, 843, 637, 802
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	54, 567, 866, 617
元本等合計	115, 411, 504, 419
純資産合計	115, 411, 504, 419
負債純資産合計	115, 625, 923, 005

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
--------------------	--

	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換 算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補 足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 8969 円
(10,000 口当たり純資産額)	(18,969 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	57,040,959,417 円
同期中における追加設定元本額	12,062,449,243 円
同期中における一部解約元本額	8,259,770,858 円
期末元本額	60,843,637,802 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	15,468,836 円
野村資産設計ファンド2020	17,101,924 円
野村資産設計ファンド2025	26,467,095 円
野村資産設計ファンド2030	46,137,207 円
野村資産設計ファンド2035	47,004,310 円
野村資産設計ファンド2040	85,393,591 円
野村資産設計ファンド2045	20,121,832 円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,592,628,376 円
ネクストコア	8,022,294 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	554,788,429 円
野村資産設計ファンド2050	21,708,996 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,913,727 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	3,279,785 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,847,380 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,870,341 円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	1,045,954 円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	793,407 円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	8,924,568 円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	3,919,088 円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	12,114,222 円
野村つみたて外国株投信	7,588,858,369 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	765,600,280 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	2,255,317,586 円
世界6資産分散ファンド	141,093,126 円
野村資産設計ファンド2060	20,737,559 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス(オール・カンントリー)	590,870,205 円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	264,282,100 円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,277,409,396 円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国株式	972,529,086 円
野村世界インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)	2,880,184 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式(適格機関投資家専用)	2,082,403,672 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	581,712 円
野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	39,784,799,859 円
野村DC運用戦略ファンド	421,113,493 円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	24,846,649 円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	31,891,468 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	34,850,430 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	26,167,219 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	22,299,458 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	59,554,589 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	85,000	1.94	164,985.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	15.92	343,872.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	
		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	7,990	113.43	906,305.70	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	13,420	44.99	603,765.80	
		ZTO EXPRESS CAYMAN INC	45,100	19.94	899,294.00	
		NIO INC ADR	140,400	3.80	533,520.00	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	20,300	36.89	748,867.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	42,000	37.10	1,558,200.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	60,860	113.49	6,907,001.40	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	37,900	15.16	574,564.00	
		X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	

小計	LEGEND BIOTECH CORP-ADR	7,400	46.19	341,806.00	
	BANCO DE CHILE-ADR	21,400	21.96	469,944.00	
	BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	18.04	353,584.00	
	BANCOLOMBIA S. A. -SPONS ADR	10,030	32.65	327,479.50	
	COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.61	419,178.03	
	CREDICORP LTD	7,450	165.02	1,229,399.00	
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
	STATE BANK OF INDIA-GDR	18,170	89.70	1,629,849.00	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
	VTB BANK JSC	175,780,000	0.00	0.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	45,240	2.00	90,706.20	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
	ENEL CHILE SA-ADR	73,000	2.92	213,160.00	
	INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
	QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	12,100	18.02	218,042.00	
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
	TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	11.43	571,500.00	
	IQIYI INC-ADR	41,500	4.09	169,735.00	
	TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	82,700	11.36	939,472.00	
	AUTOHOME INC-ADR	7,500	24.28	182,100.00	
	KANZHUN LTD	19,900	17.84	355,016.00	
	VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
	KE HOLDINGS INC ADR	65,800	12.58	827,764.00	
	小計銘柄数：49			21,579,109.63	
				(3,340,446,170)	
	組入時価比率：2.9%			3.2%	
メキシコペソ	ORBIA ADVANCE CORP SAB DE CV	93,958	32.29	3,033,903.82	
	CEMEX SAB - CPO	1,455,985	13.68	19,917,874.80	
	GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	305,983	102.51	31,366,317.33	
	INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	16,210	295.88	4,796,214.80	
	ALFA S. A. B. -A	319,000	12.07	3,850,330.00	
	GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	138.19	8,982,350.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	18,900	526.54	9,951,606.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	29,000	160.32	4,649,280.00	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	37,000	266.15	9,847,550.00	
	PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	174.84	3,252,024.00	

小計	WALMART DE MEXICO-SER V	550,000	64.36	35,398,000.00	
	ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	168.87	9,794,460.00	
	COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	52,000	159.92	8,315,840.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	200,000	205.50	41,100,000.00	
	GRUMA S. A. B. -B	21,900	328.27	7,189,113.00	
	GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	131,000	69.08	9,049,480.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	36.25	5,183,750.00	
	BANCO DEL BAJIO SA	68,000	60.74	4,130,320.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	260,800	173.36	45,212,288.00	
	GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	49.25	10,293,250.00	
	OPERADORA DE SITES MEX- A-1	111,000	19.26	2,137,860.00	
	AMERICA MOVIL SAB DE CV	1,961,000	15.61	30,611,210.00	
	銘柄数：22			308,063,021.75	
				(2,793,885,156)	
	組入時価比率：2.4%			2.7%	
レアル	COSAN SA	136,000	14.42	1,961,120.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	372,000	42.72	15,891,840.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	476,000	40.53	19,292,280.00	
	PRIO SA	85,700	48.80	4,182,160.00	
	ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	26.57	2,285,020.00	
	KLABIN SA-UNIT	76,000	24.62	1,871,120.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	81,000	14.68	1,189,080.00	
	GERDAU SA PFD NPV	141,120	19.22	2,712,326.40	
	VALE SA	346,452	63.36	21,951,198.72	
	SUZANO SA	77,860	61.21	4,765,810.60	
	WEG SA	171,848	38.55	6,624,740.40	
	LOCALIZA RENT A CAR	92,095	50.27	4,629,615.65	
	RUMO SA	123,000	21.25	2,613,750.00	
	CCR SA	121,000	12.65	1,530,650.00	
	MAGAZINE LUIZA SA	230,000	1.54	354,200.00	
	LOJAS RENNER S. A.	88,974	15.65	1,392,443.10	
	VIBRA ENERGIA SA	113,500	23.30	2,644,550.00	
	ATACADAO SA	54,000	11.35	612,900.00	
	RAIA DROGASIL SA	130,080	25.45	3,310,536.00	
	SENDAS DISTRIBUIDORA SA	136,000	13.38	1,819,680.00	
	AMBEV SA	464,956	11.95	5,556,224.20	

小計	JBS SA	74,600	22.12	1,650,152.00	
	NATURA &CO HOLDING SA	92,500	16.09	1,488,325.00	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	515,987	3.60	1,857,553.20	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	65,300	24.45	1,596,585.00	
	HYPERA SA	33,000	28.35	935,550.00	
	BANCO BRADESCO S. A.	156,953	12.07	1,894,422.71	
	BANCO BRADESCO SA - PREF	541,042	13.64	7,379,812.88	
	BANCO DO BRASIL SA	182,000	27.71	5,043,220.00	
	BANCO SANTANDER (BRASIL) SA	43,700	27.26	1,191,262.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	492,991	31.55	15,553,866.05	
	ITAUSA SA	583,018	9.53	5,556,161.54	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	67,000	32.96	2,208,320.00	
	CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	42,000	15.55	653,100.00	
	TOTVS SA	61,000	28.10	1,714,100.00	
	TELEFONICA BRASIL S. A.	41,005	48.71	1,997,353.55	
	TIM SA	82,952	17.29	1,434,240.08	
	CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	42.73	1,239,170.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	121,100	37.80	4,577,580.00	
	CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	135,987	13.11	1,782,789.57	
	COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	9.31	884,450.00	
	CPFL ENERGIA SA	18,400	34.93	642,712.00	
	ENERGISA SA-UNITS	20,800	46.20	960,960.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	111,000	31.15	3,457,650.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	33,600	84.49	2,838,864.00	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	596,999	11.18	6,674,448.82	
	BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	129,000	32.62	4,207,980.00	
	ENEVA SA	84,000	12.27	1,030,680.00	
	ENGIE BRASIL SA	16,600	39.90	662,340.00	
	組入時価比率：4.9%			188,304,893.47 (5,601,223,208) 5.4%	
チリペソ	EMPRESAS COPEC SA	33,400	6,984.90	233,295,660.00	
	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,875.00	223,125,000.00	
	LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	12.40	224,638,400.00	
	CIA SUD AMERICANA VAPORES	1,226,200	69.90	85,711,380.00	

	小計	S. A. C. I. FALABELLA	94,000	2,481.00	233,214,000.00	
		CENCOSUD SA	126,000	1,621.00	204,246,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	8,134	26,800.00	217,991,200.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	89.98	209,203,500.00	
		銘柄数：8			1,631,425,140.00	
		組入時価比率：0.2%			(263,933,590)	0.3%
	小計	BANCOLOMBIA SA	28,900	33,700.00	973,930,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	33,800	18,000.00	608,400,000.00	
		銘柄数：2			1,582,330,000.00	
		組入時価比率：0.1%			(62,702,990)	0.1%
	小計	MOTOR OIL (HELLAS) SA	5,900	25.80	152,220.00	
		MYTILINEOS S. A.	12,000	37.04	444,480.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	16.43	331,886.00	
		JUMBO SA	10,732	27.26	292,554.32	
		ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	206,500	1.56	323,792.00	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	1.83	541,030.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	77,700	7.09	551,203.80	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S. A.	121,000	3.78	457,380.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	13.81	248,580.00	
		PUBLIC POWER CORP	20,000	11.05	221,000.00	
		銘柄数：11			3,564,126.12	
		組入時価比率：0.5%			(588,045,168)	0.6%
	小計	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	88,900	189.90	16,882,110.00	
		SASA POLYESTER SANAYI	89,699	39.62	3,553,874.38	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	116,000	41.22	4,781,520.00	
		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	124,920	58.70	7,332,804.00	
		KOC HLDGS	85,000	219.90	18,691,500.00	
		TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	47.20	7,080,000.00	
		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	6,000	885.00	5,310,000.00	
		TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	302.50	19,360,000.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	1,120.00	6,944,000.00	
		TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	12,000	262.50	3,150,000.00	

		BIM BIRLESİK MAGAZALAR AS	45,000	371.50	16,717,500.00	
		COCA-COLA ICECEK AS	7,600	655.00	4,978,000.00	
		AKBANK T. A. S	325,000	62.50	20,312,500.00	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	88.30	11,655,600.00	
		TURKIYE İS BANKASI AS-C	959,980	12.86	12,345,342.80	
		YAPI VE KREDİ BANKASI A. S.	260,000	32.04	8,330,400.00	
		TURKCELL İLETİSİM HİZMET AS	117,000	76.55	8,956,350.00	
	小計	銘柄数：17			176,381,501.18	
					(841,639,609)	
		組入時価比率：0.7%			0.8%	
	チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	861.50	7,796,575.00	
		MONETA MONEY BANK AS	42,000	101.80	4,275,600.00	
		CEZ AS	15,500	872.00	13,516,000.00	
		小計	銘柄数：3		25,588,175.00	
					(167,262,223)	
		組入時価比率：0.1%			0.2%	
	フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	37,500	2,960.00	111,000,000.00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16,200	8,855.00	143,451,000.00	
		OTP BANK NYRT	22,300	16,940.00	377,762,000.00	
		小計	銘柄数：3		632,213,000.00	
					(264,556,484)	
		組入時価比率：0.2%			0.3%	
	ズロチ	ORLEN SA	59,587	67.65	4,031,060.55	
		KGHM POLSKA MIEDZ S. A.	13,800	142.40	1,965,120.00	
		BUDIMEX	900	674.50	607,050.00	
		LPP SA	130	15,320.00	1,991,600.00	
		ALLEGRO. EU SA	62,200	32.66	2,031,763.00	
		PEPCO GROUP NV	21,700	19.14	415,446.50	
		DINO POLSKA SA	4,910	368.00	1,806,880.00	
		BANK PEKAO SA	20,600	184.60	3,802,760.00	
		MBANK	1,100	679.20	747,120.00	
		PKO BANK POLSKI SA	87,100	59.12	5,149,352.00	
		SANTANDER BANK POLSKA SA	3,100	558.60	1,731,660.00	
		POWSZECHNY ZAKŁAD UBEZPIECZE	63,600	50.68	3,223,248.00	
		POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	6.20	452,600.00	
		CD PROJEKT RED SA	8,000	113.20	905,600.00	

	小計	銘柄数：14			28,861,260.05 (1,104,895,618) 1.1%
		組入時価比率：1.0%			
香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	9.19	1,874,760.00	
	CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	8.41	2,270,700.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	2,510,900	4.65	11,675,685.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	337,000	32.85	11,070,450.00	
	COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	8.88	1,118,880.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	2,230,000	7.49	16,702,700.00	
	YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	259,000	18.32	4,744,880.00	
	GANFENG LITHIUM GROUP CO LTD	48,440	22.20	1,075,368.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H	138,000	17.34	2,392,920.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	2.73	1,072,890.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	5.05	2,474,500.00	
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	250,000	9.75	2,437,500.00	
	CMOC GROUP LTD-H	405,000	7.59	3,073,950.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	16.14	1,581,720.00	
	SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	18.18	1,090,800.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	12.96	2,190,240.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO-H	559,000	17.74	9,916,660.00	
	AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	202,000	3.24	654,480.00	
	CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	174,400	3.61	629,584.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	4.12	1,730,400.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	8.67	1,970,257.50	
	CITIC LTD	559,000	6.93	3,873,870.00	
	FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.25	960,245.00	
	CRRC CORP LTD-H	550,000	4.59	2,524,500.00	
	HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	57,000	25.60	1,459,200.00	
	SANY HEAVY EQUIPMENT INTL	145,000	5.43	787,350.00	
	SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	22.25	1,513,000.00	
	WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	17.14	3,681,672.00	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	29.60	1,633,920.00	
	BOC AVIATION LTD	15,000	61.90	928,500.00	
	JD LOGISTICS INC	193,700	7.58	1,468,246.00	

AIR CHINA LIMITED-H	148,000	3.73	552,040.00
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD -H	273,000	8.90	2,429,700.00
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	102.10	1,378,350.00
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	10.02	1,823,640.00
COSCO SHIPPING PORTS LTD	182,000	4.53	824,460.00
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	7.90	1,169,200.00
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	5.06	796,039.20
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	62,000	41.60	2,579,200.00
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	302,000	7.14	2,156,280.00
BYD CO LTD-H	106,000	201.20	21,327,200.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	232,000	2.82	654,240.00
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	580,000	8.81	5,109,800.00
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	11.02	3,008,460.00
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP-H	285,890	3.11	889,117.90
LI AUTO INC	115,800	106.30	12,309,540.00
XPENG INC	111,300	27.00	3,005,100.00
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	13.22	1,771,480.00
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	22.55	1,150,050.00
HAIER SMART HOME CO LTD-H	238,000	26.05	6,199,900.00
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	132,200	83.80	11,078,360.00
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	350,000	4.32	1,512,000.00
LI NING CO LTD	227,000	16.74	3,799,980.00
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	82,300	73.25	6,028,475.00
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	15.96	3,032,400.00
MEITUAN-CLASS B	516,740	95.30	49,245,322.00
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	125,600	21.65	2,719,240.00
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	9.10	991,900.00
TRIP.COM GROUP LTD	55,900	379.40	21,208,460.00
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	1,657,080	66.70	110,527,236.00
JD.COM, INC.	238,567	97.30	23,212,569.10
MINISO GROUP HOLDING LTD	36,800	40.35	1,484,880.00
CHINA TOURISM GROUP DUTY F CO LTD	6,100	63.25	385,825.00
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	10.40	1,828,320.00
POP MART INTERNATIONAL GROUP	44,600	31.50	1,404,900.00
TOPSPORTS INTERNATIONAL HOLD	202,000	5.17	1,044,340.00

ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	13.00	936,000.00
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	486,000	2.61	1,268,460.00
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	106,900	22.85	2,442,665.00
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	105.32	1,295,436.00
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	159,333	32.30	5,146,455.90
NONGFU SPRING LTD	201,200	42.70	8,591,240.00
TSING TAO BREWERY CO-H	60,000	51.45	3,087,000.00
CHINA FEIHE LTD	405,000	4.11	1,664,550.00
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00
CHINA MENGNIU DAIRY CO	309,000	15.20	4,696,800.00
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	168,000	8.30	1,394,400.00
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.42	2,444,260.00
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	147,000	6.60	970,200.00
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	47.10	1,884,000.00
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	24.50	1,470,000.00
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	4.76	1,180,480.00
HYGEIA HEALTHCARE HOLDINGS CO	39,400	28.30	1,115,020.00
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	10.96	1,085,040.00
SINOPHARM GROUP CO-H	132,400	19.88	2,632,112.00
AKESO INC	45,000	43.90	1,975,500.00
BEIGENE LTD	70,120	77.00	5,399,240.00
INNOVENT BIOLOGICS INC	123,500	33.20	4,100,200.00
ZAI LAB LTD	87,700	10.78	945,406.00
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	158,000	7.00	1,106,000.00
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	4.79	859,805.00
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	891,520	5.77	5,144,070.40
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	15.38	1,999,400.00
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTI-H	58,000	11.44	663,520.00
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,021,500	2.34	2,390,310.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	2,980,000	3.48	10,370,400.00
BANK OF CHINA LTD-H	8,090,000	3.36	27,182,400.00
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	940,790	5.33	5,014,410.70
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	4.39	4,521,700.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	9,790,000	4.87	47,677,300.00
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	2.30	591,100.00

CHINA MERCHANTS BANK-H	386,692	32.55	12,586,824.60
CHINA MINSHENG BANKING-H	589,800	2.78	1,639,644.00
IND & COMM BK OF CHINA-H	6,630,000	4.11	27,249,300.00
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	853,000	4.05	3,454,650.00
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.56	856,240.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	718,000	9.00	6,462,000.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	261,000	15.56	4,061,160.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	103,472	6.39	661,186.08
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	72,000	13.58	977,760.00
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	850,000	2.55	2,167,500.00
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	720,420	10.14	7,305,058.80
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	682,500	31.15	21,259,875.00
ZHONGAN ONLINE P&C INSURANCE-H	58,000	11.16	647,280.00
KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	264,000	7.28	1,921,920.00
BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	79,000	23.60	1,864,400.00
ZTE CORP-H	76,052	15.64	1,189,453.28
LENOVO GROUP LTD	874,000	8.20	7,166,800.00
XIAOMI CORPORATION	1,566,000	15.80	24,742,800.00
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	23.75	2,185,000.00
KINGBOARD HOLDINGS LTD	60,000	14.72	883,200.00
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	69,200	35.65	2,466,980.00
FLAT GLASS GROUP CO LTD	49,000	16.56	811,440.00
GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	1,956,000	1.09	2,132,040.00
HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	14.50	1,015,000.00
XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	5.28	2,471,040.00
CHINA TOWER CORP LTD	4,300,000	0.88	3,784,000.00
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	23.75	1,163,750.00
CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.89	2,191,020.00
CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	86,000	23.65	2,033,900.00
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	78,000	61.40	4,789,200.00
KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.30	3,270,400.00
BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	1.89	765,450.00
GUANGDONG INVESTMENT	338,000	3.48	1,176,240.00
CHINA CINDA ASSET MANAGEME-H	620,000	0.65	403,000.00
CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	3.84	1,766,400.00

CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	8.52	1,468,848.00
CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	11.16	2,120,958.00
GF SECURITIES CO LTD-H	82,600	7.29	602,154.00
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	268,000	3.54	948,720.00
HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	8.72	1,098,720.00
EAST BUY HOLDING LTD	35,500	16.38	581,490.00
NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	149,000	66.70	9,938,300.00
CGN POWER CO LTD-H	980,000	2.70	2,646,000.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	5.70	2,086,200.00
CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	3.22	1,577,800.00
CHINA RESOURCES POWER HOLDING	192,000	19.70	3,782,400.00
HUANENG POWER INTL INC-H	410,000	4.97	2,037,700.00
GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	10.44	1,169,280.00
WUXI APPTEC CO LTD	36,200	32.95	1,192,790.00
WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	382,000	12.62	4,820,840.00
CHINA LITERATURE LTD	49,800	24.35	1,212,630.00
BILIBILI INC	19,120	85.25	1,629,980.00
CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	1.67	1,295,920.00
KINGSOFT CORP LTD	91,000	23.50	2,138,500.00
NETEASE, INC.	197,050	142.80	28,138,740.00
BAIDU INC-CLASS A	229,610	92.50	21,238,925.00
KUAISHOU TECHNOLOGY	249,600	44.35	11,069,760.00
TENCENT HOLDINGS LTD	673,600	303.80	204,639,680.00
C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	13.44	981,120.00
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	380,000	11.52	4,377,600.00
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	155,000	4.10	635,500.00
CHINA RESOURCES LAND LTD	328,444	23.50	7,718,434.00
CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	25.15	1,785,650.00
CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	3.69	896,670.00
COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	173,000	4.44	768,120.00
LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	187,000	9.10	1,701,700.00
YUEXIU PROPERTY CO LTD	175,000	3.86	675,500.00
小計 銘柄数：169			1,058,961,253.46 (20,925,074,368)

		組入時価比率：18.1%			19.9%
リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	21.66	649,800.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	6.83	2,253,900.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	5.44	2,170,560.00	
	GAMUDA BERHAD	177,000	5.15	911,550.00	
	SIME DARBY BERHAD	220,000	2.78	611,600.00	
	MISC BHD	125,960	8.01	1,008,939.60	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	121,460	9.87	1,198,810.20	
	GENTING BHD	187,000	4.45	832,150.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	229,000	2.58	590,820.00	
	MR DIY GROUP M BHD	187,500	1.46	273,750.00	
	IOI CORP	247,000	3.99	985,530.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG	42,400	22.86	969,264.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	124.00	905,200.00	
	PPB GROUP BERHAD	51,740	15.74	814,387.60	
	QL RESOURCES BHD	119,000	6.36	756,840.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	238,000	4.46	1,061,480.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.12	1,591,200.00	
	AMMB HOLDING	125,000	4.15	518,750.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	628,000	6.56	4,119,680.00	
	HONG LEONG BANK	60,960	19.50	1,188,720.00	
	MALAYAN BANKING	562,000	9.65	5,423,300.00	
	PUBLIC BANK BHD	1,521,000	4.15	6,312,150.00	
	RHB BANK BHD	125,023	5.48	685,126.04	
	INARI AMERTRON BHD	271,000	3.05	826,550.00	
	TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.07	783,030.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	346,000	2.55	882,300.00	
	CELCOMDIGI BHD	429,000	4.04	1,733,160.00	
	MAXIS BHD	265,000	3.50	927,500.00	
	TENAGA NASIONAL	258,000	11.60	2,992,800.00	
	PETRONAS GAS BERHAD	91,000	18.10	1,647,100.00	
	YTL CORPORATION BERHAD	400,000	2.60	1,040,000.00	
	YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	4.02	1,206,000.00	
小計	銘柄数：32			47,871,947.44	
				(1,548,049,525)	
		組入時価比率：1.3%			1.5%

パーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	135,000	160.00	21,600,000.00	
	PTT PCL-NVDR	996,000	33.50	33,366,000.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	157,000	57.25	8,988,250.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	187,967	23.90	4,492,411.30	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	227,994	38.75	8,834,767.50	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	81,200	242.00	19,650,400.00	
	SCG PACKAGING PLC-NVDR	150,000	31.25	4,687,500.00	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	880,000	5.85	5,148,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	459,000	63.00	28,917,000.00	
	BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	8.05	6,520,500.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	700,000	4.26	2,982,000.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	31.50	13,071,807.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	33.50	5,193,337.50	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	10.20	5,915,969.40	
	PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	17.80	4,592,400.00	
	CP ALL PCL-NVDR	573,000	54.75	31,371,750.00	
	CP AXTRA PCL-NVDR	207,000	30.50	6,313,500.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	17.60	7,497,600.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,214,000	27.75	33,688,500.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	224.00	13,216,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	49,000	124.00	6,076,000.00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	267,050	16.00	4,272,800.00	
	SCB X PCL-NVDR	81,000	103.00	8,343,000.00	
	TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.78	4,223,940.00	
	DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	315,000	69.25	21,813,750.00	
	TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	7.80	9,125,734.80	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	114,000	195.50	22,287,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	125,000	65.75	8,218,750.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	42.75	5,728,500.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	49,000	41.75	2,045,750.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	179,000	30.25	5,414,750.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	59,000	46.25	2,728,750.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	288,000	39.50	11,376,000.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	185,000	61.75	11,423,750.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,010,000	7.30	7,373,000.00	
	小計銘柄数：35			396,499,167.50	

				(1,661,331,511)	
	組入時価比率：1.4%			1.6%	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	146,000	38.95	5,686,700.00	
	AYALA CORPORATION	28,302	590.00	16,698,180.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	255,005	28.80	7,344,144.00	
	SM INVESTMENTS CORP	22,100	948.50	20,961,850.00	
	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	93,000	328.40	30,541,200.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	220.20	9,468,600.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	107,000	90.00	9,630,000.00	
	BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	207,040	124.00	25,672,960.00	
	BDO UNIBANK INC	249,997	145.50	36,374,563.50	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	67.10	13,761,874.50	
	PLDT INC	7,000	1,300.00	9,100,000.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	350.00	13,055,000.00	
	AYALA LAND INC	768,000	27.00	20,736,000.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	1,065,975	27.30	29,101,117.50	
	小計 銘柄数：14			248,132,189.50	
				(666,805,632)	
	組入時価比率：0.6%			0.6%	
ルピア	ADARO ENERGY INDONESIA TBK PT	1,170,000	2,760.00	3,229,200,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	147,050	25,350.00	3,727,717,500.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,889,701	950.00	2,745,215,950.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	377,079	5,075.00	1,913,675,925.00	
	AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	651,000	8,875.00	5,777,625,000.00	
	ANEKA TAMBANG TBK	760,000	1,760.00	1,337,600,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	1,115,813	2,800.00	3,124,276,400.00	
	INDAH KIAT PULP&PAPER	240,000	9,650.00	2,316,000,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	1,980,000	4,900.00	9,702,000,000.00	
	GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	81,130,000	59.00	4,786,670,000.00	
	SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	2,800.00	5,516,000,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	9,725.00	3,005,025,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	6,100.00	2,562,000,000.00	
	PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	700,000	4,950.00	3,465,000,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	820,000	2,380.00	1,951,600,000.00	
	KALBE FARMA PT	2,300,000	1,400.00	3,220,000,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA	5,640,000	9,475.00	53,439,000,000.00	

小計	BANK MANDIRI	3,890,000	6,725.00	26,160,250,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	5,225.00	8,464,500,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	6,940,028	5,275.00	36,608,647,700.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA PT	1,479,000	800.00	1,183,200,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	4,880,000	3,150.00	15,372,000,000.00	
	銘柄数：22			199,607,203,475.00	
				(1,916,229,153)	
	組入時価比率：1.7%			1.8%	
ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	60,500.00	308,550,000.00	
	S-OIL CORPORATION	3,930	76,800.00	301,824,000.00	
	SK INNOVATION CO LTD	6,870	103,800.00	713,106,000.00	
	HANWHA SOLUTIONS CORP	9,256	24,900.00	230,474,400.00	
	KUM YANG CO LTD	3,190	94,400.00	301,136,000.00	
	KUMHO PETRO CHEMICAL CO	1,490	117,100.00	174,479,000.00	
	LG CHEM LTD - PREFERRED	630	243,500.00	153,405,000.00	
	LG CHEMICALS LTD	4,924	370,500.00	1,824,342,000.00	
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	1,932	97,300.00	187,983,600.00	
	SKC CO LTD	2,610	109,300.00	285,273,000.00	
	HYUNDAI STEEL CO	7,399	31,500.00	233,068,500.00	
	KOREA ZINC CO LTD	850	472,000.00	401,200,000.00	
	POSCO HOLDINGS INC	7,350	386,500.00	2,840,775,000.00	
	HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,470	234,000.00	811,980,000.00	
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	7,000	49,200.00	344,400,000.00	
	HYUNDAI ENGINEERING & CONSTR	6,900	33,250.00	229,425,000.00	
	SAMSUNG E&A CO LTD	14,400	24,750.00	356,400,000.00	
	DOOSAN ENERBILITY CO LTD	49,000	14,690.00	719,810,000.00	
	ECOPRO BM CO LTD	4,790	227,500.00	1,089,725,000.00	
	ECOPRO CO., LTD.	2,000	517,000.00	1,034,000,000.00	
	ECOPRO MATERIALS CO LTD	1,000	108,300.00	108,300,000.00	
	L&F CO LTD	2,180	150,600.00	328,308,000.00	
	LG ENERGY SOLUTION	4,590	367,000.00	1,684,530,000.00	
	POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	253,500.00	866,970,000.00	
	SK IE TECHNOLOGY CO LTD	2,490	60,000.00	149,400,000.00	
	GS HOLDINGS CORP	3,600	43,250.00	155,700,000.00	
	LG CORP	9,340	75,500.00	705,170,000.00	
	SAMSUNG C&T CORP	9,070	138,200.00	1,253,474,000.00	

SK INC	3,370	155,500.00	524,035,000.00
SK SQUARE CO LTD	11,100	76,100.00	844,710,000.00
DOOSAN BOBCAT INC	6,550	51,600.00	337,980,000.00
HANWHA OCEAN CO LTD	5,719	32,700.00	187,011,300.00
HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	123,400.00	343,052,000.00
HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	119,300.00	585,763,000.00
SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	63,000	9,630.00	606,690,000.00
POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	42,650.00	221,780,000.00
HYUNDAI GLOVIS CO LTD	1,810	171,200.00	309,872,000.00
HANJIN KAL CORP	1,900	55,700.00	105,830,000.00
KOREAN AIR LINES CO LTD	17,500	20,250.00	354,375,000.00
HMM COMPANY LIMITED	27,100	15,500.00	420,050,000.00
HANKOOK TIRE & TECHNOLOGY CO	9,300	58,800.00	546,840,000.00
HANON SYSTEMS	23,400	4,880.00	114,192,000.00
HYUNDAI MOBIS	6,100	234,500.00	1,430,450,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD	14,000	235,000.00	3,290,000,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	146,700.00	605,871,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	145,600.00	422,240,000.00
KIA CORP	26,600	110,400.00	2,936,640,000.00
COWAY CO LTD	4,970	54,000.00	268,380,000.00
LG ELECTRONICS INC	10,300	91,200.00	939,360,000.00
KANGWON LAND INC	7,900	14,710.00	116,209,000.00
CJ CHEILJEDANG CORP	820	335,000.00	274,700,000.00
ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	90,300.00	260,967,000.00
KT & G CORP	11,170	89,600.00	1,000,832,000.00
AMOREPACIFIC CORP	3,730	142,800.00	532,644,000.00
LG H&H	1,002	371,000.00	371,742,000.00
HLB INC	13,125	100,000.00	1,312,500,000.00
CELLTRION INC	15,960	172,900.00	2,759,484,000.00
SK BIOSCIENCE CO LTD	1,950	57,400.00	111,930,000.00
CELLTRION PHARM INC	1,191	89,700.00	106,832,700.00
HANMI PHARMACEUTICAL CO., LTD	518	308,500.00	159,803,000.00
SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	82,700.00	274,564,000.00
YUHAN CORPORATION	4,399	69,300.00	304,850,700.00
HANA FINANCIAL HOLDINGS	30,000	52,400.00	1,572,000,000.00

INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	13,350.00	348,435,000.00
KAKAObANK CORP	19,300	23,750.00	458,375,000.00
KB FINANCIAL GROUP INC	40,200	63,700.00	2,560,740,000.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	44,500	41,750.00	1,857,875,000.00
WOORI FINANCIAL GROUP INC	67,000	13,540.00	907,180,000.00
KAKAO PAY CORP	2,570	33,200.00	85,324,000.00
MERITZ FINANCIAL GROUP INC	10,200	75,000.00	765,000,000.00
DB INSURANCE CO LTD	5,600	87,500.00	490,000,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,110	277,500.00	863,025,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	8,200	77,300.00	633,860,000.00
POSCO DX CO LTD	5,300	38,750.00	205,375,000.00
SAMSUNG SDS CO LTD	3,620	147,400.00	533,588,000.00
COSMO AM&T CO LTD	2,367	149,200.00	353,156,400.00
SAMSUNG ELECTRONICS	486,210	77,600.00	37,729,896,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	83,600	65,200.00	5,450,720,000.00
LG INNOTEK CO LTD	1,260	181,300.00	228,438,000.00
LG.DISPLAY CO LTD	30,970	9,930.00	307,532,100.00
SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	5,740	142,900.00	820,246,000.00
SAMSUNG SDI CO,LTD	5,482	401,000.00	2,198,282,000.00
HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	4,300	136,400.00	586,520,000.00
SK HYNIX INC	55,580	173,300.00	9,632,014,000.00
KT CORP	6,400	33,300.00	213,120,000.00
LG UPLUS CORP	17,400	9,690.00	168,606,000.00
SK TELECOM CO LTD	5,500	50,100.00	275,550,000.00
KOREA ELECTRIC POWER	26,600	20,150.00	535,990,000.00
KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	60,900.00	325,206,000.00
MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	7,150.00	176,869,550.00
NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	11,160.00	208,692,000.00
SAMSUNG SECURITIES	6,800	35,900.00	244,120,000.00
SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	1,703	781,000.00	1,330,043,000.00
HYBE CO LTD	2,010	230,500.00	463,305,000.00
KRAFTON INC	2,990	254,000.00	759,460,000.00
NCSOFT CORPORATION	1,631	164,900.00	268,951,900.00
NETMARBLE CORP	1,470	57,000.00	83,790,000.00
KAKAO CORP	30,420	48,600.00	1,478,412,000.00
NAVER CORP	13,080	182,400.00	2,385,792,000.00

小計	銘柄数：99			118,280,877,150.00	
	組入時価比率：11.5%			(13,259,286,328)	12.7%
新台湾ドル	FORMOSA PETROCHEMICAL CORP	122,360	69.30	8,479,548.00	
	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	331,998	52.40	17,396,695.20	
	FORMOSA PLASTIC	393,424	67.10	26,398,750.40	
	NAN YA PLASTICS CORP	487,726	55.00	26,824,930.00	
	ASIA CEMENT	208,980	42.00	8,777,160.00	
	TAIWAN CEMENT	637,888	32.00	20,412,416.00	
	CHINA STEEL	1,286,544	24.45	31,456,000.80	
	VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	6,000	1,515.00	9,090,000.00	
	WALSIN LIHWA CORP	268,429	38.85	10,428,466.65	
	FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.15	9,764,092.10	
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	1,055.00	16,314,520.00	
	CHINA AIRLINES LTD	375,000	19.45	7,293,750.00	
	EVA AIRWAYS CORP	303,000	31.10	9,423,300.00	
	EVERGREEN MARINE	101,950	172.50	17,586,375.00	
	WAN HAI LINES LIMITED	86,335	43.25	3,733,988.75	
	YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	45.15	8,623,650.00	
	TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	29.30	7,237,100.00	
	CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	46.90	10,413,488.40	
	NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	14,000	365.00	5,110,000.00	
	ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	17,443	487.00	8,494,741.00	
	FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	44,592	153.50	6,844,872.00	
	POU CHEN CORP	267,468	35.30	9,441,620.40	
	HOTAI MOTOR COMPANY LTD	29,580	601.00	17,777,580.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	53,816	270.00	14,530,320.00	
	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	492,836	76.00	37,455,536.00	
	PHARMAESSENTIA CORPORATION	24,000	285.50	6,852,000.00	
	CHANG HWA COMMERCIAL BANK	560,268	17.85	10,000,783.80	
	CTBC FINANCIAL HOLDING	1,866,212	31.00	57,852,572.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,423,300	26.55	37,788,615.00	
	FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,046,996	26.65	27,902,443.40	
	HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	824,710	22.20	18,308,562.00	
	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,134,094	38.70	43,889,437.80	

SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	986,360	21.20	20,910,832.00
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,170,341	17.35	20,305,416.35
TAIWAN BUSINESS BANK	664,576	16.15	10,732,902.40
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,064,196	25.60	27,243,417.60
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	370,906	45.00	16,690,770.00
CHAILLEASE HOLDING CO LTD	152,692	168.00	25,652,256.00
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,072,556	29.90	32,069,424.40
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	933,293	47.45	44,284,752.85
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	1,757,789	13.20	23,202,814.80
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	824,886	65.00	53,617,590.00
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,330,113	8.07	10,734,011.91
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	50,000	401.00	20,050,000.00
ACER INC	256,767	43.80	11,246,394.60
ADVANTECH CO., LTD.	47,620	365.00	17,381,300.00
ASUSTEK COMPUTER INC	71,805	413.50	29,691,367.50
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	54,840	207.00	11,351,880.00
COMPAL ELECTRONICS	410,590	35.30	14,493,827.00
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	50,000	292.50	14,625,000.00
INVENTEC CO., LTD	251,911	53.00	13,351,283.00
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	189,897	96.10	18,249,101.70
MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	74,000	154.00	11,396,000.00
PEGATRON CORP	199,692	94.80	18,930,801.60
QUANTA COMPUTER INC	274,684	241.50	66,336,186.00
WISTRON CORP	255,000	115.00	29,325,000.00
WIWYNN CORP	10,000	2,315.00	23,150,000.00
AUO CORP	573,606	17.15	9,837,342.90
DELTA ELECTRONICS INC	193,681	298.50	57,813,778.50
E INK HOLDINGS INC	96,000	215.00	20,640,000.00
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,287,649	143.00	184,133,807.00
INNOLUX CORP	984,937	13.55	13,345,896.35
LARGAN PRECISION CO LTD	10,040	2,120.00	21,284,800.00
NAN YA PRINTED CIRCUIT BOARD CORPORATION	20,000	171.50	3,430,000.00
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	122,566	77.30	9,474,351.80
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	135,000	170.00	22,950,000.00
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	88.70	15,113,326.90

		YAGEO CORPORATION	32,137	588.00	18,896,556.00	
		ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	112.00	7,213,920.00	
		ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	8,000	2,860.00	22,880,000.00	
		ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	321,658	146.00	46,962,068.00	
		EMEMORY TECHNOLOGY INC	6,000	2,190.00	13,140,000.00	
		GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	1,155.00	11,550,000.00	
		GLOBALWAFERS CO LTD	20,000	520.00	10,400,000.00	
		MEDIATEK INC	154,538	993.00	153,456,234.00	
		NANYA TECHNOLOGY CO	151,000	62.00	9,362,000.00	
		NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	60,058	588.00	35,314,104.00	
		PARADE TECHNOLOGIES LTD	9,000	800.00	7,200,000.00	
		POWERCHIP SEMICONDUCTOR MANU	302,000	22.20	6,704,400.00	
		REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	49,417	552.00	27,278,184.00	
		SILERGY CORP	35,000	336.00	11,760,000.00	
		TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,508,000	750.00	1,881,000,000.00	
		UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,163,500	49.10	57,127,850.00	
		VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	102,000	81.20	8,282,400.00	
		WINBOND ELECTRONICS CORPORATION	380,728	25.40	9,670,491.20	
		CHUNGHWA TELECOM CO LTD	404,065	123.00	49,699,995.00	
		FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	80.20	16,200,400.00	
		TAIWAN MOBILE CO LTD	192,200	102.00	19,604,400.00	
		RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	36.15	5,520,141.15	
	小計	銘柄数：89			3,924,172,091.21	
					(18,665,716,969)	
		組入時価比率：16.2%			17.9%	
インドルピー		BHARAT PETROLEUM CORP LTD	82,000	585.80	48,035,600.00	
		COAL INDIA LTD	142,000	435.30	61,812,600.00	
		HINDUSTAN PETROLEUM CORP	64,380	478.40	30,799,392.00	
		INDIAN OIL CORPORATION LTD	268,500	166.65	44,745,525.00	
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD	343,000	275.25	94,410,750.00	
		PETRONET LNG LTD	77,000	300.15	23,111,550.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	309,900	2,940.25	911,183,475.00	
		ASIAN PAINTS LTD	38,800	2,808.55	108,971,740.00	
		BERGER PAINTS INDIA LTD	22,800	504.55	11,503,740.00	
		PI INDUSTRIES LTD	7,000	3,709.25	25,964,750.00	
		PIDILITE INDUSTRIES LTD	15,500	2,830.70	43,875,850.00	

SRF LTD	14,200	2,529.05	35,912,510.00
SUPREME INDUSTRIES LTD	5,200	4,067.55	21,151,260.00
UPL LTD	43,200	487.55	21,062,160.00
AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	609.65	34,750,050.00
GRASIM INDUSTRIES LIMITED	25,400	2,273.15	57,738,010.00
SHREE CEMENT LIMITED	1,080	24,368.75	26,318,250.00
ULTRATECH CEMENT LTD	12,090	9,363.95	113,210,155.50
APL APOLLO TUBES LTD	16,600	1,555.65	25,823,790.00
HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	133,100	614.75	81,823,225.00
JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	927.25	42,653,500.00
JSW STEEL LTD	66,000	864.80	57,076,800.00
NMDC LTD	125,000	235.65	29,456,250.00
TATA STEEL LIMITED	785,600	162.10	127,345,760.00
VEDANTA LTD	85,000	385.95	32,805,750.00
BHARAT ELECTRONICS LTD	348,000	233.30	81,188,400.00
HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	22,400	3,751.30	84,029,120.00
ASTRAL LTD	16,300	1,943.65	31,681,495.00
LARSEN&TOUBRO LIMITED	70,400	3,518.35	247,691,840.00
ABB INDIA LTD	4,700	6,292.60	29,575,220.00
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	254.55	32,327,850.00
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	59,000	533.90	31,500,100.00
HAVELLS INDIA LTD	24,300	1,501.70	36,491,310.00
POLYCAB INDIA LTD	4,500	5,290.05	23,805,225.00
SUZLON ENERGY LIMITED	881,000	39.35	34,667,350.00
SIEMENS LIMITED	10,200	5,589.50	57,012,900.00
ASHOK LEYLAND LIMITED	118,500	169.35	20,067,975.00
CUMMINS INDIA LTD	16,100	3,038.25	48,915,825.00
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	3,026.95	49,944,675.00
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	22,200	992.00	22,022,400.00
INTERGLOBE AVIATION LTD	15,200	3,560.20	54,115,040.00
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	926.85	20,761,440.00
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	52,400	1,310.00	68,644,000.00
GMR AIRPORTS INFRASTRUCTURE LTD	301,000	80.65	24,275,650.00
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	7,000	2,348.40	16,438,800.00
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,193.10	36,270,240.00

MRF LTD	200	129, 157. 65	25, 831, 530. 00
SAMVARDHANA INTERNATIONAL LTD	MOTHERSON 236, 000	127. 05	29, 983, 800. 00
SONA BLW PRECISION FORGINGS	40, 000	681. 25	27, 250, 000. 00
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12, 200	3, 496. 45	42, 656, 690. 00
BAJAJ AUTO LIMITED	6, 500	8, 804. 50	57, 229, 250. 00
EICHER MOTORS LTD	14, 300	4, 344. 15	62, 121, 345. 00
HERO MOTOCORP LTD	12, 400	4, 213. 70	52, 249, 880. 00
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	93, 200	2, 082. 90	194, 126, 280. 00
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	14, 870	12, 710. 95	189, 011, 826. 50
TATA MOTORS LTD	172, 700	963. 20	166, 344, 640. 00
TATA MOTORS LTD-A-DVR	46, 000	637. 25	29, 313, 500. 00
TVS MOTOR CO LTD	27, 400	1, 899. 05	52, 033, 970. 00
PAGE INDUSTRIES LTD	530	35, 391. 40	18, 757, 442. 00
TITAN CO LTD	36, 500	3, 563. 05	130, 051, 325. 00
INDIAN HOTELS CO LIMITED	96, 000	597. 05	57, 316, 800. 00
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36, 000	435. 65	15, 683, 400. 00
ZOMATO LTD	609, 000	189. 20	115, 222, 800. 00
TRENT LTD	20, 000	4, 158. 95	83, 179, 000. 00
AVENUE SUPERMARTS LTD	15, 800	4, 696. 00	74, 196, 800. 00
UNITED SPIRITS LTD	32, 700	1, 123. 10	36, 725, 370. 00
VARUN BEVERAGES LTD	50, 700	1, 396. 10	70, 782, 270. 00
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	10, 700	4, 668. 30	49, 950, 810. 00
MARICO LIMITED	46, 000	505. 30	23, 243, 800. 00
NESTLE INDIA LTD	34, 000	2, 437. 70	82, 881, 800. 00
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	55, 700	1, 138. 10	63, 392, 170. 00
ITC LTD	297, 000	424. 75	126, 150, 750. 00
COLGATE-PALMOLIVE (INDIA)	15, 900	2, 649. 65	42, 129, 435. 00
DABUR INDIA LTD	59, 800	504. 20	30, 151, 160. 00
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	43, 500	1, 168. 85	50, 844, 975. 00
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	86, 000	2, 231. 60	191, 917, 600. 00
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	10, 870	6, 169. 55	67, 063, 008. 50
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	76, 000	772. 85	58, 736, 600. 00
AUROBINDO PHARMA LTD	26, 300	1, 087. 05	28, 589, 415. 00
CIPLA LIMITED	52, 400	1, 345. 75	70, 517, 300. 00
DR. REDDYS LABORATORIES	11, 160	5, 942. 85	66, 322, 206. 00

LUPIN LTD	25,700	1,547.55	39,772,035.00
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	95,900	1,522.80	146,036,520.00
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	11,540	2,539.40	29,304,676.00
AU SMALL FINANCE BANK LTD	12,600	614.70	7,745,220.00
AXIS BANK LIMITED	227,700	1,029.10	234,326,070.00
BANDHAN BANK LTD	56,000	173.55	9,718,800.00
BANK OF BARODA	100,000	256.95	25,695,000.00
HDFC BANK LIMITED	285,990	1,531.30	437,936,487.00
ICICI BANK LTD	528,500	1,067.25	564,041,625.00
IDFC FIRST BANK LTD	266,000	81.85	21,772,100.00
INDUSIND BANK LTD	28,700	1,482.05	42,534,835.00
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	111,300	1,792.65	199,521,945.00
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	128.25	33,473,250.00
UNION BANK OF INDIA	184,000	140.70	25,888,800.00
YES BANK LTD	1,230,000	23.95	29,458,500.00
BAJAJ FINSERV LTD	37,060	1,619.00	60,000,140.00
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	2,350	7,835.70	18,413,895.00
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	303,500	370.10	112,325,350.00
ONE 97 COMMUNICATIONS LTD	22,200	377.85	8,388,270.00
POWER FINANCE CORPORATION	151,600	398.65	60,435,340.00
REC LTD	135,500	425.75	57,689,125.00
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	90,400	601.55	54,380,120.00
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	23,100	1,689.75	39,033,225.00
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	588.15	19,526,580.00
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	42,600	1,447.55	61,665,630.00
HCL TECHNOLOGIES LTD	96,500	1,447.50	139,683,750.00
INFOSYS LTD	338,000	1,411.25	477,002,500.00
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,660.55	45,114,124.00
MPHASIS LTD	10,500	2,280.30	23,943,150.00
PERSISTENT SYSTEMS LTD	10,000	3,884.70	38,847,000.00
TATA CONSULTANCY SVS LTD	92,025	3,826.20	352,106,055.00
TECH MAHINDRA LTD	57,400	1,193.65	68,515,510.00
WIPRO LTD	126,700	452.75	57,363,425.00
TATA ELXSI LTD	4,000	7,451.00	29,804,000.00
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,755.20	20,009,280.00

	BHARTI AIRTEL LIMITED	229,100	1,289.00	295,309,900.00	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	492,000	281.65	138,571,800.00	
	TATA POWER COMPANY LIMITED	139,000	428.10	59,505,900.00	
	GAIL INDIA LTD	273,000	201.95	55,132,350.00	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	34,200	436.20	14,918,040.00	
	BAJAJ FINANCE LTD	27,160	7,119.50	193,365,620.00	
	CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	40,000	1,128.15	45,126,000.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	10,000	1,651.75	16,517,500.00	
	SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	24,000	732.10	17,570,400.00	
	SHRIRAM FINANCE LTD	30,700	2,366.55	72,653,085.00	
	HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	3,708.45	37,826,190.00	
	ADANI GREEN ENERGY LTD	28,800	1,770.05	50,977,440.00	
	ADANI POWER LIMITED	61,000	594.55	36,267,550.00	
	NTPC LIMITED	460,000	350.55	161,253,000.00	
	DIVIS LABORATORIES LTD	10,400	3,671.70	38,185,680.00	
	INFO EDGE INDIA LTD	6,670	5,712.10	38,099,707.00	
	DLF LIMITED	80,000	855.65	68,452,000.00	
	GODREJ PROPERTIES LTD	12,700	2,500.90	31,761,430.00	
	MACROTECH DEVELOPERS LTD	24,100	1,171.00	28,221,100.00	
	小計 銘柄数：135			10,636,115,269.50	
	組入時価比率：17.2%			(19,889,535,553)	
				18.9%	
カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.78	945,920.00	
	QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	220,000	3.97	874,500.00	
	MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.88	1,326,105.00	
	INDUSTRIES QATAR	143,000	12.10	1,730,300.00	
	COMMERCIAL BANK OF QATAR	294,000	4.21	1,238,034.00	
	DUKHAN BANK	233,000	3.90	908,700.00	
	MASRAF AL RAYAN	585,000	2.51	1,473,030.00	
	QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	86,000	10.43	896,980.00	
	QATAR ISLAMIC BANK	192,000	18.03	3,461,760.00	
	QATAR NATIONAL BANK	474,000	14.03	6,650,220.00	
	QOOREDOO QSC	100,000	10.23	1,023,000.00	
	QATAR ELECTRICITY & WATER CO	34,400	16.16	555,904.00	
	BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.93	571,350.00	
	小計 銘柄数：13			21,655,803.00	

				(920, 804, 743)	
	組入時価比率 : 0.8%			0.9%	
エジプトポンド	EASTERN CO SAE	51, 525	26. 44	1, 362, 321. 00	
	EFG HOLDING S. A. E.	75, 000	17. 40	1, 305, 000. 00	
小計	銘柄数 : 2			2, 667, 321. 00	
				(8, 539, 961)	
	組入時価比率 : 0.0%			0.0%	
ランド	EXXARO RESOURCES LTD	28, 200	186. 88	5, 270, 016. 00	
	SASOL LTD	57, 900	157. 02	9, 091, 458. 00	
	ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	5, 330	780. 35	4, 159, 265. 50	
	ANGLOGOLD ASHANTI PLC	40, 800	451. 30	18, 413, 040. 00	
	GOLD FIELDS LTD	93, 300	341. 35	31, 847, 955. 00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	68, 000	176. 15	11, 978, 200. 00	
	IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	81, 200	96. 76	7, 856, 912. 00	
	KUMBA IRON ORE LTD	7, 600	478. 56	3, 637, 056. 00	
	NORTHAM PLATINUM HOLDINGS LT	44, 700	139. 45	6, 233, 415. 00	
	SIBANYE STILLWATER LTD	273, 000	24. 70	6, 743, 100. 00	
	BIDVEST GROUP LTD	25, 500	231. 73	5, 909, 115. 00	
	NASPERS LTD-N SHS	18, 620	3, 257. 39	60, 652, 601. 80	
	WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94, 000	55. 70	5, 235, 800. 00	
	PEPKOR HOLDINGS LTD	173, 000	17. 10	2, 958, 300. 00	
	BID CORP LTD	33, 000	415. 50	13, 711, 500. 00	
	CLICKS GROUP LTD	23, 700	284. 07	6, 732, 459. 00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	48, 100	231. 53	11, 136, 593. 00	
	ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42, 800	217. 01	9, 288, 028. 00	
	ABSA GROUP LTD	88, 700	140. 01	12, 418, 887. 00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	9, 330	2, 000. 00	18, 660, 000. 00	
	NEDBANK GROUP LTD	44, 579	215. 06	9, 587, 159. 74	
	STANDARD BANK GROUP LTD	131, 700	167. 55	22, 066, 335. 00	
	FIRSTRAND LTD	533, 000	59. 93	31, 942, 690. 00	
	REMGRO LTD	47, 300	119. 04	5, 630, 592. 00	
	DISCOVERY LTD	46, 907	108. 85	5, 105, 826. 95	
	OLD MUTUAL LTD	434, 000	10. 13	4, 396, 420. 00	
	OUTSURANCE GROUP LTD	81, 000	39. 27	3, 180, 870. 00	
	SANLAM LIMITED	190, 000	64. 61	12, 275, 900. 00	
	MTN GROUP LTD	171, 000	82. 09	14, 037, 390. 00	

	小計	VODACOM GROUP	68,100	88.12	6,000,972.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	14,200	432.89	6,147,038.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	57,200	125.21	7,162,012.00	
		銘柄数：32			379,466,906.99	
		組入時価比率：2.7%			(3,069,887,277)	2.9%
	UAEディルハム	MULTIPLY GROUP	391,000	2.43	950,130.00	
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	3.27	987,540.00	
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.48	1,037,040.00	
		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	299,852	8.24	2,470,780.48	
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	128,000	11.00	1,408,000.00	
		DUBAI ISLAMIC BANK	286,029	5.68	1,624,644.72	
		EMIRATES NBD PJSC	194,000	16.55	3,210,700.00	
		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	442,925	12.80	5,669,440.00	
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	344,900	17.56	6,056,444.00	
		ALDAR PROPERTIES PJSC	427,000	5.35	2,284,450.00	
		EMAAR PROPERTIES PJSC	675,000	8.29	5,595,750.00	
		銘柄数：11			31,294,919.20	
		組入時価比率：1.1%			(1,321,584,437)	1.3%
	クウェートディナール	BOUBAYAN BANK K.S.C	135,628	0.62	85,174.38	
		GULF BANK	271,561	0.26	70,605.86	
		KUWAIT FINANCE HOUSE	985,360	0.73	723,254.24	
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	781,672	0.85	667,547.88	
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.49	92,988.00	
		MABANEE CO SAKC	85,335	0.78	67,243.98	
		銘柄数：6			1,706,814.34	
		組入時価比率：0.7%			(858,391,067)	0.8%
	サウジアラビアリヤル	ADES HOLDING CO	33,800	20.50	692,900.00	
		SAUDI ARABIAN OIL CO	264,440	30.05	7,946,422.00	
		ADVANCED PETROCHEMICALS CO	10,833	43.00	465,819.00	
		SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	24,500	114.80	2,812,600.00	
		SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	32.55	1,321,530.00	
		SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	153.00	979,200.00	

SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	94,800	79.70	7,555,560.00
SAUDI IND INVESTMENT GROUP	29,368	22.64	664,891.52
SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	9.35	626,450.00
YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	37.90	1,095,310.00
SAUDI ARABIAN MINING CO	136,500	54.00	7,371,000.00
JARIR MARKETING CO	61,000	14.16	863,760.00
NAHDI MEDICAL CO	3,400	141.80	482,120.00
ALMARAI CO	26,300	58.50	1,538,550.00
SAVOLA	27,400	51.90	1,422,060.00
DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	169.60	542,720.00
DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	9,700	316.00	3,065,200.00
MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	142.40	1,424,000.00
AL RAJHI BANK	199,100	79.10	15,748,810.00
ALINMA BANK	94,300	42.05	3,965,315.00
ARAB NATIONAL BANK	60,800	29.05	1,766,240.00
BANK AL - JAZIRA	34,100	21.08	718,828.00
BANK ALBILAD	53,266	45.55	2,426,266.30
BANQUE SAUDI FRANSI	62,600	36.50	2,284,900.00
RIYAD BANK	153,200	27.65	4,235,980.00
SAUDI AWWAL BANK	108,400	39.00	4,227,600.00
SAUDI INVESTMENT BANK/THE	39,000	16.70	651,300.00
THE SAUDI NATIONAL BANK	299,384	37.75	11,301,746.00
BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	7,750	232.60	1,802,650.00
CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	7,200	152.60	1,098,720.00
ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	2,100	357.00	749,700.00
ELM CO	2,700	934.40	2,522,880.00
SAUDI TELECOM CO	201,000	39.30	7,899,300.00
ETIHAD ETISALAT CO	34,300	52.20	1,790,460.00
MOBILE TELECOMMUNICATIONS COMPANY	57,000	12.40	706,800.00
SAUDI ELECTRICITY CO	77,000	19.90	1,532,300.00
POWER&WATER UTILITY CO FOR	5,100	65.40	333,540.00
SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	265.00	1,457,500.00
ACWA POWER CO	10,500	447.60	4,699,800.00
SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	2,800	240.00	672,000.00
DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	53,000	13.80	731,400.00
小計銘柄数：41			114,194,127.82

					(4,720,785,244)	
		組入時価比率：4.1%			4.5%	
合計					104,460,611,984	(104,460,611,984)

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	6,621,900	27,586,835.40	
	小計	銘柄数：1	6,621,900	27,586,835.40	
		組入時価比率：3.7%			(4,270,442,119) 97.3%
	合計				4,270,442,119 (4,270,442,119)
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	8,335,470.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	70,590	4,764,825.00	
	小計	銘柄数：2	389,590	13,100,295.00	
		組入時価比率：0.1%			(118,809,195) 2.7%
	合計				118,809,195 (118,809,195)
合計				4,389,251,314 (4,389,251,314)	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,642,868,158	—	6,447,950,190	△194,917,968
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	728,726,489	—	730,595,460	1,868,971

米ドル	401,032,058	—	402,390,060	1,358,002
新台湾ドル	327,694,431	—	328,205,400	510,969
売建	327,694,431	—	327,644,260	50,171
米ドル	327,694,431	—	327,644,260	50,171
合計	—	—	—	△192,998,826

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について
先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024 年 4 月 22 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,077,116,615
国債証券	947,774,763,500
地方債証券	59,909,275,838
特殊債券	77,218,344,846
社債券	51,894,770,700
未収利息	1,502,985,428
前払費用	101,990,572
流動資産合計	1,143,479,247,499
資産合計	1,143,479,247,499
負債の部	
流動負債	
未払金	552,735,760
未払解約金	1,171,128,622
流動負債合計	1,723,864,382
負債合計	1,723,864,382
純資産の部	

元本等	
元本	917, 044, 338, 078
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	224, 711, 045, 039
元本等合計	1, 141, 755, 383, 117
純資産合計	1, 141, 755, 383, 117
負債純資産合計	1, 143, 479, 247, 499

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 2450 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(12, 450 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	696,502,099,507 円
同期中における追加設定元本額	302,212,646,038 円
同期中における一部解約元本額	81,670,407,467 円
期末元本額	917,044,338,078 円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	323,503,330 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	44,905,044,161 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	21,268,924,407 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	7,568,684,334 円
野村資産設計ファンド 2015	336,403,957 円
野村資産設計ファンド 2020	371,927,717 円
野村資産設計ファンド 2025	435,099,606 円
野村資産設計ファンド 2030	405,290,768 円
野村資産設計ファンド 2035	252,074,071 円
野村資産設計ファンド 2040	301,894,485 円
野村日本債券インデックスファンド	585,785,834 円
野村日本債券インデックス (野村投資一任口座向け)	135,492,122,506 円
のむラップ・ファンド (保守型)	23,849,356,117 円
のむラップ・ファンド (普通型)	73,143,511,380 円
のむラップ・ファンド (積極型)	8,533,888,675 円
野村日本債券インデックス (野村 SMA 向け)	5,414,998,309 円
野村資産設計ファンド 2045	48,775,183 円
野村円債投資インデックスファンド	488,408,774 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,457,770,689 円
マイ・ロード	41,876,071,588 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1,531,038,679 円
野村日本債券インデックス (野村 SMA・EW 向け)	22,160,660,001 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	1,982,131,381 円
野村資産設計ファンド 2050	35,567,450 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026-2028 年目標型	35,620,713 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029-2031 年目標型	15,479,723 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032-2034 年目標型	7,219,605 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035-2037 年目標型	5,250,962 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	3,062,459,527 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,879,705,869 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	35,900,543 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	19,978,847 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	109,924,882 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	26,216,656 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	18,557,813 円
野村 6 資産均等バランス	10,634,316,567 円
世界 6 資産分散ファンド	214,705,583 円
野村資産設計ファンド 2060	21,467,314 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	180,615,848,575 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 債券・安定型	21,774,159,677 円
グローバル・インデックス・バランス 25VA (適格機関投資家専用)	469,001,376 円
グローバル・インデックス・バランス 50VA (適格機関投資家専用)	96,526,037 円
グローバル・インデックス・バランス 40VA (適格機関投資家専用)	1,289,335,802 円
グローバル・インデックス・バランス 60VA (適格機関投資家専用)	371,652,734 円
ワールド・インデックス・ファンドVA 安定型 (適格機関投資家専用)	12,043,134 円
ワールド・インデックス・ファンドVA バランス型 (適格機関投資家専用)	9,577,690 円

ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	414,575 円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	3,246,907,384 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	942,066 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	13,527,052 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	35,054,694 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	407,365,098 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	278,784,268 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,138,013,406 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	108,052,870 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,563,798,237 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	464,590,272 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	14,148,357 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	45,607,693,374 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	70,012,601,163 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	32,056,201,103 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合（確定拠出年金向け）	51,561,227,969 円
マイバランスDC30	20,181,958,195 円
マイバランスDC50	18,854,060,890 円
マイバランスDC70	7,855,850,699 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,309,202,938 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	3,498,524,700 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	10,526,379,760 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	4,671,144,343 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	447,376,637 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	75,114,097 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	104,825,546 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	280,253,528 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	123,208,529 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	42,882,459 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	4,134,075,669 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	1,899,320,013 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	891,299,954 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,066,134,196 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	23,084,178 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	436,368,935 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	755,216,449 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	6,586,860,765 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	277,811,484 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	179,195 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第452回	28,000,000,000	27,944,840,000	
		国庫債券 利付（2年）第453回	26,000,000,000	25,936,300,000	

		国庫債券 利付（２年）第４５５回	17,000,000,000	16,941,350,000	
		国庫債券 利付（２年）第４５６回	13,000,000,000	12,969,190,000	
		国庫債券 利付（２年）第４５７回	2,000,000,000	1,994,500,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４５回	3,900,000,000	3,896,685,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４６回	5,100,000,000	5,089,851,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,572,336,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４８回	6,500,000,000	6,461,585,000	
		国庫債券 利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,072,489,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,251,742,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５１回	4,500,000,000	4,461,075,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,988,180,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,911,260,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,919,000,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５５回	4,500,000,000	4,490,235,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,982,630,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５７回	12,000,000,000	11,914,440,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,428,695,000	
		国庫債券 利付（５年）第１５９回	3,000,000,000	2,962,560,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６０回	3,500,000,000	3,470,635,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６１回	2,000,000,000	1,991,400,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６２回	13,000,000,000	12,923,950,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,974,160,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,938,400,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,922,400,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６６回	1,500,000,000	1,495,545,000	
		国庫債券 利付（５年）第１６７回	6,000,000,000	5,974,080,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１回	1,860,000,000	2,088,408,000	
		国庫債券 利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,918,349,000	
		国庫債券 利付（４０年）第３回	900,000,000	969,597,000	
		国庫債券 利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,749,772,400	
		国庫債券 利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,335,880,000	
		国庫債券 利付（４０年）第６回	2,000,000,000	2,005,600,000	
		国庫債券 利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,384,175,000	
		国庫債券 利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,320,525,000	
		国庫債券 利付（４０年）第９回	4,850,000,000	3,094,397,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	2,106,657,000	

		国庫債券 利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,255,905,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１２回	2,370,000,000	1,499,025,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１３回	5,500,000,000	3,428,315,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,967,452,800	
		国庫債券 利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,929,120,000	
		国庫債券 利付（４０年）第１６回	6,000,000,000	4,812,480,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	496,235,000	
		国庫債券 ＣＴ利付（１０年）第１回	500,000,000	493,080,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４０回	4,200,000,000	4,214,154,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４１回	2,600,000,000	2,603,432,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,535,713,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４３回	6,000,000,000	5,976,780,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,371,648,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,471,675,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,970,450,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４７回	10,000,000,000	9,931,100,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,919,000,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,448,300,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,522,199,500	
		国庫債券 利付（１０年）第３５１回	9,500,000,000	9,381,440,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５２回	9,000,000,000	8,869,500,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,883,450,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５４回	3,000,000,000	2,943,930,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５７回	2,500,000,000	2,442,925,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３５８回	3,570,000,000	3,481,071,300	
		国庫債券 利付（１０年）第３５９回	7,500,000,000	7,296,750,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	12,614,290,000	

		国庫債券 利付（１０年）第３６１回	8,000,000,000	7,741,280,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６２回	8,500,000,000	8,201,820,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６３回	12,050,000,000	11,592,582,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６４回	9,050,000,000	8,679,583,500	
		国庫債券 利付（１０年）第３６５回	9,500,000,000	9,082,190,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,646,570,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	8,143,680,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６８回	10,000,000,000	9,553,500,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３６９回	12,000,000,000	11,727,360,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７０回	15,000,000,000	14,625,750,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７１回	9,000,000,000	8,674,200,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７２回	12,000,000,000	11,963,280,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,763,700,000	
		国庫債券 利付（１０年）第３７４回	3,500,000,000	3,474,485,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,245,300,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２回	500,000,000	553,815,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３回	160,000,000	176,768,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,608,852,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５回	150,000,000	166,228,500	
		国庫債券 利付（３０年）第６回	900,000,000	1,014,111,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７回	600,000,000	674,136,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８回	100,000,000	108,598,000	
		国庫債券 利付（３０年）第９回	265,000,000	279,005,250	
		国庫債券 利付（３０年）第１０回	250,000,000	256,662,500	
		国庫債券 利付（３０年）第１１回	660,000,000	711,598,800	
		国庫債券 利付（３０年）第１２回	720,000,000	802,267,200	
		国庫債券 利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,205,125,800	
		国庫債券 利付（３０年）第１４回	800,000,000	915,392,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,154,830,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,635,952,250	

		国庫債券 利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,720,530,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,503,402,000	
		国庫債券 利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,764,675,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２０回	770,000,000	893,785,200	
		国庫債券 利付（３０年）第２１回	300,000,000	341,976,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２２回	600,000,000	697,614,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２３回	840,000,000	977,650,800	
		国庫債券 利付（３０年）第２４回	700,000,000	814,576,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２５回	500,000,000	570,160,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２６回	850,000,000	979,310,500	
		国庫債券 利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,339,715,500	
		国庫債券 利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,163,950,000	
		国庫債券 利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,300,520,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,838,750,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,902,538,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,524,240,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,604,312,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	5,005,800,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,481,010,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,765,615,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,430,962,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,659,696,000	
		国庫債券 利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,472,380,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,341,483,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	2,025,360,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	3,033,840,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	1,009,090,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４４回	1,400,000,000	1,410,682,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４５回	1,700,000,000	1,651,788,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４６回	1,800,000,000	1,745,802,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,676,149,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４８回	1,900,000,000	1,802,036,000	
		国庫債券 利付（３０年）第４９回	2,900,000,000	2,744,879,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	2,004,024,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５１回	4,150,000,000	3,073,822,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５２回	2,200,000,000	1,702,492,000	

		国庫債券 利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,341,419,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,400,409,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,231,665,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,391,348,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,631,580,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,437,440,000	
		国庫債券 利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,368,590,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,362,339,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,566,720,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,222,280,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６３回	4,500,000,000	3,227,400,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６４回	5,000,000,000	3,567,950,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,700,280,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６６回	6,000,000,000	4,242,300,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,606,975,000	
		国庫債券 利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,557,795,500	
		国庫債券 利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	2,050,434,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,974,987,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	2,035,665,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７２回	2,200,000,000	1,652,662,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,619,715,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	3,245,760,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,624,070,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,683,620,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,812,110,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,496,844,000	
		国庫債券 利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,270,785,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,424,260,000	
		国庫債券 利付（３０年）第８１回	4,000,000,000	3,729,880,000	
		国庫債券 利付（２０年）第７８回	800,000,000	816,568,000	
		国庫債券 利付（２０年）第７９回	860,000,000	878,808,200	
		国庫債券 利付（２０年）第８１回	360,000,000	369,324,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８２回	820,000,000	842,394,200	
		国庫債券 利付（２０年）第８３回	1,370,000,000	1,412,593,300	
		国庫債券 利付（２０年）第８４回	1,200,000,000	1,235,328,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８５回	400,000,000	413,964,000	

		国庫債券 利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,765,790,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８７回	500,000,000	518,405,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,147,795,000	
		国庫債券 利付（２０年）第８９回	470,000,000	489,415,700	
		国庫債券 利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,568,970,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９１回	250,000,000	262,092,500	
		国庫債券 利付（２０年）第９２回	650,000,000	681,057,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,412,654,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,891,919,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,593,375,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,583,985,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,594,605,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,377,610,000	
		国庫債券 利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,169,564,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１００回	820,000,000	877,785,400	
		国庫債券 利付（２０年）第１０１回	750,000,000	808,627,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,623,375,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０３回	600,000,000	646,896,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０４回	400,000,000	427,992,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	2,038,225,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０６回	400,000,000	430,832,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０７回	800,000,000	860,048,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,065,940,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１０９回	900,000,000	961,488,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,802,592,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１１回	500,000,000	543,290,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１２回	500,000,000	540,775,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１３回	500,000,000	542,575,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,094,170,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,206,590,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,527,638,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,196,437,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１１９回	800,000,000	860,592,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２０回	800,000,000	850,792,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,058,194,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２２回	900,000,000	969,363,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,196,340,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,528,450,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,992,312,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,186,420,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,303,884,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	3,045,644,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,405,144,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,379,718,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３１回	800,000,000	859,688,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,398,072,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,057,168,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,058,897,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３５回	700,000,000	753,291,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３６回	700,000,000	747,754,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,076,760,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３８回	800,000,000	848,736,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,068,630,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,231,870,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,801,994,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,031,956,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,460,126,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,379,092,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,557,994,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,852,305,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,878,730,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	5,082,720,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,603,605,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,743,317,700	
		国庫債券 利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,128,400,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５２回	3,150,000,000	3,226,230,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５３回	4,000,000,000	4,132,880,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５４回	1,820,000,000	1,858,220,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５５回	3,850,000,000	3,839,951,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５６回	5,150,000,000	4,780,487,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１５７回	5,000,000,000	4,510,100,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,836,906,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１５９回	1,510,000,000	1,419,777,500	
		国庫債券 利付（２０年）第１６０回	3,000,000,000	2,846,670,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,800,200,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６２回	3,000,000,000	2,788,830,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６３回	3,500,000,000	3,240,195,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６４回	4,000,000,000	3,635,960,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６５回	3,500,000,000	3,167,045,000	

		国庫債券 利付（２０年）第１６６回	4,000,000,000	3,708,680,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６７回	8,500,000,000	7,620,420,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,757,660,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１６９回	5,000,000,000	4,301,450,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７０回	4,500,000,000	3,850,560,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７１回	6,000,000,000	5,106,360,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７２回	4,840,000,000	4,166,949,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,994,590,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,936,836,900	
		国庫債券 利付（２０年）第１７５回	7,500,000,000	6,465,825,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,882,603,600	
		国庫債券 利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,346,990,800	
		国庫債券 利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,904,859,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１７９回	8,500,000,000	7,187,770,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,776,160,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,504,350,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,718,200,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８３回	4,500,000,000	4,386,420,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８４回	3,000,000,000	2,770,200,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,839,860,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,858,160,000	
		国庫債券 利付（２０年）第１８７回	1,000,000,000	945,930,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）第２回	100,000,000	100,316,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）第３回	100,000,000	100,636,000	
		ポーランド共和国 第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,846,000	

	小計	ポーランド共和国 第17回円貨債券（2023）	100,000,000	99,980,000	
		ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,414,000	
		ハンガリー円貨債券（2020）第1回	100,000,000	98,017,000	
		銘柄数：274 組入時価比率：83.0%	986,210,000,000	947,774,763,500 83.3%	
		合計		947,774,763,500	
地方債証券	日本円	東京都 公募第745回	300,000,000	301,155,000	
		東京都 公募第747回	100,000,000	100,323,000	
		東京都 公募第751回	100,000,000	100,090,000	
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,200,000	
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,271,000	
		東京都 公募第769回	500,000,000	496,800,000	
		東京都 公募第778回	100,000,000	98,792,000	
		東京都 公募第784回	200,000,000	197,656,000	
		東京都 公募第794回	100,000,000	97,319,000	
		東京都 公募第800回	100,000,000	97,124,000	
		東京都 公募第813回	200,000,000	193,368,000	
		東京都 公募第822回	130,000,000	123,757,400	
		東京都 公募第830回	400,000,000	382,732,000	
		東京都 公募第843回	400,000,000	396,316,000	
		東京都 公募（30年）第7回	100,000,000	114,899,000	
		東京都 公募第10回	200,000,000	223,574,000	
		東京都 公募（30年）第5回	200,000,000	148,262,000	
		東京都 公募第7回	100,000,000	102,692,000	
		東京都 公募（20年）第11回	100,000,000	105,245,000	
		東京都 公募（20年）第13回	100,000,000	106,128,000	
		東京都 公募（20年）第15回	100,000,000	107,793,000	
		東京都 公募（20年）第16回	200,000,000	213,436,000	
		東京都 公募（20年）第17回	200,000,000	214,164,000	
		東京都 公募（20年）第20回	280,000,000	302,220,800	
		東京都 公募第23回	100,000,000	109,234,000	
		東京都 公募（20年）第26回	100,000,000	107,133,000	
		東京都 公募（20年）第28回	100,000,000	105,965,000	
		東京都 公募（20年）第29回	200,000,000	211,382,000	
		東京都 公募（20年）第30回	100,000,000	104,773,000	

		東京都 公募（２０年）第３２回	100,000,000	102,071,000	
		東京都 公募（５年）第３２回	300,000,000	299,355,000	
		北海道 公募平成２７年度第７回	100,000,000	100,377,000	
		北海道 公募平成２９年度第５回	200,000,000	198,452,000	
		北海道 公募平成２９年度第７回	100,000,000	99,241,000	
		北海道 公募平成２９年度第９回	100,000,000	99,151,000	
		北海道 公募平成２９年度第１１回	100,000,000	91,579,000	
		北海道 公募平成３０年度第１５回	223,200,000	212,323,464	
		北海道 公募平成３０年度第１８回	200,000,000	195,912,000	
		北海道 公募令和２年度第４回	300,000,000	291,261,000	
		北海道 公募令和４年度第５回	100,000,000	95,597,000	
		北海道 公募令和５年度第２回	100,000,000	98,955,000	
		北海道 公募令和５年度第８回	100,000,000	99,519,000	
		北海道 公募令和５年度第１０回	300,000,000	297,234,000	
		宮城県 公募第３１回１号	300,000,000	301,116,000	
		宮城県 公募第３２回２号	100,000,000	99,335,000	
		神奈川県 公募第２３１回	200,000,000	198,304,000	
		神奈川県 公募第２４３回	200,000,000	194,194,000	
		神奈川県 公募第２４７回	339,150,000	328,592,260	
		神奈川県 公募第２５４回	180,000,000	171,673,200	
		神奈川県 公募第２５８回	100,000,000	95,798,000	
		神奈川県 公募（３０年）第３回	100,000,000	116,383,000	
		神奈川県 公募第７回	300,000,000	315,783,000	
		神奈川県 公募（２０年）第１３回	100,000,000	108,918,000	
		神奈川県 公募（２０年）第１４回	100,000,000	108,041,000	
		神奈川県 公募（２０年）第１７回	200,000,000	217,190,000	
		神奈川県 公募（２０年）第２０回	100,000,000	106,872,000	
		神奈川県 公募（２０年）第２１回	200,000,000	214,226,000	
		神奈川県 公募（２０年）第２６回	100,000,000	104,486,000	
		神奈川県 公募（２０年）第２７回	100,000,000	103,603,000	
		神奈川県 公募（２０年）第４６回	100,000,000	82,447,000	
		大阪府 公募第３９６回	200,000,000	200,766,000	
		大阪府 公募第４１７回	102,000,000	101,576,700	
		大阪府 公募第４２３回	100,000,000	99,192,000	
		大阪府 公募第４２９回	179,000,000	177,150,930	
		大阪府 公募第４５１回	130,000,000	126,129,900	

		大阪府 公募第4 5 2回	100,000,000	96,914,000	
		大阪府 公募第4 5 8回	140,000,000	135,297,400	
		大阪府 公募第4 6 7回	140,000,000	134,666,000	
		大阪府 公募第4 6 9回	150,000,000	143,592,000	
		大阪府 公募第4 7 9回	200,000,000	191,726,000	
		大阪府 公募第4 8 1回	100,000,000	96,385,000	
		大阪府 公募第4 8 9回	176,000,000	172,210,720	
		大阪府 公募第4 9 2回	156,000,000	156,386,880	
		大阪府 公募（20年）第1回	100,000,000	108,436,000	
		大阪府 公募（20年）第2回	100,000,000	108,884,000	
		大阪府 公募第5回	100,000,000	109,061,000	
		大阪府 公募第8回	100,000,000	107,694,000	
		大阪府 公募（20年）第1 2回	200,000,000	208,258,000	
		大阪府 公募（5年）第1 7 3回	200,000,000	199,438,000	
		大阪府 公募（5年）第1 7 4回	200,000,000	199,358,000	
		大阪府 公募（5年）第1 7 8回	400,000,000	397,900,000	
		大阪府 公募（5年）第1 8 4回	400,000,000	396,716,000	
		大阪府 公募（5年）第1 8 7回	144,000,000	142,679,520	
		大阪府 公募（5年）第1 9 0回	200,000,000	197,936,000	
		京都府 公募（20年）平成20年度第2回	200,000,000	215,076,000	
		京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	104,194,000	
		京都府 公募（20年）平成27年度第5回	200,000,000	202,510,000	
		京都府 公募（15年）平成27年度第8回	100,000,000	100,709,000	
		京都府 公募（15年）平成28年度第2回	200,000,000	193,010,000	
		京都府 公募（20年）平成28年度第5回	200,000,000	180,566,000	
		京都府 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,296,000	
		京都府 公募令和3年度第5回	100,000,000	82,271,000	
		兵庫県 公募平成29年度第2 2回	100,000,000	99,003,000	
		兵庫県 公募令和3年度第5回	100,000,000	95,401,000	
		兵庫県 公募（30年）第2回	200,000,000	224,438,000	
		兵庫県 公募（15年）第1回	300,000,000	308,640,000	
		兵庫県 公募（15年）第3回	200,000,000	205,956,000	
		兵庫県 公募（15年）第8回	500,000,000	512,495,000	
		兵庫県 公募（15年）第1 1回	100,000,000	100,486,000	

	兵庫県 公募第2回	100,000,000	106,496,000	
	兵庫県 公募第9回	100,000,000	109,005,000	
	兵庫県 公募（20年）第11回	200,000,000	214,554,000	
	兵庫県 公募（20年）第14回	100,000,000	106,965,000	
	兵庫県 公募（20年）第19回	100,000,000	105,624,000	
	兵庫県 公募（20年）第21回	100,000,000	105,122,000	
	兵庫県 公募（20年）第22回	100,000,000	103,611,000	
	静岡県 公募平成27年度第11回	115,400,000	114,853,004	
	静岡県 公募平成28年度第2回	300,000,000	298,407,000	
	静岡県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,338,000	
	静岡県 公募（31年）第1回	174,000,000	170,015,400	
	静岡県 公募（5年）令和3年度第2回	100,000,000	99,336,000	
	静岡県 公募（5年）令和3年度第5回	300,000,000	297,594,000	
	静岡県 公募（15年）第2回	300,000,000	309,363,000	
	静岡県 公募（15年）第5回	200,000,000	204,896,000	
	静岡県 公募（15年）第9回	100,000,000	100,488,000	
	静岡県 公募（30年）第15回	100,000,000	73,915,000	
	静岡県 公募（20年）第11回	100,000,000	107,353,000	
	静岡県 公募（20年）第14回	200,000,000	214,204,000	
	静岡県 公募（20年）第18回	200,000,000	208,848,000	
	静岡県 公募（20年）第30回	200,000,000	168,962,000	
	愛知県 公募（20年）平成19年度第2回	100,000,000	106,249,000	
	愛知県 公募平成20年度第8回	100,000,000	106,855,000	
	愛知県 公募（20年）平成22年度第8回	200,000,000	215,264,000	
	愛知県 公募（15年）平成23年度第13回	100,000,000	102,902,000	
	愛知県 公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	106,712,000	
	愛知県 公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	412,316,000	
	愛知県 公募平成24年度第17回	100,000,000	107,991,000	
	愛知県 公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	126,312,000	
	愛知県 公募（20年）平成25年度第17回	400,000,000	423,912,000	
	愛知県 公募（20年）平成26年度第4回	100,000,000	105,147,000	

		愛知県 公募平成26年度第8回	100,000,000	101,035,000	
		愛知県 公募平成26年度第13回	200,000,000	206,334,000	
		愛知県 公募(15年)平成27年度第2回	300,000,000	301,830,000	
		愛知県 公募(30年)平成27年度第8回	100,000,000	96,448,000	
		愛知県 公募平成27年度第15回	100,000,000	100,280,000	
		愛知県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,241,000	
		愛知県 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,044,000	
		愛知県 公募平成30年度第7回	200,000,000	197,262,000	
		愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	198,134,000	
		広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,034,000	
		広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	209,615,939	
		広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	97,075,000	
		広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	289,920,000	
		広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	140,457,800	
		広島県 公募(20年)令和3年度第2回	100,000,000	82,524,000	
		埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	99,791,000	
		埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,259,000	
		埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	197,586,000	
		埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	97,344,000	
		埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	291,117,000	
		埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	98,542,000	
		埼玉県 公募(15年)第1回	200,000,000	203,688,000	
		埼玉県 公募(15年)第2回	200,000,000	202,746,000	
		埼玉県 公募(15年)第3回	100,000,000	97,292,000	
		埼玉県 公募(25年)第2回	200,000,000	172,720,000	
		埼玉県 公募(30年)第9回	200,000,000	160,548,000	
		埼玉県 公募(15年)第7回	200,000,000	183,906,000	
		埼玉県 公募(15年)第8回	100,000,000	91,262,000	
		埼玉県 公募(20年)第6回	100,000,000	107,538,000	
		埼玉県 公募(20年)第13回	100,000,000	106,020,000	
		埼玉県 公募(20年)第16回	200,000,000	202,226,000	
		埼玉県 公募(20年)第19回	200,000,000	184,288,000	
		埼玉県 公募(20年)第20回	100,000,000	92,572,000	
		埼玉県 公募(20年)第26回	100,000,000	84,079,000	
		埼玉県 公募(20年)第27回	100,000,000	83,919,000	

		福岡県 公募平成27年度第1回	300,000,000	301,311,000	
		福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,326,000	
		福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	102,834,000	
		福岡県 公募(15年)平成27年度第1回	200,000,000	201,342,000	
		福岡県 公募(15年)令和元年度第1回	300,000,000	278,385,000	
		福岡県 公募(15年)令和元年度第2回	200,000,000	184,454,000	
		福岡県 公募(30年)平成19年度第1回	100,000,000	116,405,000	
		福岡県 公募(30年)平成26年度第1回	100,000,000	101,230,000	
		福岡県 公募(30年・定時償還)平成29年度第2回	100,000,000	82,404,000	
		福岡県 公募(30年・定時償還)令和元年度第3回	100,000,000	70,550,000	
		福岡県 公募(20年)平成20年度第1回	300,000,000	322,245,000	
		福岡県 公募(20年)平成20年度第2回	100,000,000	106,900,000	
		福岡県 公募(20年)平成22年度第1回	300,000,000	320,577,000	
		福岡県 公募(20年)平成22年度第2回	300,000,000	327,990,000	
		福岡県 公募(20年)平成24年度第2回	100,000,000	106,326,000	
		福岡県 公募(20年)平成26年度第1回	100,000,000	105,110,000	
		福岡県 公募(20年)平成29年度第1回	100,000,000	92,502,000	
		福岡県 公募(20年・定時償還)令和3年度第1回	200,000,000	165,562,000	
		千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	200,512,000	
		千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	198,580,000	
		千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,037,000	
		千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	98,921,000	
		千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	292,065,000	
		千葉県 公募令和3年度第2回	200,000,000	198,488,000	
		千葉県 公募令和4年度第4回	100,000,000	96,186,000	
		千葉県 公募令和5年度第9回	200,000,000	196,860,000	
		千葉県 公募(20年)第1回	400,000,000	411,560,000	
		千葉県 公募(20年)第8回	100,000,000	109,087,000	
		千葉県 公募(20年)第13回	200,000,000	213,766,000	

	千葉県 公募（２０年）第１６回	300,000,000	316,128,000	
	千葉県 公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,621,000	
	千葉県 公募（２０年）第２０回	100,000,000	91,872,000	
	千葉県 公募（２０年）第２５回	100,000,000	91,364,000	
	新潟県 公募平成３０年度第２回	200,000,000	197,430,000	
	新潟県 公募令和２年度第２回	120,000,000	115,690,800	
	長野県 公募令和３年度第１回	300,000,000	289,236,000	
	長野県 公募令和３年度第５回	100,000,000	98,968,000	
	茨城県 公募令和３年度第３回	200,000,000	198,258,000	
	茨城県 公募令和５年度第１回	100,000,000	98,022,000	
	茨城県 公募令和５年度第２回	200,000,000	198,644,000	
	群馬県 公募第１２回	100,000,000	100,381,000	
	群馬県 公募第２２回	100,000,000	96,790,000	
	群馬県 公募（５年）第１３回	300,000,000	297,408,000	
	群馬県 公募（２０年）第３回	100,000,000	106,742,000	
	大分県 公募令和５年度第１回	100,000,000	99,607,000	
	共同発行市場地方債 公募第１４８回	100,000,000	100,421,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５２回	400,000,000	401,272,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５４回	400,000,000	400,508,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５６回	200,000,000	199,006,000	
	共同発行市場地方債 公募第１５７回	300,000,000	298,299,000	
	共同発行市場地方債 公募第１６１回	300,000,000	297,771,000	
	共同発行市場地方債 公募第１７２回	600,000,000	596,202,000	
	共同発行市場地方債 公募第１８４回	100,000,000	98,617,000	
	共同発行市場地方債 公募第１８６回	400,000,000	395,232,000	
	共同発行市場地方債 公募第１８８回	300,000,000	296,358,000	
	共同発行市場地方債 公募第１９０回	610,000,000	598,769,900	
	共同発行市場地方債 公募第１９１回	100,000,000	98,006,000	
	共同発行市場地方債 公募第１９４回	300,000,000	293,028,000	
	共同発行市場地方債 公募第１９６回	400,000,000	389,188,000	

	共同発行市場地方債 公募第 1 9 7 回	300,000,000	291,768,000	
	共同発行市場地方債 公募第 1 9 8 回	110,000,000	106,847,400	
	共同発行市場地方債 公募第 2 0 0 回	100,000,000	97,134,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 0 4 回	100,000,000	96,714,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 0 6 回	300,000,000	291,048,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 1 3 回	300,000,000	288,999,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 1 5 回	400,000,000	384,992,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 2 8 回	300,000,000	286,128,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 2 9 回	250,000,000	240,122,500	
	共同発行市場地方債 公募第 2 3 4 回	300,000,000	288,441,000	
	共同発行市場地方債 公募第 2 3 9 回	100,000,000	98,852,000	
	堺市 公募平成 2 2 年度第 1 回	100,000,000	108,219,000	
	堺市 公募平成 2 6 年度第 1 回	100,000,000	98,405,000	
	堺市 公募第 3 回	100,000,000	95,119,000	
	堺市 公募令和 5 年度第 2 回	200,000,000	198,458,000	
	長崎県 公募令和元年度第 3 回	100,000,000	97,319,000	
	長崎県 公募令和 4 年度第 3 回	100,000,000	96,401,000	
	島根県 公募（30年）平成 2 9 年度第 1 回	100,000,000	82,555,000	
	島根県 公募（5年）令和 2 年度第 3 回	150,000,000	149,341,500	
	佐賀県 公募平成 2 8 年度第 1 回	100,000,000	99,211,000	
	福島県 公募令和 3 年度第 2 回	300,000,000	297,051,000	
	熊本県 公募平成 2 8 年度第 2 回	132,000,000	130,929,480	
	熊本市 公募平成 2 9 年度第 1 回	100,000,000	99,075,000	
	新潟市 公募平成 2 9 年度第 1 回	100,000,000	99,113,000	
	新潟市 公募令和 5 年度第 1 回	200,000,000	198,334,000	
	静岡市 公募令和 5 年度第 1 回	100,000,000	100,327,000	
	大阪市 公募平成 2 7 年度第 6 回	100,000,000	100,279,000	
	大阪市 公募令和 2 年度第 2 回	300,000,000	291,054,000	
	大阪市 公募令和 3 年度第 2 回	300,000,000	288,294,000	
	大阪市 公募（15年）第 1 回	100,000,000	103,057,000	

		大阪市 公募（１５年）第２回	200,000,000	206,360,000	
		大阪市 公募（２０年）第１回	300,000,000	319,545,000	
		大阪市 公募（２０年）第５回	100,000,000	108,446,000	
		大阪市 公募（２０年）第６回	100,000,000	107,629,000	
		大阪市 公募（２０年）第１７回	200,000,000	214,182,000	
		大阪市 公募（２０年）第１９回	100,000,000	100,567,000	
		大阪市 公募（２０年）第２６回	100,000,000	91,986,000	
		名古屋市 公募第５０１回	200,000,000	198,236,000	
		名古屋市 公募第５０３回	100,000,000	98,940,000	
		名古屋市 公募第５０４回	200,000,000	197,598,000	
		名古屋市 公募第５１１回	200,000,000	193,708,000	
		名古屋市 公募第５１２回	300,000,000	291,195,000	
		名古屋市 公募（１２年）第１回	200,000,000	201,930,000	
		名古屋市 公募（１５年）第２回	100,000,000	101,647,000	
		名古屋市 公募（５年）第３０回	200,000,000	197,952,000	
		名古屋市 公募（３０年）第１３回	100,000,000	83,417,000	
		名古屋市 公募（２０年）第１５回	100,000,000	106,997,000	
		名古屋市 公募（２０年）第１７回	200,000,000	202,334,000	
		名古屋市 公募（２０年）第１８回	100,000,000	100,093,000	
		名古屋市 公募（２０年）第１９回	100,000,000	90,734,000	
		京都市 公募平成２９年度第１回	100,000,000	99,278,000	
		京都市 公募平成２９年度第４回	101,280,000	100,413,043	
		京都市 公募平成３０年度第１回	101,090,000	99,928,475	
		京都市 公募（２０年）第２回	100,000,000	102,629,000	
		京都市 公募（２０年）第５回	200,000,000	210,392,000	
		京都市 公募（２０年）第６回	100,000,000	106,529,000	
		京都市 公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,087,000	
		京都市 公募（２０年）第１５回	200,000,000	183,260,000	
		神戸市 公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	107,037,000	
		神戸市 公募平成２５年度第１２回	100,000,000	105,134,000	
		神戸市 公募（２０年）平成２６年度第３回	100,000,000	104,513,000	
		神戸市 公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,876,000	
		神戸市 公募平成３０年度第２回	200,000,000	160,548,000	
		神戸市 公募令和３年度第６回	100,000,000	73,823,000	
		横浜市 公募平成２８年度第５回	300,000,000	298,611,000	

	横浜市 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,336,000	
	横浜市 公募2019年度第3回	200,000,000	194,156,000	
	横浜市 公募(30年)第2回	200,000,000	229,038,000	
	横浜市 公募(20年)第11回	100,000,000	104,775,000	
	横浜市 公募(20年)第18回	100,000,000	108,122,000	
	横浜市 公募(20年)第26回	100,000,000	107,532,000	
	横浜市 公募(20年)第30回	100,000,000	103,322,000	
	横浜市 公募(20年)第32回	100,000,000	100,181,000	
	横浜市 公募(20年)第35回	100,000,000	91,252,000	
	札幌市 公募(15年)平成23年度第9回	200,000,000	206,106,000	
	札幌市 公募(20年)平成24年度第1回	100,000,000	107,505,000	
	札幌市 公募(20年)平成24年度第11回	200,000,000	215,408,000	
	札幌市 公募(20年)平成28年度第4回	100,000,000	91,103,000	
	札幌市 公募(5年)令和3年度第8回	100,000,000	95,341,000	
	札幌市 公募(5年)令和4年度第4回	100,000,000	96,782,000	
	札幌市 公募(20年)第6回	200,000,000	216,768,000	
	川崎市 公募第95回	160,000,000	156,107,200	
	川崎市 公募(20年)第14回	200,000,000	215,000,000	
	川崎市 公募(20年)第17回	100,000,000	105,396,000	
	川崎市 公募(20年)第18回	100,000,000	105,313,000	
	川崎市 公募(20年)第19回	100,000,000	103,264,000	
	川崎市 公募(20年)第20回	100,000,000	100,564,000	
	川崎市 公募(20年)第22回	100,000,000	91,361,000	
	川崎市 公募(30年)第11回	100,000,000	79,761,000	
	川崎市 公募(5年)第62回	200,000,000	198,312,000	
	川崎市 公募(5年)第66回	230,000,000	227,720,700	
	川崎市 公募(5年)第67回	100,000,000	99,362,000	
	北九州市 公募(10年)令和2年度第2回	200,000,000	192,668,000	
	北九州市 公募(10年)令和5年度第2回	200,000,000	198,422,000	
	北九州市 公募(20年)第3回	200,000,000	212,762,000	
	北九州市 公募(20年)第14回	100,000,000	107,144,000	
	福岡市 公募(20年)平成21年度第3回	200,000,000	216,380,000	

	福岡市 公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	108,011,000	
	福岡市 公募平成２６年度第２回	100,000,000	104,606,000	
	福岡市 公募（５年）２０２０年度第９回	300,000,000	298,470,000	
	福岡市 公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	83,111,000	
	広島市 公募平成２７年度第２回	500,000,000	501,240,000	
	広島市 公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	236,261,940	
	広島市 公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	95,822,000	
	広島市 公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	99,167,000	
	さいたま市 公募第２１回	320,100,000	317,433,567	
	三重県 公募平成２８年度第１回	155,000,000	154,074,650	
	三重県 公募令和５年度第３回	200,000,000	198,334,000	
	福井県 公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,880,000	
	福井県 公募令和元年度第３回	200,000,000	194,120,000	
	福井県 公募令和４年度第５回	100,000,000	96,180,000	
	徳島県 公募平成２９年度第２回	200,000,000	198,150,000	
	徳島県 公募平成３０年度第２回	300,000,000	296,283,000	
	山梨県 公募令和元年度第１回	100,000,000	97,059,000	
	岡山県 公募平成２８年度第２回	168,900,000	167,940,648	
	岡山県 公募令和２年度第３回	300,000,000	290,070,000	
	岡山県 公募令和３年度第１回	100,000,000	95,454,000	
	秋田県 公募令和３年度第１回	116,600,000	111,554,718	
	神奈川県住宅供給公社債券 第４回	100,000,000	98,538,000	
	広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第２２回	100,000,000	82,947,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第９６回	100,000,000	107,316,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第１０２回	300,000,000	324,903,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第１２８回	100,000,000	97,259,000	
	愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第１４８回	100,000,000	89,755,000	
	福岡北九州高速道路債券 第１１７回	100,000,000	107,003,000	
	福岡北九州高速道路債券 第１３６回	100,000,000	100,272,000	
	福岡北九州高速道路債券 第１４５回	100,000,000	90,757,000	

	小計	東京都住宅供給公社債券 第19回	300,000,000	309,087,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	99,970,000	
		銘柄数：353	60,096,020,000	59,909,275,838	
		組入時価比率：5.2%		5.3%	
	合計			59,909,275,838	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	116,233,650	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	310,539,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	102,634,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第12回	100,000,000	101,785,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第14回	100,000,000	101,246,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第28回	100,000,000	95,663,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第47回	100,000,000	101,975,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第66回	400,000,000	397,320,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第78回	200,000,000	198,590,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第82回	100,000,000	99,328,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第86回	300,000,000	297,228,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第96回	200,000,000	196,980,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第101回	300,000,000	296,385,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第137回	400,000,000	397,008,000	
		日本政策投資銀行社債 財投機関債第138回	400,000,000	383,624,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第37回	400,000,000	397,112,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第41回	333,000,000	329,480,190	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第42回	420,000,000	415,993,200	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第55回	300,000,000	293,835,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第62回	200,000,000	193,220,000	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第75回	370,000,000	355,758,700	
		日本政策投資銀行社債 政府保証第	220,000,000	216,350,200	

		7 8 回			
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 回	400,000,000	477,336,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 4 回	100,000,000	114,968,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 8 回	300,000,000	311,550,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 7 回	100,000,000	104,539,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 2 3 回	500,000,000	530,480,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 2 6 回	100,000,000	115,509,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 3 3 回	200,000,000	236,524,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 3 9 回	300,000,000	323,397,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 4 3 回	300,000,000	264,744,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 4 7 回	100,000,000	108,708,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 5 5 回	100,000,000	108,786,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 8 9 回	100,000,000	106,299,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 9 5 回	200,000,000	213,692,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 3 回	350,000,000	371,465,500	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 0 5 回	600,000,000	645,108,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 2 6 回	100,000,000	101,923,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 4 5 回	300,000,000	284,463,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 4 9 回	100,000,000	95,983,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 5 1 回	100,000,000	100,626,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 5 2 回	100,000,000	96,388,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 5 5 回	100,000,000	101,330,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 5 7 回	100,000,000	100,870,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 6 0 回	200,000,000	202,184,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第 1 6 3 回	100,000,000	100,164,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,629,000	

		券 財投機関債第164回			
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第173回	100,000,000	67,053,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第188回	100,000,000	91,066,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第204回	100,000,000	74,667,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第260回	200,000,000	145,806,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 財投機関債第278回	300,000,000	298,488,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第90回	100,000,000	108,191,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第92回	200,000,000	216,588,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第97回	200,000,000	216,992,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第99回	200,000,000	218,260,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第106回	200,000,000	217,648,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第111回	100,000,000	108,356,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第114回	200,000,000	215,648,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第123回	100,000,000	108,577,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第127回	300,000,000	326,247,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第146回	100,000,000	107,532,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第164回	100,000,000	106,801,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第165回	100,000,000	103,490,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第167回	100,000,000	106,746,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第169回	300,000,000	319,470,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第171回	300,000,000	317,682,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第172回	300,000,000	314,166,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第176回	200,000,000	213,184,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第181回	100,000,000	106,741,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第183回	100,000,000	107,305,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債	200,000,000	215,064,000	

		券 政府保証債第 1 8 5 回			
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 1 9 6 回	400,000,000	431,096,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 4 回	100,000,000	104,872,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 6 回	100,000,000	104,878,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 7 回	100,000,000	99,989,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 1 9 回	200,000,000	209,632,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 2 4 回	100,000,000	99,851,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 2 6 回	100,000,000	103,851,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 2 8 回	100,000,000	103,888,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 3 3 回	100,000,000	102,966,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 3 7 回	100,000,000	99,311,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 3 9 回	500,000,000	506,085,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 4 3 回	444,000,000	444,990,120	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 4 5 回	500,000,000	501,165,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 4 6 回	200,000,000	202,444,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 5 5 回	100,000,000	101,466,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 5 8 回	400,000,000	400,824,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 5 9 回	100,000,000	100,245,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 6 1 回	583,000,000	584,031,910	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 7 1 回	151,000,000	150,097,020	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 7 8 回	100,000,000	89,911,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 9 6 回	200,000,000	184,732,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 2 9 7 回	100,000,000	99,268,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 0 6 回	403,000,000	400,360,350	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第 3 1 5 回	100,000,000	99,194,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債	600,000,000	595,140,000	

		券 政府保証債第3 2 1 回			
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 2 4 回	100,000,000	98,929,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 3 5 回	100,000,000	81,033,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 3 9 回	500,000,000	495,255,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 4 2 回	131,000,000	129,451,580	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 5 1 回	100,000,000	98,664,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 5 4 回	200,000,000	197,090,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 5 7 回	100,000,000	98,804,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 9 1 回	113,000,000	109,638,250	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第3 9 8 回	100,000,000	70,182,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第4 4 9 回	500,000,000	495,620,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第4 5 3 回	200,000,000	198,038,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第4 6 3 回	500,000,000	486,180,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第9 回	100,000,000	115,307,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第2 8 回	500,000,000	581,570,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承 継 財投機関債第3 3 回	100,000,000	117,256,000	
		公営企業債券 3 0 年第4 回財投機 関債	300,000,000	353,229,000	
		地方公営企業等金融機構債券 (2 0 年) 第1 回	100,000,000	106,772,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第1 回	300,000,000	324,993,000	
		地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第4 回	100,000,000	108,188,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 6 回	100,000,000	104,308,000	
		地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第6 回	300,000,000	327,405,000	
		地方公共団体金融機構債券 2 0 年 第7 回	400,000,000	435,832,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第1 0 回	300,000,000	319,338,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第1 9 回	200,000,000	214,774,000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0	100,000,000	107,136,000	

		年) 第20回			
		地方公共団体金融機構債券 F 9 6 回	300,000,000	309,003,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 2 2回	100,000,000	102,962,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 2 4回	100,000,000	102,945,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 3 2回	500,000,000	505,145,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第24回	200,000,000	212,788,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 4 3回	300,000,000	308,610,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 4 7回	100,000,000	102,428,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 1 6 0回	100,000,000	102,053,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第29回	100,000,000	106,569,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第32回	100,000,000	105,527,000	
		地方公共団体金融機構債券 (15 年) 第2回	200,000,000	205,210,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第37回	200,000,000	208,710,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第38回	300,000,000	311,544,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 2 4 0回	300,000,000	307,014,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 2 4 3回	300,000,000	309,138,000	
		地方公共団体金融機構債券 F 2 4 8回	100,000,000	102,920,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第39回	200,000,000	206,266,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第40回	100,000,000	102,689,000	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第43回	100,000,000	100,151,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第72回	189,000,000	189,686,070	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第73回	338,000,000	339,189,760	
		地方公共団体金融機構債券 (20 年) 第44回	200,000,000	202,726,000	
		地方公共団体金融機構債券 第74 回	500,000,000	501,525,000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第75回	124,000,000	124,384,400	
		政保 地方公共団体金融機構債券	141,000,000	141,410,310	

		第 7 6 回			
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 7 回	121, 000, 000	121, 268, 620	
		地方公共団体金融機構債券 第 7 7 回	100, 000, 000	100, 243, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 7 8 回	616, 000, 000	617, 164, 240	
		地方公共団体金融機構債券 F 3 0 8 回	200, 000, 000	197, 404, 000	
		地方公共団体金融機構債券 第 7 9 回	400, 000, 000	400, 756, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 0 回	300, 000, 000	300, 120, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 3 回	116, 000, 000	115, 278, 480	
		地方公共団体金融機構債券 第 8 4 回	100, 000, 000	99, 294, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 8 5 回	100, 000, 000	99, 287, 000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 3 回	200, 000, 000	175, 712, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 1 回	300, 000, 000	297, 834, 000	
		地方公共団体金融機構債券 (2 0 年) 第 5 8 回	100, 000, 000	93, 065, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	137, 000, 000	136, 068, 400	
		地方公共団体金融機構債券 第 9 5 回	200, 000, 000	198, 450, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 7 回	300, 000, 000	297, 666, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 9 8 回	122, 000, 000	121, 116, 720	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 0 回	108, 000, 000	106, 856, 280	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 0 1 回	400, 000, 000	396, 396, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 0 8 回	157, 000, 000	155, 023, 370	
		地方公共団体金融機構債券 第 6 7 回	100, 000, 000	89, 413, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 0 回	100, 000, 000	98, 561, 000	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 3 回	110, 000, 000	108, 642, 600	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 1 9 回	116, 000, 000	113, 162, 640	
		政保 地方公共団体金融機構債券 第 1 2 0 回	103, 000, 000	100, 076, 860	
		政保 地方公共団体金融機構債券	100, 000, 000	96, 974, 000	

		第 1 2 1 回			
		地方公共団体金融機構債券 2 回	100,000,000	63,483,000	
		地方公共団体金融機構債券 1 2 回	200,000,000	148,310,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 6 6 回	200,000,000	196,462,000	
		地方公共団体金融機構債券 第 1 7 1 回	100,000,000	98,187,000	
		公営企業債券（20 年） 第 1 9 回 財投機関債	100,000,000	105,084,000	
		公営企業債券（20 年） 第 2 0 回 財投機関債	100,000,000	105,205,000	
		公営企業債券（20 年） 第 2 3 回 財投機関債	200,000,000	212,236,000	
		公営企業債券（20 年） 第 2 4 回 財投機関債	100,000,000	106,911,000	
		公営企業債券（20 年） 第 2 5 回 財投機関債	100,000,000	108,006,000	
		首都高速道路 第 2 8 回	200,000,000	197,998,000	
		首都高速道路 第 3 3 回	300,000,000	298,551,000	
		阪神高速道路 第 2 5 回	100,000,000	99,224,000	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 4 7 回	100,000,000	98,934,000	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 5 5 回	108,000,000	105,769,800	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 6 3 回	270,000,000	259,761,600	
		都市再生債券 財投機関債第 9 3 回	100,000,000	102,312,000	
		都市再生債券 財投機関債第 9 7 回	100,000,000	101,923,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 0 1 回	100,000,000	101,511,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 0 9 回	100,000,000	101,230,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 1 3 回	300,000,000	302,136,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 2 1 回	200,000,000	196,074,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 2 7 回	200,000,000	198,234,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 4 1 回	100,000,000	90,593,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 5 5 回	100,000,000	68,979,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 6 6 回	100,000,000	67,142,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 7 0 回	100,000,000	83,324,000	
		都市再生債券 財投機関債第 1 9 1	100,000,000	93,025,000	

		回			
		本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	102,292,000	
		民間都市開発推進機構 政府保証第17回	400,000,000	398,720,000	
		民間都市開発推進機構 政府保証第20回	113,600,000	112,258,384	
		関西国際空港債券 政府保証第54回	400,000,000	431,776,000	
		福祉医療機構債券 第50回財投機関債	300,000,000	297,525,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	400,000,000	420,776,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第6回	200,000,000	212,414,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第49回	100,000,000	108,332,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第59回	100,000,000	107,573,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第75回	100,000,000	108,646,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第77回	900,000,000	925,353,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第78回	100,000,000	108,591,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第81回	100,000,000	107,726,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第85回	200,000,000	214,288,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第90回	200,000,000	206,014,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第94回	100,000,000	107,579,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第111回	100,000,000	102,905,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第112回	100,000,000	106,547,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第115回	100,000,000	107,137,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第119回	100,000,000	103,143,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第120回	100,000,000	107,373,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第123回	300,000,000	321,195,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第128回	100,000,000	108,935,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債第132回	200,000,000	204,256,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債	100,000,000	103,056,000	

		第 1 3 4 回			
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 3 7 回	200,000,000	206,234,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 4 3 回	100,000,000	102,705,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 6 2 回	100,000,000	101,320,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 7 7 回	450,000,000	450,769,500	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 8 8 回	300,000,000	297,870,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 9 5 回	100,000,000	90,435,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 1 9 8 回	300,000,000	297,633,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 0 3 回	100,000,000	99,354,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 0 8 回	200,000,000	198,420,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 1 3 回	100,000,000	99,275,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 2 回	200,000,000	197,888,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 3 回	100,000,000	95,696,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 2 7 回	100,000,000	99,024,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 4 4 回	130,000,000	128,384,100	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 2 7 7 回	100,000,000	71,993,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 3 0 1 回	300,000,000	298,314,000	
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第 3 0 6 回	200,000,000	181,324,000	
		成田国際空港 第 1 9 回	100,000,000	99,694,000	
		成田国際空港 第 3 9 回	300,000,000	272,601,000	
		沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第 6 回	200,000,000	204,122,000	
		商工債券 利付第 8 4 5 回い号	300,000,000	298,620,000	
		商工債券 利付第 8 5 2 回い号	100,000,000	99,037,000	
		商工債券 利付第 8 5 4 回い号	400,000,000	395,712,000	
		商工債券 利付第 8 5 6 回い号	200,000,000	197,700,000	
		商工債券 利付第 8 6 2 回い号	100,000,000	98,876,000	
		商工債券 利付第 8 6 8 回い号	100,000,000	98,638,000	
		商工債券 利付第 8 7 1 回い号	100,000,000	98,866,000	

		商工債券 利付第 8 7 2 回い号	100,000,000	99,171,000	
		商工債券 利付第 8 7 6 回い号	400,000,000	395,788,000	
		商工債券 利付第 8 7 8 回い号	200,000,000	197,542,000	
		商工債券 利付第 8 7 9 回い号	400,000,000	395,472,000	
		商工債券 利付第 8 8 3 回い号	200,000,000	198,688,000	
		商工債券 利付第 8 8 5 回い号	300,000,000	297,567,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 7 4 回	300,000,000	298,041,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 7 7 回	100,000,000	99,172,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 7 9 回	400,000,000	396,296,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 8 0 回	100,000,000	99,015,000	
		しんきん中金債券 利付第 3 8 7 回	100,000,000	98,889,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 0 回	100,000,000	99,268,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 1 回	300,000,000	297,468,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 2 回	100,000,000	98,861,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 3 回	100,000,000	98,653,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 0 7 回	300,000,000	297,888,000	
		しんきん中金債券 利付第 4 1 2 回	100,000,000	99,333,000	
		商工債券 利付（3 年）第 2 7 4 回	200,000,000	199,030,000	
		商工債券 利付（3 年）第 2 8 9 回	100,000,000	99,453,000	
		商工債券 利付（1 0 年）第 1 5 回	200,000,000	200,252,000	
		商工債券 利付（1 0 年）第 1 6 回	100,000,000	99,975,000	
		商工債券 利付（1 0 年）第 4 1 回	300,000,000	283,461,000	
		国際協力機構債券 第 6 回財投機関債	200,000,000	217,172,000	
		国際協力機構債券 第 1 5 回財投機関債	100,000,000	106,421,000	
		国際協力機構債券 第 2 5 回財投機関債	100,000,000	103,968,000	
		国際協力機構債券 第 3 2 回財投機関債	100,000,000	100,315,000	
		国際協力機構債券 第 3 5 回財投機関債	100,000,000	99,221,000	
		国際協力機構債券 第 4 0 回財投機関債	100,000,000	99,190,000	
		国際協力機構債券 第 6 8 回財投機関債	100,000,000	96,080,000	
		東日本高速道路 第 5 7 回	100,000,000	99,253,000	
		東日本高速道路 第 6 1 回	200,000,000	194,302,000	
		東日本高速道路 第 6 4 回	100,000,000	96,899,000	
		東日本高速道路 第 6 9 回	100,000,000	97,009,000	

		東日本高速道路 第 8 3 回	200,000,000	198,250,000	
		東日本高速道路 第 8 6 回	400,000,000	395,480,000	
		東日本高速道路 第 8 9 回	130,000,000	128,531,000	
		東日本高速道路 第 9 5 回	750,000,000	743,812,500	
		中日本高速道路 第 6 3 回	100,000,000	100,327,000	
		中日本高速道路 第 8 6 回	500,000,000	496,935,000	
		中日本高速道路 第 8 9 回	100,000,000	99,154,000	
		中日本高速道路 第 9 0 回	300,000,000	297,246,000	
		中日本高速道路 第 9 1 回	200,000,000	198,000,000	
		中日本高速道路 第 9 3 回	200,000,000	197,964,000	
		中日本高速道路 第 9 6 回	200,000,000	199,346,000	
		中日本高速道路 第 9 7 回	200,000,000	200,644,000	
		中日本高速道路 第 9 8 回	300,000,000	299,589,000	
		中日本高速道路 第 1 0 1 回	500,000,000	496,540,000	
		西日本高速道路 第 2 9 回	200,000,000	199,592,000	
		西日本高速道路 第 3 0 回	300,000,000	298,269,000	
		西日本高速道路 第 3 4 回	300,000,000	298,827,000	
		西日本高速道路 第 6 1 回	300,000,000	297,309,000	
		西日本高速道路 第 6 2 回	1,100,000,000	1,088,989,000	
		西日本高速道路 第 6 4 回	200,000,000	197,998,000	
		西日本高速道路 第 6 9 回	200,000,000	198,320,000	
		西日本高速道路 第 7 7 回	200,000,000	198,484,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 6 9 回	200,000,000	206,662,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 9 0 回	300,000,000	287,508,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第 1 3 5 回	300,000,000	290,289,000	
		貸付債権担保第 2 5 回住宅金融支援機構債券	14,431,000	14,971,585	
		貸付債権担保第 2 8 回住宅金融支援機構債券	49,995,000	51,879,311	
		貸付債権担保第 4 2 回住宅金融支援機構債券	44,234,000	45,426,990	
		貸付債権担保第 4 5 回住宅金融支援機構債券	51,906,000	53,688,452	
		貸付債権担保第 5 2 回住宅金融支援機構債券	38,464,000	39,519,067	
		貸付債権担保第 2 4 回住宅金融支援機構債券	25,716,000	26,508,309	
		貸付債権担保第 4 8 回住宅金融支援	48,258,000	49,912,284	

		機構債券			
		貸付債権担保第4 0 回住宅金融支援 機構債券	55,791,000	57,017,286	
		貸付債権担保第6 2 回住宅金融支援 機構債券	84,597,000	85,920,097	
		貸付債権担保第6 0 回住宅金融支援 機構債券	73,938,000	75,691,809	
		貸付債権担保第6 1 回住宅金融支援 機構債券	49,846,000	50,789,086	
		貸付債権担保第5 1 回住宅金融支援 機構債券	17,928,000	18,469,425	
		貸付債権担保第4 3 回住宅金融支援 機構債券	44,110,000	45,625,619	
		貸付債権担保第7 9 回住宅金融支援 機構債券	29,137,000	29,395,736	
		貸付債権担保第8 1 回住宅金融支援 機構債券	64,630,000	65,129,589	
		貸付債権担保第7 2 回住宅金融支援 機構債券	27,930,000	28,210,696	
		貸付債権担保第7 0 回住宅金融支援 機構債券	86,940,000	88,462,319	
		貸付債権担保第3 3 回住宅金融支援 機構債券	18,274,000	18,964,026	
		貸付債権担保第3 4 回住宅金融支援 機構債券	18,689,000	19,384,043	
		貸付債権担保第3 5 回住宅金融支援 機構債券	17,742,000	18,396,679	
		貸付債権担保第4 6 回住宅金融支援 機構債券	16,916,000	17,508,229	
		貸付債権担保第5 5 回住宅金融支援 機構債券	48,054,000	49,322,145	
		貸付債権担保第5 6 回住宅金融支援 機構債券	68,454,000	70,265,977	
		貸付債権担保第5 7 回住宅金融支援 機構債券	22,950,000	23,574,928	
		貸付債権担保第7 6 回住宅金融支援 機構債券	54,814,000	55,695,409	
		貸付債権担保第2 3 回住宅金融支援 機構債券	52,632,000	54,145,170	
		貸付債権担保第3 2 回住宅金融支援 機構債券	52,452,000	54,197,602	
		貸付債権担保第3 9 回住宅金融支援 機構債券	92,690,000	95,191,703	
		貸付債権担保第5 8 回住宅金融支援 機構債券	51,268,000	52,610,196	
		貸付債権担保第6 4 回住宅金融支援 機構債券	91,521,000	92,671,418	
		貸付債権担保第7 1 回住宅金融支援 機構債券	81,963,000	82,774,433	
		貸付債権担保第7 3 回住宅金融支援	65,704,000	66,919,524	

		機構債券			
		貸付債權担保第 7 5 回住宅金融支援機構債券	54,692,000	55,688,488	
		貸付債權担保第 8 3 回住宅金融支援機構債券	139,632,000	140,293,855	
		貸付債權担保第 8 4 回住宅金融支援機構債券	238,938,000	239,826,849	
		貸付債權担保第 8 8 回住宅金融支援機構債券	37,379,000	37,279,945	
		貸付債權担保第 8 9 回住宅金融支援機構債券	38,094,000	38,021,621	
		貸付債權担保第 9 0 回住宅金融支援機構債券	39,147,000	38,887,455	
		貸付債權担保第 9 2 回住宅金融支援機構債券	83,328,000	81,994,752	
		貸付債權担保第 9 3 回住宅金融支援機構債券	89,086,000	86,762,637	
		貸付債權担保第 9 4 回住宅金融支援機構債券	46,920,000	46,229,806	
		貸付債權担保第 9 6 回住宅金融支援機構債券	50,076,000	49,055,451	
		貸付債權担保第 9 7 回住宅金融支援機構債券	147,666,000	145,417,046	
		貸付債權担保第 9 8 回住宅金融支援機構債券	154,458,000	152,484,026	
		貸付債權担保第 9 9 回住宅金融支援機構債券	103,942,000	102,383,909	
		貸付債權担保第 1 0 0 回住宅金融支援機構債券	50,789,000	49,917,968	
		貸付債權担保第 1 0 1 回住宅金融支援機構債券	51,650,000	50,914,504	
		貸付債權担保第 1 0 7 回住宅金融支援機構債券	236,736,000	226,075,777	
		貸付債權担保第 1 1 5 回住宅金融支援機構債券	198,876,000	188,912,312	
		貸付債權担保第 1 1 6 回住宅金融支援機構債券	133,598,000	127,424,436	
		貸付債權担保第 1 1 7 回住宅金融支援機構債券	134,112,000	127,587,451	
		貸付債權担保第 1 1 8 回住宅金融支援機構債券	66,539,000	63,403,682	
		貸付債權担保第 1 1 9 回住宅金融支援機構債券	134,016,000	127,549,728	
		貸付債權担保第 1 2 0 回住宅金融支援機構債券	67,317,000	63,715,540	
		貸付債權担保第 1 2 1 回住宅金融支援機構債券	68,044,000	64,479,855	
		貸付債權担保第 1 2 3 回住宅金融支援機構債券	69,453,000	65,861,585	
		貸付債權担保第 1 2 5 回住宅金融支	275,300,000	260,230,078	

		援機構債券			
		貸付債權担保第 1 2 6 回住宅金融支援機構債券	209,106,000	197,621,898	
		貸付債權担保第 1 2 8 回住宅金融支援機構債券	139,338,000	131,618,674	
		貸付債權担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	142,808,000	135,053,525	
		貸付債權担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	144,806,000	135,964,145	
		貸付債權担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	72,746,000	68,283,032	
		貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	73,426,000	69,155,543	
		貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	73,354,000	68,732,698	
		貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	227,766,000	212,168,584	
		貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	225,780,000	210,296,007	
		貸付債權担保第 1 4 5 回住宅金融支援機構債券	230,037,000	213,685,970	
		貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	400,495,000	368,118,984	
		貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	161,350,000	149,658,579	
		貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	163,726,000	151,313,931	
		貸付債權担保第 1 5 8 回住宅金融支援機構債券	164,232,000	152,239,779	
		貸付債權担保第 1 6 2 回住宅金融支援機構債券	255,342,000	236,464,565	
		貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	259,179,000	239,250,726	
		貸付債權担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	171,468,000	158,760,506	
		貸付債權担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	258,804,000	240,610,078	
		貸付債權担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	172,156,000	159,926,037	
		貸付債權担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	171,848,000	159,473,225	
		貸付債權担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	262,314,000	243,031,297	
		貸付債權担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	437,815,000	405,136,488	
		貸付債權担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	267,627,000	247,795,839	
		貸付債權担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	270,174,000	249,589,442	
		貸付債權担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	270,033,000	248,287,242	

		援機構債券			
		貸付債権担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	180,162,000	166,786,773	
		貸付債権担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	270,471,000	252,371,080	
		貸付債権担保第 1 7 9 回住宅金融支援機構債券	271,320,000	252,346,592	
		貸付債権担保第 1 8 0 回住宅金融支援機構債券	181,628,000	169,847,607	
		貸付債権担保第 1 8 3 回住宅金融支援機構債券	553,242,000	517,281,270	
		貸付債権担保第 1 8 5 回住宅金融支援機構債券	279,666,000	262,530,864	
		貸付債権担保第 1 8 6 回住宅金融支援機構債券	187,470,000	178,951,363	
		貸付債権担保第 1 9 5 回住宅金融支援機構債券	194,988,000	190,019,705	
		貸付債権担保第 1 9 7 回住宅金融支援機構債券	293,619,000	289,948,762	
		貸付債権担保第 1 9 8 回住宅金融支援機構債券	196,280,000	195,532,173	
		貸付債権担保第 1 9 9 回住宅金融支援機構債券	394,088,000	390,265,346	
		貸付債権担保第 2 0 0 回住宅金融支援機構債券	495,825,000	489,086,738	
		貸付債権担保第 2 0 2 回住宅金融支援機構債券	299,805,000	297,379,577	
		貸付債権担保第 2 0 3 回住宅金融支援機構債券	500,000,000	497,995,000	
		銘柄数：405	77,280,656,000	77,218,344,846	
		組入時価比率：6.8%		6.8%	
	小計				
	合計			77,218,344,846	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第 3 1 回円貨社債	100,000,000	95,752,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）第 4 2 回円貨社債	200,000,000	201,014,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 1 4 回円貨社債	100,000,000	99,043,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 2 5 回非上位円貨社債	200,000,000	196,604,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 2 9 回非上位円貨社債	100,000,000	100,105,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 3 6 回円貨社債	100,000,000	99,866,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 第 3 7 回円貨社債	100,000,000	99,823,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー 第 1 6 回円貨社債（2018）	100,000,000	97,324,000	

	スタンダード・チャータード 第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,753,000	
	エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー 第3回円	100,000,000	99,825,000	
	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー 第7回円貨社債	100,000,000	97,158,000	
	フランス電力 第4回円貨社債（2017）	100,000,000	100,087,000	
	ビー・エヌ・ビー・パリバ 第8回円貨社債	200,000,000	198,948,000	
	I N P E X 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	495,760,000	
	清水建設 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,323,000	
	長谷工コーポレーション 第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,610,000	
	戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,386,000	
	五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,805,000	
	大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,828,000	
	大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,300,000	
	大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,342,000	
	大和ハウス工業 第29回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,770,000	
	明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,206,000	
	アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,690,000	
	アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	98,455,000	
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,122,000	
	コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,807,000	
	ニチレイ 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,804,000	
	日本たばこ産業 第13回	100,000,000	98,303,000	
	ヒューリック 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,997,000	
	三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,820,000	
	野村不動産ホールディングス 第15回	100,000,000	95,338,000	
	森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,108,000	

	森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,369,000	
	東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,174,000	
	東急不動産ホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,032,000	
	東急不動産ホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,731,000	
	セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	597,294,000	
	セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	197,376,000	
	東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,186,000	
	東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,332,000	
	旭化成 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,658,000	
	旭化成 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,072,000	
	日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,136,000	
	王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,893,000	
	王子ホールディングス 第42回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,348,000	
	日本製紙 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,226,000	
	大王製紙 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,870,000	
	レゾナックホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,168,000	
	レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,902,000	
	住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,577,000	
	住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,594,000	
	住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,728,000	
	住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,188,000	
	住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,935,000	
	イビデン 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,849,000	
	日本酸素ホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,281,000	
	日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,835,000	

	三菱瓦斯化学 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,384,000	
	三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,374,000	
	三井化学 第58回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,489,000	
	J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,834,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,041,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,928,000	
	三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,682,000	
	ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,421,000	
	UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,116,000	
	電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,427,000	
	電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,410,000	
	武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,248,000	
	アステラス製薬 第1回無担保社債間限定	100,000,000	99,705,000	
	アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	99,512,000	
	アステラス製薬 第4回無担保社債間限定	100,000,000	99,195,000	
	テルモ 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,942,000	
	オリエンタルランド 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,677,000	
	オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,012,000	
	ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,180,000	
	楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,729,000	
	出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,536,000	
	J Xホールディングス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,310,000	
	コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,008,000	
	TOYO TIRE 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,939,000	
	ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,048,000	

	住友理工 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,278,000	
	A G C 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,785,000	
	太平洋セメント 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,969,000	
	日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,534,000	
	新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,822,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位	100,000,000	99,352,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス 第34回社債間限定同順位	100,000,000	99,799,000	
	三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,713,000	
	住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,634,000	
	住友金属鉱山 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,197,000	
	住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,160,000	
	L I X I Lグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,579,000	
	Y K K 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,674,000	
	住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,826,000	
	日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,480,000	
	荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,453,000	
	ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,992,000	
	タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,656,000	
	セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,093,000	
	日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,526,000	
	ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,040,000	
	日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,672,000	
	日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,701,000	
	日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,030,000	
	セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,219,000	

	パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,194,000	
	パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,396,000	
	パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,346,000	
	パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,500,000	
	パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,362,000	
	パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,384,000	
	ソニー 第39回	100,000,000	99,673,000	
	ソニー 第40回	100,000,000	99,543,000	
	ソニー 第41回	100,000,000	98,629,000	
	T D K 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,465,000	
	東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,719,000	
	三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,857,000	
	三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ	300,000,000	296,574,000	
	I H I 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,707,000	
	I H I 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,931,000	
	J A三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,362,000	
	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,575,000	
	いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,368,000	
	いすゞ自動車 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,822,000	
	トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	693,924,000	
	トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,524,000	
	S U B A R U 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,524,000	
	楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,189,000	
	ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,379,000	
	オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,796,000	
	大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,297,000	

	大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,619,000	
	アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,694,000	
	伊藤忠商事 第80回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,786,000	
	丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,925,000	
	丸紅 第118回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,597,000	
	豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,846,000	
	豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	201,710,000	
	三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,338,000	
	三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,816,000	
	日本紙パルプ商事 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,143,000	
	住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,397,000	
	住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,026,000	
	住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,856,000	
	三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	103,474,000	
	三菱商事 第83回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,217,000	
	丸井グループ 第43回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,251,000	
	クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,866,000	
	クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,453,000	
	クレディセゾン 第99回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,776,000	
	クレディセゾン 第102回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,016,000	
	イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,842,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	100,042,000	
	りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,715,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,046,000	
	みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,688,000	

	三菱東京ＵＦＪ銀行 第２３回劣後特約付	100,000,000	108,612,000	
	三菱東京ＵＦＪ銀行 第２４回劣後特約付	100,000,000	105,196,000	
	三井住友フィナンシャルグループ 第３回劣後特約付	100,000,000	100,022,000	
	三井住友フィナンシャルグループ 第４回劣後特約付	100,000,000	99,453,000	
	三井住友信託銀行 第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,602,000	
	セブン銀行 第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,952,000	
	みずほ銀行 第７回劣後特約付	100,000,000	104,442,000	
	芙蓉総合リース 第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,005,000	
	芙蓉総合リース 第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,327,000	
	芙蓉総合リース 第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,882,000	
	みずほリース 第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,053,000	
	みずほリース 第３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,250,000	
	みずほリース 第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,958,000	
	みずほリース 第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,578,000	
	ＮＴＴファイナンス 第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,133,000	
	ＮＴＴファイナンス 第１６回日本電信電話保証付	200,000,000	198,902,000	
	ＮＴＴファイナンス 第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	197,234,000	
	ＮＴＴファイナンス 第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	775,424,000	
	ＮＴＴファイナンス 第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,758,000	
	ＮＴＴファイナンス 第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,484,000	
	ＮＴＴファイナンス 第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,527,000	
	日産フィナンシャルサービス 第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,978,000	
	東京センチュリー 第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,955,000	
	東京センチュリー 第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,118,000	
	東京センチュリー 第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,641,000	

	ホンダファイナンス 第63回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,741,000	
	ホンダファイナンス 第69回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	198,002,000	
	ホンダファイナンス 第83回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,035,000	
	SBIホールディングス 第26回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,814,000	
	SBIホールディングス 第37回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,876,000	
	トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	98,781,000	
	トヨタファイナンス 第94回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,582,000	
	トヨタファイナンス 第96回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	792,552,000	
	リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,827,000	
	イオンフィナンシャルサービス 第 17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,953,000	
	イオンフィナンシャルサービス 第 21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,648,000	
	アコム 第78回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,170,000	
	オリエントコーポレーション 第3 0回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,246,000	
	オリエントコーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,964,000	
	日立キャピタル 第61回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,280,000	
	日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	96,432,000	
	オリックス 第189回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,433,000	
	オリックス 第202回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	94,613,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,033,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 42回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,914,000	
	三井住友ファイナンス&リース 第 44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,653,000	
	三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	395,468,000	
	三菱UFJリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,829,000	
	三菱UFJリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	290,034,000	
	大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,459,000	

	大和証券グループ本社 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,016,000	
	大和証券グループ本社 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,449,000	
	三井住友海上火災保険 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,851,000	
	NECキャピタルソリューション 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,816,000	
	三井不動産 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,363,000	
	三井不動産 第71回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,242,000	
	三井不動産 第83回社債間限定同順位特約付	300,000,000	289,746,000	
	三井不動産 第84回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,365,000	
	三菱地所 第93回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	215,074,000	
	三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,856,000	
	三菱地所 第129回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,121,000	
	三菱地所 第135回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,778,000	
	東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,337,000	
	東京建物 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,314,000	
	ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,454,000	
	京阪神ビルディング 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,708,000	
	住友不動産 第109回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,372,000	
	イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,953,000	
	イオンモール 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,917,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,249,000	
	日本ビルファンド投資法人 第17回	100,000,000	87,317,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 第4回特定投資法人債間限定	100,000,000	102,786,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	93,121,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,014,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	107,430,000	

	東京急行電鉄 第 8 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,460,000	
	東京急行電鉄 第 8 3 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,326,000	
	小田急電鉄 第 6 8 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,898,000	
	小田急電鉄 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,194,000	
	京王電鉄 第 3 8 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,849,000	
	京成電鉄 第 6 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,682,000	
	東日本旅客鉄道 第 4 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,652,000	
	東日本旅客鉄道 第 5 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	215,178,000	
	東日本旅客鉄道 第 7 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,571,000	
	東日本旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,887,000	
	東日本旅客鉄道 第 8 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,555,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 0 6 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,150,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 0 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,915,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 1 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,058,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 3 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,325,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 2 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	101,152,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 5 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	123,878,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 4 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,796,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 5 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	54,933,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 5 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,341,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,444,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,294,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 6 7 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	131,526,000	
	東日本旅客鉄道 第 1 8 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,727,000	
	西日本旅客鉄道 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,003,000	

	西日本旅客鉄道 第 1 5 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	317,853,000	
	西日本旅客鉄道 第 5 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,796,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 0 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,338,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 5 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,542,000	
	西日本旅客鉄道 第 6 6 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	169,646,000	
	西日本旅客鉄道 第 7 7 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	65,331,000	
	東海旅客鉄道 第 5 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	216,380,000	
	東海旅客鉄道 第 7 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,140,000	
	東海旅客鉄道 第 7 3 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,530,000	
	東海旅客鉄道 第 7 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,408,000	
	東京地下鉄 第 2 2 回	100,000,000	98,880,000	
	東京地下鉄 第 2 3 回	100,000,000	90,518,000	
	東京地下鉄 第 2 4 回	100,000,000	81,729,000	
	東京地下鉄 第 4 4 回	100,000,000	57,351,000	
	東京地下鉄 第 4 9 回	100,000,000	83,307,000	
	西武ホールディングス 第 1 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,388,000	
	西日本鉄道 第 4 5 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,199,000	
	阪急阪神ホールディングス 第 4 7 回	400,000,000	408,868,000	
	阪急阪神ホールディングス 第 4 9 回	100,000,000	92,636,000	
	名古屋鉄道 第 5 0 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,633,000	
	日本通運 第 1 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,211,000	
	日本通運 第 1 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,209,000	
	日立物流 第 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,901,000	
	日本郵船 第 3 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,505,000	
	横浜高速鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,324,000	
	九州旅客鉄道 第 2 回社債間限定同順位特約付	200,000,000	150,602,000	
	九州旅客鉄道 第 4 回社債間限定同	100,000,000	82,991,000	

		順位特約付			
		日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,023,000	
		A N Aホールディングス 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,463,000	
		K D D I 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,076,000	
		K D D I 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,650,000	
		ソフトバンク 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,913,000	
		ソフトバンク 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,970,000	
		ソフトバンク 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,348,000	
		ソフトバンク 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,268,000	
		ソフトバンク 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,062,000	
		東京電力 第548回	100,000,000	102,392,000	
		東京電力 第560回	100,000,000	101,319,000	
		中部電力 第524回	100,000,000	99,362,000	
		中部電力 第530回	200,000,000	194,382,000	
		中部電力 第559回	100,000,000	90,334,000	
		中部電力 第560回	100,000,000	89,459,000	
		関西電力 第509回	100,000,000	99,423,000	
		関西電力 第511回	300,000,000	297,153,000	
		関西電力 第520回	100,000,000	87,509,000	
		関西電力 第522回	200,000,000	197,052,000	
		関西電力 第535回	200,000,000	198,830,000	
		関西電力 第536回	100,000,000	96,229,000	
		関西電力 第556回	100,000,000	97,092,000	
		関西電力 第557回	100,000,000	92,076,000	
		中国電力 第394回	100,000,000	90,289,000	
		中国電力 第400回	100,000,000	98,910,000	
		中国電力 第406回	100,000,000	88,300,000	
		中国電力 第416回	100,000,000	97,607,000	
		中国電力 第422回	600,000,000	579,846,000	
		中国電力 第425回	100,000,000	96,611,000	
		中国電力 第448回	100,000,000	97,544,000	
		中国電力 第452回	100,000,000	91,904,000	

		北陸電力 第307回	100,000,000	101,033,000	
		北陸電力 第312回	100,000,000	100,700,000	
		北陸電力 第322回	100,000,000	99,173,000	
		北陸電力 第326回	200,000,000	175,870,000	
		北陸電力 第330回	100,000,000	97,486,000	
		北陸電力 第339回	100,000,000	89,879,000	
		東北電力 第481回	200,000,000	201,002,000	
		東北電力 第484回	100,000,000	91,555,000	
		東北電力 第491回	100,000,000	99,453,000	
		東北電力 第508回	100,000,000	98,150,000	
		東北電力 第521回	300,000,000	291,357,000	
		東北電力 第529回	200,000,000	198,036,000	
		東北電力 第560回	200,000,000	193,686,000	
		四国電力 第293回	100,000,000	91,067,000	
		四国電力 第321回	100,000,000	77,721,000	
		四国電力 第328回	100,000,000	98,196,000	
		九州電力 第449回	200,000,000	198,730,000	
		九州電力 第451回	100,000,000	99,393,000	
		九州電力 第476回	100,000,000	97,878,000	
		九州電力 第478回	100,000,000	87,868,000	
		九州電力 第481回	300,000,000	291,393,000	
		九州電力 第484回	200,000,000	194,358,000	
		九州電力 第493回	300,000,000	296,997,000	
		北海道電力 第323回	300,000,000	306,861,000	
		北海道電力 第325回	130,000,000	132,247,700	
		北海道電力 第338回	100,000,000	91,533,000	
		北海道電力 第350回	100,000,000	88,377,000	
		北海道電力 第385回	100,000,000	98,204,000	
		沖縄電力 第32回	100,000,000	99,752,000	
		電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,207,000	
		電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,524,000	
		電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,376,000	
		電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,082,000	
		電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,580,000	

	東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	99,967,000	
	東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	298,614,000	
	東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	294,486,000	
	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	99,617,000	
	東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	288,711,000	
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	100,141,000	
	東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	399,980,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	385,040,000	
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	290,499,000	
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	96,651,000	
	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	181,854,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	98,412,000	
	東京電力パワーグリッド 第72回	100,000,000	99,787,000	
	東京電力パワーグリッド 第73回	100,000,000	99,973,000	
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,571,000	
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,418,000	
	東京電力リニューアブルパワー第5回社債間限定同順位特約付グリ	200,000,000	197,412,000	
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,704,000	
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,593,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,801,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,561,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,812,000	
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	147,258,000	
	大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,190,000	
	東邦瓦斯 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,746,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,873,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,053,000	
	西部ガスホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,354,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,823,000	

		ファーストリテイリング 第8回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,925,000	
	小計	銘柄数：381 組入時価比率：4.5%	53,630,000,000	51,894,770,700 4.6%	
	合計			51,894,770,700	
	合計			1,136,797,154,884	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年4月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	223,199,687
コール・ローン	559,466,034
国債証券	858,949,023,042
派生商品評価勘定	684,694
未収入金	91,559,815
未収利息	9,329,121,643
前払費用	1,320,700,429
その他未収収益	12,422,146
流動資産合計	870,486,177,490
資産合計	870,486,177,490
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	52,923
未払金	242,461,224
未払解約金	371,740,525
その他未払費用	7,050,322
流動負債合計	621,304,994
負債合計	621,304,994
純資産の部	
元本等	
元本	295,540,289,666
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	574,324,582,830
元本等合計	869,864,872,496
純資産合計	869,864,872,496
負債純資産合計	870,486,177,490

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 9433 円
(10,000 口当たり純資産額)	(29,433 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	267,563,186,980 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	281,258,598,093 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	275,483,022,693 円
同期中における追加設定元本額	54,585,186,901 円
同期中における一部解約元本額	34,527,919,928 円
期末元本額	295,540,289,666 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	70,755,405 円
バランスセレクト５０	73,799,988 円
バランスセレクト７０	82,313,757 円
野村外国債券インデックスファンド	238,149,428 円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	3,207,203,138 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,789,434,728 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,244,455,442 円
野村資産設計ファンド２０１５	18,263,933 円
野村資産設計ファンド２０２０	20,184,112 円
野村資産設計ファンド２０２５	31,764,384 円
野村資産設計ファンド２０３０	48,293,770 円
野村資産設計ファンド２０３５	39,715,486 円
野村資産設計ファンド２０４０	64,143,612 円
野村外国債券インデックス Ｂコース（野村投資一任口座向け）	79,299,561,787 円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,724,833,942 円
のむラップ・ファンド（普通型）	33,724,726,075 円
のむラップ・ファンド（積極型）	12,418,692,341 円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	373,355,809 円
野村資産設計ファンド２０４５	13,241,953 円
野村インデックスファンド・外国債券	1,070,871,573 円
マイ・ロード	5,945,131,935 円
ネクストコア	50,309,736 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	361,849,069 円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	6,967,068,333 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	967,807,249 円
野村資産設計ファンド２０５０	11,648,878 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２６－２０２８年目標型	3,866,208 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０２９－２０３１年目標型	2,815,293 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３２－２０３４年目標型	2,015,130 円
野村ターゲットデートファンド２０１６ ２０３５－２０３７年目標型	1,793,518 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,056,416,687 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,422,040,185 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,811,468 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,700,534 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	6,953,780 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,544,483 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	6,742,425 円
野村６資産均等バランス	4,558,594,107 円

野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	8,878,785,061 円
世界6資産分散ファンド	92,037,390 円
野村資産設計ファンド2060	6,993,791 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	13,649,092,779 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	7,211,773,931 円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,347,169 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	803,896,062 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	165,451,330 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	773,776,132 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	265,526,175 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1,407,904 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	6,155,823 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	177,751 円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	2,319,249,115 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	908,301 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	8,697,865 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,632,634 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	152,730,537 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	119,468,624 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,951,319,889 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	46,702,950 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	927,111,716 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,345,380,136 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	4,547,770 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,736,790 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,336,008 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,560,201 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	645,910,256 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,329,863,448 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,520,219,537 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,801,370,983 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	26,844,859,464 円
マイバランスDC30	2,342,373,985 円
マイバランスDC50	2,010,512,902 円
マイバランスDC70	1,667,835,047 円
野村DC外国債券インデックスファンド	11,462,506,745 円
野村DC運用戦略ファンド	2,652,496,054 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	325,102,462 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	540,134,880 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,215,460,095 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	525,484,292 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	31,962,698 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	80,497,526 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	44,935,366 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	33,402,205 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	26,177,716 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	14,049,368 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	456,399,865 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	249,098,630 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	166,630,519 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	228,508,817 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	7,520,545 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	93,480,531 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	64,747,441 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	352,947,249 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	119,089,133 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	70,850,000.00	72,222,718.75	
		US TREASURY BOND	38,050,000.00	39,747,383.86	
		US TREASURY BOND	86,200,000.00	88,136,129.58	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,669.92	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,359,390.27	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,775,984.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,678.27	
		US TREASURY N/B	900,000.00	861,850.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,581.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,734.32	
		US TREASURY N/B	46,200,000.00	44,016,712.74	
		US TREASURY N/B	8,850,000.00	8,574,138.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,518.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,558.59	
		US TREASURY N/B	62,300,000.00	59,041,417.19	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,480.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,265.62	
		US TREASURY N/B	200,000.00	188,832.02	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,488.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,248.04	
		US TREASURY N/B	7,500,000.00	7,054,394.25	
		US TREASURY N/B	38,800,000.00	37,279,827.64	
		US TREASURY N/B	42,800,000.00	41,477,544.20	
		US TREASURY N/B	59,550,000.00	55,788,577.84	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	45,549,791.21	
		US TREASURY N/B	350,000.00	326,716.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,814.45	

		US TREASURY N/B	4, 100, 000. 00	3, 975, 718. 75	
		US TREASURY N/B	74, 000, 000. 00	68, 820, 000. 00	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 867. 18	
		US TREASURY N/B	59, 300, 000. 00	56, 805, 225. 28	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 123. 04	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	96, 652. 34	
		US TREASURY N/B	67, 200, 000. 00	62, 385, 744. 96	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 335. 93	
		US TREASURY N/B	170, 000. 00	163, 392. 57	
		US TREASURY N/B	8, 700, 000. 00	8, 049, 028. 59	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 082. 03	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 949. 21	
		US TREASURY N/B	40, 230, 000. 00	37, 076, 812. 83	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 685. 54	
		US TREASURY N/B	4, 500, 000. 00	4, 237, 206. 75	
		US TREASURY N/B	200, 000. 00	196, 527. 34	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 601. 56	
		US TREASURY N/B	21, 600, 000. 00	19, 893, 513. 60	
		US TREASURY N/B	200, 000. 00	198, 660. 14	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 035. 15	
		US TREASURY N/B	200, 000. 00	184, 566. 40	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 726. 56	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	95, 070. 31	
		US TREASURY N/B	24, 580, 000. 00	22, 608, 317. 75	
		US TREASURY N/B	1, 800, 000. 00	1, 683, 562. 50	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	97, 417. 96	
		US TREASURY N/B	300, 000. 00	283, 195. 29	
		US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 558, 786. 95	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 345. 70	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	93, 753. 90	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	91, 699. 21	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	99, 097. 65	
		US TREASURY N/B	6, 200, 000. 00	5, 798, 937. 50	
		US TREASURY N/B	5, 100, 000. 00	4, 634, 425. 59	
		US TREASURY N/B	44, 830, 000. 00	41, 509, 778. 12	
		US TREASURY N/B	100, 000. 00	98, 816. 40	

		US TREASURY N/B	48,400,000.00	44,639,542.64	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,719,862.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,369.14	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,605.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,898.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,402.34	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,385,625.00	
		US TREASURY N/B	38,300,000.00	34,924,812.50	
		US TREASURY N/B	65,000,000.00	60,561,715.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,410.15	
		US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,534,565.27	
		US TREASURY N/B	7,020,000.00	6,405,750.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,808.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,296.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,042.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,833.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,410.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,285.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,253.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,191.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,652.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,753.90	
		US TREASURY N/B	71,200,000.00	62,651,827.68	
		US TREASURY N/B	350,000.00	329,875.00	
		US TREASURY N/B	750,000.00	698,437.50	
		US TREASURY N/B	50,200,000.00	44,025,987.34	
		US TREASURY N/B	500,000.00	468,750.00	
		US TREASURY N/B	31,300,000.00	27,365,489.84	
		US TREASURY N/B	300,000.00	286,476.54	
		US TREASURY N/B	16,400,000.00	14,229,561.68	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,863.28	
		US TREASURY N/B	600,000.00	553,710.90	
		US TREASURY N/B	28,550,000.00	24,793,890.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,906.25	
		US TREASURY N/B	2,250,000.00	1,938,955.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,960.93	

		US TREASURY N/B	13,350,000.00	11,516,982.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,888.67	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	918,066.40	
		US TREASURY N/B	300,000.00	259,259.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,060.54	
		US TREASURY N/B	500,000.00	430,820.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,033.20	
		US TREASURY N/B	11,750,000.00	10,141,030.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,699.21	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,072.26	
		US TREASURY N/B	63,100,000.00	55,118,834.36	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,386.71	
		US TREASURY N/B	23,750,000.00	20,798,411.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,023.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,349.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,515.62	
		US TREASURY N/B	4,900,000.00	4,567,431.61	
		US TREASURY N/B	46,850,000.00	40,826,294.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,923.82	
		US TREASURY N/B	30,700,000.00	26,689,812.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,281.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,759.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,726.56	
		US TREASURY N/B	150,000.00	139,356.43	
		US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,687,774.57	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,689.45	
		US TREASURY N/B	11,800,000.00	10,183,260.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,662.10	
		US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,857,593.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,695.31	
		US TREASURY N/B	28,500,000.00	26,673,104.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,912.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,714.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,175.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,091.79	
		US TREASURY N/B	200,000.00	175,105.46	

		US TREASURY N/B	100,000.00	97,136.71	
		US TREASURY N/B	2,350,000.00	2,143,135.61	
		US TREASURY N/B	18,000,000.00	15,829,452.00	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,027,201.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,003.90	
		US TREASURY N/B	28,900,000.00	25,934,362.92	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,312,102.89	
		US TREASURY N/B	5,800,000.00	5,422,773.22	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,541.01	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,992.18	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	38,027,500.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,212.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,781.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,195.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,144.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,097.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,001.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,160.15	
		US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,214,296.72	
		US TREASURY N/B	50,000,000.00	48,312,500.00	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	44,877,244.02	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	38,150,516.74	
		US TREASURY N/B	86,650,000.00	93,785,081.60	
		US TREASURY N/B	47,250,000.00	37,298,890.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,203.12	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,563,535.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,443.35	
		US TREASURY N/B	23,330,000.00	18,244,787.89	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,174,471.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,818.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,222.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,416.01	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,295,038.65	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,810.54	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,945.31	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,111.32	

		US TREASURY N/B	100,000.00	79,261.71	
		US TREASURY N/B	150,000.00	119,132.80	
		US TREASURY N/B	38,200,000.00	31,359,063.78	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	56,698,024.08	
		US TREASURY N/B	89,400,000.00	77,887,997.76	
		US TREASURY N/B	87,650,000.00	84,546,295.97	
		US TREASURY N/B	44,200,000.00	40,625,148.20	
		US TREASURY N/B	100,000.00	90,826.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,367.18	
		US TREASURY N/B	11,100,000.00	10,996,804.41	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,132.81	
		US TREASURY N/B	150,000.00	156,498.04	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,708.98	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,664.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,261.71	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,808.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,257.81	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,896.48	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,357,197.20	
		US TREASURY N/B	200,000.00	118,597.64	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,992.18	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,407,388.39	
		US TREASURY N/B	5,400,000.00	5,081,062.50	
		US TREASURY N/B	21,100,000.00	12,880,889.57	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,095,034.90	
		US TREASURY N/B	200,000.00	132,437.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,222.65	
		US TREASURY N/B	20,600,000.00	14,454,599.76	
		US TREASURY N/B	34,300,000.00	30,072,792.54	
		US TREASURY N/B	15,300,000.00	9,790,206.84	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,717,277.28	
		US TREASURY N/B	7,300,000.00	4,858,777.07	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,660.15	
		US TREASURY N/B	600,000.00	423,878.88	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,886.71	
		US TREASURY N/B	500,000.00	404,667.95	

		US TREASURY N/B	200,000.00	149,253.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	82,214.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,351.56	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	897,695.30	
		US TREASURY N/B	290,000.00	228,318.33	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,046.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,878.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,599.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,109.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,333.98	
		US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,160,155.68	
		US TREASURY N/B	39,450,000.00	30,666,208.96	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	25,896,017.40	
		US TREASURY N/B	45,200,000.00	31,308,060.24	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	19,202,796.24	
		US TREASURY N/B	17,500,000.00	12,914,111.00	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,409,874.88	
		US TREASURY N/B	55,700,000.00	38,147,971.96	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	18,233,179.02	
		US TREASURY N/B	39,000,000.00	25,240,312.50	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,176,874.72	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,218,964.80	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,488,398.40	
		US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,074,627.98	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,453,066.17	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,042.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	75,699.21	
		US TREASURY N/B	500,000.00	369,277.30	
		US TREASURY N/B	200,000.00	158,234.36	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,722.65	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,946,554.38	
		US TREASURY N/B	250,000.00	157,001.95	
		US TREASURY N/B	300,000.00	193,593.75	
		US TREASURY N/B	5,200,000.00	3,062,921.68	
		US TREASURY N/B	96,900,000.00	46,330,312.50	
		US TREASURY N/B	102,200,000.00	50,489,191.48	

	小計	US TREASURY N/B	32,600,000.00	17,249,983.56	
		US TREASURY N/B	28,300,000.00	15,980,656.25	
		US TREASURY N/B	150,000.00	95,686.51	
		US TREASURY N/B	100,000.00	58,078.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,101.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	61,660.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	71,121.09	
		US TREASURY N/B	100,000.00	73,000.00	
		銘柄数：251	3,045,430,000.00	2,620,169,800.69	
		組入時価比率：46.6%		(405,602,285,146)	47.2%
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,119.21	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,071,702.27	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,670,000.00	4,554,999.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,991,798.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,371,083.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	22,309,997.09	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	11,630,164.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	325,361.29	
		CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	635,044.86	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	283,987.05	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,050,000.00	12,146,104.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,490,000.00	3,233,550.61	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	183,408.28	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,988,810.75	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	790,414.24	
		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	233,455.70	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,441,348.18	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	93,494.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	93,041.79	
		CANADIAN GOVERNMENT	12,100,000.00	10,490,536.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	610,623.97	
		CANADIAN GOVERNMENT	10,650,000.00	9,191,282.28	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	85,406.73	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	88,036.56	
		CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	819,426.96	

	小計	CANADIAN GOVERNMENT	21,200,000.00	24,482,622.83	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,609,673.58	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	103,557.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,130,032.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	511,461.66	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,403,847.58	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	65,900.69	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,688,105.22	
		銘柄数：33	160,220,000.00	154,755,400.40	
		組入時価比率：2.0%		(17,436,290,963)	2.0%
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,000,000.00	136,862,743.10	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	28,100,000.00	26,095,627.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	35,000,000.00	30,958,550.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	83,200,000.00	77,261,184.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	79,334,730.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	124,700,000.00	110,706,166.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	32,500,000.00	27,826,825.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	343,448.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	30,000,000.00	26,151,000.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	51,619,599.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	94,600,000.00	84,044,532.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	55,267,234.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	90,102,075.00	
		銘柄数：13	890,800,000.00	796,573,713.10	
		組入時価比率：0.8%		(7,224,286,318)	0.8%
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	582,607.20	
		BELGIUM KINGDOM	7,600,000.00	7,803,901.92	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	95,843.10	
		BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	3,751,152.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,196.30	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	90,925.30	
		BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	10,031,475.60	
		BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	9,791,145.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,770.00	

		BELGIUM KINGDOM	2, 800, 000. 00	2, 281, 927. 20	
		BELGIUM KINGDOM	100, 000. 00	84, 880. 48	
		BELGIUM KINGDOM	1, 000, 000. 00	645, 100. 00	
		BELGIUM KINGDOM	4, 100, 000. 00	4, 588, 732. 30	
		BELGIUM KINGDOM	3, 600, 000. 00	3, 795, 894. 00	
		BELGIUM KINGDOM	5, 550, 000. 00	3, 965, 003. 25	
		BELGIUM KINGDOM	3, 400, 000. 00	2, 397, 856. 80	
		BELGIUM KINGDOM	3, 300, 000. 00	3, 188, 295. 00	
		BELGIUM KINGDOM	2, 000, 000. 00	1, 997, 608. 00	
		BELGIUM KINGDOM	2, 600, 000. 00	1, 995, 068. 40	
		BELGIUM KINGDOM	2, 200, 000. 00	1, 633, 170. 00	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	16, 030, 000. 00	17, 596, 371. 45	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	12, 700, 000. 00	14, 924, 735. 20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 224. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	24, 100, 000. 00	23, 215, 481. 80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 750, 000. 00	5, 842, 954. 50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	98, 429. 50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 580. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	97, 616. 60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7, 250, 000. 00	7, 192, 949. 75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	56, 900, 000. 00	60, 242, 590. 50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 722. 70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	91, 920. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 580. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	93, 155. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 982. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	89, 505. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 073. 50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	93, 745. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	43, 500, 000. 00	47, 434, 575. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	92, 960. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 600, 000. 00	5, 729, 421. 60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	89, 250. 00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	86, 368. 20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	93, 983. 20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 378. 00	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,420.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	93,032.15	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,300,000.00	1,329,211.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	85,861.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	72,022.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,838,564.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,400,000.00	11,971,377.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	12,019,424.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,060.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,000,000.00	3,609,330.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,445.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	83,161.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	19,400,000.00	17,643,330.00	
		BUNDESobligation	200,000.00	189,006.00	
		BUNDESobligation	100,000.00	93,443.00	
		BUNDESobligation	3,600,000.00	3,574,188.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,208.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,698.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,768.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,413.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	41,900,000.00	46,669,896.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,314.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	110,413.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,563.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,193,544.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,801.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	89,289.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	89,936.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	685,293.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,300,000.00	25,459,890.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,300,000.00	3,282,477.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,450,000.00	45,462,126.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	18,100,000.00	21,687,438.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	20,400,000.00	23,444,700.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	80,915.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	35,400,000.00	42,416,563.20	

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17, 300, 000. 00	22, 019, 076. 70	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15, 230, 000. 00	16, 484, 418. 95	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 333. 28	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 388. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	75, 454. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21, 100, 000. 00	10, 242, 784. 00	
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	83, 268. 00	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	650, 000. 00	646, 249. 50	
	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	200, 000. 00	199, 726. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 430. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 833. 90	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	98, 110. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	96, 994. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	51, 450, 000. 00	51, 516, 885. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	98, 640. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 800. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 080. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8, 700, 000. 00	8, 658, 240. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	95, 010. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	101, 880. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	100, 708. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	96, 370. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 280. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	46, 850, 000. 00	47, 341, 925. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	109, 320. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	94, 830. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 200, 000. 00	1, 186, 440. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	93, 695. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	193, 280. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	192, 040. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150, 000. 00	165, 720. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	97, 650. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	190, 540. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	44, 750, 000. 00	44, 776, 850. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2, 000, 000. 00	2, 031, 600. 00	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100, 000. 00	105, 460. 00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,580.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	19,900,000.00	20,497,000.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,910.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	163,545.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000.00	54,961,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,150.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	22,800,000.00	22,984,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	512,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,810.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	20,200,000.00	20,076,780.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	115,110.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	129,870.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	81,130.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,110.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000.00	50,282,795.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	628,920.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3,500,000.00	3,598,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	34,300,000.00	37,548,210.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	14,500,000.00	13,754,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	252,300.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	83,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,290.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,990.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,530.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	3,060,120.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	175,300.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,991,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,839,060.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,300,000.00	8,841,160.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,130.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	87,890.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,330.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	71,820.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	15,800,000.00	16,185,520.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,000,000.00	6,572,919.60	

		FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	604,254.00	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	96,937.10	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,903,400.00	
		FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,290,762.64	
		FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,122,308.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,127,221.68	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,682,200.00	
		FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,180,080.25	
		FINNISH GOVERNMENT	4,000,000.00	3,816,215.20	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	370,860.00	
		FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	717,528.20	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	146,040.00	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	189,830.80	
		FRANCE (GOVT OF)	10,500,000.00	10,373,328.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,316.00	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	138,131.25	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	141,619.95	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,973,207.60	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,368.42	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,978.10	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	91,084.40	
		FRANCE (GOVT OF)	17,910,000.00	17,814,720.59	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	89,001.10	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	98,045.53	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	150,915.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	84,651.10	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	81,130.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	82,552.50	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	77,547.40	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	135,365.80	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	52,942.40	
		FRANCE (GOVT OF)	43,100,000.00	22,290,673.50	
		FRANCE (GOVT OF)	12,000,000.00	11,010,420.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	65,743.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	30,420,000.00	31,645,926.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	96,628.00	

		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	94,523.30	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	100,825.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	7,450,000.00	7,409,770.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	65,298,060.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	91,328.90	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	44,700,000.00	53,910,779.18	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000.00	65,299,420.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	16,200,000.00	17,644,230.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	16,600,000.00	19,256,000.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	98,578.00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	16,986,463.50	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	3,340,000.00	3,730,880.20	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,165,982.28	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	186,068.60	
		IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	553,627.56	
		IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	7,995,701.35	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	91,310.50	
		IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,062,210.30	
		IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,658,423.60	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	96,138.12	
		IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,130,339.70	
		IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,328,720.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	9,100,000.00	8,774,136.28	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,329,160.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,830.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	94,130.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	20,130,000.00	22,042,350.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	92,245.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,200.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	88,223.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	245,363.25	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,600,000.00	1,573,760.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	1,000,000.00	972,300.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	21,400,000.00	23,959,660.42	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	15,000,000.00	10,133,850.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	351,140.00	

	小計	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	335,472.90	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,749,558.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,847,704.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	585,920.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	870,390.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,500,000.00	5,338,850.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,151,220.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,895,800.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,700,000.00	8,484,171.85	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	14,600,000.00	13,067,000.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,600,000.00	1,356,640.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	11,350,000.00	10,754,125.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,450,000.00	3,826,938.37	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,000,000.00	3,979,184.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	7,500,000.00	5,467,500.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,144,600.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	2,992,115.00	
		SPANISH GOVERNMENT	38,500,000.00	43,659,000.00	
		SPANISH GOVERNMENT	38,400,000.00	45,596,160.00	
		SPANISH GOVERNMENT	15,650,000.00	16,835,675.30	
		銘柄数：245	1,583,710,000.00	1,639,271,594.60	
				(270,463,420,393)	
		組入時価比率：31.1%		31.5%	
	英bond	UK TREASURY	200,000.00	191,233.00	
		UK TREASURY	100,000.00	96,503.00	
		UK TREASURY	100,000.00	93,982.00	
		UK TREASURY	100,000.00	90,672.00	
		UK TREASURY	100,000.00	100,132.55	
		UK TREASURY	200,000.00	179,954.00	
		UK TREASURY	100,000.00	107,885.00	
		UK TREASURY	10,600,000.00	8,943,633.40	
		UK TREASURY	200,000.00	168,695.80	
		UK TREASURY	100,000.00	103,765.00	
		UK TREASURY	160,000.00	161,472.32	
		UK TREASURY	100,000.00	74,573.00	
		UK TREASURY	12,300,000.00	12,528,780.00	

		UK TREASURY	280,000.00	277,399.92	
		UK TREASURY	100,000.00	73,150.00	
		UK TREASURY	29,550,000.00	27,357,390.00	
		UK TREASURY	17,540,000.00	18,013,580.00	
		UK TREASURY	22,100,000.00	21,395,717.20	
		UK TREASURY	500,000.00	480,391.00	
		UK TREASURY	320,000.00	314,582.78	
		UK TREASURY	9,890,000.00	8,333,642.34	
		UK TREASURY	8,000,000.00	7,501,600.00	
		UK TREASURY	100,000.00	55,159.48	
		UK TREASURY	100,000.00	57,305.16	
		UK TREASURY	100,000.00	93,280.28	
		UK TREASURY	11,550,000.00	5,498,118.78	
		UK TREASURY	100,000.00	85,270.00	
		UK TREASURY	1,600,000.00	795,003.52	
		UK TREASURY	1,550,000.00	789,783.28	
		UK TREASURY	100,000.00	51,793.60	
		UK TREASURY	100,000.00	89,111.76	
		UK TREASURY	100,000.00	62,032.40	
		UK TREASURY	200,000.00	160,475.48	
		UK TSY 0 1/2% 2061	7,700,000.00	2,228,715.72	
		UK TSY 0 5/8% 2050	64,200,000.00	25,115,142.72	
		UK TSY 3 1/4% 2044	5,000,000.00	4,083,134.00	
		UNITED KINGDOM GILT	31,570,000.00	31,003,318.50	
		UNITED KINGDOM GILT	31,900,000.00	31,651,180.00	
		UNITED KINGDOM GILT	1,470,000.00	1,442,318.28	
		UNITED KINGDOM GILT	11,100,000.00	11,208,169.50	
		UNITED KINGDOM GILT	100,000.00	102,975.00	
		UNITED KINGDOM GILT	4,500,000.00	4,543,371.00	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	67,886.00	
		UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	157,877.64	
	小計	銘柄数 : 44	286,090,000.00	225,930,156.41	
				(43,276,921,460)	
		組入時価比率 : 5.0%		5.0%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	41,010,930.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,900,000.00	17,111,136.26	

	小計	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,034,254.88	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,800,000.00	2,555,782.88	
		SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,139,663.60	
		SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000.00	2,950,542.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	23,605,725.00	
		銘柄数：7	117,750,000.00	115,408,034.62	
		組入時価比率：0.2%		(1,636,485,930)	0.2%
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,976,407.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,181,000.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,751,118.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,219,880.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,102,790.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	34,697,144.70	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,149,500.40	
	小計	銘柄数：7	105,300,000.00	95,077,841.70	
		組入時価比率：0.2%		(1,337,745,232)	0.2%
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	23,400,000.00	22,948,380.00	
		KINGDOM OF DENMARK	3,300,000.00	3,069,204.60	
		KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,225,375.00	
		KINGDOM OF DENMARK	4,600,000.00	4,465,220.00	
		KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	53,837,869.38	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	3,987,165.00	
		銘柄数：6	98,450,000.00	102,533,213.98	
	小計	組入時価比率：0.3%		(2,267,009,361)	0.3%
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,947,432.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,172,566.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,432,744.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	51,343,224.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	10,700,000.00	11,470,143.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	11,752,408.98	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,861,548.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,400,000.00	14,031,821.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	2,160,795.80	

小計	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	16,471,590.10	
	銘柄数：10	135,200,000.00	124,644,276.38 (4,771,756,832)	
	組入時価比率：0.5%		0.6%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	7,690,268.42	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,730,000.00	14,835,493.31	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,350,000.00	1,385,002.26	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,100,000.00	3,953,353.66	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,158.06	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	2,038,915.41	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,727,120.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,430,768.78	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,750,000.00	4,737,356.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,774,256.21	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	874,720.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	481,081.38	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,062,680.25	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	21,400,000.00	21,861,294.12	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	270,977.76	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,900.19	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	345,514.48	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	11,450,000.00	10,751,574.04	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,941,075.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	2,566,838.95	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,361,640.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,492,720.00	
小計	銘柄数：22	126,230,000.00	115,964,708.28 (11,547,765,650)	
	組入時価比率：1.3%		1.3%	
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,100,000.00	3,993,400.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,079,230.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	754,308.72	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,800,000.00	2,589,020.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	98,770.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	244,170.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,621,323.20	

	小計	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,903,349.80	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,055,510.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,610,770.46	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	651,800.00	
		銘柄数：11	27,350,000.00	23,601,652.18	
		組入時価比率：0.2%		(2,157,427,025)	0.3%
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,300,000.00	1,282,862.36	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,530,000.00	4,411,064.85	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	473,984.95	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,071,663.49	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	194,600.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	293,490.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,458,530.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	355,560.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	3,939,294.45	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,820,000.00	3,416,990.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	790,075.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,299,900.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,600,000.00	3,505,200.00	
		銘柄数：13	33,590,000.00	31,493,215.10	
		組入時価比率：0.4%		(3,576,369,506)	0.4%
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	105,333.21	
		MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,264,506.85	
		MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,482,796.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,104.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,202,814.20	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,641,078.92	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,765,770.48	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,703,502.05	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	517,641.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	281,660.17	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	15,925,209.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	369,263.40	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,487,067.64	

		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,090,533.60	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,353,249.83	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,083,536.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,777,569.57	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,310,430.95	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,849,115.32	
		銘柄数：19	127,330,000.00	132,017,183.69	
	小計			(4,269,079,274)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	50,136,835.38	
		CHINA GOVERNMENT BOND	118,500,000.00	118,733,575.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,792,801.95	
		CHINA GOVERNMENT BOND	81,800,000.00	82,207,445.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	157,507,437.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	170,100,000.00	171,361,002.33	
		CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,617,817.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,400,000.00	12,429,388.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,016,620.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,949,318.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,390,782.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	233,500,000.00	235,796,986.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,326,739.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	45,000,000.00	45,050,400.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	85,985,487.04	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,774,052.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,702,661.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	95,724,655.41	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	64,235,946.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	110,724,374.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	17,956,380.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	72,427,579.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	99,953,756.46	
		CHINA GOVERNMENT BOND	101,200,000.00	102,376,956.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	55,876,433.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	76,093,504.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,685,002.24	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	50,696,949.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	75,375,843.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	159,422,796.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	254,200,000.00	259,542,445.14	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,800,000.00	5,814,964.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,016,753.58	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,852,018.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,651,108.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	32,550,622.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	65,080,084.62	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	51,239,957.34	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	73,449,925.07	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	78,185,038.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	107,774,694.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	94,411,385.31	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	17,127,840.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	18,311,137.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	42,718,064.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	100,968,483.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	73,555,366.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	78,861,222.56	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	77,961,100.00	
		銘柄数：49	3,663,300,000.00	3,769,401,738.72	
				(80,558,146,199)	
		組入時価比率：9.3%		9.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	674,132.13	
		ISRAEL FIXED BOND	15,400,000.00	14,879,216.66	
		ISRAEL FIXED BOND	6,100,000.00	5,718,591.40	
		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,784,410.75	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,674,472.50	
		ISRAEL FIXED BOND	7,600,000.00	6,960,090.64	
		ISRAEL FIXED BOND	6,900,000.00	5,623,481.37	
		ISRAEL FIXED BOND	5,100,000.00	3,949,181.43	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	3,956,608.44	
		ISRAEL FIXED BOND	10,300,000.00	10,819,056.14	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,644,301.29	

	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.3%	75,200,000.00	68,683,542.75 (2,824,033,753) 0.3%	
合計				858,949,023,042 (858,949,023,042)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	13,005,000	
		US TREASURY N/B	17,900,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	9,000,000	
		US TREASURY BOND	678,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	19,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	6,375,000	
		US TREASURY N/B	36,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	17,000,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	7,225,000	
		US TREASURY N/B	10,837,000	

		US TREASURY N/B	43,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	24,267,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
		US TREASURY N/B	26,000,000	
		US TREASURY N/B	27,000,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	5,967,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	15,300,000	
		US TREASURY N/B	20,300,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	5,605,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	27,000,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	39,200,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	36,635,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	31,000,000	
		US TREASURY N/B	18,800,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
豪ドル		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,700,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
ニュージーランドドル		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,200,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	850,000	

	ユーロ	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,600,000	
		BUNDESOBLIGATION	2,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	48,000,000	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000	
		SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,000,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	17,000,000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,700,000	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,400,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,625,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	24,800,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 4月 22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	174,781,636	—	175,327,620	545,984
米ドル	92,614,506	—	92,851,620	237,114
ユーロ	82,167,130	—	82,476,000	308,870
売建	94,907,087	—	94,821,300	85,787
メキシコペソ	45,468,710	—	45,330,000	138,710
ユーロ	49,438,377	—	49,491,300	△52,923
合計	—	—	—	631,771

(注) 時価の算定方法

- 1 為替予約取引
- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。
- 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
- 貸借対照表
- (単位：円)
- 420 / 909

(2024 年 4 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	199,744,060
コール・ローン	1,266,160,291
国債証券	76,834,743,672
派生商品評価勘定	3,027,767
未収入金	1,707,975,476
未収利息	730,682,321
前払費用	98,687,815
差入委託証拠金	104,666,449
流動資産合計	80,945,687,851
資産合計	80,945,687,851
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,398,577,214
未払金	104,897,111
未払解約金	2,657,146,729
その他未払費用	629,700
流動負債合計	4,161,250,754
負債合計	4,161,250,754
純資産の部	
元本等	
元本	78,641,104,886
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,856,667,789
元本等合計	76,784,437,097
純資産合計	76,784,437,097
負債純資産合計	80,945,687,851

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 元本の欠損	1,856,667,789 円
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.9764 円
(10,000 口当たり純資産額)	(9,764 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	92,217,019,410 円
同期中における追加設定元本額	35,350,718,154 円
同期中における一部解約元本額	48,926,632,678 円
期末元本額	78,641,104,886 円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1,939,261,200 円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	1,517,196,567 円

野村ターゲットデートファンド2016	2026-2028年目標型	45,109,456円
野村ターゲットデートファンド2016	2029-2031年目標型	19,603,323円
野村ターゲットデートファンド2016	2032-2034年目標型	9,143,226円
野村ターゲットデートファンド2016	2035-2037年目標型	6,649,798円
野村外国債券インデックス Aコース（野村SMA・EW向け）		10,047,763,891円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）		3,410,383円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）		2,070,250円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）		13,967,657円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）		5,111,595円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）		10,152,886円
野村外国債券インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）		47,002,673,434円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）		10,606,849,586円
ファンドラップ（ウェルス・スクエア）債券・安定型		3,681,309,315円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）		136,829,060円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）		723,161円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）		2,891,176円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）		2,633,808,318円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）		956,580,604円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	610,000.00	621,818.75	
		US TREASURY BOND	1,800,000.00	1,880,296.74	
		US TREASURY BOND	20,000.00	20,449.21	
		US TREASURY BOND	3,000,000.00	2,264,531.10	
		US TREASURY BOND	1,250,000.00	1,075,488.25	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,443,358.00	
		US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,572,405.29	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,437,950.75	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,731,640.52	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,462,206.90	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,820,702.98	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,949,765.60	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,944,960.80	
		US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,671,080.43	
		US TREASURY N/B	3,100,000.00	3,004,214.65	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,873,671.80	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,525,148.34	

		US TREASURY N/B	2, 300, 000. 00	2, 146, 995. 95	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 482, 216. 75	
		US TREASURY N/B	2, 500, 000. 00	2, 325, 000. 00	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 498, 007. 70	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	957, 929. 60	
		US TREASURY N/B	1, 900, 000. 00	1, 836, 394. 46	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	996, 914. 00	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	983, 359. 30	
		US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 974, 062. 40	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 471, 230. 45	
		US TREASURY N/B	1, 300, 000. 00	1, 198, 107. 30	
		US TREASURY N/B	1, 200, 000. 00	1, 129, 921. 80	
		US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 625, 226. 52	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 381, 494. 00	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 379, 677. 65	
		US TREASURY N/B	700, 000. 00	654, 718. 75	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	943, 984. 30	
		US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 402, 968. 75	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	908, 710. 90	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	925, 937. 50	
		US TREASURY N/B	500, 000. 00	461, 152. 30	
		US TREASURY N/B	1, 400, 000. 00	1, 271, 757. 76	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	926, 054. 60	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	908, 984. 30	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	923, 750. 00	
		US TREASURY N/B	1, 600, 000. 00	1, 490, 749. 92	
		US TREASURY N/B	1, 300, 000. 00	1, 198, 158. 13	
		US TREASURY N/B	500, 000. 00	455, 214. 80	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	914, 101. 50	
		US TREASURY N/B	1, 200, 000. 00	1, 119, 421. 80	
		US TREASURY N/B	700, 000. 00	656, 277. 30	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	879, 941. 40	
		US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	942, 500. 00	
		US TREASURY N/B	2, 300, 000. 00	2, 141, 875. 00	
		US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 754, 023. 40	
		US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 812, 500. 00	

	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	874, 296. 80	
	US TREASURY N/B	1, 200, 000. 00	1, 145, 906. 16	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 602, 968. 60	
	US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	3, 754, 531. 20	
	US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	3, 691, 406. 00	
	US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	3, 796, 250. 00	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 938, 827. 90	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 588, 085. 90	
	US TREASURY N/B	3, 800, 000. 00	3, 719, 769. 46	
	US TREASURY N/B	4, 000, 000. 00	3, 456, 796. 80	
	US TREASURY N/B	2, 500, 000. 00	2, 154, 101. 50	
	US TREASURY N/B	1, 800, 000. 00	1, 553, 519. 52	
	US TREASURY N/B	2, 200, 000. 00	2, 047, 589. 72	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	875, 722. 60	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	873, 496. 00	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	932, 128. 90	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	857, 597. 60	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	929, 042. 90	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	862, 988. 20	
	US TREASURY N/B	500, 000. 00	432, 968. 75	
	US TREASURY N/B	1, 000, 000. 00	935, 898. 40	
	US TREASURY N/B	2, 700, 000. 00	2, 427, 784. 92	
	US TREASURY N/B	1, 700, 000. 00	1, 564, 066. 30	
	US TREASURY N/B	1, 500, 000. 00	1, 346, 074. 20	
	US TREASURY N/B	2, 200, 000. 00	2, 009, 519. 38	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 804, 882. 70	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 810, 820. 20	
	US TREASURY N/B	2, 700, 000. 00	2, 321, 788. 86	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 886, 386. 70	
	US TREASURY N/B	3, 000, 000. 00	2, 903, 437. 50	
	US TREASURY N/B	2, 200, 000. 00	2, 115, 179. 66	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 580, 039. 00	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 883, 203. 00	
	US TREASURY N/B	2, 000, 000. 00	1, 682, 031. 20	
	US TREASURY N/B	2, 700, 000. 00	2, 608, 875. 00	
	US TREASURY N/B	900, 000. 00	852, 099. 57	

		US TREASURY N/B	500,000.00	541,171.85	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,157,578.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,904,062.40	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,473,910.14	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,446,650.25	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,876,874.88	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,996,367.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,518,339.75	
		US TREASURY N/B	3,150,000.00	3,301,532.01	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,747,281.14	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,149,285.06	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,648,202.90	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,265,199.04	
		US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,472,523.28	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,389,714.60	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,270,654.25	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,887,343.60	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,188,843.72	
		US TREASURY N/B	800,000.00	761,562.48	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	1,778,964.60	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	1,761,503.70	
		US TREASURY N/B	500,000.00	470,468.75	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,220,937.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,324,375.00	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	842,015.52	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	895,835.92	
		US TREASURY N/B	500,000.00	399,599.60	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	998,378.85	
		US TREASURY N/B	400,000.00	318,640.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	706,464.80	
		US TREASURY N/B	400,000.00	311,546.84	
		US TREASURY N/B	500,000.00	404,667.95	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	895,523.40	
		US TREASURY N/B	250,000.00	205,537.10	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,338,328.08	
		US TREASURY N/B	500,000.00	448,847.65	

		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,574,609.20	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,757,578.00	
		US TREASURY N/B	400,000.00	337,335.92	
		US TREASURY N/B	300,000.00	207,796.86	
		US TREASURY N/B	500,000.00	376,542.95	
		US TREASURY N/B	400,000.00	273,953.12	
		US TREASURY N/B	700,000.00	478,023.42	
		US TREASURY N/B	700,000.00	453,031.25	
		US TREASURY N/B	800,000.00	584,062.48	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	745,566.40	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	744,199.20	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	849,960.84	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	918,886.67	
		US TREASURY N/B	500,000.00	370,214.80	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,059,788.94	
		US TREASURY N/B	900,000.00	664,699.14	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	816,410.14	
		US TREASURY N/B	300,000.00	193,593.75	
		US TREASURY N/B	600,000.00	353,414.04	
		US TREASURY N/B	700,000.00	334,687.50	
		US TREASURY N/B	500,000.00	247,011.70	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,322,851.50	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	564,687.50	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	2,360,267.37	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,451,953.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,122,031.20	
		US TREASURY N/B	700,000.00	431,621.05	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	853,453.08	
		US TREASURY N/B	800,000.00	584,000.00	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,506,392.44	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	826,464.80	
		US TREASURY N/B	900,000.00	744,240.15	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	905,781.20	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,415,750.00	
	小計	銘柄数：159	266,360,000.00	232,948,683.22	
				(36,060,456,162)	

		組入時価比率：47.0%		46.8%
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,456,788.15	
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	693,610.19	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	394,699.32	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,273,148.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	473,311.75	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	372,294.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	482,066.25	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	592,810.68	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	782,563.84	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	219,125.88	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	433,493.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	569,915.71	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	863,031.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	427,033.65	
	CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	440,182.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	728,379.52	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	692,904.42	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	370,162.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	384,660.32	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	226,141.86	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	207,114.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,128.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	340,974.44	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	427,555.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	197,702.07	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	83,587.17	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	657,979.68	
小計	銘柄数：27	15,000,000.00	13,888,365.22	
			(1,564,802,109)	
	組入時価比率：2.0%		2.0%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,185,419.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,500,690.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,191,710.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,000,000.00	3,714,480.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	1,885,340.00	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,500,000.00	6,117,150.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	8,700,000.00	7,723,686.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,308,502.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,600,000.00	3,949,652.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	3,018,690.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,221,050.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,000,000.00	10,534,810.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,538,255.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,500,000.00	3,666,600.00	
		銘柄数：14	83,300,000.00	73,556,034.00	
				(667,094,383)	
		組入時価比率：0.9%		0.9%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,054,274.10	
		BELGIUM KINGDOM	150,000.00	140,668.20	
		BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	998,250.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	460,981.50	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	363,701.20	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	338,680.00	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	351,981.60	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	242,400.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	322,785.00	
		BELGIUM KINGDOM	350,000.00	284,830.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	299,265.00	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	392,288.32	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	244,492.20	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	188,090.80	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	193,530.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	335,760.90	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	421,766.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	352,626.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	314,540.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	153,466.80	
		BELGIUM KINGDOM	370,000.00	274,669.50	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	400,000.00	470,070.40	
		BONOS Y OBLIG DE	500,000.00	414,050.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	98,262.00	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	785,792.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	674,308.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	393,718.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	283,740.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	793,704.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	952,870.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	765,781.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	367,680.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	745,240.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	569,892.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	805,545.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	658,514.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	545,225.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	743,680.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	624,750.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	615,687.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,127,798.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	895,000.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	476,890.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	795,360.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	651,225.05	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	511,235.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	515,166.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	288,090.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	309,417.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	460,437.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	279,364.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	793,735.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	384,243.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	721,866.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	582,132.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	162,975.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	201,100.08	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	636,615.00	
		BUNDESOBLIGATION	600,000.00	573,828.00	
		BUNDESOBLIGATION	600,000.00	573,924.00	

		BUNDESOBLIGATION	600, 000. 00	591, 234. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 400, 000. 00	1, 360, 912. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 500, 000. 00	1, 670, 760. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	466, 570. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	638, 603. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	462, 815. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	542, 520. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	629, 552. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	878, 260. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 400, 000. 00	1, 370, 586. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	597, 650. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	429, 685. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 400, 000. 00	1, 392, 566. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600, 000. 00	709, 422. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	414, 030. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800, 000. 00	754, 912. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 200, 000. 00	1, 183, 884. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 300, 000. 00	1, 311, 375. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	838, 740. 70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400, 000. 00	303, 144. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	574, 625. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300, 000. 00	242, 745. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	838, 745. 60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700, 000. 00	890, 945. 30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 400, 000. 00	1, 515, 311. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500, 000. 00	486, 666. 40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200, 000. 00	194, 776. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200, 000. 00	150, 908. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 200, 000. 00	611, 556. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1, 000, 000. 00	485, 440. 00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800, 000. 00	667, 641. 60	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1, 200, 000. 00	1, 193, 076. 00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1, 500, 000. 00	1, 497, 945. 00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1, 000, 000. 00	999, 780. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	700, 910. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	986, 400. 00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	684,600.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	500,400.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	475,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,018,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,311,240.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	302,124.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	530,035.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	389,120.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	568,980.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	562,170.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	193,280.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	994,320.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	976,500.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	476,350.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	443,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,200,720.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	253,104.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	434,800.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	678,790.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	763,210.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	610,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	500,750.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	620,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,108,910.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,600,000.00	1,369,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,024,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	167,420.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,151,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	455,550.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	458,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	524,100.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	670,000.00	600,856.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,028,200.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,094,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,328,040.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,580.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	909, 900. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	765, 030. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	175, 300. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	765, 170. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1, 000, 000. 00	714, 200. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	715, 190. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	745, 640. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	172, 260. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200, 000. 00	175, 780. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700, 000. 00	653, 310. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300, 000. 00	215, 460. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500, 000. 00	330, 000. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600, 000. 00	614, 640. 00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	310, 000. 00	226, 400. 56	
		FINNISH GOVERNMENT	400, 000. 00	380, 680. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	400, 000. 00	369, 547. 60	
		FINNISH GOVERNMENT	200, 000. 00	199, 440. 16	
		FINNISH GOVERNMENT	300, 000. 00	265, 288. 50	
		FINNISH GOVERNMENT	300, 000. 00	250, 479. 30	
		FINNISH GOVERNMENT	200, 000. 00	163, 532. 80	
		FINNISH GOVERNMENT	200, 000. 00	168, 220. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	300, 000. 00	212, 005. 35	
		FINNISH GOVERNMENT	300, 000. 00	278, 145. 00	
		FINNISH GOVERNMENT	100, 000. 00	71, 752. 82	
		FINNISH GOVERNMENT	200, 000. 00	91, 831. 40	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 000, 000. 00	973, 600. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	600, 000. 00	569, 492. 40	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 300, 000. 00	1, 284, 316. 80	
		FRANCE (GOVT OF)	750, 000. 00	699, 870. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	900, 000. 00	828, 787. 50	
		FRANCE (GOVT OF)	500, 000. 00	472, 066. 50	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 200, 000. 00	1, 108, 421. 04	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 400, 000. 00	1, 287, 693. 40	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 000, 000. 00	994, 680. 10	
		FRANCE (GOVT OF)	2, 000, 000. 00	1, 780, 022. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	300, 000. 00	256, 487. 10	

		FRANCE (GOVT OF)	1, 500, 000. 00	1, 470, 682. 95	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 400, 000. 00	1, 162, 700. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	2, 500, 000. 00	2, 013, 130. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 500, 000. 00	1, 188, 000. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 300, 000. 00	1, 307, 930. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 000, 000. 00	1, 039, 692. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 400, 000. 00	1, 185, 115. 40	
		FRANCE (GOVT OF)	800, 000. 00	649, 040. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 700, 000. 00	1, 115, 907. 20	
		FRANCE (GOVT OF)	300, 000. 00	264, 060. 30	
		FRANCE (GOVT OF)	200, 000. 00	155, 094. 80	
		FRANCE (GOVT OF)	1, 000, 000. 00	676, 829. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	600, 000. 00	317, 654. 40	
		FRANCE (GOVT OF)	600, 000. 00	310, 311. 00	
		FRANCE (GOVT OF)	900, 000. 00	825, 781. 50	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1, 100, 000. 00	1, 144, 330. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	500, 000. 00	483, 140. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300, 000. 00	283, 569. 90	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1, 700, 000. 00	1, 714, 025. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	2, 000, 000. 00	1, 989, 200. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1, 200, 000. 00	1, 352, 160. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	640, 000. 00	584, 504. 96	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300, 000. 00	361, 817. 31	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	400, 000. 00	461, 480. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300, 000. 00	326, 745. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	1, 700, 000. 00	1, 972, 000. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800, 000. 00	788, 624. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	700, 000. 00	774, 627. 00	
		FRANCE GOVERNMENT O. A. T	800, 000. 00	893, 624. 00	
		IRISH GOVERNMENT	300, 000. 00	279, 102. 90	
		IRISH GOVERNMENT	400, 000. 00	326, 938. 80	
		IRISH TSY 0. 2%	200, 000. 00	184, 774. 72	
		IRISH TSY 0. 2% 2030	300, 000. 00	255, 390. 30	
		IRISH TSY 0. 4% 2035	300, 000. 00	228, 809. 40	
		IRISH TSY 1. 10% 2029	200, 000. 00	184, 542. 52	
		IRISH TSY 1. 5% 2050	400, 000. 00	284, 442. 80	

		IRISH TSY 1.7% 2037	250,000.00	214,389.00	
		IRISH TSY 1% 2026	500,000.00	480,690.60	
		IRISH TSY 2% 2045	100,000.00	83,045.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	482,095.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	379,760.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	568,980.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	753,040.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	368,980.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	264,600.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	441,115.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	254,292.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	502,753.62	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	588,871.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	295,080.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	223,922.06	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	135,118.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	421,368.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	670,945.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	394,690.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	331,030.21	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	146,480.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	600,000.00	582,420.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	195,700.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	284,370.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	372,400.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	647,080.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	626,500.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	516,600.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	257,700.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	298,110.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	217,925.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	353,300.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	255,129.22	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	231,540.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	228,920.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	197,880.00	

	小計	REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	225,820.00	
		SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	102,060.00	
		SPANISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,306,140.00	
		SPANISH GOVERNMENT	500,000.00	537,881.00	
		銘柄数：244	157,030,000.00	147,443,044.65 (24,326,627,936)	
		組入時価比率：31.7%		31.7%	
	英ボンド	UK TREASURY	900,000.00	868,527.00	
		UK TREASURY	300,000.00	281,946.00	
		UK TREASURY	300,000.00	272,016.00	
		UK TREASURY	1,700,000.00	1,702,253.35	
		UK TREASURY	200,000.00	171,992.00	
		UK TREASURY	90,000.00	97,096.50	
		UK TREASURY	900,000.00	759,365.10	
		UK TREASURY	1,800,000.00	1,867,770.00	
		UK TREASURY	500,000.00	379,729.00	
		UK TREASURY	1,100,000.00	1,024,435.06	
		UK TREASURY	1,000,000.00	745,730.00	
		UK TREASURY	400,000.00	407,440.00	
		UK TREASURY	800,000.00	538,880.00	
		UK TREASURY	300,000.00	297,214.20	
		UK TREASURY	1,000,000.00	731,500.00	
		UK TREASURY	600,000.00	555,480.00	
		UK TREASURY	500,000.00	513,500.00	
		UK TREASURY	550,000.00	349,778.00	
		UK TREASURY	200,000.00	193,626.40	
		UK TREASURY	300,000.00	288,234.60	
		UK TREASURY	700,000.00	688,149.84	
		UK TREASURY	400,000.00	337,053.28	
		UK TREASURY	300,000.00	281,310.00	
		UK TREASURY	300,000.00	165,478.44	
		UK TREASURY	150,000.00	85,957.74	
		UK TREASURY	1,200,000.00	1,119,363.36	
		UK TREASURY	1,100,000.00	523,630.36	
		UK TREASURY	810,000.00	690,687.00	
		UK TREASURY	1,300,000.00	645,940.36	

	小計	UK TREASURY	500,000.00	258,968.00	
		UK TREASURY	200,000.00	124,064.80	
		UK TSY 0 1/2% 2061	350,000.00	101,305.26	
		UK TSY 0 5/8% 2050	800,000.00	312,961.28	
		UK TSY 1 5/8% 2071	400,000.00	179,104.00	
		UK TSY 3 1/4% 2044	300,000.00	244,988.04	
		UNITED KINGDOM GILT	950,000.00	932,947.50	
		UNITED KINGDOM GILT	550,000.00	545,710.00	
		UNITED KINGDOM GILT	200,000.00	201,949.00	
		UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	145,470.00	
		UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	600,000.00	557,215.20	
		銘柄数 : 40	24,850,000.00	20,188,766.67	
		組入時価比率 : 5.0%		(3,867,158,255)	5.0%
	スウェーデン ローナ	SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000.00	2,975,400.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,147,115.28	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	930,833.60	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,643,003.28	
		SWEDISH GOVERNMENT	500,000.00	425,178.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,180,216.80	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	936,900.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,219,075.00	
		銘柄数 : 8	10,800,000.00	10,457,721.96	
		組入時価比率 : 0.2%		(148,290,497)	0.2%
	ノルウェー ローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	477,468.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,648,500.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,396,455.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	900,710.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,212,671.60	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	1,925,822.20	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,059,800.16	
		銘柄数 : 7	10,650,000.00	9,621,427.46	
		組入時価比率 : 0.2%		(135,373,484)	0.2%
	デンマーク ロー	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,372,980.00	

	ネ	KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,860,124.00	
		KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	987,250.00	
		KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	915,623.50	
		KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,164,840.00	
		KINGDOM OF DENMARK	1,700,000.00	2,089,597.67	
		KINGDOM OF DENMARK	1,900,000.00	1,010,081.80	
		銘柄数：7	10,400,000.00	9,400,496.97	
		組入時価比率：0.3%		(207,844,988)	0.3%
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	925,826.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000.00	2,918,891.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,060,665.60	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,190,911.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,800,000.00	2,531,004.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,127,276.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,143,898.50	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	745,102.00	
		銘柄数：8	13,200,000.00	11,643,577.30	
		組入時価比率：0.6%		(445,751,069)	0.6%
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	893,063.43	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	566,052.18	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	523,724.13	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	184,440.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	512,963.80	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	385,693.04	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	187,690.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,158.06	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	485,456.05	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	375,360.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	460,152.45	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	823,888.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	420,341.85	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	650,000.00	516,880.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	247,521.63	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	408,622.32	

	小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	270,977.76	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	479,500.95	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	373,613.04	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	863,786.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	345,080.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	315,918.64	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	350,000.00	267,820.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	388,080.00	
		銘柄数：24	11,920,000.00	10,582,783.53 (1,053,833,583)	
		組入時価比率：1.4%		1.4%	
	ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	137,092.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	248,325.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	167,624.16	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	231,162.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	197,540.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	323,106.68	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	122,085.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	135,799.62	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	190,334.98	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	400,000.00	313,520.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	61,952.71	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	97,770.00	
		銘柄数：12	2,600,000.00	2,226,313.15 (203,507,285)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	663,578.93	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	681,100.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	831,555.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	810,000.00	788,130.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	444,450.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	750,000.00	710,760.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	626,150.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	446,467.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	371,800.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	229,990.00	

	小計	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	152,400.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	152,763.00	
		銘柄数：12	6,560,000.00	6,099,144.43	
		組入時価比率：0.9%		(692,618,841)	0.9%
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,042,715.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,019,711.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,007,967.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,079,696.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,500,000.00	10,567,591.65	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,059,306.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,057,920.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,067,877.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,097,161.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,045,248.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,177,069.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,108,913.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,005,600.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,114,674.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,098,260.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,136,023.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,058,854.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,055,907.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,242,757.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,113,379.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,069,780.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,311,196.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,222,288.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,334,683.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,162,729.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,219,410.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,000,000.00	28,588,467.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,204,496.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,170,403.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,130,221.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,056,242.80	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,186,230.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,134,420.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,115,002.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,133,939.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,340,787.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,037,600.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,662,227.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,373,225.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	9,210,352.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,789,524.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,023,670.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,568,650.00	
		銘柄数：43	327,500,000.00	337,202,184.75	
				(7,206,550,211)	
		組入時価比率：9.4%		9.4%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	385,218.36	
		ISRAEL FIXED BOND	1,400,000.00	1,312,463.60	
		ISRAEL FIXED BOND	900,000.00	841,405.05	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	457,900.70	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	388,181.92	
		ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	814,997.30	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	619,479.44	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	201,183.48	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	525,196.90	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	651,831.76	
		銘柄数：10	7,000,000.00	6,197,858.51	
				(254,834,869)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
合計				76,834,743,672	
				(76,834,743,672)	

(注 1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	79,569,975,113	—	80,965,524,560	△1,395,549,447
米ドル	37,210,981,965	—	38,144,013,600	△933,031,635
カナダドル	1,636,670,668	—	1,658,278,675	△21,608,007
メキシコペソ	708,178,086	—	706,164,210	2,013,876
ユーロ	25,385,068,456	—	25,626,167,600	△241,099,144
英ポンド	4,119,631,114	—	4,137,568,300	△17,937,186
スウェーデンクローナ	166,732,561	—	166,384,725	347,836
ノルウェークローネ	138,267,201	—	139,028,670	△761,469
デンマーククローネ	212,317,557	—	214,105,190	△1,787,633
ズロチ	455,086,457	—	460,023,210	△4,936,753
豪ドル	1,081,857,700	—	1,093,326,300	△11,468,600
ニュージーランドドル	212,128,390	—	214,287,100	△2,158,710
シンガポールドル	705,037,221	—	714,150,990	△9,113,769
人民元	7,273,060,122	—	7,427,283,160	△154,223,038
新シェケル	264,957,615	—	264,742,830	214,785
合計	79,569,975,113	—	80,965,524,560	△1,395,549,447

(注) 時価の算定方法

- 1 為替予約取引
- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。
- 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
- 貸借対照表
- (単位：円)
- (2024 年 4 月 22 日現在)
- | 資産の部 | |
|----------|----------------|
| 流動資産 | |
| 預金 | 3,730,488 |
| コール・ローン | 499,528,637 |
| 国債証券 | 10,256,436,305 |
| 派生商品評価勘定 | 48,380 |
| 未収入金 | 64,155,961 |
| 未収利息 | 144,428,293 |
| 前払費用 | 20,589,665 |
- 442 / 909

流動資産合計	10,988,917,729
資産合計	10,988,917,729
負債の部	
流動負債	
未払解約金	478,419,942
その他未払費用	591,400
流動負債合計	479,011,342
負債合計	479,011,342
純資産の部	
元本等	
元本	5,881,895,740
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,628,010,647
元本等合計	10,509,906,387
純資産合計	10,509,906,387
負債純資産合計	10,988,917,729

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.7868 円
(10,000 口当たり純資産額)	(17,868 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,951,743,224 円
同期中における追加設定元本額	1,983,034,887 円
同期中における一部解約元本額	2,052,882,371 円
期末元本額	5,881,895,740 円
期末元本額の内訳*	
野村資産設計ファンド2015	9,477,146 円
野村資産設計ファンド2020	10,469,733 円
野村資産設計ファンド2025	15,883,139 円
野村資産設計ファンド2030	25,062,562 円
野村資産設計ファンド2035	20,600,894 円
野村資産設計ファンド2040	33,265,381 円
野村資産設計ファンド2045	6,867,375 円
野村インデックスファンド・新興国債券	624,297,791 円
ネクストコア	15,212,812 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	594,368,891 円
野村資産設計ファンド2050	5,902,735 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,005,855 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,423,023 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,045,689 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	930,890 円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	1,914,701 円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	700,718 円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	5,569,498 円
世界6資産分散ファンド	151,149,112 円
野村資産設計ファンド2060	3,627,037 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券(適格機関投資家専用)	2,837,491,436 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	622,822 円

オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	72,444,867 円
野村DC新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	570,445,584 円
野村DC運用戦略ファンド	773,494,853 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	55,706,036 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	17,322,927 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	13,576,134 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	7,115,882 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	3,900,217 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,300,000.00	7,242,586.96	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,710,980.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	13,100,000.00	12,032,898.89	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,500,000.00	5,107,685.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,700,000.00	10,349,001.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,150,000.00	5,711,013.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,800,000.00	6,410,156.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,352,750.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,300,000.00	10,031,914.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,600,000.00	4,794,776.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,200,000.00	3,606,204.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,230,200.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,700,000.00	2,716,821.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	12,100,000.00	10,749,882.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	6,239,849.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,600,000.00	8,722,210.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,400,000.00	1,955,520.00	
	小計	銘柄数：17	121,650,000.00	108,964,446.85	
		組入時価比率：9.4%		(988,220,361) 9.6%	
	レアル	LETRA TESOURO NACIONAL	3,600,000.00	3,200,412.96	
		LETRA TESOURO NACIONAL	5,500,000.00	4,630,936.20	
		LETRA TESOURO NACIONAL	6,000,000.00	4,794,555.60	

	小計	LETRA TESOURO NACIONAL	1,900,000.00	1,362,828.58	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	391,000.00	4,014,567.86	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	600,000.00	6,074,236.80	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	550,000.00	5,444,212.40	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	210,000.00	2,032,979.97	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	250,000.00	2,388,391.50	
		NOTA DO TESOURO NACIONAL	40,000.00	377,362.72	
		銘柄数：10	19,041,000.00	34,320,484.59	
		組入時価比率：9.7%		(1,020,879,974)	10.0%
	チリペソ	BONOS TESORERIA PESOS	260,000,000.00	254,059,000.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	160,000,000.00	157,688,000.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	60,000,000.00	57,694,728.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	60,238,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	150,000,000.00	140,122,500.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	85,000,000.00	84,520,124.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	70,000,000.00	76,856,206.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	240,000,000.00	220,113,600.00	
		BONOS TESORERIA PESOS	115,000,000.00	117,397,750.00	
		銘柄数：9	1,210,000,000.00	1,168,690,408.00	
		組入時価比率：1.8%		(189,071,902)	1.8%
	コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA	890,000,000.00	854,415,041.00	
		TITULOS DE TESORERIA	580,000,000.00	551,183,222.00	
		TITULOS DE TESORERIA	2,290,000,000.00	2,001,157,033.00	
		TITULOS DE TESORERIA	680,000,000.00	590,534,848.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,330,000,000.00	1,173,366,166.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,370,000,000.00	1,147,068,942.00	
		TITULOS DE TESORERIA	990,000,000.00	797,701,014.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,040,000,000.00	1,182,425,400.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,450,000,000.00	1,135,549,375.00	
		TITULOS DE TESORERIA	900,000,000.00	623,970,270.00	
		TITULOS DE TESORERIA	1,830,000,000.00	1,555,893,999.00	
		TITULOS DE TESORERIA	560,000,000.00	377,144,376.00	
		銘柄数：12	13,910,000,000.00	11,990,409,686.00	
	小計			(475,143,964)	

		組入時価比率：4.5%		4.6%
ソル	BONOS DE TESORERIA	780,000.00	766,221.14	
	BONOS DE TESORERIA	1,500,000.00	1,389,399.30	
	BONOS DE TESORERIA	1,200,000.00	1,017,382.44	
	BONOS DE TESORERIA	700,000.00	551,075.63	
	PERU BONO SOBERANO	300,000.00	317,457.15	
	PERU BONO SOBERANO	900,000.00	890,267.76	
	PERU BONO SOBERANO	320,000.00	298,998.14	
	REPUBLIC OF PERU	600,000.00	607,680.42	
	小計	銘柄数：8	6,300,000.00	5,838,481.98
				(245,339,435)
		組入時価比率：2.3%		2.4%
ウルグアイペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4,000,000.00	3,944,979.60	
小計	銘柄数：1	4,000,000.00	3,944,979.60	
				(15,854,873)
		組入時価比率：0.2%		0.2%
ドミニカペソ	DOMINICAN REPUBLIC	8,000,000.00	8,569,760.00	
小計	銘柄数：1	8,000,000.00	8,569,760.00	
				(22,481,908)
		組入時価比率：0.2%		0.2%
セルビアディナール	SERBIA TREASURY BONDS	9,000,000.00	9,638,333.10	
	SERBIA TREASURY BONDS	22,000,000.00	20,297,222.00	
小計	銘柄数：2	31,000,000.00	29,935,555.10	
				(42,124,325)
		組入時価比率：0.4%		0.4%
トルコリラ	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,020,000.00	777,240.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	3,338,400.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,044,800.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	1,637,600.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	500,000.00	312,250.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	700,000.00	415,800.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,331,000.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	6,500,000.00	4,923,750.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,087,200.00	
	TURKEY GOVERNMENT BOND	3,700,000.00	2,726,900.00	
小計	銘柄数：10	26,620,000.00	18,594,940.00	

			(88,729,475)	
		組入時価比率：0.8%	0.9%	
チェココルナ	CZECH REPUBLIC	6,700,000.00	6,537,578.60	
	CZECH REPUBLIC	4,200,000.00	4,104,198.00	
	CZECH REPUBLIC	7,200,000.00	7,439,040.00	
	CZECH REPUBLIC	6,400,000.00	5,996,979.20	
	CZECH REPUBLIC	2,500,000.00	2,210,750.00	
	CZECH REPUBLIC	7,800,000.00	7,306,135.20	
	CZECH REPUBLIC	6,600,000.00	6,976,200.00	
	CZECH REPUBLIC	2,000,000.00	2,138,000.00	
	CZECH REPUBLIC	3,400,000.00	3,178,428.80	
	CZECH REPUBLIC	12,100,000.00	10,043,072.60	
	CZECH REPUBLIC	11,900,000.00	12,432,525.00	
	CZECH REPUBLIC	5,800,000.00	4,776,300.00	
	CZECH REPUBLIC	1,600,000.00	1,796,800.00	
	CZECH REPUBLIC	4,500,000.00	4,567,815.00	
	CZECH REPUBLIC	6,800,000.00	5,626,456.00	
	CZECH REPUBLIC	3,600,000.00	3,778,740.00	
	CZECH REPUBLIC	4,400,000.00	4,083,455.20	
	CZECH REPUBLIC	8,000,000.00	7,921,984.00	
小計	銘柄数：18	105,500,000.00	100,914,457.60	
	組入時価比率：6.3%		(659,647,534) 6.4%	
フォロント	HUNGARY GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	66,477,661.70	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	60,000,000.00	53,814,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	46,000,000.00	40,543,314.40	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	59,000,000.00	61,884,834.50	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	53,000,000.00	47,321,050.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	36,661,854.60	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	15,486,830.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	115,000,000.00	112,946,226.50	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	75,000,000.00	59,399,775.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	71,525,970.40	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	104,000,000.00	87,828,000.00	
	HUNGARY GOVERNMENT BOND	88,000,000.00	55,492,800.00	
小計	銘柄数：12	824,000,000.00	709,382,317.10	

			(296, 848, 833)	
		組入時価比率：2.8%	2.9%	
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	2, 300, 000. 00	2, 202, 300. 60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 659, 125. 20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 400, 000. 00	1, 318, 209. 20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2, 700, 000. 00	2, 386, 497. 60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 623, 777. 10	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800, 000. 00	732, 868. 80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800, 000. 00	723, 144. 00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2, 600, 000. 00	2, 787, 137. 60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	2, 300, 000. 00	1, 994, 412. 80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 296, 418. 30	
	POLAND GOVERNMENT BOND	3, 400, 000. 00	2, 533, 346. 80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1, 700, 000. 00	1, 717, 895. 90	
小計	銘柄数：12	23, 100, 000. 00	20, 975, 133. 90	
			(802, 991, 051)	
		組入時価比率：7.6%	7.8%	
ルーブル	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	21, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	28, 300, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	32, 500, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	38, 700, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	29, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	12, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	18, 700, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	16, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	24, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	20, 200, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	26, 500, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	27, 500, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	10, 000, 000. 00	0. 00	
	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	51, 000, 000. 00	0. 00	
小計	銘柄数：17	415, 400, 000. 00	0. 00	
			(0)	

		組入時価比率：0.0%		0.0%
レイ	ROMANIA	400,000.00	394,600.00	
	ROMANIA	620,000.00	613,738.00	
	ROMANIA	1,000,000.00	972,200.00	
	ROMANIA	500,000.00	489,470.00	
	ROMANIA	700,000.00	662,270.00	
	ROMANIA	760,000.00	751,490.73	
	ROMANIA	230,000.00	203,688.00	
	ROMANIA	1,150,000.00	1,087,668.96	
	ROMANIA	1,050,000.00	1,117,725.00	
	ROMANIA	700,000.00	581,921.90	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	550,000.00	529,595.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	600,000.00	616,370.10	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	850,000.00	789,650.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	400,000.00	374,453.40	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,100,000.00	1,097,800.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,092,700.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	500,000.00	513,300.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	791,300.00	
	ROMANIA GOVERNMENT BOND	300,000.00	327,360.00	
小計	銘柄数：19	13,410,000.00	13,007,301.09	
	組入時価比率：4.1%		(431,172,520)	4.2%
リング	MALAYSIA GOVERNMENT	2,100,000.00	2,119,666.71	
	MALAYSIA GOVERNMENT	600,000.00	596,680.02	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,700,000.00	1,681,715.65	
	MALAYSIA GOVERNMENT	1,400,000.00	1,496,559.26	
	MALAYSIA GOVERNMENT	400,000.00	426,120.04	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	700,000.00	706,375.53	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,209,601.44	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,900,000.00	1,911,146.16	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,200,000.00	1,175,417.16	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,600,000.00	1,632,330.08	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	500,000.00	534,376.45	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,050,000.00	1,091,352.25	
	MALAYSIA INVESTMNT ISSUE	1,300,000.00	1,326,397.15	

	小計	MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 400, 000. 00	1, 410, 682. 00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 300, 000. 00	1, 310, 156. 38	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 600, 000. 00	1, 613, 698. 24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 701, 609. 05	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 700, 000. 00	1, 759, 979. 40	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	600, 000. 00	603, 557. 52	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	600, 000. 00	553, 895. 10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	974, 173. 50	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 200, 000. 00	1, 227, 378. 36	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 000, 000. 00	1, 083, 536. 90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2, 050, 000. 00	1, 952, 606. 96	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1, 420, 000. 00	1, 382, 788. 04	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	600, 000. 00	620, 558. 40	
		銘柄数 : 26	31, 820, 000. 00	32, 102, 357. 75	
				(1, 038, 103, 573)	
		組入時価比率 : 9. 9%		10. 1%	
	パーツ	THAILAND GOVERNMENT BOND	12, 900, 000. 00	12, 826, 650. 60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	12, 000, 000. 00	11, 812, 785. 60	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	12, 300, 000. 00	12, 597, 668. 61	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9, 300, 000. 00	9, 302, 683. 05	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7, 500, 000. 00	7, 455, 932. 25	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	5, 300, 000. 00	5, 282, 325. 56	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	16, 000, 000. 00	15, 335, 472. 00	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	17, 400, 000. 00	17, 549, 575. 62	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	9, 400, 000. 00	9, 576, 124. 98	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	11, 000, 000. 00	10, 967, 377. 30	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	10, 200, 000. 00	11, 369, 308. 62	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	4, 000, 000. 00	3, 806, 690. 40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	12, 800, 000. 00	13, 683, 599. 36	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	15, 100, 000. 00	14, 454, 120. 15	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	4, 000, 000. 00	4, 322, 810. 40	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	1, 500, 000. 00	1, 578, 655. 95	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7, 200, 000. 00	7, 266, 437. 28	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3, 600, 000. 00	3, 199, 797. 36	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	7, 600, 000. 00	6, 711, 671. 72	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13, 100, 000. 00	13, 820, 839. 29	

	小計	THAILAND GOVERNMENT BOND	16,900,000.00	17,855,164.34	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,684,548.32	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,543,549.10	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	6,969,203.99	
		THAILAND GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	12,176,444.80	
		銘柄数：25	240,200,000.00	241,149,436.65	
		組入時価比率：9.6%		(1,010,416,139)	
				9.9%	
	ルピア	INDONESIA GOVERNMENT	3,300,000,000.00	3,291,750,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,580,000,000.00	1,681,341,200.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	6,000,000,000.00	5,869,200,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,200,000,000.00	2,273,568,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,800,000,000.00	4,579,342,080.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,450,000,000.00	4,465,664,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,706,824,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,571,440,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,230,000,000.00	3,517,373,100.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,593,656,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,500,000,000.00	3,704,085,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,110,000,000.00	1,311,465,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,600,000,000.00	4,620,930,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,900,000,000.00	3,815,019,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	3,087,504,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	800,000,000.00	932,000,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,700,000,000.00	4,540,858,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,600,000,000.00	1,759,584,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,800,000,000.00	3,938,434,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,100,000,000.00	2,110,752,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,200,000,000.00	3,144,096,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,800,000,000.00	5,666,281,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	4,180,000,000.00	4,608,073,800.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,400,000,000.00	2,494,632,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,230,000,000.00	2,448,584,600.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	3,000,000,000.00	2,869,530,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,800,000,000.00	1,726,488,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,600,000,000.00	2,722,252,000.00	

	小計	INDONESIA GOVERNMENT	3,400,000,000.00	3,831,936,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	5,200,000,000.00	5,369,780,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	2,800,000,000.00	2,832,116,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT	1,000,000,000.00	1,001,095,000.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,000,000,000.00	962,455,400.00	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	3,000,000,000.00	2,997,951,000.00	
		銘柄数：34	104,080,000,000.00	106,046,060,180.00	
		組入時価比率：9.7%		(1,018,042,177) 9.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	903,585.33	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,600,000.00	1,610,299.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	807,722.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,200,000.00	7,316,593.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,807,404.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,029,511.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	405,733.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,548,579.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,835,312.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,500,000.00	2,527,953.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,965,891.43	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,018,896.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	1,922,097.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,237,116.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,400,000.00	2,453,349.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,021,941.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,756,745.09	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,312,473.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	516,676.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	1,763,318.37	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,253,768.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,236,833.28	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,344,302.31	
		CHINA GOVERNMENT BOND	800,000.00	806,016.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	2,075,262.25	
		CHINA GOVERNMENT BOND	400,000.00	460,517.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	900,000.00	1,001,510.28	

	小計	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.00	573,119.35		
		銘柄数：28	48,000,000.00	49,512,530.94		
		組入時価比率：10.1%		(1,058,162,006)	10.4%	
	ランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	13,000,000.00	13,328,900.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	20,900,000.00	18,490,752.50		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7,860,000.00	6,269,136.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,600,000.00	8,763,020.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	15,500,000.00	12,302,350.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4,800,000.00	2,973,840.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	10,800,000.00	7,932,600.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	12,100,000.00	8,909,230.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	5,050,000.00	2,882,540.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	11,800,000.00	8,225,190.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,800,000.00	12,313,150.00		
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,400,000.00	3,073,600.00		
		小計	銘柄数：12	133,610,000.00	105,464,308.50	
			組入時価比率：8.1%		(853,206,255)	8.3%
	合計				10,256,436,305	
					(10,256,436,305)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 4月 22日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	15,427,834	—	15,476,214	48,380
米ドル	15,427,834	—	15,476,214	48,380
合計	15,427,834	—	15,476,214	48,380

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	202, 507, 034
コール・ローン	115, 051, 881
国債証券	43, 191, 007, 290
未収入金	716, 079, 258
未収利息	544, 023, 709
前払費用	60, 679, 357
流動資産合計	44, 829, 348, 529
資産合計	44, 829, 348, 529
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2, 881, 910
未払解約金	870, 142, 019
その他未払費用	111, 200
流動負債合計	873, 135, 129
負債合計	873, 135, 129
純資産の部	
元本等	
元本	18, 274, 403, 303
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	25, 681, 810, 097
元本等合計	43, 956, 213, 400
純資産合計	43, 956, 213, 400
負債純資産合計	44, 829, 348, 529

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 4053 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(24, 053 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	15, 783, 584, 471 円
同期中における追加設定元本額	9, 079, 961, 038 円

同期中における一部解約元本額	6,589,142,206 円
期末元本額	18,274,403,303 円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	406,187,684 円
ネクストコア	10,323,733 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	787,109,023 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,116,863 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	847,184 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	4,288,660 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,569,310 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	4,158,467 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	1,512,608,547 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	3,820,018,501 円
NEXT FUNDS 新興国債券・J．P．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,218,876,594 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	2,092,583,584 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,299,550 円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	2,149,075 円
新興国債券・インデックスF（適格機関投資家専用）	502,209,084 円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	128,849,700 円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	7,022,056,237 円
野村DC運用戦略ファンド	557,628,957 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	42,501,519 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	157,021,031 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT’ L	1,600,000.00	1,553,753.60	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	2,200,000.00	1,916,200.00	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	2,200,000.00	1,941,280.00	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	2,500,000.00	2,253,765.00	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	600,000.00	485,475.00	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	1,500,000.00	1,213,653.00	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	2,300,000.00	1,529,658.70	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	3,700,000.00	2,819,055.90	
		ABU DHABI GOVT INT’ L	800,000.00	438,444.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,200,000.00	928,500.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,800,000.00	2,300,676.00	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	2,507,200.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,370,782.00	

		CHINA GOVT INTL BOND	3, 400, 000. 00	3, 172, 009. 26	
		CHINA GOVT INTL BOND	1, 600, 000. 00	1, 462, 340. 32	
		CHINA GOVT INTL BOND	1, 400, 000. 00	1, 229, 614. 96	
		CHINA GOVT INTL BOND	2, 600, 000. 00	2, 103, 091. 38	
		DOMINICAN REPUBLIC	1, 800, 000. 00	1, 712, 163. 96	
		DOMINICAN REPUBLIC	2, 300, 000. 00	2, 045, 690. 38	
		DOMINICAN REPUBLIC	3, 300, 000. 00	2, 865, 001. 59	
		DOMINICAN REPUBLIC	1, 800, 000. 00	1, 687, 635. 54	
		DOMINICAN REPUBLIC	1, 500, 000. 00	1, 218, 167. 10	
		DOMINICAN REPUBLIC	2, 000, 000. 00	1, 796, 500. 00	
		DOMINICAN REPUBLIC	2, 700, 000. 00	2, 185, 754. 76	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1, 000, 000. 00	1, 025, 940. 00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1, 500, 000. 00	1, 451, 989. 20	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3, 900, 000. 00	3, 421, 429. 44	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2, 400, 000. 00	2, 378, 384. 40	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	600, 000. 00	508, 486. 14	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2, 800, 000. 00	2, 675, 400. 00	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1, 200, 000. 00	1, 144, 990. 44	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	4, 200, 000. 00	2, 978, 660. 16	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1, 700, 000. 00	1, 627, 237. 45	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1, 000, 000. 00	1, 013, 920. 00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1, 300, 000. 00	1, 364, 597. 00	
		HUNGARY	1, 900, 000. 00	1, 924, 912. 80	
		HUNGARY	2, 200, 000. 00	2, 141, 370. 00	
		HUNGARY	800, 000. 00	618, 345. 60	
		HUNGARY	2, 900, 000. 00	2, 934, 510. 00	
		HUNGARY	3, 100, 000. 00	2, 889, 200. 00	
		HUNGARY	1, 800, 000. 00	1, 078, 992. 00	
		KSA SUKUK LTD	700, 000. 00	702, 032. 10	
		KSA SUKUK LTD	2, 000, 000. 00	1, 913, 870. 00	
		KSA SUKUK LTD	1, 200, 000. 00	1, 069, 120. 80	
		KSA SUKUK LTD	1, 100, 000. 00	1, 039, 660. 60	
		MEXICO GLOBAL	1, 700, 000. 00	1, 016, 600. 00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3, 100, 000. 00	3, 116, 926. 00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	2, 900, 000. 00	2, 939, 187. 70	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1, 300, 000. 00	1, 264, 351. 01	

		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1, 600, 000. 00	1, 524, 048. 80	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3, 975, 113. 00	2, 334, 837. 87	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	5, 665, 309. 00	3, 268, 883. 29	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	10, 837, 686. 00	4, 980, 835. 75	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7, 786, 159. 00	3, 873, 763. 59	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3, 800, 000. 00	1, 659, 517. 38	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2, 000, 000. 00	951, 550. 20	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	1, 117, 241. 04	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 500, 000. 00	1, 467, 685. 50	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 100, 000. 00	907, 719. 34	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	1, 586, 305. 20	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 300, 000. 00	1, 110, 080. 66	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 800, 000. 00	1, 696, 086. 00	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 000, 000. 00	1, 423, 468. 80	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 100, 000. 00	1, 766, 390. 85	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 600, 000. 00	1, 115, 705. 92	
		REPUBLIC OF CHILE	1, 200, 000. 00	829, 594. 80	
		REPUBLIC OF CHILE	2, 300, 000. 00	1, 373, 083. 44	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 600, 000. 00	1, 286, 439. 84	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	3, 000, 000. 00	2, 325, 062. 40	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 600, 000. 00	1, 205, 890. 72	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2, 600, 000. 00	2, 656, 318. 86	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 800, 000. 00	1, 768, 511. 52	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1, 400, 000. 00	821, 155. 16	
		REPUBLIC OF ECUADOR	4, 100, 000. 00	2, 798, 933. 88	
		REPUBLIC OF ECUADOR	8, 100, 000. 00	4, 332, 042. 00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3, 300, 000. 00	1, 654, 950. 00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2, 800, 000. 00	2, 561, 099. 80	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2, 500, 000. 00	2, 000, 157. 25	
		REPUBLIC OF INDONESIA	800, 000. 00	531, 219. 92	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1, 900, 000. 00	1, 577, 000. 00	
		REPUBLIC OF PANAMA	2, 400, 000. 00	1, 960, 115. 76	
		REPUBLIC OF PANAMA	1, 100, 000. 00	763, 969. 47	
		REPUBLIC OF PANAMA	3, 100, 000. 00	2, 857, 168. 94	
		REPUBLIC OF PANAMA	2, 900, 000. 00	1, 812, 151. 13	
		REPUBLIC OF PANAMA	1, 500, 000. 00	830, 608. 35	

		REPUBLIC OF PANAMA	2, 700, 000. 00	1, 663, 011. 00	
		REPUBLIC OF PERU	3, 700, 000. 00	3, 094, 125. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 000, 000. 00	1, 576, 500. 00	
		REPUBLIC OF PERU	1, 900, 000. 00	1, 291, 810. 00	
		REPUBLIC OF PERU	2, 200, 000. 00	1, 171, 390. 00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1, 500, 000. 00	941, 972. 25	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2, 200, 000. 00	1, 506, 992. 96	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 700, 000. 00	2, 640, 654. 00	
		REPUBLIC OF POLAND	3, 000, 000. 00	3, 058, 500. 00	
		REPUBLIC OF POLAND	4, 100, 000. 00	3, 969, 046. 00	
		REPUBLIC OF POLAND	2, 500, 000. 00	2, 393, 450. 00	
		REPUBLIC OF POLAND	4, 000, 000. 00	3, 806, 040. 00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 300, 000. 00	1, 156, 610. 00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 700, 000. 00	1, 203, 878. 80	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3, 500, 000. 00	2, 961, 875. 00	
		REPUBLIC OF SRI LANKA	600, 000. 00	343, 273. 08	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 500, 000. 00	1, 501, 522. 50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 500, 000. 00	1, 482, 165. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 800, 000. 00	2, 814, 462. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 100, 000. 00	2, 051, 731. 50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 000, 000. 00	1, 051, 765. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	3, 000, 000. 00	3, 284, 175. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 800, 000. 00	1, 944, 594. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 000, 000. 00	891, 600. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 200, 000. 00	2, 356, 200. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 100, 000. 00	999, 625. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	600, 000. 00	540, 930. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2, 600, 000. 00	2, 851, 875. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 000, 000. 00	920, 140. 00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1, 500, 000. 00	1, 474, 128. 00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2, 500, 000. 00	2, 561, 270. 50	
		ROMANIA	1, 200, 000. 00	1, 218, 840. 00	
		ROMANIA	2, 900, 000. 00	2, 849, 685. 00	
		ROMANIA	1, 800, 000. 00	1, 866, 207. 60	
		ROMANIA	2, 000, 000. 00	1, 965, 200. 00	
		ROMANIA	1, 900, 000. 00	1, 283, 934. 50	

		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 500, 000. 00	1, 445, 835. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 200, 000. 00	2, 162, 641. 80	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 700, 000. 00	1, 648, 983. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1, 900, 000. 00	1, 684, 260. 70	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 600, 000. 00	2, 614, 450. 80	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	500, 000. 00	390, 635. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 400, 000. 00	2, 302, 488. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 700, 000. 00	2, 600, 243. 10	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 500, 000. 00	2, 128, 300. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 200, 000. 00	2, 078, 560. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	900, 000. 00	612, 248. 40	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2, 400, 000. 00	1, 852, 800. 00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	900, 000. 00	559, 935. 00	
		STATE OF QATAR	1, 700, 000. 00	1, 667, 961. 80	
		STATE OF QATAR	3, 600, 000. 00	3, 372, 840. 00	
		STATE OF QATAR	5, 100, 000. 00	4, 235, 550. 00	
		UAE INT' L GOVT BOND	1, 100, 000. 00	1, 031, 250. 00	
		UAE INT' L GOVT BOND	1, 200, 000. 00	1, 194, 264. 00	
		UAE INT' L GOVT BOND	1, 500, 000. 00	974, 544. 00	
		UKRAINE GOVERNMENT	2, 000, 000. 00	670, 412. 00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1, 200, 000. 00	329, 605. 20	
		UKRAINE GOVERNMENT	2, 100, 000. 00	580, 135. 50	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 100, 000. 00	1, 829, 530. 29	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 600, 000. 00	1, 304, 338. 88	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 700, 000. 00	1, 567, 736. 43	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 500, 000. 00	1, 380, 208. 05	
		UNITED MEXICAN STATES	800, 000. 00	646, 153. 28	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 100, 000. 00	2, 104, 634. 91	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 900, 000. 00	2, 817, 443. 09	
		UNITED MEXICAN STATES	600, 000. 00	461, 600. 28	
		UNITED MEXICAN STATES	400, 000. 00	301, 581. 64	
		UNITED MEXICAN STATES	2, 200, 000. 00	1, 772, 318. 90	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 700, 000. 00	1, 238, 106. 77	
		UNITED MEXICAN STATES	3, 000, 000. 00	2, 827, 950. 90	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 500, 000. 00	1, 426, 839. 60	
		UNITED MEXICAN STATES	1, 300, 000. 00	799, 991. 27	

	小計	銘柄数：157 組入時価比率：98.3%	341,864,267.00	279,011,675.00 (43,191,007,290) 100.0%	
合計				43,191,007,290 (43,191,007,290)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 4月 22日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	778,697,105	—	781,579,015	△2,881,910
米ドル	778,697,105	—	781,579,015	△2,881,910
合計	778,697,105	—	781,579,015	△2,881,910

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年 4月 22日現在)

資産の部

流動資産

預金	89,852,978
コール・ローン	64,247,825
社債券	13,203,163,988
派生商品評価勘定	124,290
未収利息	180,275,120
前払費用	26,968,278
流動資産合計	13,564,632,479

資産合計	13,564,632,479
負債の部	
流動負債	
未払金	69,261,266
未払解約金	9,794,568
流動負債合計	79,055,834
負債合計	79,055,834
純資産の部	
元本等	
元本	6,961,048,136
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,524,528,509
元本等合計	13,485,576,645
純資産合計	13,485,576,645
負債純資産合計	13,564,632,479

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.9373 円
(10,000 口当たり純資産額)	(19,373 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする為替等に係る価格変動リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6,001,899,963 円
同期中における追加設定元本額	5,082,339,385 円
同期中における一部解約元本額	4,123,191,212 円
期末元本額	6,961,048,136 円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券	560,146,231 円
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券・為替ヘッジ型	180,346,432 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	2,405,283 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	2,345,877 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	8,794,285 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	3,217,999 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	11,937,579 円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) 外国債券	3,794,317,483 円
米国ハイ・イールド債券・インデックス F (適格機関投資家専用)	2,393,211,151 円
オールウェザー・ファクターアロケーション M オープン投信 (適格機関投資家専用)	4,325,816 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	250,000.00	229,429.87	
		1011778 BC / NEW RED FIN	80,000.00	74,112.46	
		1011778 BC / NEW RED FIN	30,000.00	26,727.51	
		1011778 BC / NEW RED FIN	280,000.00	241,160.24	
		AAR ESCROW ISSUER LLC	50,000.00	50,096.40	
		ABC SUPPLY CO INC	80,000.00	73,987.17	
		ACCO BRANDS CORP	50,000.00	43,538.58	
		ACRISURE LLC / FIN INC	110,000.00	108,779.20	
		ACRISURE LLC / FIN INC	80,000.00	70,836.69	
		ACRISURE LLC / FIN INC	50,000.00	44,799.86	
		ADAPTHEALTH LLC	50,000.00	41,606.23	
		ADAPTHEALTH LLC	80,000.00	67,273.95	
		ADIANT GLOBAL HOLDINGS	50,000.00	50,302.45	
		ADIANT GLOBAL HOLDINGS	50,000.00	51,456.70	
		ADT SEC CORP	100,000.00	89,214.47	
		ADVANCED DRAINAGE SYSTEM	50,000.00	49,614.77	
		ADVANTAGE SALES & MARKET	80,000.00	73,775.32	
		AETHON UN/AETHIN UN FIN	80,000.00	80,301.28	
		AFFINITY GAMING	50,000.00	45,356.78	
		AG ISSUER LLC	50,000.00	48,398.10	
		AG TTMT ESCROW ISSUER	50,000.00	51,395.00	
		AIR CANADA	120,000.00	113,479.34	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	50,000.00	48,688.09	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	70,000.00	66,328.29	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	120,000.00	114,066.77	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	130,000.00	129,736.62	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	150,000.00	131,687.14	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	80,000.00	73,799.68	
		ALCOA NEDERLAND HOLDING	200,000.00	183,257.96	
		ALGONQUIN PWR & UTILITY	80,000.00	69,627.03	
		ALLEGiant TRAVEL CO	50,000.00	48,669.39	
		ALLEN MEDIA LLC/CO-ISSR	80,000.00	40,308.77	
		ALLIANT HOLD / CO-ISSUER	200,000.00	197,310.88	
		ALLIANT HOLD / CO-ISSUER	110,000.00	109,057.97	
		ALLIANT HOLD/CO-ISSUER	160,000.00	154,510.19	
		ALLIED UNI HLD / ALL FIN	200,000.00	179,468.92	

		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	210,000.00	208,337.39	
		ALLISON TRANSMISSION INC	100,000.00	85,587.61	
		ALLY FINANCIAL INC	70,000.00	68,574.92	
		ALTICE FINANCING SA	200,000.00	155,793.20	
		ALTICE FINANCING SA	200,000.00	149,302.34	
		ALTICE FRANCE HOLDING SA	200,000.00	78,116.78	
		ALTICE FRANCE HOLDING SA	200,000.00	62,716.76	
		ALTICE FRANCE SA	200,000.00	134,279.24	
		ALTICE FRANCE SA	200,000.00	130,503.66	
		ALTICE FRANCE SA	200,000.00	131,823.62	
		AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	90,000.00	60,643.94	
		AMC NETWORKS INC	80,000.00	79,792.80	
		AMC NETWORKS INC	100,000.00	67,382.13	
		AMER SPORTS COMPANY	80,000.00	77,897.60	
		AMERICAN AIRLINES INC	80,000.00	80,502.16	
		AMERICAN AIRLINES INC	100,000.00	103,631.70	
		AMERICAN AIRLINES/AADVAN	500,000.00	482,737.44	
		AMERICAN AXLE & MFG INC	70,000.00	62,450.12	
		AMERIGAS PART/FIN CORP	60,000.00	62,150.68	
		AMERITEX HOLDCO INTERMED	60,000.00	62,837.59	
		AMN HEALTHCARE INC	70,000.00	65,773.84	
		AMWINS GROUP INC	70,000.00	69,070.93	
		AMWINS GROUP INC	110,000.00	98,864.26	
		ANGI HOMESERVICES INC	40,000.00	33,694.81	
		ANTERO MIDSTREAM PART/FI	40,000.00	40,810.76	
		ANTERO MIDSTREAM PART/FI	50,000.00	48,545.27	
		ANTERO MIDSTREAM PART/FI	50,000.00	49,462.37	
		ANTERO RESOURCES CORP	50,000.00	47,145.44	
		ANTERO RESOURCES MIDSTRE	110,000.00	103,932.05	
		ANYWHERE REAL EST	80,000.00	70,470.99	
		APOLLO CMMRL REAL EST FI	50,000.00	41,022.70	
		APX GROUP INC	70,000.00	69,316.38	
		APX GROUP INC	80,000.00	74,142.75	
		ARCHES BUYER INC	110,000.00	95,584.55	
		ARCHES BUYER INC	50,000.00	41,432.99	
		ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	80,000.00	77,684.23	

		ARDAGH METAL PACKAGING	200,000.00	172,517.90	
		ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	200,000.00	164,151.94	
		ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	200,000.00	99,718.00	
		ARETEC ESCROW ISSUER 2	70,000.00	75,468.75	
		ARSENAL AIC PARENT LLC	80,000.00	83,128.80	
		ARSENAL AIC PARENT LLC	50,000.00	54,942.03	
		ARTERA SERVICES LLC	50,000.00	50,702.73	
		ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	70,000.00	62,976.08	
		ASBURY AUTOMOTIVE GROUP	60,000.00	53,148.93	
		ASCENT RESOURCES/ARU FIN	70,000.00	70,855.54	
		ASGN INCORPORATED	70,000.00	64,761.62	
		ASSUREDPARTNERS INC	130,000.00	117,358.98	
		ATHENAHEALTH GROUP INC	230,000.00	205,054.43	
		ATLAS LUXCO 4 / ALL UNI	200,000.00	179,467.24	
		AVANTOR FUNDING INC	140,000.00	130,003.79	
		AVANTOR FUNDING INC	90,000.00	79,375.56	
		AVIENT CORP	50,000.00	50,476.97	
		AVIS BUDGET CAR/FINANCE	70,000.00	62,677.17	
		AVIS BUDGET CAR/FINANCE	60,000.00	53,713.55	
		AVIS BUDGET CAR/FINANCE	30,000.00	28,895.14	
		AXALTA COAT/DUTCH HLD BV	150,000.00	143,319.91	
		B&G FOODS INC	50,000.00	45,917.76	
		B&G FOODS INC	50,000.00	51,458.60	
		BALL CORP	50,000.00	50,864.00	
		BALL CORP	130,000.00	128,942.78	
		BALL CORP	160,000.00	133,340.97	
		BALL CORP	40,000.00	33,177.78	
		BAUSCH & LOMB ESCROW COR	150,000.00	153,187.48	
		BAUSCH HEALTH COS INC	170,000.00	120,879.35	
		BAUSCH HEALTH COS INC	50,000.00	30,922.70	
		BAUSCH HEALTH COS INC	180,000.00	136,470.60	
		BAYTEX ENERGY CORP	130,000.00	134,422.73	
		BCPE EMPIRE HOLDINGS INC	60,000.00	58,027.42	
		BEACON ROOFING SUPPLY IN	60,000.00	59,594.99	
		BELLRING BRANDS INC	80,000.00	80,718.16	
		BERRY GLOBAL ESCROW CORP	50,000.00	48,624.84	

		BIG RIVER STEEL/BRS FIN	80,000.00	79,761.31	
		BLOCK INC	90,000.00	84,009.07	
		BLOCK INC	100,000.00	84,254.30	
		BLUE RACER MID LLC/FINAN	50,000.00	50,194.55	
		BOMBARDIER INC	108,000.00	107,972.69	
		BOMBARDIER INC	90,000.00	87,375.45	
		BOMBARDIER INC	60,000.00	60,972.30	
		BOMBARDIER INC	80,000.00	84,288.40	
		BOMBARDIER INC	60,000.00	59,369.86	
		BOXER PARENT CO INC	50,000.00	50,128.29	
		BOYD GAMING CORP	110,000.00	104,235.91	
		BOYD GAMING CORP	70,000.00	62,530.62	
		BOYNE USA INC	80,000.00	73,049.29	
		BRAND INDUSTRIAL SERVICE	150,000.00	158,764.50	
		BREAD FINANCIAL HLDGS	100,000.00	101,197.90	
		BRITISH TELECOMMUNICATIO	200,000.00	188,379.94	
		BROADSTREET PARTNERS INC	100,000.00	90,370.74	
		BROOKFIELD PPTY REIT INC	80,000.00	77,468.86	
		BROOKFIELD PPTY REIT INC	80,000.00	72,356.28	
		BROOKFIELD RESID PROPERT	70,000.00	67,224.70	
		BROOKFIELD RESID PROPERT	60,000.00	51,867.13	
		BUCKEYE PARTNERS LP	50,000.00	46,368.69	
		BUILDERS FIRSTSOURCE INC	40,000.00	37,224.80	
		BUILDERS FIRSTSOURCE INC	120,000.00	103,986.27	
		BUILDERS FIRSTSOURCE INC	50,000.00	49,303.52	
		BUILDERS FIRSTSOURCE INC	100,000.00	97,366.04	
		CABLE ONE INC	70,000.00	52,921.47	
		CAESARS ENTERTAIN INC	120,000.00	107,015.08	
		CAESARS ENTERTAIN INC	210,000.00	211,174.11	
		CAESARS ENTERTAIN INC	150,000.00	147,605.31	
		CALDERYS FINANCING LLC	50,000.00	52,615.60	
		CALIFORNIA RESOURCES CRP	50,000.00	50,395.30	
		CALPINE CORP	110,000.00	102,504.86	
		CALPINE CORP	160,000.00	150,328.86	
		CALPINE CORP	50,000.00	45,470.39	
		CALPINE CORP	80,000.00	71,620.75	

	CALPINE CORP	110,000.00	93,922.93	
	CAMELOT FINANCE SA	80,000.00	76,294.53	
	CAMELOT RETURN MERGER SU	80,000.00	80,236.16	
	CARGO AIRCRAFT MANAGEMEN	50,000.00	44,600.81	
	CARNIVAL CORP	130,000.00	131,013.35	
	CARNIVAL CORP	340,000.00	330,130.75	
	CARNIVAL CORP	260,000.00	237,167.34	
	CARNIVAL CORP	180,000.00	172,527.12	
	CARNIVAL CORP	30,000.00	30,684.48	
	CARNIVAL CORP	100,000.00	108,200.19	
	CARNIVAL HLDGS BM LTD	200,000.00	216,585.00	
	CATALENT PHARMA SOLUTION	60,000.00	58,618.86	
	CATALENT PHARMA SOLUTION	50,000.00	47,412.65	
	CATALENT PHARMA SOLUTION	50,000.00	47,229.97	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	150,000.00	132,661.02	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	150,000.00	138,129.73	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000.00	249,509.67	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	300,000.00	242,624.58	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	350,000.00	274,420.40	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	250,000.00	198,043.37	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	200,000.00	154,710.74	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	150,000.00	112,725.07	
	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	100,000.00	73,105.53	
	CD&R SMOKEY BUYER INC	80,000.00	79,360.44	
	CDI ESCROW ISSUER INC	180,000.00	169,262.14	
	CEC ENTERTAINMENT CO LLC	80,000.00	78,650.70	
	CEDAR FAIR/CAN/MAGNUM/MI	100,000.00	99,965.15	
	CENTRAL GARDEN & PET CO	50,000.00	43,598.32	
	CENTURY COMMUNITIES	50,000.00	50,012.04	
	CENTURY COMMUNITIES	50,000.00	43,462.95	
	CHAMPIONS FINANCING INC	60,000.00	61,338.00	
	CHARLES RIVER LABORATORI	50,000.00	46,366.97	
	CHARLES RIVER LABORATORI	30,000.00	26,741.39	
	CHARLES RIVER LABORATORI	60,000.00	52,046.28	
	CHART INDUSTRIES INC	140,000.00	143,391.36	
	CHART INDUSTRIES INC	50,000.00	53,450.55	

	CHEMOURS CO	110,000.00	99,371.91	
	CHEMOURS CO	50,000.00	42,058.75	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	50,000.00	49,415.48	
	CHOBANI LLC/FINANCE CORP	50,000.00	50,329.55	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	150,000.00	135,806.74	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	80,000.00	76,962.49	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	70,000.00	48,112.75	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	100,000.00	84,451.96	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	150,000.00	105,182.74	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	100,000.00	64,472.97	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	150,000.00	117,509.59	
	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	210,000.00	209,688.58	
	CINEMARK USA INC	80,000.00	73,686.60	
	CIVITAS RESOURCES INC	160,000.00	165,972.96	
	CIVITAS RESOURCES INC	70,000.00	73,986.15	
	CIVITAS RESOURCES INC	150,000.00	157,927.05	
	CLARIOS GLOBAL LP/US FIN	60,000.00	59,955.66	
	CLARIV SCI HLD CORP	80,000.00	72,468.64	
	CLARIV SCI HLD CORP	80,000.00	71,994.49	
	CLEAN HARBORS INC	80,000.00	76,626.35	
	CLEAN HARBORS INC	30,000.00	29,661.65	
	CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	110,000.00	91,463.08	
	CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	70,000.00	71,668.52	
	CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	100,000.00	79,340.03	
	CLEAR CHANNEL OUTDOOR HO	100,000.00	97,274.40	
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	100,000.00	92,220.76	
	CLEARWAY ENERGY OP LLC	70,000.00	65,362.21	
	CLEARWAY ENERGY OP LLC	110,000.00	92,028.78	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	50,000.00	49,589.05	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	160,000.00	158,194.49	
	CLOUD SOFTWARE GRP INC	350,000.00	327,064.35	
	CLYDESDALE ACQUISITION	50,000.00	49,298.77	
	CLYDESDALE ACQUISITION	110,000.00	104,391.82	
	CNT PRNT/CDK GLO II/FIN	100,000.00	102,132.20	
	CNTRL PARENT/CDK GLB INC	30,000.00	30,025.98	
	CNX RESOURCES CORP	60,000.00	57,727.52	

		CNX RESOURCES CORP	50,000.00	50,227.75	
		COGENT COMMUNICATIONS GR	50,000.00	46,941.75	
		COINBASE GLOBAL INC	180,000.00	149,229.57	
		COLGATE ENERGY P	50,000.00	48,234.38	
		COLT MERGER SUB INC	150,000.00	152,341.35	
		COMMSCOPE INC	50,000.00	17,768.49	
		COMMSCOPE INC	140,000.00	97,967.80	
		COMPASS GROUP DIVERSIFIE	110,000.00	102,191.84	
		COMPASS MINERALS INTERNA	70,000.00	66,237.85	
		COMSTOCK RESOURCES INC	170,000.00	158,933.95	
		COMSTOCK RESOURCES INC	100,000.00	89,270.08	
		CONDOR MERGER SUB INC	190,000.00	172,833.17	
		CONDUENT BUS SERVICES	40,000.00	35,412.25	
		CONNECT FINCO SARL/CONNE	200,000.00	192,279.08	
		CONSENSUS CLOUD SOLUTION	50,000.00	43,825.75	
		CONSOLIDATED COMMUNICATI	70,000.00	59,904.56	
		CONSOLIDATED ENERGY FIN	150,000.00	125,801.11	
		CORECIVIC INC	50,000.00	51,512.12	
		CORELOGIC INC	80,000.00	69,703.63	
		COTY INC	58,000.00	56,978.96	
		COTY/HFC PRESTIGE/INT US	80,000.00	74,174.44	
		COTY/HFC PRESTIGE/INT US	70,000.00	69,533.12	
		COVERT MERGECO INC	80,000.00	69,315.60	
		CP ATLAS BUYER INC	60,000.00	53,641.13	
		CREDIT ACCEPTANC	80,000.00	84,882.08	
		CRESCENT ENERGY FINANCE	120,000.00	125,557.08	
		CRESCENT ENERGY FINANCE	70,000.00	69,770.63	
		CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	80,000.00	69,916.60	
		CROWN AMERICAS LLC	40,000.00	37,894.99	
		CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	188,601.64	
		CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	89,207.08	
		CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	135,669.14	
		CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	86,181.30	
		CSC HOLDINGS LLC	200,000.00	135,224.80	
		CUSHMAN & WAKEFIELD US	50,000.00	48,630.91	
		CVR ENERGY INC	100,000.00	100,140.97	

		CVR PARTNERS/CVR NITROGE	80,000.00	74,846.18	
		DARLING INGREDIENTS INC	60,000.00	57,961.94	
		DARLING INGREDIENTS INC	80,000.00	77,504.68	
		DAVITA INC	260,000.00	226,334.54	
		DAVITA INC	150,000.00	121,879.33	
		DEALER TIRE LLC/DT ISSR	60,000.00	58,710.90	
		DELEK LOG PART/FINANCE	70,000.00	70,558.60	
		DELTA AIR LINES INC	76,000.00	77,608.46	
		DIAMOND FRGN/DIAMOND FIN	80,000.00	82,996.40	
		DIRECTV FINANCING LLC	50,000.00	48,769.03	
		DIRECTV HOLDINGS/FING	370,000.00	344,843.36	
		DISH DBS CORP	250,000.00	187,534.95	
		DISH DBS CORP	100,000.00	43,356.96	
		DISH DBS CORP	250,000.00	162,271.95	
		DISH DBS CORP	120,000.00	46,370.28	
		DISH NETWORK CORP	340,000.00	341,977.78	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE T	80,000.00	80,222.56	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE T	100,000.00	85,148.66	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE T	30,000.00	21,680.46	
		DOMTAR CORP	60,000.00	52,767.98	
		DORNOCH DEBT MERGER SUB	80,000.00	66,924.95	
		DT MIDSTREAM INC	110,000.00	99,008.99	
		DT MIDSTREAM INC	110,000.00	96,757.74	
		DYCOM INDUSTRIES INC	50,000.00	45,672.55	
		EARTHSTONE ENERGY HOL	100,000.00	102,320.10	
		EARTHSTONE ENERGY HOL	130,000.00	143,234.52	
		ECO MATERIAL TECH INC	80,000.00	80,100.16	
		EDGEWELL PERSONAL CARE	60,000.00	57,347.62	
		EDGEWELL PERSONAL CARE	70,000.00	62,543.88	
		EDISON INTERNATIONAL	50,000.00	51,116.95	
		EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	205,850.60	
		ELASTIC NV	60,000.00	53,164.94	
		ELEMENT SOLUTIONS INC	100,000.00	89,975.40	
		EMBECTA CORP	40,000.00	31,197.72	
		EMERALD DEBT MERGER	270,000.00	266,835.90	
		ENCINO ACQUISITION PARTN	60,000.00	60,000.11	

	ENCOMPASS HEALTH CORP	80,000.00	74,972.45	
	ENCOMPASS HEALTH CORP	80,000.00	72,944.23	
	ENDURANCE ACQ MERGER	50,000.00	37,176.06	
	ENERFLEX LTD	80,000.00	81,322.15	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	60,000.00	54,447.02	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	70,000.00	61,553.06	
	ENERGY TRANSFER LP	90,000.00	92,617.25	
	ENTEGRIS ESCROW CORP	80,000.00	77,471.33	
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	30,000.00	30,473.31	
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	150,000.00	149,679.58	
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	100,000.00	91,714.32	
	EQM MIDSTREAM PARTNERS L	150,000.00	155,791.05	
	EQUIPMENTSHARE.COM INC	100,000.00	102,645.50	
	ESAB CORP	70,000.00	69,775.51	
	EVERARC ESCROW SARL	80,000.00	70,101.25	
	FAIR ISAAC CORP	100,000.00	91,709.64	
	FERRELLGAS ESCROW LLC/FG	50,000.00	48,760.46	
	FERRELLGAS ESCROW LLC/FG	80,000.00	75,309.00	
	FERTITTA ENTERTAINMENT	100,000.00	89,642.67	
	FERTITTA ENTERTAINMENT	140,000.00	120,521.80	
	FIESTA PURCHASER INC	50,000.00	50,916.34	
	FIRSTCASH INC	70,000.00	64,865.10	
	FIRSTCASH INC	80,000.00	75,049.84	
	FIVE POINT OP CO LP/FIVE	50,000.00	51,194.90	
	FMG RESOURCES AUG 2006	70,000.00	66,157.49	
	FMG RESOURCES AUG 2006	160,000.00	153,353.82	
	FMG RESOURCES AUG 2006	100,000.00	96,719.44	
	FORTREA HOLDINGS INC	50,000.00	50,456.15	
	FORTRESS TRANS & INFRAST	110,000.00	104,967.26	
	FORTRESS TRANS & INFRAST	30,000.00	30,912.87	
	FORWARD AIR CORP	80,000.00	77,872.50	
	FOXTROT ESCROW ISSUER	70,000.00	69,471.60	
	FREEDOM MORTGAGE	150,000.00	143,905.03	
	FREEDOM MORTGAGE CORP	100,000.00	99,098.47	
	FREEDOM MORTGAGE CORP	50,000.00	53,461.00	
	FREEDOM MORTGAGE CORP	30,000.00	32,370.05	

		FRONT RANGE BIDCO INC	140,000.00	111,444.39	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	100,000.00	94,325.00	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	70,000.00	63,316.31	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	140,000.00	121,562.02	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	70,000.00	57,323.93	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	50,000.00	40,860.20	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	150,000.00	150,641.85	
		FRONTIER COMMUNICATIONS	100,000.00	99,652.73	
		FRST STU BID/FRST TRANS	90,000.00	78,984.19	
		FTAI INFRA ESC HLDGS LLC	80,000.00	83,384.40	
		GAP INC/THE	80,000.00	67,455.36	
		GAP INC/THE	60,000.00	48,498.75	
		GARDA WORLD SECURITY	80,000.00	75,681.98	
		GARDA WORLD SECURITY	40,000.00	35,182.44	
		GARDA WORLD SECURITY COR	60,000.00	59,572.70	
		GATES GLOBAL LLC	60,000.00	60,078.66	
		GCI LLC	50,000.00	44,596.82	
		GENESIS ENERGY LP/FIN	140,000.00	140,064.12	
		GENESIS ENERGY LP/FIN	90,000.00	90,719.64	
		GENESIS ENERGY LP/FIN	60,000.00	61,688.40	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	30,000.00	29,438.00	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	50,000.00	48,548.40	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	60,000.00	58,311.52	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	80,000.00	72,417.97	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	100,000.00	89,722.29	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	40,000.00	36,895.33	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	80,000.00	71,848.43	
		GFL ENVIRONMENTAL INC	80,000.00	80,648.56	
		GGAM FINANCE LTD	80,000.00	82,179.04	
		GGAM FINANCE LTD	50,000.00	51,530.15	
		GLATFELTER	60,000.00	49,849.81	
		GLOBAL ATLANTIC	80,000.00	70,352.96	
		GLOBAL MEDICAL RESPONSE	70,000.00	67,618.07	
		GLOBAL NET LEASE/GLOBAL	50,000.00	42,277.16	
		GO DADDY OPCO/FINCO	70,000.00	67,283.40	
		GO DADDY OPCO/FINCO	70,000.00	61,598.12	

		GOEASY LTD	50,000.00	52,542.12	
		GOODYEAR TIRE & RUBBER	70,000.00	70,307.65	
		GOODYEAR TIRE & RUBBER	80,000.00	72,287.86	
		GOODYEAR TIRE & RUBBER	50,000.00	44,525.14	
		GOODYEAR TIRE & RUBBER	80,000.00	70,330.40	
		GPC MERGER SUB INC	60,000.00	54,246.24	
		GRAFTECH FINANCE INC	50,000.00	32,768.51	
		GRAY ESCROW II INC	110,000.00	66,002.94	
		GRAY TELEVISION INC	100,000.00	59,753.67	
		GRIFFON CORPORATION	110,000.00	105,177.36	
		GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	80,000.00	72,293.89	
		GRUBHUB HOLDINGS INC	70,000.00	61,713.31	
		GTCR W-2 MERGER SUB LLC	200,000.00	205,628.92	
		GUITAR CENTER INC	50,000.00	44,015.00	
		GULFPORT ENERGY OP CORP	50,000.00	50,438.70	
		H&E EQUIPMENT SERVICES	130,000.00	116,045.42	
		HANESBRANDS INC	80,000.00	80,098.28	
		HARVEST MIDSTREAM I LP	80,000.00	79,578.23	
		HAT HOLDINGS I LLC/HAT	110,000.00	101,859.38	
		HAT HOLDINGS I LLC/HAT	50,000.00	51,178.40	
		HAWAIIAN BRAND INTELLECT	130,000.00	121,970.43	
		HEALTHEQUITY INC	50,000.00	45,199.29	
		HERBALIFE/HLF FINANCING	40,000.00	39,145.02	
		HERC HOLDINGS INC	130,000.00	126,046.11	
		HERTZ CORP/THE	40,000.00	33,457.68	
		HERTZ CORP/THE	110,000.00	79,498.80	
		HESS MIDSTREAM	30,000.00	29,518.39	
		HESS MIDSTREAM OPERATION	70,000.00	62,721.64	
		HESS MIDSTREAM PARTNERS	110,000.00	104,874.93	
		HILCORP ENERGY I/HILCORP	80,000.00	76,720.38	
		HILCORP ENERGY I/HILCORP	40,000.00	38,030.03	
		HILCORP ENERGY I/HILCORP	50,000.00	47,568.59	
		HILCORP ENERGY I/HILCORP	50,000.00	48,034.05	
		HILCORP ENERGY I/HILCORP	70,000.00	74,768.40	
		HILLENBRAND INC	50,000.00	49,251.13	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN	30,000.00	29,888.70	

		HILTON DOMESTIC OPERATIN	50,000.00	49,378.61	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN	70,000.00	68,798.35	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN	100,000.00	89,522.38	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN	60,000.00	56,039.12	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN	110,000.00	95,707.15	
		HILTON DOMESTIC OPERATIN	150,000.00	125,226.82	
		HILTON GRAND VAC BOR ESC	80,000.00	72,745.96	
		HILTON GRAND VAC BOR ESC	50,000.00	43,194.63	
		HILTON GRAND VAC BOR ESC	80,000.00	78,508.49	
		HLF FIN SARL LLC/HERBALI	60,000.00	34,662.64	
		HOLOGIC INC	80,000.00	70,217.96	
		HOME POINT CAPITAL INC	90,000.00	87,484.43	
		HOWARD HUGHES CORP	80,000.00	74,446.74	
		HOWARD HUGHES CORP	80,000.00	70,141.49	
		HOWARD HUGHES CORP	70,000.00	59,006.74	
		HOWARD MIDSTREAM ENERGY	80,000.00	83,031.68	
		HOWDEN UK REFINANCE / US	200,000.00	197,100.32	
		HRT DNT/HRT DNT FIN	80,000.00	83,495.21	
		HUB INTERNATIONAL LTD	100,000.00	91,684.88	
		HUB INTERNATIONAL LTD	300,000.00	300,986.10	
		HUB INTERNATIONAL LTD	150,000.00	146,676.87	
		HUDBAY MINERALS INC	50,000.00	47,802.67	
		HUDBAY MINERALS INC	50,000.00	48,485.41	
		HUNT COS INC	70,000.00	61,750.65	
		HUSKY INJECTION / TITAN	100,000.00	101,897.00	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN	150,000.00	145,208.34	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN	150,000.00	136,674.54	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN	80,000.00	82,792.56	
		ICAHN ENTERPRISES/FIN	70,000.00	58,376.22	
		IHEARTCOMMUNICATIONS INC	110,000.00	92,347.12	
		IHEARTCOMMUNICATIONS INC	80,000.00	41,869.82	
		IHEARTCOMMUNICATIONS INC	40,000.00	28,079.28	
		IHEARTCOMMUNICATIONS INC	50,000.00	34,212.97	
		II-VI INC	100,000.00	91,130.90	
		ILIAD HOLDING SAS	200,000.00	196,566.00	
		IMOLA MERGER CORP	210,000.00	192,155.81	

		INGEVITY CORP	60,000.00	52,987.75	
		INTELLIGENT PACKAGING	80,000.00	75,959.58	
		INTELSAT JACKSON HLDG	330,000.00	297,277.33	
		IQVIA INC	200,000.00	193,092.96	
		IRB HOLDING CORP	70,000.00	70,000.00	
		IRON MOUNTAIN INC	70,000.00	65,405.07	
		IRON MOUNTAIN INC	110,000.00	110,348.83	
		IRON MOUNTAIN INC	100,000.00	91,392.30	
		IRON MOUNTAIN INC	100,000.00	91,772.00	
		IRON MOUNTAIN INC	80,000.00	69,583.61	
		IRON MOUNTAIN INC	80,000.00	73,358.04	
		IRON MOUNTAIN INFO MGMT	80,000.00	70,584.80	
		ITT HOLDINGS LLC	130,000.00	116,685.60	
		JACOBS ENTERTAINMENT INC	50,000.00	47,212.87	
		JANE STREET GRP/JSG FIN	50,000.00	45,231.48	
		JAZZ SECURITIES DAC	200,000.00	181,920.24	
		JB POINDEXTER & CO INC	60,000.00	61,059.00	
		JONES DESLAURIERS INSURA	50,000.00	51,608.65	
		KAISER ALUMINUM CORP	60,000.00	55,426.78	
		KAISER ALUMINUM CORP	60,000.00	52,118.48	
		KCA DEUTAG UK FINANCE PL	50,000.00	50,410.45	
		KEHE DIST/FIN / NEXTWAVE	100,000.00	100,875.01	
		KENNEDY-WILSON INC	120,000.00	97,600.56	
		KENNEDY-WILSON INC	70,000.00	54,633.92	
		KINETIK HOLDINGS LP	80,000.00	80,009.70	
		KINETIK HOLDINGS LP	90,000.00	86,383.02	
		KODIAK GAS SERVICES LLC	80,000.00	80,745.12	
		KOHL'S CORPORATION	50,000.00	40,357.50	
		KRONOS ACQ / KIK CUSTOM	60,000.00	58,198.12	
		L BRANDS INC	30,000.00	30,816.75	
		L BRANDS INC	110,000.00	108,984.82	
		LABL INC	50,000.00	49,135.55	
		LABL INC	50,000.00	48,849.88	
		LABL INC	50,000.00	44,717.77	
		LADDER CAP FIN LLLP/CORP	50,000.00	45,910.45	
		LADDER CAP FIN LLLP/CORP	60,000.00	53,094.50	

	LAMAR MEDIA CORP	50,000.00	46,134.65	
	LAMAR MEDIA CORP	70,000.00	62,019.63	
	LAMAR MEDIA CORP	30,000.00	25,549.65	
	LAMB WESTON HLD	30,000.00	28,598.87	
	LAMB WESTON HLD	120,000.00	106,267.88	
	LAMB WESTON HLD	80,000.00	69,144.36	
	LBM ACQUISITION LLC	80,000.00	72,520.51	
	LCM INVESTMENTS HOLDINGS	110,000.00	98,999.01	
	LCM INVESTMENTS HOLDINGS	80,000.00	82,433.28	
	LCPR SR SECURED FIN DAC	200,000.00	185,147.50	
	LD HOLDINGS GROUP LLC	60,000.00	56,578.77	
	LD HOLDINGS GROUP LLC	40,000.00	31,377.38	
	LEVEL 3 FINANCING INC	100,000.00	99,905.34	
	LEVEL 3 FINANCING INC	80,000.00	48,799.74	
	LEVEL 3 FINANCING INC	200,000.00	203,525.80	
	LEVEL 3 FINANCING INC	50,000.00	29,728.99	
	LEVEL 3 FING INC	68,000.00	67,925.11	
	LEVI STRAUSS & CO	50,000.00	42,354.78	
	LIBERTY MUTUAL GROUP INC	80,000.00	71,478.49	
	LIFE TIME INC	80,000.00	78,733.46	
	LIFEPOINT HEALTH INC	70,000.00	65,026.92	
	LIFEPOINT HEALTH INC	50,000.00	38,028.02	
	LIFEPOINT HEALTH INC	60,000.00	61,831.92	
	LIFEPOINT HEALTH INC	130,000.00	137,585.50	
	LIGHT & WONDER INTER	50,000.00	50,789.23	
	LIONS GATE CAPITAL HOLD	80,000.00	60,158.46	
	LITHIA MOTORS INC	80,000.00	70,120.05	
	LITHIA MOTORS INC	50,000.00	43,486.33	
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	130,000.00	130,156.91	
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	110,000.00	102,940.61	
	LIVE NATION ENTERTAINMEN	50,000.00	45,360.58	
	LSB INDUSTRIES	60,000.00	56,678.89	
	LSF9 ATL HLDG/VICTRA FIN	80,000.00	78,577.54	
	MACQUARIE AIRFINANCE HLD	40,000.00	42,023.96	
	MACQUARIE AIRFINANCE HLD	50,000.00	49,932.51	
	MACQUARIE AIRFINANCE HLD	50,000.00	52,187.00	

		MACQUARIE AIRFINANCE HLD	50,000.00	49,988.32	
		MACY'S RETAIL HLDGS LLC	50,000.00	48,104.90	
		MADISON IAQ LLC	80,000.00	72,530.60	
		MADISON IAQ LLC	110,000.00	99,378.07	
		MAGIC MERGERCO INC	80,000.00	66,367.94	
		MAGIC MERGERCO INC	130,000.00	91,786.61	
		MAJORDRIVE HOLDINGS IV L	50,000.00	46,673.99	
		MARRIOTT OWNERSHIP RESOR	50,000.00	44,811.89	
		MASONITE INTERNATIONAL C	50,000.00	50,111.98	
		MATADOR RESOURCES CO	50,000.00	50,237.50	
		MATADOR RESOURCES CO	100,000.00	99,235.96	
		MATCH GROUP HLD II LLC	30,000.00	25,949.11	
		MATCH GROUP HLD II LLC	60,000.00	49,255.63	
		MATCH GROUP INC	60,000.00	54,971.38	
		MATTAMY GROUP CORP	60,000.00	56,855.60	
		MATTAMY GROUP CORP	40,000.00	35,530.58	
		MAUSER PACKAGING SOLUT	130,000.00	125,983.39	
		MAUSER PACKAGING SOLUT	270,000.00	271,687.50	
		MAV ACQUISITION CORP	80,000.00	73,622.52	
		MAV ACQUISITION CORP	50,000.00	46,134.60	
		MAXIM CRANE WORKS LLC	50,000.00	53,195.45	
		MEDLINE BORROWER/MEDL CO	70,000.00	69,387.82	
		MEG ENERGY CORP	50,000.00	48,104.04	
		MELCO RESORTS FINANCE	200,000.00	191,044.04	
		MELCO RESORTS FINANCE	200,000.00	179,146.48	
		MERCER INTL INC	80,000.00	69,094.52	
		METHANEX CORP	70,000.00	66,616.91	
		METHANEX CORP	70,000.00	65,717.78	
		METIS MERGER SUB LLC	70,000.00	64,684.44	
		MGM CHINA HOLDINGS LTD	200,000.00	189,156.08	
		MGM RESORTS INTL	80,000.00	80,100.48	
		MGM RESORTS INTL	83,000.00	80,470.11	
		MGM RESORTS INTL	140,000.00	130,394.40	
		MICROSTRATEGY INC	50,000.00	46,669.65	
		MIDAS OPCO HOLDINGS LLC	110,000.00	97,159.35	
		MIDWEST GAMING BORROWER	80,000.00	72,567.68	

	MILLENNIUM ESCROW CORP	80,000.00	46,780.04	
	MINERAL RESOURCES LTD	90,000.00	91,062.99	
	MINERAL RESOURCES LTD	100,000.00	101,138.40	
	MINERAL RESOURCES LTD	130,000.00	136,184.75	
	MITER BRAND / MIWD BORR	50,000.00	49,465.68	
	MIWD HLDCO II/MIWD FIN	50,000.00	44,511.25	
	MODIVCARE ESCROW ISSUER	80,000.00	54,134.72	
	MODIVCARE INC	50,000.00	48,286.63	
	MOHEGAN GAMING & ENT	130,000.00	123,807.77	
	MOLINA HEALTHCARE INC	50,000.00	46,024.50	
	MOLINA HEALTHCARE INC	70,000.00	60,488.12	
	MOLINA HEALTHCARE INC	90,000.00	74,893.85	
	MONEYGRAM INTL INC	50,000.00	49,291.52	
	MOOG INC	50,000.00	46,680.08	
	MOZART DEBT MERGER SUB	440,000.00	393,330.78	
	MOZART DEBT MERGER SUB	240,000.00	221,872.89	
	MPH ACQUISITION HOLDINGS	100,000.00	81,602.19	
	MPH ACQUISITION HOLDINGS	100,000.00	74,801.87	
	MPT OPER PARTNERSP/FINL	150,000.00	114,082.32	
	MPT OPER PARTNERSP/FINL	50,000.00	33,800.66	
	MURPHY OIL USA INC	60,000.00	55,519.90	
	MURPHY OIL USA INC	50,000.00	42,612.75	
	NABORS INDUSTRIES INC	90,000.00	88,867.99	
	NABORS INDUSTRIES INC	50,000.00	50,978.89	
	NABORS INDUSTRIES LTD	50,000.00	49,601.84	
	NATIONSTAR MTG HLD INC	110,000.00	102,875.53	
	NATIONSTAR MTG HLD INC	80,000.00	70,768.21	
	NATIONSTAR MTG HLD INC	80,000.00	72,171.41	
	NATIONSTAR MTG HLD INC	100,000.00	97,086.55	
	NAVIENT CORP	50,000.00	46,724.62	
	NAVIENT CORP	50,000.00	44,869.51	
	NAVIENT CORP	80,000.00	71,612.92	
	NAVIENT CORP	50,000.00	51,389.75	
	NAVIENT CORP	70,000.00	76,306.16	
	NCL CORPORATION LTD	130,000.00	127,110.81	
	NCL CORPORATION LTD	200,000.00	195,395.21	

	NCL CORPORATION LTD	50,000.00	51,824.50	
	NCL CORPORATION LTD	60,000.00	60,582.72	
	NCL FINANCE LTD	60,000.00	58,073.24	
	NCR ATLEOS ESCROW CORP	130,000.00	136,500.52	
	NCR CORP	80,000.00	72,766.56	
	NCR CORP	100,000.00	90,533.69	
	NECESS RETAIL/AFIN OP LP	50,000.00	42,492.93	
	NEPTUNE BIDCO US INC	270,000.00	249,427.21	
	NESCO HOLDINGS II INC	80,000.00	73,835.48	
	NEW ENTERPRISE STONE & L	50,000.00	46,807.60	
	NEW FORTRESS ENERGY INC	85,000.00	83,920.65	
	NEW FORTRESS ENERGY INC	160,000.00	151,816.54	
	NEW FORTRESS ENERGY INC	90,000.00	86,928.79	
	NEWELL BRANDS INC	50,000.00	48,955.87	
	NEWELL BRANDS INC	50,000.00	48,570.44	
	NEWELL BRANDS INC	50,000.00	47,297.14	
	NEWFOLD DIGITAL HLDGS GR	60,000.00	64,299.72	
	NEWMARK GROUP INC	40,000.00	40,293.66	
	NEWS CORP	80,000.00	71,453.46	
	NEWS CORP	50,000.00	45,504.31	
	NEXSTAR BROADCASTING INC	100,000.00	88,650.03	
	NEXSTAR ESCROW INC	130,000.00	122,072.17	
	NEXTERA ENERGY OPERATING	50,000.00	46,254.07	
	NEXTERA ENERGY OPERATING	70,000.00	70,006.99	
	NFP CORP	210,000.00	214,092.90	
	NFP CORP	50,000.00	50,162.99	
	NGL ENERGY PARTNERS LP	130,000.00	131,193.02	
	NGL ENERGY PARTNERS LP	130,000.00	131,256.58	
	NMG HLDGO/NEIMAN MARCUS	110,000.00	109,131.55	
	NOBLE FINANCE II LLC	80,000.00	81,547.44	
	NORDSTROM INC	40,000.00	35,635.16	
	NORTHERN OIL AND GAS INC	60,000.00	60,513.96	
	NORTHERN OIL AND GAS INC	50,000.00	52,557.30	
	NORTHRIVER MIDSTREAM FIN	50,000.00	49,039.11	
	NORTONLIFELOCK INC	140,000.00	139,802.75	
	NOVELIS CORP	50,000.00	46,486.03	

		NOVELIS CORP	200,000.00	181,159.10	
		NOVELIS CORP	50,000.00	41,982.71	
		NRG ENERGY INC	70,000.00	61,195.27	
		NRG ENERGY INC	60,000.00	56,499.68	
		NRG ENERGY INC	100,000.00	83,996.72	
		NUSTAR LOGISTICS LP	30,000.00	29,777.28	
		NUSTAR LOGISTICS LP	50,000.00	49,415.15	
		NUSTAR LOGISTICS LP	80,000.00	78,852.15	
		OLIN CORP	50,000.00	48,176.87	
		OLYMPUS WTR US HLDG CORP	200,000.00	208,742.10	
		ON SEMICONDUCTOR CORP	70,000.00	63,414.99	
		ONEMAIN FINANCE CORP	120,000.00	109,768.99	
		ONEMAIN FINANCE CORP	100,000.00	87,383.16	
		ONEMAIN FINANCE CORP	80,000.00	83,434.24	
		ONEMAIN FINANCE CORP	70,000.00	70,682.85	
		ONEMAIN FINANCE CORP	70,000.00	58,283.50	
		OPEN TEXT CORP	80,000.00	72,716.39	
		OPEN TEXT HOLDINGS INC	100,000.00	87,682.82	
		OPEN TEXT/OPEN TEXT HOLD	80,000.00	69,702.02	
		OPEN TEXT/OPEN TEXT HOLD	50,000.00	42,631.43	
		OPTION CARE HEALTH INC	40,000.00	35,879.08	
		ORGANON FINANCE 1 LLC	200,000.00	181,803.38	
		ORGANON FINANCE 1 LLC	200,000.00	171,439.28	
		OSCAR ACQUISITIONCO LLC	80,000.00	77,898.83	
		OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	50,000.00	47,343.43	
		OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	60,000.00	52,743.94	
		OUTFRONT MEDIA CAP LLC/C	30,000.00	25,972.78	
		OWENS & MINOR INC	40,000.00	38,549.04	
		OWENS-BROCKWAY	65,000.00	64,644.26	
		OWENS-BROCKWAY	80,000.00	79,478.94	
		PACTIV EVERGREEN GROUP	130,000.00	120,138.43	
		PACTIV EVERGREEN GROUP	30,000.00	27,471.91	
		PANTHER ESCROW ISSUER	300,000.00	300,764.40	
		PARAMOUNT GLOBAL	100,000.00	90,836.49	
		PARK INTERMED HOLDINGS	50,000.00	49,974.61	
		PARK INTERMED HOLDINGS	80,000.00	76,250.00	

		PARK INTERMED HOLDINGS	80,000.00	72,425.84	
		PARKLAND CORP/CANADA	110,000.00	99,323.01	
		PARKLAND CORP/CANADA	50,000.00	44,981.56	
		PARKLAND FUEL CORP	50,000.00	48,748.23	
		PATTERN ENERGY OP LP/PAT	80,000.00	71,263.44	
		PBF HOLDING CO LLC	80,000.00	77,749.86	
		PBF HOLDING CO LLC	50,000.00	51,124.65	
		PECF USS INTERMEDIATE HO	70,000.00	34,289.15	
		PENNYMAC FIN SVCS INC	50,000.00	49,230.24	
		PENNYMAC FIN SVCS INC	80,000.00	70,999.13	
		PENNYMAC FIN SVCS INC	90,000.00	90,939.15	
		PENNYMAC FIN SVCS INC	30,000.00	27,080.81	
		PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	50,000.00	48,291.59	
		PENSKE AUTOMOTIVE GROUP	50,000.00	43,694.86	
		PERFORMANCE FOOD GROUP I	100,000.00	96,223.78	
		PERFORMANCE FOOD GROUP I	110,000.00	97,917.40	
		PETSMART INC/PETSMART FI	250,000.00	239,057.50	
		PG&E CORP	110,000.00	104,004.61	
		PG&E CORP	80,000.00	74,328.12	
		PHINIA INC	50,000.00	50,067.70	
		PICARD MIDCO INC	370,000.00	348,334.50	
		PICASSO FINANCE SUB INC	50,000.00	49,797.57	
		PIKE CORP	70,000.00	65,637.13	
		PLAYTIKA HOLDING CORP	50,000.00	42,655.48	
		PM GENERAL PURCHASER LLC	60,000.00	60,598.02	
		POLYONE CORP	80,000.00	79,750.41	
		POST HOLDINGS INC	110,000.00	103,354.72	
		POST HOLDINGS INC	150,000.00	133,877.65	
		POST HOLDINGS INC	120,000.00	104,468.58	
		POST HOLDINGS INC	100,000.00	98,527.68	
		PREMIER ENTERTAINMENT SU	80,000.00	57,634.93	
		PREMIER ENTERTAINMENT SU	80,000.00	55,916.23	
		PRESIDIO HOLDING INC	50,000.00	50,097.25	
		PRESIDIO HOLDING INC	50,000.00	50,552.15	
		PRESTIGE BRANDS INC	70,000.00	59,407.24	
		PRIME HEALTHCARE SERVICE	110,000.00	109,059.50	

		PRIME SECSRVC BRW/FINANC	130,000.00	128,397.07	
		PRIME SECSRVC BRW/FINANC	110,000.00	99,679.63	
		PRIME SECSRVC BRW/FINANC	130,000.00	125,778.53	
		PRIMO WATER HOLDINGS INC	80,000.00	72,535.17	
		PROG HOLDINGS INC	70,000.00	64,282.24	
		PTC INC	60,000.00	55,512.10	
		QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	60,000.00	52,443.84	
		QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	140,000.00	118,182.47	
		QVC INC	60,000.00	51,127.40	
		QVC INC	50,000.00	37,951.91	
		RACKSPACE FINANCE LLC	35,000.00	16,940.70	
		RADIATE HOLDCO / FINANCE	80,000.00	61,683.44	
		RADIATE HOLDCO / FINANCE	80,000.00	33,906.06	
		RAISING CANE'S RESTAURAN	50,000.00	53,537.10	
		RAKUTEN GROUP INC	200,000.00	148,462.64	
		RAKUTEN GROUP INC	200,000.00	207,623.90	
		RAND PARENT LLC	80,000.00	78,420.90	
		RANGE RESOURCES CORP	60,000.00	62,351.08	
		RANGE RESOURCES CORP	50,000.00	45,921.70	
		REAL HERO MERGER SUB 2	80,000.00	68,913.79	
		REALOGY GROUP/CO-ISSUER	70,000.00	49,065.56	
		RESORTS WORLD/RWLV CAP	200,000.00	177,389.32	
		RHP HOTEL PPTY/ RHP FINA	80,000.00	75,862.40	
		RHP HOTEL PPTY/RHP FINAN	170,000.00	155,552.67	
		RITCHIE BROS AUCTIONEERS	50,000.00	50,422.45	
		RITCHIE BROS AUCTIONEERS	80,000.00	82,488.80	
		RITHM CAPITAL CORP	70,000.00	67,650.45	
		RLJ LODGING TRUST LP	30,000.00	28,099.13	
		RLJ LODGING TRUST LP	60,000.00	51,596.50	
		ROBLOX CORP	110,000.00	94,587.61	
		ROCKCLIFF ENERGY II LLC	80,000.00	73,360.17	
		ROCKET SOFTWARE INC	70,000.00	58,252.50	
		ROCKETMTGE CO-ISSUER INC	130,000.00	119,031.04	
		ROCKETMTGE CO-ISSUER INC	70,000.00	56,703.91	
		ROCKIES EXPRESS PIPELINE	50,000.00	46,018.09	
		ROGERS COMMUNICATIONS IN	60,000.00	57,098.20	

		ROLLER BEARING CO OF AME	50,000.00	44,814.45	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES	30,000.00	28,676.83	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES	110,000.00	107,735.23	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	96,881.70	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES	230,000.00	223,112.05	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES	100,000.00	106,666.60	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES	50,000.00	51,125.30	
		SABRE GLBL INC	80,000.00	68,694.48	
		SABRE GLBL INC	70,000.00	63,982.24	
		SALLY HOLDINGS/SALLY CAP	50,000.00	47,961.93	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	130,000.00	121,698.87	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	120,000.00	104,450.72	
		SC GAMES HOLDIN/US FINCO	80,000.00	74,816.04	
		SCIENTIFIC GAMES INTERNA	80,000.00	80,295.12	
		SCIENTIFIC GAMES INTERNA	60,000.00	60,505.56	
		SCIH SALT HOLDINGS INC	130,000.00	119,730.50	
		SCIH SALT HOLDINGS INC	80,000.00	73,890.40	
		SCRIPPS ESCROW II INC	50,000.00	36,537.59	
		SEAGATE HDD CAYMAN	80,000.00	84,553.20	
		SEAGATE HDD CAYMAN	20,000.00	21,178.68	
		SEAGATE HDD CAYMAN	60,000.00	66,772.20	
		SEALED AIR CORP	80,000.00	78,991.72	
		SEASPAN CORP	70,000.00	59,961.76	
		SEAWORLD PARKS & ENTERTA	60,000.00	55,049.22	
		SELECT MEDICAL CORP	130,000.00	129,995.07	
		SENSATA TECHNOLOGIES INC	200,000.00	168,010.82	
		SERVICE CORP INTL	80,000.00	76,380.83	
		SERVICE CORP INTL	80,000.00	67,196.63	
		SERVICE CORP INTL	80,000.00	68,697.90	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	80,000.00	80,531.92	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	80,000.00	83,533.76	
		SILGAN HOLDINGS INC	50,000.00	46,373.62	
		SIMMONS FOOD INC/SIMMONS	90,000.00	78,413.69	
		SINCLAIR TELEVISION GROU	90,000.00	62,357.40	
		SIRIUS XM RADIO INC	80,000.00	74,252.75	
		SIRIUS XM RADIO INC	220,000.00	195,661.32	

		SIRIUS XM RADIO INC	100,000.00	92,333.42	
		SIRIUS XM RADIO INC	150,000.00	127,283.95	
		SIRIUS XM RADIO INC	130,000.00	104,475.82	
		SITIO ROYAL OP/SIT FIN	60,000.00	61,811.94	
		SIX FLAGS ENTERTAINMENT	70,000.00	69,836.46	
		SLM CORP	40,000.00	38,548.18	
		SLM CORP	50,000.00	45,993.73	
		SMYRNA READY MIX CONCRET	100,000.00	105,360.80	
		SONIC AUTOMOTIVE INC	70,000.00	61,246.36	
		SONIC AUTOMOTIVE INC	60,000.00	50,875.08	
		SOUTHWESTERN ENERGY	70,000.00	66,931.75	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	120,000.00	113,284.21	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	100,000.00	89,631.84	
		SPECIALTY BUILDING PRODU	80,000.00	78,804.43	
		SPIRIT AEROSYSTEMS INC	90,000.00	97,300.71	
		SPIRIT AEROSYSTEMS INC	100,000.00	110,655.30	
		SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	70,000.00	54,374.18	
		SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	50,000.00	38,838.70	
		SPRINGLEAF FINANCE CORP	100,000.00	91,429.87	
		SPX FLOW INC	50,000.00	50,666.05	
		SRM ESCROW ISSUER LLC	100,000.00	96,120.74	
		SRS DISTRIBUTION INC	80,000.00	79,747.20	
		SRS DISTRIBUTION INC	80,000.00	81,084.56	
		STANDARD INDUSTRIES INC	180,000.00	157,778.82	
		STANDARD INDUSTRIES INC	80,000.00	65,385.68	
		STAPLES INC	200,000.00	195,407.56	
		STAPLES INC	100,000.00	91,835.54	
		STAR PARENT INC	100,000.00	103,886.27	
		STARWOOD PROPERTY TRUST	50,000.00	46,194.47	
		STARWOOD PROPERTY TRUST	60,000.00	59,211.38	
		STATION CASINOS LLC	100,000.00	92,563.70	
		STATION CASINOS LLC	50,000.00	43,759.93	
		STERICYCLE INC	40,000.00	35,504.90	
		STONEX GROUP INC	50,000.00	49,749.08	
		STRATHCONA RESOURCES	30,000.00	29,718.04	
		STUDIO CITY FINANCE LTD	200,000.00	186,995.68	

		SUBURBAN PROPANE PARTNRS	80,000.00	70,799.83	
		SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	50,000.00	47,733.72	
		SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	80,000.00	81,369.60	
		SUMMIT MID HLDS LLC / FI	100,000.00	101,878.50	
		SUNCOKE ENERGY INC	50,000.00	44,295.22	
		SUNOCO LP/FINANCE CORP	60,000.00	60,433.14	
		SUNOCO LP/FINANCE CORP	120,000.00	109,065.67	
		SUNOCO LP/FINANCE CORP	30,000.00	26,766.22	
		SUPERIOR PLUS/GEN PRTRN	80,000.00	72,197.44	
		SURGERY CENTER HOLDINGS	80,000.00	79,704.88	
		SWF ESCROW ISSUER CORP	70,000.00	44,255.60	
		SYNCHRONY FINANCIAL	80,000.00	77,572.48	
		TALEN ENERGY SUPPLY LLC	130,000.00	137,161.57	
		TALLGRASS NRG PRTRN/FIN	80,000.00	79,191.60	
		TALLGRASS NRG PRTRN/FIN	80,000.00	74,374.20	
		TALOS PRODUCTION INC	70,000.00	73,397.80	
		TALOS PRODUCTION INC	80,000.00	84,678.72	
		TAYLOR MORRISON COMM	30,000.00	29,403.76	
		TAYLOR MORRISON COMM	50,000.00	46,493.78	
		TEGNA INC	30,000.00	29,054.37	
		TEGNA INC	180,000.00	161,429.85	
		TEGNA INC	60,000.00	52,522.36	
		TELEFLEX INC	50,000.00	46,091.92	
		TEMPUR SEALY INTL INC	60,000.00	52,965.63	
		TEMPUR SEALY INTL INC	80,000.00	65,448.07	
		TENET HEALTHCARE CORP	100,000.00	96,347.81	
		TENET HEALTHCARE CORP	100,000.00	93,738.90	
		TENET HEALTHCARE CORP	240,000.00	235,084.65	
		TENET HEALTHCARE CORP	200,000.00	181,686.90	
		TENET HEALTHCARE CORP	100,000.00	90,113.39	
		TENET HEALTHCARE CORP	150,000.00	146,455.20	
		TENET HEALTHCARE CORP	170,000.00	169,727.37	
		TENNECO INC	180,000.00	163,593.05	
		TEREX CORP	70,000.00	65,189.61	
		TERRAFORM POWER OPERATIN	60,000.00	52,606.14	
		TERRIER MEDIA BUYER INC	100,000.00	59,347.20	

	THOR INDUSTRIES	50,000.00	43,064.15	
	TK ELEVATOR US NEWCO INC	200,000.00	189,843.30	
	TKC HOLDINGS INC	80,000.00	76,241.84	
	TOPBUILD CORP	70,000.00	60,126.40	
	TOWNSQUARE MEDIA INC	40,000.00	38,644.76	
	TRANSDIGM INC	240,000.00	230,978.08	
	TRANSDIGM INC	300,000.00	301,101.60	
	TRANSDIGM INC	100,000.00	90,851.74	
	TRANSDIGM INC	290,000.00	286,762.59	
	TRANSDIGM INC	100,000.00	91,125.00	
	TRANSDIGM INC	250,000.00	250,760.50	
	TRANSDIGM INC	100,000.00	99,118.20	
	TRANSOCEAN INC	50,000.00	50,134.20	
	TRANSOCEAN INC	144,000.00	149,364.00	
	TRAVEL + LEISURE CO	50,000.00	44,908.76	
	TREEHOUSE FOODS INC	50,000.00	44,079.80	
	TRIDENT TPI HOLDINGS INC	80,000.00	85,317.76	
	TRINET GROUP INC	50,000.00	44,122.49	
	TRIPADVISOR INC	50,000.00	50,169.85	
	TRITON WATER HOLDINGS IN	70,000.00	62,552.35	
	TRIUMPH GROUP INC	100,000.00	103,838.60	
	TRONOX INC	120,000.00	105,510.04	
	TTM TECHNOLOGIES INC	50,000.00	44,453.11	
	TWILIO INC	40,000.00	35,232.52	
	TWILIO INC	50,000.00	42,674.55	
	UBER TECHNOLOGIES INC	100,000.00	101,804.60	
	UBER TECHNOLOGIES INC	50,000.00	49,984.28	
	UBER TECHNOLOGIES INC	150,000.00	139,730.20	
	UKG INC	250,000.00	250,380.25	
	UNICREDIT SPA	200,000.00	182,700.28	
	UNIFRAX ESCROW ISS CORP	90,000.00	51,270.54	
	UNITED AIRLINES INC	180,000.00	172,758.58	
	UNITED AIRLINES INC	210,000.00	191,608.28	
	UNITED NATURAL FOODS INC	60,000.00	46,873.86	
	UNITED RENTALS NORTH AM	80,000.00	74,660.24	
	UNITED RENTALS NORTH AM	70,000.00	66,691.64	

		UNITED RENTALS NORTH AM	80,000.00	70,996.38	
		UNITED RENTALS NORTH AM	110,000.00	95,874.54	
		UNITED RENTALS NORTH AM	150,000.00	126,949.14	
		UNITED RENTALS NORTH AM	30,000.00	29,174.70	
		UNITED WHOLESALE MTGE LL	80,000.00	78,587.37	
		UNITED WHOLESALE MTGE LL	50,000.00	47,781.11	
		UNITED WHOLESALE MTGE LL	50,000.00	45,812.52	
		UNITI GROUP/CSL CAPITAL	280,000.00	283,739.40	
		UNITI GROUP/CSL CAPITAL	130,000.00	95,752.20	
		UNITI GRP/UNITI HLD/CSL	60,000.00	43,175.45	
		UNIVISION COMMUNICATIONS	140,000.00	134,705.15	
		UNIVISION COMMUNICATIONS	170,000.00	169,263.82	
		UNIVISION COMMUNICATIONS	110,000.00	95,268.15	
		UNIVISION COMMUNICATIONS	90,000.00	85,901.59	
		UPC BROADBAND FINCO BV	200,000.00	173,889.00	
		URBAN ONE INC	90,000.00	70,715.37	
		US ACUTE CARE SOLUTIONS	80,000.00	78,620.60	
		US FOODS INC	80,000.00	80,636.48	
		US FOODS INC	130,000.00	120,405.89	
		US FOODS INC	30,000.00	27,061.76	
		USA COM PART/USA COM FIN	100,000.00	98,639.99	
		USI INC/NY	80,000.00	78,809.97	
		VAIL RESORTS INC	60,000.00	59,977.74	
		VALARIS LTD	130,000.00	132,911.09	
		VALVOLINE INC	50,000.00	41,703.85	
		VECTOR GROUP LTD	80,000.00	72,326.32	
		VENTURE GLOBAL CALCASIEU	110,000.00	97,151.40	
		VENTURE GLOBAL CALCASIEU	160,000.00	157,737.38	
		VENTURE GLOBAL CALCASIEU	70,000.00	60,853.63	
		VENTURE GLOBAL CALCASIEU	100,000.00	82,193.63	
		VENTURE GLOBAL LNG INC	200,000.00	202,054.20	
		VENTURE GLOBAL LNG INC	380,000.00	402,980.50	
		VENTURE GLOBAL LNG INC	130,000.00	131,445.60	
		VENTURE GLOBAL LNG INC	200,000.00	210,805.00	
		VERDE PURCHASER LLC	80,000.00	83,563.52	
		VERICAST MERGER SUB INC	140,300.00	151,313.55	

		VERITAS US INC/BERMUDA L	180,000.00	163,892.66	
		VERTIV GROUP CORPORATION	90,000.00	82,637.16	
		VIASAT INC	80,000.00	55,500.00	
		VIBRANTZ TECH INC	70,000.00	65,047.17	
		VICTORIA'S SECRET & CO	60,000.00	47,294.79	
		VICTORS MERGER CORP	50,000.00	36,041.50	
		VIDTRON LTD/VIDTRON LTEE	50,000.00	44,405.38	
		VIKING CRUISES LTD	70,000.00	68,829.41	
		VIKING CRUISES LTD	50,000.00	53,213.20	
		VINE ENERGY HOLDINGS LLC	130,000.00	130,143.00	
		VIRGIN MEDIA FINANCE PLC	200,000.00	161,705.10	
		VIRGIN MEDIA SECURED FIN	200,000.00	180,938.80	
		VIRGIN MEDIA SECURED FIN	200,000.00	168,011.36	
		VISTA OUTDOOR INC	50,000.00	49,263.47	
		VISTAJET MALTA/VM HOLDS	100,000.00	86,591.52	
		VISTAJET MALTA/XO MGMT	50,000.00	43,185.19	
		VISTAJET MALTA/XO MGMT	50,000.00	37,406.93	
		VISTRA OPERATIONS CO LLC	140,000.00	133,209.60	
		VISTRA OPERATIONS CO LLC	130,000.00	117,755.84	
		VISTRA OPERATIONS CO LLC	110,000.00	112,965.99	
		VITAL ENERGY INC	50,000.00	50,643.55	
		VMED 02 UK FINAN	200,000.00	166,453.38	
		VODAFONE GROUP PLC	90,000.00	91,882.62	
		VODAFONE GROUP PLC	120,000.00	111,935.62	
		VODAFONE GROUP PLC	130,000.00	109,195.93	
		VT TOPCO INC	50,000.00	51,647.35	
		VZ SECURED FINANCING BV	200,000.00	166,166.18	
		WALGREENS BOOTS ALLIANCE	50,000.00	42,634.68	
		WAND NEWCO 3 INC	130,000.00	132,081.82	
		WASH MULTIFAM ACQ INC	80,000.00	77,297.88	
		WATCO COS LLC/FINANCE CO	80,000.00	78,880.69	
		WEATHERFORD INTERNATIONAL	160,000.00	165,352.80	
		WESCO DISTRIBUTION INC	120,000.00	119,901.87	
		WESCO DISTRIBUTION INC	120,000.00	121,977.48	
		WESCO DISTRIBUTION INC	100,000.00	98,798.26	
		WESCO DISTRIBUTION INC	100,000.00	98,389.45	

		WESTERN ALLIANCE BANCORP	80,000.00	68,200.00	
		WHITE CAP BUYER LLC	60,000.00	58,045.10	
		WILLIAMS SCOTSMAN INC	50,000.00	50,927.70	
		WILLIAMS SCOTSMAN INTL	50,000.00	46,076.49	
		WINDSOR HOLDINGS III LLC	100,000.00	103,266.63	
		WINDSTREAM ESCROW LLC	130,000.00	116,730.06	
		WMG ACQUISITION CORP	80,000.00	70,141.56	
		WMG ACQUISITION CORP	100,000.00	86,981.08	
		WOLVERINE WORLD WIDE	50,000.00	39,415.76	
		WR GRACE HOLDING LLC	80,000.00	75,091.84	
		WR GRACE HOLDING LLC	130,000.00	114,557.43	
		WW INTERNATIONAL INC	60,000.00	21,880.36	
		WYNDHAM DESTINATIONS INC	70,000.00	69,812.86	
		WYNDHAM HOTELS & RESORTS	50,000.00	45,802.17	
		WYNN MACAU LTD	200,000.00	193,855.92	
		WYNN MACAU LTD	200,000.00	185,881.10	
		WYNN RESORTS FINANCE LLC	100,000.00	92,325.54	
		WYNN RESORTS FINANCE LLC	70,000.00	70,644.14	
		XEROX HOLDINGS CORP	80,000.00	71,709.31	
		XEROX HOLDINGS CORP	50,000.00	49,898.37	
		XHR LP	50,000.00	50,087.48	
		XHR LP	50,000.00	45,474.84	
		XPO INC	60,000.00	60,518.28	
		YUM! BRANDS INC	160,000.00	149,342.52	
		YUM! BRANDS INC	40,000.00	34,502.84	
		YUM! BRANDS INC	140,000.00	125,666.02	
		YUM! BRANDS INC	60,000.00	56,528.59	
		ZAYO GROUP HOLDINGS INC	100,000.00	66,854.00	
		ZF NA CAPITAL	150,000.00	152,867.25	
		ZI TECH LLC/ZI FIN CORP	60,000.00	52,669.65	
		ZIPRECRUITER INC	60,000.00	52,369.56	
	小計	銘柄数：967	93,042,300.00	85,291,757.03	
				(13,203,163,988)	
		組入時価比率：97.9%		100.0%	
合計				13,203,163,988	
				(13,203,163,988)	

(注 1) 外貨建有効証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 2) 合計金額欄の()内は、外貨建有効証券に係るもので、内書であります。

(注 3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	46,308,600	—	46,432,890	124,290
米ドル	46,308,600	—	46,432,890	124,290
合計	46,308,600	—	46,432,890	124,290

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J－REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 4 月 22 日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	1,048,293,209
投資証券	55,245,991,100
派生商品評価勘定	79,243,940
未収配当金	483,135,974
未収利息	2,226
差入委託証拠金	31,015,154
流動資産合計	56,887,681,603
資産合計	56,887,681,603

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	510,000
未払金	70,651,046
未払解約金	50,990,137

流動負債合計	122, 151, 183
負債合計	122, 151, 183
純資産の部	
元本等	
元本	21, 467, 270, 237
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35, 298, 260, 183
元本等合計	56, 765, 530, 420
純資産合計	56, 765, 530, 420
負債純資産合計	56, 887, 681, 603

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 6443 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(26, 443 円)

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REIT の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,401,912,674 円
同期中における追加設定元本額	7,417,152,448 円
同期中における一部解約元本額	4,351,794,885 円
期末元本額	21,467,270,237 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,787,024,553 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	2,539,251,927 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	1,807,198,962 円
野村資産設計ファンド 2015	13,389,395 円
野村資産設計ファンド 2020	14,801,384 円
野村資産設計ファンド 2025	19,240,113 円
野村資産設計ファンド 2030	23,605,211 円
野村資産設計ファンド 2035	23,299,293 円
野村資産設計ファンド 2040	47,011,486 円
野村資産設計ファンド 2045	8,411,137 円
野村インデックスファンド・J-REIT	2,774,661,317 円
ネクストコア	20,226,695 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1,096,712,461 円
野村 J-REIT インデックス (野村 SMA・EW 向け)	1,459,877,715 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	894,327,590 円
野村資産設計ファンド 2050	6,066,943 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	252,534 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	382,855 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	3,876,219 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	1,418,530 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	3,758,278 円
野村 6 資産均等バランス	5,078,378,611 円
野村世界 REIT インデックス A コース (野村投資一任口座向け)	92,603,604 円
野村資産設計ファンド 2060	5,125,819 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) REIT	320,709,142 円
ノムラ FOFs 用インデックスファンド・J-REIT (適格機関投資家専用)	159,099,138 円

野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	56,351,900 円
J－REITインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,659,957,215 円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	218,142,188 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2％コース向け）（適格機関投資家専用）	422,294 円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	30,612,910 円
野村DC運用戦略ファンド	1,064,599,147 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	93,061,768 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	17,803,590 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	8,967,609 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	25,029,516 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	16,321,274 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	19,186,249 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	7,313,700 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	5,511,882 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	43,278,083 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,091	138,666,100	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,719	155,741,400	
		SOSiLA物流リート投資法人 投資証券	2,677	328,467,900	
		東海道リート投資法人 投資証券	917	116,367,300	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,853	1,189,626,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	6,309	850,453,200	
		産業ファンド投資法人 投資証券	9,773	1,279,285,700	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,264	1,752,912,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,815	1,103,480,000	
		GLP投資法人 投資証券	18,022	2,341,057,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,638	871,859,000	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	9,347	2,523,690,000	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	990	549,450,000	

	One リート投資法人 投資証券	936	247,384,800	
	イオンリート投資法人 投資証券	6,581	900,280,800	
	ヒューリックリート投資法人 投資証券	5,020	755,510,000	
	日本リート投資法人 投資証券	1,743	610,050,000	
	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	16,122	1,317,167,400	
	トーセイ・リート投資法人 投資証券	1,130	163,285,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,323	173,313,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,462	157,603,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	17,350	2,619,850,000	
	いちごホテルリート投資法人 投資証券	889	102,057,200	
	ラサールロジポート投資法人 投資証券	6,858	1,091,793,600	
	スターアジア不動産投資法人 投資証券	8,269	505,235,900	
	マリモ地方創生リート投資法人 投資証券	827	108,337,000	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,232	996,588,000	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人 投資証券	820	65,518,000	
	投資法人みらい 投資証券	7,363	339,434,300	
	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,853	728,229,000	
	CRE ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,310	343,035,000	
	ザイマックス・リート投資法人 投資証券	870	104,835,000	
	タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	2,858	293,230,800	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,351	280,944,500	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	6,259	3,742,882,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5,511	2,953,896,000	
	日本都市ファンド投資法人 投資証券	25,718	2,468,928,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	10,690	1,794,851,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,669	1,249,294,500	

	小計	N T T都市開発リート投資法人	5, 440	667, 488, 000	
		東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3, 597	582, 354, 300	
		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3, 962	422, 745, 400	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	12, 002	1, 818, 303, 000	
		森トラストリート投資法人 投資証 券	10, 342	759, 102, 800	
		インヴィンシブル投資法人 投資証 券	25, 978	1, 787, 286, 400	
		フロンティア不動産投資法人 投資 証券	1, 991	910, 882, 500	
		平和不動産リート投資法人 投資証 券	4, 009	565, 669, 900	
		日本ロジスティクスファンド投資法 人 投資証券	3, 425	948, 040, 000	
		福岡リート投資法人 投資証券	2, 775	465, 090, 000	
		K D X 不動産投資法人 投資証券	15, 440	2, 461, 136, 000	
		いちごオフィスリート投資法人 投 資証券	4, 396	356, 955, 200	
		大和証券オフィス投資法人 投資証 券	1, 111	629, 937, 000	
		阪急阪神リート投資法人 投資証券	2, 558	356, 329, 400	
		スタートプロシード投資法人 投資 証券	930	196, 137, 000	
		大和ハウスリート投資法人 投資証 券	8, 088	2, 127, 952, 800	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	17, 961	1, 436, 880, 000	
		大和証券リビング投資法人 投資証 券	7, 901	842, 246, 600	
		ジャパンエクセレント投資法人 投 資証券	4, 663	596, 864, 000	
		銘柄数：58	340, 998	55, 245, 991, 100	
		組入時価比率：97. 3%		100. 0%	
合計				55, 245, 991, 100	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,435,513,000	—	1,514,340,000	78,733,940

合計	1,435,513,000	—	1,514,340,000	78,733,940
----	---------------	---	---------------	------------

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(2024 年 4 月 22 日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	172,325,265
コール・ローン	1,363,129,555
投資証券	72,693,827,009
派生商品評価勘定	4,027,278
未収配当金	79,850,208
未収利息	2,894
差入委託証拠金	469,671,272
流動資産合計	74,782,833,481
資産合計	74,782,833,481
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	51,302,620
未払金	1,252,369,746
未払解約金	8,020,233
その他未払費用	259,200
流動負債合計	1,311,951,799
負債合計	1,311,951,799
純資産の部	
元本等	
元本	20,772,763,274
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	52,698,118,408
元本等合計	73,470,881,682
純資産合計	73,470,881,682
負債純資産合計	74,782,833,481

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
--------------------	---

	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 5369 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(35, 369 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT 指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 4 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 4 月 22 日現在	
期首	2023 年 4 月 25 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,478,617,373 円
同期中における追加設定元本額	5,230,788,082 円
同期中における一部解約元本額	3,936,642,181 円
期末元本額	20,772,763,274 円
期末元本額の内訳*	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,258,390,408 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	1,788,067,504 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	1,272,617,717 円
野村資産設計ファンド 2015	9,428,489 円
野村資産設計ファンド 2020	10,421,724 円
野村資産設計ファンド 2025	13,546,605 円
野村資産設計ファンド 2030	16,618,877 円
野村資産設計ファンド 2035	16,405,124 円
野村資産設計ファンド 2040	33,105,182 円
野村資産設計ファンド 2045	5,923,069 円
野村インデックスファンド・外国 REIT	1,461,123,349 円
ネクストコア	4,280,233 円
野村インデックスファンド・海外 5 資産バランス	567,934,097 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	652,321,334 円
野村資産設計ファンド 2050	4,271,520 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	750,764 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	711,701 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	5,763,944 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	2,109,309 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	7,451,430 円
野村 6 資産均等バランス	3,576,161,104 円
野村資産設計ファンド 2060	3,609,568 円
NEXT FUNDS 外国 REIT・S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	6,028,180,111 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) REIT	2,565,437,763 円
ノムラ海外 REIT インデックス・ファンド VA (適格機関投資家専用)	1,067,050,609 円
ノムラ FOFs 用インデックスファンド・外国 REIT (適格機関投資家専用)	72,794,941 円
野村 FOFs 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	297,324 円
野村 DC 運用戦略ファンド	224,297,513 円
野村 DC 運用戦略ファンド (マイルド)	12,861,137 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) 安定コース	12,537,173 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) インカムコース	6,314,931 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) 成長コース	17,625,622 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたて NISA) 2030	11,493,204 円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	13,510,773 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	5,150,260 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	3,881,432 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	20,317,429 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	37,300	635,965.00	
		AGREE REALTY CORP	37,620	2,127,787.20	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	26,600	427,994.00	
		ALEXANDERS INC	800	168,424.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	58,970	6,822,239.30	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,800	71,376.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	17,700	371,523.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	119,100	4,200,657.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	99,900	2,281,716.00	
		APARTMENT INCOME REIT CO	54,200	2,080,196.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	49,400	386,802.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	79,900	1,209,686.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	24,500	257,250.00	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	15,720.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	53,110	9,779,144.30	
		BOSTON PROPERTIES	54,110	3,257,422.00	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	46,000.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	62,700	274,626.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	112,700	2,419,669.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	70,400	1,020,800.00	
		BRT APARTMENTS CORP	4,200	72,954.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	40,000	3,851,600.00	
		CARETRUST REIT INC	49,000	1,160,810.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,900	194,198.00	
		CENTERSPACE	5,690	369,224.10	
		CHATHAM LODGING TRUST	17,800	165,362.00	

		CITY OFFICE REIT INC	17,000	77,690.00	
		CLIPPER REALTY INC	4,000	16,160.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	8,800	224,488.00	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	42,200	960,894.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	57,000	1,263,690.00	
		CTO REALTY GROWTH INC	7,400	125,652.00	
		CUBESMART	84,300	3,544,815.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	77,600	685,208.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	285,000	165,300.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	113,360	15,511,048.80	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	197,620.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	63,100	839,861.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	35,500	411,445.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	17,880	2,847,747.60	
		ELME COMMUNITIES	32,000	475,520.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	49,200	450,180.00	
		EPR PROPERTIES	28,300	1,143,603.00	
		EQUINIX INC	35,140	26,284,720.00	
		EQUITY COMMONWEALTH	40,400	754,672.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	69,840	4,381,063.20	
		EQUITY RESIDENTIAL	129,230	7,952,814.20	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	58,800	1,498,224.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	24,040	5,653,486.80	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	79,100	10,477,586.00	
		FARMLAND PARTNERS INC	16,500	177,375.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	27,540	2,747,665.80	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	49,600	2,263,248.00	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	34,300	789,929.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	58,280.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	100,000	4,280,000.00	
		GETTY REALTY CORP	17,900	483,121.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,400	189,360.00	
		GLADSTONE LAND CORP	12,000	152,280.00	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	23,500	192,465.00	

		GLOBAL NET LEASE INC	71,100	479,925.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	142,900	1,994,884.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	265,200	4,768,296.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	39,800	962,364.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	264,200	4,943,182.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	48,000	284,640.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	84,300	1,316,766.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	24,000	87,840.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	10,430	982,818.90	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	25,300	628,958.00	
		INVITATION HOMES INC	215,400	7,230,978.00	
		IRON MOUNTAIN INC	109,330	8,210,683.00	
		JBG SMITH PROPERTIES	33,200	492,688.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	33,250.00	
		KILROY REALTY CORP	40,100	1,326,909.00	
		KIMCO REALTY CORP	249,500	4,540,900.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	82,400	1,721,336.00	
		LTC PROPERTIES INC	15,200	483,360.00	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	108,800	933,504.00	
		MACERICH CO /THE	81,400	1,244,606.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	38,973.99	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	225,100	994,942.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	43,710	5,510,956.80	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,700	1,018,850.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	16,150	993,548.00	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,378	123,586.44	
		NETSTREIT CORP	25,200	429,912.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	12,515	80,221.15	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,700	279,357.00	
		NNN REIT INC	68,400	2,736,000.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	33,820.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	91,900	2,795,598.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	121,770.00	
		ORION OFFICE REIT INC	20,800	65,728.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	63,100	288,367.00	

		PARK HOTELS & RESORTS INC	78,900	1,274,235.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	13,800	177,744.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	44,900	656,887.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	46,000	1,518,920.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	44,800	291,200.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,900	282,587.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	7,900	108,704.00	
		PRIME US REIT	233,200	25,885.20	
		PROLOGIS INC	345,790	35,785,807.10	
		PUBLIC STORAGE	59,240	15,424,911.20	
		REALTY INCOME CORP	311,290	16,510,821.60	
		REGENCY CENTERS CORP	61,550	3,592,673.50	
		RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	46,800	574,704.00	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	79,000	3,376,460.00	
		RLJ LODGING TRUST	56,500	623,760.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	22,390	2,338,187.70	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	86,900	1,187,054.00	
		SAFEHOLD INC	16,900	320,424.00	
		SAUL CENTERS INC	4,800	174,528.00	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	60,700	362,986.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	121,990	17,132,275.60	
		SITE CENTERS CORP	68,100	929,565.00	
		SL GREEN REALTY CORP	24,410	1,210,247.80	
		STAG INDUSTRIAL INC	68,100	2,378,733.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	253,380.00	
		SUN COMMUNITIES INC	46,610	5,485,530.90	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	76,500	781,065.00	
		TANGER INC	39,700	1,058,799.00	
		TERRENO REALTY CORP	34,570	1,899,275.80	
		UDR INC	113,400	4,127,760.00	
		UMH PROPERTIES INC	22,800	350,436.00	
		UNITI GROUP INC	88,600	470,466.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,600	153,870.00	
		URBAN EDGE PROPERTIES	43,600	713,732.00	
		VENTAS INC	150,700	6,499,691.00	
		VERIS RESIDENTIAL INC	30,200	435,786.00	

	小計	VICI PROPERTIES INC	387,300	10,801,797.00	
		VORNADO REALTY TRUST	60,000	1,565,400.00	
		WELLTOWER INC	207,160	18,917,851.20	
		WHITESTONE REIT	16,800	188,496.00	
		WP CAREY INC	81,910	4,604,161.10	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,900	544,600.00	
		銘柄数：138	9,775,768	364,237,273.28	
		組入時価比率：76.7%		(56,383,929,903) 77.6%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	22,800	389,424.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	123,039.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,180	658,756.80	
		BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,400	110,186.00	
		BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	47,550.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	30,300	1,292,901.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	58,900	765,700.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	19,700	253,539.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	18,200	241,150.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	51,100	632,107.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	56,910.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	39,800	593,020.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,440	789,360.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	49,400	451,516.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	24,800	298,344.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	22,400	379,904.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	121,688.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	113,807.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	88,200.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	42,000	204,540.00	
		PRIMARIS REIT	17,600	237,072.00	
		PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	55,880.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	53,800	949,570.00	
		SLATE GROCERY REIT	10,800	117,720.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	27,000	602,640.00	
		TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	2,435	21,525.40	

小計	銘柄数 : 26	595,055	9,596,049.20 (1,081,186,863)	1.5%
	組入時価比率 : 1.5%			
	AEDIFICA	17,950	1,050,075.00	
	ALTAREA	1,700	129,710.00	
	CARE PROPERTY INVEST	13,800	182,712.00	
	CARMILA	21,200	343,440.00	
	COFINIMMO	13,900	867,360.00	
	COVIVIO	17,670	767,938.20	
	CROMWELL REIT EUR	127,000	182,880.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,900	329,925.00	
	GECINA SA	19,310	1,797,761.00	
	HAMBORNER REIT AG	26,400	177,936.00	
	ICADE	11,300	275,042.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	27,468.00	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	105,200	570,710.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	164,000	165,640.00	
	KLEPIERRE	73,400	1,805,640.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	16,800	122,808.00	
	MERCIALYS	36,000	392,040.00	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	125,700	1,283,397.00	
	MONTEA	6,430	510,542.00	
	NSI NV	6,400	112,768.00	
	RETAIL ESTATES	4,560	299,592.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,600	451,240.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	38,100	2,861,310.00	
	VASTNED RETAIL NV	7,200	160,200.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	65,200	1,679,552.00	
	WERELDHAVE NV	14,200	200,220.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	12,700	314,325.00	
	銘柄数 : 27	991,620	17,062,231.20 (2,815,097,525)	3.9%
	組入時価比率 : 3.8%			
英債券	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	68,110.00	
	AEW UK REIT PLC	64,000	52,672.00	
	ASSURA PLC	1,093,000	448,130.00	

	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	245,000	193,550.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	73,700	787,116.00	
	BRITISH LAND	353,200	1,342,866.40	
	CLS HOLDINGS PLC	46,000	37,996.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	120,000.00	
	DERWENT LONDON PLC	41,100	835,152.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	221,000	200,447.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	92,800	362,848.00	
	HAMMERSON PLC	1,470,000	392,196.00	
	HELICAL PLC	38,000	74,176.00	
	HOME REIT PLC	267,000	50,796.75	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	160,000	133,280.00	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	282,500	1,792,462.50	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	47,120.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	766,000	1,489,870.00	
	NEWRIVER REIT PLC	119,000	86,870.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	127,260.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	493,000	452,820.50	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	147,261.00	
	REGIONAL REIT LTD	190,000	41,325.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	82,100	620,676.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	200,000	85,200.00	
	SEGRO PLC	501,600	4,256,577.60	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	716,000	953,712.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	476,000	342,244.00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	242,000	187,308.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	73,080.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	718,000	1,051,870.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	313,000	203,450.00	
	UNITE GROUP PLC	149,200	1,370,402.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	183,000	200,568.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	155,000	120,125.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	48,700	239,604.00	
小計	銘柄数：37	10,920,900	18,989,141.75	

			(3, 637, 370, 102)	
	組入時価比率：5.0%		5.0%	
豪ドル	ABACUS GROUP	144, 000	163, 440. 00	
	ABACUS STORAGE KING	190, 000	211, 850. 00	
	ARENA REIT	137, 000	483, 610. 00	
	BWP TRUST	172, 000	586, 520. 00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	293, 000	502, 495. 00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	195, 000	625, 950. 00	
	CENTURIA OFFICE REIT	161, 000	190, 785. 00	
	CHARTER HALL GROUP	176, 900	2, 090, 958. 00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	253, 000	870, 320. 00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	192, 000	633, 600. 00	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	124, 000	311, 240. 00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520, 000	205, 400. 00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	80, 000	228, 800. 00	
	DEXUS/AU	405, 000	2, 859, 300. 00	
	GDI PROPERTY GROUP	210, 000	126, 000. 00	
	GOODMAN GROUP	647, 200	19, 733, 128. 00	
	GPT GROUP	720, 000	2, 988, 000. 00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103, 000	239, 990. 00	
	HEALTHCO REIT	176, 000	193, 600. 00	
	HMC CAPITAL LTD	87, 000	528, 960. 00	
	HOMEKO DAILY NEEDS REIT	657, 000	798, 255. 00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	65, 000	204, 100. 00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	139, 000	653, 300. 00	
	MIRVAC GROUP	1, 483, 000	3, 143, 960. 00	
	NATIONAL STORAGE REIT	480, 000	1, 056, 000. 00	
	REGION RE LTD	421, 000	913, 570. 00	
	RURAL FUNDS GROUP	140, 000	273, 000. 00	
	SCENTRE GROUP	1, 947, 000	6, 133, 050. 00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	895, 000	3, 920, 100. 00	
	VICINITY CENTRES	1, 456, 000	2, 773, 680. 00	
	WAYPOINT REIT	256, 000	588, 800. 00	
小計	銘柄数：31	12, 925, 100	54, 231, 761. 00	
			(5, 400, 398, 760)	
	組入時価比率：7.4%		7.4%	

	ニュージーランド ドル	ARGOSY PROPERTY LTD	330,000	374,550.00	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	376,000	832,840.00	
		KIWI PROPERTY GROUP LTD	580,000	481,400.00	
		PRECINCT PROPERTIES GROUP	591,000	694,425.00	
		小計	銘柄数：4	1,877,000	2,383,215.00
					(217,849,683)
	香港ドル				0.3%
					組入時価比率：0.3%
		CHAMPION REIT	700,000	1,057,000.00	
		FORTUNE REIT	525,000	1,779,750.00	
		LINK REIT	965,000	29,770,250.00	
		PROSPERITY REIT	430,000	477,300.00	
	小計	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	360,000	532,800.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	829,800	672,138.00	
		銘柄数：6	3,809,800	34,289,238.00	
					(677,555,342)
					0.9%
					組入時価比率：0.9%
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	265,650	329,406.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,336,762	3,422,110.72	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	943,956	821,241.72	
		CAPITALAND CHINA TRUST	408,279	277,629.72	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,899,694	3,571,424.72	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	243,000	228,420.00	
		EC WORLD REIT	60,000	16,800.00	
		ESR-LOGOS REIT	2,280,272	661,278.88	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	386,000	231,600.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	411,838	864,859.80	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,106,746	1,073,543.62	
		KEPPEL DC REIT	493,211	808,866.04	
		KEPPEL REIT	837,000	703,080.00	
		LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	610,000	323,300.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	780,000	1,708,200.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,258,980	1,649,263.80	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	867,716	1,049,936.36	
		PARAGON REIT	478,000	399,130.00	

	小計	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	149,000	512,560.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	119,700.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	520,000	241,800.00	
		SUNTEC REIT	818,000	867,080.00	
		銘柄数：22	16,334,104	19,881,231.38	
		組入時価比率：3.1%		(2,257,712,635)	3.1%
	ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	74,470,000.00	
		ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	258,600,000.00	
		JR REIT XXVII	60,000	242,400,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	19,000	90,915,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	45,000	139,050,000.00	
		NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	47,390,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	28,000	168,560,000.00	
		SK REITS CO LTD	44,000	176,880,000.00	
		銘柄数：8	292,000	1,198,265,000.00	
		組入時価比率：0.2%		(134,325,506)	0.2%
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	260,000	423,800.00	
		REIT 1 LTD	74,000	1,129,240.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	596,960.00	
		銘柄数：3	414,000	2,150,000.00	
		組入時価比率：0.1%		(88,400,690)	0.1%
	小計				
合計				72,693,827,009	(72,693,827,009)

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注 3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注 4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024 年 4 月 22 日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	750,973,500	—	699,731,604	△51,241,896
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
買建	1,324,022,031	—	1,327,988,585	3,966,554
米ドル	1,071,271,121	—	1,074,147,522	2,876,401
カナダドル	13,437,840	—	13,518,516	80,676
ユーロ	52,515,520	—	52,790,720	275,200
英ポンド	55,581,980	—	55,541,380	△40,600
豪ドル	84,966,280	—	85,628,738	662,458
香港ドル	8,870,850	—	8,891,100	20,250
シンガポールドル	37,378,440	—	37,470,609	92,169
合計	—	—	—	△47,275,342

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

【中間財務諸表】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 284 条および第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期中間計算期間（2024 年 4 月 23 日から 2024 年 10 月 22 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプI）の2024年4月23日から2024年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプI）の2024年10月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月23日から2024年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅠ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 9 期中間計算期間末 (2024 年 10 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,100,060	11,872,567
親投資信託受益証券	96,871,972	124,907,664
未収入金	3,399,000	735,364
未収利息	70	77
流動資産合計	133,371,102	137,515,672
資産合計	133,371,102	137,515,672
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	81,552	533,564
未払金	115,157	54,804
未払解約金	65,593	4,125
未払受託者報酬	22,888	22,110
未払委託者報酬	343,184	331,649
その他未払費用	2,223	2,167
流動負債合計	630,597	948,419
負債合計	630,597	948,419
純資産の部		
元本等		
元本	110,185,433	110,448,158
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	22,555,072	26,119,095
（分配準備積立金）	8,229,090	7,641,204
元本等合計	132,740,505	136,567,253
純資産合計	132,740,505	136,567,253
負債純資産合計	133,371,102	137,515,672

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日
営業収益		
受取利息	-	11,543
有価証券売買等損益	2,739,838	4,073,056
為替差損益	△663,312	△156,096
営業収益合計	2,076,526	3,928,503
営業費用		
支払利息	10,585	-

受託者報酬	27,680	22,110
委託者報酬	415,134	331,649
その他費用	19,557	41,515
営業費用合計	472,956	395,274
営業利益又は営業損失（△）	1,603,570	3,533,229
経常利益又は経常損失（△）	1,603,570	3,533,229
中間純利益又は中間純損失（△）	1,603,570	3,533,229
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	609,374	177,845
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,566,973	22,555,072
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,759,437	1,870,411
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,759,437	1,870,411
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,868,815	1,661,772
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,868,815	1,661,772
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	21,451,791	26,119,095

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年４月23日から2024年10月22日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 110,185,433 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 110,448,158 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2047 円 (10,000口当たり純資産額) (12,047 円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2365 円 (10,000口当たり純資産額) (12,365 円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	
期首元本額	148,000,992 円	期首元本額	110,185,433 円
期中追加設定元本額	45,769,544 円	期中追加設定元本額	8,423,371 円
期中一部解約元本額	83,585,103 円	期中一部解約元本額	8,160,646 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期中間計算期間末(2024 年 10 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,437,870	—	2,519,422	△81,552	13,840,576	—	14,374,140	△533,564
米ドル	2,437,870	—	2,519,422	△81,552	13,840,576	—	14,374,140	△533,564
合計	2,437,870	—	2,519,422	△81,552	13,840,576	—	14,374,140	△533,564

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2024年4月23日から2024年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅡ）の2024年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月23日から2024年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅡ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 9 期中間計算期間末 (2024 年 10 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,149,804	3,304,552
親投資信託受益証券	78,898,532	89,522,079
未収入金	2,689,000	522,236
未収利息	51	21
流動資産合計	105,737,387	93,348,888
資産合計	105,737,387	93,348,888
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	68,380	370,888
未払金	86,976	30,623
未払解約金	4,724,427	749
未払受託者報酬	17,965	15,688
未払委託者報酬	275,422	240,523
その他未払費用	1,727	1,511
流動負債合計	5,174,897	659,982
負債合計	5,174,897	659,982
純資産の部		
元本等		
元本	73,899,847	65,318,143
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	26,662,643	27,370,763
（分配準備積立金）	14,793,703	12,999,204
元本等合計	100,562,490	92,688,906
純資産合計	100,562,490	92,688,906
負債純資産合計	105,737,387	93,348,888

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日
営業収益		
受取利息	-	4,914
有価証券売買等損益	3,729,726	4,436,614
為替差損益	△503,227	△87,805
営業収益合計	3,226,499	4,353,723
営業費用		
支払利息	5,977	-

受託者報酬	18,639	15,688
委託者報酬	285,684	240,523
その他費用	15,687	47,166
営業費用合計	325,987	303,377
営業利益又は営業損失（△）	2,900,512	4,050,346
経常利益又は経常損失（△）	2,900,512	4,050,346
中間純利益又は中間純損失（△）	2,900,512	4,050,346
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	542,678	278,107
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,871,643	26,662,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,414,649	189,406
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,414,649	189,406
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,650,141	3,253,525
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,650,141	3,253,525
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	22,993,985	27,370,763

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年４月23日から2024年10月22日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 73,899,847 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 65,318,143 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3608 円 (10,000口当たり純資産額) (13,608 円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4190 円 (10,000口当たり純資産額) (14,190 円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	
期首元本額	86,122,754 円	期首元本額	73,899,847 円
期中追加設定元本額	18,805,479 円	期中追加設定元本額	475,826 円
期中一部解約元本額	31,028,386 円	期中一部解約元本額	9,057,530 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期中間計算期間末(2024 年 10 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,838,655	—	1,907,035	△68,380	9,376,277	—	9,747,165	△370,888
米ドル	1,838,655	—	1,907,035	△68,380	9,376,277	—	9,747,165	△370,888
合計	1,838,655	—	1,907,035	△68,380	9,376,277	—	9,747,165	△370,888

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2024年4月23日から2024年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅢ）の2024年10月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月23日から2024年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅢ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 9 期中間計算期間末 (2024 年 10 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,571,392	19,734,845
親投資信託受益証券	565,435,753	660,613,898
未収入金	14,326,000	4,742,375
未収利息	213	128
流動資産合計	680,333,358	685,091,246
資産合計	680,333,358	685,091,246
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	364,808	2,093,068
未払金	400,002	254,134
未払解約金	3,897	28,109
未払受託者報酬	115,704	112,064
未払委託者報酬	1,812,742	1,755,614
その他未払費用	11,514	11,142
流動負債合計	2,708,667	4,254,131
負債合計	2,708,667	4,254,131
純資産の部		
元本等		
元本	444,009,145	421,796,315
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	233,615,546	259,040,800
（分配準備積立金）	114,072,579	104,967,978
元本等合計	677,624,691	680,837,115
純資産合計	677,624,691	680,837,115
負債純資産合計	680,333,358	685,091,246

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日
営業収益		
受取利息	-	21,451
有価証券売買等損益	29,129,235	40,311,581
為替差損益	△3,028,546	750
営業収益合計	26,100,689	40,333,782
営業費用		
支払利息	27,792	-

受託者報酬	112, 073	112, 064
委託者報酬	1, 755, 655	1, 755, 614
その他費用	25, 034	52, 324
営業費用合計	1, 920, 554	1, 920, 002
営業利益又は営業損失（△）	24, 180, 135	38, 413, 780
経常利益又は経常損失（△）	24, 180, 135	38, 413, 780
中間純利益又は中間純損失（△）	24, 180, 135	38, 413, 780
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1, 725, 530	2, 008, 649
期首剰余金又は期首欠損金（△）	148, 931, 483	233, 615, 546
剰余金増加額又は欠損金減少額	36, 245, 975	7, 958, 881
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36, 245, 975	7, 958, 881
剰余金減少額又は欠損金増加額	10, 420, 893	18, 938, 758
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10, 420, 893	18, 938, 758
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	197, 211, 170	259, 040, 800

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024 年 4 月 23 日から 2024 年 10 月 22 日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在	第 9 期中間計算期間末 2024 年 10 月 22 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 444, 009, 145 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 421, 796, 315 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 5262 円 (10, 000 口当たり純資産額) (15, 262 円)	2. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 6141 円 (10, 000 口当たり純資産額) (16, 141 円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第 8 期 2024 年 4 月 22 日現在	第 9 期中間計算期間末 2024 年 10 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	
期首元本額	463, 173, 114 円	期首元本額	444, 009, 145 円
期中追加設定元本額	131, 883, 227 円	期中追加設定元本額	13, 873, 770 円
期中一部解約元本額	151, 047, 196 円	期中一部解約元本額	36, 086, 600 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期中間計算期間末(2024 年 10 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	9, 267, 355	—	9, 632, 163	△364, 808	59, 706, 401	—	61, 799, 469	△2, 093, 068
米ドル	9, 267, 355	—	9, 632, 163	△364, 808	59, 706, 401	—	61, 799, 469	△2, 093, 068
合計	9, 267, 355	—	9, 632, 163	△364, 808	59, 706, 401	—	61, 799, 469	△2, 093, 068

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- ①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2024年4月23日から2024年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅣ）の2024年10月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月23日から2024年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅣ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 9 期中間計算期間末 (2024 年 10 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,291,557	4,702,731
親投資信託受益証券	214,149,163	249,636,714
未収入金	5,302,000	1,702,558
未収利息	62	30
流動資産合計	248,742,782	256,042,033
資産合計	248,742,782	256,042,033
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	136,403	772,363
未払金	156,524	-
未払解約金	20,535	3,338
未払受託者報酬	40,817	41,338
未払委託者報酬	653,090	661,381
その他未払費用	4,023	4,073
流動負債合計	1,011,392	1,482,493
負債合計	1,011,392	1,482,493
純資産の部		
元本等		
元本	148,905,938	143,235,355
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	98,825,452	111,324,185
（分配準備積立金）	44,900,597	41,755,110
元本等合計	247,731,390	254,559,540
純資産合計	247,731,390	254,559,540
負債純資産合計	248,742,782	256,042,033

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日
営業収益		
受取利息	-	4,883
有価証券売買等損益	9,423,758	17,222,380
為替差損益	△955,943	100,071
営業収益合計	8,467,815	17,327,334
営業費用		
支払利息	3,884	-

受託者報酬	32,209	41,338
委託者報酬	515,343	661,381
その他費用	16,308	45,106
営業費用合計	567,744	747,825
営業利益又は営業損失（△）	7,900,071	16,579,509
経常利益又は経常損失（△）	7,900,071	16,579,509
中間純利益又は中間純損失（△）	7,900,071	16,579,509
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,067,238	560,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）	46,730,154	98,825,452
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,979,780	3,516,477
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,979,780	3,516,477
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,571,651	7,037,141
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,571,651	7,037,141
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	70,971,116	111,324,185

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年４月23日から2024年10月22日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 148,905,938 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 143,235,355 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6637 円 (10,000口当たり純資産額) (16,637 円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7772 円 (10,000口当たり純資産額) (17,772 円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。
--	--

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	
期首元本額	117,390,892 円	期首元本額	148,905,938 円
期中追加設定元本額	79,837,816 円	期中追加設定元本額	4,969,555 円
期中一部解約元本額	48,322,770 円	期中一部解約元本額	10,640,138 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期中間計算期間末(2024 年 10 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,383,332	—	3,519,735	△136,403	19,942,587	—	20,714,950	△772,363
米ドル	3,383,332	—	3,519,735	△136,403	19,942,587	—	20,714,950	△772,363
合計	3,383,332	—	3,519,735	△136,403	19,942,587	—	20,714,950	△772,363

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月24日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプV）の2024年4月23日から2024年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプV）の2024年10月22日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月23日から2024年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプV）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 (2024 年 4 月 22 日現在)	第 9 期中間計算期間末 (2024 年 10 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,101,655	4,718,741
親投資信託受益証券	629,046,005	726,300,429
未収入金	7,845,000	5,529,282
未収利息	44	30
流動資産合計	657,992,704	736,548,482
資産合計	657,992,704	736,548,482
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	393,422	1,772,305
未払金	239,847	-
未払解約金	168,492	482,030
未払受託者報酬	103,991	115,976
未払委託者報酬	1,698,464	1,894,301
その他未払費用	10,341	11,543
流動負債合計	2,614,557	4,276,155
負債合計	2,614,557	4,276,155
純資産の部		
元本等		
元本	335,659,720	344,660,666
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	319,718,427	387,611,661
（分配準備積立金）	190,997,147	183,950,537
元本等合計	655,378,147	732,272,327
純資産合計	655,378,147	732,272,327
負債純資産合計	657,992,704	736,548,482

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 25 日 至 2023 年 10 月 24 日	第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日
営業収益		
受取利息	-	5,096
有価証券売買等損益	40,557,973	60,371,594
為替差損益	△1,855,555	167,862
営業収益合計	38,702,418	60,544,552
営業費用		
支払利息	2,258	-

受託者報酬	92,014	115,976
委託者報酬	1,502,805	1,894,301
その他費用	20,823	37,754
営業費用合計	1,617,900	2,048,031
営業利益又は営業損失（△）	37,084,518	58,496,521
経常利益又は経常損失（△）	37,084,518	58,496,521
中間純利益又は中間純損失（△）	37,084,518	58,496,521
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,650,449	1,940,657
期首剰余金又は期首欠損金（△）	176,720,485	319,718,427
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,029,889	23,540,435
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,029,889	23,540,435
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,312,903	12,203,065
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,312,903	12,203,065
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	236,871,540	387,611,661

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2024年４月23日から2024年10月22日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 335,659,720 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 344,660,666 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9525 円 (10,000口当たり純資産額) (19,525 円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1246 円 (10,000口当たり純資産額) (21,246 円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年４月22日現在	第9期中間計算期間末 2024年10月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は

ん。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	ありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載して おります。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。
--	--

(その他の注記)

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期中間計算期間 自 2024 年 4 月 23 日 至 2024 年 10 月 22 日	
期首元本額	318,904,627 円	期首元本額	335,659,720 円
期中追加設定元本額	71,674,879 円	期中追加設定元本額	21,808,965 円
期中一部解約元本額	54,919,786 円	期中一部解約元本額	12,808,019 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期中間計算期間末(2024 年 10 月 22 日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年 超				うち 1 年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	8,925,246	—	9,318,668	△393,422	39,321,505	—	41,093,810	△1,772,305
米ドル	8,925,246	—	9,318,668	△393,422	39,321,505	—	41,093,810	△1,772,305
合計	8,925,246	—	9,318,668	△393,422	39,321,505	—	41,093,810	△1,772,305

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

- 1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(参考)

「インデックス・ブレンド（タイプⅠ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅡ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅢ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅣ）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI－KOKUSAⅠマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA－BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J－REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」、

「インデックス・ブレンド（タイプV）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン	24,655,738,814
株式	721,310,100,340
派生商品評価勘定	238,215,416
未収入金	21,493,540
未収配当金	7,022,325,631
未収利息	160,302
その他未収収益	85,751,492
差入委託証拠金	731,379,622
流動資産合計	754,065,165,157
資産合計	754,065,165,157

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	132,671,887
未払金	527,586,228
未払解約金	313,962,595
未払利息	2,681,819
有価証券貸借取引受入金	16,210,514,417
流動負債合計	17,187,416,946
負債合計	17,187,416,946

純資産の部

元本等

元本	244,136,313,693
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	492,741,434,518
元本等合計	736,877,748,211
純資産合計	736,877,748,211
負債純資産合計	754,065,165,157

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引
--------------------	---

2. 費用・収益の計上基準	取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 0183 円
(10,000 口当たり純資産額)	(30, 183 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	15, 281, 425, 230 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
先物取引	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	227, 026, 756, 421 円
同期中における追加設定元本額	30, 453, 348, 323 円
同期中における一部解約元本額	13, 343, 791, 051 円
期末元本額	244, 136, 313, 693 円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト 3 0	91, 071, 547 円
バランスセレクト 5 0	209, 979, 338 円
バランスセレクト 7 0	358, 845, 069 円
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1, 535, 086, 993 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	2, 231, 879, 141 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	12, 214, 099, 834 円
野村資産設計ファンド 2 0 1 5	22, 336, 831 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 0	25, 074, 741 円
野村資産設計ファンド 2 0 2 5	35, 902, 546 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 0	64, 494, 559 円
野村資産設計ファンド 2 0 3 5	69, 019, 964 円
野村資産設計ファンド 2 0 4 0	123, 463, 882 円
野村日本株インデックス (野村投資一任口座向け)	20, 041, 005, 120 円
のむラップ・ファンド (保守型)	1, 490, 103, 245 円

のむラップ・ファンド（普通型）	15, 513, 017, 511 円
のむラップ・ファンド（積極型）	10, 272, 415, 323 円
野村資産設計ファンド2045	29, 271, 158 円
野村インデックスファンド・TOPIX	2, 437, 993, 680 円
マイ・ロード	1, 793, 812, 326 円
ネクストコア	19, 175, 987 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	913, 247, 809 円
野村TOPIXインデックス（野村SMA・EW向け）	3, 646, 320, 057 円
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）	1, 010, 961, 847 円
野村資産設計ファンド2050	32, 507, 004 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	5, 943, 898 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	4, 673, 194 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	4, 243, 516 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4, 017, 720 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	449, 023, 238 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2, 200, 333, 093 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3, 047, 047 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2, 540, 433 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	22, 157, 562 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9, 914, 599 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	36, 707, 529 円
野村6資産均等バランス	5, 179, 008, 845 円
世界6資産分散ファンド	102, 308, 410 円
野村資産設計ファンド2060	32, 891, 973 円
はじめてのNISA・日本株式インデックス（TOPIX）	593, 071, 670 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4, 084, 385, 572 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	139, 104, 502 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	93, 094, 343 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	193, 612, 475 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	94, 351, 623 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1, 360, 947 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	4, 458, 717 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	436, 651 円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1, 284, 981, 813 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	6, 254, 119 円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	20, 298, 208 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	7, 209, 451 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	62, 460, 015 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	113, 561, 704 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	3, 188, 833, 883 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	20, 967, 446 円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	128, 524, 522 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）	4, 924, 558, 828 円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	27, 607, 731 円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	107, 035, 854 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	1, 255, 937 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117, 937, 378 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	4, 852, 278 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	24, 805, 602 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	34, 561, 605 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	85, 588, 526 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	6, 935, 790, 777 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	22, 301, 843, 489 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	30, 802, 645, 554 円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け）	42, 275, 192, 529 円
マイバランスDC30	3, 179, 024, 488 円
マイバランスDC50	6, 077, 067, 391 円

マイバランスDC70	7,606,925,435円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	14,446,816,694円
野村DC運用戦略ファンド	1,125,479,025円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	83,118,575円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	2,259,807,307円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,950,513,129円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	1,909,951,116円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	17,614,152円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	8,828,667円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	176,454,124円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	56,027,156円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	62,480,524円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	48,041,926円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	1,204,324,623円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	995,432,007円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	776,356,608円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	1,134,644,873円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	46,115,288円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	478,947,185円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	170,708,279円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	221,224,348円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	177,290,170円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	4,580,285円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024年10月22日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	9,322,979,133
コール・ローン	2,970,475,243
株式	2,619,730,561,318
投資証券	51,935,976,233
派生商品評価勘定	728,281,203
未収配当金	1,516,776,232
未収利息	19,312
差入委託証拠金	29,734,491,169
流動資産合計	2,715,939,559,843
資産合計	2,715,939,559,843
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,284,286
未払解約金	811,574,817
その他未払費用	5,577,500
流動負債合計	829,436,603
負債合計	829,436,603
純資産の部	

元本等	
元本	364,985,506,375
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,350,124,616,865
元本等合計	2,715,110,123,240
純資産合計	2,715,110,123,240
負債純資産合計	2,715,939,559,843

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024年10月22日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	7.4390円
(10,000口当たり純資産額)	(74,390円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024年10月22日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	

ん。

2. 時価の算定方法

株式

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年10月22日現在	
期首	2024年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	340,979,695,150円
同期中における追加設定元本額	38,019,693,524円
同期中における一部解約元本額	14,013,882,299円
期末元本額	364,985,506,375円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	19,542,975円
バランスセレクト50	60,487,842円
バランスセレクト70	85,591,935円
野村外国株式インデックスファンド	448,219,729円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,986,742,574円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,888,545,945円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	5,269,342,675円
野村資産設計ファンド2015	5,685,202円
野村資産設計ファンド2020	6,382,249円
野村資産設計ファンド2025	9,152,619円
野村資産設計ファンド2030	16,519,710円
野村資産設計ファンド2035	17,574,916円
野村資産設計ファンド2040	31,494,998円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	36,176,602,853円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,253,803,685円
のむラップ・ファンド(普通型)	17,721,171,718円
のむラップ・ファンド(積極型)	23,590,482,439円
野村資産設計ファンド2045	7,479,073円
野村インデックスファンド・外国株式	9,864,539,912円
マイ・ロード	1,395,767,764円
ネクストコア	10,508,092円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	163,226,714円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	4,283,403,238円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	276,826,642円

野村資産設計ファンド2050	8,322,260 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	1,521,493 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,191,261 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,083,078 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,032,484 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	451,125,548 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	2,963,326,132 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	2,577,247 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	3,019,555 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	30,459,307 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	13,978,462 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	51,727,581 円
野村6資産均等バランス	2,234,323,592 円
野村つみたて外国株投信	19,704,179,200 円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,383,176,318 円
世界6資産分散ファンド	44,136,813 円
野村資産設計ファンド2060	8,392,300 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	3,918,566,650 円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カンントリー)	4,000,333,766 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	7,226,046,198 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	7,145,479,363 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	60,005,060 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	40,159,968 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	248,254,548 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	201,633,182 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	587,089 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	2,350,865 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	414,400 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	1,798,487 円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	257,599,845 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,332,528 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	17,962,815 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	48,988,650 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,572,014,038 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	9,045,011 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,209,699,121 円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSAI インデックスファンド (適格機関投資家専用)	11,127,753,600 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	541,809 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	726,016,044 円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,054,197 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,155,791 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,266,861 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	115,610,414,778 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,474,016,580 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	6,390,545,062 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,391,191,913 円
マイバランスDC30	684,185,762 円
マイバランスDC50	1,744,447,284 円
マイバランスDC70	1,817,116,864 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	51,741,897,771 円
野村DC運用戦略ファンド	615,006,906 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	37,217,062 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	581,429,611 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	440,578,549 円

マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	542,487,321 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	22,796,654 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	11,426,287 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	76,123,516 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	14,351,245 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	15,938,570 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	12,299,474 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	320,617,133 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	267,798,583 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	191,612,398 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	271,941,071 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	11,766,156 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	114,789,787 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	92,055,967 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	63,625,380 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	76,484,248 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	1,097,760 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	23,518,667 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	73,643,016
コール・ローン	604,441,210
株式	91,355,319,628
投資証券	1,815,417,763
派生商品評価勘定	39,546,183
未収入金	20,283
未収配当金	54,109,157
未収利息	3,929
差入委託証拠金	1,329,335,379
流動資産合計	95,271,836,548
資産合計	95,271,836,548
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,816,913,560
未払金	144,470,589
未払解約金	28,350,185
その他未払費用	372,000
流動負債合計	3,990,106,334
負債合計	3,990,106,334
純資産の部	
元本等	
元本	27,731,883,886
剰余金	

期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,549,846,328
元本等合計	91,281,730,214
純資産合計	91,281,730,214
負債純資産合計	95,271,836,548

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3.2916 円
(10,000 口当たり純資産額)	(32,916 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	

新株予約権証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

先物取引

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年10月22日現在	
期首	2024年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	30,660,773,511円
同期中における追加設定元本額	3,208,400,721円
同期中における一部解約元本額	6,137,290,346円
期末元本額	27,731,883,886円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,756,569,460円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	847,113,328円
野村外国株インデックス Aコース(野村SMA・EW向け)	1,874,120,465円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	1,035,048円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	561,396円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	3,090,134円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	382,690円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	1,097,226円
野村外国株インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	12,367,252,747円
野村外国株(含む新興国)インデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	3,761,679,201円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	898,685,635円
ファンドラップ(ウェルス・スクエア)外国株式	459,887,621円
野村インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)	3,575,833,023円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	820,223,515円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型VA(適格機関投資家専用)	331,413,572円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	285,340円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	1,087,550円
先進8カ国国債入替型プラス外国株式戦略30オープン(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	31,565,935円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	727, 669, 345
コール・ローン	534, 357, 947
株式	137, 024, 860, 268
投資信託受益証券	5, 357, 985, 843
投資証券	123, 395, 619
派生商品評価勘定	101, 811, 671
未収配当金	109, 750, 917
未収利息	3, 474
差入委託証拠金	5, 681, 146, 566
流動資産合計	149, 660, 981, 650
資産合計	149, 660, 981, 650
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	88, 526, 588
未払解約金	6, 413, 533
その他未払費用	3, 740, 800
流動負債合計	98, 680, 921
負債合計	98, 680, 921
純資産の部	
元本等	
元本	69, 801, 434, 819
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	79, 760, 865, 910
元本等合計	149, 562, 300, 729
純資産合計	149, 562, 300, 729
負債純資産合計	149, 660, 981, 650

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算

算基準	期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 1427 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(21, 427 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
株式	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
派生商品評価勘定	
先物取引	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	60, 843, 637, 802 円
同期中における追加設定元本額	12, 718, 127, 488 円
同期中における一部解約元本額	3, 760, 330, 471 円
期末元本額	69, 801, 434, 819 円
期末元本額の内訳＊	

野村資産設計ファンド2015	13,265,388円
野村資産設計ファンド2020	14,900,348円
野村資産設計ファンド2025	21,274,322円
野村資産設計ファンド2030	37,801,410円
野村資産設計ファンド2035	40,984,047円
野村資産設計ファンド2040	72,920,161円
野村資産設計ファンド2045	17,289,225円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,654,542,079円
ネクストコア	13,054,001円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	547,588,936円
野村資産設計ファンド2050	19,145,788円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	3,501,172円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,803,680円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	2,499,942円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	2,395,055円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,276,727円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,288,022円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	12,847,382円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	6,495,072円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	23,714,032円
野村つみたて外国株投信	8,358,740,502円
野村外国株（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	707,433,017円
野村外国株（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	2,283,280,731円
世界6資産分散ファンド	148,258,586円
野村資産設計ファンド2060	19,468,710円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス（オール・カンントリー）	1,697,737,846円
はじめてのNISA・新興国株式インデックス	862,789,617円
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,204,357,167円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	3,400,232,352円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	2,605,011円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	2,237,004,450円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	455,254円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	42,960,948,292円
野村DC運用戦略ファンド	777,072,894円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	46,038,945円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	32,987,272円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	37,010,768円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	28,307,187円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	27,306,582円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	61,851,328円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	9,981,298円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年10月22日現在)

資産の部

流動資産

コール・ローン

8,443,483,916

国債証券	941,706,892,000
地方債証券	61,117,435,743
特殊債券	74,705,522,269
社債券	55,924,500,100
未収利息	1,692,120,654
前払費用	90,109,599
流動資産合計	1,143,680,064,281
資産合計	1,143,680,064,281
負債の部	
流動負債	
未払金	3,425,556,000
未払解約金	483,663,042
流動負債合計	3,909,219,042
負債合計	3,909,219,042
純資産の部	
元本等	
元本	921,873,253,243
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	217,897,591,996
元本等合計	1,139,770,845,239
純資産合計	1,139,770,845,239
負債純資産合計	1,143,680,064,281

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.2364 円
(10,000 口当たり純資産額)	(12,364 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	917, 044, 338, 078 円
同期中における追加設定元本額	111, 455, 982, 394 円
同期中における一部解約元本額	106, 627, 067, 229 円
期末元本額	921, 873, 253, 243 円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	304, 585, 628 円
野村世界 6 資産分散投信（安定コース）	44, 545, 193, 193 円
野村世界 6 資産分散投信（分配コース）	21, 588, 242, 901 円
野村世界 6 資産分散投信（成長コース）	8, 439, 523, 267 円
野村資産設計ファンド 2015	324, 094, 834 円
野村資産設計ファンド 2020	363, 815, 574 円
野村資産設計ファンド 2025	449, 934, 473 円
野村資産設計ファンド 2030	419, 157, 903 円
野村資産設計ファンド 2035	268, 672, 297 円
野村資産設計ファンド 2040	311, 574, 088 円
野村日本債券インデックスファンド	551, 580, 782 円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	124, 824, 283, 764 円
のむラップ・ファンド（保守型）	26, 590, 082, 064 円
のむラップ・ファンド（普通型）	96, 326, 826, 510 円
のむラップ・ファンド（積極型）	12, 085, 559, 951 円
野村日本債券インデックス（野村 SMA 向け）	5, 389, 984, 393 円
野村資産設計ファンド 2045	51, 728, 338 円
野村円債投資インデックスファンド	422, 445, 840 円
野村インデックスファンド・国内債券	2, 388, 155, 066 円
マイ・ロード	47, 305, 006, 682 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1, 472, 258, 474 円
野村日本債券インデックス（野村 SMA・EW 向け）	25, 022, 230, 790 円
野村世界 6 資産分散投信（配分変更コース）	2, 189, 900, 344 円
野村資産設計ファンド 2050	37, 371, 141 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2026－2028 年目標型	28, 750, 736 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2029－2031 年目標型	16, 744, 634 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2032－2034 年目標型	7, 909, 812 円
野村ターゲットデートファンド 2016 2035－2037 年目標型	5, 156, 545 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	4, 755, 413, 759 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3, 421, 156, 683 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	30, 442, 950 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	13, 897, 253 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	71, 752, 739 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	14, 515, 696 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	8, 764, 703 円
野村 6 資産均等バランス	12, 525, 297, 353 円
世界 6 資産分散ファンド	247, 404, 967 円
野村資産設計ファンド 2060	22, 725, 704 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA－BPI 総合連動型上場投信	149, 320, 738, 378 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	15, 987, 685, 509 円
グローバル・インデックス・バランス 25VA（適格機関投資家専用）	403, 644, 882 円
グローバル・インデックス・バランス 50VA（適格機関投資家専用）	90, 047, 975 円
グローバル・インデックス・バランス 40VA（適格機関投資家専用）	1, 170, 469, 736 円
グローバル・インデックス・バランス 60VA（適格機関投資家専用）	342, 237, 359 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	12, 106, 442 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	9, 584, 248 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	423, 735 円
野村インデックス・バランス 60VA（適格機関投資家専用）	3, 107, 525, 578 円
野村ワールド・インデックス・バランス 50VA（適格機関投資家専用）	10, 082, 149 円
野村世界インデックス・バランス 40VA（適格機関投資家専用）	34, 981, 023 円

野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	404,086,811 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	275,508,862 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,101,568,556 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	101,638,814 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,375,950,467 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	492,271,516 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	12,149,995 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	46,184,940,935 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	71,565,427,708 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	33,270,994,743 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	50,329,855,419 円
マイバランスＤＣ３０	21,329,191,577 円
マイバランスＤＣ５０	19,544,989,664 円
マイバランスＤＣ７０	8,278,876,024 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,338,144,938 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	3,947,429,881 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	11,858,415,516 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,321,412,228 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	511,132,326 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	85,407,317 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	121,916,134 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	364,111,080 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	157,671,738 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	55,230,084 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	4,850,157,060 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,204,422,058 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,047,416,600 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,219,450,048 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	31,861,378 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	514,748,960 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	860,004,718 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,133,540,970 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	428,719,042 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	4,922,635 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部

流動資産

預金	1,120,823,982
コール・ローン	925,242,021
国債証券	953,632,804,232
派生商品評価勘定	1,695,965
未収利息	8,698,350,143
前払費用	1,472,661,318
その他未収収益	11,599,550
流動資産合計	965,863,177,211

資産合計	965, 863, 177, 211
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	15, 501
未払金	1, 325, 781, 775
未払解約金	392, 544, 874
その他未払費用	6, 464, 978
流動負債合計	1, 724, 807, 128
負債合計	1, 724, 807, 128
純資産の部	
元本等	
元本	320, 500, 252, 696
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	643, 638, 117, 387
元本等合計	964, 138, 370, 083
純資産合計	964, 138, 370, 083
負債純資産合計	965, 863, 177, 211

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	3. 0082 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(30, 082 円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	287, 462, 074, 035 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	303, 574, 809, 120 円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年10月22日現在		
期首		2024年4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		295,540,289,666円
同期中における追加設定元本額		40,267,184,151円
同期中における一部解約元本額		15,307,221,121円
期末元本額		320,500,252,696円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		69,695,254円
バランスセレクト50		71,285,076円
バランスセレクト70		81,093,853円
野村外国債券インデックスファンド		227,343,281円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		3,154,645,333円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		22,932,861,005円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		3,587,572,766円
野村資産設計ファンド2015		16,997,109円
野村資産設計ファンド2020		19,066,001円
野村資産設計ファンド2025		27,515,103円
野村資産設計ファンド2030		46,006,331円
野村資産設計ファンド2035		38,400,562円
野村資産設計ファンド2040		61,259,461円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		81,769,308,721円
のむらップ・ファンド(保守型)		4,586,777,701円
のむらップ・ファンド(普通型)		41,489,307,993円
のむらップ・ファンド(積極型)		16,860,087,217円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)		348,578,464円
野村資産設計ファンド2045		12,850,503円
野村インデックスファンド・外国債券		1,146,799,399円
マイ・ロード		5,807,668,931円
ネクストコア		68,259,235円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		388,951,832円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)		8,601,284,725円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		861,519,013円
野村資産設計ファンド2050		11,829,055円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		3,014,699円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		2,566,897円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		2,014,282円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		1,655,188円
のむらップ・ファンド(やや保守型)		1,422,419,029円
のむらップ・ファンド(やや積極型)		4,215,046,091円
インデックス・ブレンド(タイプI)		2,480,254円

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,990,204 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	9,057,902 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,537,815 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	9,668,384 円
野村6資産均等バランス	5,324,327,044 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Bコース（野村投資一任口座向け）	9,664,707,539 円
世界6資産分散ファンド	105,162,721 円
野村資産設計ファンド2060	7,146,859 円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	14,000,615,182 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	7,032,887,912 円
野村外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	5,283,364 円
グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	686,032,896 円
グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	153,203,701 円
グローバル・インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	696,288,006 円
グローバル・インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	242,368,920 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型（適格機関投資家専用）	1,399,886 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型（適格機関投資家専用）	6,106,063 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	179,658 円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	2,199,153,981 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	6,426,128 円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	5,561,793 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	149,910,115 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	116,811,046 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	1,872,306,110 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	43,041,260 円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	724,454,400 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,268,186,503 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	3,871,781 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,051,643,193 円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	3,755,010 円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	8,458,028 円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	7,810,020 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	647,346,667 円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	5,326,621,954 円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	7,512,952,411 円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	6,927,807,644 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,184,065,779 円
マイバランスDC30	2,459,308,907 円
マイバランスDC50	2,043,587,032 円
マイバランスDC70	1,708,170,906 円
野村DC外国債券インデックスファンド	12,072,235,394 円
野村DC運用戦略ファンド	3,992,951,886 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	471,667,280 円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	584,972,566 円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,361,329,024 円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	578,998,653 円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	36,204,403 円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	90,736,720 円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	51,818,281 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	39,938,255 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	30,997,065 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	17,479,613 円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	538,226,074 円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	275,949,220 円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	186,699,717 円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	259,080,672 円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	10,018,347 円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	109,383,972 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	73,085,425 円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	378,891,236 円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	182,167,959 円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	1,045,846 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024 年 10 月 22 日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	233,117,646
コール・ローン	2,041,673,980
国債証券	101,122,215,647
派生商品評価勘定	8,537,094
未収利息	762,581,977
前払費用	116,649,527
差入委託証拠金	95,698,741
流動資産合計	104,380,474,612
資産合計	104,380,474,612
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,400,578,781
未払金	1,832,552,919
未払解約金	34,573,781
その他未払費用	508,600
流動負債合計	6,268,214,081
負債合計	6,268,214,081
純資産の部	
元本等	
元本	99,010,147,872
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△897,887,341
元本等合計	98,112,260,531
純資産合計	98,112,260,531
負債純資産合計	104,380,474,612

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
--------------------	--

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 元本の欠損	897, 887, 341 円
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0. 9909 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(9, 909 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	78, 641, 104, 886 円
同期中における追加設定元本額	36, 219, 010, 211 円
同期中における一部解約元本額	15, 849, 967, 225 円
期末元本額	99, 010, 147, 872 円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1, 821, 120, 391 円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2, 174, 954, 339 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 6－2 0 2 8 年目標型	35, 580, 301 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 2 9－2 0 3 1 年目標型	20, 647, 437 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 2－2 0 3 4 年目標型	9, 783, 923 円
野村ターゲットデートファンド 2 0 1 6 2 0 3 5－2 0 3 7 年目標型	6, 381, 419 円
野村外国債券インデックス A コース (野村 SMA・E W 向け)	9, 521, 746, 694 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	24, 912, 469 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	15, 926, 394 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	99, 349, 061 円

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	32,280,649 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	18,075,122 円
野村外国債券インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	48,056,685,960 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）	11,266,355,610 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	24,713,530,963 円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	125,418,067 円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	723,161 円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	2,891,176 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	1,063,784,736 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（2024 年 10 月 22 日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	134,397,754
コール・ローン	16,303,640
国債証券	15,554,657,552
未収利息	168,610,169
前払費用	81,395,948
流動資産合計	15,955,365,063
資産合計	15,955,365,063
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,331,131
その他未払費用	876,100
流動負債合計	7,207,231
負債合計	7,207,231
純資産の部	
元本等	
元本	8,677,609,980
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,270,547,852
元本等合計	15,948,157,832
純資産合計	15,948,157,832
負債純資産合計	15,955,365,063

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

	為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 8379 円
(10,000 口当たり純資産額)	(18, 379 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5, 881, 895, 740 円
同期中における追加設定元本額	3, 696, 421, 863 円
同期中における一部解約元本額	900, 707, 623 円
期末元本額	8, 677, 609, 980 円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド2015	9, 673, 633 円
野村資産設計ファンド2020	10, 852, 731 円
野村資産設計ファンド2025	15, 214, 425 円
野村資産設計ファンド2030	26, 182, 476 円
野村資産設計ファンド2035	21, 867, 447 円
野村資産設計ファンド2040	34, 859, 764 円
野村資産設計ファンド2045	7, 313, 972 円
野村インデックスファンド・新興国債券	635, 903, 926 円
ネクストコア	18, 217, 202 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	629, 887, 606 円
野村資産設計ファンド2050	6, 567, 035 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026－2028年目標型	1, 715, 192 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029－2031年目標型	1, 461, 716 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032－2034年目標型	1, 147, 559 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035－2037年目標型	941, 737 円
インデックス・ブレンド（タイプV）	3, 886, 422 円
世界6資産分散ファンド	170, 370, 486 円
野村資産設計ファンド2060	4, 069, 404 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・新興国債券（適格機関投資家専用）	5, 283, 555, 484 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2％コース向け）（適格 機関投資家専用）	522, 674 円
野村DC新興国債券（現地通貨建て）インデックスファンド	574, 169, 810 円
野村DC運用戦略ファンド	1, 084, 072, 620 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	79, 362, 781 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	22, 743, 299 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	17, 639, 698 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	9, 705, 824 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年10月22日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	408,038,209
コール・ローン	458,093,586
国債証券	51,697,941,254
派生商品評価勘定	2,719,640
未収利息	580,942,432
前払費用	89,557,913
流動資産合計	53,237,293,034
資産合計	53,237,293,034
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	83,630
未払金	417,370,480
未払解約金	28,920,813
その他未払費用	92,500
流動負債合計	446,467,423
負債合計	446,467,423
純資産の部	
元本等	
元本	21,016,253,924
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,774,571,687
元本等合計	52,790,825,611
純資産合計	52,790,825,611
負債純資産合計	53,237,293,034

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 5119 円
(10,000 口当たり純資産額)	(25,119 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当	
該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の	
仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物	
相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しており	
ます。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,274,403,303 円
同期中における追加設定元本額	6,050,050,397 円
同期中における一部解約元本額	3,308,199,776 円
期末元本額	21,016,253,924 円
期末元本額の内訳*	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	441,241,931 円
ネクストコア	12,284,196 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	725,826,661 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	6,005,720 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	4,072,173 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	25,827,654 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	8,655,334 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	17,318,308 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス A コース (野村投資一任口座向け)	1,528,879,987 円
野村外国債券 (含む新興国) インデックス B コース (野村投資一任口座向け)	3,997,281,333 円
NEXT FUNDS 新興国債券・J. P. モルガン・エマージング・マーケッ	
ト・ボンド・インデックス・プラス (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	1,232,899,509 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	2,153,924,533 円
野村世界インデックス・バランス 40VA (適格機関投資家専用)	2,249,510 円
ノムラ新興国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	2,141,220 円
新興国債券・インデックスF (適格機関投資家専用)	2,235,936,703 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信 (適格機関投資家転売制限付)	332,058,273 円
野村新興国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	7,321,142,696 円
野村DC運用戦略ファンド	732,792,890 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	62,141,685 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	232,479,645
コール・ローン	458,490,292
社債券	16,095,896,746
派生商品評価勘定	4,009,705
未収利息	170,611,628
前払費用	74,454,663
流動資産合計	17,035,942,679
資産合計	17,035,942,679
負債の部	
流動負債	
未払金	538,199,850
未払解約金	246,473
流動負債合計	538,446,323
負債合計	538,446,323
純資産の部	
元本等	
元本	8,125,952,815
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,371,543,541
元本等合計	16,497,496,356
純資産合計	16,497,496,356
負債純資産合計	17,035,942,679

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 0302 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(20, 302 円)

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
社債券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当	
該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の	
仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物	
相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しており	
ます。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

(その他の注記)
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	6, 961, 048, 136 円
同期中における追加設定元本額	5, 290, 706, 188 円
同期中における一部解約元本額	4, 125, 801, 509 円
期末元本額	8, 125, 952, 815 円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券	586, 275, 597 円
野村インデックスファンド・米国ハイ・イールド債券・為替ヘッジ型	160, 497, 463 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	1, 016, 113 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	1, 148, 758 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	5, 056, 239 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	1, 888, 606 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	5, 192, 516 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国債券	3, 367, 075, 572 円
米国ハイ・イールド債券・インデックス F (適格機関投資家専用)	3, 997, 801, 951 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

J－REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部

流動資産	
コール・ローン	932, 293, 376
投資証券	59, 404, 922, 150
未収入金	6, 983, 832
未収配当金	577, 832, 558
未収利息	6, 061
差入委託証拠金	146, 990, 819
流動資産合計	61, 069, 028, 796
資産合計	61, 069, 028, 796
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	66, 505, 770
未払解約金	51, 442, 969
流動負債合計	117, 948, 739
負債合計	117, 948, 739
純資産の部	
元本等	
元本	24, 032, 966, 158
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	36, 918, 113, 899
元本等合計	60, 951, 080, 057
純資産合計	60, 951, 080, 057
負債純資産合計	61, 069, 028, 796

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2. 5361 円
(10, 000 口当たり純資産額)	(25, 361 円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
投資証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定
先物取引
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21,467,270,237 円
同期中における追加設定元本額	5,902,581,934 円
同期中における一部解約元本額	3,336,886,013 円
期末元本額	24,032,966,158 円
期末元本額の内訳＊	
野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)	1,781,329,478 円
野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)	2,589,893,683 円
野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)	2,024,863,357 円
野村資産設計ファンド 2015	12,960,515 円
野村資産設計ファンド 2020	14,548,570 円
野村資産設計ファンド 2025	18,938,571 円
野村資産設計ファンド 2030	23,388,719 円
野村資産設計ファンド 2035	21,488,042 円
野村資産設計ファンド 2040	46,721,329 円
野村資産設計ファンド 2045	9,145,174 円
野村インデックスファンド・J-REIT	2,664,884,771 円
ネクストコア	26,298,970 円
野村インデックスファンド・内外 7 資産バランス・為替ヘッジ型	1,059,741,401 円
野村 J-REIT インデックス (野村 SMA・EW 向け)	1,437,009,431 円
野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)	843,413,591 円
野村資産設計ファンド 2050	6,183,928 円
インデックス・ブレンド (タイプⅠ)	264,056 円
インデックス・ブレンド (タイプⅡ)	172,900 円
インデックス・ブレンド (タイプⅢ)	1,248,596 円
インデックス・ブレンド (タイプⅣ)	459,505 円
インデックス・ブレンド (タイプⅤ)	1,304,115 円
野村 6 資産均等バランス	6,010,231,747 円
野村世界 REIT インデックス A コース (野村投資一任口座向け)	87,576,917 円
野村資産設計ファンド 2060	5,452,670 円
ファンドラップ (ウェルス・スクエア) REIT	219,483,658 円
ノムラ FOFs 用インデックスファンド・J-REIT (適格機関投資家専用)	1,331,194,308 円
野村国内外マルチアセット (6 資産) ファンド (適格機関投資家専用)	52,710,315 円
J-REIT インデックスファンド (適格機関投資家専用)	1,658,657,423 円
野村国内外マルチアセット (6 資産) オープン投信 (適格機関投資家専用)	204,338,485 円
野村 FOFs 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス (2% コース向け) (適格機関投資家専用)	364,369 円
野村 DC 運用戦略ファンド	1,562,842,237 円
野村 DC 運用戦略ファンド (マイルド)	145,651,403 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) 安定コース	20,439,729 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) インカムコース	10,245,524 円
野村世界 6 資産分散投信 (DC) 成長コース	29,251,615 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたて NISA) 2030	20,317,013 円

野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	23,643,440 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	9,139,067 円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	7,644,660 円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	49,522,876 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024 年 10 月 22 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	231,174,340
コール・ローン	190,052,469
投資証券	86,886,594,569
派生商品評価勘定	2,882,837
未収配当金	39,964,955
未収利息	1,235
差入委託証拠金	548,754,186
流動資産合計	87,899,424,591
資産合計	87,899,424,591
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,401,974
未払解約金	22,529,139
その他未払費用	289,900
流動負債合計	34,221,013
負債合計	34,221,013
純資産の部	
元本等	
元本	20,874,971,621
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,990,231,957
元本等合計	87,865,203,578
純資産合計	87,865,203,578
負債純資産合計	87,899,424,591

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引
--------------------	---

2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
	配当株式
	配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益
	約定日基準で計上しております。
	為替差損益
	約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	4,2091 円
(10,000 口当たり純資産額)	(42,091 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2024 年 10 月 22 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
先物取引	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
為替予約取引	
1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。	
①計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。	
②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。	
・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。	
2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024 年 10 月 22 日現在	
期首	2024 年 4 月 23 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	20,772,763,274 円
同期中における追加設定元本額	2,583,096,736 円
同期中における一部解約元本額	2,480,888,389 円
期末元本額	20,874,971,621 円

期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1, 138, 122, 932 円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1, 654, 728, 910 円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	1, 293, 665, 121 円
野村資産設計ファンド２０１５	8, 279, 691 円
野村資産設計ファンド２０２０	9, 294, 712 円
野村資産設計ファンド２０２５	12, 099, 358 円
野村資産設計ファンド２０３０	14, 941, 863 円
野村資産設計ファンド２０３５	13, 729, 015 円
野村資産設計ファンド２０４０	29, 848, 388 円
野村資産設計ファンド２０４５	5, 842, 328 円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ	1, 441, 300, 629 円
ネクストコア	6, 870, 882 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	561, 022, 835 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	571, 339, 507 円
野村資産設計ファンド２０５０	3, 950, 916 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	663, 120 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	673, 194 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	8, 727, 068 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3, 858, 251 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	12, 818, 718 円
野村６資産均等バランス	3, 839, 780, 694 円
野村資産設計ファンド２０６０	3, 483, 755 円
NEXT FUNDS 外国ＲＥＩＴ・Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	5, 799, 120, 056 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	2, 726, 046, 103 円
ノムラ海外ＲＥＩＴインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1, 117, 350, 742 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	74, 135, 115 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	232, 772 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	401, 883, 100 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	22, 964, 372 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	13, 059, 248 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	6, 545, 393 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	18, 689, 046 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	12, 980, 900 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	15, 105, 439 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	5, 839, 112 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	4, 884, 309 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	21, 094, 027 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

2024 年 11 月 29 日現在

Ⅰ 資産総額	142, 007, 183円
Ⅱ 負債総額	5, 186, 419円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	136, 820, 764円
Ⅳ 発行済口数	110, 699, 537口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1. 2360円

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

2024 年 11 月 29 日現在

I 資産総額	95, 526, 619円
II 負債総額	3, 486, 107円
III 純資産総額（I－II）	92, 040, 512円
IV 発行済口数	64, 792, 892口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 4205円

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

2024 年 11 月 29 日現在

I 資産総額	691, 604, 352円
II 負債総額	16, 868, 190円
III 純資産総額（I－II）	674, 736, 162円
IV 発行済口数	416, 738, 741口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 6191円

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

2024 年 11 月 29 日現在

I 資産総額	256, 239, 367円
II 負債総額	7, 692, 682円
III 純資産総額（I－II）	248, 546, 685円
IV 発行済口数	139, 245, 348口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1. 7850円

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2024 年 11 月 29 日現在

I 資産総額	752, 777, 319円
II 負債総額	17, 787, 192円
III 純資産総額（I－II）	734, 990, 127円
IV 発行済口数	343, 519, 690口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2. 1396円

（参考）国内株式マザーファンド

2024 年 11 月 29 日現在

I 資産総額	803, 047, 512, 214円
II 負債総額	50, 199, 679, 013円
III 純資産総額（I－II）	752, 847, 833, 201円
IV 発行済口数	246, 612, 518, 121口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3. 0528円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	2,767,865,627,047円
II 負債総額	6,368,142,990円
III 純資産総額 (I - II)	2,761,497,484,057円
IV 発行済口数	365,338,783,127口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	7.5587円

(参考) 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	177,113,320,884円
II 負債総額	85,732,673,545円
III 純資産総額 (I - II)	91,380,647,339円
IV 発行済口数	27,366,997,833口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3391円

(参考) 新興国株式マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	141,266,485,583円
II 負債総額	1,732,578,269円
III 純資産総額 (I - II)	139,533,907,314円
IV 発行済口数	69,147,883,316口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0179円

(参考) 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	393,793,729,781円
II 負債総額	740,639,129円
III 純資産総額 (I - II)	393,053,090,652円
IV 発行済口数	128,291,556,069口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.0637円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	1,233,425,033,680円
II 負債総額	37,221,907,264円
III 純資産総額 (I - II)	1,196,203,126,416円
IV 発行済口数	971,989,928,713口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2307円

(参考) 外国債券マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	973,015,593,807円
II 負債総額	5,874,456,570円
III 純資産総額 (I - II)	967,141,137,237円
IV 発行済口数	323,540,646,941口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.9892円

(参考) 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	168,651,865,058円
II 負債総額	83,314,523,849円
III 純資産総額 (I - II)	85,337,341,209円
IV 発行済口数	86,094,448,009口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9912円

(参考) 新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	15,386,500,174円
II 負債総額	15,814,683円
III 純資産総額 (I - II)	15,370,685,491円
IV 発行済口数	8,536,116,272口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.8007円

(参考) 新興国債券マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	49,594,263,259円
II 負債総額	255,435,583円
III 純資産総額 (I - II)	49,338,827,676円
IV 発行済口数	19,453,302,204口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5363円

(参考) 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	19,431,065,511円
II 負債総額	28,466円
III 純資産総額 (I - II)	19,431,037,045円
IV 発行済口数	9,505,793,112口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.0441円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	61,969,559,420円
II 負債総額	1,987,111,016円
III 純資産総額 (I - II)	59,982,448,404円
IV 発行済口数	23,849,811,361口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5150円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	88,572,378,223円
II 負債総額	24,206,697円
III 純資産総額 (I - II)	88,548,171,526円
IV 発行済口数	20,713,818,531口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.2748円

(参考) 海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	14,042,093,086円
II 負債総額	6,908,927,731円
III 純資産総額 (I - II)	7,133,165,355円
IV 発行済口数	4,339,917,507口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6436円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年12月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

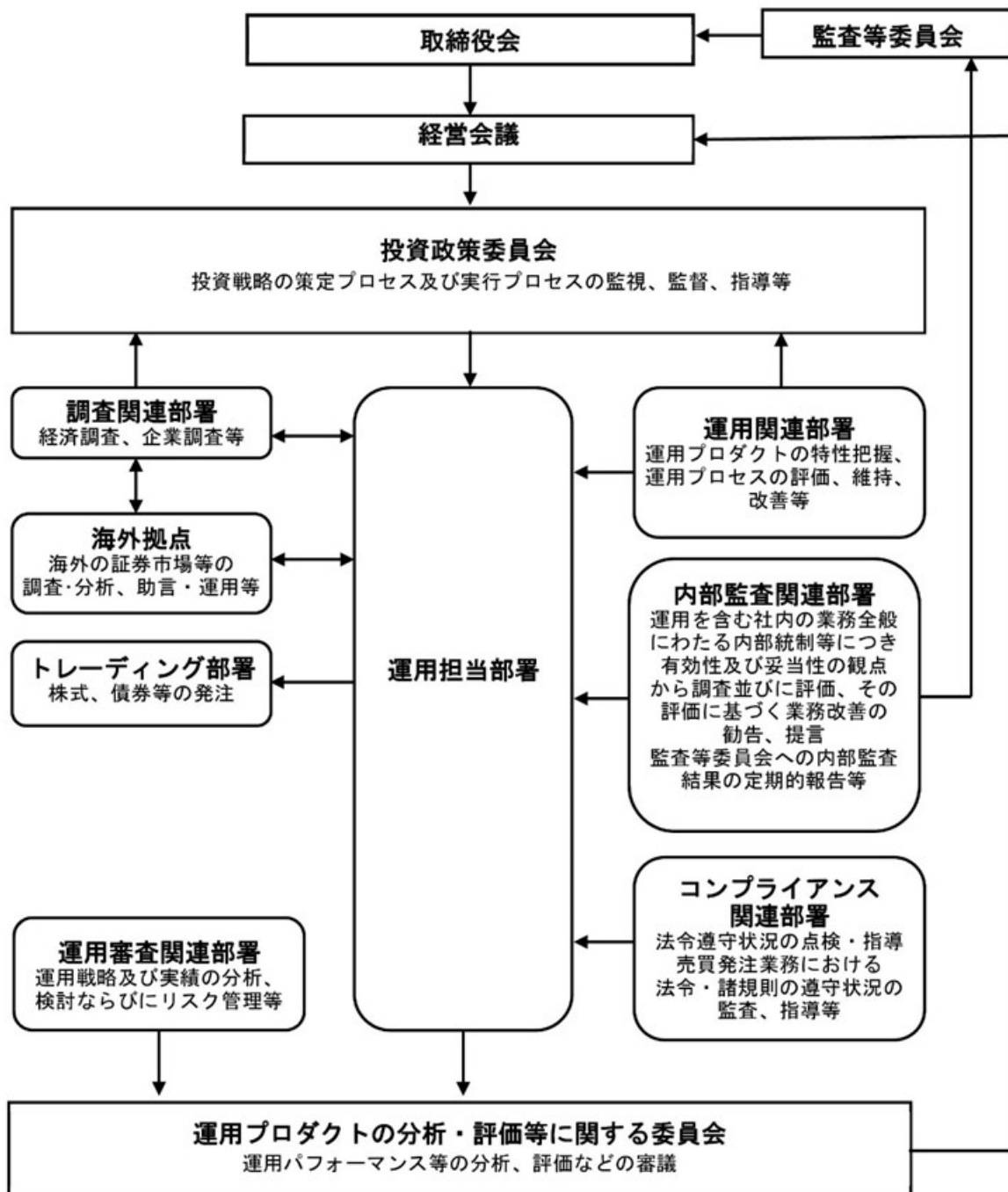
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2024 年 11 月 29 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	929	54,891,081
単位型株式投資信託	159	661,756
追加型公社債投資信託	14	6,705,728
単位型公社債投資信託	427	771,780
合計	1,529	63,030,347

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯 原	尚
--------------------	-------	-----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 永	真太郎
--------------------	-------	-----	-----

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※2	906		595	
器具備品	※2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※ 1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※ 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419
当期変動額									
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
当期純利益							28, 183	28, 183	28, 183
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24, 606	△2, 991	△27, 598	△27, 598
当期末残高	17, 180	11, 729	2, 000	13, 729	685	-	28, 225	28, 910	59, 820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214 百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項
- (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
- 2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 55,782 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 10,830 円 |
| 基準日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2023 年 6 月 30 日 |
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
- 2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
- 普通株式の配当に関する事項
- | | |
|-----------|-----------------|
| 配当金の総額 | 28,174 百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1 株当たり配当額 | 5,470 円 |
| 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| 効力発生日 | 2024 年 6 月 28 日 |

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655
-----------------	-----

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)		当事業年度末 (2024年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有 100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	17,016 円 74 銭	1株当たり純資産額	11,677 円 62 銭
1株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭	1株当たり当期純利益	5,471 円 85 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 26,064 百万円		損益計算書上の当期純利益 28,183 百万円	
普通株式に係る当期純利益 26,064 百万円		普通株式に係る当期純利益 28,183 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株		普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産	※ 1	
有形固定資産		761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※ 2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇ 中間損益計算書

		自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※ 1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※ 2	6,924
営業外費用	※ 3	285
経常利益		28,282
特別利益	※ 4	23
特別損失	※ 5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、						

7. 収益及び費用の計上基準	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	47,595	47,595	-
(2) その他（デリバティブ取引）	126	126	-
資産計	47,722	47,722	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	47,595	-	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	-	126	-	126
資産計	-	47,722	-	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2024年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	-	126	126

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	10,222 円 13 銭
1 株当たり中間純利益	4,021 円 58 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	20,713 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	20,713 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(インデックス・ブレンド(タイプI))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券(親投資信託※の受益証券。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア(以下「ウエルス・スクエア」といいます。)による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等(以下「インデックス」といいます。)を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率(以下「基本投資比率」といいます。)を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行いません。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して30%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行いません。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
 10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 48 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託 国内株式マザーファンド

親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国株式マザーファンド

親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

親投資信託 外国債券マザーファンド

親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託 新興国債券マザーファンド

親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド(タイプⅡ))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券(親投資信託※の受益証券。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア(以下「ウエルス・スクエア」といいます。)による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

(i) ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等(以下「インデックス」といいます。)を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

(ii) 戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率(以下「基本投資比率」といいます。)を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

(iii) 投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行いません。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して43%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないです。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
 10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 49 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託 国内株式マザーファンド

親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国株式マザーファンド

親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

親投資信託 外国債券マザーファンド

親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託 新興国債券マザーファンド

親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプⅢ))

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（i）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ii）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（iii）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して 55%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないです。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
 10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託 国内株式マザーファンド

親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国株式マザーファンド

親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

親投資信託 外国債券マザーファンド

親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託 新興国債券マザーファンド

親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプⅣ))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（i）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ii）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（iii）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行いません。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して65%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないです。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 51 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託 国内株式マザーファンド

親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国株式マザーファンド

親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

親投資信託 外国債券マザーファンド

親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託 新興国債券マザーファンド

親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(インデックス・ブレンド (タイプV))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

(2) 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（i）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行わない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ii）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（iii）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行いません。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して80%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないです。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプV）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であつて第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(スワップ取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 29 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を高めるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第 1 項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 52 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第58条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託の

つど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託 インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 47 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合
 - ・ ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行
 - ・ ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第 16 条第 1 項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託 国内株式マザーファンド

親投資信託 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド

親投資信託 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国株式マザーファンド

親投資信託 米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

親投資信託 外国債券マザーファンド

親投資信託 外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託 新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託 新興国債券マザーファンド

親投資信託 米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託 J-REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス マザーファンド

親投資信託 海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 14 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 15 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式為替ヘッジ型マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スプージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 13 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 25 条において同じ。）、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第 15 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 14 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 14 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 (削除)

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 2 月 1 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国株式マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第42条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。)、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 21 年 5 月 11 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 39 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 40 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 41 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本とし

て定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ② S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑨ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計

算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第

1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号、第 17 号および第 18 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 13 号および第 14 号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第 13 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 24 条において同じ。）、第 24 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 20 条および第 22 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 20 条および第 22 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指

図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 23 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 25 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 23 日から翌年 4 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 29 年 4 月 24 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれ

のない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 34 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 35 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 36 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 38 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること

ができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 29 年 1 月 10 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA・BPI 総合 (NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA・BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA・BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りします。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 17 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 18 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 19 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 20 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 21 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、**FTSE** 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、**FTSE** 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外的の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第38条第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産(株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第19条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りで

はありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 21 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 7 日から翌年 9 月 6 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 9 月 8 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第 37 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ

これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第47条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかると一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 22 年 8 月 23 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(新興国債券マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(直物為替先渡取引の運用指図)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第49条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③ 約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 20 年 6 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。

② ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利

用は行ないません。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金40億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第43条第2項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については40億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時ににおいて、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条、第19条及び第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国の者の発行する証券または証書で、第 4 号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 8 号の証券または証書の性質を有するもの

11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）

15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第 13 号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
 8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
 9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図)

第17条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに

外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(クレジットデリバティブ取引の運用指図)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

② クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限りま

す。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと

します。

(公社債の借入れ)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年4月24日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含

む。)等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第42条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この

場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第52条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の

貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年7月14日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 40 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 42 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外 REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 20 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 20 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第16条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第18条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第20条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 25 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 26 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 27 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 11 日から翌年 6 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 18 年 6 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド)

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- ③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

ロ. 次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券および新株予約権証券

12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの

13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。)であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書

18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）

8. 流動性のあるブリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）

9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第16条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第22条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第34条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託の一部解約)

第38条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする

る旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 45 条 この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 48 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 9 月 12 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社